# 讃岐国弘福寺領の調査

弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書

1992年３月

高松市教育委員会

# 正誤表

『弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報Ⅰ』

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|
| はじめに | 25 | 弘福寺領山讃岐国□田郡田図 | 弘福寺領讃岐国山田郡田図 |
| 12 | 9 | □□時代 | 鎌倉時代 |
| 12 | 32 | 木造千□観音 | 木造千手観音 |
| 15 | 21 | 木造毘□文天 | 木造毘沙門天 |
| 24 | 27 | 遺構 | 以降 |
| 28 | 29 | 軒丸瓦頭 | 瓦当 |
| 38 | 21図 | 池が□台池 | 池が池台池 |
| 47 | 26 | 両者の溝□は | 両者の溝間隔は |
| 47 | 32 | 形態□基本的 | 形態と基本的 |
| 53 | 24 | 第18図 | 第25図 |
| 53 | 30 | 方形周涅墓 | 方形周溝墓 |
| 56 | 16 | までまで | まで |
| 56 | 29 | 宮井政夫 | 宮井政雄 |
| 57 | | | 別紙 |
| 61 | 23 | 参道東海 | 参道東界 |
| 65 | 4 | 所見 | 初見 |
| 67 | 30 | 正確にに | 正確には |
| 73 | 17 | 第30図 | 第32図 |
| 73 | 20 | 第30図 | 第32図 |
| 77 | 37 | 図28 | 図33 |
| 77 | 37 | 図27 | 図32 |
| 77 | 38 | 図26-2 | 図31-2 |
| 77 | 38 | 図25 | 図30 |
| 105 | 5 | 班拾したる | 班給したる |

文化十五年
山田部下林村順道圖繪
寅
三月

中林下所　六条入
下林中所　大熊入
中林上所　同下所
中林中所
下林上所

凡例

一、諸事古順道帳を本拠として其末用を画故に順道圖絵と号
一、和尺壱寸を拾間の積たれとも凡の事なり尚更井手道は分外なり
一、順道帳肩書東西南北全相違の所は当時の地面の見込を以て其宜に随ふ
一、御検地全取違来り地主更居申分は先づ其分にしるす
一、南面すれは自然方角正し故に方角を記さず偶地続弐紙面に余り記かたき所は地理に任せて記し方角相違の処は南の字をしるす
一、堺は大体井手道を以て別つといへども是又紙面の不続所は畔にて切其堺に朱を入る
一、一二三印は順道帳の筆順也但し壱町の中に再来る時は朱印を以てしるし三度来る時はいろはの青印を以て印四度来る時は十二支を以て印とす
一、永引當引は其土地に番附を埋み其筆は別に張出す
一、田方は黄紙に書畑方は赤紙に書社領引は金紙に書高
一、黄は道の印又黄に碧如此石目附たるは古墳又石塚石原のしるし
一、赤は神社佛閣のしるし
一、青は樹木有之印
一、空色は水の印
一、新開所の飛入は空色紙にて張出す
一、打附何反何畝と書たるは当時有畝凡目積也

右の通に御座候併御除地の儀は有畝尺寸をもって相究候事にも無之凡眼をもって推量り指配り候事故畔岸の曲直畝町の廣狭時々相更り候間只図絵を著として其節処々当り尚正実を極メ且又地主持違来り居申候分も往々売買有之候時節に取直し候得共弥分明に相成可申と奉存候以上

政所
大内市郎右衛門

文化十五寅年
三月

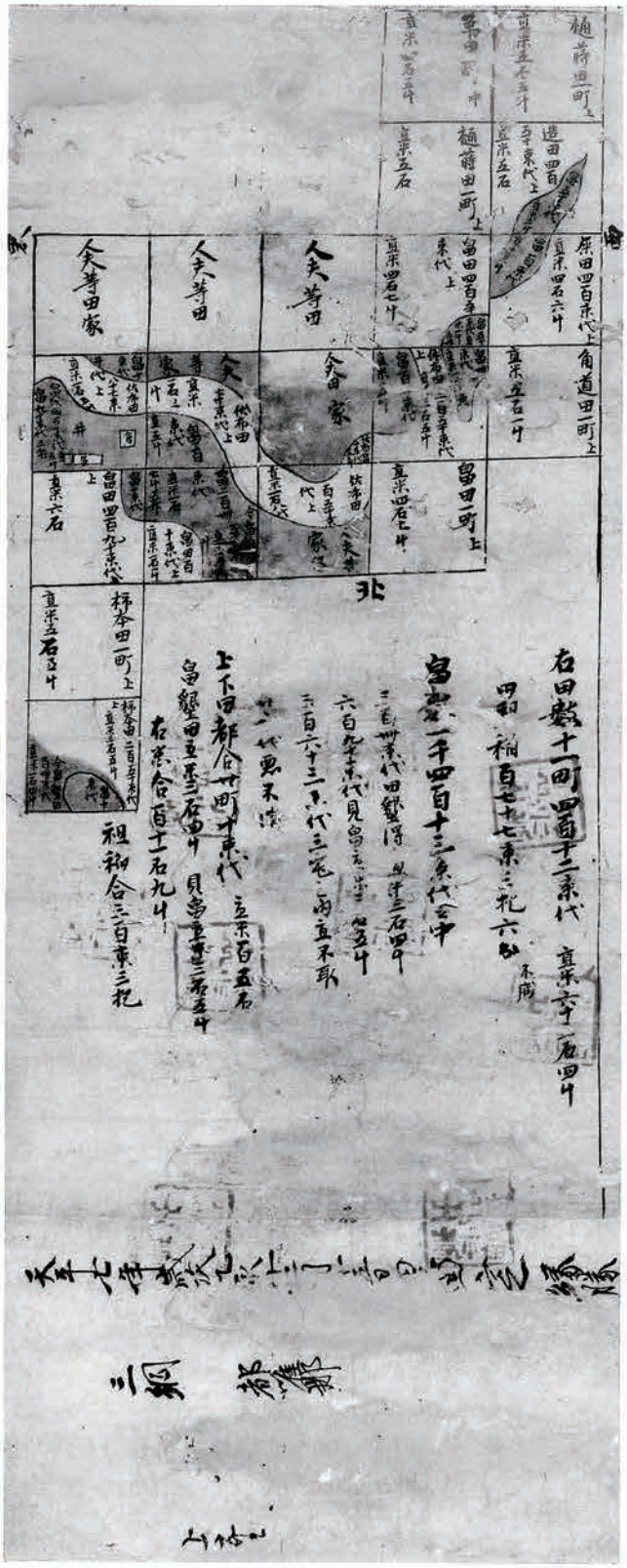

弘福寺領讃岐国山田郡田図

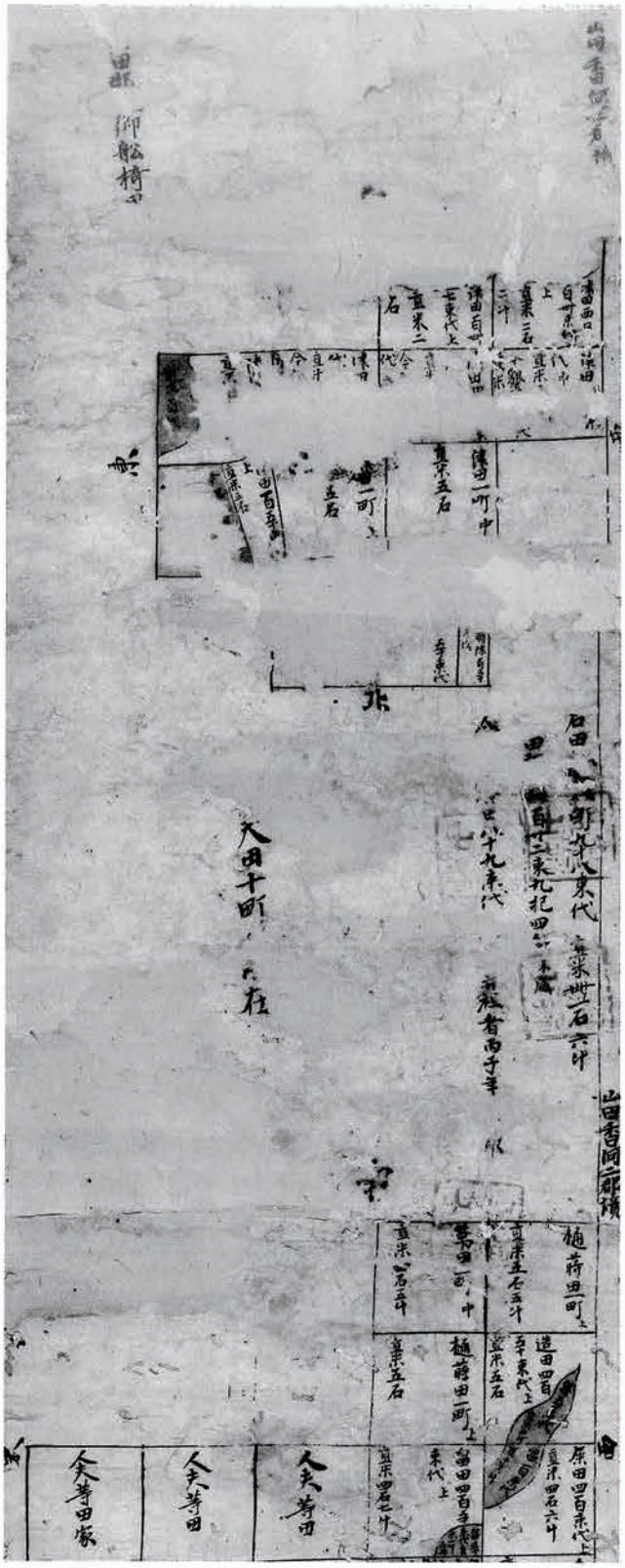

弘福寺領讃岐国山田郡田図

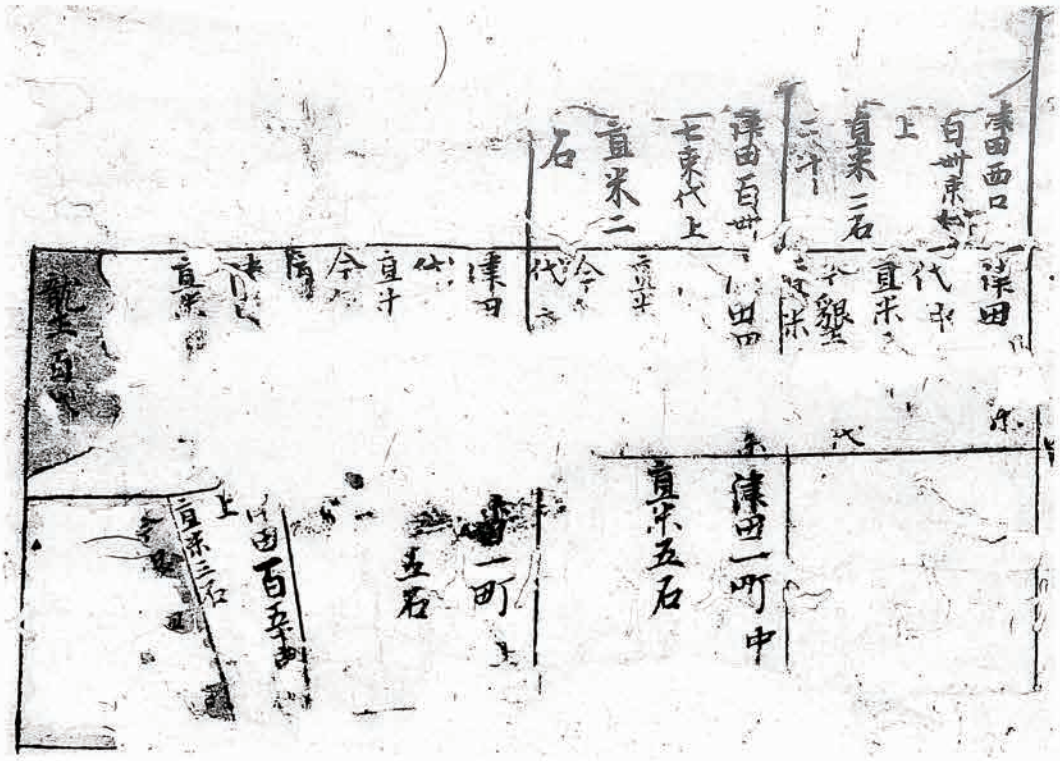

弘福寺領讃岐国山田郡田図(部分拡大)

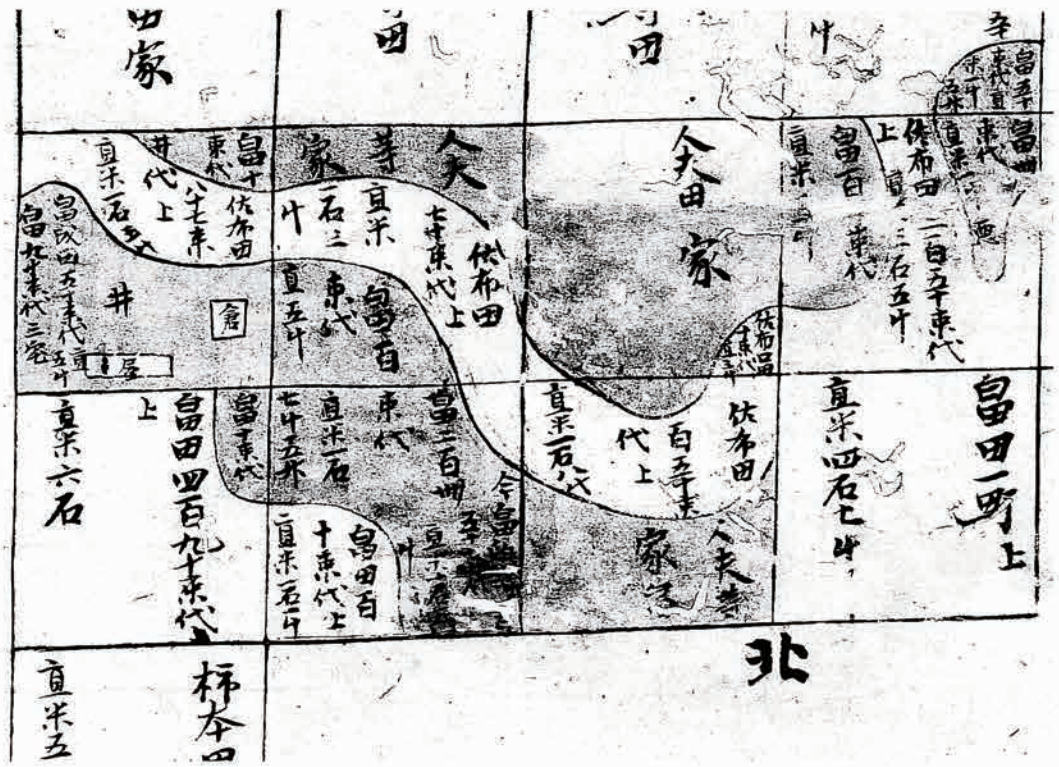

弘福寺領讃岐国山田郡田図(部分拡大)

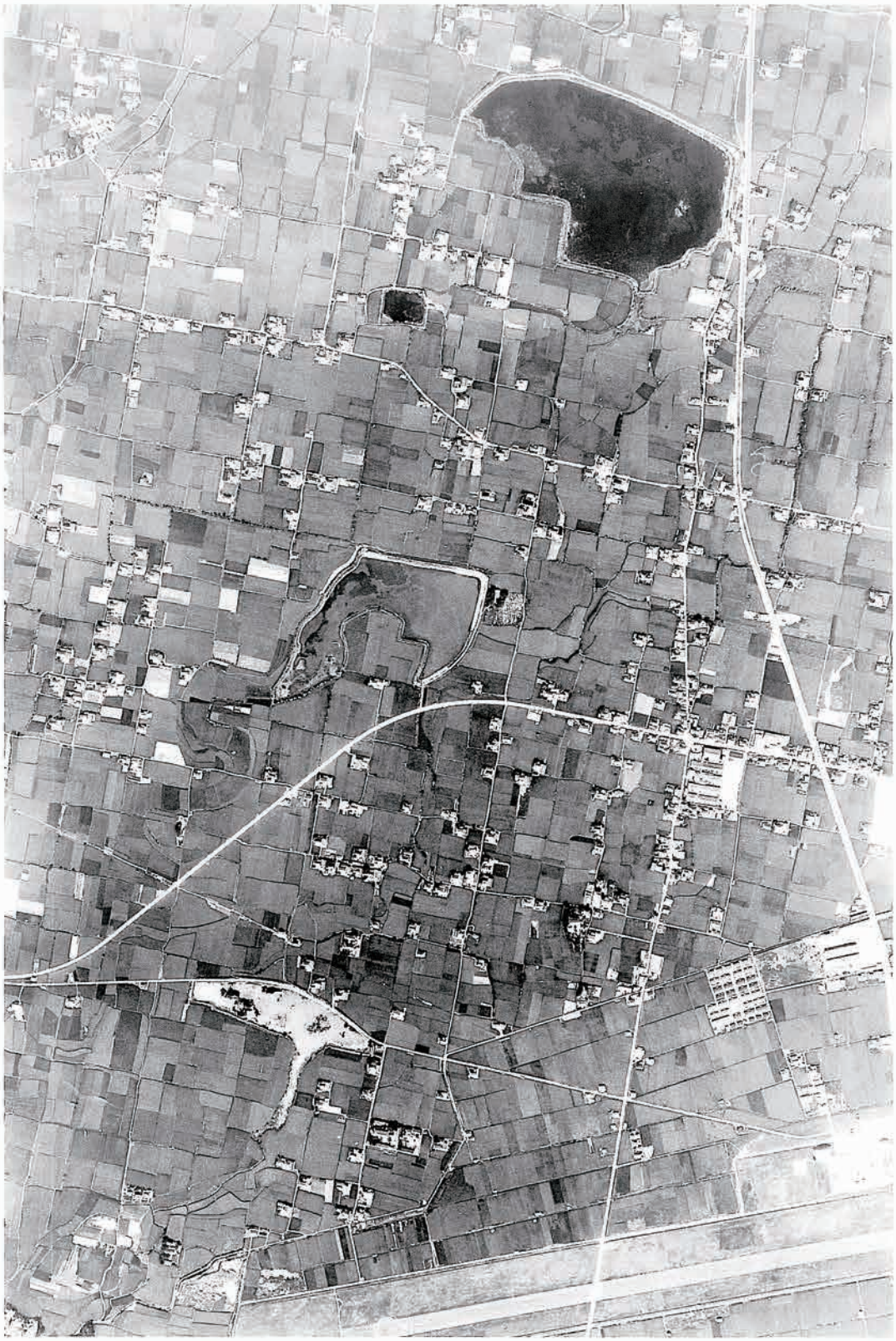

弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地空中写真

# はじめに

風光明媚でおだやかな海、瀬戸内海に面する私達の街「高松市」には、多くの歴史が刻まれています。街の南西に接して市民に緑を提供する山、峰山山頂には、全国屈指の積石塚古墳群「石清尾山古墳群」が、そして東麓には、特別名勝の大名庭園「栗林公園」が、市街地の中心部には、城郭史上特筆される水城である「高松城跡」が、そして東には、源平の古戦場として名高い「屋島」がその名に示すとおり幾何学的な山容を見せているのです。

いずれも高松市にとって至宝であります。そして今回の調査事業の対象となった弘福寺領讃岐国山田郡田図の比定地もこれら貴重な文化財と比べて、遜色の無いものと認識いたしております。当時の中心地からいささか離れた讃岐にあって、当時の状況を記載した絵図や、さらには幾つかの古文書が残っていること自体、奇跡と言うほかありません。讃岐地方で、奈良時代の状況が文書等から適確に摑める場所は、ここ高松市林町を置いてないのでございます。それはまさしく、文化的な財産といえましょう。

そのような事実を市民に理解していただくことが、文化財の保護を担当する教育委員会にとって、非常に重要であると考えている次第でございます。そのためには、十分に配慮された、かつ、先進的でかつ意欲的な調査を実施する必要がありました。

今回の調査は、弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会の委員の方々の献身的な調査活動のお陰で、十分なデータを積上げることができたと存じます。それらを元に、さらに協力を仰ぎ弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地を、石清尾山古墳群、高松城跡、栗林公園、そして屋島に劣らぬ高松市の至宝として、市民が意識できるよう努力してまいる所存でございます。

最後になりましたが、発掘調査に快く応じていただけました土地所有者の方々を始め関係者の方々にお礼申し上げます。

高松市教育委員会
教育長　三木義夫

# 凡　　例

1. 本書は、高松市教育委員会が国庫補助事業（県費補助含む）として、昭和62年度から平成3年度までの5箇年計画で実施した、「弘福寺領山田郡田図関係調査事業」の調査報告書である。
2. 本書には、高松市教育委員会が「弘福寺領山田郡田図関係調査事業」以前に国庫補助事業（県費補助含む）として実施した「太田地区周辺詳細遺跡分布調査事業」の成果も、必要に応じて言及している。
3. 本事業の実施にあたっては、文化庁文化財保護部記念物課　服部英雄　文化財調査官、増淵徹　文部技官の御指導をいただいた。
4. 本事業の実施にあたって、「弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会」を組織した。委員会の構成は下記のとおりである。

| 区　分 | 氏　名 | 職　名 | 期　間 |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 木原溥幸 | 香川大学教授 | 昭62年度～平3年度 |
| 副委員長 | 三木義夫 | 高松市教育委員会教育長 | 昭62年度～平3年度 |
| 委　員 | 石原房雄 | 高松市都市開発部長 | 平2年度 |
| 委　員 | 内田忠賢 | 高知大学講師 | 昭62年度～平3年度 |
| 委　員 | 石上英一 | 東京大学史料編さん所助教授 | 昭62年度～平3年度 |
| 委　員 | 香川行雄 | 高松市都市開発部長（当時） | 昭62年度～平元年度 |
| 委　員 | 権藤典明 | 高松高等専門学校助教授 | 昭62年度～平3年度 |
| 委　員 | 金田章裕 | 京都大学助教授 | 昭62年度～平3年度 |
| 委　員 | 工楽善通 | 奈良国立文化財研究所埋蔵文化財 | 昭62年度～平3年度 |
| | | センター集落研究室長 | |
| 委　員 | 高橋　学 | 立命館大学助教授 | 昭62年度～平3年度 |
| 委　員 | 外山秀一 | 山梨文化財研究所第7研究室長 | 昭62年度～平3年度 |
| 委　員 | 丹羽佑一 | 香川大学教授 | 昭62年度～平3年度 |
| 調査員 | 藤井雄三 | 高松市教育委員会担当者 | 昭62年度～昭63年度 |
| 調査員 | 山本英之 | 高松市教育委員会文化財専門員 | 平元年度～平3年度 |

5. 調査前期間にわたって、高松市内在住、末光甲正氏の協力を得た。
6. 調査にあたっては、香川県教育委員会の御指導を得た。
7. 発掘調査を実施した土地と、その所有者の方々は、次の通りである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 昭和62年度 | 高松市林町1868・1869番地 | 所有者 | 蟻塚　和弘 |
| | 林町　　番地 | | 穴吹好太郎 |
| | 多肥上町1386番地１・1383番地 | | 穴吹アサ子 |
| 昭和63年度 | 高松市林町1941番地１ | 所有者 | 吉峰　　茂 |
| | 上林町531番地 | | 松林　信義 |
| | 多肥上町1386番地１・1383番地 | | 穴吹アサ子 |
| 平成元年度 | 高松市林町1937番地 | 所有者 | 吉峰　春雄 |
| 平成２年度 | 高松市林町1938番地2・1939番地1 | 所有者 | 吉峰　春雄 |

8. 事業担当課は高松市教育委員会文化振興課で、その主要な関係者は、次の通りである。

| | |
|---|---|
| 教育部長 | 大平照正（昭62年度～昭63年度） |
| 教育部長 | 多田　孜（平元年度～平３年度） |
| 教育部次長 | 清谷圭一（昭62年度） |
| 教育部次長 | 友國隆夫（昭63年度） |
| 教育部次長 | 増田昌三（平元年度～平３年度） |
| 文化振興課長 | 三木丸夫（昭62年度～平元年度） |
| 文化振興課長 | 多田恒男（平２年度～平３年度） |
| 文化振興課長補佐 | 大西隆雄（昭62年度） |
| 文化振興課長補佐 | 亀井　俊（昭63年度～平３年度） |
| 文化振興課長補佐 | 藤田容三（平３年度） |
| 文化財係長 | 藤井雄三（平元年度～平３年度） |
| 文化財専門員 | 川畑　聰（平元年度～平３年度） |
| 文化財専門員 | 山元敏裕（平２年度～平３年度） |
| 調査担当嘱託 | 中西克也（昭62年度～平３年度） |

9. 本報告書の執筆は、各調査担当者による。文責については、各論当初もしくは、文末に記載した。

10. 口絵に使用した弘福寺領讃岐国山田郡田図の写真掲載については、所蔵者である松岡弘泰氏の御承諾をいただいた。

11. 写真撮影は、山本、山元、中西による。

12. 本報告書の編集は、藤井総括のもと、山本、中西があたった。

13. 本書第４・５図「主要遺跡分布地図」の作成にあたり国土地理院発行1/50,000地形図「高松」、「高松南部」、「玉野」、「丸亀」を使用した。（許可番号平４四複，第66号）

# 讃岐弘福寺領の調査 ～弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書～

## 本　文　目　次


第１章　調査の経緯
　第１節　調査の経緯……1
　第２節　弘福寺文書と山田郡田図……4
第２章　高松平野の自然的歴史的環境
　第１節　地理的環境……27
　第２節　歴史的環境……30
　　1　原始……30
　　2　古墳時代……38
　　3　奈良平安時代……39
　　4　高松平野の古代社会……46
　　5　中世～近世……54
　第３節　周辺部の遺跡調査……57
第３章　発掘調査の成果
　第１節　発掘調査の概要……79
　　1　太田地区周辺試掘調査……79
　　2　田図北地区の調査……80
　　3　田図南地区の調査……111
　　4　遺物……117
　第２節　発掘調査の総括……141
　　1　原始……141
　　2　古代～近代……146
第４章　山田郡田図の分析と比定地の調査
　第１節　高松平野の環境復原……149
　　1　高松平野の地形環境……149
　　～弘福寺領山田郡田図比定地付近の微地形環境を中心に～
　　2　弘福寺領山田郡田図比定地周辺の遺跡の立地環境……193
　第２節　山田郡条里と山田郡田図……235
　　1　高松平野の条里と弘福寺領讃岐国山田郡田図……235
　　2　弘福寺領山田郡田図の史料学的分析……291
　第３節　水利と民俗……383
　　1　高松藩領平井出水の水論について……383
　　2　高松平野の水利慣行……403
　　3　太田地区周辺の民俗的調査～ムラの伝統的空間構成を中心に～……439
第５章　調査のまとめ……491

# 挿　図　目　次


第１図　弘福寺文書の系譜…… 5
第２図　讃岐国名勝図絵「山田香川二郡之境古田縮図」…… 16
第３図　山田郡所領関係史料…… 24
第４図　周辺主要遺跡分布地図（１、原始）…… 32
第５図　周辺主要遺跡等分布地図（２、古代／近世）…… 33
第６図　讃岐国の郡の位置…… 40
第７図　高松平野の南海道…… 41
第８図　浴・長池遺跡遺構配置図…… 59
第９図　浴・松ノ木遺跡出土遺物実測図…… 61
第10図　浴・長池Ⅱ遺跡遺構配置図…… 62
第11図　井手東Ⅰ遺跡出土琴実測図…… 63
第12図　井手東Ⅰ遺跡遺構配置図Ⅰ…… 64
第13図　井手東Ⅰ遺跡遺構配置図Ⅱ…… 64
第14図　井手東Ⅰ遺跡出土遺物実測図…… 64
第15図　井手東Ⅱ遺跡出土遺物実測図…… 65
第16図　居石遺跡自然河川出土遺物実測図…… 67
第17図　居石遺跡遺構配置図…… 67
第18図　天満・宮西遺跡遺構変遷図…… 69
第19図　天満・宮西遺跡出土遺物実測図(1)…… 70
第20図　天満・宮西遺跡出土遺物実測図(2)…… 71
第21図　四原遺跡遺構図…… 73
第22図　松縄下所遺跡全景写真（２区）…… 75
第23図　松縄下所遺跡全景写真（３区）…… 76
第24図　屋島城関連遺跡調査位置図…… 78
第25図　田図北地区周辺の微地形…… 81
第26図　田図南地区周辺の微地形…… 81
第27図　北地区調査区位置図…… 83
第28図　トレンチ設定図…… 84
第29図　Ａ区土層図…… 87
第30図　Ｂ区土層図(1)…… 89
第31図　Ｂ・Ｃ区土層図(1)…… 91
第32図　Ｃ区土層図(2)…… 93
第33図　Ｃ区土層図(3)…… 95
第34図　Ｄ区土層図(1)…… 97
第35図　Ｄ区土層図(2)…… 99
第36図　土層模式図…… 102
第37図　Ｂ・Ｃ・Ｄ区遺構配置図(1)…… 104
第38図　Ｂ・Ｃ・Ｄ区遺構配置図(2)…… 106
第39図　Ｂ・Ｃ・Ｄ区遺構配置図(3)…… 108
第40図　Ｂ・Ｃ・Ｄ区遺構配置図(4)…… 110
第41図　南地区調査区位置図…… 112
第42図　Ｅ・Ｆ・Ｇ土層図…… 113
第43図　Ｈ区土層図・遺構平面図…… 116
第44図　遺物表採地点位置図（田図比定地表示）…… 120
第45図　昭和62年度調査出土遺物実測図…… 121
第46図　昭和63年度調査出土遺物実測図…… 121
第47図　平成元年度調査出土遺物実測図…… 122
第48図　平成２年度調査出土遺物実測図(1)…… 123
第49図　平成２年度調査出土遺物実測図(2)…… 124
第50図　平成２年度調査出土遺物実測図(3)…… 125
第51図　詳細分布調査出土遺物実測図…… 126
第52図　太田地区表採遺物実測図(1)…… 127
第53図　太田地区表採遺物実測図(2)…… 128
第54図　太田地区表採遺物実測図(3)…… 129
第55図　太田地区表採遺物実測図(4)…… 130
第56図　関連水田遺構資料(1)…… 142
第57図　関連水田遺構資料(2)…… 143
第58図　地形環境分析の手順と方法…… 151
第59図　高松平野等高線図…… 157
第60図　高松平野地形分類図…… 159
第61図　高松平野のボーリングデータ…… 162
第62図　大池周辺微地形図…… 168
第63図　微地形分類図…… 169
第64図　高松平野微地形模式断面図…… 170
第65図　条里型土地割りと微地形…… 171
第66図　大池周辺ブロックダイアグラム…… 172

第67図　古代末における段丘化と地形環境・土地開発…… 174
第68図　発掘調査区周辺の微地形…… 175
第69図　B区パネルダイアグラム…… 177
第70図　C区パネルダイアグラム…… 182
第71図　D区パネルダイアグラム…… 186
第72図　山田郡田図北地区比定地周辺の微地形復原図…… 188
第73図　遺跡の立地環境の復原…… 194
第74図　試料採取地点(1)…… 197
第75図　試料採取地点(2)…… 197
第76図　花粉分析・プラントオパールの分析結果…… 199
第77図　A'区a地点の環境変化…… 201
第78図　プラント・オパール分析結果(B区a地点)…… 207
第79図　地形と土地条件の変化(B区a地点)…… 208
第80図　プラント・オパール分析結果(C区b地点)…… 211
第81図　地形と土地条件の変化(C区b地点)…… 211
第82図　プラント・オパール分析結果(C区c地点)…… 213
第83図　地形と土地条件の変化(C区c地点)…… 213
第84図　プラント・オパール分析結果(C区d地点)…… 215
第85図　地形と土地条件の変化(C区d地点)…… 215
第86図　第Ⅵ層下位層準の出現傾向…… 219
第87図　第Ⅵ層層準の出現傾向…… 220
第88図　微地形と第Ⅵ層層準の土地利用の違い…… 218
第89図　第Ⅵ層上位層準の出現傾向…… 222
第90図　環境の変化…… 225
第91図　高松市南部の条里地割分布…… 245
第92図　旧高松空港西北部（第91図に示した範囲）の条里地割の南北幅のパターン…… 247
第93図　旧高松空港西北部（第91図に示した範囲）の条里地割の東西幅のパターン…… 248
第94図　讃岐国山田郡・香川郡の条里プランの概要…… 251
第95図　山田郡田図の方格線と小字地名的名称等…… 254
第96図　弘福寺田と校出田注文記載田との関係…… 258
第97図　山田郡田図に記載された田の面積と1町当たりの直米…… 261
第98図　山田郡田図（北地区）における畠・佐布田の表現と実面積…… 262
第99図　山田郡田図に描かれた直線の地目境界線…… 266
第100図　越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地図…… 271
第101図　東大寺越前国足羽郡道守村開田地図の表現法…… 272
第102図　天平神護2年道守村開田地図における絵画的表現の概要…… 273
第103図　道守村開田地図比定地付近の旧版地形図…… 274
第104図　山田郡田図北地区比定地の土地利用…… 279
第105図　1988～1990年度発掘調査地点と8～13世紀ごろの主要遺構…… 285
第106図　山田郡田図の料紙と構成(第1紙)…… 296
第107図　山田郡田図の料紙と構成(第2紙)…… 297
第108図　山田郡田図の料紙と構成(第3紙)…… 298
第109-3図　山田郡田図の釈文と彩色…… 301
第110図　山田郡田図の坪の配列…… 314
第111図　山田郡田図の条里上の位置…… 314
第112図　坪1・1と坪1・2の彩色…… 332
第113図　坪3・4の彩色…… 332
第114図　坪8・5と坪9・4の彩色…… 332
第115図　東岡寺山周辺の旧地割り…… 351
第116図　上林地区の条里のプラン…… 352
第117図　讃岐国名勝図絵に描かれた岩田神社と吉国寺…… 353

第118図　山田郡田図南地区の順道図絵による
18世紀の地割り……355
第119図　順道図絵の地割りと山田郡条里プラン……356
第120図　池台池の水利体系……356
第121図　南地区の比定地推定図……367
第122図　三郎池土地改良区用水系統区分図……375
第123図　三郎池土地改良区用水系統概念図……376
第124図　香東川右岸水系略図～香川用水以前～……377
第125図　平井出水周辺図……397
第126図　水利概況図……414
第127図　野田池・新池水掛り系統図……415
第128図　鹿ノ井出水の水掛り系統図……418
第129図　下多肥地区の水掛り系統図……425
第130図　三谷三郎池・下池水掛り系統図……429
第131図　太田地区の字名……441
第132図　太田地区の地神塔……442
第133図　太田地区の小祠……444
第134図　太田地区の地蔵尊……446
第135図　その他……447
第136図　地名調査……449
第136-1図　地名調査（松縄北部）……450
第136-2図　地名調査（大池周辺）……451
第136-3図　地名調査（伏石周辺）……452
第136-4図　地名調査（野田池南部）……453
第136-5図　地名調査（長池南部）……453
第136-6図　太田地区東南部の地名……454
第137-1図　土地所有状況（その１）……455
第137-2図　〃　（その２）……456
第137-3図　〃　（その３）……457
第138-1図　木太町の字……460
第138-2図　木太村の免場……461
第139-1図　松縄町の字……463
第139-2図　松縄村の免場……463
第140-1図　伏石町の字……464
第140-2図　伏石村の免場……464
第141-1図　太田上・下町の字……465
第141-2図　太田村の免場……465
第142-1図　林町の字……466
第142-2図　下林村の小地名……467
第142-3図　下林村の免場……466
第143-1図　上林町の字……470
第143-2図　上林村の免場……470
第144-1図　神社と地神塔（多肥上町）……473
第144-2図　〃　（多肥下町）……474
第144-3図　〃　（出作町）……474
第145-1図　小　石　祠　（多肥上町）……475
第145-2図　〃　（出作町）……476
第146-1図　寺院と地蔵　（多肥上町）……478
第146-2図　〃　（多肥下町）……479
第146-3図　〃　（出作町）……479
第147-1図　そ　の　他　（多肥上町）……480
第147-2図　〃　（多肥下町）……481
第147-3図　〃　（出作町）……481
第148-1図　現字名と旧免名（多肥上町）……482
第148-2図　〃　（多肥下町）……483
第148-3図　〃　（出作町）……483
第149図　現在の地神祭の地区……486
第150図　地神塔の分布……487
第151図　多肥の免場……488

# 挿表目次


表1　弘福寺別当・検校…… 6
表2　和銅2年弘福寺水陸田目録に記載された弘福寺所領…… 11
表3　延暦13年弘福寺文書目録による8世紀の弘福寺所領…… 12
表4　遺跡地名表…… 34
表5　調査区一覧…… 85
表6　土層対照……102
表7　観察表……131
表8　B区の環境変遷と土地利用……179
表9　C区の環境変遷と土地利用……183
表10　D区の環境変遷と土地利用……185
表11　イネ資料と水田址の出土状況……203
表12　分析地点の地層名と時期……217
表13　山田郡田図と天平宝字7年校出田の小字地名的名称……257
表14　弘福寺領讃岐国山田郡田図の同一区画内における田と畠の1町当たりの直米……263
表15　天平宝字7年校出田の所在図……315
表16　山田郡田図南地区の寺領田畠等の記載……317
表17　山田郡田図北地区の寺領田畠等の記載……318
表18　山田郡田図の寺領田畠の集計……319
表19　山田郡田図の彩色一覧……334
表20　山田郡田図による土地利用の変遷……372
表21　上多肥村の水源と水掛高……384
表22　平井出水掛り高……385
表23　近世後期の下林村の水源と水掛高……386
表24　山田郡人足人数計画……394
表25　平井出水から各出水・下林村境までの距離……396
表26　天保8年7月　平井出水浚出人夫……398
表27　小田・奈良須両池土地改良区の支部別総代・理事の定員……404
表28　小田・奈良須両池の「割り水」慣行…… 406
表29　昭和39年平池西揺掛りにおける「大廻り出面」……412
表30　四箇池土地改良区の地区別総代・理事の定員数…… 431
表31　四箇池の計画配水表……433
表32　『東讃郡村免名録』に記される免名・小地名……458
表33　多肥の免名と小地名……484


# 写真図版目次


巻頭図版1　弘福寺領讃岐国山田郡田図（第一紙）
2　弘福寺領讃岐国山田郡田図（第二・三紙）
3　弘福寺領讃岐国山田郡田図（部分拡大）
4　太田地区周辺空中写真

図版1　天平宝字7年山田郡弘福寺田内校出田注文
天平宝字年間山田郡司牒案
図版2　詳細分布調査グリッド完掘状況
図版3　発掘調査A区写真
図版4　発掘調査E・F・G区写真
図版5　発掘調査B区写真
図版6　発掘調査B区写真
図版7　発掘調査B区写真
図版8　発掘調査C区写真
図版9　発掘調査C区写真
図版10　発掘調査C・D区写真
図版11　発掘調査D区写真
図版12　発掘調査D区写真、調査区遠景写真
図版13　花粉化石・プラントオパール(1)
図版14　花粉化石・プラントオパール(2)
図版15　アカホヤ検出状況と顕微鏡写真
図版16　田図南地区周辺写真
図版17　水利慣行関係写真
図版18　太田地区周辺の民俗調査

# 第１章

# 調査の経緯

## 第１節　調査の経緯

四国の北東部、瀬戸内海に面した高松平野に広がる高松市は、天正16年（1587年）生駒親正によって開かれたことに歴史が始まる。爾来、幕藩体制下における讃岐の政治・経済の中心地として盛えた。生駒氏の後を受けた松平氏が、中国四国地方の探題の役目を持っていたと伝えられることからも、高松が、単に讃岐の首邑と言うだけでなく、瀬戸内海に面した要地として認識されていたものと思われる。

さらに、明治21年（1888）第三次香川県の県都となり、城下町から近代都市としての機能を充実させることとなり、明治23年には、香川県における最初の市制施行を迎えることとなった。昭和20年には香川県で唯一空襲を受け、その主要な市街地は灰塵に帰してしまった。しかし、全国の主要都市が不死鳥のように瓦礫から甦ったのと同様、いち早く復興がなされ、目覚ましい発展を遂げることとなった。なかでも、官民を問わず出先機関が集中することとなり、四国地方における中枢性を担う都市としての地位を不動のものにしてきた。

一方、瀬戸大橋の完成前から、高松の代名詞的存在であった宇高連絡船の廃止に代表されるように、交通手段の劇的な変化により、中枢性が喪失されるのではないかとの危惧が高まり、都市の開発、再開発の問題が叫ばれるようになった。そのような状況下、モータリーゼーションの発達等、時代の流れに対応できる町造りの一環として、また、都市体力向上の施策として、各種の事業が計画実施されることとなったのである。香川中央都市計画事業太田第２土地区画整理事業と呼ばれる事業も、そうした計画の一つである。高松平野の中央、太田、木太、林、多肥の４地区にわたって、総面積360haにおよぶ大規模な区画整理事業が計画され、それが施工に向かって、実質の伴う動きが積極的に行われだしたのが、昭和50年代の後半である。

ところで、多和文庫（大川郡志度町　松岡弘泰氏所蔵）の「弘福寺領讃岐国山田郡田図」は、我が国最古の田図とされ、古くから調査が進められてきた。その経緯に就いては、石上氏の報告に詳しいので譲ることとするが、各学究によれば、弘福寺領讃岐国山田郡田図の記載する場所～比定地～が、高松市林町と木太町の境にまたがる大池周辺と、高松市林町と多肥下町の境に位置する分ヶ池周辺であると説かれることが多い。（調査では、大池周辺の比定地を「北地区」、「分ヶ池」周辺の比定地を「南地区」と呼んだ。以下、本文中はこれに従う。）その北地区が、前記した太田第２土地区画整理事業内に含まれていることが判明したのが、昭和50年代の後半のことである。

区画整理事業の施工が迫った昭和60年度には、工事施工予定者と協議を進めるなかで、文化財保護の立場からの対応を検討することとなり、文化庁および香川県教育委員会の指導もあって、遺跡詳細分布調査事業を国庫補助事業として実施することが決定したのが、昭和60年度の

末である。

そして、太田第２土地区画整理事業施工区域周辺を対象にして、昭和61年度に総額￥5,000,000円で実施されたのが、「高松市太田地区遺跡詳細分布調査事業」である。ただし、事業の実施にあたって、域内に北地区比定地が含まれる関係から、専門的な指導をいただくために、「高松市太田地区遺跡詳細分布調査委員会（委員長　木原溥幸）が組織された。

太田地区周辺遺跡詳細分布調査事業では、区域内で幾つかの埋蔵文化財包蔵地が確認されたのを始め、各委員、調査員による専門的な調査が開始されたのも、この事業の特筆すべきことであった。各委員の調査は現在に引き続けられ、既刊の概報書や本報告書にまとめられている。

当該調査を実施するなかで、太田地区周辺遺跡詳細分布調査委員会は、比定地に関する調査が１箇年では非常に短く、十分な成果が上げられないとして、長期的な計画のもと改めて調査を実施すべきとの意見が大勢を占めることとなった。これを受け、文化庁、香川県教育委員会と協議をした結果、長期的な調査の必要性を認めていただけることとなった。そして、計画されたのが、弘福寺山田郡田図関係調査事業である。

事業は、５箇年計画として立案された。事業期間は、昭和62年度から平成３年度で、昭和62年度から、平成２年度までは、北地区比定地周辺において発掘調査を実施するとともに、各種調査を実施することとし、最終年度の平成３年度に報告書を作成することとした。当初計画では事業費の予算総額は、各年度毎に￥5,000,000円とし（平成元年度の消費税実施により、多少の増額はあるが）、総額￥25,000,000￥である。

調査事業は、太田地区周辺遺跡詳細分布調査事業を指導した委員会を強化、改名し、「弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会」を組織し、その指導のもとに実施した。委員長は、引き続き木原香川大学教授にお願いし、委員、調査員の方も引き続きお願いするとともに、新たに、工楽委員の参加を仰いだ。以後、調査員に委員を、高松市関係者の異動・担当替えによる委員・調査員の変更等があったが、大筋としては変動無く、委員会所属の先生方には最後まで調査を遂行していただくこととなった。

太田地区周辺遺跡詳細分布調査事業から弘福寺領山田郡田図関係調査時期の初年度、以降、現在にいたる事業の実施状況は次の通りである。

昭和61年６月26日　　第１回太田地区周辺遺跡詳細分布調査委員会開催
昭和62年３月３日　　第２回太田地区周辺遺跡詳細分布調査委員会開催
昭和62年３月31日　　高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報発刊
昭和62年10月９日　　第１回弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催
昭和63年２月22日　　第２回弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催
昭和63年３月31日　　弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅰ発刊

昭和63年10月14日　第３回弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催
平成元年１月31日　第４回弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催
平成元年３月31日　弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅱ発刊
平成元年11月４日　第５回弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催
平成２年３月31日　弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅲ発刊
平成２年10月11日　第６回弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催
平成３年１月30日　第７回弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催
平成３年３月31日　弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅳ未刊
平成３年６月20日　第８回弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催
平成４年　月　日　第９回弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催
平成４年３月31日　弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査報告書発刊

当該事業のように、文化財保護部局が研究テーマを設定して、各分野の研究者を結集し調査を実施するといった試みは、高松市はおろか香川県においても初めての経験であった。それだけに、事務局を担当する側としては不手際続きだったと思うが、委員の方々の献身的な御努力により大きな成果を上げることができた。

例えば、昭和61年度の分布調査事業着手前には高松平野中央部周辺の文化財に関する情報は皆無に等しかったが、発掘調査が多く実施されたこともあって、幾多の情報が集積されようとしている。これら情報の発見、整理等に委員会の方々が積極的に係わって、新たな知見が得られたのも事実である。その他、常識とされていたものが、如何に問題があったか等、今後に大きな影響を残すことができた。

何よりも成果は、北地区の比定地が可能性が高いという調査見解を得たことであろう。今後とも、調査研究は続くことになるが、委員会に所属して、ご活躍を戴いた諸先生方に改めてお礼を申しあげるとともに、文化庁、香川県教育委員会の御指導と御援助にも感謝申しあげます。

なお、最後になりましたが、本調査の実施にあたって、文末に記載したように、多くの機関、人々の協力を仰いでいます。本来は、ここに記載するべきでしょうが、何分にも大勢となりますので失礼を省みず、下記に箇条書にさせていただきました。各位の御協力のより、大きな成果を上げる中で調査が完了したことを報告申しあげるとともに、御協力に感謝いたします。

（藤　井）

松岡弘泰氏　谷本喜茂氏　河野敏文氏　香川土地改良区連合会　香川用水土地改良事務所　香川用水資料館　内場池土地改良区事務所　香川県土地改良区事務所　木太新池土地改良区　多肥土地改良区　香川県史編さん室　太田第２土地区画整理事務所

## 第２節　弘福寺文書と山田郡田図

本調査事業の対象となる史料「弘福寺領讃岐国山田郡田図」（弘福寺領である讃岐国山田郡の田の図。「山田郡田図」と称する）は、古代の弘福寺の讃岐国山田郡に所在した寺領を描いた図であり、日本の現存する田図・荘園図の中では最も古い天平７年（735）の年紀を有する。そして、山田郡田図はかかる重要性に基づき、1991年３月に重要文化財に指定された。

この山田郡田図の史料学的検討には、次の四段階の作業が必要となる。

１．それを包含してきた史料群の中の一史料として山田郡田図の成立・作成目的及び伝来過程を検討する作業

２．田図自体の史料学的分析（文字の解読、闕失部分の復原、彩色の分析）

３．田図の史料学的所見と田図比定地の地理学的・考古学的調査との総合分析

４．田図が記録している経済関係・社会関係及び農業経営や自然環境の分析

本節では第一の史料群と山田郡田図の関係について検討する。そのためには、まず最初に、山田郡田図を生成した弘福寺の歴史と、それを包含する史料群としての弘福寺文書・東寺文書について検討し、ついで近世以降における田図の伝来・利用過程の概観を行わねばならない。

### １．弘福寺と弘福寺文書

#### 〈弘福寺の東寺の末寺化〉

弘福寺（川原寺）は、天智天皇６年（667）３月の近江大津宮への遷都以前の時期、すなわち天智朝前半期（662～667年）に、飛鳥京の川原の地（奈良県高市郡明日香村）に創建された官大寺である(1)。弘福寺は、８世紀には大寺として繁栄したが、９世紀から次第に衰退して、平安京の東寺の真言宗の勢力を頼むようになり、11世紀後半から12世紀初の時期に至って東寺の末寺となった。弘福寺（寺と寺辺所領）・川原荘（川原城荘。天理市川原城町周辺）が東寺長者の渡領として代々伝えられた。その後、応永６年（1399）に足利義満の病気祈禱のための仁王経読経の料所として東寺長者俊尊から東寺寺家に寄進された。弘福寺は、奈良朝仏教史や寺院建築及び仏教美術の対象として重要な位置を占めるが、ここでは山田郡田図研究の前提として弘福寺に関する史料群の生成と伝存に焦点を当てるために、弘福寺が東寺末寺となる過程について概観しておきたい。

弘福寺の古代の歴史を示す史料には、史書や法制史料の他に、東寺文書中の弘福寺に関する文書がある。筆者は以前に、石上「弘福寺文書の基礎的考察―日本古代寺院文書の一事例」（『東洋文化研究所紀要』103冊、1987年３月）においてこれらのうち、古代（８～12世紀）の文書を史料群として分析した。次に、その考察の結果を紹介する。

弘福寺寺家が所持していた8～11世紀の文書、すなわち〔弘福寺文書〕は、後述するような弘福寺が東寺末寺となることにより弘福寺寺家の自立性の喪失（弘福寺寺家は鎌倉時代まで存続している）に伴い12世紀初頭に、あるいは11世紀後半から12世紀初頭にかけて徐々に、東寺長者政所に移管された。この弘福寺より東寺長者政所に移管された弘福寺旧蔵の文書を〔東寺長者政所所蔵弘福寺文書群〕（「弘福寺文書の基礎的考察」では弘福寺文書群と名付けた）と称することにする。一方、東寺長者政所には、11世紀半ばから12世紀初頭にかけて末寺あるいは所領としての弘福寺の経営に関する文書が蓄積されていった。この東寺長者政所所蔵の弘福寺経営のための文書を〔東寺長者政所所蔵弘福寺文書群〕（同じく弘福寺関係東寺文書と名付けた）と称することにする。〔東寺長者政所所蔵弘福寺文書群〕は、結局は末寺あるいは荘園としての弘福寺に関する公験として〔東寺長者政所弘福寺経営文書群〕に包摂された。なお、〔東寺長者政所弘福寺経営文書群〕は年代不明の包紙を除くと12世紀初頭のものまでが残り、それ以降応永6年までの間の時期の文書は残されていない。

〔東寺長者政所所蔵弘福寺文書群〕（旧〔弘福寺文書〕）を含む〔東寺長者政所弘福寺経営文書群〕は、応永6年の東寺長者から東寺寺家への弘福寺寄進により東寺寺家の所蔵文書となった。その後、東寺の寺家やそれ以外の諸組織の文書は一括され、近世には東寺文書として知られるようになった。現在、広義の東寺文書は、東寺百合文書（京都府立総合資料館所蔵。東寺旧蔵）、教王護国寺文書（京都大学文学部所蔵。東寺百合文書の一部で、東寺旧蔵）、東寺文書（東寺所蔵）、東寺執行の文書である阿刀家文書及び東寺から近世後期以降に流出した文書（東寺文書流出分）から成立つ(2)。現在、〔東寺長者政所所蔵弘福寺文書群〕〔東寺長者政所弘福寺経営文書群〕の文書が抄出本を含めて48点残されているが、広義の東寺文書の中に分散している（一覧表は石上「弘福寺文書の基礎的考察」参照）。なお、上記の史料群の系統は第1図のようになる。

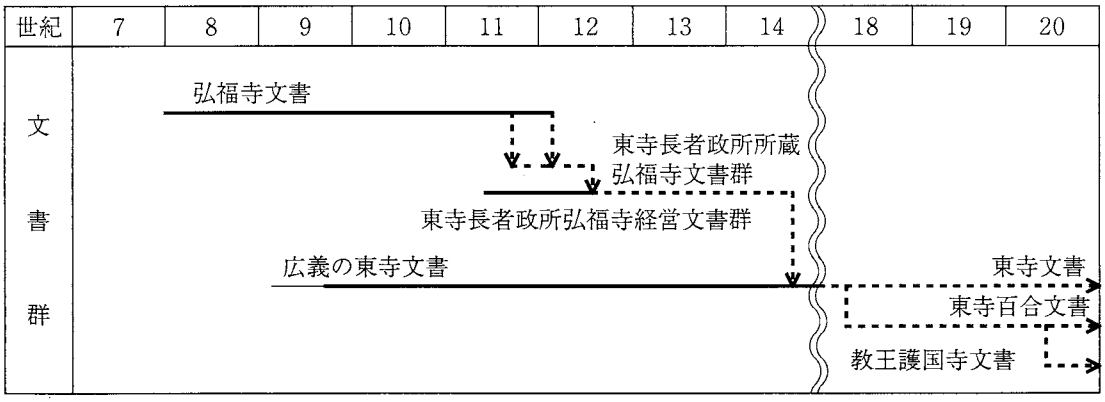


図1　弘福寺文書の系譜

これらの文書により、弘福寺が東寺の末寺となる次のような四段階の過程が知られる。

第一段階：９世紀後半～　東寺真言僧の検校・別当補任の時期

第二段階：10世紀後半～　免除領田制の時期

第三段階：11世紀後半～　東寺長者の直接支配

第四段階：12世紀初頭　　弘福寺三綱の独立機能の停止

第一段階は、弘福寺検校・別当に真言宗の東寺僧が専ら補任されるようになる９世紀後半以降の時期である。弘福寺文書には、貞観17年（875）太政官牒写から延喜３年（903）太政官牒までの６通の検校・別当補文任書が残る。寺家別当は、８世紀末～９世紀初頭に東大寺に置かれたのを始めとして、貞観12年（870）の別当を長官とし三綱を任用とする制度により寺院統制手段として確立した。僧職として弘福寺別当の初見史料は弘仁11年（820）川原寺牒案で、別当は空海と親交深かった大安寺僧勤操である（〔表１〕参照）。延暦13年（794）弘福寺文書目録には、三綱の署判のみで別当の職は見えない。勤操は恐らく初代の別当であろう。勤操は、弘仁２・３年頃に造東寺司別当に補任され、同７年に空海から三昧耶戒・両部潅頂を受け、天長４

| 年号 | 西暦 | 別当 | | | 検校 | | | 典拠 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 前任 | 新任 | 当任 | 前任 | 新任 | 当任 | |
| 弘仁11年 | 820 | | | 少僧都勤操（大安寺） | | | | 弘仁11年10月17日川原寺牒（天理図書館所蔵文書） |
| 天長２年 | 825 | | | （名不明） | | | | 天長2年11月12日尾張国弘福寺田注文（東寺文書礼六） |
| 貞観17年 | 875 | | | | | 権律師真然 | | 貞観17年3月16日太政官牒写（東寺文書礼四） |
| 貞観18年 | 876 | 貞□［秩満］ | 寿長（大安寺） | | | | | 貞観18年9月7日太政官牒（東寺文書礼四） |
| 元慶２年 | 878 | 寿長［辞退］ | 聖宝（東大寺） | | | | | 元慶2年2月25日太政官牒（東寺文書礼四） |
| 元慶７年 | 883 | 聖宝 | 聖宝［重任］ | | | | 権律師（不署） | 元慶7年3月4日太政官牒（東寺文書礼四） |
| 寛平６年 | 894 | | | | 寿長［氏閼］ | 権律師聖宝 | | 寛平6年（月日欠）太政官牒（東寺文書礼四） |
| 昌泰３年 | 899 | | 観賢（東寺）［著任］ | | | | | 延喜3年10月26日太政官牒（東寺文書礼四） |
| 延喜３年 | 903 | 観賢［秩満］ | 観賢［重任］ | | | | | 延喜3年10月26日太政官牒（東寺文書礼四） |
| 寛弘３年 | 1006 | | | 大法師（不署） | | | 大法師（草名） | 寛弘3年11月20日弘福寺牒（天理図書館所蔵文書） |
| 長和２年 | 1013 | | | 大法師（不署） | | | 大法師（草名） | 長和2年11月9日弘福寺牒（東寺文書礼十） |
| 永承５年 | 1050 | | | ナシ | | | 阿闍利大法師（花押） | 永承5年閏10月弘福寺牒（東寺文書礼十四） |
| 天喜２年 | 1054 | | | ナシ | | | 阿闍利（草名） | 天喜2年11月23日弘福寺牒（東寺百合文書エ1他） |
| 延久２年 | 1070 | | | ナシ | | | 忠覚 | 延久2年3月11日近江国荘田注進状（東寺文書礼十一） |
| 延久４年 | 1072 | | | ナシ | | | 阿闍利（草名） | 延久4年11月弘福寺牒（田中忠三郎氏所蔵文書） |

表１　弘福寺別当・検校

年（827）に歿している。空海は弘仁14年に東寺を給預され、天長元年に造東寺所別当に補任され、同６年大安寺別当に補任されている(3)。弘福寺に別当が設けられた当初は、大安寺など南都の大寺の僧が別当に補せられたと推定される。空海の甥智泉（789～875）・真然（811～891）は初め大安寺僧であったが、その内真然は貞観17年に弘福寺検校に補任された（東寺文書礼四、貞観17年３月16日太政官牒）。太政官牒に交替文言がないので、真然は初代の検校であったと考えられる。検校は別当の上位の僧職である。翌貞観18年には、貞操の秩満の替として大安寺僧寿長が別当に補任され（貞観18年９月７日太政官牒、東寺文書礼四）、元慶２年寿長に替り聖宝（832～909、空海の弟真雅（801～879）の弟子）が別当となった（元慶２年２月25日太政官牒、東寺文書礼四）。さらに聖宝は寛平６年に弘福寺検校となり（寛平６年（月日闕）太政官牒、東寺文書礼四）、昌泰３年（899）には聖宝の弟子観賢（853～925）が弘福寺別当となった（延喜３年10月６日太政官牒、東寺文書礼四）。このように、大安寺を媒介にして、真然・聖宝・観賢など空海を開祖とする真言宗の東寺の僧が875年以降、弘福寺の検校・別当に補任され、両職を独占するようになる。真然・聖宝・観賢はいずれも讃岐の出身である（第２章第２節４参照）。天長２年（825）の尾張国の弘福寺寺田の校正に関しては、弘福寺三綱牒に基づき弘福寺別当某が覆勘して更に尾張国に牒している（天長２年11月12日尾張国弘福寺田注文、東寺文書礼六）。このように、検校・別当は、弘福寺の経済的権益に関して行動することがあった。

第二段階は、10世紀後半以降の免除領田制の時期である。この時期には、検校が国衙宛ての弘福寺牒を三綱と共に署判を加えて発給するようになる。また、10世紀後半には、真言宗において空海に仮託した『御遺告』が成立し(4)、その第三条には空海が弘福寺を淳和天皇の時代に高野山の通い詰でる時の宿所として給せられ、真雅に附属したという伝承が収載された。しかしこの段階では、検校が弘福寺から経済的な利益を得ることはあったとしても、東寺の長者が直接に弘福寺を支配し、経済的な権益を得ることはなかったと考えられる。長元３年（1030）の東寺灌頂会に、弘福寺からは参加していないことは（長元３年11月９日東寺灌頂会讃衆廻請、教王護国寺文書三号）、この段階における東寺と弘福寺の関係を示しているともいえよう。

第三段階は、東寺長者が弘福寺所領に対して直接の支配を行うようになる11世紀半ば以降の時期である。弘福寺の８世紀以来の所領の内で、10～11世紀まで実効的支配が継続したのは、大和国内の高市郡寺辺所領・十市郡佐位荘・山辺郡川原荘（山辺荘、川原城荘）・広瀬郡広瀬荘などであるが、その中でも最も重視されたのは天智天皇皇女水主内親王施入田と主張された広瀬荘であった。しかし、広瀬荘は、11世紀半ばから隣接する興福寺一乗院領平田荘の進出を被り、存亡の危機に立たされていた(5)。弘福寺は、広瀬荘の防衛のために権門である東寺長者への依存を強めた。東寺は、天喜元年（1053）に弘福寺上座を検田使として広瀬荘の検田を行っている（天喜元年12月９日弘福寺領大和国弘世荘検田丸帳、東寺文書影写外）。この事実は東寺

長者が広瀬荘の直接支配に乗り出したこと、弘福寺三綱は東寺の所領としての弘福寺（弘福寺と弘福寺領荘園からなる）の一種の荘官に転化しつつあることを示している。この広瀬荘と平田荘の相論に際して、弘福寺寺家が興福寺の檀越藤原氏の関白・氏長者藤原頼通に差し出した、広瀬荘の領有の正当性を記した注進状の案文が承暦元年（1077）11月3日東寺末寺弘福寺領大和国広瀬本縁次第案（東寺百合文書ユ3号、全文は「弘福寺文書の基礎的考察」に収載）である。この文書には、弘福寺が東寺末寺であること、弘福寺は淳和天皇から空海が高野山通詣のために賜わった宿所であることが明記されている。11世紀の弘福寺発給文書の署判に別当が見えないこと、検校も10世紀初頭までと異なって僧綱級の僧が補せられてはいないことは、弘福寺の寺院としての自立性が弱まってきたことを示している。東寺は、11世紀が寺勢を復興する時期であった。このような時期に、東寺は所領経営体としての弘福寺を末寺化し経済的権益を確保しようとしたのである。この過程で、東寺は11世紀後半から12世紀初頭にかけて、8世紀以来の近江国・山城国の弘福寺所領や封戸の復興に取組む。それを示す史料が、近江国所領に関する延久2年（1070）10月弘福寺三綱等解（東寺百号文書モ3）・延久2年（1070）3月11日弘福寺領近江国荘田注進状（東寺文書礼十一）、山城国の所領に関する延久4年11月弘福寺領山城国荘田注進状写（東寺百合文書モ4）、天永元年（1110）弘福寺牒（『東寺古文零聚』六）、尾張国の所領に関する天永2年弘福寺所司等解案（東寺百合文書せ古文書6）である。その結果、12世紀初頭段階において最終的に掌握できた寺領は年月日欠弘福寺荘園封戸注文（東寺百合文書モ175）に記載された。川原寺（弘福寺の寺院）、山辺庄（川原荘）、弘福庄（寺辺所領）・宿院庄と紀伊国封戸百戸（武蔵・常陸・上野国の封戸は戸数が記載されていないので封物徴収はできなかったと考えられる。紀伊国の封戸は癸酉年（673年、天武2年）に施入された五百戸（『新抄格勅符』巻十抄、宝亀11年（780）12月10謄勅符）の内であるが、この封戸物の徴収に関する文書は、永久3年紀伊国雑掌紀成安解（東寺百合文書マ2）・永久3年東寺長者政所別当威儀師某書状案（東寺百合文書京）・年月日闕紀伊国雑掌解（東寺百合文書メ338。後闕。「弘福寺文書の基礎的考察」参照）がある。年月日闕紀伊国雑掌解は、治暦4年（1068）～延久3年（1071）の封物の所済注文で、承保2年（1075）返抄まで記録されている。ここに弘福寺の封物徴収が、治暦4年料から始まり、その返抄が延久元年から記されていることは、この時期に東寺長者長信（1065～1072在任）の弘福寺封物徴収への関与が開始されたことを示している。また、他の弘福寺所領復興関係史料がやはり延久2年から見られるようになることも、東寺長者による弘福寺所領・封戸など経済的権益への直接支配が、長信の代の1070年前後から強化されたことを示している。

このように、東寺長者政所が直接に弘福寺・弘福寺所領・弘福寺封を支配するようになった。後述のように現存本山田郡田図は、この東寺長者政所による弘福寺所領復興事業の過程で作成

された写本であると推定される。

第四段階は、第三段階に続き東寺長者の弘福寺及びその所領に対する支配が進み、弘福寺寺家が自立性を喪失し文書等も東寺長者政所に移管されてしまう12世紀初頭の時期である。すでに、8世紀以来の弘福寺の官印である「弘福寺印」は、延久2年（1070）に使用されたのを最後としてそれ以降使用されなくなり、東寺文書中の弘福寺三綱発給文書は天永3年（1112）を最後とする。その天永3年に弘福寺三綱の最上位の上座であった僧彦印は、4年後の永久4年（1116）に、弘福寺住僧として弘福寺所領中の寺辺所領の一部の領知の承認と東寺への官物・公事所役の勤仕を東寺に申請している（永久4年10月11日弘福寺住僧彦印解。東寺百合文書せ）。1116年には、弘福寺三綱は機能停止し、三綱僧は住僧となり、弘福寺寺辺所領は弘福寺住僧らの名に分割されてしまっていたのである。かくして、〔弘福寺文書〕は〔東寺長者政所所蔵弘福寺文書群〕となり、既に11世紀後半から形成されていた〔東寺長者政所弘福寺経営文書群〕へと吸収されてしまうのである。このように弘福寺が東寺の末寺となったことにより、弘福寺文書は現代にまで伝えられることになったのである。

**〈弘福寺所領の形成・展開と讃岐国山田郡所領〉**

前項で検討したような文書を中心としてみた弘福寺の9～12世紀の歴史を前提として、8世紀の弘福寺所領の形成と展開を概観しよう。

弘福寺の寺領の全体像を示す史料には、「山田郡所領関係史料」に示したように和銅2年（709）10月25日弘福寺水陸田目録（影写本『円満寺文書』）・延暦13年5月11日弘福寺文書目録がある[6]。和銅2年弘福寺水陸田目録は、原本は逸失しているが影写本『円満寺文書』（東京大学史料編纂所）・『東寺文書写』（宮内庁書陵部）・『東寺古文零聚』（小浜市立図書館酒井家文庫伴信友文庫）などにより原形をうかがえる。この目録は、和銅2年の校田に際して寺院所領を確認するために太政官により作成された寺領目録であり、次の〔表2〕のような709年段階における弘福寺所領が記されている。この内、讃岐国山田郡田20町の所領が、山田郡田図の対象地なのである。〔表2〕を見ると、10町の倍数前後の面積の田・陸田の所領が多い。端数は和銅2年の校田の結果として生じた増減であるとすれば、寺辺所領や寄進田と考えられる大倭国葛木下郡成相村を除くと、ある時期に10町・20町・30町・40町などの規模で11箇所に合計田150町、陸田40町が設定されたことが想定される。この寺領の田・陸田の施入は、弘福寺の創建期の天智朝前半期（662～667年）あるいは、天智天皇追福のためと考えられる天武2年（673）の天武天皇による封戸施入の時期など7世紀後半に遡る可能性がある。従来の古代土地所有史観は、公地公民制が三世一身法（723年）・墾田永年私財法（743年）などにより8世紀半に崩れ初期荘園が生れてくるというものであった。しかし、寺院・豪族などによる大土地領有は、7

世紀から存在する。問題は、その寺院・豪族などによる大土地領有の領有形態・経営形態が古代的であるか中世的であるか、あるいは生成過程のものであるか移行過程のものであるかということにある。したがって山田郡所領は、735年の田図を史料として、現地比定、発掘調査により、７世紀後半に遡る可能性のある寺領地の経営と農業環境、地域的政治環境を知ることのできる極めて重要な事例なのである。

８世紀の寺領の概要を示すのが、延暦13年（794）弘福寺文書目録である。この目録を所領別に整理すると〔表３〕のようになる。〔表３〕のように、８世紀においては、修多羅供田・常修多羅衆田・別三論供田などの供田や、「摂津播磨紀伊国田券文一巻、卅二枚、自勝宝元年迄宝亀八年」に記される天平勝宝元年（749）閏５月癸丑詔による100町の勅施入田があり、また施入・買得田と推定される所領もあり、弘福寺の所領は増加している。

さて、和銅２年水陸田目録に田20町として記された讃岐国山田郡所領の８世紀における史料には、延暦13年弘福寺文書目録に記された「讃岐国田白図一巻　副郡牒二枚」が残っている。「讃岐国田白図一巻」が天平７年（735）弘福寺領讃岐国山田郡田図（現存本は写本）であり、「副郡牒二枚」が天平宝字７年（763）讃岐国山田郡弘福寺田内校出田注文（東寺文書礼二）と天平宝字年間（７年か）讃岐国山田郡司牒案（宝亀10年（779年）写。東寺百合文書ル１）である。二つの文書の釈文は〔山田郡所領関係史料〕に掲げ、写真は図版に示した。山田郡田図の作成を巡る状況については、第４章第２節２弘福寺領山田郡田図の史料学的分析において述べるが、ここでは天平宝字７年讃岐国山田郡弘福寺田内校出田注文と天平宝字年間（７年か）讃岐国山田郡司牒案について、その概略を紹介しておこう。

天平宝字７年讃岐国山田郡弘福寺田内校出田注文は、山田郡司が弘福寺三綱に出した文書であり、「山田郡印」22顆が踏されている。これは、山田郡司が、天平宝字５年（761）の班田に際して誤って百姓口分田として班給してしまった弘福寺田１町４段350歩を校出し、弘福寺に注進した文書である。この文書が出される前に、弘福寺あるいは後述の南海道巡察使から山田郡司に対して、班田の際に寺田が誤って口分田とされたことについての調査を要求する文書が出されている筈である。本文書は、山田郡条里の条里呼称を記した史料として、かつ山田郡田図を山田郡条里の上に位置付けるための資料としても重要である。

天平宝字年間（７年か）讃岐国山田郡司牒案は、東寺百合文書の整理により発見され『東寺百合文書』（東寺百合文書展図録、1970年、京都府立総合資料館）により初めて紹介された文書である。残念ながら料紙の地辺の欠損が甚だしく、文意が通じ難い。釈文は、私見により改めてある。本文書は、宝亀10年に、山田郡司牒の正文を所領現地の荘司と考えられる讃岐造豊足に給い下した際に作成した案文であり、弘福寺の官印である「弘福寺印」を踏し印影の上に「寺印也」と追筆し、「讃岐国牒一巻」の端裏書を記してある。天平宝字４年（760）には諸道

に巡察使が派遣され、校班田に関わる業務にも当っている(7)。この時の南海道巡察使が、天平宝字５年に、恐らく弘福寺からの訴えにより、寺田の一部を誤って口分田に班給したことを認め讃岐国司に百姓口分田の停止と寺田の返還を命じた。そして、山田郡司が稲の収穫後に、口分田停止、寺田返還の措置が完了したことを弘福寺に報告した。その報告がこの山田郡司牒である。したがって、山田郡司牒の年号は天平宝字７年であると推測され、事態の経過は次の如くであると推定される。

| 国 | 郡　等 | 田 | 陸　田 | 推定当初施入面積 | 所 領 名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大倭国 | 広瀬郡大豆村 | 20町9段21歩 | ナシ | 田20町 | 広瀬荘 |
| 大倭国 | 山辺郡石上村 | 28町4段146歩 | ナシ | 田30町 | 山辺荘＝川原荘 |
| 大倭国 | 葛木下郡成相村 | 1町2段72歩 | ナシ | | |
| 大倭国 | 高市郡寺辺 | 3町3段39歩 | 11町9段102歩 | | |
| 大倭国 | 内郡二見村 | ナシ | 6段 | | |
| 河内国 | 若江郡 | 12町6段140歩 | ナシ | 田10町 | |
| 山背国 | 久勢郡 | 10町238歩 | 37町1段261歩 | 田10町・陸田40町 | 山城荘 |
| 尾張国 | 仲嶋郡 | 10町4段281歩 | ナシ | 田10町 | 川原荘 |
| 尾張国 | 尓波郡 | 10町 | ナシ | 田10町 | |
| 近江国 | 依智郡 | 11町1段36歩 | ナシ | 田10町 | 平流荘＝愛智郡荘 |
| 近江郡 | 伊香郡 | 10町2段228歩 | ナシ | 田10町 | 伊香荘＝伊香郡荘 |
| 美濃国 | 多藝郡 | 8町 | ナシ | 合計、田20町 | |
| 美濃国 | 味峰間郡 | 12町 | ナシ | | |
| 讃岐国 | 山田郡 | 20町 | ナシ | 田20町 | |
| 面積合計 | | 158町4段122歩 | 39町7段3歩 | | |

表２　和銅２年弘福寺水陸田目録に記載された弘福寺所領

天平宝字４年　校田

天平宝字５年　班田、寺田のうち１町４段350歩が誤って口分田に班給される

（弘福寺が南海道巡察使に寺田が誤って班給されたことを訴える）

南海道巡察使、讃岐国司に調査を命じる

天平宝字７年10月29日　山田郡司、校出田注文を弘福寺（及び讃岐国）に送る

11月または12月22日　讃岐国、口分田停止と寺田の返還を山田郡に命じる

弘福寺の寺田は山田郡田図に描かれるように、北地区と南地区でそれぞれ一円化されているから、そのような寺田が口分田に班給される事態が如何にして生じたかについては別に検討する。

| | 国 | 郡 | | 所領名 | 文書名 | 現存文書名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 山背国 | 久世郡 | ☆ | 山城荘 | [天平十五年山背国久世郡田券文一巻、二枚] | 天平15年弘福寺領山背国久世郡田注文 |
| | | | | | 宝亀五年山背国久世郡畠相換牒一巻、二枚 | |
| 2 | 十和国 | 十市郡 | | 佐位荘 | 宝亀八年石樋池処代田施入牒一巻三枚 | |
| | | | | | 大和国司、一枚 | 宝亀8年6月29日大和国牒 |
| | | | | | 民部省、一枚 | 宝亀8年7月23日民部省牒 |
| | | | | | 国符十市郡司、一枚 | 宝亀8年7月2日大和国符写 |
| 3 | 摂津国 | | | | 自勝宝元年迄宝亀八年摂津播磨紀伊へ国田券 | |
| 4 | 摂津国 | | | | 文一券、卅二枚 | |
| 5 | 紀伊国 | | | | | |
| 6 | 紀伊国 | | | | 大修多羅供田券文一巻、十枚 | |
| | | | | | 勝宝五年紀伊国、二枚 (一通か) | |
| 7 | 播磨国 | | | | 勝宝五年播磨国、二枚 (一通か) | |
| 8 | 近江国 | | | 蔵部荘 | 自天平三年迄宝字二年、六枚 | |
| | | | | | 天平三年 (四枚二～四通か) | |
| | | | | | (一枚一通) | 天平勝宝3年7月27月近江国甲可郡蔵部郷墾田野地売券 |
| | | | | | 宝字二年 (一枚一通) | 天平宝字2年5月19日近江国司牒 |
| 9 | 播磨国 | 揖保郡 | | | 景雲元年播磨国揖保郡畠券文、一枚 | |
| 10 | (不明) | | | | 宝亀四年常修多羅衆田籍一巻、二枚 | |
| | | | | | 天平六年常修多羅衆田施入書、一枚 | |
| 11 | 讃岐国 | 山田郡 | ★ | | 讃岐国田白図一巻　副郡司牒、二枚 | |
| | | | | | 讃岐国田白図一巻 | 天平7年弘福寺領讃岐国山田郡田図（写が現存） |
| | | | | | 郡司牒 (一枚) | 天平宝字7年10月29日讃岐国山田郡弘福寺内校出田注文 |
| | | | | | 郡司牒 (一枚) | 天平宝字年間（7年か）讃岐国山田郡司牒案 |
| 12 | 大和国 | 高市郡 | ★ | | 延暦六年大和国高市郡田白図案一巻 | |
| | | | | | 大和国高市郡寺廻田畠白図、二枚 | |
| | | | | | 和銅五年官定 一枚 | |
| | | | | | 延暦十年高市郡案写 一枚 | |
| 13 | 大和国 | 山辺郡 | ★ | 川原荘 | 大和国山辺郡田白図、一枚 | |
| 14 | 美濃国 | | | | 美濃国田白図、二枚 | |
| | | 多藝郡 | ☆ | | (一枚) | |
| | | 安八郡 | ☆ | | (一枚) | |
| 15 | 山城国 | 久世郡 | ★ | 山城荘 | 山背国田畠白図、一枚 | |
| 16 | 河内国 | 若江郡 | ★ | | 河内国田白図、一枚 | |
| | | | | | 河内国野地白図、一枚 | |
| 17 | (不明) | | | | 別三論供田券文一巻、五枚 | |
| | | | | | 二枚 (一通) | |
| | | | | | 三枚 (一通) | |
| * | 近江国 | 甲賀郡 | | 水主荘 | (宝亀6年11月官省符にて施入：延久2年3月11日弘福寺領近江国荘田注進状による) | |

注：(1) 所領の掲出順は、延暦13年目録の掲出順。石上「弘福寺文書の基礎的考察」参照。
(2) 文書名は延暦13年目録から採録した。[　] 内の文書名は推定。(　) は注記
(3) 和銅2年弘福寺水陸田目録は除外した。
(4) 延歴13年目録に文書・田図の見えない所領を＊として掲げた。
(5) 所領名の★☆印は和銅2年弘福寺水陸田目録に記載された所領、☆は推定。

表3　延暦13年弘福寺文書目録による8世紀の弘福寺所領

〈現存本山田郡田図の作成時期〉

次に、多和文庫所蔵の現存本の作成時期について「弘福寺文書の基礎的考察」・石上「山田郡田図の調査」（『東京大学史料編纂所報』20号、1986年３月）に従い述べよう。現存本は、後述のように19世紀前期より以前から東寺に伝来してきたことは疑いないが、それが天平７年作成の原本ではないであろうことは従来より指摘されてきた。しかし、その根拠は明確でなかった。そこで、この田図が平安時代の写本であることを論じよう。まず、原本ではない論拠は次の二点である。

第一は、田図定の使の縁勝の署名が自署でなく、かつ寺家三綱の上座・都唯〔維〕那の署判に署名がないことである（知事の署名部分は欠失している）。これは、現存本が写であることを示す。

第二は、現存本には方4.1cmの「弘福之寺」の方形朱印が踏されていることである。この印は、田図の描画・墨書の上から、それらと一連の作業として捺印されている。延暦13年弘福寺文書目録には山田郡田図は「讃岐国田白図一巻」と記されている。白図は無印文書であることを示すから、現存本は原本ではない。弘福寺の官印は方２寸の「弘福寺印」である。この「弘福寺印」の捺印例は、寛弘３年（1006）以後、長和２年（1013）以前の時期に偽作されたと推定される天平20年（748）弘福寺牒を別とすれば、宝亀10年書写の天平宝字年間（７年か）山田郡司牒案が初見であり、延久２年（1070）３月11日弘福寺領近江国荘田注進状が最後である。宝亀10年捺印の寺印は宝亀２年領下のものである。したがって、寺の私印である「弘福之寺」印は、宝亀２年以前か延久２年以降に使用されたことになる。８世紀に「弘福之寺」印のような制式の寺印の使用例は他に見えず、宝亀２年以前にも官印の「弘福寺印」印が使用されていた可能性はまだしも、私印の「弘福之寺」印が使用されていたとは考えにくい。「弘福之寺」印は弘福寺三綱が自立性を喪失し、官印である「弘福寺印」印を東寺長者政所に召上げられてより後に作られた寺の私印であると考えられる。

以上のように考えると、現存本は延久２年（1070）以後、12世紀初頭以前の時期に作成されたことになる。原本から現存本が作成された理由は、前述のような11世紀後半における東寺長者による弘福寺所領復興事業の資料を作成することにあったと推定される。以上の他に料紙・書風、描画からも現存本の作成時期は検討できるであろうがここでは触れない。

## ２．山田郡田図の再発見―近世以降の伝来過程

〈近世における発見と流布〉

東寺文書の中から山田郡田図を発見して、初めて学界に紹介したのは藤貞幹（1732～1797）である。貞幹は寛政７年（1795）刊の『好古小録』の巻上書画25墾田図に、「天平七年讃岐国天平勝

宝八年摂津国天平宝字三年越中田図他、古ノ墾田図ノ制ミルベシ」と、東大寺の天平勝宝八歳摂津国島上郡水無瀬荘絵図と天平宝字三年越中国鳴戸開田地図[8]と共に「天平七年讃岐」の田図としてその存在を紹介している。さらに、寛政年間稿の『集古図』巻二地理部に上記の二図と共に「讃岐国墾田図」と題して模本を収録している。佐々木春行（京都・竹笥楼）が譲り受けた貞幹の遺品目録の『無仏斎遺伝書領目録』（吉沢義則「藤貞幹に就いて」4『芸文』13年11号、1922年11月）は、

天平七年田畠図　一枚
同勝宝〔八〕四年水無瀬田畠図　一枚
同宝字三年墾田図　一鋪

と、『集古図』所収の3田図の底本となった模本の伝存を示している[9]。これらの3田図は、貞幹の紹介により江戸時代後期以降、古田制研究の基本史料となった。天保5年（1824）跋の源嵩年著『本朝画図品目』は、貞幹の『好古小録』から3田図を目録に掲げている[10]。そして、貞幹が山田郡田図に採訪したのは、東寺文書の調査であった。貞幹の東寺文書書写については不明の点が多いが[11]、彼の印譜の中核は東大寺の東南院文書とならんで東寺文書から採取したものである。貞幹の印譜は度々増訂され、種々の写本や版が存する。それらの系統を概観すれば、安永2年（1773）序の『公私古印譜』、『六種図考』巻五璽章、『六種図考』の巻四を二分した安政7年撰の『七種図考』巻六璽章、『六種図考』または『七種図考』の璽章の部を独立させ増補した『金石遺文』、寛政年間稿の『集古図』の巻五印の中の「東寺印図」と『集古図』続録の印章へと発展する[12]。例えば最初の『公私古印譜』収載印影42の中、「天皇御璽」の一つ、「太政官印」の一つ、「民部之印」・「山背国印」・「山城国印」・「大和国印」・「大和〔倉〕守印」・「近江国印」・「尾張国印」・「紀伊国印」・「山田郡印」（讃岐国）[13]・「伊都郡印」・「弘福寺印」の13印が東寺文書から採録したものである。

貞幹の次に、更に大規模に東寺文書の調査を行ったのは松平定信（1758～1829）である。定信の命で寛政年間前後に東寺百合文書の書写が行われて全188冊の写本（国会図書館蔵）が作成された（上島有「東寺文書の伝来と現状について」『資料館紀要』創刊号、1972年3月、13頁）。定信は更に『集古十種』印章類の編輯を行なった。この印譜は、凡例で自から述べる如く貞幹の印譜に依拠していた。特に東大寺文書・東寺文書を典拠とする印影はほとんど貞幹の印譜からの引き写しである[12]。樋口秀雄「日本古印研究史」、164頁参照）。しかし、そのような状況の中でも、定信は直接に東寺文書から新たに印影を採集したり、印の所用例を追加している。その中の新収印影の一つに、山田郡田図に捺印されている「弘福之寺」の印文を持つ印影がある。これは、貞幹採集の弘福寺印の項に追加されたもので、「天平七年十二月田図所印弘福寺領田畠図一巻教王護国寺所伝」と注記されている。

松平定信に次いで東寺文書の調査を行なったのは伴信友（1773～1846）である。伴信友の調査は文化８年（1811）４月より同11年２月21日まで数次にわたり行われ、その時の調査記録が『東寺古文零聚』７冊として残っている。（谷省吾「小浜市立図書館の伴信友文庫について、『小浜市立図書館酒田家文庫伴信友文庫目録』）。この『東寺古文零聚』は、19世紀初頭段階における東寺文書中の弘福寺文書群の伝存状況を記録した資料として重要である。この時信友は山田郡田図も調査している。そのことは『東寺古文零聚』六観智院所蔵部の11丁表に、

天平七年十二月廿五日

○　田文図（地境界）　弘福之寺　（金石中卅一ウ印アリ）

と記されていることで知られる。そしてその後、文政３年（1820年）に作製した模本が小浜市立図書館所蔵酒井家文庫伴信友文庫の「伴信友翁原稿」（伴18）所収の「讃岐国山田香河郡境田図」である。その奥書には、

讃岐国山田香河二郡境田図一舗東寺所傳
蔵也弘福寺印以丹捺之文政三年庚辰五
月摸写

伴信友

と記されている。

幕末には、この田図の模本は流布したらしく、嘉永６年（1853）序の梶原景惇・景紹編『讃岐国名勝図絵』（巻一～五の前半は嘉永７年刊、演習館蔵板）の巻四（山田郡）上にも「山田香川二郡之境古田縮図」として掲載されている(14)。この図は全体を見開き二葉に縮小模刻すると共に、印の押捺の位置、料紙の朽損の状況を示し、「所捺之印」として弘福之寺」の印影も模刻し、更に、「この図ハ東寺の文書をうつしせしものに見えて弘福寺の印あれはかの寺に領せし田畠なるへくまた山田香河二郡境とミえたれハ当国なる事ハしるき物から今の何村にかあらんとしたつぬるに千百余年の者のあとなれハしる事かたきそくちをしき　なほ考へうる事あらはのち書加ふへくこそ」と按文を掲げている。藤貞幹『集古図』は写本としてしか流布しなかったから、この『讃岐国名勝図絵』が山田郡田図の公刊資料の最初のものであった。『讃岐国名勝図絵』の編纂・刊行に大きな力のあったのが松岡調（1830～1904）である。図絵は梶原景惇（1755～1834）により企てられ、子景紹が刊行したものであるが、松岡調は挿絵を多数描いている。『讃岐国名勝図絵』前編の巻一扉には「真景松岡信正摸」とあり、巻五香川郡東上の巻末の出版案内には前編について「真景松岡信正図」とあり、後編・続編（未刊）にも「同」とある。松岡信正とは調の若年の頃の名である。天保元年生れの調は、嘉永六年（1853）に24歳である。巻五香川郡東上の「高松城より眺望」の絵にも「松岡春矧図」と記されている。春矧は

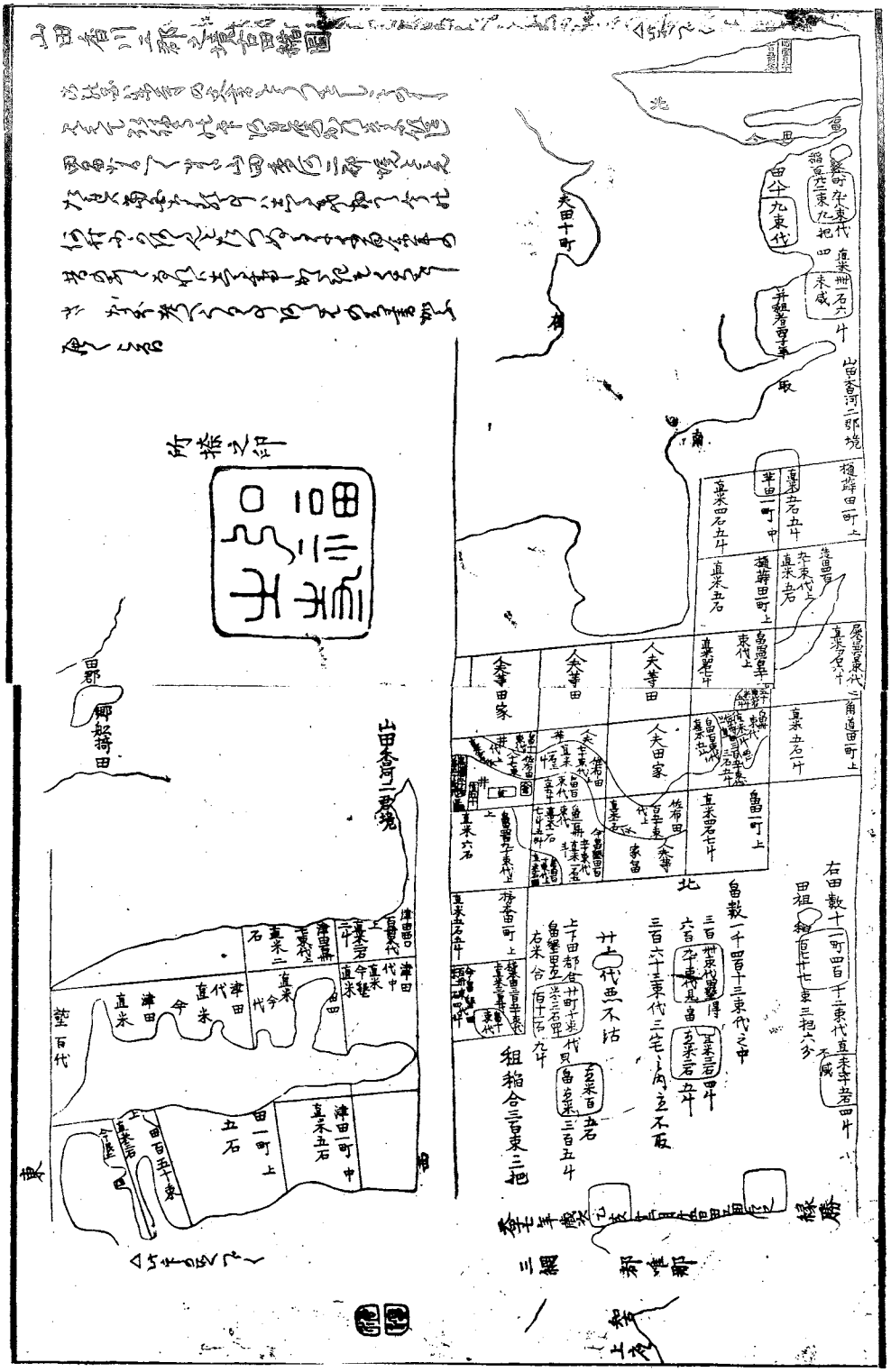

第２図　讃岐国名勝図絵「山田香川二郡之境古田縮図」

調の信正の次の名で、後に諱とされたものである。調は演習館における本書の出版事業に携わっていたのである。図絵所蔵の山田郡田図にも松岡調の号「滄溟」の落款があり、調が縮模した版下を使用していることがわかる。底本となったのは梶原景惇あるいは同景紹が入手した模本であったと推定される。すなわち、松岡調は幕末より山田郡田図の存在を熟知していたのである。

また本居内遠（1792～1855）も「条里図帳考」（『本居春庭大平内遠全集』1903年。『本居内遠全集』1927年、吉川弘文館、例言参照）において山田郡田図を条里制史料として紹介し、横山由清も『旧典類纂田制篇』二（1833）の田籍及田図の項に「集古図所載全図虫損多ケレバ今其ノ半ヲ縮図ス」として山田郡田図の左半部の北地区の図（但し寺家署判は除く）を掲載している。横山由清自身も模写本を所持していたことは「横山由清翁稿本並手沢本目録」（横山由清『日本田制史』、1926年、大岡山書店）に「天平七年十二月班田図　一」と記されていることから知られる。

**〈松岡調の入手〉**

横山由清が『旧典類纂田制篇』二所収図の注記で「右田図東寺所伝今柏木貸一郎所蔵タリ」と指摘する如く、山田郡田図は東寺観智院から出て柏木貸一郎（1841～1898）が所蔵していた時期のあったことが知られる。この柏木貸一郎は山田郡田図以外にもいくつかの東寺文書を所蔵していたことがわかっている。すなわち、延暦７年多度神宮寺縁起并資財帳と葛野郡班田図などである(15)。多度神宮寺資財帳はその後、多度神社の所蔵となり、葛野郡班田図はその後、徳富猪一郎の所蔵となりお茶の水図書館成簣堂文庫に現蔵されている。東寺からの東寺文書の流出については、既に信友が『東寺古文零聚』一の巻首書入れで指摘している。（注（11）「東寺百合文書について」、13・14頁）。奈良・平安時代文書の流出は、信友の調査の後に多くなったが、特に印の捺されている文書が多い。奈良・平安時代文書の流出時期を示す一史料は森世黄輯『集古浪花帖』五である。この書は文政２年（1819）刊であるが、この中に、

①宝亀８年７月23日民部省牒（天理図書館所蔵）

②承和３年２月５日山城国葛野郡高田郷長解（平松文書）

③延暦７年多度神宮寺伽藍縁起并資財帳（多度神社所蔵）

の三点の東寺文書が模刻されているが、このことは当時既にこれらの文書が寺外に出ていたことを示している。例えば東京大学総合図書館所蔵『川原寺文書』（G27・718）所収多度神宮寺資財帳等には巻末に「以温古堂蔵本写之本書今蔵大坂商家云　中山信名」の按文がある。これらにより多度神宮寺資財帳は文政２年頃には寺外に出て大阪にあったことが明かである。この後、多度神宮寺資財帳は柏木貸一郎所蔵となるのであるが、山田郡田図も同様の路を辿ったこ

とが推測される。

松岡調が山田郡田図を柏木貸一郎から購入したのは明治15年（1882）のことである。調の日記の『年々日記』（多和文庫所蔵）には、山田郡田図の入手とその後の経過が断片的に記されている[16]。その『年々日記』の明治15年3月14日条に、「柏木貸一郎よりの天平7年の讃岐国の田図を得つ価は金五十円なり心なき人は破れ反古をいかなる事かと云めれと此時代の本国の事かけるものハ此国内はもとより全国の内にも有ことなし故に五十円の価ハ安きものと己ハ思へるなりけり」、「この田図今は多和文庫に収めたり」（頭書）とあり、同月18日条に「本日かの天平の墾田図の価金五十円を丸亀なる銀行の為換証を東京教会所へあつ」、「天平7年の田図の価金五十円を為替にして柏〔木〕原氏に送る」（頭書）とあり、山田郡田図の箱の中に、

証

一金五拾円

右者拙者珍蔵天平七年讃岐国墾田

図一巻（原東寺護摩所蔵智院）御懇望ニ付御譲申候

今般右金円正ニ落掌候条為其証

如斯候也

明治十五年三月廿五日　　（東京）柏木貸一郎（印）

（讃岐国）松岡調殿

の領収証が保存されている。

このようにして松岡調の所蔵に帰した後に、初めて田図自体の学問的な考究が行われるようになった。それは、調が神官として勤務していた金刀比羅宮の明堂学校で教えていた常陸笠間の水野秋彦の「讃岐国山田郡古田図考」（『歴史地理』2巻6号、1900年9月）である。これは『歴史地理』2巻5号の口絵に掲載された小杉榲邨所蔵模写本の「天平七年弘福寺領讃岐山田郡古地図」に対応するもので、調が購入した翌年の16年（1833）9月1日の稿である。8月31日の調の亡妻の一年祭に多和神社に金刀比羅宮の社人達と来た水野秋彦について、『年々日記』明治16年9月1日条には「秋彦ハ己か曩にかたらへる天平七年の田図の考をハえんとてのこれり」とあり、執筆の状況がわかる。この論文の調による写本が多和文庫に所蔵されており、それには同19年8月24日付の佐藤誠実の評論文の写しが挟み込まれている。この経緯を示すのは小杉榲邨『徴古雑抄』17地理2である。それには「松岡調讃岐国山田郡古田図得たるよしうれしさにとて其図のしきうつしを榲邨に贈り来るつる後水野秋彦か其跋文かけるほとは評論してよとものしつる文」として明治16年10月15日稿の水野秋彦の「跋讃岐国山田郡古田図巻」と、「かくものせるを見てこのときことの当否いかにやとて佐藤誠実に評論きかせむとせうそこしつるこたへニ」として右の誠実の長文評論文を掲載し、文末に「この本書はやかて松岡調にお

くりて余が机辺にはこの写一紙をとゝめつ　　小杉榲邨」とある。すなわち、小杉榲邨と親交のあった松岡調は、山田郡田図の模本を作成し、それと水野秋彦の跋を榲邨に寄贈し、榲邨はその跋文を佐藤誠実に回覧し評論文を得て、その評論文を調に送ったのである（注（16）「田図研究関連資料」参照）。小杉本の口絵への掲載と、水野の田図の全ての記載を翻刻しかつ詳細な注解を付した論文により、山田郡田図は学術的な資料として学界に公開されることになった。

明治21年（1888）に香川県を史料採訪した内閣修史局（現、東京大学史料編纂所）は金刀比羅宮において松岡調所蔵の他の文書と共に山田郡田図を採訪し、明治40年（1907）刊行の『大日本古文書』7に翻刻掲載した。これらより先に、横山由清も『旧典類纂　田制篇』2（1883）に一部分を掲載しているが、単なる紹介にすぎなかった。かくして、水野秋彦の考証と『大日本古文書』の翻刻により、山田郡田図ははじめて歴史学界に学術的利用が可能な形態で提供されたのである。なお、戦前には香川県教育会木田郡部会郡誌編纂会編『木田郡誌』（1926年）が、田図の後半部の写真を掲載しており、史料編纂所に在職していた西岡虎之助の「荘園における倉庫の経営と港の発達との関係」（1933年。『荘園史の研究』上、1953年、岩波書店、に収録）の研究が発表されている。

### 3．田図研究の概略

戦後の1950年代に歴史地理学者・文献史学者により展開された条里制・荘園制研究の中で、山田郡田図に関する次のような重要な研究が相次いで発表された。以下に本調査事業に至るまでのそれらの研究の概略を示しておこう。

① 高重進「弘福寺領山田郡田図の集落とその比定」『史学研究』55号、1954年。のち、高重『古代・中世の耕地と村落』、1975年、大明堂所収。

② 福尾猛市郎「「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考」杉本直治郎・沖野舜二編『社会科教育　歴史・地理　第五回社会科教育歴史地理研究徳島大会記念』、1957年、第5回社会科教育歴史地理研究大会委員会。のち、福尾『日本史選集』、1979年、福尾猛市郎先生古稀記念会所収。

③ 米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」『広島大学文学部紀要』12号、1957年9月。

④ 林村史編集委員会編『林町史』、1958年、林村史編集委員会。

⑤ 岸俊男「班田図と条里制」魚澄先生古稀記念会編『魚澄先生古稀記念　国史学論叢』、1959年、魚澄先生古稀記念会。のち、岸『日本古代籍帳の研究』、1973年、塙書房所収。

①高重「弘福寺領山田郡田図の集落とその比定」は、吉田東伍『大日本地名辞書』（1849～1889）の「蓋山田郡林郷なるべし、舟椅里は今の林村などに遺名をみざる歟、如何」（1253頁）

とのような説を進めて、高松平野の条里復原（後に高重「讃岐の条里」『広島大学文学部紀要』25巻1号、1965年、を発表）と山田郡田図の北地区の地形の特徴（蛇行する旧河道）から、現地調査にもとづき、北地区を林町・多肥町にまたがる長池付近に比定した。その際には、林町の大石照雄氏に香東川扇状地としての当該地区の地形特徴の教示を受けているが、恐らくその大石氏の所説によるのが④『林村史』の第二章第三節の二「条里制と林村」、第四節の二「弘福寺領山田香河二郡境田図と本村」であり、後段では高重説を引用し、さらに三宅の地を大字下林字松の木1717番地付近に特定している。

1956年度の「条里制の総合研究」（代表、米倉二郎）と題する文部省科学研究費による山田郡田図の研究の成果が、②福尾論文、③米倉論文である。②福尾「「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考」は、多和文庫における山田郡田図の詳細な調査による釈文の提示などの史科学的研究と、関連史料や記載内容の分析による荘園史的研究と、天平宝字7年校出田注文（史料(2)）の条里坪付との対比による田図に描かれた所領の条里プラン上での位置決定を行ったもので、山田郡田図研究の基準的研究となっている。そして③米倉「庄園図の歴史地理的考察」は、福尾論文にもとづく釈文を提示すると共に、詳細な現地調査の成果により、南地区を上林宮西の池台池（現、分ヶ池）付近、北地区を上林平塚の大池（木太新池）付近に比定した。米倉の現地比定は、山田郡条里の復原案とも合致している。なお、高重の比定は、米倉の比定より一里（6町）南に下っており、その結果、条里の南開始線の一里が植田の山丘部に入ってしまうことになるので、条里復原の点から成立しがたい。

⑤岸「班田図と条里制」は、山田郡田図を素材として、一条一巻の班田図の形式と、天平7年段階における条里呼称の未成立を指摘している。

さて、1960年代以降の研究には以下のようなものがある。

⑥ 落合重信『条里制』日本歴史叢書17、1967年、吉川弘文館。

⑦ 日本史研究会古代史部会「律令制成立の基盤について」『日本史研究』107号、1967年。

⑧ 服部昌之「村落」藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説』2古代編、Ⅳ4（3）、1975年、吉川弘文館。

⑨ 長町博「讃岐平野の条里制」4『香川の土地改良』199号、1975年10月、香川県土地改良事業団体連合会。

⑩ 香川県教育委員会編『多和文庫典籍緊急調査報告書』（一）、1975年3月、香川県教育委員会。

⑪ 長岡篤・荒木敏夫「弘福寺領讃岐国山田郡田図」西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』上、1976年、東京堂出版。

⑫ 弥永貞三「飾勝町の水田の歴史」補注、『日本古代社会経済史研究』、1980年、岩波書

店。

⑬ 金田章裕「条里プランと小字地名」『人文地理』34巻3号、1982年6月。のち、金田『条里と村落の歴史地理学研究』、1985年、大明堂、第一章所収。

⑭ 棚橋光男「律令国家の生成と展開」『角川日本地名大辞典』37香川県、1985年、角川書店、総説。

⑮ 『香川県大百科辞典』、1985年、四国新聞社、山田郡田図の項（唐木裕志氏執筆）。

⑯ 『香川県史』8古代・中世史料、1986年3月、香川県。

⑦の「条里制について」の節（佐藤宗惇・栄原永遠男執筆）は、山田郡田図を素材として「「条里制」施行前後の土地の具体的な状態と、一見整然と行われたかにみえる「条里制」施行過程の内に孕まれていた律令国家権力と直接生産者農民との矛盾」を論じる。但し、現地比定等は行っていない(14)。棚橋「律令国家の生成と展開」は、日本史研究会古代史部会の視角を発展させ、7～8世紀の開発過程を論じると共に、原本調査の成果により、彩色に注目している。

⑧服部「村落」と⑨長町「讃岐平野の条里制」は、米倉説により山田郡条里の復原と現地比定を行っている。

⑥落合『条里制』は巻首図版に山田郡田図の写真を掲げる。⑪『日本荘園絵図集成』は、西岡虎之助コレクションの模本の写真を掲げ史料学的に解説を加えるが、原本調査に基づいたものではない。⑩は香川県教育委員会による多和文庫調査の報告書で山田郡田図についてもその書誌を掲げるが、書名を「天平七年讃岐国墾田図模本」とし、「模本　鎌倉時代」、「本書、奈良時代の原図の模本にして、模本作成年代は恐らく鎌倉時代か」と記す。この鎌倉時代写本説に拠ったのが⑮『香川県大百科辞典』の唐木氏の解説である。⑯『香川県史』は山田郡田図のカラー写真と釈文、史料(2)・(3)の釈文を収載する。また、⑭『角川日本地名大辞典』37香川県の巻頭に山田郡田図のカラー写真が収載されている。

⑫弥永「師勝町の水田の歴史」の補注は論文集収録に際して付加されたもので、山田郡田図北地区の中に島畠が存在することを論じるが、弥永の島畠の理解については金田『条里と村落の歴史地理研究』が批判している。また⑬金田「条里プランと小字地名」は前述の岸「班田図と条里制」の条里制呼称未成立の資料として山田郡田図を位置付ける論を発展させている。

なお、石上は、山田郡田図に関して下記の論文・報告を書いている。

⑰ 石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の調査」『現存古地図の歴史地理学的研究』科学研究費一般研究A（研究代表者土田直鎮）報告書、1981年3月、東京大学史料編纂所。「科学研究費による研究の報告」として『東京大学史料編纂所報』16、1982年3月に所収。山田郡田図の報告について一部訂正。

⑱ 石上「『現存古地図の歴史地理学的研究』の分担研究の報告―天平七年讃岐国山田郡

田図」『東京大学史料編纂所報』18号、1984年３月、研究発表。

⑲ 石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図」『平凡社大百科辞典』、1984年　平凡社。

⑳ 石上「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領荘園の歴史地理学的研究」『東京大学史料編纂報』19号、1985年３月。

㉑ 石上「多和文庫における調査・撮影」『東京大学史料編纂所報』18号、19号。

㉒ 石上「山田郡田図の調査」『東京大学史料編纂所報』20号、1986年３月。

㉓ 石上「弘福寺文書の基礎的考察－日本古代寺院文書の一事例－」『東洋文化研究所紀要』103 冊、1987年３月、東京大学東洋文化研究所。

石上⑰～㉑において部分的に論じてきたことをまとめたのが石上㉒㉓であり、㉒「山田郡田図の調査」は山田郡田図の伝来と原本調査による釈文と写真版の提示、㉓「弘福寺文書の基礎的考察」は本節１で要約した弘福寺文書の整理と８～12世紀の弘福寺史を論じている。そして、前述のように石上は、多和文庫所蔵の現存本山田郡田図は、鎌倉時代の写本ではなく、11世紀後半～12世紀初頭ごろに、東寺長者による弘福寺末寺化と弘福寺所領の復興の企ての中で、原本にもとづいて作成された精密な写本であり、その記録内容（文字・彩色・描線）などは信頼性が高く、天平７年（735）の史料として使用することに堪えうる質を有するとの判断を提示した。写真版は口絵に、釈文・彩色は「山田郡田図の釈文と彩色」に収載する。

以上のように、戦後の山田郡田図研究は次の如く整理される。

（一）史料学的研究　　②福尾、⑤岸、㉒㉓石上等

（二）歴史地理学的研究

１．現地比定　　①高重、②『林村史』、④米倉、⑧服部、⑨長町等

２．荘園史　　②福尾、④米倉、⑦日本史研究会古代史部会、⑭棚橋等

今後は、本調査事業を契機とする考古学、地理学、水利研究、民俗調査等の諸成果に依拠しつつ、山田郡田図の内容分析を進めていかねばならない。　　（石上　英一）

注

(1) 弘福寺の歴史については、福山敏男『奈良朝寺院の研究』増訂版（綜芸舎、1978年）・「弘福寺」（『国史大事典』３、吉川弘文館）奈良国立文化財研究所学報９『川原寺発掘調査報告』（奈良国立文化財研究所、1960年）参照。福山敏男『奈良朝寺院の研究』増訂版は、創建時期を天智朝初年とする（92頁）。

(2) 東寺文書の概要については、網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』（東京大学出版会、1978年）序章、上島有編著『東寺文書聚影』（同朋舎出版、1985年）解説編「東寺文書について」参照。応永６年以後、川原城荘関係の文書は、東寺文書中に多数残されている（京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』参照）。弘福寺の名は、東寺文書以外にも、中世には、興福寺の大和支配に関係する文書に見える（５月27日（建暦

2年あるいは同3年）藤原氏長者宣（大東家文書）、年月日欠（鎌倉時代か）弘福寺寺官言上状案（興福寺文書、春日文書仏27）。

(3) 堀池春峰「弘法大師と南都仏教」『南都仏教史の研究』下、法蔵館、1982年。

(4) 和多明夫「高野山と丹生社について」『密教文化』73号、1965年

(5) 広瀬荘については、阿部猛「平安後期における一寺領荘園の没落過程—弘福寺領大和国広瀬荘の場合—」（『日本歴史』115号、1958年1月）・井上寛司「弘福寺領大和国広瀬庄について」（『赤松俊秀教授退官記念国史論集』、1972年）参照。

(6) 『香川県史』通史編古代（香川県、1988年）は和銅2年水陸田目録を正倉院文書とするが（604・812頁）、誤りである。

(7) 天平宝字4年任命の巡察使が校班田に関わっていたことは、北陸道巡察使の事例が天平神護2年（766）10月21日越前国司解（東南院文書）にも見える。

(8) 鳴門開田地図について『開墾田制篇』二には貞幹の模写跋語が記されているが、それによれば、貞幹が東大寺印倉所伝の田図を模写したのは寛政6年（1794）晩冬のことである。

(9) 『集古図』は書陵部本・東京大学総合図書館本によった。川瀬一馬『藤原貞幹の業績』（1968年、五島美術館、16頁）参照。藤貞幹影抄古文書中に山田郡田図模本があるというが未見。

(10) 狩谷棭斎書入本『好古小録』（『日本芸林叢書』3、1928年、六合館）には、「棭云東寺観智院蔵文政二年五月観」と棭斎が山田郡田図を見たことが記されている。

(11) 「東寺百合文書について」『図録東寺百合文書』1970年、14頁、参照

(12) 『藤貞幹幕古印譜』（明治二〇年刊）は除外した（樋口秀雄「日本古印研究史一日本古印譜をめぐって—」『日本の古印』1964年、二玄社、160～161頁参照）。

(13) 貞幹は近江国山田郡とするが、誤まり。

(14) 梶原景惇（宝暦五年（1755）～天保五年（1834）・景紹父子の事蹟は『高松市史』（1933年、高松市役所、163頁・242頁）等参照。『讃岐国名勝図絵』の翻刻解説本には松原秀明編『日本名所風俗図絵』14四国の巻（1981年、角川書店）がある。

(15) 史料編纂所所蔵影写本『柏木貨一郎所蔵文書』（明治23年影写）は、①延暦七年多度神宮寺伽藍縁起并資財帳、②嘉祥二年十一月廿日高田郷長解、③葛野郡班田図、④承平二年九月廿二日丹波国牒の四通の東寺旧蔵文書・絵図を収録する。

(16) 石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」Ⅳ（『弘福寺陵讃岐国山田郡田図比定地発掘調査概報』Ⅵ、高松市教育委員会、1992年）、「田図研究関係連資料の紹介」参照。

〻〻美濃[合]國田白圖二枚
〻〻山背國田畠白圖一枚
〻〻河内[合]國田白圖一枚
〻〻同[合]國野地白圖一枚
〻別三論供田巻文等一巻五枚
〻二枚白紙〻三枚踏國印
〻〻「寺縁(縁カ)起財帳一巻天平十九年」

延暦十三年五月十一日小都維那入位僧「隆信」(自署)
上座満位僧「覚崇」
寺主満位僧「徳安」
都維那住位僧「明開」
小寺主入位僧「隆吉」
可信満位僧「善永」
可信満位僧「妙誨」
可信満位僧病

検収僧綱使
威儀師「常耀」　従儀師「璟仙」
従儀師

（もと、「弘福寺印」四三顆踏す）

復擬主政大初位上秦公大成

（紙面に「山田郡印」二二顆を踏す）

(3) 天平宝字年間（七年カ）山田郡司牒案（東寺百合文書ル1）

（端裏書）「讃岐國牒一巻」

山田郡司牒　川原□（寺）□

寺合田中檢出田一町四段三□（百五十歩）□

牒去天平寶字五年巡察□□

出之田混合如件□□

伯姓今依国今月廿二日符旨停止班給為寺田畢

仍注事牒々至准状以牒

天平寶□（字）□□（年）□外少初位下□秦□（足カ）

主政従八位下佐伯

□（復）□（擬主政大）□（初カ）□□（位）上秦公大成

□下秦公□□麻呂

寺印也

正牒者以寶龜十年四月十一日讃岐造豊足給下

（紙面に「弘福寺印」十三顆残存す）

(4) 延暦十三年（七九四）弘福寺文書目録（第一断簡、影写本「円満寺文書」。第二断簡、『東寺古文零聚』二。第三断簡、根津美術館所蔵文書。）

（端裏書）「弘福寺領田畠流記」

（第一断簡）

合検収公文拾貳巻　又拾壹枚

〻「合」水陸田目録一巻二枚踏官印和銅二年

□（山背国久世郡田券文一）□（巻）□□□（枚）□（天平）□（十五）□（年）□（踏国印）

〻「合」同國同郡畠相換牒一巻二枚踏國印寶龜五年

〻「合」石樋池處代田施入牒一巻三枚

一枚「合」大和國司踏國印　一枚「合」民部省踏省印

〻「合」一枚國符十市郡司白紙　並寶龜八年

、〻摂津播磨紀伊國田券文一巻卅二枚踏國印　自勝寶元年迄寶龜八年

□「合」一巻踏内印寶字元年

、〻「合」大修多羅供財物施入勅書一巻二枚踏内印感寶元年

、〻御帯等施入勅書一巻二枚踏内印勝寶八年

（第二断簡）

大修多羅供財供田券文一巻十枚

二枚「合」紀伊國踏国印、二枚「合」播磨國踏國郡印并勝寶五年

六枚近江國二枚踏国印「合」自天平三年迄寶字二年

播磨「合」國揖保郡畠券一枚踏郡印景雲元年

常修「合」多羅衆田籍一巻二枚踏僧綱印寶龜四年

（第三断簡）

〻同田施入書一枚天平六年

、〻「合」讃岐國田白圖一巻副郡司牒二枚

、〻「合」大和國高市郡田白圖一巻延暦六年班田司案

、〻「合」同郡寺廻田畠白圖二枚、、「合」一枚和銅五年官定、「合」一枚延暦十年郡案寫

、〻「合」同國山邊郡田白圖一枚

## ［山田郡所領関係資料］

(1)　和銅二年（七〇九）弘福寺水陸田目録（東京大学史料編纂所所蔵影写本「円満寺文書」等）

「弘福寺領田畠流記」（包括外題）

「和銅二弘福寺」（内題）

弘福寺川原

田壹伯伍拾捌町肆段壹伯貳拾壹歩

陸田肆拾玖町漆段参歩

大倭國廣瀬郡大豆村田貳拾玖町玖段貳拾壹歩
山邊郡石上村田貳拾捌町肆段壹伯肆拾陸歩
葛木下郡成相村田壹町貳段参拾貳歩
高市郡寺邊田参町参段参拾玖歩
陸田壹拾壹町玖段壹伯貳歩
内郡二見村陸田陸段

河内國若江郡田壹拾貳町陸段
壹伯肆拾歩

山背國久勢郡田壹拾町貳伯参拾捌歩
陸田参拾漆町壹段貳伯陸拾壹歩

尾張國仲島郡田壹拾町肆段貳伯捌拾壹歩
尓波郡田壹拾町

近江國依智郡田壹拾壹町壹段参拾陸歩
伊香郡田壹拾町貳段貳伯貳拾捌歩

美濃國多藝郡田捌町
味蜂間郡田壹拾貳町

讃岐國山田郡田貳拾町

和銅二年歳次己酉十月廿五日正七位下守民部大録兼行陰陽暦博士山口伊美吉田主
従三位行中納言阿倍朝臣宿奈麻呂　正八位上守少史勲十等佐伯造足島
従三位行中納言兼行中務卿勲三等小野朝臣毛野　従六位下守大史佐伯直小龍
正四位下守中納言兼行神祇伯中臣朝臣臣萬呂　正八位下守大録船連大魚
正五位下守左中辨阿倍朝臣使
従五位下守左少辨賀毛朝臣使
従五位上行治部少輔采女朝臣比良夫
正五位下民部大輔佐伯宿禰石湯

（『東寺古文零聚』一ニ、「朱印三十余捺タルアトミユレトモ、印文ハイサヽカモ見エス、其印ノ寸法カネサシ尺ニテ凡弐寸トミユ」とあり。影写本によるに、縦二八・七㎝、横五三㎝。宮内庁書陵部所蔵『東寺古文書写』に、天界三、地界一及び縦界を写す）

(2)　天平宝字七年（七六三）山田郡弘福寺田内校出田注文（東寺文書礼二）

山田郡

川原寺田内校出田一町四段三百五十歩（田内は、内校を擦消の上に重書）
〃　八条九里卅一池田一段百六十歩
〃　十里四池邊田百卅歩
〃　九池口田四段九十歩
十二里卅下原田五十歩
卅一垣本田一段百七十歩
卅三圃依田卅歩（依は、田の上に重書）
卅四井門田七十歩
十三里十五藪田七十歩
〃　九条四里卅六津田三段卅歩
〃　五里一長田一段百七十歩
七里廿五原田二段七十歩

天平宝字七年十月廿九日（日の下に、すを擦消）

# 第2章

# 高松平野の自然的歴史的環境

## 第１節　地理的環境

### １　地形、土地利用の特性

讃岐の平野には、あちこちに飯ノ山（讃岐富士）に代表されるような孤立丘が点在している。そのどれもが、釣り鐘型の曲線の山稜であり、いかにもおだやかな讃岐平野の象徴的な風景である。讃岐平野と総称されている平野は、大別すれば三つの部分から成っており、東から西へ並ぶ高松平野・丸亀平野・三豊平野がそれぞれ独立した地形単位である。

いずれも南側は、標高800～1000メートルの讃岐山脈（阿讃山地）に画されている。讃岐山脈は、主として和泉層群とその基盤の花崗岩からなり、その北麓に花崗岩からなる山地と洪積台地が続いている。

このうち、高松平野は西側が南から五色台へと続く山地、東側が立石山山地によってとり囲まれた範囲である。いずれの山地も花崗岩の上にち密で侵食を受けにくい安山岩がキャップロックと呼ばれる形でかぶさっており、そのため侵食からとり残された台状の平坦面を有する山地（メサ）あるいは孤立丘（ビュート）となっている。西側の五色台は、平坦な頂部をよく残しており、有名な屋島もまたこれと同様に開析からとり残された台地である。東側の立石山山地はこれらより開析が進んでおり、紫雲山・白山・由良山などの多数の孤立丘とともに高松平野の自然景観を特徴付けている。

高松平野は、これらの侵食が進んだあと、沖積世に入ってから堆積されて形成されたものである。讃岐山脈から流下し、北へ流れて瀬戸内海へ注ぐ香東川・春日川・新川などがその主たる営力であった。主要河川の中で香東川の堆積力が最も大きく、標高約96メートルの香川町川東の西部付近を扇頂とする緩やかな傾斜の扇状地を形成している。扇端は標高10メートル前後の紫雲山・浄願寺山付近にまで達しており、東側も春日川のすぐ西側500メートル付近までが香東川の扇状地性の堆積である。

これに対して、春日川、新川の流域には、扇状地の発達がみられず、小規模な自然堤防性の微高地が点在する氾濫平野が広がっており、通常自然堤防帯と分類される地形である。

標高3.5～４メートル付近以下の部分は三角州性の平野であり、北端の沿岸部には広大な人工埋立地が続いている。

さて、香東川の扇状地には、西半部では南から北へ、東半部では西南から北東方向への浅い開析谷が数多く走っている。平野中の溜池の多くはこのような微起伏をたくみに利用して築造されたものであり、高松市林町の長池・下池などは浅い開析谷をせき止めている典型的な例である。ただ、溜池のすべてがこのような凹地を利用しているとは限らず、例えば高松市三条町の三条池や太田の太田池などはむしろ舌状に張り出した微高地上に築造されているものである。

前者のような浅い谷をせきとめた構造のものを谷池と呼びたいが、これに対して後者のような構造の典型的な例は、奈良盆地で皿池と呼ばれている四方堤の溜池である。高松平野は、奈良盆地などに比べて、はるかに微起伏に富んでいるので、典型的な皿池というよりも、むしろ谷池的な構造を基本としつつ、皿池的な四方堤の構造をもつに至った、中間的な構造の溜池が多い。

このほか、平野縁辺の山麓・丘陵・台地の開析谷や小規模な谷底平野の部分には、極めて多数の溜池が存在し、これらの場合はすべてが谷池の構造となっている。

高松平野に、このように多数の溜池が築造された理由の一つは、周知のように典型的な瀬戸内式の気候に属すことにある。すなわち、温暖で降水量が少なく、高松では年平均気温14.9度、年間降水量1,093ミリメートルである。讃岐山脈の山麓部では地形性の降雨が加わって、これより少しは降水量が多いが、それでも年間降水量1000ミリメートル程度というのは、日本では最も寡雨であることになる。1000ミリメートル程度の年間降水量を可能な限り有効に利用して、水田を平野の全面に開くために、このように多数の溜池が築造されたものであり、同時に、このような溜池が築造される以前の灌漑用水の不十分さを示していることになる。

前述の香東川扇状地上の数多くの開析谷が示すように、高松平野は極めて微細な起伏の多い平野であり、平坦化し、溜池を築造しつつ、水田化を進めた結果が、現在見られるような豊かな農地となっているのである。そのプロセスを解明するのが、本調査の目的の一つである。

## 2　小字地名の特性

香川県下の小字地名は、一般的な例に比べて著しく広い範囲を占めていることが知られている。従って、通常歴史地理学的な復原研究に活用される基礎的なデータとしては極めて制約が大きく、本調査においても、この条件に規制されている部分が大きい。しかし、小字地名の成立過程そのものが、特に特異であったわけではない。その過程を概観しておきたい。

さて、8世紀に条里プランが完成し、やがてそれが広く定着、利用されるようになると、条里呼称法によって土地を表示するのが一般的となった。例えば、康治2年（1143）の太政官牒案には、香川郡に「二條廿里一坪」といった記載例があり、このパターンが一般化する。

ところが一方で、次のような例が出現するようになる。康平5年（1062）讃岐国曼荼羅寺田地宛行状案には、多度郡「吉原郷七条九里廿三坪、北畔本字津興田」といったふうに記されている。つまり、条里プランに従って表記した上で小字地名を付記しているのである。この場合は、二十三坪の全域ではなく北の畦畔付近だけが「津興田」という小字地名であったのかも知れないが、これ以後、このように小字地名を付記した表記例が数多く出現する。このような「字」は、8世紀の小字地名的な名称とは異なって、明らかに地名である。小字地名が条里呼称法と共に併

記され始めたことは、条里呼称法とは別に小字地名が固定し始め、使用されていたものと考えられることになる。この傾向は次第に進展し、やがて条里呼称法が使用されなくなり、小字地名だけが使用されるようになった。善通寺所蔵の徳治２年（1307）「善通寺伽藍并寺領絵図」では、条里地割に相当する方格線が描かれているが、その範囲は久安元年（1145）の讃岐国善通曼荼羅寺寺領注進状に記された善通寺領とも大きな相違がないにもかかわらず、久安元年の寺領が条里呼称法で表記されているのに対し、条里呼称法の記入がない。それに代わって、条里地割の坪に相当する区画の多くには、例えば「いちのつぼ・田ところ・くらのまち・しゝう・たうしくらのまち・いんしう・せうニ・あわのほけう」などといった小字地名ないしそれに準じた性格の名称が記入されている。条里呼称法が使用されていた場所であるにもかかわらず、小字地名による表記へと変わったことになろう。しかも、「一の坪」といった条里呼称法に使用される名称が小字地名と化していることも知られる。この場合は条里プランの一ノ坪の位置と一致しないので、条里呼称法がそのまま定着して小字地名化したものではないが、一般にはそのような例も多い。条里プランがよく定着し、現在でも条里地割が広く分布するような場所では、小字地名もまた条里地割の坪の区画に対応して、その一つあるいは二つ程度を単位として成立していることが多い。しかし、讃岐の場合には、地名は旧村名に対応する大字名の下にいくつかの字があるものの、その面積が極めて大きいことは前述の如くである。例えば、『東讃郡村免名録』などに、この字とは異なった名称が記されていることはよく知られているが、それにしても、大和などの小字地名に比べればはるかに数が少ないことが疑問とされてきた。例えば、山田郡田図の比定地を含む旧下林村には８つの免と、それに属する25の地名が記されているが、東西約13町、南北約18町の旧村域に比して、依然として少ない数である。ところが、本調査の中で、文化15年（1818）の「山田郡下林村順道絵図」の存在が知られ、同じ旧下林村の範囲に合計198の小字地名が記されていることが判明した。同一の小字地名がいくつかの区画に連続して記されている場合もあるが、基本的に、条里地割の坪の区画に対応して小字地名が成立していたものとみてよい。すなわち、讃岐の場合も、小字地名については、他の条里地割の分布地と類似のプロセスをたどったものと考えてよいことになる。しかし、このような小字地名は、近世末ないし明治初期にほとんど失われてしまったことになる。

現在、大字の下位の地名として使用されているものには、前記の『東讃郡村免名録』などに記されている免名と合致するものがあるが、その数は免の数より少ない。讃岐では免という通常の小字地名レベルと大字レベルとの中間規模の広がりが大きな意義を有し、一旦成立した小字地名が、一般には余り使用されなくなったものとみてよいようである。それが明治時代になって地籍図が作成される際に、著しく大規模な小字地名の編成へと結び付いたものとみられる。

（金田章裕）

## 第2節　高松平野の歴史環境

### 1　原　始

〈旧石器時代〉

高松平野の人類の生活の開始は後期旧石器時代の半ば（約2万年前）まで遡る。その頃の遺跡として久米池南、諏訪神社、雨山南、中間西井坪遺跡が知られている。いずれもサヌカイト製の国府型ナイフ形石器を出土するが、久米池南遺跡のは大・中型、諏訪神社、雨山南遺跡は中型、中間西井坪遺跡は小型とその間に差異が認められる。しかし中間西井坪遺跡でユニットが検出されている以外は、久米池南、諏訪神社遺跡のは二次堆積状態で検出され、雨山南遺跡のは表面採集によるものであるから、その差異が本来のものであるかどうかわからない。

高松平野は東、西、南を山に囲まれるが、これらの遺跡はこの山の端もしくは前面の独立山丘に位置している。又旧河道、現河道がその前面を走ることも共通する。しかし、遺跡がもちいられた時代もこのままの地形環境であったのか検討の必要がある。立地する山丘は鮮新世に形成され、更新世のナイフ形石器文化期には安定した台地となっていた。その前面はどうか。雨山南遺跡の立地する山丘前面では更新世段丘2、3、4（本書第4章第1節「高松平野の地形環境」高橋参照）の三重の段丘崖が縁取っている。段丘崖には湧水がよくみられるが、現溜め池のほとんど、旧河道の始まりがこの段丘崖に沿って分布することはこの点をよく示すものであるとともに、更新世においても同様の河道の展開を推測させる。久米池南、諏訪神社遺跡前面には完新世の自然堤防帯1（4,000～2,500 年前？）、三角州帯2（2,500～1,600年前）が広がり、更新世の地形環境は明らかでないが、山丘末端は地形変換部として湧水の分布は顕著であり、それを集めて北に流れる川が想定される。新川現河道・旧河道は、そのルートよりそれの変化したものと考えられる。中間西井坪遺跡の場合も更新世の地形環境は明らかでないが、新川現河道・旧河道に本津川現河道・旧河道が対応する。これより、旧石器時代遺跡の立地する山丘下に更新世の河谷が復原されるのである。

それではその前方はどうか。高橋学の分析から推定すると、旧香東川の堆積作用による礫主体の扇状地形とそれを切る深い河谷が広がる。扇状地面は平野北部では現地表下11～12mで、河底は平均してそれより約10m下という数値が分析されている。河谷は以後完新世にかけて複雑な網目状に展開し、扇状地面はその間にあって島状地形（埋没中州：「高松平野の地形環境」高橋参照）を呈するが、絶えざる堆積作用によってその範囲が拡大されていくのである。山丘前方には起伏に富む複雑でしかも不安定な土地が広がっていたことになる。

したがって旧石器人が居住域として山丘末端を選択したのは、この地形環境に基づくところであり、その選択基準は安全と飲料水の確保であったとすることができる（関東地方の洪積台

地において、旧石器遺跡、縄文遺跡が、湧水地点である段丘崖線に隣接するのも同様の理由であり、立地上の原則を認めることができる)。しかし、生態的には植物、動物相も生活域の選択に深く関わってくる。当時の植物相は明らかでないが、更新世末期の日本列島西部の一般的状況、高松市大池南の第13発掘地点の花粉分析・プラントオパール分析から、山丘には亜寒帯針葉樹と冷温帯広葉樹の混交林が分布し、扇状地には同種の樹木類や、ヨモギ属等の草本類が河谷沿いに展開するといった景観が復元されるのである。扇状地の主地質が礫で、沖積作用が地形を大きく改変するには至らない段階である点を考えると、その分布は貧弱なものであったに違いない。この様な植物環境の展開では草食動物や人類への食料供給能力はそれ程高かったものとは思われない。各遺跡を形成した集団は小規模であることが、遺物の範囲や量によって推察されるが、この環境復原に合致するものである。ところで、県下の旧石器遺跡の分布を検討すると、国分台・金山遺跡群、瀬戸大橋遺跡群(架橋下の島々に分布)、井島・豊島遺跡群が他に知られる。前二者は他群に比較して遺跡が密集するが、石材の産地及びその隣接地にあり、石材の採取・製作・搬出と石器生産に関連して特別に発達したものだろうと推察される。井島・豊島他は4～5ヶ所で、密度からいえば、高松平野山丘部と類似する。又これらは、密集域の東北と東南に、瀬戸内海を挟んで対称的な位置にある。国分台・金山一瀬戸大橋遺跡群を介在させると同種の遺跡群の展開がそこに認められるのである。それは、国分台・金山遺跡群を核とする東方の周辺群としてあり、その中心遺跡はおそらく東北方面(兵庫)、南西方面(徳島)への石材搬出ルート上に形成された可能性が高い。高松平野山丘遺跡群では、雨山南遺跡が該当する。それは、遺物出土数も多い上に、高松平野から徳島へ抜ける現塩ノ江街道に隣接することから推察されるのである。

〈縄文時代〉

縄文時代の遺跡は現在9遺跡が知られているがその内佐料、本村のものは時期不詳である。

草創期に属するものとして、大池の大・中2点の有舌尖頭器がある。旧河道沿いの高所(島状地形)に位置したものである。扇状地面への進出が認められるが[注2]、これは一遺跡であり、しかも後続しないこと、他域にも同様の遺跡が知られていないところから立地変革の一般的傾向として捉えられない。高松平野の扇状地面上の立地は現在のところ後期中葉まで待たなければならない。

早期の遺跡は知られていない。縄文早期の断絶は丸亀平野も同様であるが、そこでは平野南部山間部の小扇状地に最近遺跡が知られるようになった(備中地遺跡)。これは西部にあって徳島へ通じるサヌカイト搬出ルート上の遺跡として推定されている。高松平野部でも同種の地形環境に注意する必要がある。

第４図　周辺主要遺跡分布地図（１．原始）

第５図　周辺主要遺跡等分布地図（２．古代/近世）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 女木丸山古墳 | 36 | 凹原遺跡 | 71 | 史跡高松城跡 |
| 2 | 長崎鼻古墳 | 37 | 空港跡地遺跡 | 72 | 高松城跡東丸遺跡 |
| 3 | かしが谷古墳群 | 38 | 大空遺跡 | 73 | 重要文化財小比賀家住宅 |
| 4 | 佐料遺跡 | 39 | 山下古墳 | 74 | 正箱薬王寺遺跡 |
| 5 | 今岡古墳 | 40 | 久本古墳 | 75 | 堂山城跡 |
| 6 | 平木古墳群 | 41 | 諏訪神社遺跡 | 76 | 坂田廃寺跡 |
| 7 | 神高古墳群 | 42 | 久米池南遺跡 | 77 | 田村神社 |
| 8 | 相作牛塚・馬塚古墳 | 43 | 高松茶臼山古墳 | 78 | 百相廃寺跡 |
| 9 | 御厩天神社古墳 | 44 | 滝本神社古墳 | 79 | 百相城跡 |
| 10 | 中間西井坪遺跡 | 45 | 平尾古墳群 | 80 | 多肥廃寺跡 |
| 11 | 西山崎古墳群 | 46 | 前田東中村遺跡 | 81 | 室山城跡 |
| 12 | 本堯寺古墳群 | 47 | 鶴尾神社古墳群 | 82 | 佐藤城跡 |
| 13 | 下山遺跡 | 48 | 雨山南遺跡 | 83 | 松縄下所遺跡 |
| 14 | 摺鉢谷遺跡 | 49 | 平石上古墳群 | 84 | 浪指神社 |
| 15 | 猫塚古墳 | 50 | 日山１・２号壇 | 85 | 弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地北地区 |
| 16 | 北大塚古墳 | 51 | 矢野面古墳 | | |
| 17 | 鏡塚古墳 | 52 | 三谷三郎池遺跡 | 86 | 弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地南地区 |
| 18 | 石船塚古墳 | 53 | 高野丸山古墳 | | |
| 19 | 姫塚古墳 | 54 | 船岡山古墳 | 87 | 拝師廃寺跡 |
| 20 | 稲荷山姫塚古墳 | 55 | 三谷石舟古墳群 | 88 | 伽摩羅神社 |
| 21 | 天満宮西遺跡 | 56 | 三谷石舟古墳 | 89 | 高野廃寺跡 |
| 22 | 白山神社古墳 | 57 | 三谷三郎池窯跡 | 90 | 上佐山城跡 |
| 23 | 大池遺跡 | 58 | 西尾天神社古墳 | 91 | 神内城跡 |
| 24 | 浄願寺山古墳群 | 59 | 光専寺山遺跡・古墳 | 92 | 下司廃寺跡 |
| 25 | 南山浦古墳群 | 60 | 三谷通り谷遺跡 | 93 | 戸田城跡 |
| 26 | がめ塚古墳 | 61 | 本村遺跡 | 94 | 公渕池窯跡群 |
| 27 | 上天神遺跡 | 62 | 中山田遺跡・古墳 | 95 | 十河城跡 |
| 28 | 太田下須川遺跡 | 63 | 尾越古墳 | 96 | 前田廃寺跡 |
| 29 | 居石遺跡 | 64 | 大亀古墳群 | 97 | 前田城跡 |
| 30 | 井出東Ⅱ遺跡 | 65 | 下可遺跡 | 98 | 東山崎水田遺跡 |
| 31 | 井手東Ⅰ遺跡 | 66 | 円養寺遺跡 | 99 | 山下廃寺跡 |
| 32 | 谷長池Ⅱ遺跡 | 67 | 勝賀城跡 | 100 | 喜岡城跡 |
| 33 | 谷長池Ⅰ遺跡 | 68 | 勝賀廃寺跡 | 101 | 屋島山上遺跡 |
| 34 | 谷松ノ木遺跡 | 69 | 藤尾城跡 | 102 | 屋島城跡 |
| 35 | 林坊城遺跡 | 70 | 佐料城跡 | | |

表４　遺跡地名表

前期には下司遺跡が知られる。春日川上流の山間部に位置し、河谷に隣接する山丘上に立地する、中期の遺跡は未発見であるが、後期になると三谷三郎池C、本村遺跡が知られる。これらは前期の下司遺跡に隣接する。遺跡群分布域では更新世段丘と扇状地頂部が複雑に入り組んだ景観が展開されるが、高松平野周辺で前期以来縄文人が住み着き、彼らの生活領域が把握できる地域である。領域の範囲は単一の群の為、南部一帯とも、遺跡周辺とも限定できる根拠はないが、遺跡は西の香東川、東の春日川に挟まれた山麓が日山を頂点にした三角形状に突出した阿讃山麓にある。遺跡を中心として広がる領域の中間的範囲にこの景観的まとまりを想定できよう。ところで同様の地形環境は高松平野の他地域にも分布する。縄文人があえてこの地を選んだ理由は何か。

旧石器時代の雨山南遺跡が同地域の先端近くに位置する。したがって縄文遺跡群は平野からみればさらに奥まった地に分布することとなり、後期になると扇状地へと進出する一般的傾向とは逆行する。その時代もサヌカイトは重要な石器材料であった点と考え合わせると、この遺跡群の立地は、雨山南遺跡の機能をさらに強化・発展させたことを推察される。吉野川下流域へのサヌカイト搬出路上に形成された集落である。

丸亀平野・三豊平野では後期半ばに至ると扇状地面上に集落が営まれるようになる。高松平野では新川流域の前田東町の前田東中村遺跡の自然流路から後期中葉の土器が検出された。

晩期前半の終わり頃の土器が居石遺跡から出土する。微高地の凹地の埋土中に入っていたものであるが、扇状地の網目状の河谷（埋没旧河道）、その間の島状地形（旧中州）を覆って礫ではなく土砂の堆積が大巾に進んでいたことが知られる。高松平野中央部では、この時期になってやっと扇状地面上への人々の進出が認められるのであるが、この理由として一つには、扇状地面上の氾濫が緩やかなものとなり、安定した住地を提供するようになった点が挙げられる。この安定した土地は、この時期に想定される海退が扇状地面に段丘を形成したことを示すものかもしれない。段丘面は堆積も緩慢で安定した土地だからである。しかし、扇状地面進出への縄文人の主体的要因は何であろうか。この時期の人口拡大も、生活様式の大変革も認められてはいないが、早期以来の伝統的生活圏の中心部であった南方山丘先端部では人々の生活は認められない。これより、山丘から扇状地面への進出が想定される。この方向は海退方向に同一である。活動圏内における海岸線の位置に変化が生じ、それが限度を超えた時、新しい生活立地の形成に伴って住地を移動させた可能性が高い。県下の縄文遺跡の分布密度は沿岸・島嶼部に高い。情報・物質・人口は当然そこに集中、蓄積される。内陸側の縄文人にとって、海浜資源だけでなく流通や、集団間のコミュニケーションにおいて海岸線は重要な空間であり、高松平野部では、間に他の縄文遺跡群が存在しないところから、それが生活圏の前線であったことも推察される。居石遺跡は、後期の三谷三郎C遺跡と現海岸線との丁度中間地点に位置する。

この直後、晩期後半にはいると高松平野に一大変革が起こる。稲作の伝播である。居石遺跡は廃絶するものの、その西方に上天神、東に井手東Ⅱ遺跡、浴・長池遺跡、さらに東方に林坊城遺跡が出現する。林坊城遺跡では旧河道河床から木製鋤が出土している。他の3遺跡は前半の居石と同様の旧中州（島状の高まり）に立地する一方、旧河道に隣接する。3遺跡増加、総数で4倍になる。以降の稲作農耕村落もこの河道（水系Ⅰ～Ⅲ）に沿って展開する。このようなことから、増加した集団は、稲作を持ち込んだ人々であったと思われる。前半期遺跡に隣接するところから、流入集団は従来から通行のある沿岸島嶼の縄文人を主体とするものであったのだろう。彼らはその数から程なく高松平野住民を吸収、定着した。

〈弥生時代〉

弥生時代最古の遺跡（前期古）は、晩期後半の遺跡を継承する。旧河道の分布から水系0～Ⅲ毎に遺跡を区分することができるが、前期の中頃に水系Ⅰでは、天満・宮西遺跡の出現、居石・井出東Ⅱ遺跡が廃絶されることから、集落の移動が、水系Ⅱでは大池、凹原遺跡の出現で集落の増加拡散が知られる。集落の立地は縄文晩期以来変化はない。又、前期と推定される水田址（浴・長池Ⅱ遺跡）も、集落がのる埋没旧中州や自然堤防の低みに開かれた。

ところが、中期に入ると水系Ⅰに遺跡は認められなくなる。水系2でも調査部分では4分の1に減少する。遺跡立地が変化したのではない。続く中期中頃になると水系1は現在のところ1ヶ所復活する。水系2では中期に入り廃絶されたものが復活する。一方西方の水系0に遺跡が知られるようになる。上天神遺跡である。東方新川流域、立石山麓に前田東中村遺跡が出現する。周辺山丘にも中山田遺跡・久米池南遺跡に代表されるいわゆる高地性集落が出現する。中期中頃は遺跡数・種類が増加拡散した時期である。浴・長池遺跡では水田が埋没した後に竪穴住居・周溝墓が営まれている。中期末になると、水系Ⅰでは再び遺跡が廃絶される。水系2でも遺跡数が減少する。一方水系0や新川流域では引き続き集落が営まれ安定した展開を見せる。このように、中期は水系毎に遺跡の展開に変異を認めることができるが、水系Ⅰ・Ⅱにおいては生成・廃絶が基調になっている。そしてまとめられるのに対し水系0・新川が継続性をもつという、高松平野中央部の水系と東西周辺の水系群の対照的なあり方が注目される。11号線のバイパス工事域の発掘調査という、水系を東西に帯状に横断するという地域的限界を考え合わせると、水系間の変異は水系毎にまとまる集団の存在と、遺跡の消長は水系に沿った移動と考えるのが妥当であろう。しかし、このような水系毎の集団の活動を総じて見ると、水系0と新川地域と水系Ⅰ・Ⅱ間の大きな相違も含めて、中期は変動の時代であったということができよう。晩期後半から前期に形成された稲作を基盤とした土地利用と居住地の編成に絶えまない改変がもたらされたのである。そして、この傾向は後期に劇的な展開を生む。水系Ⅰと水系

Ⅱでは遺跡は全て廃絶され、一方水系０と新川流域では継続されるのである。高松平野周辺の安定性と中央の不安定性、この好対照の遺跡群の性格が、変動の期間を通じて集団社会の展開にどのような影響を与えたのか。古墳時代社会の形成に直接つながるだけに注目されるのである。ところが、後期も末になると、各水系毎に遺跡が復活又増加する。弥生時代中遺跡数は最高になる。水系Ⅰの居石遺跡ではこの時期に旧河道が埋まる。埋土は黒色有機質粘質土であるから、堆積作用は緩慢なものであったろう。注目すべきは後期末の土器片を含む埋土の下、河床に接して大中小３面の小型仿製鏡が出土したことである。鏡祭祀と水の関わりを示す重要な事例であるが、出土地点が、水系上特別な地点であったことが推察される。調査域は単に11号線の東バイパスになるものであったが、復形された地形環境では旧河道を東西に横切っており、しかも各水系においては、いずれも河口近くの分岐点、もしくはその近くにあたっている。したがって、この共通する地形が当時重要地点であったことが推測されるのだが、この点は、この地域の発掘調査が、水系の遺跡展開を知る上で、最も重要な情報を提供することを示すものである。井手東Ⅰ遺跡では木製の琴が埋没旧河道（旧河谷）から出土している。旧河道や旧河谷の埋没がこの時期迄に完了し、平坦な現地形の原型ができ上ったことを示すものであろう。水系Ⅱの浴・長池Ⅰ遺跡では埋没した河道に水田が営まれる。このように、弥生時代の末迄には、中州（島状たかまり―扇状地上の微高地）上の凹地にとどまらず、中州をとりまく旧河谷や、これらを貫流する旧河道が埋まったことが知られる。これは完新世の長期にわたる旺盛な沖積作用がもたらした地形変化であるが、水系の変化がまず人々の生活に大きな影響を与えたのであろう。居石遺跡では古墳時代初期（布留式古段階）旧河道に平行して岸上に木製樋管を埋設した暗渠が作られた。これら高松平野を南西から北東に流れる数条の旧河道を軸にした水系は、旧河道の埋没によって地域によっては軸を失い、或いは旧河道も取り込んで複雑なものとなった。したがって、それまでの水系０、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを軸にした土地利用は改変される一方、その水系による集団のまとまりも変化する。弥生時代末に至って、縄文晩期後半、弥生時代前期以来の高松平野の社会・土地の編成に一大改革がもたらされることになった。

一方、周囲の山丘では、この時期に至って墳丘墓が形成されるようになる。新川中流の諏訪神社遺跡、春日川上流の円養寺遺跡、石清尾山の鶴尾神社古墳群である。これらを形成した集団は、新川、春日川上流、水系０に依拠した前中期以来の長期安定集団であるだろう。領域に山丘を含むということだけでなく、長期間の安定した生活の中に墳丘墓をつくり出す、経済的、政治的、社会的基盤が整えられたからであろう。高地性集落の形成も彼らによるものであろう。その歴史的意味になお見解の一致は見ないものの、そこに中期以来の政治的・軍事的情況への配慮を想定し得れば、平野中央部の不安定な集団に対し、周辺の安定集団はこの点においても有利な位置にあったとし得る。銅鐸、銅剣等の青銅祭祀が平野部より、周辺山丘の出土が多い

点も同様の集団関係に基づくものであろう。高松平野では、石清尾山の先端下山遺跡で２本の中広形銅矛が出土しているが、これは同山丘内の高地性集落、鶴尾神社積石古墳群を形成した集団のものである。鶴尾神社積石古墳群は、前方後円墳の４号を主墳に、５基の円形、方形の小積石墳墓から構成されているが、４号墳は弥生時代の墳丘墓に入れるべきか、古墳（最古の前方後円墳）とすべきか意見の分かれるところである。前方後円墳の成立に深く関わったことは明らかであり、これが又その最重要の歴史的意味である。しかし、ここでは、この古墳群を形成したのが、平野西部、香東川により近い水系０にまとまる集団であったと推定されることがより重要である。

## ２　古墳時代

弥生時代末か遅くとも古墳時代初期（布留式古段階）で、それまでの２遺跡は全て廃絶される一方、現在のところ、それを継ぐ遺跡は認められていない。古墳時代の集落遺跡は殆んど知られていないが、僅か１例の太田下須川遺跡では中期末の竪穴住居址が一基発見されている。弥生末、古墳初期の社会、土地の再編成が根底的であったことをこの遺跡の展開は示している。古墳時代人は何処に新たな住地を求めたのであろうか。高松平野史上最大の迷である。

しかし、周辺山丘の墳墓の築造は継続される。鶴尾神社古墳群を石清尾山積石塚群が継ぎ、中期初頭まで続けられた。諏訪神社遺跡の後には前期前半の前方後円墳高松市茶臼山古墳が出現するが、その後は続かなかった。円養寺遺跡には小型の前方後円墳小日山１、２号墳が続き、中期前葉に石棺をもつ平野最大の三谷石舟古墳が出現する。このような前期から中期前葉の古墳群の展開は、３ヶ所の前方後円墳群を形成した集団が、弥生時代以来の高松平野周辺部の勢力であり、その社会的、経済的成長を基盤に、時々の政治的位置（対畿内王権、対高松平野諸勢力との関係）に応じて、前方後円墳を築造したことを推測させる。そこに他より卓越した勢力（石清尾山古墳群築造集団）は認めることができるものの、少なくとも前期にはそれが高松平野を支配する唯一の勢力に成り得たことはなかったと思われる。なお、平野中央北部に白山神社古墳が分布する。時期の詳細は明らかでないが、竪穴式石室が検出されているところから、前～中期前半に属すものであろう。低地に位置し、時期的には珍しいものであるが、水系３の小勢力によって築造されたものであろう。

しかし中期前葉の三谷石舟塚の築造者に高松平野の支配者を求められなくもない。ただ近接した時期に西方五色台山系勝賀山東麓に今岡古墳、六ッ目山東麓に御厩天神古墳の二前方後円墳が築造されるので、本津川水系には、それを南北二分する勢力の存在が想定されるのである。なお、今岡古墳は前方部に日本唯一の空心磚陶棺が埋納されていることで著明であるが、埴輪を豊富に出すことでも知られる。最近四国横断道中間町地区の調査で埴輪の窯跡と工人達の集

落址（中間西井坪遺跡）が検出されている。今岡古墳とこれらの遺跡は時期的にも、地理的（本津川水系）にもつながる点が注目される。本来低調であった香川県の埴輪の展開上画期をもたらすものである。

丸亀平野の西南部、善通寺、三豊平野の３地域を除いて、有力な前方後円墳の築造は、中期半ば迄に終了する。そして、その後に極めて地域的な石室をもつ中小円墳が各地に群集するようになる（寒川町・石井古墳群、長尾町・川上古墳、綾南町岡御堂古墳群、綾上町末則古墳群等）。この歴史的意味は弥生時代末以来の社会的、政治的、経済的勢力の再編成ということになるが、前方後円墳を墓制として普及させたのが畿内王権であり、中小円墳の副葬品に畿内から入手したと考えられる鉄製武器・武具が豊富に又一般的に見られるところから、この社会的変動は畿内王権によって主導されたとし得る。畿内王権による旧体制の打破である。その目的は何か。王権による県下各地の直接支配であろう。しかし、各地への鉄製武器・武具の多量の供給はそれに矛盾する。反乱を助長するようなものである。しかし、それが畿内王権の地方軍のものと理解すると矛盾しない。各地の畿内王権の権益を守るために行使されるものであった。中期後半から後期前半のこのような変化は、県下各地の畿内王権の直接支配地の設置、各地勢力の再編、地方軍の形成と理解される。高松平野のこのような状況を示すものとして、ガメ塚古墳、相作牛塚（飯田町―消滅）がある。

後期後半に至ると、周辺山丘に横穴式石室を持つ円墳群が形成させる。有力なものは、西から、神高池古墳群、南山浦・浄願寺山古墳群、久本古墳群（久本、山下古墳等）、三谷石舟池古墳群（矢野面古墳等）で、各々はかつての前方後円墳群に重なってくる。又これ以外小規模なものも各地に認められる。後期におけるこのような古墳群の展開は、農耕村落からの有力農民層の抬頭による社会構成の変革を示すものと理解されているが、高松平野においては、変動に乗じた前期以来の旧勢力の復活を告げるものであろう。　　（丹羽佑一）

### 3　奈良・平安時代

〈讃岐国と郡と郷〉

大宝元年（701）に制定された「大宝令」では、国家体制全般と共に、地方制度もまたきわめて整った形に定められている。戸令においてまず「凡そ戸は、五十戸を以て里とせよ」と定め、里を基準として「凡そ郡は20里以下、16里以上を以て大郡となせ」とした。続いて同様に12里以上を上郡、８里以上を中郡、４里以上を下郡、２里以上を小郡、と規定した。この里は、霊亀元年（715）に郷と改められて、郷の下に新たな里が２ないし３設けられ、さらに天平12年（740）ころにはこの郷里制の里が廃止されて郷のみのいわば郷制となったが、基本的にはこの郡・里（郷）の制度は律令時代を通じて継続した。

「大宝令」では、駅制についても細部にわたって規定した。厩牧令では「凡そ諸道に駅を置くべくは、30里毎に一駅を設け、若し地勢阻険、及水草無からん処は、便に随て安置せよ。里数を限らざれ」と定めている。１里は雑令では300歩としているから、１里が約530㍍と考えられ、30里の駅間距離は約16㌔㍍であったことになる。さらに、「凡諸道に駅馬を置くこと、大路に20疋、中路に10疋、小路に５疋、（中略）其伝馬は郡毎に各５」と各駅・各郡に一定数の駅馬・伝馬の常備を定め、馬を配さずに船を置く水駅についても定めている。官道あるいは駅路と呼んでいるのはこのようにして整備された交通路である。

「大宝令」の規定はあくまで規定に過ぎないが、讃岐国においても、実際に郡・里（郷）の編成・整備が進んだことは疑いない。

しかし、讃岐国の郡・郷の全貌を統一的に知り得るのは『延喜式』の段階まで下がる。延喜５年（905）に編さんを始め延長５年（927）に完成した同書民部上には、南海道に属する讃岐国は11郡を管する大・上・中・下のうちの上国であり、近・中・遠のうちの中国として収載されている。11郡は大内・寒川・三木・山田・香川・阿野・鵜足・那珂・多度・三野・刈田であり、第６図のように『延喜式』に記載された順に、東から西へと配列している。同図から知られるように、讃岐国の郡の配置にはもう一つ特徴的な事実がある。それはすべての郡が瀬戸内海に臨み、その一方で多度郡を除けば讃岐山脈にも及んでいることである。多度郡も南部は山地である。すなわち、すべての郡が北から南へと配列する海岸と平野と山地とで構成されていることである。しかも、この各郡の平野部を南海道の官道が東西に貫いている。

〈南海道と郡境の測設〉

『延喜式』には、讃岐国の駅家として「引田・松本・三谿・河内・甕井・柞田各四疋」と記している。これら６駅は８世紀初頭ころにはすでに設置されており、律令時代を通じて正式には変化しなかったものとみられる。このうち、引田は引田町引田が、三谿は高松市三谷町が、

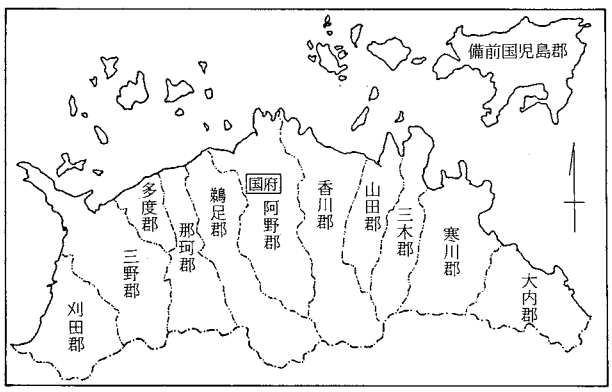


第６図　讃岐国の郡の位置

柞田は観音寺市柞田町が遺称地であり、そこに馬四頭を常備した駅家が設置されていたことになる。しかし、残りの三駅についてはいくつかの説があるが、いずれも確定的ではない。松本駅が引田・三谿間にあったとすれば、大川町田面・石仏・東町・千町付近がちょうど中間地点であり、河内・甕井が三谿・柞田間にほぼ等間隔で配置されていたとすれば、前者が国府のあった坂出市府中町付近、後者が善通寺市旧市街地付近となる。このように考えるとすれば、相互の直線距離は約15㌔㍍程となって、令の規定から大きくはずれることはない。ただし、これらすべての駅について特定の地点に比定する確実な証拠は現在のところ知られていない。

讃岐の南海道のルートについては、かなりの程度まで推定することが可能である。平野部においては、ルートに接した部分の条里地割が、後に道路幅をとり込んだように、道路方向の辺長よりも、道路と直交する方向の辺長の方が長いことが確認され、また低い台地を切り込んだ切り通し状の遺構が確認された部分もある。このような状況からすれば、南海道の測設が条里地割の施工に先行したと考えられることになる。

そこで、どのようにしてこの官道が測設されたのかを検討してみたい。第７図のように寒川郡の平地部では、南海道はほぼ東西方向の直線である。この直線は、白山神社が位置する白山の南麓から東方の大川町富田東にあるフイダンと通称される標高160 ㍍の山頂を見通す方向である。この直線と同町田面の直線状の古道痕跡の延長とは同図Ａ点で会合することになる。従って、引田町引田からきた官道は、このＡ点付近から西の白山南麓へ直進したと考えられる。

さて、白山南麓に至った官道は、方向を転じて西に向かうが、同図のような直線が目ざすのは六ッ目山の北側の肩状の地点（傾斜変換点）でありちょうど伽藍山との間の峠の方向である。途中に三谿駅の遺称地三谷町があり、Ｃ点には式内社田村神社がある。

このような南海道の直線状のルートは、香川郡より西の各郡の平野部においても確認することができる。

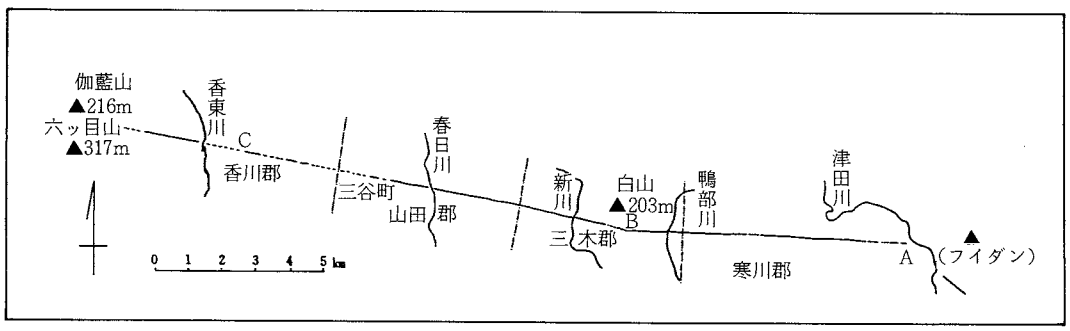


第７図　高松平野の南海道

多くの場合、郡境もまた、このような直線状の南海道と直交する直線であったと推定される。讃岐国の11郡を画する郡の境界線10本のうち６本までが、基本的にこのケースに属することを確認することができる。東から、寒川・三木郡境、三木・山田郡境、山田・香川郡境、鵜足・那珂郡境、那珂・多度郡境、三野・刈田郡境がそれであり、平野部の郡境のすべてである。しかも、これらの直線郡境もまた、南海道のルートと同様に、確認の容易な地形的目標物を手がかりとして設定されたものである可能性が高い。

山田郡・香川郡付近では次のようである。

① 三木・山田郡境は、高松市と三木町の境界の芳岡山（標高102.7㍍）と南側の二子山（180.4㍍）の東肩を結ぶ直線と合致し、現在も高松市と三木町の直線状の境界線が存在する。

② 山田・香川郡境の場合は、高松市日山西側の西コブ山（標高116㍍）の西肩ないし、その南側の実相寺山（250㍍）山頂を通り、南海道とほぼ直交する直線に相当するが、北側には顕著な地形的目標物を確認することができない。

このように、平野部の郡境がすべて直線であり、しかも南海道と直交する事実と、山田・香川郡境と那珂・多度郡境が、南側にだけ地形的目標物が存在して北側にはそれと対になりそうな地点を確認することができないことから、次のような推定を導くことができる。すなわち、讃岐の直線郡境は南海道の測設と密接な関連を保ちつつ同時に設定されたか、直線郡境の方が少しおくれて、南海道のルートを基準の一つとして設定されたか、のいずれかである。

〈律令の土地制度と条里プラン〉

「大宝令」では、班田収授法および土地政策は制度的に極めて完成した形となったと考えられている。「大宝令」に若干の訂正を施して養老２年（718）に完成した『養老令』が、現在最も完全な形で伝わっている。これによれば、面積規定は、長さ30歩、広さ12歩を段、10段を町とするが、田租については「段租稲二束二肥、町租稲二十二束」に改めている。その上で、「凡そ口分田を給するは、男二段。女は三分の一を減ずる。五年以下は給さず。其地寛狭有るは郷土の法に従え。易田は倍給せよ。給し訖らば、具に町段及四至を録せ」と規定している。この後「位田・職分田・功田」等を定めた上で、「凡そ園地を給するは、地の多少に随いて均しく給せ。若し戸絶えなば公に還せ」、「凡そ宅地を売り買わんは、皆所部の官司を経て申し牒えよ。然る後、之を聴せ」とする。またさらに、「凡そ田は六年一班神田寺田は此の限りに在らず若し身の死すを以てまさに田を退くべきは、班年に至るごとに、すなわち収授に従え」と定めている。これが完成した班田収授法の中核部分である。６歳以上の男子に２段、女子にその３分の２の口分田を班給し、班田は６年ごとに行うこと、死亡者の口分田の収公は班田の折に行うことが明記されている。「官戸奴婢」に対しては良人と同じに、また「家人奴婢」に対しては良人の３分の１というように奴婢に対し

ても口分田が班給されることになっていた。色々な例外規定は伴いつつも、法的にはいわゆる公地公民主義が貫徹していたとみてよい。

令文中にみえる「園地」は桑や漆を植えるための場所と解釈されており、これは口分田と異なって、個人ではなく「戸」に給されるものであり、絶戸となるまで還公されなかった。また「宅地」は「売買」が許されていた。令文中には畑（畠）に関する規定が全く存在しないのも一つの特徴である。耕地はすべて田として把握され、桑・漆等の栽培地は園地としてこれとは別に扱われていた。しかし、養老３年以後においては、雑穀の栽培地を「陸田」とし、１段当り粟３升の地子を課すように、若干の変更がなされた。

日本の令は、唐の令が有していた実質的な私有田（永業田）の存在を規定しておらず、宅地などの若干例を除けば、土地の私有を認めていなかった。しかし、「大宝令」が施行されて程なく「王公諸臣」・「豪強之家」・「諸寺」などが、「山沢・山野・田野」などを占有する傾向が広がっていることを、『続日本紀』に記するほどになった。その一方で養老６年（722）には、国、郡司の監督の下に、班田農民に糧食を給し、官物を貸与して開墾を行わせようとする良田100万町歩開墾計画がたてられ、続いて翌年には三世一身法が発布された。三世一身法は、旧来の溝池を利用して開墾をした場合には、その開墾者一身に、新しく溝池を築造して開墾をした場合には三世代にわたって専用を承認したものであり、律令国家自らが個人的な開墾を奨励していることになる。

しかも、20年後の天平15年（743）に墾田永年私財法が発布されると、国司がその在任中に開墾した田以外は私財とすることが公に認められることとなった。開墾には国司の許可を必要とすること、位階に応じて最高一品・一位の500町より、初位以下庶人の10町までという所有面積の上限が定められていただけであった。

この墾田永年私財法は、律令の土地公有制の崩壊過程における大きな画期であったとするのが通説であるが、むしろ田令の全面的否定と考えるよりは、土地に対する支配の深化のなかから生まれたものとする考えがある。この考えは、律令国家の戸別の耕営状況や田租の収納状況の正確な記録をつくる努力を始めて最初におとずれた班田の年が三世一身法の出された養老７年であり、この三世一身法によって認められた墾田の収公が実際に大きな問題となり始めたのは天平14年（742）の班田のころからであろうという理解にもとずいている。つまり個々の土地を実際に厳密に把握する上で必然的に不可決となった法令であると考えるのであり、土地政策の流れにおける現実的な側面として無理の少ない理解であろう。

いずれにしろ、これらによって私的な開墾は一層さかんになり、家族労働でもなし得る程度の小規模な開墾から、中央貴族・寺社や有力土豪の大規模な開墾に至るまで、様々な規模の開墾が進行した。このような情勢の下に、天平勝宝元年（749）には東大寺・大安寺・薬師寺・元

興寺・興福寺などに墾田100町が勅施入され、さらに東大寺4000町、元興寺2000町など広大な墾田所有枠が認められた。

このような土地政策・土地制度の流れの下に成立したのが条里プランである。条里プランは律令法の施行、あるいは班田収授の最初の段階から完成したシステムとして存在したものではなかった。条里プランは複雑化した土地をめぐる諸関係の記録・峻別などの行政上の必要に応える役割を担って、8世紀の中ころに完成したシステムであった。

讃岐国における条里プランの詳細は、第4章第2節において述べられるので、重複を避けたい。

〈律令時代の地目と土地利用〉

田令では、田についてたいへん詳細な規定を加えている。面積や租の規定にはじまり、口分田・位田・職分田・功田・賜田・神田・寺田・私田・公田など、主として用益権や帰属先あるいは各種税の見地から、田をさまざまな性格に位置付けているのである。しかし、今日的な地目としてみれば、すべて田であり、耕地としての実態に差はない。ところが、この田は必ずしも水田のみをさすものではなかった。例えば『令集解』が、田を「五穀を殖」える地とする『令義解』の解釈を示し、さらに五穀を「黍・稷・菽・麦・稲」とする説を載せているように、主として穀物を栽培する耕地とでもいった状況に法律上は規定されていたことになる。弘福寺領讃岐国山田郡田図にみられるように、一方で「田・畠」という土地利用上の土地把握が行われていたことも確かであるが、畠という用語は令の規定には全く存在しない。令の規定では土地利用上の田と畠の両方を田としてとらえていたことになる。『続日本紀』養老3年（719）9月22日の条に「陸田」1段当り粟3升という地子を規定しているように、実質的な畠を「陸田」として把握していたことになる。

田のほかに、農地としては「園地」が規定されていた。これは口分田と異なって「地の多少に随いて均給す」、「若し戸絶えなば公に還せ」と、その地方の状況に応じて均給し、また個人ではなく戸に給されたこともすでに指摘した。別に規定された「宅地」と共に、事実上、私的所有権に準じた用益権が認められた土地であったとみてよいであろう。ただし、園地には「桑漆を殖」える土地という法解釈があることを集解が記しており、園地の規定に続いて、「凡そ桑漆を課すは、上戸桑三百根、漆一百根以上、中戸（下略）」と、戸に対する桑と漆の栽培を義務付けているから、実質的には畑の一種とみなし得るものである。

田令はさらに未開地・荒地を「空閑地」として設定しており、一定の手続きを経て開墾することを認めている。一方、「凡そ公私の田、荒廃3年以上、よく佃るものあらば官司に経れよ。判じて之をゆるせ」とも定めていて、各種の田が荒廃して3年以上経過すると荒廃田となり、

未開地、荒地などの空閑地に準じた扱いとなることも記されている。8世紀ころの耕地中には、このような田としてほとんど使いものにならない部分が相当程度含まれており、不安定な土地利用を余儀なくされていたことはすでに述べた。このような当時の一般的状況が、荒廃田の規定に結びつくものであろう。3年も放棄しておけば、荒地とほとんど区別できなくなる日本の自然条件の下では、極めて現実的な規定であろう。後に述べる年荒・常荒という土地利用上の分類があるが、この常荒というのも、恐らくは年荒が3年以上も続いたような耕地と理解して大きな間違いはないであろう。

これらのほか、雑令には山林原野を「山川藪沢」と表現し、特定の場所を除けば、何人でも自由に用益することができると定めている。

ところで「養老令」の賦役令には、「稲は二斗、大麦は一斗五升、小麦は二斗、大豆は二斗、小豆は一斗を、それぞれ粟一斗に当てよ」としているから、これらが当時栽培されていたこと、粟の価値が非常に高く評価されていたことが知られる。ただし、『令集解』には、天平6年（734）の格によって「粟二斗を以て稲三束と相博し、大豆一斗を以て稲一束に当て、小豆二斗を稲三束に当て」るよう変更し、さらに同8年格では「稲一斗を取りて粟一斗に当てよ」と変更したことを記している。稲に対する粟・小豆の評価額が引き下げられたとはいうものの、依然としてこれらが相対的に高く位置付けられていたことが知られる。

しかし、これら雑穀類の栽培がどの程度一般化していたのか、という点については疑問も提示されている。例えば、霊亀元年（715）・養老7年（723）・天平神護2年（766）・弘仁10年（819）・同11年などに、麦の栽培を奨める詔や符の存在が知られているが、これとは逆に、当時雑穀類の栽培がなかなか一般化しなかったことの反映ではないかと考えるものであり、雑穀類の評価額の高さも、かかわっていたのかも知れない。

古代の讃岐国で、実際にどのようにして作物が栽培されていたのかを具体的に知り得る史料は極めて少ない。本書で詳細に検討する山田郡田図は極めて貴重な例である。ここでは、少し時代は下るが久安元年（1145）の讃岐国善通曼荼羅寺寺領注進状の土地利用の状況を見ておきたい。

善通寺領は合計73町4段におよび、このうち田代が27町余、畠が44町余、河成が1町3段であった。田代のうちわけは、「見作」すなわち実際に耕作・作付をした部分が13町9段200歩と、「年荒」すなわちこの年に耕作・作付ができなかった部分12町8段210歩、および「常荒」すなわち事実上の耕地2段であった。畠も、「作麦」すなわち麦を作った部分が21町2段300歩と年荒15町5段、常荒1町5段240歩であった。

曼荼羅寺領の方は合計24町5段のうち、田代が3反120歩、畠が24町1段240歩であり、田はすべてが現作、畠は作麦6町7反、年荒5町、常荒12町4段240歩であった。

この場合、田はすべて「公田」と注記されており、基本的には国司管理下の田であったことが知られる。畠の方は、前述のような律令の規定の流れを受けて、本来は私的に開拓・耕作されていた可能性が高いといえよう。田の占める比率が相対的に低いことは、すでに述べたように、当時としてはごく一般的な状況であった。ただ、善通寺領の場合、それが4割にも満たなかった最大の要因は、やはり灌漑条件の悪さであろう。曼荼羅寺領がほとんど畑であるのも同様であろうが、前述のように山麓傾斜地に立地していたという地形条件がさらに根本的な理由であった。

田の現作の比率が低く、年荒の比率が高いのも灌漑条件の反映と見られるが、畠の年荒の方は、むしろ労働力などの社会的条件の方が大きかったとみるべきであろう。畠の主要作物が、ここでは麦であったことも興味深いところである。先に紹介したように8・9世紀の状況は不明であるが、12世紀中ころの多度郡一帯では、畠に広く麦が栽培されていたものと考えてよいであろう。

（金田章裕）

〈付記〉　小稿は『香川県史　1　原始・古代』(1988)に執筆した「第6章　条里と村落生活」をもとにしている。文献・注等は同書を参照されたい。

## 4　高松平野の古代社会

### 1　東讃の仏教文化

9世紀後半の良吏として有名な藤原保則（825～895）は、元慶6年（882）正月、従四位下に叙せられるが、「蓋し、功徳を修し冥路之資とせん。伝え聞くに、讃岐国は倫紙と能書と多しといへれば、彼の国に赴きて修多羅・阿毘曇等の諸蔵を書写すべし」と志し、二月の除目で讃岐守に任じられた。「此の国の庶民は皆法律を学び、論を執ること各異なり、邑里の彊畔、動ば諍訟を成す」という状況の讃岐国において、「公、境に入りてより人々相譲り、虞芮の恥心有るが如し」と評される治政を施したと伝えられる（『藤原保則伝』）。この話には、讃岐国の古代文化の二つの特徴が示されている。それは、仏教文化と明法道である。

平安前期の中央の明法家の中で、東讃出身者は重要な位置を占めた。東讃出身の明法家には、寒川郡の凡直氏から出身した讃岐永直（783～862）、その一族の讃岐永成、大内郡出身の凡直春宗、三木郡出身の桜井田部連貞相、香川郡出身の惟宗直宗・直本兄弟などがいる。讃岐永直は、天長7年（830）に明法博士に任じられ、養老令（720年前後に編纂、757年施行）の官撰註釈書である『令義解』（833年撰進、834年施行）の編纂に携わった。また、後述の『令集解』に引用される明法私記「讃記」を著している。卒伝には、文徳天皇が「律令之宗師」と評したことが

記されている（『日本三代実録』貞観４年８月是月条）。この讃岐永直の跡を追って、東讃から明法家が輩出したのである。惟宗直宗・直本は、元慶７年（883）に秦公姓から惟宗朝臣姓を賜わり、平安京に本貫を移しているが、兄弟で相次いで明法博士となり、９世紀後半から10世紀初頭の明法道を指導した。特に、惟宗直本は『令義解』の私撰註釈書である『令集解』を編纂したことで有名である。このように都に明法官僚を送り出す一方、在地においても法への知識が深く、斉衡３年（856）には守弘宗王が百姓に訴えられる事件が起きている。

香川郡における秦氏の本拠地は、一宮田村神社の宮司が秦氏であり、その別宮成合神社や百相神社の神主もその同族であるから（『さぬき一宮郷土誌』、34頁他）、南海道沿いの香川郡の中央部であると推定される。また、秦氏は山田郡にもいたことが、天平宝字７年10月29日山田郡弘福寺田内校出田注文・天平宝字年間（７年か）山田郡司牒に郡司として復擬主政秦公大成、秦公□□麻呂、（主帳か）秦□足が見えることから知られる。このように、香川郡は古代において文化水準が高く、かつ都との関係が深かったことがわかる。

仏教文化については、８世紀末から10世紀末にかけて、真言宗の空海（774あるいは775～835。佐伯氏。多度郡）・実恵（786～847。空海の一族、佐伯氏。多度郡）・真雅（801～879。空海の弟、佐伯氏。多度郡）・真然（811～891。佐伯氏、空海の甥。多度郡）・道雄（～851。佐伯氏）、天台宗の円珍（814～891。空海の甥、和気氏。那珂郡）を輩出した西讃が、平安前期以降中心となる。また、讃岐国内の出身地は不明であるが、真言宗の僧には聖宝（832～909。真雅の弟子）・智泉（789～875。空海の甥、菅原氏。阿野郡）がいる。また、東讃からも、空海の弟子である香川郡の秦氏出身の道昌（798～875）がいる。聖宝の弟子であるの観賢（853～925）も秦氏出身であり、香川郡出身である可能性が強い。平安前期に東讃からも真言僧が出身していることに注目したい。また、『東宝記』所収天暦11年２月26日太政官には東寺年分度者として讃岐国香川郡笠郷の綾公元包が見える。なお、同書康保２年10月４日太政官符には臨時度者として東大寺定興を師主とする讃岐国山田郡池田郷の凡直真忠が見える。

山田郡・香川郡には、多数の古代寺院址があるが、組織的で完全な発掘調査をしたものはない。丹羽佑一・藤井雄三『古代の高松』（高松市立図書館。1988年）が、古墳時代（藤井執筆）の章で「高松平野の古代寺院」を紹介している。それによると、山田郡田図に関係深い高松平野の山田郡・香川郡の古代寺院址には、山田郡では下司廃寺、高野廃寺、同林町上林本村の拝師廃寺、前田廃寺（宝寿寺廃寺）、山下廃寺、香川郡では高松市西春日町南山浦の坂田廃寺、同仏生山町の百相廃寺、同多肥下町の多肥廃寺、本津川流域ではあるが同香西西町奥の堂の勝賀廃寺などがある。その他、林町下林宮西の吉国寺廃寺も古代に遡ると考えられる。これらの諸廃寺を、山田郡田図あるいは弘福寺・東寺との関係に留意して概観しよう。

下司廃寺は、古代の山田郡殖田郷に、現在は高松市東植田町南下司に所在する。よしみつ神

社の小祠が祭られた方約10m、高さ2mの塔基壇が残り、樟の大木の下に塔礎石が5個ほど露出し多量の古瓦片が散布し（図版16）、また塔基壇の西30mにはきよみつ神社の小祠があり古瓦片・土器片が散布する。出土品の内、白鳳期後半の「川原寺式の退化型式の複弁八葉軒丸瓦」（瀬戸内海歴史民俗資料館『考古資料目録』古瓦編、1980年、41頁）が弘福寺（川原寺）との関連で注目される。また、1970年に塔基壇北部から採集された四国唯一の三尊像塼仏破片（「下司廃寺出土の塼仏破片について」『資料館だより』1、瀬戸内海歴史民俗資料館）も、塼仏が白鳳期に特有であり、かつ周知のように弘福寺の荘厳にも使用されていたことから注目される。塔基壇は春日川支流朝倉川の南岸の段丘上に位置し、北は約30mで朝倉川の上位段丘崖、東も約30mで朝倉川の支流の段丘崖である。七堂伽藍が備っていたのか、塔を中核としたものであったのかは、調査されていないので不明である。白鳳期の古代寺院であるとすれば、709年以前の弘福寺の山田郡所領の設定と重要な関係があることになる。下司廃寺の所在する東植田は、西植田と共に山田郡条里の南限地帯であり、春日川と朝倉川の河谷を中心にした小盆地をなし、条里地割造成可能な平地は、春日川と朝倉川が逆Y字形に分流する地点以南の狭小な地域に限られる。但し、西植田からは、屋島が遠望でき、かつ山田郡条里三条と四条の条界線が春日川の谷をほぼ貫通して植田にまで下がってくるから、山田郡の統一条里の施行は不可能ではなかった。下司廃寺は、山田郡殖田郷に所在し、塔基壇は山田郡条里二条二里八坪に位置する。山田郡に弘福寺の所領が設定された時期に、弘福寺式の瓦・塼仏を有した古代寺院が建立されたことは重要である。

高野廃寺は、古代の山田郡三谷郷に、現在は高松市川島本町高野に所在する。古代南海道より2町南で（高野廃寺の北の南海道が谷を横切る位置には幅10m程の切り通し状遺構と、道代と考えられる余剰帯がある）、近世南海道に南接する現丹生神社境内であり、山田郡条里五条七里二十・二十一坪に位置する。丹生神社の西北約200mには県道坂出長尾線で真っ二つにされた、径50m程で大きく整った周濠を有する円墳高野丸山古墳がある。丹生神社境内には、神社本殿西側に、2基の石祠の台石に転用された礎石様の切り石が2個残る（図版16参照）。神社東方の畑には小祠があり、その周辺には土師器・須恵器などの破片が濃密に散布する。神社境内の東方と南方は丘陵が方形に整形されたように壇をなし、東・南からは独立丘の景観を呈する。丹生神社と高野の地名は、真言宗の古代寺院の存在を示している。このことは、9世紀以降、近傍に山田郡所領を有する弘福寺が東寺の真言宗の勢力下に入ることと符号している。古瓦は奈良～平安期のものとされる。（『考古資料目録』古瓦編、41頁）。高野廃寺は三谷の首長の経営した寺院と推定される（『古代の高松』、181頁）。

前田廃寺（移転後の寺名により宝寿寺廃寺とも称される）は、古代の宮所郷に、現在は高松市前田東町東畑に所在する。条里地割ではない丘陵上に位置する。堂床と称される東西5m南

北７ｍの塔基壇が残り、壇上には礎石が６個残る。塔基壇は北側の崖から約10ｍに位置する。古瓦は奈良～平安期のもので、古いものは百済様式で、平安時代のものには下司廃寺と同文のものがある（『考古資料目録』古瓦編、41頁）。宝寿寺の周囲には群集墳が分布する。史料の信憑性に問題があるが『中臣宮処連本系帳』の中臣宮処連は、もと県主であり、宮所郷を本拠とすると伝える。また、宮所郷には天平勝宝４年（752）に東大寺の封戸50戸が設定されている（天平勝宝４年10月25日造東大寺司牒）。

山下廃寺は、古代の山田郡高松郷に、現在の高松市新田町山下に所在する。摂本荒神と称される小祠の周囲から７世紀後半期の古瓦が出土する（『古代の高松』、267頁）。また、周囲には久本古墳などの後期古墳があり、それらを築造した首長の後裔が経営した寺院であろう。

拝師廃寺は、古代の山田郡拝師郷に、現在の高松市林町下林本村に所在する。昭和19年（1944）の陸軍飛行場建設により拝師神社が移転させられたが、その旧拝師神社境内（現拝師神社の北側）からは古瓦が出土した。奈良時代の瓦とされている（『考古資料目録』古瓦編、41頁）。そこで、旧拝師神社の地の廃寺を拝師廃寺と称している。旧拝師神社地は、山田郡条里八条九里二十一坪に位置する。旧拝師神社周辺からは飛行場建設後も土器や瓦の散布が認められている。また、旧拝師神社の東約100ｍには、戦前まで相撲場として用いられていた方20ｍのほぼ円形の土壇状のヒチクドーがあった。これは「ひちく堂」で、基壇を有する寺院建築址と推定される。ヒチクドーは山田郡条里八条九里十五坪の北部分に位置する。拝師神社・ヒチクドーの東北には戦国の居館である上林城があり、この地域は上林の本村と呼ばれていた。したがって、拝師神社周辺は古代の拝師郷の中心地であったと考えられる。拝師神社の地は、南に仁池（飛行場建設で廃絶）の乗る谷筋があり、西には桜井出水、東北には城井（しろのい）出水（飛行場建設で廃絶）があり、古代拝師郷の水利の中心であったと推定される。

弘福寺山田郡所領の南地区は、この拝師神社から北に200ｍの位置より北に所在した。その山田郡所領の南地区の東に接して所在したのが吉国寺であった。吉国寺は、その北に接する岩田神社の別当寺で、蓮華三昧院と称した。吉国寺は明治時代には廃絶していたが、岩田神社は陸軍飛行場建設で廃絶した。但し、吉国寺址の畑には濃密な土器の散布が認められ、まだ地下に寺院の遺構が存在していることを推測させる（図版16参照）、その創建年代は、平安時代に遡ると寺伝にはあるが確証はない。しかし、後述するように岩田神社・吉国寺は、弘福寺所領の経営と関係があると推定される。

百相（もまい）廃寺は、古代の香川郡百相郷に、現在の高松市仏生山町百相神宮寺に所在する。船山神社境内から古瓦が出土し、御本堂・南門・東門・鐘つき堂などの地名が周辺に残り、また神社西南の鐘つき堂には礎石らしいものも見える（『古代の高松』、261頁）ので、この神社の地が百相廃寺とされている。讃岐国一宮田村神社の神宮寺であるとされている。田村神社は香川郡の

秦氏の奉斎する神であるから、百相廃寺＝神宮寺も秦氏の建立した寺院であろう。百相廃寺は田村神社の南約1.5㎞に位置する。古瓦は奈良～平安期のものが出土し、勝賀寺と同じであるという（『考古資料目録』古瓦編、42頁）。現在、田村神社の隣には田村神社の別当寺である神毫山一宮大宝院が所在する。

坂田廃寺は、古代の香川郡坂田郷に、現在の高松市西春日町南山浦に所在する。群集墳で有名な南山浦古墳群の南約200m、浄願寺山とその南支峰との鞍部の東麓の片山池東の天理教高松大教会の位置に堂床という場所があり、その周辺に円形柱座のある礎石が4個ある。また、奈良時代初期以前の金銅製誕生仏（香川県文化財）が出土している。古瓦には、川原寺式の退化形式があり、弘福寺の山田郡所領との関係で注目される。また、坂出市府中の開法寺と同文の軒平瓦があるという。『日本霊異記』中16話には、坂田里の富人綾君の説話がある。また、南山浦古墳群には綾郡と類似の様式が認められるという（『南山浦古墳群調査報告書』、1985年、5頁）。したがって、坂田廃寺は綾氏が造営した寺院の可能性がある。綾氏が高松平野にも進出していたことは、天平宝字年間山田郡司牒（東寺百合文書ル1）に山田郡司として綾公が見えることからも知られる。

このように古代寺院址が多数、高松平野には所在するが、この地域への古代仏教の浸透の状況は、『日本霊異記』の説話からも知られる。中16話には香川郡坂田里の富人綾君夫婦の説話、中25話には山田郡の布敷臣衣女の説話、下26話には三木郡大領の妻が三木寺・東大寺に寄進した説話がある。高松平野の地から三つもの霊異記説話が採録されたことは、8世紀におけるこの地域への仏教文化の発展を示している。

## 2．山田郡の政治的編成

### 2.1.山田郡・香川郡の構成

『倭名類聚抄』によれば、山田郡には、殖田（宇恵多）・池田（伊介多）・坂本（佐加毛止）・蘇甲（曾加波）・三谷（美多尓）・拝師（波也之）・田中・本山（毛止也万）・高松（多加都）・宮所（美也止古路）・喜多の11郷があり、香川郡には大野（於保乃）・井原（井乃波良）・多配（多倍）・大田（於保多）・笑原（乃波良）・坂田（佐加多）・成相（奈良比）・河辺（加波乃倍）中間（奈加都万）・飯田（育多）・百相（毛々奈美）・笠居（加佐乎利）の12郷がある（二十巻本：大東急記念文庫本（『古辞書叢刊』）。高山寺本『和名類聚抄』（『天理善本叢書』）も同じ）。また、山田郡には南海道の駅である三溪駅がある（高山寺本『和名類聚抄』）。山田郡・香川郡の郷の比定地は［第5図］に示してあるが、次のように考えられている。山田郡の各郷の中心地はいずれも高松市内で、殖田郷が春日川上流域の東植田町・西植田町、池田郷が殖田郷の北で春日川中流域の池田町、坂本郷が池田郷の北で川島本町、

蘇甲郷が新川上流・中流の十川東町・十川西町、三谷郷が古川の支流である古作川上流の三谷町、拝師郷が三谷町の北で林町、田中郷が春日川下流域の田井町、本山郷が田中郷の北で元山町・東山崎町、高松郷が古高松町、宮所郷が前田東町、喜多郷が拝師郷の北で木太町にそれぞれ比定される。平城宮木簡には、「讃岐国山田郡林郷」「讃岐国山田郡海郷」が、長岡宮木簡には「讃岐国山田郡植田郷」「讃岐国山田郡三谷郷」「宮所郷」が見える。山田郡に海郷があったとすれば、高松郷の近傍であろう。

香川郡の各郷の中心地は、大野郷が香東川扇状地右岸の香川町川東・大野、井原郷が大野郷の北で高松市寺井町、多配郷が高松市多肥上町・多肥下町、大田郷が高松市太田上町・太田下町、笶原郷が御坊川（香東川の東流）旧河口北側の高松市市街地、坂田郷が御坊川と石清尾山塊の南支脈浄願寺山との間の高松市西春日町、成相郷が香東川の東西分流点と石清尾山塊の間の高松市成合町、河辺郷が香東川扇状地左岸の香南町・高松市川部町、中間郷が香東川西分流（現香東川）左岸の高松市円座町・檀紙町・御厩町、飯田郷が中間郷の北の高松市飯田町、百相郷が多配郷と井原郷の間で高松市仏生山町・一宮町、笠居郷が香東川西分流河口・本津川河口の高松市香西周辺にそれぞれ比定される。平城宮木簡には、「讃岐国香川郡原里」が、長岡宮木簡には、「讃岐国香川郡大乃」「香川郡尺田」が見える。原里は、井原が笶原の前身であろう。

南海道の駅である三溪駅は、おそらく南海道が古川を渡った地点にある加摩羅神社、及び堀を巡らした方１町の大庄屋漆原邸のあたりではないかと考えられる。加摩羅神社東北の南海道推定線上には幅10m程の古川からの上り道のような切り通し状の地形が残っている。南海道推定線は加摩羅神社の北、漆原邸の南を通過する。

山田郡の郡家の所在地は不明である。恐らく南海道に添って設定されていたと考えられる。香川郡の郡家は、田村神社の近傍にあったのではないだろうか。田村神社の近傍の地は南海道に添い、かつ都よりの郡の東に位置し、また香川郡の郡領氏族と推定される秦氏の本拠地でもあるからである。とすると、山田郡の郡家は、郡の西端で田村神社に近い三溪駅の近傍ではなく、郡の東の端の蘇甲郷の南海道添いか、春日川の渡河点附近に所在したのではないだろうか。

『延喜式』神名帳に記載された神社は、山田郡にはなく、香川郡に田村神社があるのみである。田村神社はのち讃岐一宮とされ讃岐秦氏の奉斎する神社である。田村神社は香東川東分流である御坊川の東岸の自然堤防上に位置し、神殿は井の上に建てられているという。

## 2.2.高松平野と津

田村神社は南海道の南に接し、その南海道は田村神社を通過すると200～300mで御坊川に至る。田村神社から御坊川に至った地点には川津があったと伝えられる（『さぬき一宮郷土誌』）。田村神社は南海道と香東川の交点の東に位置し、高松平野の交通の要衝であった。南海道がさ

らに西に進むと本津川に至るが、その渡河点の北２町の本津川東岸の段丘上の地域には方約１mの掘り方を有する古代の掘立柱建物遺構が発見された正箱薬王寺遺跡がある。高松平野で、このような官衙級の建物が発見されたのは始めてのことである。あるいは、荘園の納所のような施設であろうか。

このように、高松平野における渡河点には、交通に関係する施設が存在した。高松平野における津と言えば、まず高松郷（古高松）と本津川の地名が上げられる。本津川は津の字を含む如く、河口の津の施設に由来する河川名であると考えられる。香西の地域に香東川河口と本津川河口からなる津があったのであろう。高松は、タカツと訓じられている如く、津に由来する地名である。高津を嘉字に改めた地名であろう。タカツは、新川河口右岸と、屋島と陸地との間の水道（現相引川）の交点にあった津で、屋島城の対岸の港湾施設としても機能したと考えられる。屋島城の大手は屋島北嶺西中腹に石塁の残る浦生口であり、タカツは屋島城の裏手の対岸の津で陸地との連絡地であったと考えられる。高松平野の津としてもう一つ重要なのが、御坊川の旧河口の津である。高橋学「高松平野地形分類予察図」（「高松平野の地形環境分析」Ⅰ『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』）が示すところの御坊川が三角洲帯Ⅰから三角洲帯Ⅱｂに出る地点が、御坊川の旧河口の津であったと推定される。それは現在の高松市上福岡町に当る。高橋「高松平野地形分類予察図」によると御坊川旧河口の北は現高松市市街地である笶原郷の地で、後に郷一円が野原荘となったように、古代においては安定した陸地となっていたと推定される。野原荘の四至を示す康治２年（1143）８月19日太政官牒（『安楽寿院御起請文』所収）には、「東限香東野原郷二条廿里一坪」とあるが（石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」Ⅳ『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅳ、参照）、この香東野原郷二条二十里一坪の地は、高橋の地形分類による御坊川旧河口の右岸に位置する。野原荘の東限表示地点は、御坊川河口を越えた地点であり、その設定が野原荘が御坊川河口の津を支配する上で重要であったことがわかる。御坊川旧河口に津があったことを示すのが、上福岡町の浪指（なみさし）神社である。浪指神社の祭神は宗像三女神の一つで水神の市寸島姫命で、この地に津があったことを示している。（『讃岐神社誌』）この御坊川旧河口の津、浪指神社との関連で注目されるのが松縄下所遺跡で発見された香川郡条里の一条十七里の東から３町目の南北坪界線に乗る側溝のある道路遺構である（本書「松縄下所遺跡」参照）。この道路を北に直進すると、松縄の天満遺跡、浪指神社を経て、御坊川河口の津に出るのである。したがって、この道路は、南海道より津に出るための直線道路であった可能性が強い。このように、高松平野の海岸線には、東から高松、御坊川旧河口の津、香東川西分流河口・本津川河口の香西の津が並び、内陸部には南海道と御坊川・本津川の交差点にそれぞれ川津が設定されていたのである。これらは、瀬戸内海の海上交通を利用するための施設であったことはいうまでもない。讃岐国

の海岸線には、点々と津が並んでいることは従来から注目されている。例えば、鵜足郡の宇多津、そしてそこから少し内陸に入った下川津、多度郡の多度津などが有名である。周知のように下川津には古代の集落遺跡として下川津遺跡が発見されている。鵜足郡には法隆寺の寺領があったが、その設定も瀬戸内海の海上交通との関係で考えられる。このように考えると、山田郡の弘福寺所領も、その設定には海上交通の利用も想定されていたのではないか。

### 2.3.山田郡と香川郡の分割

東讃の郡界線は南海道に直交する条里の条界線に並行の直線である。このような直線郡境は、自然地形やそれに規定される地域社会の集落構造とは矛盾するものであったと考えられる。高松平野の西三分の二は香東川扇状地である。香東川扇状地の右岸は南西から東北への水流と旧河道により構成されている。香川郡と山田郡の郡境も、香東川扇状地の水流の方向に対して45°程度の角度をなしている。香川郡と山田郡の郡境は、例えば山峰や河川のような分離的な自然地形によるものではなく、香東川扇状地の連続した自然地形と水系を人為的に分断しているのである。このことは、郡境に接する弘福寺所領の北地区・南地区の水利環境を考える時に重要である。一般的に、郡は律令地方行政制度施行以前からの地域的政治社会、すなわち郡司級豪族の伝統的な政治的支配領域を踏襲して設定されている。しかし、山田郡・香川郡のように、自然地形やそれに規定されているであろう地域社会構造と対立する機能を果す直線郡境により行政区画が設定される場合、地域社会はどのように再編されたのか、地域社会の生産・水利秩序はどのような影響を受けたのか検討すべき課題が多い。山田郡は自然地形に従えば、春日川を中心とする地域社会であり、このことは古墳時代の古墳群分布からも首肯される。しかし、山田郡地域は、郡に編成されるにあたり、自然地形の上からは香川郡の一部であるべき香東川扇状地の東北地域である拝師郷・木太郷の地域を含めさせられたのである。このようなことが可能であった条件には、秦氏が8世紀において山田郡の郡司級豪族であったことを考えれば、秦氏は、自然地形として連続する香東川扇状地の東の扇側の水流である古川より以西の地域を足掛にして、後の山田郡地域内に勢力を伸しており、山田郡・香川郡の郡境地帯は実態的に秦氏が支配していたからであったことを想定すべきではなかろうか。高松平野の古墳時代以降の集落の考古学的調査はまだ十分に展開していないが、将来7～10世紀の在地構造が考古学的に解明されることにより、上記の問題の解明の糸口がみつかると考えている。郡の領域は、一度編成されると、実体的社会に対して規制的に機能するようになる。江戸時代のことになるが、例えば、弘福寺所領南地区の林村宮西地区と多肥上村の平井出水を巡る論争は、自然地形に規定される生産環境が人為的な行政領域により規制されたことを示す好事例である。

### 2.4.寺院所領設定の契機

最後に、山田郡に弘福寺所領20町が設定された契機について考えておこう。第1章第2節に述べたように、709年の弘福寺水陸田目録に記載され太政官から認定された寺領のうち田約150町畠40町は、ある時期に10町、20町、30町、40町などの規模で全国11箇所に設定されたものである。その寺領の設定は、政府から当初田畠200町というような施入の限度額が提示され、寺領占定の実務としては、弘福寺寺家が10町を単位として様々な手段により全国に寺領を占地し政府の認可を受けることにより行われたのであろう。したがって、讃岐国に寺領を設定するには、弘福寺に山田郡あるいは香川郡出身の僧がいたとか、弘福寺と関係ある国司が設定したとか、弘福寺に信仰を寄せる貴族・皇族が所領を設定して寄進したとか、様々な可能性が考えられる。一つの可能性として、香川郡の秦氏が寺領占定に関与したことも考えられる。最初に述べたように、高松平野には7世紀末から下司廃寺・坂田廃寺などに示されるように仏教文化が浸透し始めていた。このことは、寺領の設定と因果関係があると考えられる。したがって、高松平野の寺院址の発掘調査は山田郡田図の研究の上からも期待されるのである。

山田郡に設定された寺領は最初から8町の南地区と12町の北地区として2箇所に分けられていたと考えられる。両地区は、当該地域において水利・自然地形の上で一まとまりの耕地群としてそれぞれ耕営されていたのであろう。南地区と北地区は、後述のように田図の記載形式や開発の経過や支配の方式に違いがあるが、それは地域社会の中における両地区の耕地開発のあり方、周囲の集落との関係の仕方の相違と関連すると考えられる。したがって、特に強調したいのは、山田郡田図を調査・分析するには田図に描かれた地域をのみ調査するだけでは不十分なのであり、8世紀を中心とする時期の当該地域社会（香川郡・山田郡を含めた地域社会）の中で考えねばならないということである。高松平野の古代の氏族分布・集落構造・生産流通構造・地域的交通、郡と実体的な地域社会の関係、あるいは寺院・神社などの信仰・祭祀等々検討すべきことは多いが、それらの課題への問題提起として本項を提示したい。

（石上英一）

## 5　中世～近世

中世初期、鎌倉時代に属する遺跡等は、未だ少なく類例をあげることは不可能である。香川県教育委員会が実施した、高松東道路または高松自動車道の開発に伴う発掘調査の結果が報告されてから論ずべきであろう。

弘安7年（1284）の田村神社の神額の例を出すだけでもなく、社会的活動が積極的に展開されたはずである。今後の成果に待つところは大きい。

中世の最も目立つ遺跡としては、城館がある。ほぼ大字単位に一箇所ずつ存在していたと考

えられるが、名称のみ伝来している例が多い。

重要文化財小比賀家住宅（御厩町）は、江戸時代初期に造られたもので、方一町弱の敷地を敷く。母屋を中心に土塀で囲まれた住宅で、一応の防御能力を持つにとどまる。多数の城館は、これに類似していたのであろうか。とすれば、移転・廃絶等の後、地割とかの痕跡は認めるべくもなく、消滅は避けられないであろう。

また中世末期の館が、そのまま、豪農の屋敷として伝えられた例が少数認められる。例として百相城跡（仏生山町）、佐藤城跡（伏石町）があげられるが、いずれも堀の一部と想定される余り広くない水路や、地割が残り、往時を偲ばせている。特に前者は、城虚とか鵜ノ口といった地名が残り、城郭との関係をうかがわせる。

この他に、遺溝の保存がある程度確認されるものとして、勝賀城跡（鬼無町是竹－山城）、堂山城跡（西山崎町－山城）、佐料城跡（鬼無町佐料－館城）、室町城跡（室町－山城）、王佐城跡（三谷町－山城）、十河城跡（十河東町－丘城）、神内城跡（西植田町－山城）戸田城跡（東植田町－山城）、前田城跡（前田東町－丘城）、喜岡城跡（高松町－丘城）等があげられる。

これらの城郭は、大きく分けて、香西氏系と、十河氏系に分割できる。香西氏は、讃岐綾氏の流れをくむといわれ、香川郡、阿野郡の旗頭として、中讃地方に強盛を誇った一党で、蔭涼軒日録にも、守護代安富氏の命に服さない大分限者として記録されている。勝賀城跡を詰ノ城に、佐料城跡を館城として、両郡に支城網をめぐらしていた。

戦国末期には、佐料城から藤尾城跡（香西本町）に移り、総構への城郭を目指したことに表れるように中世領主からの脱却を図ろうとしたが、豊臣秀吉軍の前に没落を余儀なくされた。

勝賀城跡に残る高度な縄張りは、在地領主でありながらも京都付近にまで侵出して戦乱に明け暮れたことに起因していると思われる。

十河氏は、讃岐直の末流と称し、十河城を中心に阿波三好氏と一族的紐組を強め、山田郡全域から讃岐全域へとほぼ支配権を確立していった。しかし、土佐長宗我部軍の侵攻をうけ、一時讃岐平野をのがれている。この土佐軍との籠城戦をたたかったことによるのか、十河城跡には大規模な空堀がみられる。

高松市内の大形横穴式古墳、久本古墳（新田町）平石上２号墳（三谷町）南山浦古墳群（西春日町）等から、古墳に伴う遺物以外に、古代から中世にかけての大量の遺物が出土した。理由は今一つ不明であるが、古墳として機能を失った直後から再利用が図られたと認められる。

また、高松城跡東ノ丸発掘調査に伴い室町時代末期の火葬墓が数基確認された。海浜部に営まれたもので、近くの漁村に関係するものであろう。

近世に入って、讃岐が安定するのは、生駒親正の入府以降のことである。天正16年（1588）には、かって野原郷と呼ばれた地域に、巨大な近世城郭が築かれることとなった。高松城であ

る。典型的な水城である高松城は、中央に本丸を置き、二ノ丸、三ノ丸、桜の馬場、西ノ丸を配した郭城式の縄張りをもつ。本丸を囲む、門堀、先述した重要な郭を囲る中堀、さらに大きく外堀を配し、これらには海水を導入した。後に入府した松平氏によって三ノ丸東側に東ノ丸が付設された以外は、大きくは変化していない。

この城郭の外側に城下町を配したのが現在の高松市の市街地の骨格である。生駒時代には、これ以外にも高松平野の発展の基を築いた時代で、香川郡大野あたりで分流していた香東川を現在の一本にまとめたのもこの時代である。生駒時代から、次の松平時代にかけて、新田開発も積極的に行われた。木太郷の北側海浜地区の干拓がこれで、水田増加に伴って、三谷三郎池（三谷町）等、大形の池が築造もしくは修築された。

生駒親正入府時の十五万石の石高は、生駒時代の末期には、飛躍的に増加したものと考えられる。

確立の時代を受けて次に登場したのが、水戸家の分流松平氏である。松平時代には、西讃に丸亀藩が成立しているので、石高は十二万石である。寛文４年（1664）の徳川家綱安堵判物案では、香川郡四拾七箇村、高20,052石１斗２升３合、山田郡参拾箇村、高18,178石２斗５升と記載されている。

水田開発やそれに伴う水源開発等だけでなく、殖産に積極的であったため、実質の石高は、十二万石以上とされている。

今回、本調査の対象となった地域は幕末頃次のようにわかれていた。

木太地区は、山田郡木太村、林地区は、上林村・下林村・六條村に、太田地区は、太田村・伏石村・松縄村・今里村・福岡上村の各村に、多肥地区は、上多肥村・下多肥村・出作村で、明治23年（1890）の市制・町村制施行により、各村として発足することになる。

（藤　井）

# 第3節　周辺部の遺跡調査

## 1　はじめに

弘福寺領田図比定地は、高松市街の南東郊外、高松平野のほぼ中央に位置する。前述のように、平成元年度から比定地を含む360haという広い範囲で太田第2土地区画整理事業が進行中であり、国道11号線高松東道路も施工中であるため、高松市内でもっとめまぐるしく土地環境が変化しつつある地域で、したがってこれらに伴う大規模発掘調査の件数も高松平野の中では群を抜いて多い。

高松平野では水田地帯の大部分にわたって条里地割が確認されており、弥生から古代にかけての遺物の散布も広い範囲で確認できる。実際の発掘調査においても遺物では縄文晩期から近世まで、遺構では弥生時代前期頃から近世に至る水田、集落等の跡が検出されている。

現在、高松市教育委員会では主に区画整理事業地内の道路用地部分について調査を実施しているが、平成元年度の事業開始以降に調査された遺跡は10ヵ所にのぼる。本稿ではこれらを中心にすでに調査が終了している9遺跡及び屋島についての概要報告を行うものである。

（山　本）

## 2　周辺遺跡一覧

| 番号 | 遺　跡　名 | 所　在　地 | 調　査　期　間 | 面積（㎡） | 関連事業 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 浴・長池遺跡 | 高松市林町 | H1. 9.15～H2. 3.20 | 8,500 | 高松東道路 |
| 2 | 浴・松ノ木遺跡 | 高松市林町 | H2. 6.15～H2. 9.30 | 4.130 | 〃 |
| 3 | 浴・長池Ⅱ遺跡 | 高松市林町 | H2.11.30～H3. 3.15 | 7,860 | 〃 |
| 4 | 井手東Ⅰ遺跡 | 高松市伏石町 | H3. 3. 6～H3. 9.18 | 4,170 | 〃 |
| 5 | 井手東Ⅱ遺跡 | 高松市伏石町 | H3. 1. 9～H3. 2.26 | 2,400 | 〃 |
| 6 | 居石遺跡 | 高松市伏石町 | H3. 7.24～H3.12.25 | 8,500 | 〃 |
| 7 | 天満・宮西遺跡 | 高松市松縄町 | H1. 9. 1～H2. 2.28 | 4,000 | 太田区画整理 |
| 8 | 凹原遺跡 | 高松市多肥下町 | H2.11. 5～H3. 2.28 | 3,000 | 〃 |
| 9 | 松縄下所遺跡 | 高松市松縄町 | | 2,640 | 〃 |
| 10 | 屋島寺 | 高松市屋島 | | | |

## 3　各遺跡の概要

### 1．浴・長池遺跡

東西長約200mにわたる調査区は、ほぼ中間を南北に通る里道を境にして西と東で地形的状況を大きく異にする。すなわち東半は分ヶ池から下池・長池・大池と続く香東川の旧河道、西半は河岸の微高地と考えられる。

東半の旧河道は地図や航空写真からも明確に判読できるもので、幅は約150mにも及びその東岸は浴・松ノ木遺跡にまで延びている。河道最深部は現地表から約2.2mを測り、埋土は13枚の旧地表面を含む26層に分層できる。河底付近第11層は弥生中期中葉の櫛描文を中心とした土器群を濃密に包含している。古代以降とみられる堆積層（1～9層）は近現代に至るまで洪水堆積層と水田耕作層がほぼ互層に堆積しており、当時から度重なる洪水にもくじけずに営々と水田耕作を営んでいた民衆の姿が窺える。水田の面的な検出は部分的なものも含めると5・6・8層の3面について行ったが、いずれも1区画の面積2㎡前後を中心とし、旧河道の地形的な制約を強く受けた不定形小区画水田と呼ばれるものであった。ここでは8a層水田について図示した。

西半の微高地は標高11.0～11.5mを測り、黄灰色シルト質極細砂層を最終遺構面とする。微高地部のうち、河岸堤防上は黄灰色シルト質極細砂層の上に上位より現耕作土、近世耕作土、褐色洪水砂層の3層が確認でき、第3層洪水砂層の上面には弥生時代中期後半頃の竪穴住居が掘り込まれている。黄灰色シルト質極細砂の上層は黒色に土壌化しており、定形の小区画水田が営まれていた。水田面の地形は東西の縁が反り上がって中央部がくぼんでいる浅い凹地状で、北に向かって僅かに傾斜している。水田1筆の形状は幅2～3m、長さ4～7mの整った長方形を呈し、長辺を南北にとって規則的に並んでいる。数箇所に水口が確認されているが、基本的な水配は畦越しに行われたものと考えられる。

さらに西側の微高地では褐色洪水砂層が次第に粒子の粗い砂礫層に漸移し、この上面に弥生中期の周溝墓、竪穴住居、掘立柱建物跡等が検出されている。褐色洪水砂礫層の下層には、調査区西半を南西から北東に横切る幅25～30m、深さ2.8mの旧河道が検出された。河道内の堆積は上層が前述の洪水砂礫、下層は黒色のシルト層が薄く重層している。このシルト層の中には水田畦畔状の隆起が何箇所か認められたが、時間的な制約等により面的な確認にまでは至っていない。河床からは縄文晩期から弥生前期初頭の土器とともに農耕具と考えられるスプーン状木製品が出土している。（山　本）

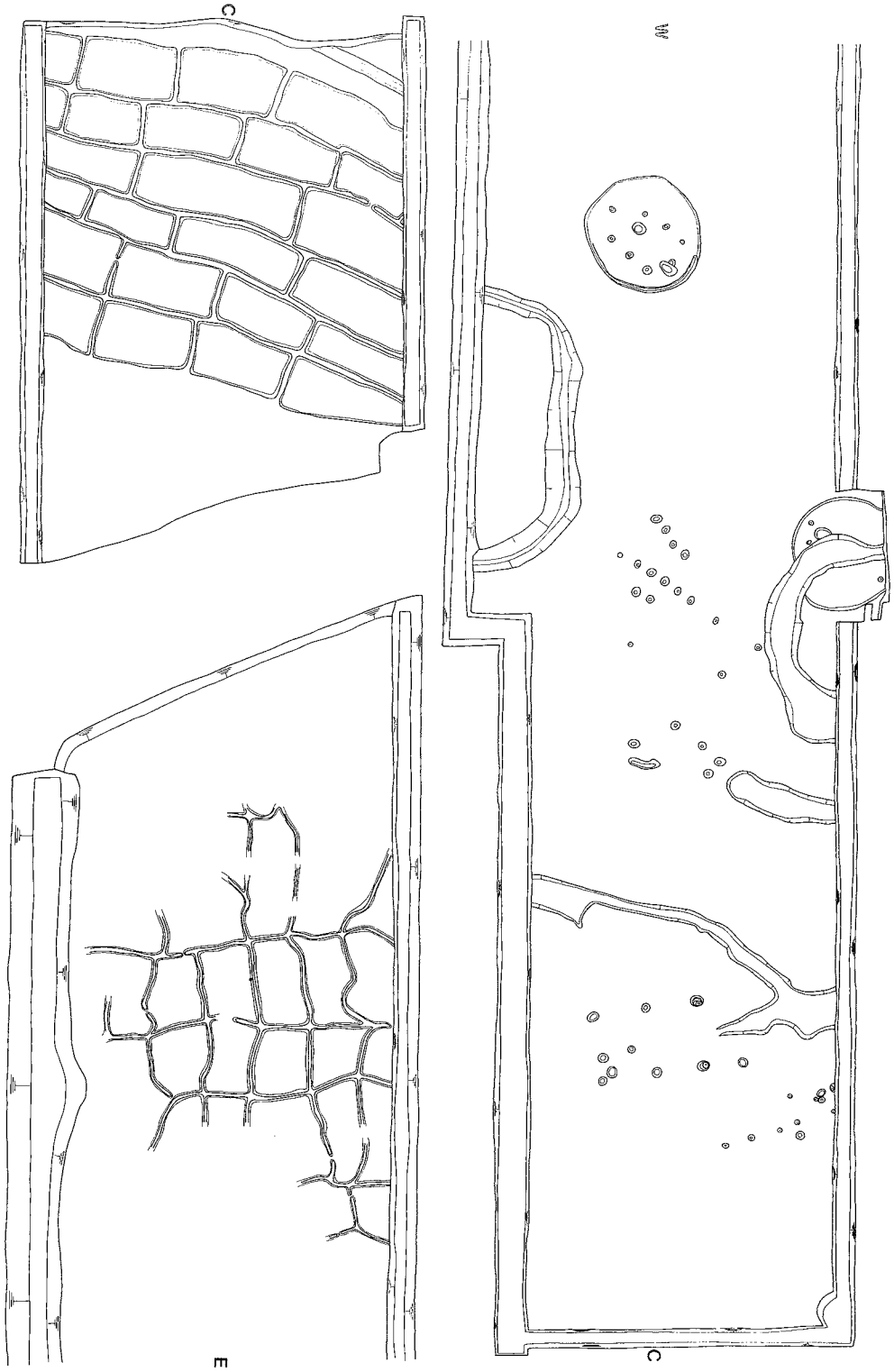

第８図　浴・長池遺跡遺構配置図

2．浴・松ノ木遺跡

浴・長池遺跡の東に隣接して設定した調査区で、東西延長は約160m、すぐ東側には旧高松空港線（県道15号線）が南北に通じている。調査区西半は香東川旧河道の河道域、東側は河道東岸の微高地に当たる。

旧河道の堆積中には浴・長池遺跡と同様に古代から現代に至るまでの水田層が層位的に検出され、このうち最下層の水田面は弥生時代後期にまで遡ると思われる。旧河道の最深部は西岸の直下で現地表より2.5mを測り、河底より弥生時代後期の土器とともに櫂状木製品が出土している。旧河道は浴・長池遺跡、浴・松ノ木遺跡の2調査区にまたがり、幅150mにも及ぶものである。しかし、このうち実際の流路はごく限られた範囲であったと考えられ、この調査で確認できたのは東（浴・松ノ木遺跡）、西（浴・長池遺跡）、河道中央部（両遺跡の境界付近）の3本であった。各流路の河底から出土した遺物は弥生時代を中心とした時期であったが、若干の前後関係が認められる。このことから、河道が河川として機能していた弥生時代以前には広域な河川敷の一部に細い川筋が流れていたが、弥生末以降河道がその機能を失い急速に埋没していく過程において低湿な環境を利用して水田耕作が営まれてきたことが推定できるのである。

東半の微高地上では、浴・長池遺跡と同様に現地表直下の浅い部分に黄褐色シルト質極細砂層がみられ、弥生時代以降の溝等の遺構掘り込み面となっている。微高地上の溝は8条が確認されている。微高地の縁辺を河道に沿って走る3本は川の埋没に従って次第に高所に場所を移して掘削されたものであろう。最下位の溝には弥生時代末頃の土器とともに、長さ1.5m、直径80cm程の丸太を半裁してくりぬいた木樋が、廃棄された状態で2本重なって出土した。他の2本からは遺物の出土はみていない。

東側微高地上には、南北流する溝と南西―北東流する溝が重なりあって検出されている。前者は幅2.5m深さ40cmで出土遺物から13世紀頃のものと考えられる。後者は幅6.5m深さ70cmの大規模なもので、溝底より弥生時代末頃の遺物が出土しているが、最終の埋没時期は鎌倉頃と考えられる。溝は微高地の最頂部を縦断していることから上流からの導水のためのものと考えられる。

さらに東側は後背湿地状にやや標高を減じ、幅10m程の浅い凹地状を呈する。黄褐色シルトベースの上面は黒く土壌化して水田化の形跡が認められ、さらに上層を褐色の洪水砂に被覆されている。この凹地の中央部にも南西から北東流する、弥生時代末の土器を包含する溝が貫流しており、弥生時代後期頃の多彩な土器群が出土している。（山　本）

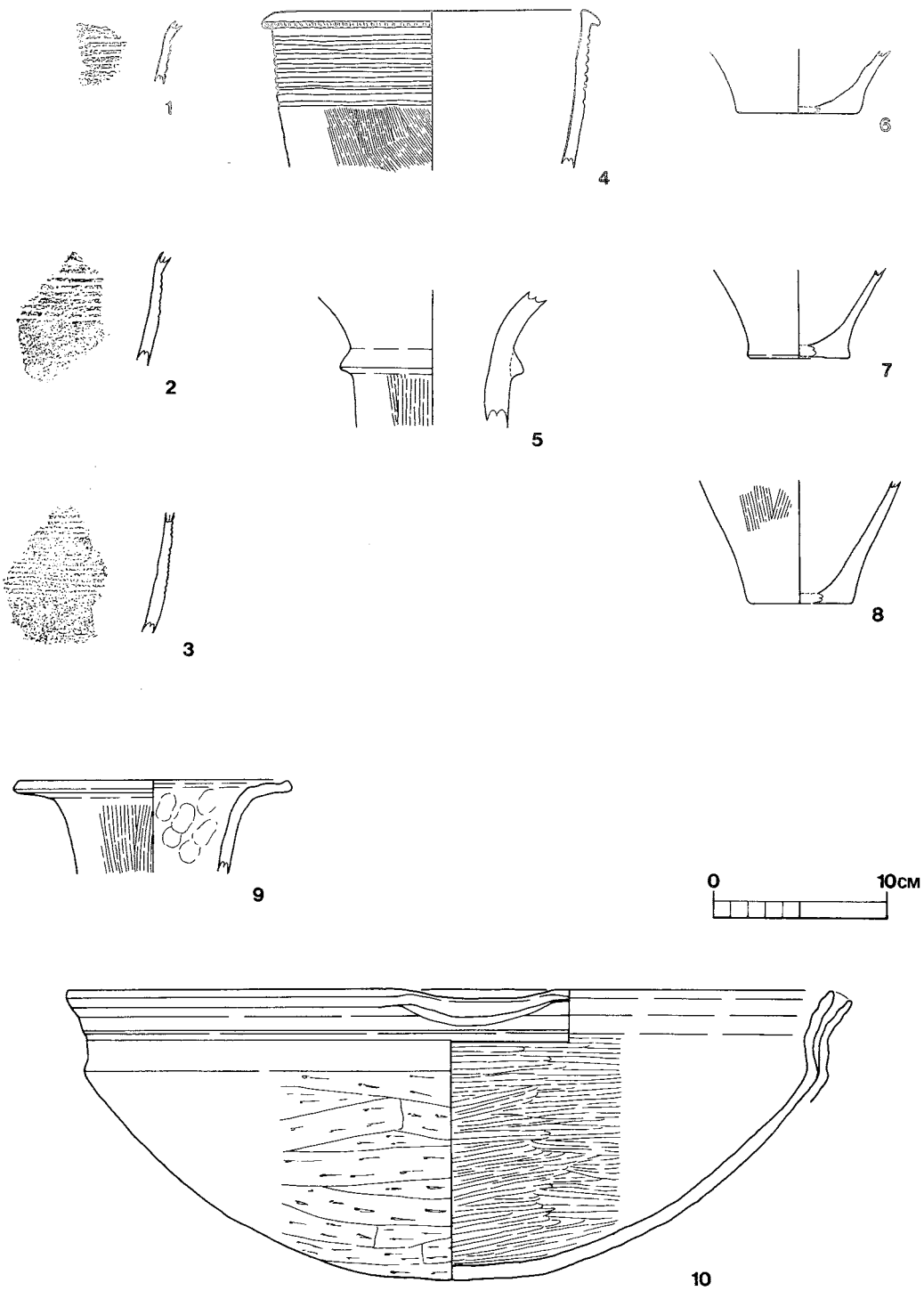


第９図　浴・松ノ木遺跡出土遺物実測図

3．浴・長池Ⅱ遺跡

浴・長池遺跡の西側に設定した調査区で、東西200ｍの幅を調査した。検出した遺構は、弥生時代前期末から江戸時代にかけてのものである。検出した遺構は、調査区の東半と西半で検出遺構の性格が異なる。西半においては、床土直下において遺構を検出している。検出した遺構は、近世頃と考えられる掘立柱建物３棟、土坑、古代末から中世と考えられる溝間７ｍで平行にはしる幅80cm、深さ10cmの南北溝を確認している。一方、東半においては、３層の洪水砂層と、最下層に水田層を確認している。洪水砂層中には、埋没する過程でうがたれた弥生中期前半以降の竪穴住居、土坑、溝状遺構等を検出している。ここでは、最下層で確認した、水田遺構について詳しく述べる。水田遺構は、調査区東半の約2,000㎡において検出された。地形的には、南西から北東方向に向かって緩やかに落ちる、微高地の凹みにつくられている。検出した水田遺構は、定形の小区画水田といわれるもので、水田一区画の規模は、４×２ｍを中心として、合計315区画を確認している。畦畔の高さは、３～５cm程度で、長軸方向の畦が、短軸方向の畦より高くつくられている。明確に水口と考えられるものはなく、灌漑用と考えられる一条の溝を検出したにすぎず、水の供給は、短軸方向の畦を主に使って行っていたものと考えられる。水田の時期は、水田を覆っていた洪水砂層上において検出した遺構が、古いもので弥生時代中期前半の時期が考えられることから、それよりも以前の時期が考えられる。検出した水田遺構の類例は、東どなりの浴・長池遺跡、弘福寺領山田郡田図関連の一連の調査等でも確認されており、断続的ながら広い範囲で、水田遺構を確認していることから当時の高松平野の農耕技術の高さを窺い知る好例となる。　（山　元）

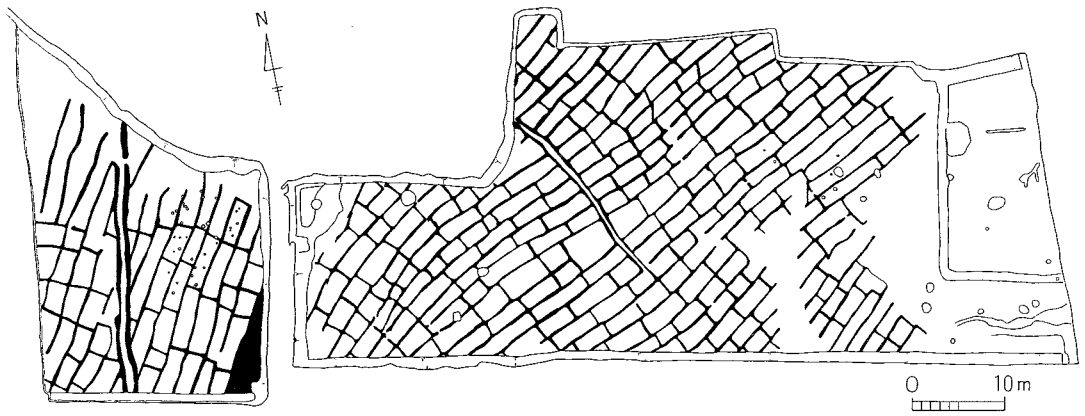


第10図　浴・長池Ⅱ遺跡遺構配置図

## 4．井手東Ⅰ遺跡

東西110mにわたる調査区は、地形的には西半の谷状地形、東半の微高地に分かれる。前者は、谷状地形が埋没する過程で切り込まれた、縄文時代から江戸時代の遺構を確認しており、後者は弥生時代頃の遺構が若干確認されたのみである。ここでは、谷状地形で確認されたアカホヤ火山灰及び、弥生時代中期中葉の土器、木製品を多量に検出したSD101・06の概要を述べる。

アカホヤ火山灰は、現地表面下70cmの地点で確認され、検出範囲は調査区を南西から北東方向に向かって傾斜する谷状地形の凹地に、最大幅15mの範囲で濃密に確認でき、最も堆積の厚い部分で10cmの厚さを測る。アカホヤ火山灰は、微量の堆積ではあるが、東側微高地の黄灰色シルト（縄文晩期以降のベース面）層下に続いている。アカホヤ火山灰の上下層からは遺物の出土はないが、発掘調査によってアカホヤ火山灰が確認できたのは県内では初例であり、しかも現地表下70cmで確認されたことは高松平野の形成過程を知る上での好例となる。

谷状地形が埋没した段階で切り込まれた遺構に、SD101・06がある。SD101は調査区南西隅から北東に向かって流れ、確認総延長50m、最大幅３m、深さ0.8mの規模をもつU字型の溝である。一方SD06は、確認長23m、最大幅５m、深さ0.8mの規模をもち、南東から北西に向かって流れ、SD101に合流する。これらの溝からは、弥生中期中葉と考えられる、櫛描文を中心とする土器群の他、多量の木製品を検出した。代表的なものは鋤・鍬などの農耕具、把手付容器、琴、機織具の一部、男根状木製品、弓等である。中でも琴は、板作りの４本突起をもつもので、明確に琴とわかる資料として四国では初例であり、全国的にみても弥生時代中期の琴は未確認であっただけに、弥生時代前期と後期の板作りの琴の間を埋める資料となる。　　（山　元）

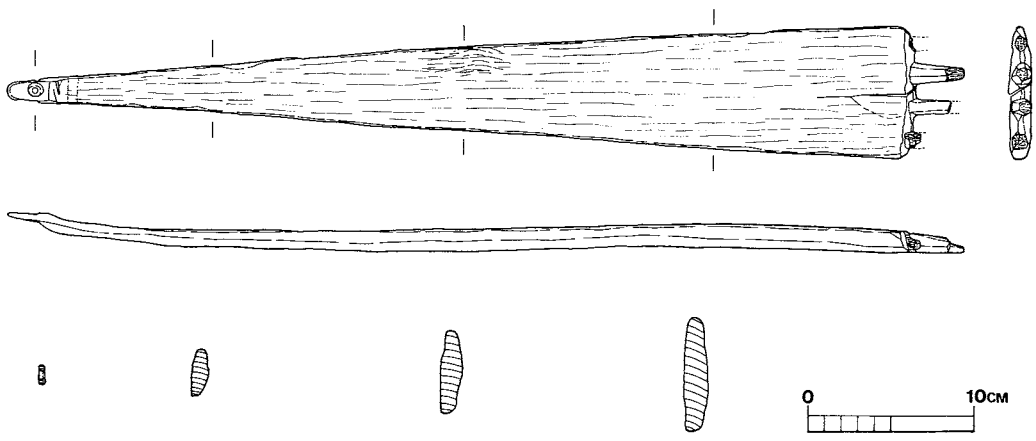


第11図　井手東Ⅰ遺跡出土琴実測図

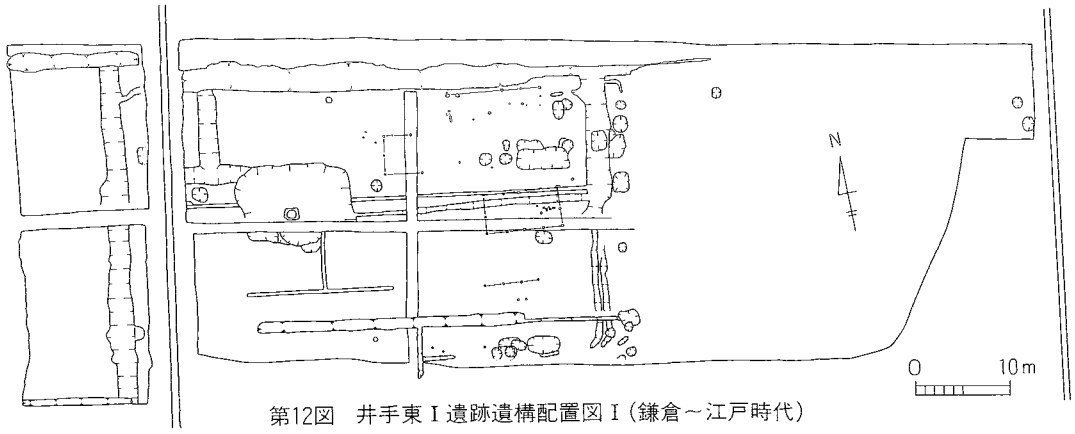


第12図　井手東Ⅰ遺跡遺構配置図Ⅰ（鎌倉～江戸時代）

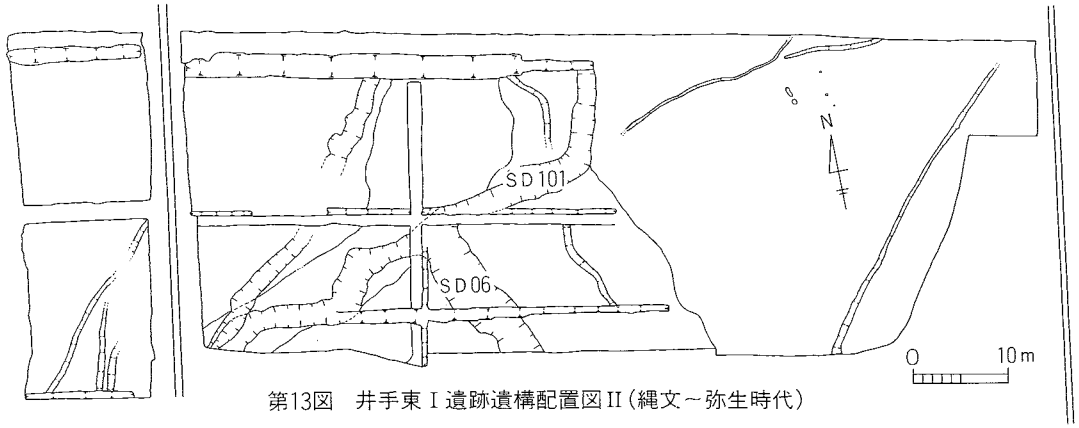


第13図　井手東Ⅰ遺跡遺構配置図Ⅱ（縄文～弥生時代）

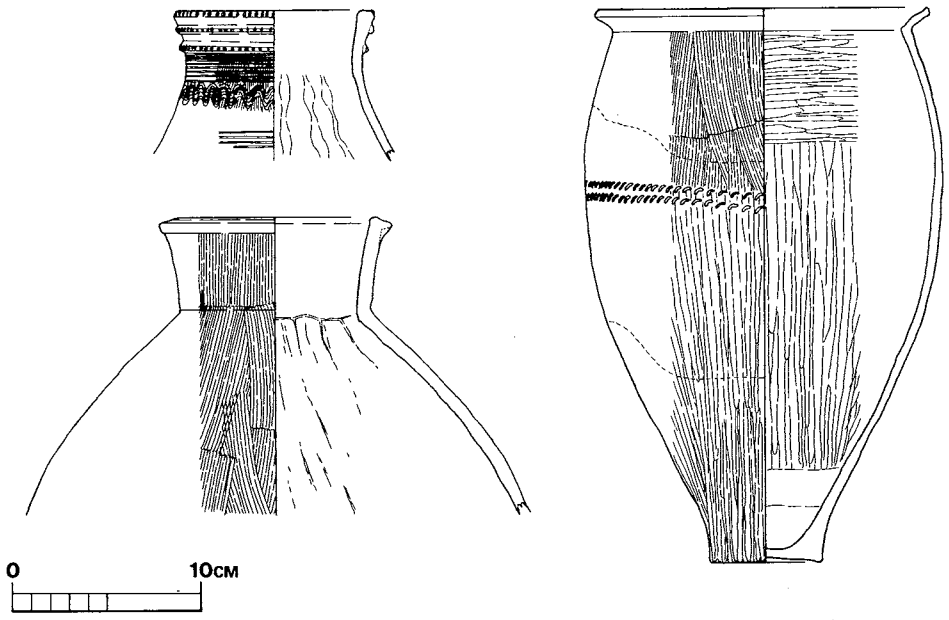


第14図　井手東Ⅰ遺跡出土遺物実測図

## 5．井手東Ⅱ遺跡

本遺跡は居石遺跡の東に隣接して設定した調査区で、東西45m、南北40mを測る。東側は後述するSD01が北東方向に延びているために、北東隅を拡張し調査区の形は不整形を呈する。遺跡の周囲は条里型地割りを残す水田が広がっており、約200m西方には小河川が南から北に流れており、その両側は一段低い水田となっている。地形的には、このように現在でも水田面の高低差が明瞭であり、さらに微地形復元を行うと、埋没自然堤防と後背湿地・旧河道の存在が明らかになり起伏に富んだ地形の様相を呈している。それによれば、遺跡は自然堤防上に位置すると想定される。

本遺跡は現耕作土直下で基盤と考えられる礫混じりの砂層となっており、微地形復元の想定と同様な結果となった。遺構の検出面は前述した砂礫層である。検出された遺構は、溝14本と土坑9個・ピット5個である。SD01を除きその他の溝は、幅が狭く深さの浅い小規模の溝である。溝から遺物の出土が殆どないため時期の決定はできないが、埋土の観察によって溝どうしの切り合いがみられる。検出された方向はほぼ南西から北東を示しているが、SD01のみは東西方向に延びている。土坑は近世のものであり、染付陶磁器や羽釜等が若干出土した。

SD01は、調査区の南西から北東方向に検出された。最大幅は上面では10m、底面では1.8m、深さは0.8mを測る。検出された全長は約60mである。溝の断面は、両側が緩やかに下がっていき中央で急激に落ち込んでおり、段を有している。土層観察により大きく2期に分けられる。出土遺物は、突帯文系の深鉢、弥生前期の壺、石棒等がある。突帯文系の深鉢は、外傾する口縁部に断面三角形の突帯を付し、口縁端部・突帯頂部に刻み目を有し、その直下に複線山形文が描かれている。弥生の壺は数条の沈線を有する。石棒は基部を欠損するが、先端部は丸くなめらかに磨かれており、高松平野では初めての出土である。　　（中　西）

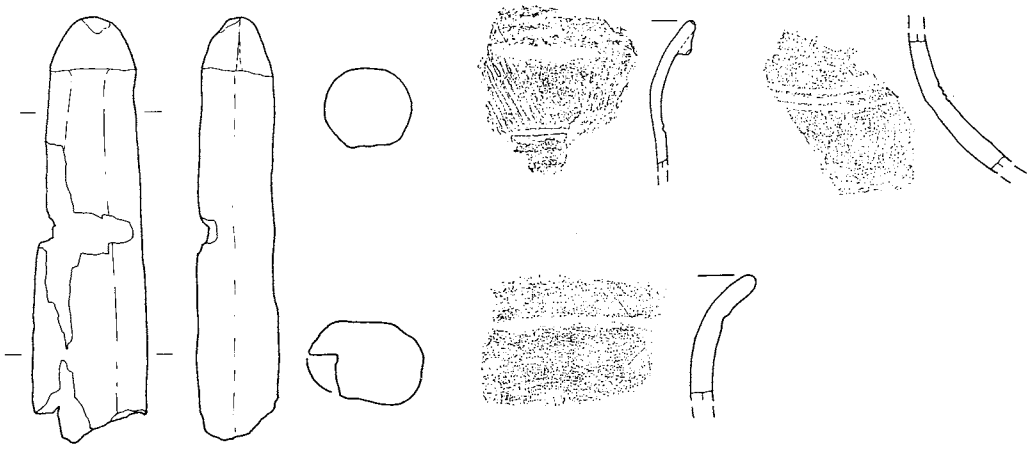

第15図　井手東Ⅱ遺跡出土遺物実測図

## 6．居石遺跡

東西280mを調査した。遺跡は、縄文時代から江戸時代にかけての複合遺跡である。調査区内では南北方向の３本の自然河川、溝状遺構、土坑、ピット等を確認したが、ここでは、自然河川から出土した小型仿製鏡及び縄文晩期の遺物について述べる。自然河川から出土した小型仿製鏡３面は、調査区西側において確認した幅25m、深さ２mの規模をもち、南から北に向かって流れる自然河川の西岸川底から、３面が北から大・中・小の順で50cm程度の間隔をおいて検出された。検出された鏡は大きいものから順に直径5.4cm、同3.5cm同2.8cmで、形態的には前者から珠文鏡、重圏文鏡、素文鏡である。これらの鏡の時期は、共伴する遺物はないが、鏡の直上で出土した土器から弥生時代後期末頃の時代が考えられる。

これまでに全国において、この種の鏡が多く確認されているが、墓及び住居跡からの出土が大半で、川からの出土例は、大阪府亀井遺跡で確認されているのみで、３面同時に出土した例も非常に珍しいものである。出土状況からみれば、３面の鏡は廃棄されたものではなく意識的に埋納されたか置かれたものと考えられる。これを裏づけるものとして自然流路から分岐する灌漑用と考えられる水路から木樋を検出しており、この水路を使い、下流域の水田に供給していたものと考えられる。鏡を検出した場所は、この水路の取り入れ口に当たることからも、鏡の用途については、類例等もなく推定の域をできないが、水の安定供給を願い、水辺でとりおこなう祭祀と深く結びついたものだろうと考えられる。

一方、縄文晩期の遺物は、調査区東端の微高地上において検出した幅10m、深さ１m弱の規模をもつ小河川の川底から検出されたものである。検出した土器は、口縁端部に刻み目をもち、頸部に爪形文を施すもので、晩期中頃の原下層式に平行すると思われる特徴をもつものが多くみられる。また石鏃と考えられる打製石斧等も供伴している。形態的には、詳細は不明であるが、加工途上の木製品も確認している。高松平野中心部において、近年、縄文晩期突帯文を施す土器群が、木製農耕具とともに数例確認されているが、それより先行する土器は確認されていなかっただけに貴重な例といえる。　　（山　元）

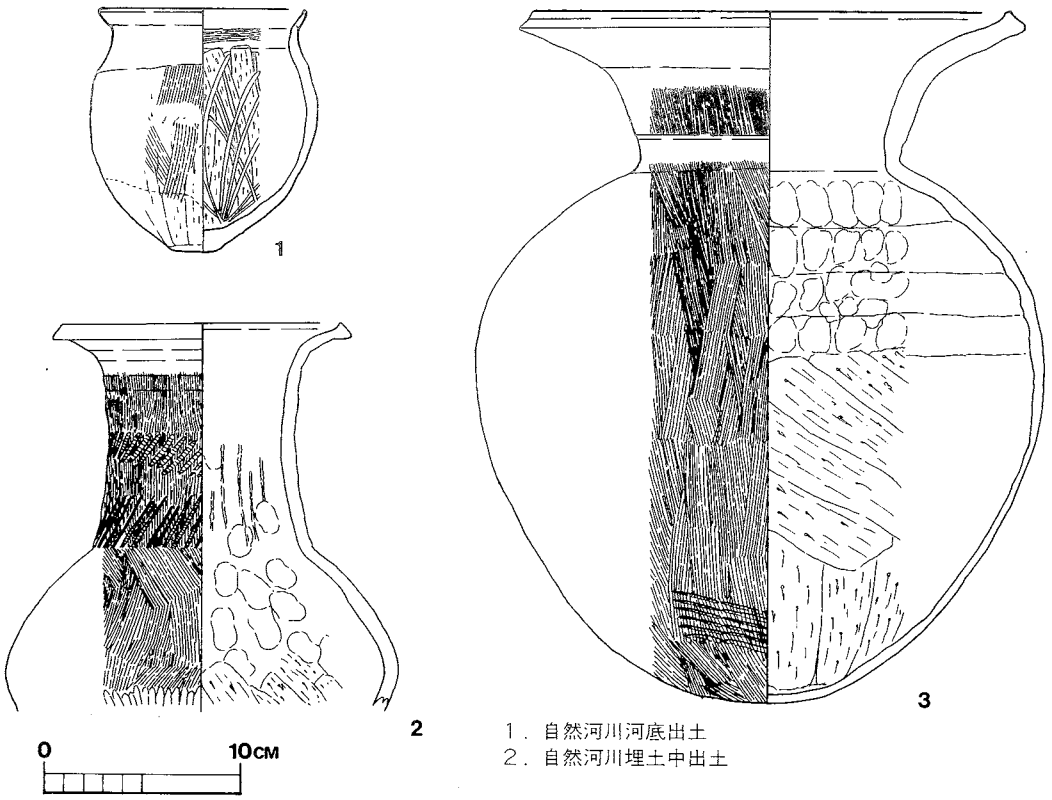


第16図　居石遺跡自然河川出土遺物実測図

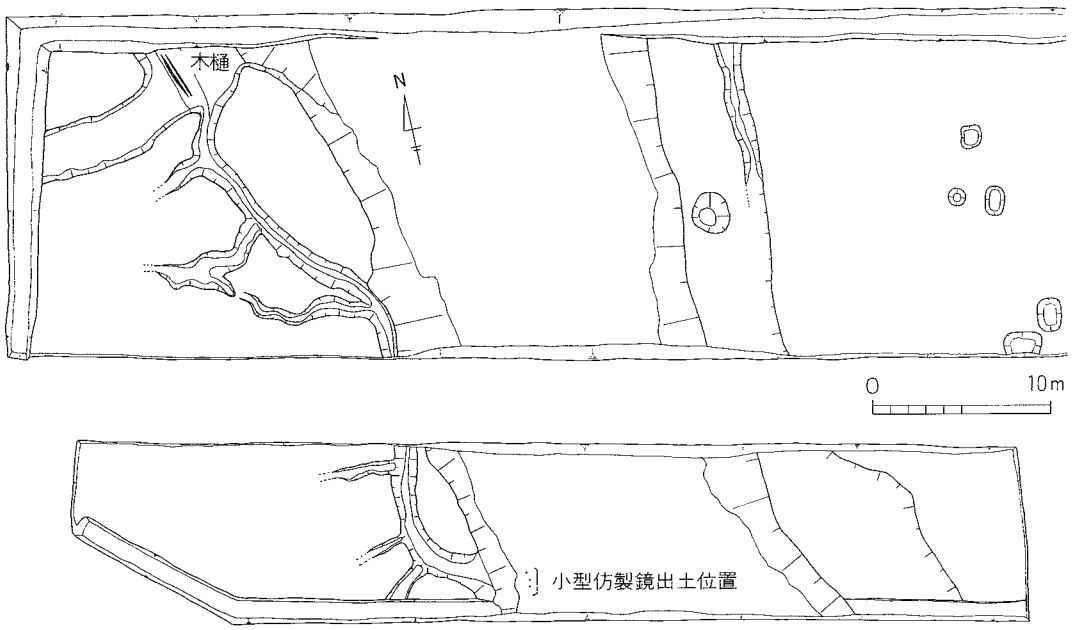


第17図　居石遺跡遺構配置図

## 7．天満・宮西遺跡

都市計画道路福岡多肥下町線の建設に先立ち、南北200ｍ幅平均20ｍの長さにわたって発掘調査を行った。当遺跡は南北600ｍ東西200ｍの規模で、南々東―北々西に走る微高地にのっており、標高は５～６ｍである。調査区は、この微高地を斜めに横断する形で設定されたことになるが、調査区北側では微高地北側の谷とともに、さらに当微高地の北東にある別の微高地の縁辺も確認した。調査区において検出された遺構は、大きく弥生時代前期中頃、弥生時代後期、７～８世紀、中近世の４時期に分かれる。

弥生時代前期中頃の遺構としては、微高地上から直径約65ｍの環濠に復元可能な溝と、土坑を検出した。溝が囲む範囲内に土坑が集中することから、その範囲内に集落があったと想定されるが、後世の削平が著しく、竪穴住居址は確認されなかった。溝内からは多くの土器が出土したが、上層と下層の２時期に分かれる。土器には木葉文をあしらったものがあり、土器以外に磨製石庖丁、土製紡錘車が出土している。

弥生時代後期の遺構は、微高地上から竪穴住居址16棟以上、井戸２基、多数の溝、柱穴、土坑を検出した。竪穴住居址の平面形態には、円形13棟以上と方形３基の２つがあり、円形のものにはその外側に溝を巡らすものもある。現在整理中であるので、遺構の細かい時期差は述べることはできないが、集落構造の変遷を知る資料になると考えられる。遺物としては土坑から土器が一括で出土しており、鉄斧柄等の木製品、管玉・ガラス玉の装飾品が出土している。

微高地北側の谷には、弥生時代前期から後期にかけての遺物を大量に包含した自然流路がある。流路内からは弥生時代中期の土器も出土しているが、同時期の遺構が微高地上に存在しないことから、上流にその時期の集落が存在する可能性がある。また流路からは木製の舟形模造品、線刻のある板石も出土している。

７～８世紀の遺構は、微高地上で柱穴、溝があり、５棟以上の掘立柱建物が復元できる。またこの時期、微高地北側の谷では不定形な水田が営まれており、谷を東西に横断する畦畔の一つには石が大量に埋め込まれたものがあり、谷を横断する際の道として機能していたと考えられる。

中近世の遺構は、集落に伴うと考えられるものは確認されておらず、水田に伴うと考えられる溝や牛の足跡、鋤跡を検出しており、この時期には調査区付近は全面水田化されたと推定される。溝には条里の坪界線と一致するものもある。　　（川　畑）

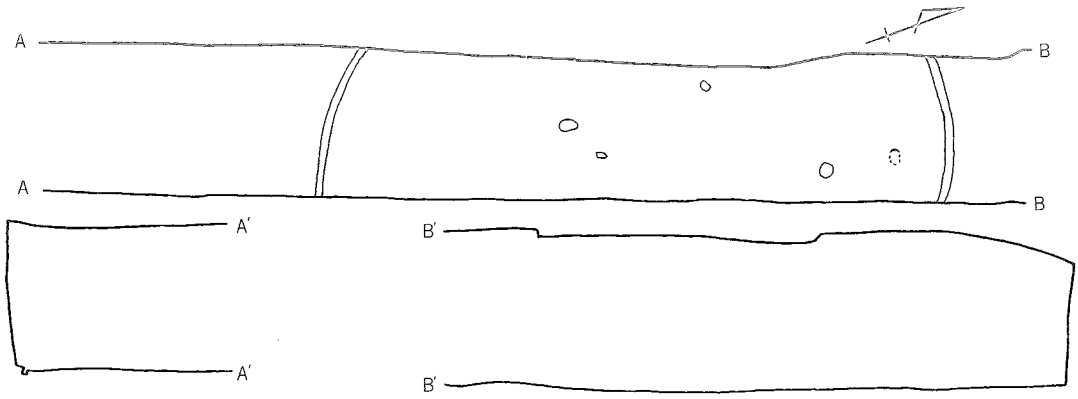


弥生時代前期溝及び土坑

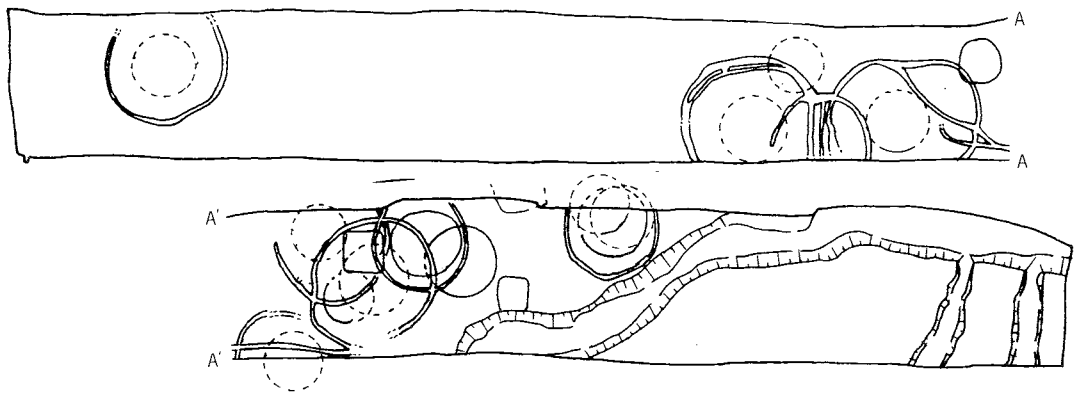


弥生時代後期竪穴住居位置

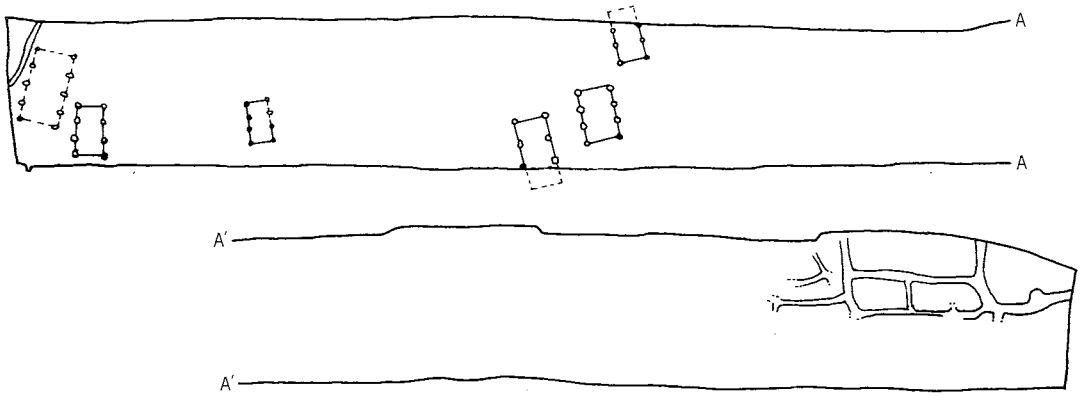


7～8世紀掘立柱建物と水田址

第18図　天満・宮西遺跡遺構変遷図

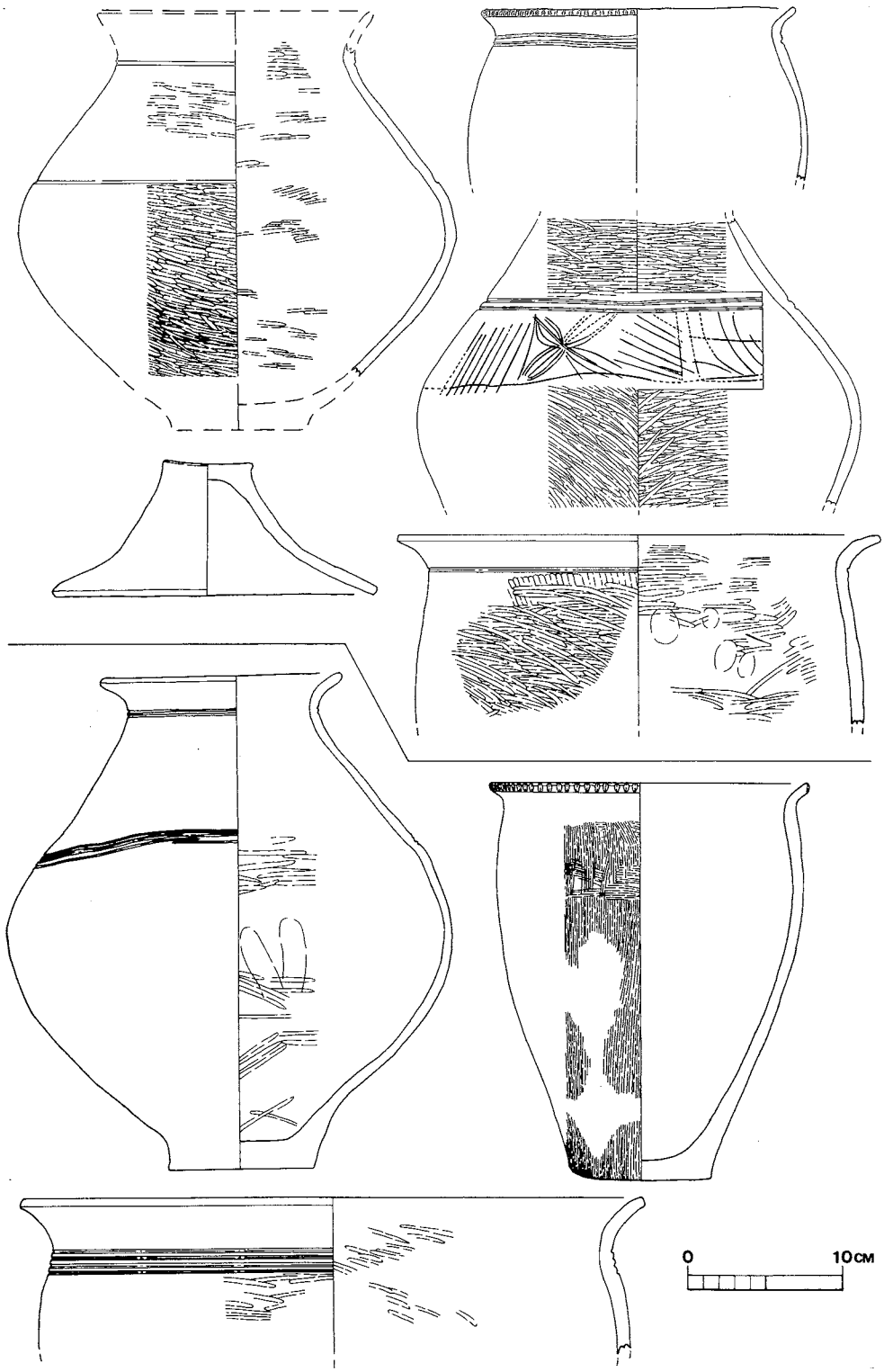


第19図　天満・宮西遺跡出土遺物実測図(1)
(上段：下層出土　下段：上層出土)

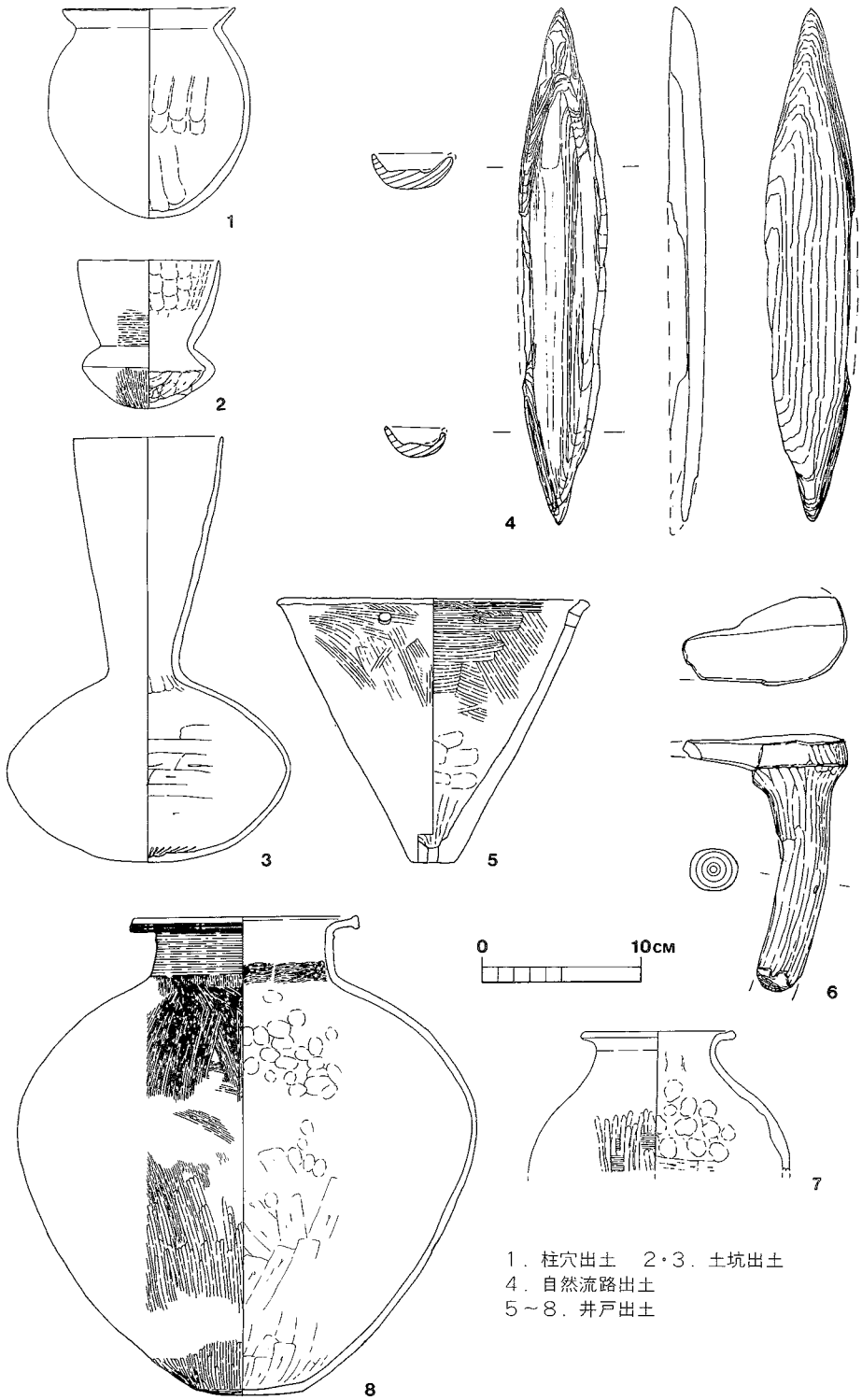


1．柱穴出土　2・3．土坑出土
4．自然流路出土
5～8．井戸出土

第20図　天満・宮西遺跡出土遺物実測図(2)

## 8．凹原遺跡

都市計画道路福岡多肥下町線の建設に先立ち、南北約200m幅平均15mの長さにわたって、発掘調査を行った。調査の結果、旧地形は北と南に微高地があり、その間には幅10mほどの南西一北東方向の谷が存在することが明らかになった。また南の微高地の南側には、浴・長池及び浴・松ノ木遺跡において確認された旧河道の続きが存在する。

微高地及び谷において確認された遺構は、弥生時代前期末から近世に及ぶ。弥生時代前期末の遺構は、微高地では土坑1基、谷では幅4m深さ70cmの溝を確認したが、この遺跡の主体をなすものではない。溝は粗砂により埋まっており、洪水により機能が停止した可能性が考えられる。

次の時期の弥生時代中期中頃には、直径6～7mの不整円形の竪穴住居址が1棟ある。炭化材並びに炭化物が散乱していることから、いわゆる焼失家屋と考えられる。またこの竪穴住居址の特徴としては、中央ピット付近の床面及び中央ピット埋土からサヌカイトのチップが大量に出土したことである。このことは、この住居址が石器製作の場として利用されたことを示すものである。

当遺跡の主体を成すのは、弥生時代後期後半から古墳時代初頭であり、調査区全体にわたって当期の遺構が検出された。微高地上には、竪穴住居址14棟、井戸1基の他、溝、土坑、壺棺墓を確認している。また谷底を掘削し、そのまま溝として利用しており、谷埋土中には微高地上の集落から廃棄された土器片を大量に包含していた。

竪穴住居址の平面形態は、円形2棟、方形10棟、不明2棟であり、方形のものにはベッド状遺構を付設するものや、間仕切板をもつものがある。この遺跡の竪穴住居址の一つの特徴として、中央ピットの掘方の形態があげられ、掘方上面は方形だが、途中に段をもち、下段は円形である。また焼失家屋も見られ、柱材・屋根材の炭化材等が良好に残存しているものがある。

この弥生時代後期後半から古墳時代初頭にかけての集落址は、調査結果とともに、周辺の地形分析、遺物の散布状況等から考えて、今回の調査区を東限として西に広がることが想定される。

弥生時代に比べ、古墳時代以降の遺構の数は少なくなる。谷には、埋没する途中で、古墳時代後期の溝状遺構が存在する。また微高地上には、時期不明の条里坪界線にのった東西の溝や、近世に属すると推定される土坑が存在する。他には、噴砂も確認しており、遺構との切合関係から古墳時代から中世後半にかけての時期を想定している。　　（川　畑）

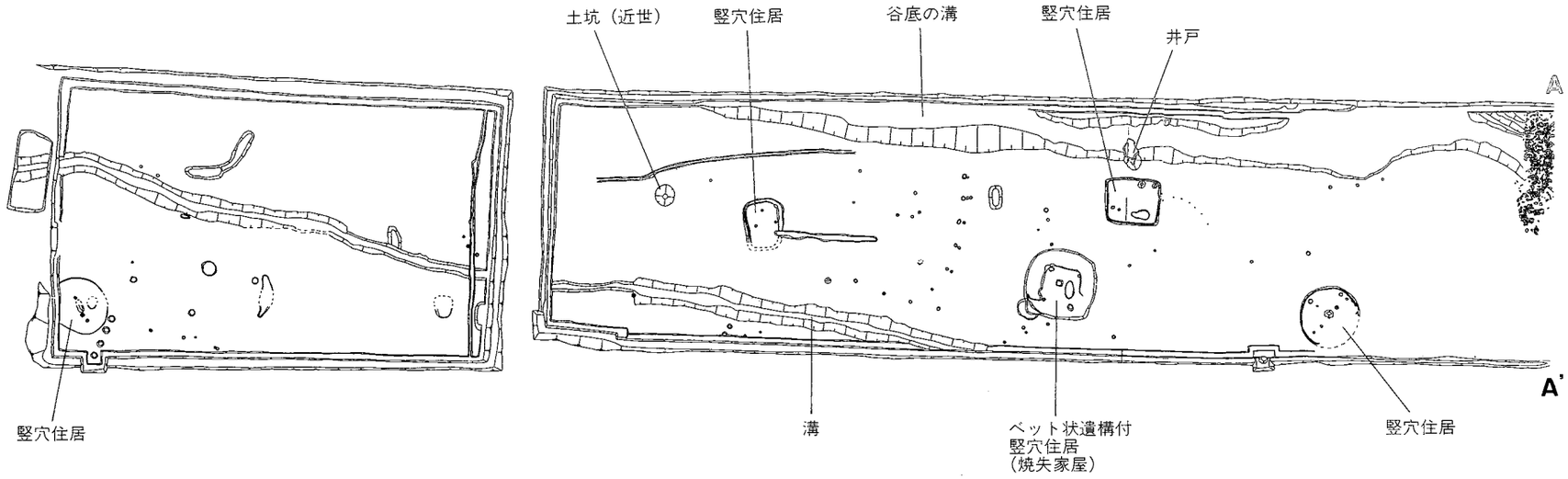


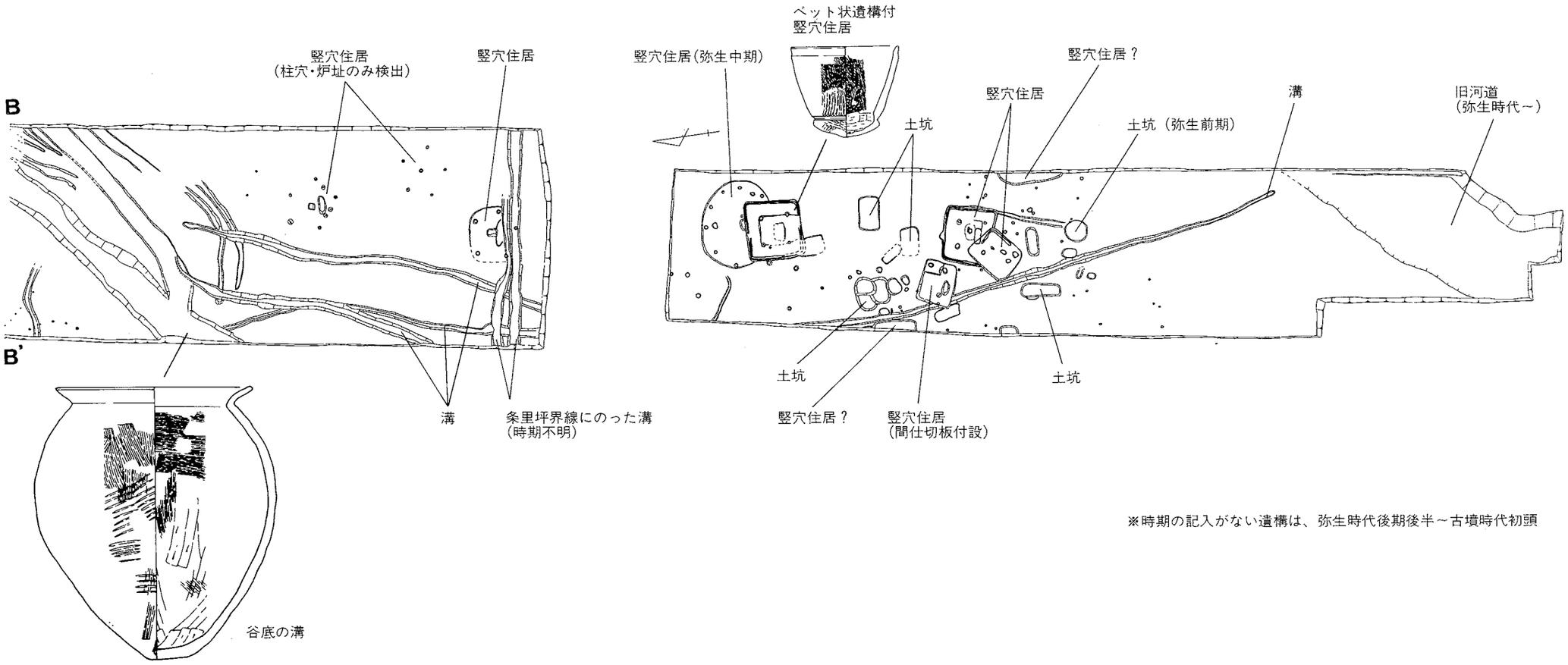


※時期の記入がない遺構は、弥生時代後期後半～古墳時代初頭

第21図　凹原遺跡遺構図（土器縮尺は1/4遺構縮尺は1/400）

## 9．松縄下所遺跡

太田第２土地区画整理事業の都市計画道路、福岡一多肥下線の建設に伴って平成３年９月から12月にかけて調査を実施したものである。

位置は、弘福寺領田図比定地から北西に約１㎞の地点で、野田池の東側堤防裾部に当たる。野田池は、周辺に存在する大池・長池等旧河道を利用した溜池と異なり、条里地割の阡陌に堤防の西と南を規制された皿池で、微高地上に構築されているものである。従って松縄下所遺跡も同一の微高地の縁辺部を占めており、調査区の東と南で、現地表からも明確な高低差をもって旧河道に移行する。調査は、道路の予定線内を東西約16m、南北約210mにわたって実施した。遺構面は現水田耕作土直下のごく浅い部分に存在する黄褐色シルト質極細砂～細砂層で標高8.5m前後を測る。

遺構は、調査区のほぼ中央部を南北に貫流する２本の直線平行溝（SD01～03・08）と、これに一定の間隔をもって、同様に２本一組となって直交する直線溝をはじめとする多くの溝状遺構や南北直線溝に沿う掘立柱建物跡、またこれらの遺構にともなう８世紀前半を中心とする多量の須恵器片等が出土した。

南北の平行溝は、灰褐色シルト質極細砂埋土の上層溝（SD01・02）と黒褐色シルト質極細砂埋土の下層溝（SD03・08）がほぼ重層しており、下層溝の埋没後に上層溝が改めて掘削されたものと見られる。SD01・02はともに幅70㎝～１m、深さは最も残りがよい場所でも10㎝足らずで、遺構面はかなり後世の削平が及んでいると考えられる。一方、SD03・08には、同様に２本が平行して東西方向に直交する交差点状の部分が２箇所にみられ、これらの中心間距離は約52mである。SD03・08も含めて溝底の高低差にはかなりの凹凸があり、SD03・08は北側の交差点でそのまま北へ延びずに東、西へと屈曲させている。方格の土地区画に主目的をおきながら雨水等の雑排水を集積して河道に流すような施設であったと考えられる。

第22図　松縄下所遺跡全景写真（２区）

SD03・08に沿って6棟の掘立柱建物跡が確認された。このうちSB04は柱間約1.5m、3間×4間以上で1辺約80cmの隅丸方形の柱穴が並ぶ総柱のもので、南側は棚列状のピット列を挟んで東西溝に面している。時期を明確に示す遺物は出土していない。そのほかの5棟についてもSD03・08に梁間を面した配置になっているが、柱穴に切り合いが認められ、厳密に眺めると微妙に溝と斜行しているものもあるため溝の築造時期も含めていくらかの時期差が考えられる。

出土遺物は、須恵器を中心に7世紀中頃から8世紀後半にさしかかる頃までのものが大部分を占め、中でも高台を付し、器壁が直線状に立ち上がる杯身や短脚で裾部がラッパ状に開き脚端部をつまみ上げる高杯の脚部片が目を引く。これらの遺物は時期的なまとまりをもたず、時期幅をもった遺物が雑然と遺構に包含されているため、遺構相互の時期差を示すというよりはむしろ遺構存続の期間を示すものと把えた方が妥当と考えられる。最終的な判断は今後の整理作業の結果を待ちたい。

この調査で検出された平行溝は、①幅2m前後の間隔で200m以上にも及んでいる点、②沿線に掘立柱建物跡が規則的に配置されており、その内の1棟は柱穴・建物ともに現時点では市下有数の規模を持つこと、③遺物の年代観から7世紀半ばから8世紀後半までの時期が考えられること等の理由により、足跡・轍等の決定的な根拠には欠けるものの、計画的な幹線道路状の遺構と考えられる。SD03・08の東約12mには溝と平行して延びる里道（福岡一多肥下線建設により消滅）は復原条里坪界線に比定されており、東西2箇所の平行溝も52m前後の間隔で、概ね東西の坪界線に重複している。またこの調査区を含む坪並の南北列が南北幅約115mを測り、条里プランの標準的な1町＝109mよりも長いことも指摘されている。現地調査終了直後で、全般にわたって細部までの検討に至っていない段階ではあるが、高松平野の条里施行に何らかの形で関わっている遺跡であると考えられる。（山　本）

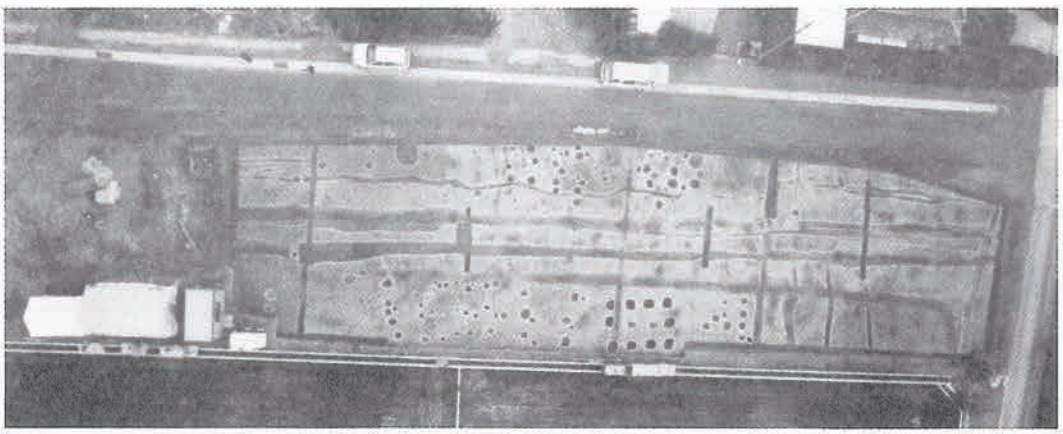

第23図　松縄下所遺跡全景写真（3区）

## 10. 屋　島

史跡天然記念物に指定されている屋島は高松市の北東に位置し、現在瀬戸内海に突き出ている半島だが、寛永年間の埋立以前は島であったと言われている。また溶岩台地の侵食地形で、典型的な「メサ」形地形として知られている。

歴史的に展望すると、「日本書記」に天智６年（667）に屋島城築城の記述が見られる。これは白村江の戦いで日本が唐・新羅の連合軍に敗北し、国際関係において緊張状態が生じた結果である。また山頂南側（南嶺）には鑑真建立の寺伝をもつ屋島寺が所在するとともに、12世紀末には東麓で有名な源平屋島合戦が行われており、歴史上重要な役割を果たしてきた場所である。

この屋島に最初に注目したのは、大正11年香川県史蹟名勝天然記念物調査報告である。報告によれば、屋島城とは屋島北嶺南嶺全域を指し、初めて北嶺南嶺間の西側の谷に所在する石塁・水門を屋島城の関連遺構であるとの見解を示した。

昭和43年に南嶺山上において、高松市教育委員会により初めて発掘調査が行われた。合計５本のトレンチが設定され、屋島城に関する遺物等は確認されなかったが、石鏃、布目瓦が出土している。

最初に石塁に学術調査のメスが入れられたのは、昭和55年から翌年にかけて行われた高松市教育委員会による調査である。調査の概要は、石塁とその周辺の測量、及び石塁内側の平坦部にトレンチを入れるものであった。石塁の詳細な観察が行われるとともに、周辺にも石積や平坦面が存在することが確認された。しかしながら、トレンチ内では遺構は確認されず、出土した遺物も中世の土器であった。また北嶺頂上部にもトレンチが入れられたが、遺構遺物は確認されていない。

その後、山上において何ヶ所かを試掘調査しており、平成元年に香川県教育委員会が北嶺山上において実施した際には、須恵器・土師器の小片が出土している。

最近の調査としては平成２年に高松市教育委員会が屋島寺境内で行った調査があり、屋島城関係の遺構遺物は確認していないが、新しい知見を得ている。古い順から述べると、弥生時代中期後半の包含層が存在し、当時期の高地性集落が営まれたことが推測できた。また屋島城とはわずかに時期差があるものの、７世紀前半の遺構が検出された。次の屋島寺関係としては、中世土器及び布目瓦を含む土層が確認され、中世において屋島寺が活動していたことが、考古学上で証明できた。さらに多くの近世の遺構が検出されたが、中でも17世紀後半と推定している多量の集石等を含む整地層は、文献資料で見られる17世紀の屋島寺復興の記述と一致する可能性が高い。

（川　畑）

第24図　屋島城関連遺跡調査位置図

# 第３章

# 発掘調査の成果

## 第1節　発掘調査の概要

### 1　太田地区周辺試掘調査

「弘福寺領山田郡田図関係調査事業」に先立って、昭和61年度に「太田地区周辺詳細遺跡分布調査事業」が実施された。その内容は、試掘調査・分布調査・地名調査・民俗調査等の多岐にわたっており、結果は「高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報」（以下、「詳細分布調査概報」と省略）として刊行されている。本報告書では試掘調査についてのみ概要を記す事とする。

試掘調査は、アトランダムに選出された23ヶ所において実施された。各試掘地点では、2×2mの試掘区を設定し、基盤と考えられる礫層もしくは砂層の頭部まで掘り下げた。土層の分層を行い、各層毎に遺物を取り上げた。

第1地点　松縄町天満602-1　現耕作度直下に礫層となる。遺構遺物は検出されなかった。

第2地点　松縄町天満675-1　現地表下1mで礫層となる。遺構は確認できなかったが、須恵器・陶磁器が出土した。

第3地点　松縄町宮西215-2　表土層下で近世の土坑を検出し、さらに弥生時代の包含層がある。遺物はやや多い。

第4地点　林町坊城1576-2　土層観察により何層かの水田面と須恵器片を出土した土坑が確認された。北側水田で石鏃と須恵器・土師器が表採された。

第5地点　林町松ノ木1677-1　現地表下20cmまで攪乱を受け、1mで礫層に達した。完形の石鏃1と刃器1を含むサヌカイトと弥生時代中期後半に比定される土器片が多く出土した。

第6地点　林町松ノ木1655　現地表下1mで礫層に達した。その直上に土壌化した黒褐色極細砂質シルトさらに上の2層が水田層と考えられる。須恵器片多数と弥生土器が出土し、周辺より須恵器片と石包丁が表採された。

第7地点　林町松ノ木1699-1　シルト質土層の中に水田面と畦畔状の高まりを確認した。

第8地点　木太町平塚12-1　現地表下1mにおいて溝を検出した。溝内は河道が埋没して行くにしたがって水田に利用されたと考えられる堆積を示す。上層より中世に比定される土器片が出土した。

第9地点　伏石町狃塵763　現耕作土直下で礫層になる。遺構遺物は検出されなかった。

第10地点　伏石町狃塵833　現耕作土直下で礫層になる。近代の土坑を検出。

第11地点　伏石町狃塵802-1　現耕作土直下で砂層になる。遺構遺物はない。

第12地点　林町谷1944-1　現耕作土下はシルト層・礫層となる。遺構遺物はない。

第13地点　木太町平塚130-1　均一なシルトの堆積の下に土壌化した薄いシルト質極細砂の

堆積が続いており、数ヵ所の畦畔状の高まりが検出されている。水田が存在する可能性が高い。地表から2.5mで炭化した植物遺体が堆積する。

第14地点　伏石町居石678　第4層に畦畔状の高まりを検出。約1.5mで礫混じりの砂層となる。周辺で多数の土器片を表採された。

第15地点　伏石町立石441　現耕作土直下で礫混じりの砂層となる。遺構遺物はない。

第16地点　伏石町居石639-2　近代の土坑を検出。水田の可能性のある層を確認する。須恵器片と中近世の土器が出土。

第17地点　太田下町松之元1529-1　現耕作土直下で多量の弥生土器と石鏃が出土し、1×0.5mの隅丸長方形の土坑を検出した。以下の層に水田が確認される。

第18地点　木太町下西原1038-1　非常に厚いシルトの堆積がみられ、水田層が確認される。遺物はない。

第19地点　多肥下町津以口1208-1　現耕作土直下で弥生時代後期の土器が出土し、ピットを検出した。下層において水田層を確認する。

第20地点　多肥下町凹原737-1他　現耕作土直下に礫混じりの砂層となり、湧水が激しい。

第21地点　松縄町境目121-1　浅い部分の黒褐色極細砂質シルト中より須恵器片と多量の弥生式土器が出土。弥生時代中期後半から後期にかけてのものである。

第22地点　伏石町初[麗]1255　シルト質土層が1m余り堆積する。遺構遺物はない。

第23地点　今里町西脇282　1mで礫層に達する。その上の極細砂とシルトの中に水田層を確認した。遺物の出土はない。

## 2　田図北地区の調査（第25・27～40図）

### 1　調査区の設定と周辺の地形（第25・27～28図）

大池の南側は、土地区画整理事業がここ数年の間に急速に実施され、水田の区画やレベルはほぼ均一化されている。しかし、それ以前には周囲の水田より一段低くなった水田が帯状に蛇行しながら南側に延びており、地表面に若干の起伏があった。このことは大池付近の微地形図（第25図）により明瞭である。第25図は1／500の地図上において10cm等高線を表したものり、前述した1段低い水田の範囲が明らかに旧河道であると考えられる。この旧河道は南側にある長池と下池につながっている。このような旧河道は堰止められて高松平野に多く存在するため池となったり、「出水」と呼ばれる湧水地点となっている。調査地点は旧河道の両側の自然堤防止に位置し、昭和63・平成元・2年度調査区は自然堤防の西縁近くであり、東側に最もレベルの高くなった部分がある。その南側は後背湿地となっており、かつては湧水があった。現地形では若干の起伏があるにすぎないが、微地形復元によれば自然堤防・埋没微高地・旧河道・

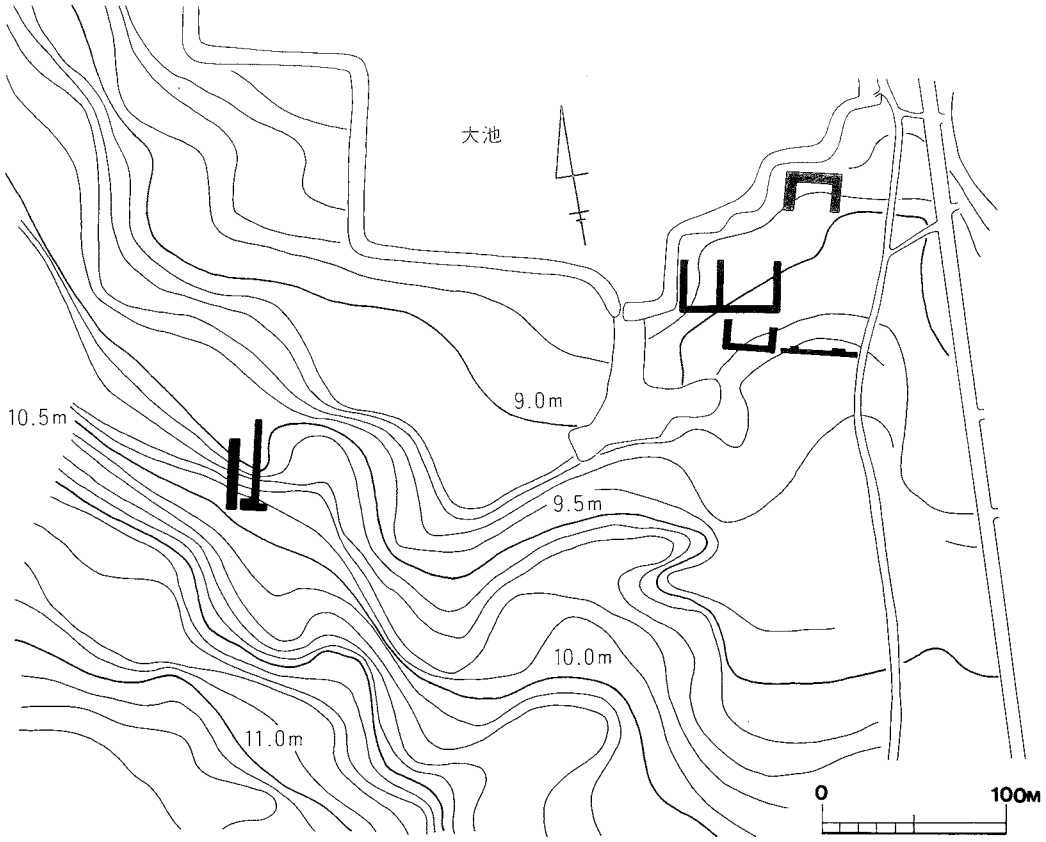


第25図　田図北地区周辺の微地形

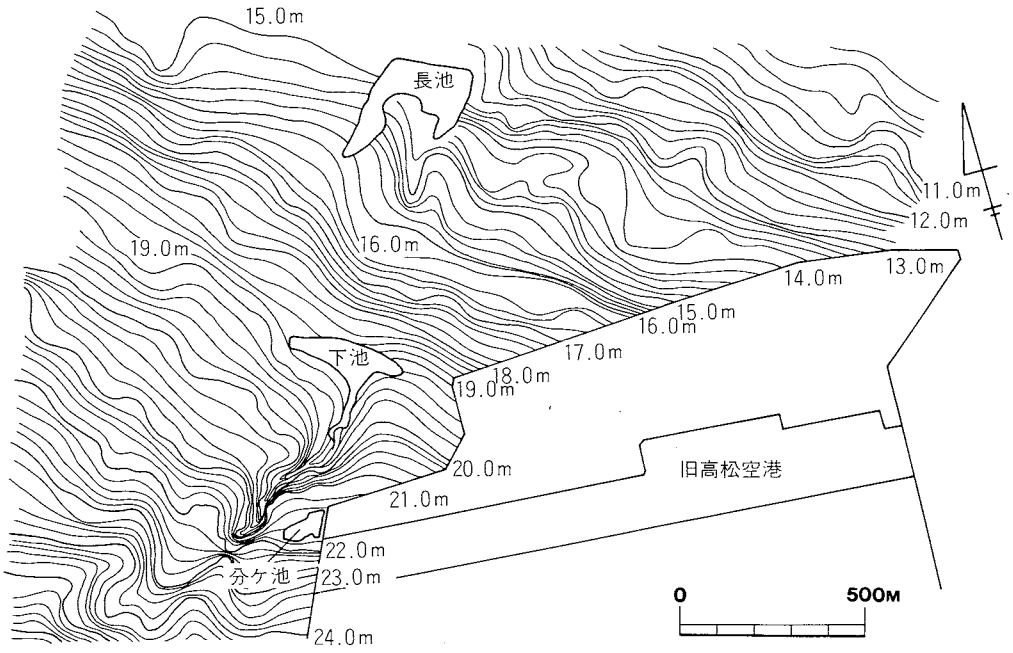


第26図　田図南地区周辺の微地形

後背湿地がみられ、かなりの凹凸のある地形様相を呈していただろう。このような地形状況は地割りに影響を与えており、文化15年の「山田郡下林村順道図絵」（以下、「順道図絵」と省略）に表されている地割りを見ると、大池から長池にかけての旧河道部に下々田が多く存在し、調査地点の位置する狭い自然堤防上は下田となっている。調査区付近の現水田面のレベルは南東から北西に向かって緩やかに下がっている。

弘福寺領田図に描かれている寺領は、田図の各方格を条里プランに従った1町四方の坪並と仮定すると31町にわたる広範囲なものである。これに対して各年次で与えられた時間及び予算から調査が可能な面積は自ずから400～500㎡程度に限られるため、調査区の決定に際しては限られた条件の中で最大限のデータが得られるよう留意した。調査箇所については各年度の第1回の調査委員会において調査委員及び調査員各位の分析調査の結果や前年度の調査結果等に総合的な検討を加えて決定し、調査区設定は地形の状況、遺構の広がり等を面的に追うことができるように幅3～5mのトレンチによって行う事とした。

調査区は昭和62年度の大池南西と昭和63～平成2年度の大池南東隅の2地点に計4箇所を設定したが、調査区の呼称についての煩雑さを避けるため、昭和62年度から順次A・B・C・D区とし、トレンチ番号については原則として従来の呼称を踏襲した。

各調査年次のトレンチ設定とその目的はこれまでの概報ですでに報告しているが、ここでは4年間の全体を通して今一度まとめて再掲するものとする。

①A区（昭和62年度第Ⅰ地点）

林町1868・1869番地の水田に南北に長辺をとるトレンチを2本平行して設定した。西側を第1トレンチ、東側を第2トレンチとし、前者が長さ40m幅5m、後者は長さ43m幅3mである。2枚の水田を南北に分ける畦畔は田図比定では8条12里29坪と同32坪の界線にあたり、地目にも“人夫等田”の記載があることから水田土壌層、条里坪界線等の検出が予想された。まだ平野部の調査データが皆無の時期の調査であり、周辺の地形状況等についての情報の蓄積も目的としての設定であったが、調査区全域に戦後の粘土採りによる攪乱が及んでおり、遺構の確認に至らなかった。

②昭和63～平成2年度調査区

昭和63年度から3箇年にわたって大池南東隅の地点に集中した調査区設定を行った。この周辺に田領の中心的な施設となる“三宅”“倉”等の存在が比定されており、また航空写真による微地形分析等でも、旧河道の名残である低湿地を利用した“佐布田”に該当すると思われるような地形が判読できたためである。

B区（昭和63年度第Ⅰ調査区）　林町1941番地の水田に設定した。水田は北と西を大池堤防で限られてほぼ正方形を呈している。トレンチは南に開く『コ』字形を呈し、東から順に第

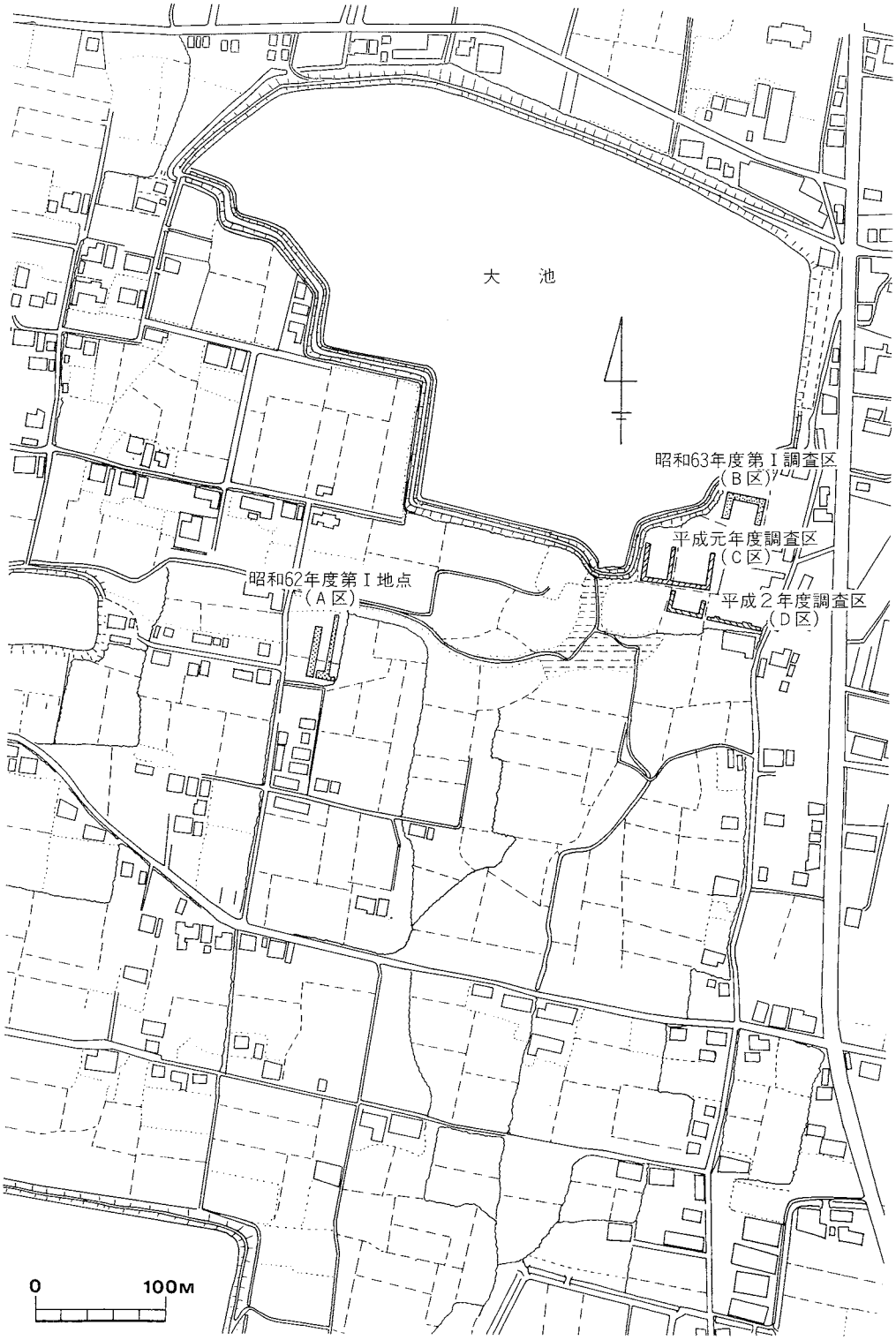


第27図　北地区調査区位置図

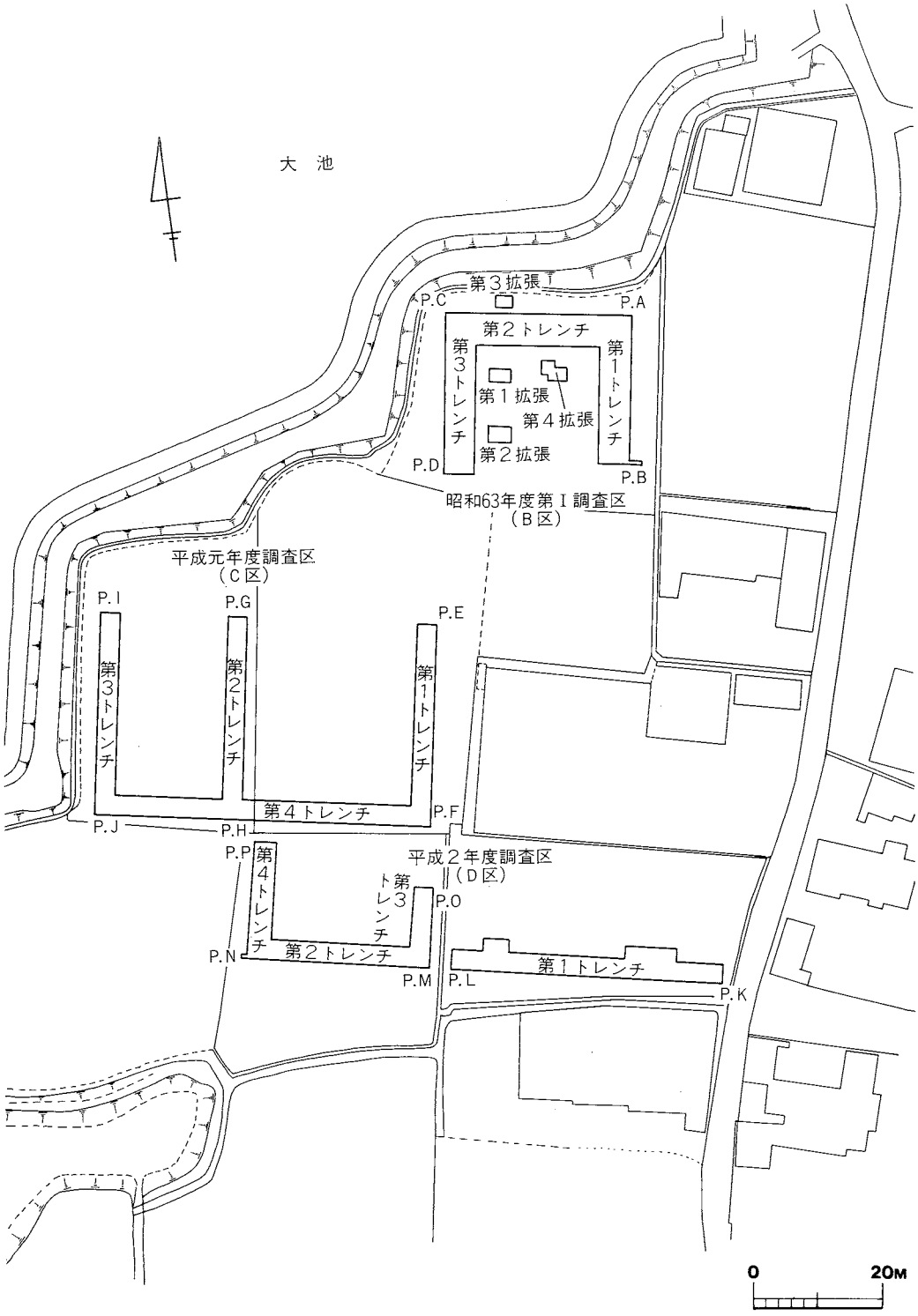


第28図トレンチ設定図

1、第2、第3トレンチとした（「概報」Ⅱでは東、北、西トレンチとしていた）。トレンチ幅は5m、長さは第1トレンチからそれぞれ23m、30m、25mである。また、調査の進行にともない検出された遺構の広がりを確認するために第1～第4の拡張区を設定し、そのほかに3箇所の拡張トレンチを設けた。

C区（平成元年度調査区）　林町1937番地の水田で、A区の西南隣に当たる。西と北の二方向に大池の堤防が接し、ほぼ正方形を呈する。トレンチは北に開く『E』字形に設定した。南北に長辺をとるトレンチを東から第1、第2、第3、東西長のものを第4トレンチとした。トレンチ幅はいずれも3m、長さは第1・2・3・トレンチがそれぞれ30m、第4トレンチが53mである。

D区（平成2年度調査区）　林町1938-2・1939-1番地の水田に設定した。両水田は東西に並んでおり、西側水田に北接するのが平成元年度にC区を設定した水田である。東側水田東辺に接して南北に通じる里道は条里坪界線に想定されている。トレンチは、東水田南辺に東西長42mのものを設定し第1トレンチとし、西側水田には第1トレンチの延長上に全長27.5mの第2トレンチ、第2トレンチの東西両端から北へ直交する位置に第3（13m）・第4トレンチ（17.5m）を設け北に開く『コ』字状とした。トレンチ幅は当初5mに設定したが、実際には3m幅で掘削し、必要に応じて拡張した。

表5　調査区一覧

| 調査区名 | 調査年度 | 地　番 | 調査面積 |
|---|---|---|---|
| A　区 | 昭和62年度 | 林町1868・1869 | 400㎡ |
| B　区 | 昭和63年度 | 林町1941 | 385㎡ |
| C　区 | 平成元年度 | 林町1937 | 400㎡ |
| D　区 | 平成2年度 | 林町1938-2・1939-1 | 306㎡ |

## 2　土　層（第29～36図）

各年度の調査区における土層については年次毎の概報で詳細に記しているので、ここでは全調査区を通しての基本土層を大別し、各調査の遺構面の土層名を統一するのを目的とする。これによって田図比定地周辺の微地形復原・土地利用の変遷に関してのイメージもいっそう具体化したものになるであろう。

調査の実施にあたっては、トレンチ掘り下げに先だって土層観察を目的とする側溝を掘削し、土層図を作成している（第29～35図）。各概報の土層図は、土層の堆積構造に基づいて次のよう

に分類されている。すなわち、表面に植物が繁茂したり人間によって耕作されるなどして表土層が形成されたａ層、土壌化が及ばず当初の堆積構造が残されているｂ層、堆積構造が洪水時の状況を維持しているｃ層、ａ層とｂ層の両方の性格を併せ持つａ'層である。各トレンチの個々の土層に関しては各概報を参照されたい。本書第29～35図では同一層でａとｂに分けられる場合は１層として旧地表面であるａ層上面のみを図化し、土層図の単純化を図った。

第Ⅰ層は、現水田層である。

第Ⅱ層は、褐灰色シルト質極細砂・細砂のａ層と灰黄色シルト質極細砂・細砂のｂ層が交互に堆積した層である。Ａ区の第３・４層、Ｂ区の第２～５層、Ｃ区の第２～６層、Ｄ区の第２～４層である。ａ層は水田耕土、ｂ層は酸化鉄が沈着した水田床土であり、その堆積状態はほぼ水平である。Ａ区では戦後の粘土採りがみられる。Ｂ～Ｄ区は埋没自然堤防の縁辺に位置しており、その微地形に対応して南東側から北西側に向かって堆積土層が増している。土坑・ピット群・掘立柱建物跡が検出された。この層は出土遺物・土層の特徴より近世の条里型水田と考えられる。

第Ⅲ層は、灰黄色シルト質極細砂・細砂のａ層と浅黄色のシルト質極細砂・細砂のｂ層が交互に堆積した層である。Ａ区の第５～８層、Ｂ区の第６層、Ｃ区の第７～12層、Ｄ区第５・６層である。ａ層は水田耕作土、ｂ層は床土で、第Ⅱ層と同様な堆積状況を示し、北西に向かうにしたがい堆積が厚くなる。中世から近世の条里型水田と考えられる。

第Ⅳ層は、Ｃ区第13～17層であり、溝状落ち込み（SX02）の埋土である。SX02は短期間に削り込まれ、その埋没過程において第15・16層は乾田として利用され、上部は江戸時代に再び掘り込まれて整地された様相を呈する。SX02の形成時期は不明であるが、底面近くより弥生時代中期から10世紀頃の遺物が出土した。

第Ⅴ層は、後述する第Ⅵ層上面で検出された溝を充填する土層である。Ｂ区第７・13層、Ｃ区第26・27層、Ｄ区第11・12層である。溝は約10ｍ間隔の格子状のものと南西―北東方向の２種類があり、前者の埋土がＢ区第７・13層、Ｃ区第27層、Ｄ区第11層、後者がＣ区第26・Ｄ区第12層である。

第Ⅵ層は、褐灰・黒褐色シルト質極細砂・細砂のａ層とａ'層である。Ｂ区の第８層、Ｃ区の第18層、Ｄ区の第７層に対応する。この層は長期間にわたり非常に安定していた地表面であり、前述した溝や溝状落ち込み等の遺構が検出された。溝や第Ⅵ層上面より古墳時代後期の土器と13世紀頃の土器が出土していることから当該時期の地表面と考えられる。弘福寺領讃岐国山田郡田図は天平７年（735年）に描かれたもので、その記載は写実的であり歴史的事実を伝えていると評価されている。考古学的調査による出土遺物・土層の特徴から考えると田図が描かれた時期はこの第Ⅵ層が地表面であった頃と思われる。この層はＢ・Ｃ・Ｄ区全域で一様に検出さ

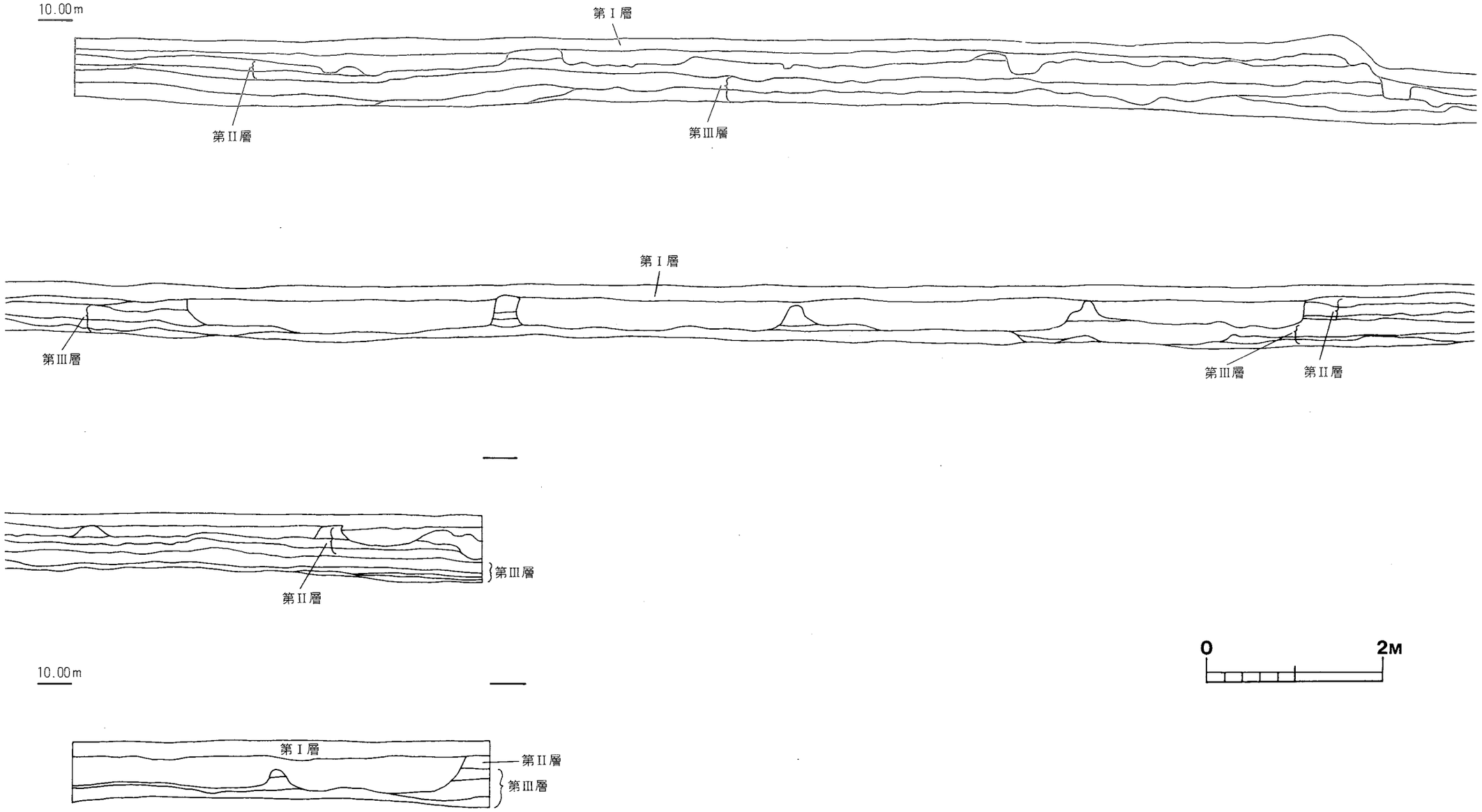


第29図　A区土層図

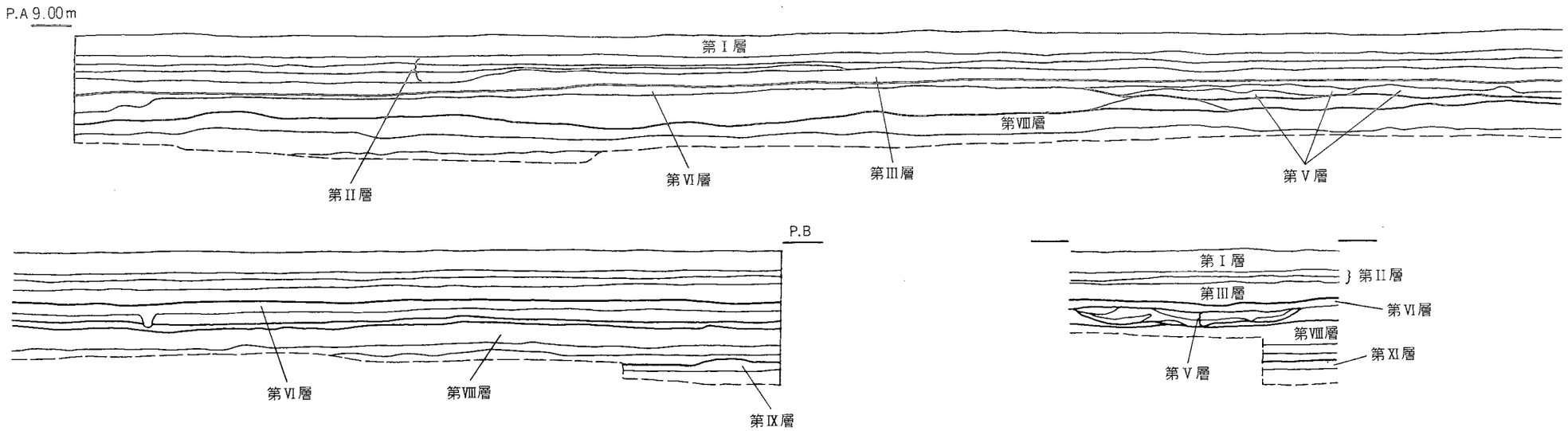


第１トレンチ東壁

第１トレンチ南壁

第２トレンチ北壁

第30図　Ｂ区土層図(1)

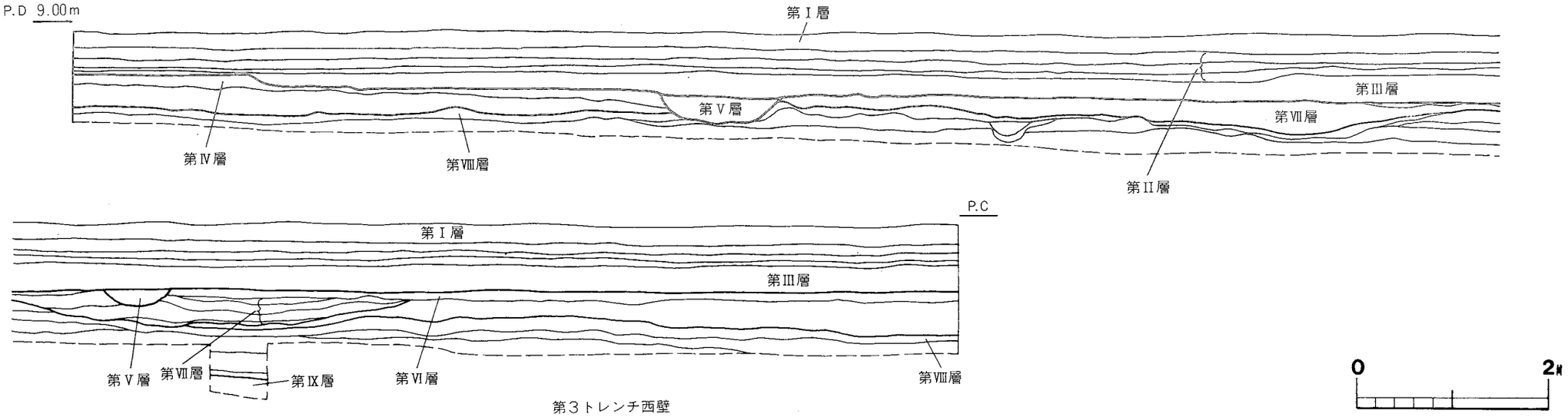


第３トレンチ西壁

B区土層図(2)

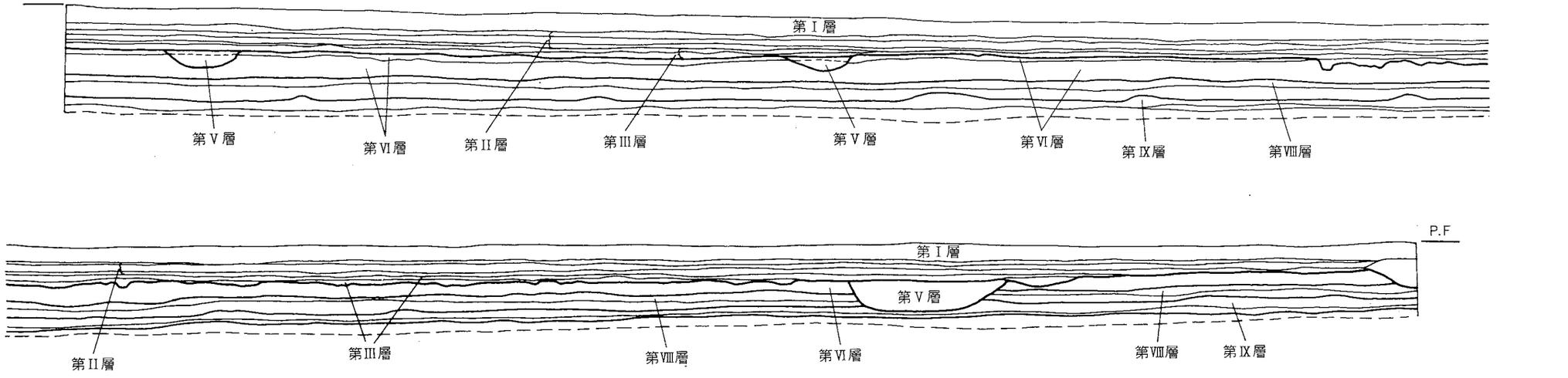


第31図　B・C区土層図(1)

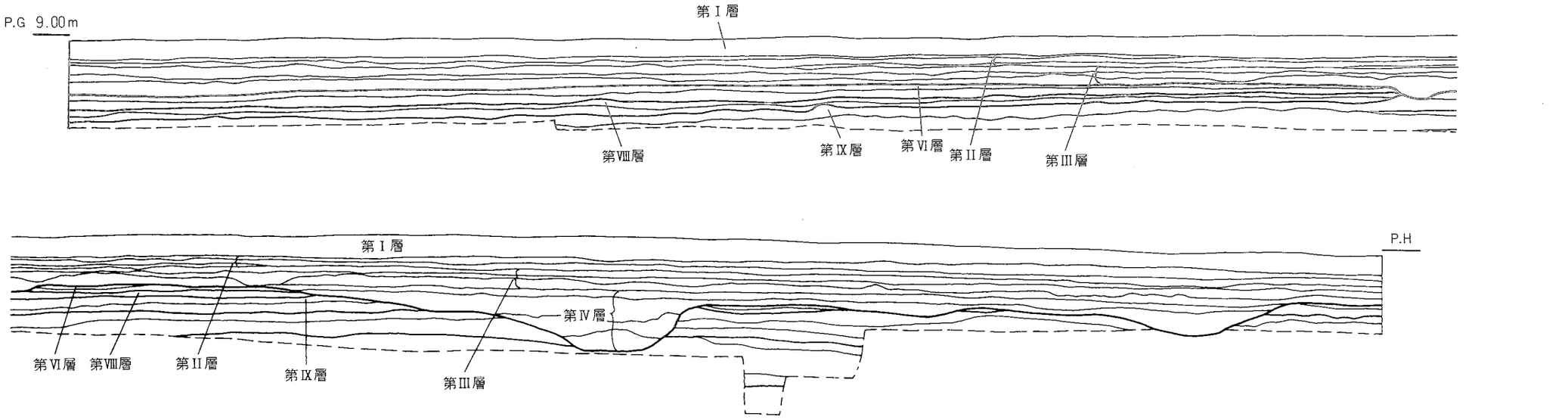


第２トレンチ東壁

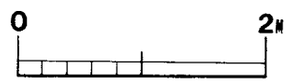


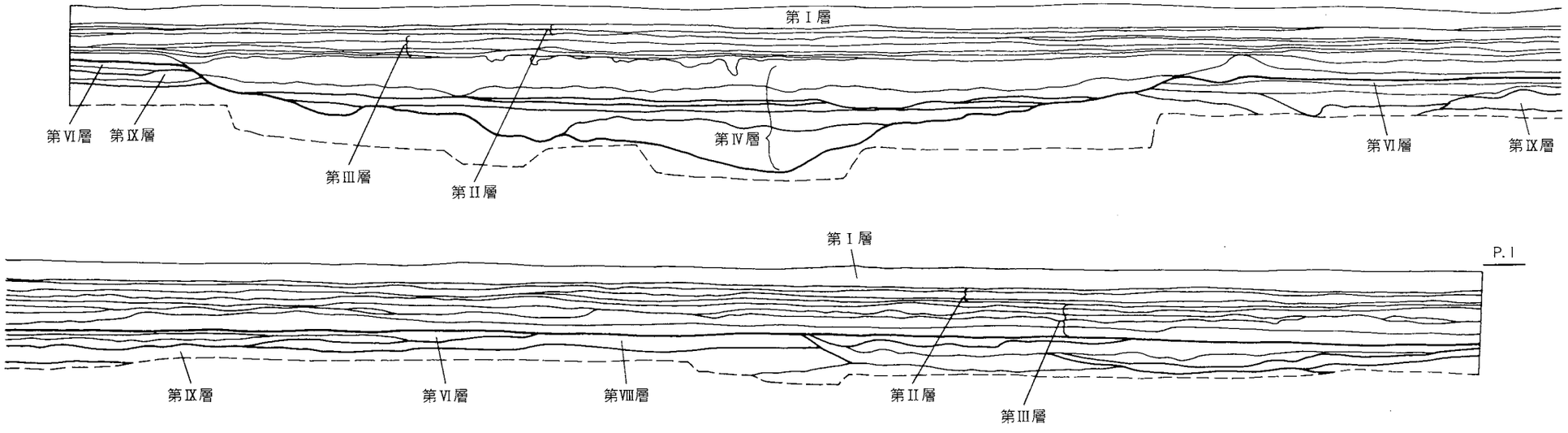


第３トレンチ西壁

第32図　Ｃ区土層図(2)

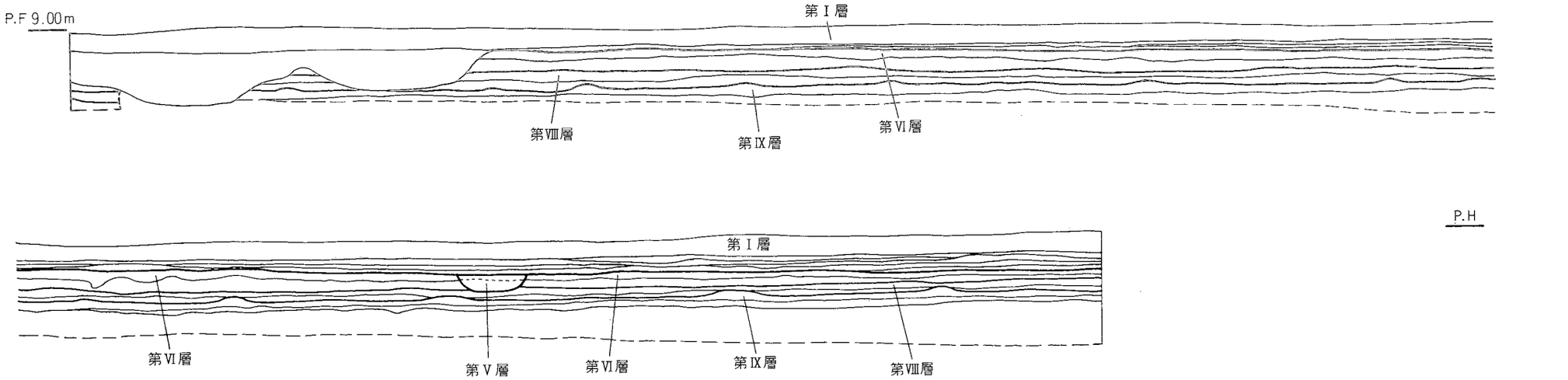


第４トレンチ南壁

第33図　C区土層図(3)

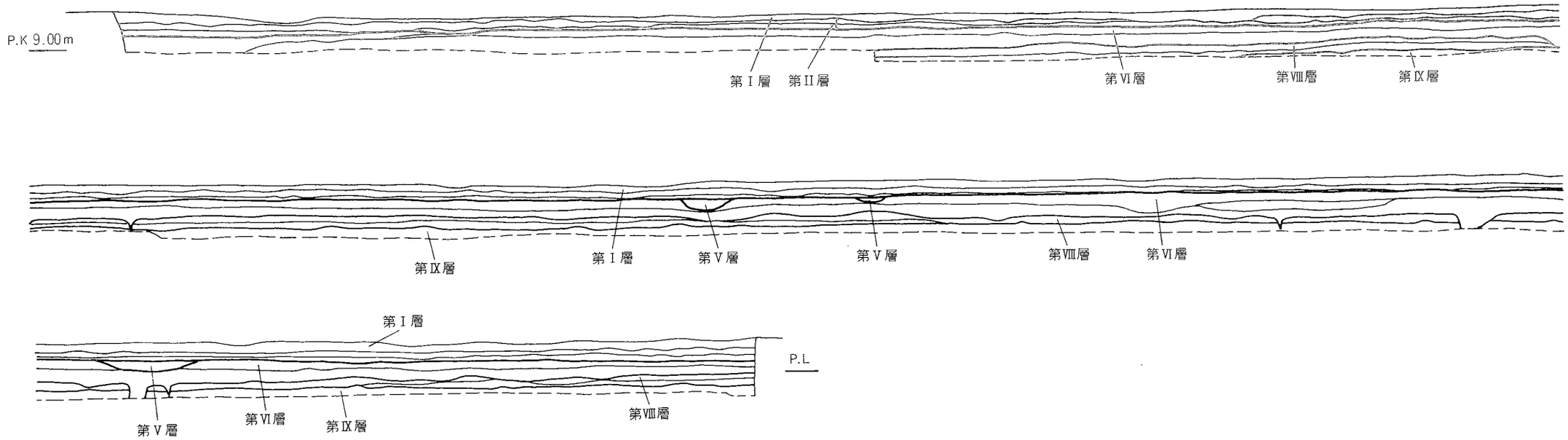


第１トレンチ南壁

第２トレンチ南壁

第34図　Ｄ区土層図(Ⅰ)

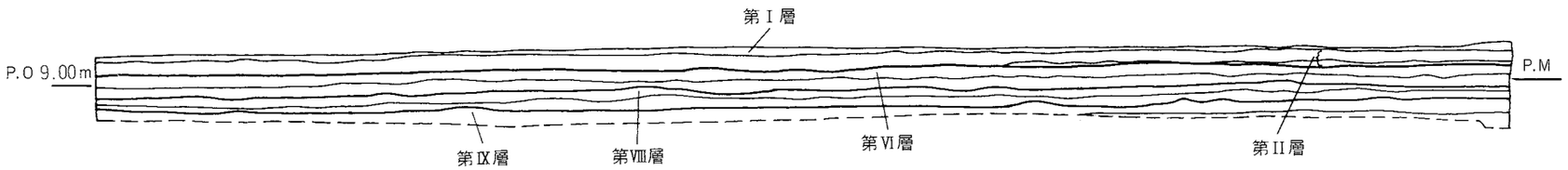


第３トレンチ東壁

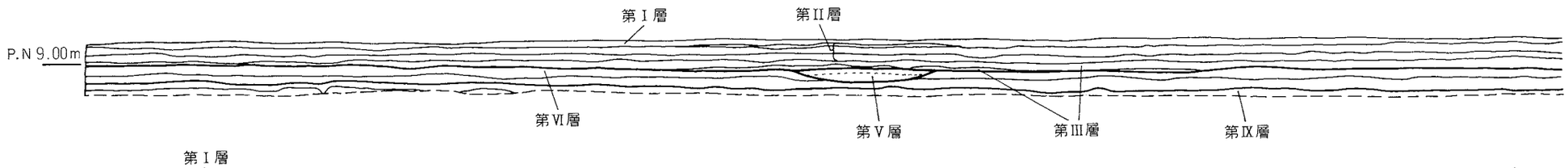


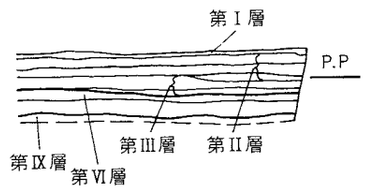


第４トレンチ西壁

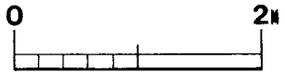


第35図　D区土層図(2)

れたが、その土層の様相は場所によって若干異なっている。すなわち、B区北西部、C区第1トレンチ、D区第1トレンチでは土壌化が不明瞭であり、溝や畔跡が検出されており、田図に描かれている「畠地」「畠成田」であった可能性がある。それ以外の地域では土壌化が明瞭である。上面のレベルは南東から北西にかけて緩やかに低くなっており、その勾配は100mで1mほどである。

第Ⅶ層は、B区第9～13層で、第16c層から切り込む自然流路（SR01）の埋土である。この中には5面の土壌層が確認され、弥生時代後期に比定される土器片が出土した。

第Ⅷ層は、厚さ6～20cmの洪水砂層に上面を被覆された水田面である。B区第18a層、C区第19a層、D区第9a層がこれに相当する。水田は面的に検出したのは一部であるが、土層の観察によって全域に存在することが確認された。水田面のレベルは南から北に向かって次第に低くなっており、水田区画の形状もこれに規制された、小規模で不定形なものである。B区ではこの第Ⅶ層の上位に2面の水田を確認した。前述SR01が水田面を削り込んであることから水田面は弥生後期以前のものと考えられる。上面を覆っている洪水砂層は東側が厚く、西方になるにしたがい薄くなるため、洪水の本流は調査区東側を中心とするものであろう。

第Ⅸ層は、第Ⅷ層と同様厚さ10～15cmの洪水砂層に上面を覆われた水田面である。B区第23a層、C区第20a層、D区第9a層に相当する。面的な検出は一部であるが、土層観察では全面に確認されている。水田平面形はB区では不定形小区画、C・D区では定形で小区画な水田である。水田面のレベルは南から北に次第に低くなっている。B区では第Ⅷ層との間に2面の水田面を検出した。

D区から南へ約500m離れた浴・長池遺跡、浴・長池Ⅱ遺跡においても洪水砂層に覆われた2面の水田が検出されている。下面の水田を覆う洪水砂層上面で弥生時代中期前半の住居跡が検出され、その水田面では弥生時代前期末の土器が出土している。水田の形態・土層堆積状態は本遺跡と同様であり、第Ⅸ層は弥生時代前期末以前の水田である可能性が高い。

弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地周辺部における微地形の変化、それにともなう土地利用の変遷は次のように考えられる。B・C・D区は、旧香東川の洪水の影響によって形成された自然堤防の西縁部に位置し、その西側は後背湿地・旧河道であろうと考えられる。A区は凹地を挟んで西側の自然堤防の東縁部に位置する。土層の観察によればこの後背湿地には弥生時代の2面以上の小区画の水田が検出され、弥生時代には湿地を水田として利用していた。その水田は、弥生時代後期から末期における洪水砂層によって覆われ、後背湿地が埋められて平坦地となり、溝で区画された耕作面積の広い条里型水田となった。その後は洪水の影響をあまり受けず、大きな土地変革は見あたらない。古墳時代末から13世紀にかけての条里型水田が営まれた以後は、その規模の相違はあるものの現在に至るまで連綿と条里型水田が続いている。

土層対照表

| 本報告 | S62年度(A区) | S63年度(B区) | H元年度(C区) | H2年度(D区) | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第Ⅰ層 | 第1層 | 第1層 | 第1層 | 第1層 | 現水田 |
| 第Ⅱ層 | 第3·4·8 層 | 第2～5層 | 第2～6層 | 第2～4層 | 近世 |
| 第Ⅲ層 | 第5～7層 | 第6層 | 第7～12層 | 第5·6 層 | 中世～近世 |
| 第Ⅳ層 | | | 第13～17層 | | SX02 |
| 第Ⅴ層 | | 第7·13層 | 第26·27 層 | 第6a'·11層 | 溝 |
| 第Ⅵ層 | | 第8層 | 第18層 | 第7層 | 古墳末～13世紀 |
| 第Ⅶ層 | | 第9～13層 | | | SR01 |
| 第Ⅷ層 | | 第18層 | 第19層 | 第8層 | 弥生後期以前 |
| 第Ⅸ層 | | 第23層 | 第20層 | 第9層 | 弥生前期 |

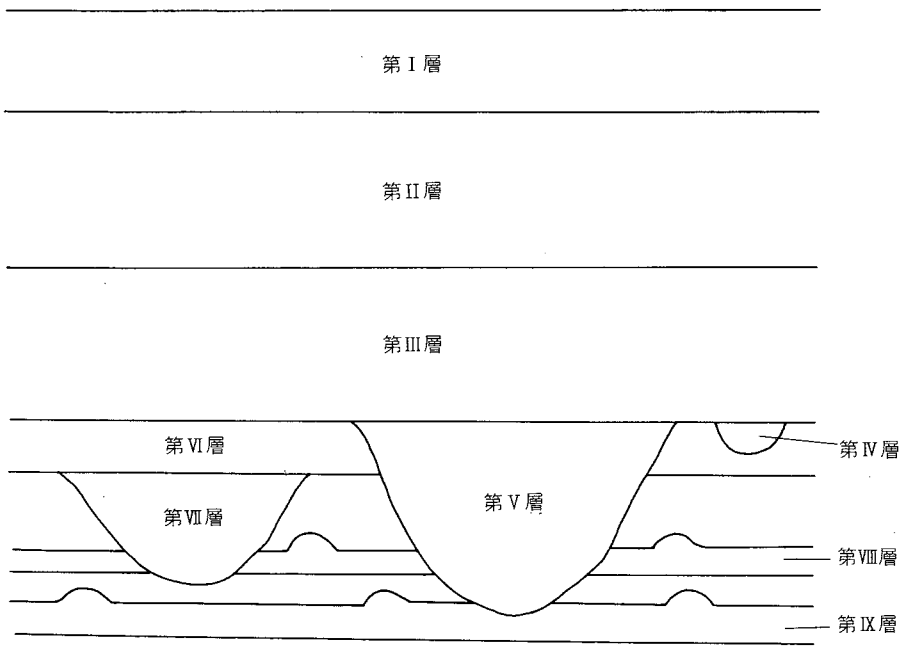


第36図　土層模式図

## 3　遺　構（第37～40図）

遺構概要の説明に当たっては、時代を追ってＢ～Ｄ区の３調査区まとめて記述することとした。Ａ区については、前述したように調査区全域に戦後の粘土取りが行われ明確な遺構が検出できず、土層観察により中世から近世の条里型水田を確認できたのみであるので省略する。また本報告の編集に際して新たに遺構番号をふりなおし、同様な番号の重複を避けた。各概報の遺構番号との対照は文末の対照表を参照されたい。

### (1)　近　世（第37図）

この時期の遺構として確認されたのは①Ｃ区第２トレンチの粘土採掘坑（SX01）、②同第４トレンチの犂痕及び土坑（SK01・02）、③Ｄ区第１トレンチのピット群の３箇所である。

①は、トレンチ長軸に沿って南北に長い平面形をもつ粘土採掘跡である。西半分が調査区外へ逃げるが、第４トレンチの状況から幅約3.8m、深さ50cm前後に復原できる。トレンチ中央部付近で畦状に掘り残している。埋土から近世の染付等の遺物が若干出土している。

②は現耕作土直下、第Ⅱ層上面で検出した。鋤痕は、若干の湾曲をもって断続的に東西に平行に延びる２本とこれにほぼ直行する１本である。前者は鋤幅各10～20cm、２本の間隔は20～70cm、後者も平面的な形状は同様で確認長は約30ｍであった。鋤痕のすぐ東脇、第４トレンチの東南隅には同じく第Ⅱ層上面から２基の土坑が隣り合わせて掘り込まれている。東側大型のものをSK01、西側小型の方をSK02とし、形状は前者が一辺約2.5ｍの隅丸方形で深さ40cm、後者は東西に1.5m前後の長軸をとる楕円形で深さ25cmと推定された。いずれも半分以上が調査区外に延びている。遺物は染付陶磁器の小片等が出土した。

③は現耕作土直下、第Ⅵ層上面に検出され、標高９ｍ前後を測る。ピットは第１トレンチの東西両端の２箇所に群在し、西側を第１ピット群、東側を第２ピット群と称する。第１ピット群は39個。第２ピット群は24個のピットから構成され、双方とも直径５～20cm、深さ10～40cmのものが大部分を占める。建物は第２ピット群において１×１間以上の１軒が想定されるのみであった。埋土はいずれも白灰色シルト質極細砂で、遺物は染付陶磁器の小片が出土している。

### (2)　古　代（第38図）

第Ⅵ層上面より掘り込む一連の遺構群で、この調査の主題である弘福寺領田図とは時期的に密接に関わるものであるが、出土遺物には奈良時代前後を明確に指し示すものはなく、層位関係からも古墳時代後期から中世初頭頃までの時期幅をもって把握されている。現地表下約ｍ、標高ではｍ前後を示す遺構面からは、Ｃ区西半を蛇行しながらほぼ南北に流れる自然流路状の落ち込み（SX02）と、全調査区に散在する溝状遺構の２種類が確認できた。

SX02はＣ区第２・３トレンチ南半部からＤ区第４トレンチの西をかすめて南へ延びると思

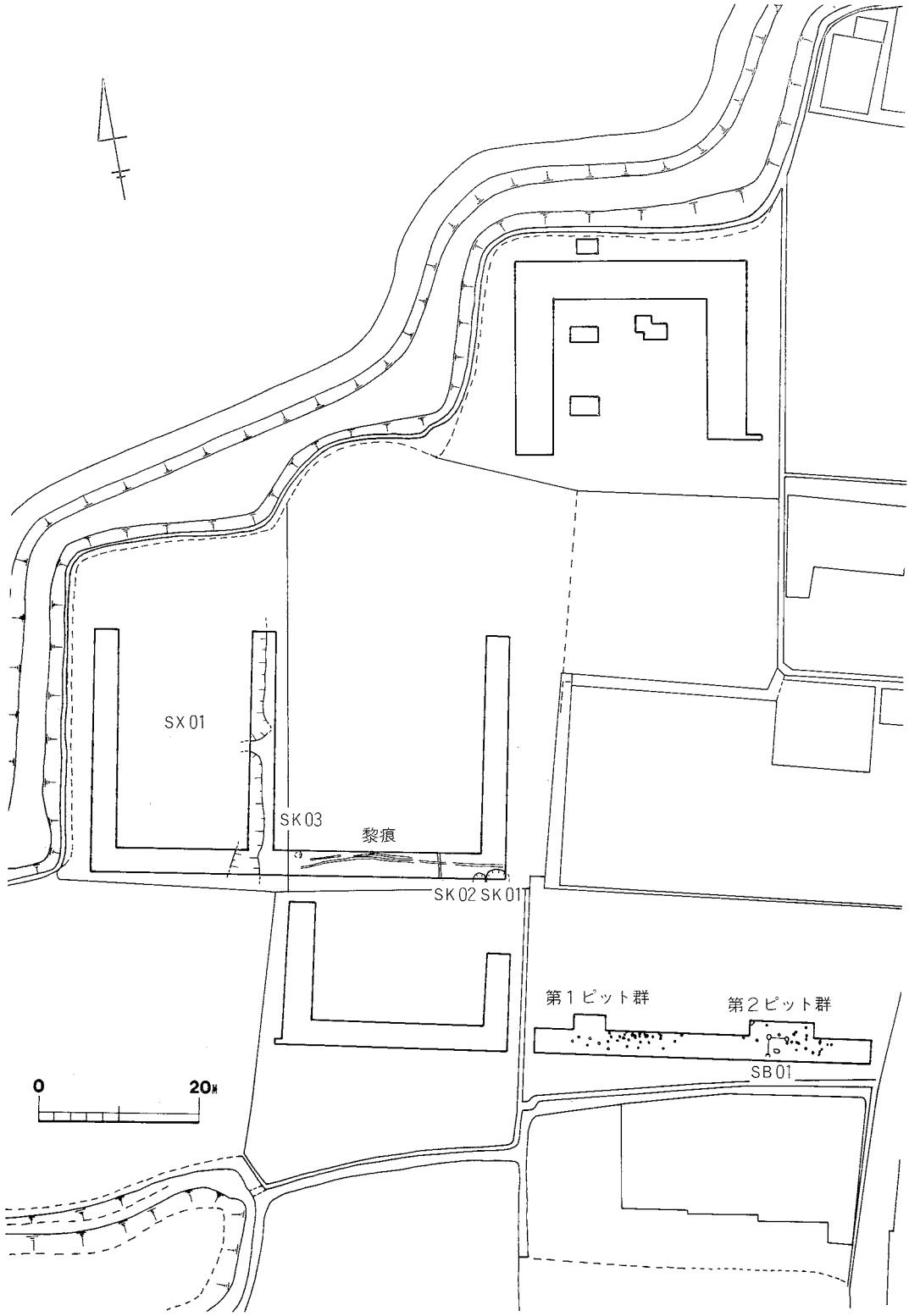


第37図　B・C・D区遺構配置図(1)

われる自然流路状の落ち込みで、幅９ｍ（Ｃ区第３トレンチ西壁）、深さ１ｍを測る。埋土は５層に分層され（第13～17層）、13・14層は人為的な埋め戻しによる整地層、15・16層は土壌化の進んだ水田層だが耕水のよく行き届いた乾田耕作層の様相を呈し、最下層の17層は土壌化が不明瞭で細砂粒・砂礫が混入しており水の流れの痕跡がある。遺構の規模と位置関係から田図中の“佐布田”にあたる可能性が指摘されているが、前述のように第15・16層が水はけのよい乾田層で、低湿で水はけの悪い“佐布田”の概念とかけ離れている。

溝は、調査区全域でSD01～17が検出された。この遺構番号はトレンチ毎に付けられたものであるため、その中には同一の溝でありながら別の番号が付けられているものがある。

SD01はＢ区第３トレンチ南側において東西方向に検出した。幅は1.5m、深さ25cmを測り、断面はＵ字形を呈する。第３トレンチの約５ｍ東で溝は直角に屈曲させ、北に方向をかえる。約10m北でSD02と交差し、さらに延びてSD03となる。SD03は幅１ｍ、深さ20cmを測り、その位置は第２トレンチ西端より約９ｍ東である。埋土は黄灰色シルト質細砂である。

SD02はＢ区第３トレンチの中央やや北寄りにおいて東西方向に検出された。その幅は60cm、深さ10cmである。SD01・03との交差点より東へ約８ｍで直角に屈曲し北方向に延び、SD04となる。SD02とSD04は同一の溝である。SD04の幅は80cm、深さ10cmを測る。埋土は黄灰色シルト質細砂である。

SD01と02は9.2mの間隔を持って東西方向に平行しており、SD03と04は9.4mの間隔で南北方向に平行して検出した。すなわち、これらの溝は方格状に存在し、その南北方向の溝は現地表の条里地割と同様に磁北に対して約10°東に傾いている。溝の深さは異なるが、埋土は全て同一であり、同時期に機能していたと考えられる。

SD06はＢ区第１トレンチ南端の拡張区において検出された。幅は1.6m、深さは20cmである。面的な検出は非常にせまいが、第１トレンチ東壁の土層観察によれば南端より約13mまで溝の埋土が検出されている。方位は不正確であるが磁北より約10°東に傾いており、方格状の溝と同じである。SD01・03とSD06の中心線の距離は約21ｍである。現地表の条里プランの復元では調査区東側の水路が南北方向の坪界線に想定されており、この溝が何らかの関連する遺構であると考えられる。

SD09はＣ区第１トレンチ南端において東西方向に検出された。幅は1.6m、深さ30cmを測り、SD06と同規模である。方位は磁北より110°東に傾いている。断面はＵ字形を呈し、埋土は灰黄色シルト質細砂である。西方に延びると想定されるが、SX02が深く掘り込んでいるために検出できなかった。現地表の地割りによる条里プランの復元では、SD09の位置は東西方向の坪界線に当たっている。SD01と09の中心線間の距離は53.5ｍを測り、SD09を坪界線と仮定すればSD01は半町の位置にある事になる。

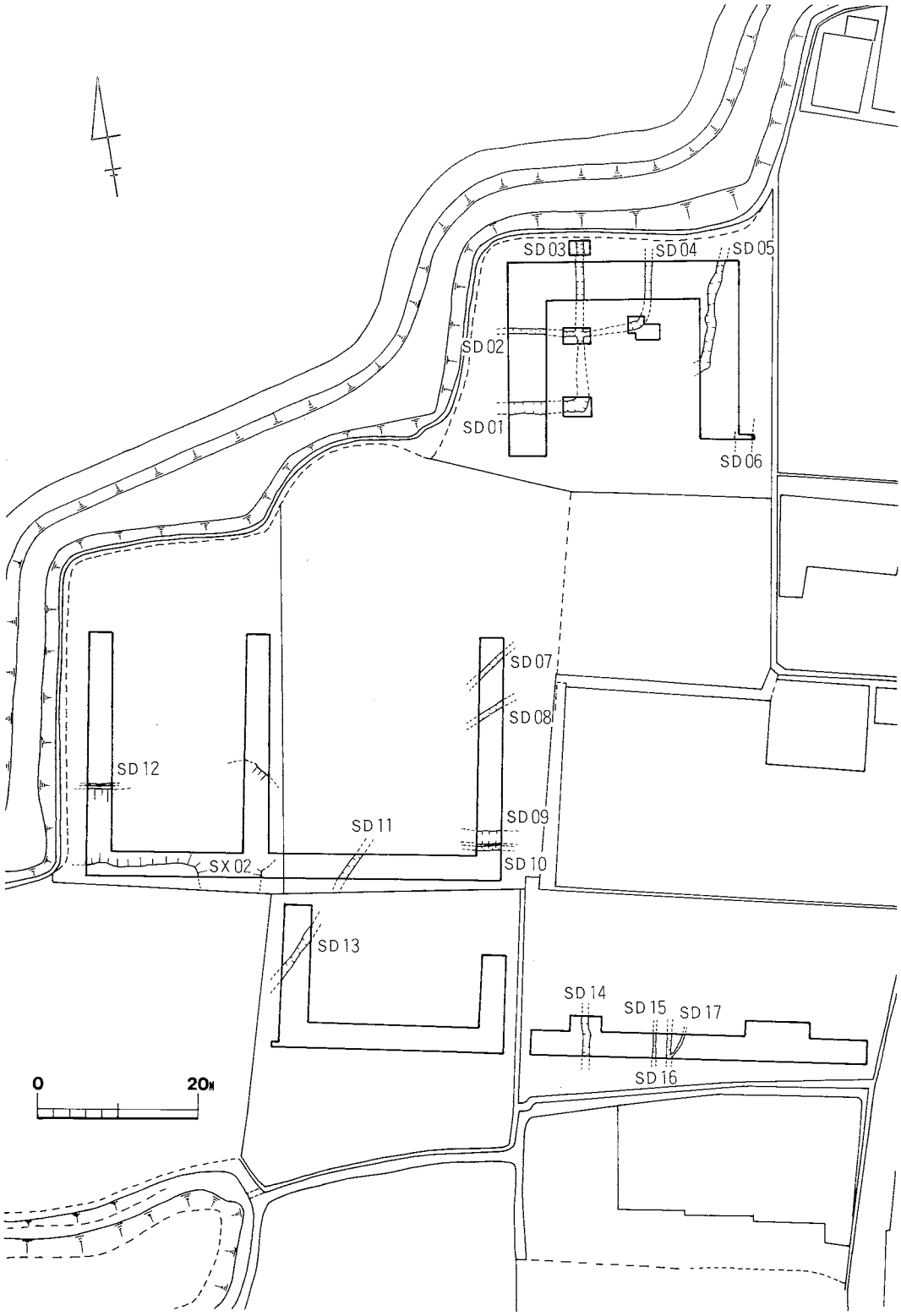


第38図　B・C・D区遺構配置図(2)

SD10はC区第1トレンチ南端でSD09に南接して検出された。幅は60cm、深さ8cmで非常に浅い溝である。埋土は灰黄色シルト質細砂である。

SD12はC区第3トレンチの中央やや南寄りにおいて東西方向に検出された。幅は20cm、深さ4cmを測り、埋土は灰黄色シルト質細砂である。

SD14はD区第1トレンチの西側において南北方向に検出された。幅は83～100cm、深さは20cmである。方位は磁北より約10°東に傾いている。埋土は灰白色シルト質細砂である。

SD15はD区第1トレンチの中央やや西よりにおいて南北方向に検出された。幅は26cm、深さ6cmを測り、非常に浅い溝である。SD14の中央線からの距離は8.6mである。埋土は褐灰色シルト質極細砂である。

SD16はD区第1トレンチのSD15と平行に検出された。幅は64cm、深さ6cmである。方位は磁北より約10°東に傾いている。SD14の中央線との距離は10.4mである。埋土は褐灰色シルト質極細砂である。南端において幅15cmで深さ2cmのSD17と合流する。

SD01～04・06・09・10・12・14～17は同時期に機能していた溝であり、SD06と09は条里プランの南北と東西の坪界線に比定され、さらにSD06を南に延長していくとSD16につながってくる。この事によりSD16も坪界線の可能性が高い。その他の溝は条里地割の坪の中を細かく区画している。特に、B区の北西部では約10m間隔で方格状に区画されている。

SD05はB区第1トレンチにおいて東北東から西南西の方向で検出された。幅は1～1.5m、深さ20cmである。方位は磁北より約20°東に傾いている。溝の平面形は不整形であり、埋土は褐灰色シルト質極細砂である。底面に足跡が多数検出された。

SD07・11・13はそれぞれC区第1トレンチ北端・同区第4トレンチ中央・D区第4トレンチ中央において北東から南西方向に検出された。幅は60～65cm、深さ10～20cmを測り、方位は磁北から約50°東に傾いている。埋土は灰褐色シルト質細砂である。SD08はC区第1トレンチの北側において検出された。規模、方位、埋土は同様である。これらの溝は周辺の埋没地形に沿って南西から北東に流れている。出土遺物はないが、前述した溝とは異なり上面には土壌層（第6層に近似）が見られ、時期的に若干古くなると考えられる。

(3) 弥生時代後期（第39図）

当該時代の遺構としては、自然流路（SR01）と水田・噴砂が検出された。

第Ⅵ層直下の洪水砂層（「概報」Ⅱの第16層）を切り込む自然流路（SR01）が、B区第2トレンチ、第3トレンチにかけて北東—南西方向に検出された。幅は約8m、深さは35cmを測る。底面は凹凸が著しく中洲状の高まりをはさんで3ヶ所の凹地がある。底面のレベルはほぼ同一であるが、北東になるに従って若干低くなっている。埋土（第Ⅶ層）は5層に細分され、その堆積はレンズ状を呈し、5面の土壌層を確認している。低湿地的なくぼみが堆積作

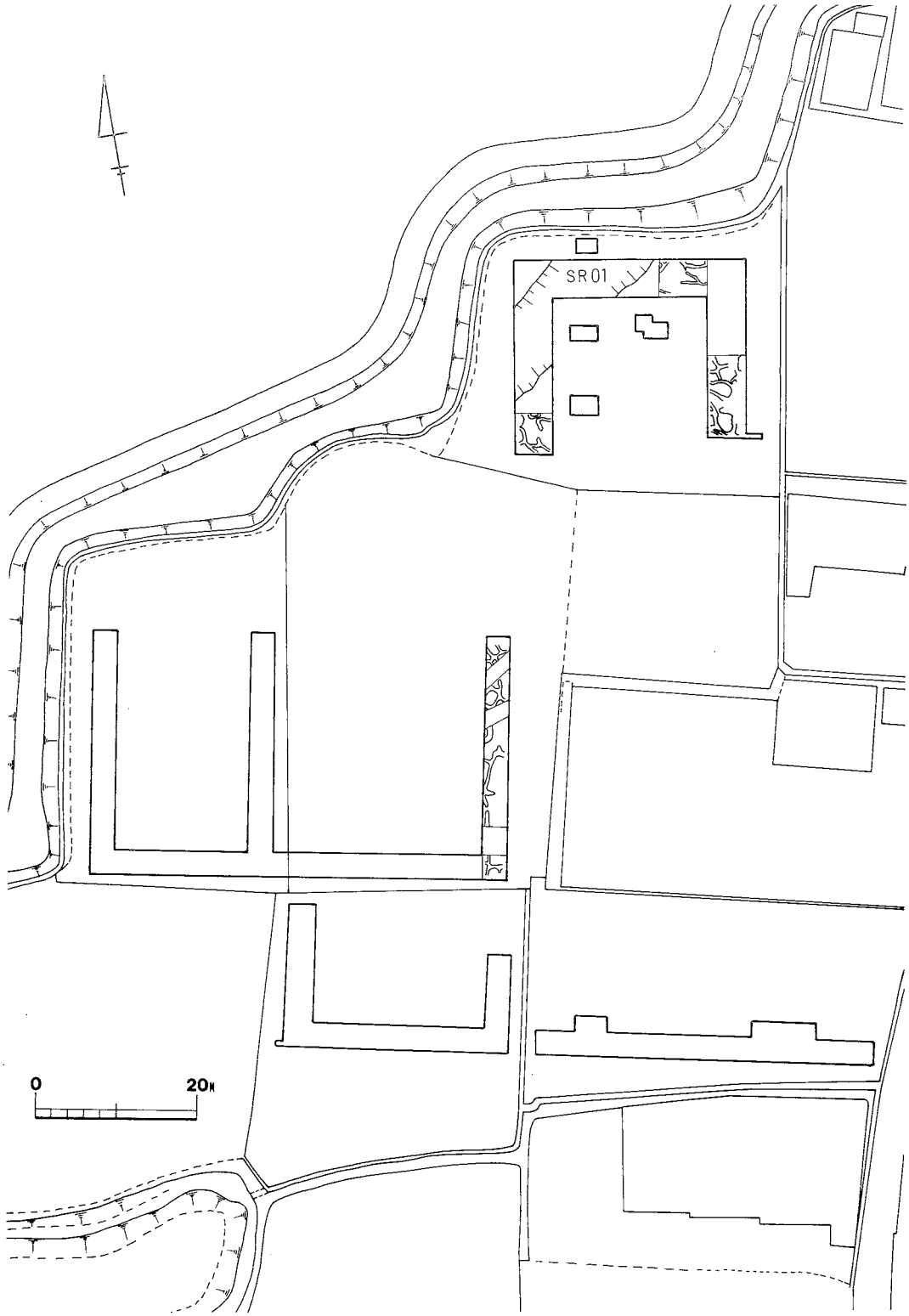


第39図　B・C・D区遺構配置図(3)

用によって徐々に埋まってきたと考えられる。埋土中より弥生後期に比定される土器が出土した。下層の第Ⅷ層不定形小区画水田を切り込んでいる。

前述の洪水砂層直下に第Ⅷ層水田面が確認された。面的に検出したのは、B区第3トレンチ南端及び第1トレンチ南端部、C区第1トレンチのみであるが、上面精査や土層観察などの確認作業によって全面に水田が広がっていることが判明した。水田は幅10～40cm、高さ2～5cmの畦畔によって多角形・不整円形・長方形に区画され、1区画の面積は2～6㎡と小規模なもので、いわゆる不定形小区画水田である。隣接する水田区画どうしの比高は南から北へ向かって2～4cmずつ低くなっており、調査区全体では南から北方向へ100mについて80cmの割合で下がっている。水田には所々に水口が設けられている。水田の耕作土は灰色シルト質極細砂で、6～10cmの厚さである。水田層の直下は洪水砂層であり、保水性に優れているとはいえない。水田上面も洪水砂層に覆われ、これによって水田の機能を失ったと考えられる。

B区第3トレンチの南端において、第Ⅷ層水田面上に地震による液状化現象の痕跡である噴砂が、蛇行しながら東西方向に走っているのが検出された。土層観察では、水田を覆う洪水砂層の中位まで達していることが確認され、水田が機能を失ってから弥生時代までの間に発生した地震によるものと推定される。

(4) 弥生時代前期（第40図）

当該時代の遺構としては水田が検出された。

水田面は第Ⅷ層水田直下の洪水砂層に覆われている第Ⅸ層である。水田の面的な検出状況は、B区第1トレンチ南端、C区の第1・第4トレンチの3ヶ所であったが、土層観察によって調査区全域に確認された。

この層においては水田は二つの異なった様相を呈する。まず、B区で検出されたものは、幅30～40cmで高さ2cmの畦畔によってやや不整な方形に区画されている。検出された1区画の面積は約2.5㎡であり、隣接する水田面相互の高低差はほとんどない。水田には水口が設けられている。この第Ⅸ層上位で2面の水田面を確認している。

もう一方の水田は、C区において検出された。水田は南北と東西方向の畦畔によって規則的な方格状に区画されており、南北方向の畦畔は磁北より14°東に傾いている。畦畔は幅20～30cmであり、高さは南北方向で5cm、東西方向でやや低く3cm程である。調査面積が狭く狭長な調査区であったため、検出総数33枚の水田のうち1区画完全に検出できたのは1枚のみで、面積約8㎡あったが、総じて水田1区画の広さは南北2.7～4m、東西1.5～3m程度に復元できた。隣接区画相互の水田面は北へ向かうにつれて約2～3cmの高低差をもって低くなり、その勾配は30mで30cm下がる。しかし、東西間の区画では高低差はみられない。前

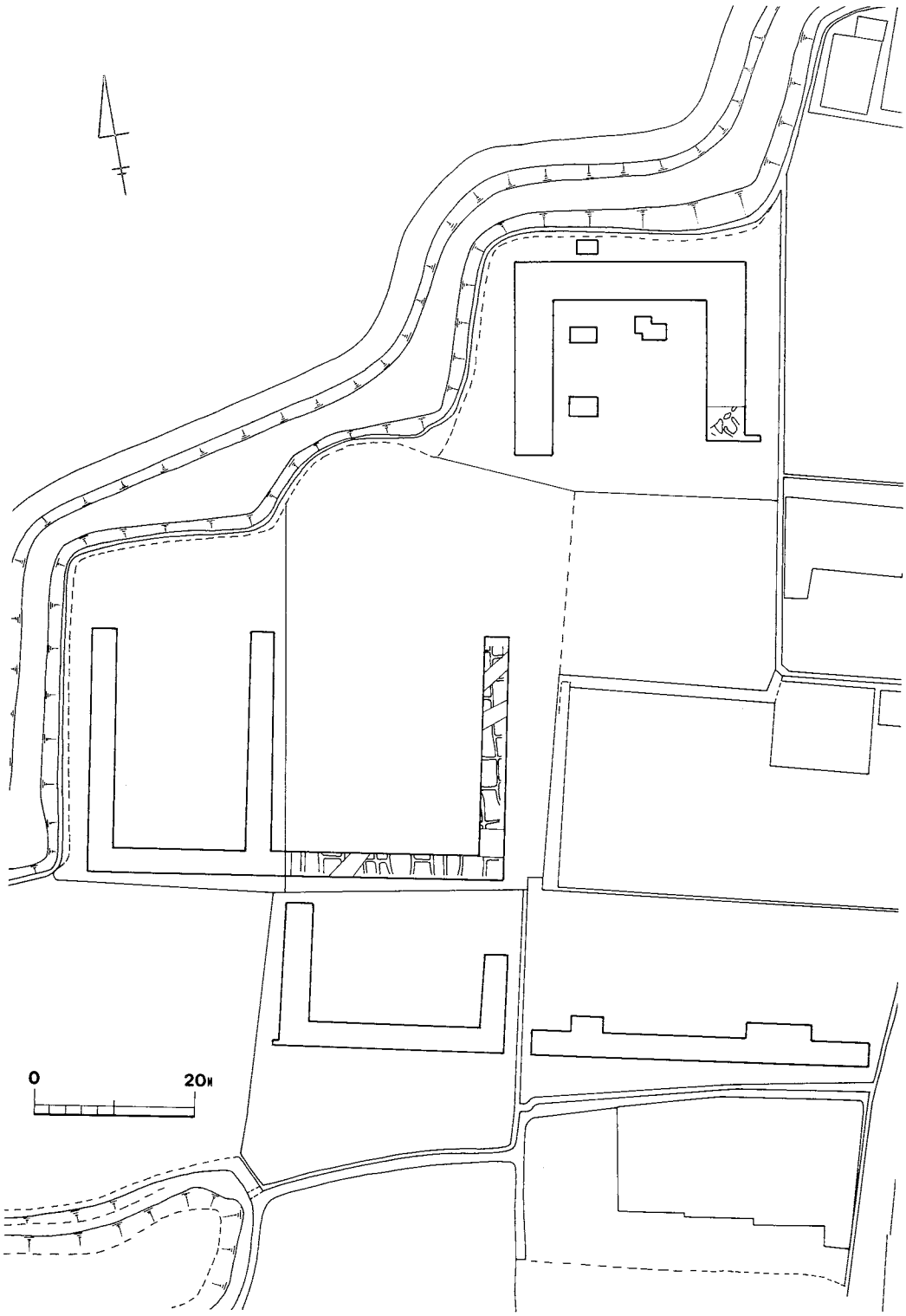


第40図　B・C・D区遺構配置図(4)

述のように東西畦畔が南北畦畔より若干低く、南北畦畔にも3ヵ所の水口状の部分が見られることから、水田区画間の配水は南から北へと東西畦畔をオーバーフローし、水口によって東西間にも水配りができるといった方法―いわゆる「田越し」或いは「懸け流し灌漑」といわれる―である。水田の上面は洪水砂層に厚く覆われており、これによって水田の機能を喪失したものと考えられる。D区で土層観察によって確認された水田も、畦畔状の高まりが規則的にみられることから同様な形態を有すと考えられる。

この二者の水田耕作土は黒褐色シルト質極細砂であるが、平面形態は前者が不定形小区画であるのに対し、後者は定形小区画となっている。このような水田形態の違いは、土地の傾斜度合いと土壌状態が要因となって生じる。本調査の場合、前者の水田直下が不安定な後背湿地であるが、後者は安定した自然堤防である。

## 3　田図南地区の調査（第26・41～43図）

### 1　調査区の設定と周辺の地形（第26・41図）

昭和62・63年度の両年にわたって、田図南地区周辺や昭和62年度分布調査で遺物の散布が濃密にみられた箇所において2～4m四方程度の試掘調査区3地点づつを設定した。調査概報では各Ⅱ～Ⅳ区として報告されているが、本報告の編集の段階で北区の呼称に引き続いてE～H区と改めた。

田図南地区比定地の周辺は1944年に陸軍飛行場用地として接収され、飛行場建設にともなって地形は大きく改変されている。戦前の旧地形の復原は聞き取り調査や各種の文書・地図・絵図を用いて行われ、その一部はこれまでの概報に報告されている。現在では北から長池・下池・分木池といったため池が旧河道の名残として点在し、このうち分木池（分ヶ池とも称する）は今では旧高松空港の西に接する狭小な池であるが、飛行場建設以前には今の約6倍もの規模をもつ池であった。池台地の別名があり、「順導図絵」には池代池と記載されている。旧高松空港周辺の微地形図（第26図）は1／2500の地図上において10cmの等高線を表した図面であ現在では地表の高低差が明瞭であり、微地形復元によっても微高地と微低地・旧河道の入り組んだ複雑な地形が想定される。長池・下池は旧河道上に位置し、この旧河道はさらに北流して大池付近にいたると考えられる。下池より南側は旧河道と自然堤防との段差が特に明瞭である。これは現水田の区画にも影響を及ぼしており、周囲が規則的な条里型水田であるにもかかわらず旧河道部は不規則な形状の水田が蛇行している。「順導図絵」による地割りを見ても下池から長池・大池にいたる水田は下々田が非常に多くなっており、当該地が旧河道であることの傍証の一つとなる。旧空港の南西側には田図南地区の現地比定に関して重要な拝師神社が本来の位置より若干南にずれて鎮座している。

第41図　南地区調査区位置図

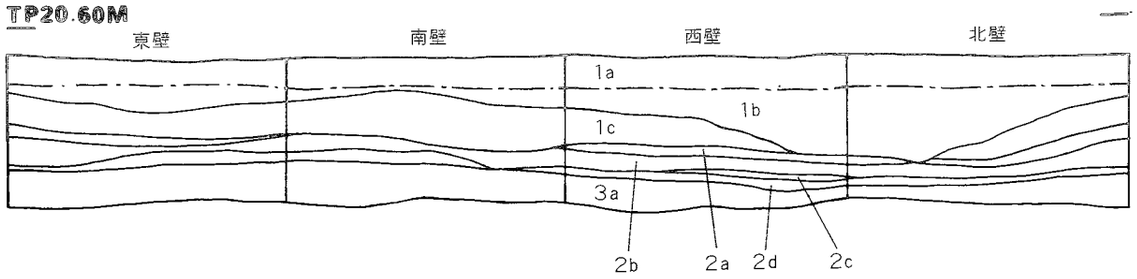


E 区

1a 黄灰色シルト質極細砂 soil
1b 灰黄色シルト質極細砂
1c 黄灰色中砂～粗砂(中礫まじり)
2a 褐灰色細砂 soil
2b にぶい黄橙色細砂
2c 黄橙色中砂
2d 褐灰色粗砂
3a 巨礫～中礫、褐灰色中砂～粗砂 soil

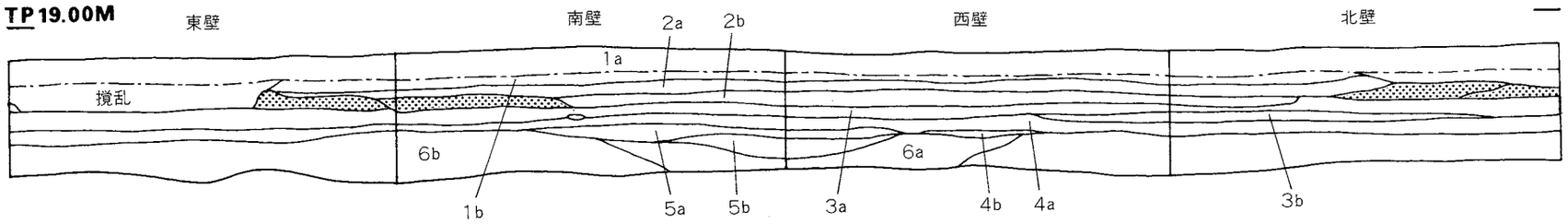


F 区

1a 褐灰色シルト質極細砂 soil
1b にぶい黄橙色シルト質極細砂
2a 褐色シルト質極細砂 soil
2b にぶい黄橙色シルト質極細砂
3a 灰黄橙色シルト質極細砂 soil
3b 灰白色シルト質極細砂(中礫まじり)
4a 褐灰色シルト質細砂 soil
4b にぶい黄色中砂～粗砂
5a 褐灰色シルト質極細砂 soil
5b 明青灰色極細砂
6a 灰色シルト質細砂 soil
6b 巨礫～大礫、灰色砂～粗砂

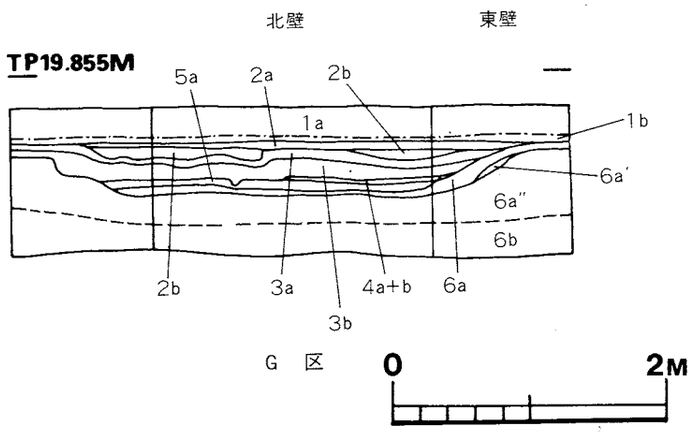


G 区




1a 褐灰色シルト質極細砂 soil
1b 灰黄色シルト質極細砂
2a 褐灰色シルト質極細砂 soil
2b 灰白色シルト質極細砂
3a 褐灰色シルト質極細砂 soil
3b 灰白色シルト質極細砂
4a+b 灰黄褐色シルト質極細砂soil、灰白色シルト質極細砂
5a 黒褐色シルト質極細砂 soil
6a 灰黄褐色シルト質極細砂
6a' 灰白色シルト質極細砂
6a'' 暗灰黄色極細砂質シルト
6b 明黄褐色極細砂質シルト

第42図 E・F・G区土層図

昭和62年度調査

林町多肥下町531番地２の畑地をＥ区、同1383番地の水田をＦ区、同1386番地１の水田をＧ区とした（「概報」Ⅰの第Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ地点）。Ｅ・Ｇ区は２×２ｍのグリッド、Ｆ区では３×３ｍのグリッドを設定し、調査を実施した。調査区の選定に際しては地形状況、土地利用の変遷、微地形の復原を目的とし、Ｅ・Ｇ区は下池南側の自然堤防上、Ｆ区は前述した旧河道の一段低い場所を選定した（第41図）。Ｅ・Ｇ区は標高20.5ｍ、Ｆ区は19.0ｍである。

昭和63年度調査

旧高松空港の南西側に当たる上林町531番地２の畑に４×２ｍのグリッドを設定し、Ｈ区とした（「概報」Ⅱの第Ⅱ調査区）。南西方向約150ｍには拝師神社があり、周辺で多数の布目瓦や須恵器が表採されている。

その他の２地点は昭和62年度のＦ区の南、Ｇ区西側にそれぞれ隣接して設けた（「概報」Ⅱの第Ⅲ・Ⅳ調査区）。グリッドの規模は前者が５×５ｍ、後者が５×３ｍである。主に前年度の試掘結果の再確認を目的としたものであったが、雨天が続き多量の湧水によって十分な調査ができなかった。

２　土　層（第42・43図）

各試掘地点は距離的に離れ、微地形の状況もそれぞれ異なっているので土層の統一は不可能であった。したがって土層分層はグリッド毎に行った（第42図）。ただし、２ヶ年度にまたがって隣接したグリッドを設定した区については一括した。

Ｅ区（昭和62年度第Ⅱ地点）　現耕作土を除いて大きく３層に分けられ、それぞれがさらに細分される。第1a・b層はシルト質極細砂、第1c層・第２層は細～粗砂、第３層は砂礫層で、全体的な堆積状態は東から西に緩やかに下がっており、自然堤防の西縁に位置する。

Ｆ区（昭和62年度第Ⅲ地点・昭和63年度第Ⅲ調査区）　現水田耕作土を除いて６層に分けられる。第１～５層はシルト質極細砂～細砂で、ほぼ水平な堆積を示し土壌化したａ層と非土壌化のｂ層に明確に分かれ、畦畔状の高まりも確認できることから水田層と認定できる。第６層は砂礫層で第２地点の第３層と同一層である。

Ｇ区（昭和62年度第Ⅳ地点・昭和63年度Ⅳ調査区）　現耕作土を除いて６層に分層できるが、そのうちの第２～6a'層は東西方向に検出された溝を充填している。第１層はシルト質極細砂で水田層、第6a"・ｂ層はシルトである。

Ｈ区（昭和63年度第Ⅱ調査区）　現耕作土を含めて９層に細分されるが、大別すると５層となる。第1a・ｂ層は現耕作土、第９層は土坑を充填する埋土、第２層は溝状落ち込み埋土、層は上記遺構の検出面であるシルト質極細砂層である。第５～７層はシルト、第８層は砂礫層である。第５～８層は自然堤防を形成し、西に向かって低くなっている。

## 3　遺　構（第42・第43図）

E区　第１・２層より弥生時代後期の土器片・石鏃が出土したが、明瞭な遺構は検出し得なかった。ただし、土層観察によって東側に自然堤防の存在が考えられ、何らかの遺構があると想定される。

F区　土層のみでの検出であるが、南北方向の３本の畦畔を確認した。まず第2b層上で幅1.8m以上の畦畔状の高まりが２箇所確認された。ともに断面は台形を呈し、シルト質極細砂を盛土としている。畦畔上面から甕と須恵器の杯蓋が出土している。また、その下位の第3b層上に畦畔状の高まりがある。北壁では第3b層を若干高くし、南壁では小石を用いて畦畔としている。この地点は山田郡と香川郡の郡境界線に比定されている線上に位置しており、検出された非常に幅広い畦畔は郡境界線との何らかの関連が想定される。

G区　第6a"層の暗灰黄色シルト上面において東西方向に延びる溝１本を検出した。幅は1.1m、深さは30cmを測る。土層の堆積状態はレンズ状を呈し、その中に３層の土壌層がみられる。この溝は徐々に埋まりながらも長期間にわたり使用されていたと考えられる。この地点は条里プランの復原では東西方向の坪界線に想定されており、この検出された溝は坪界線にともなう遺構の可能性が高い。

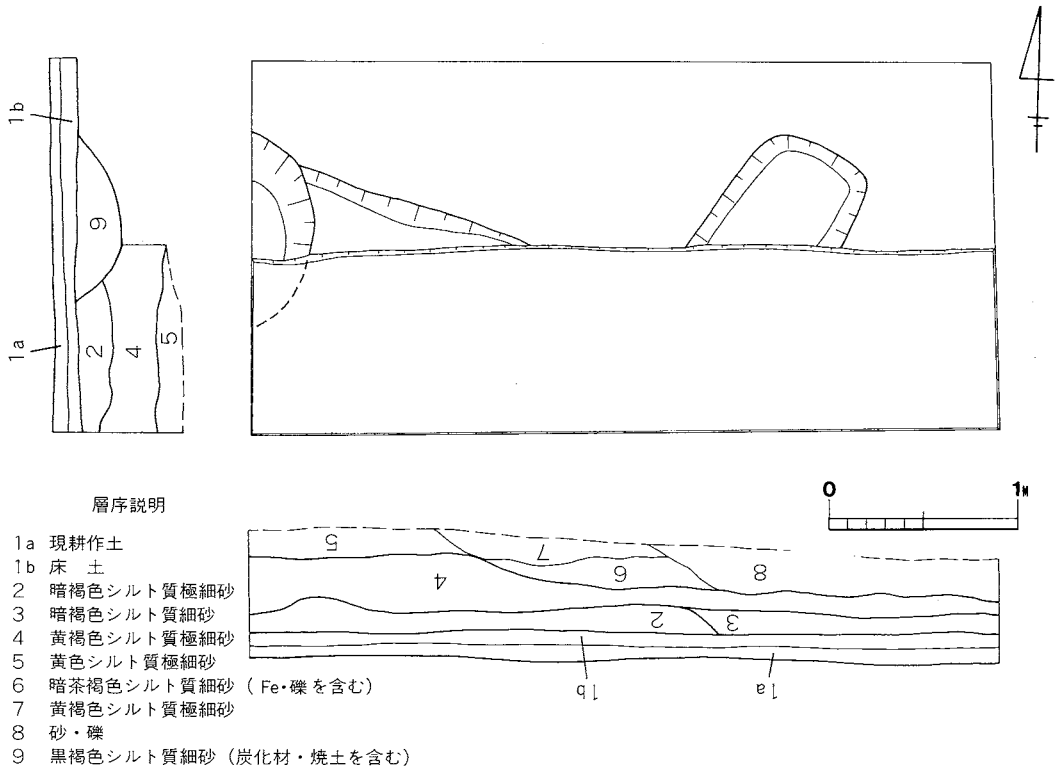


第43図　H区土層図・遺構平面図

H区　周辺の畑では多量の瓦や土器片が表採されており、調査地点においても同様である。調査の結果は、現耕作土直下の第３層において土坑と溝状遺構を検出した。

土坑は調査区西端に位置し、半分以上が調査区外にかかっている。想定される平面形は円形で、直径0.88m、深さ0.23mを測る。後述する溝状遺構を掘り込んでおり、後出のものである。底面より土師器片が出土した。

溝状遺構は一部のみの検出で、平面形は明確でないが「L」字形を呈している。グリッドの南壁でも落ち込みを検出しており、溝の幅は0.66～1.20m以上と考えられる。深さは0.15mを測る。溝の断面形はU字形を呈し、調査グリッドの西方に延びている。出土遺物はない。

## 4　遺　物（第44～55図）

昭和62年度調査（第45図）

１～６はA区より出土した。１は須恵器の杯蓋である。受部は短く水平に延びる。２は土師質の小皿である。器高は低く、緩やかに立ち上がる。輪積み痕が２ヶ所にみられる。３・４は染付碗の底部である。３は高台が短く、４は細くて高い。５は有溝土錘である。６は凹基無茎式の石鏃で、石材はサヌカイトである。

７～13はE区より出土した。７・８は甕の底部である。７は上げ底であり指頭圧痕が見られ、８は平底である。９～13は小片であるため器種や法量が不明である。13は底部近くである。弥生時代後期に比定される。

14～17はF区より出土した。14は甕の底部、15は土師器の杯、16は須恵器の杯蓋で第２層の畦畔直上より出土した。17は土師器で第１ａ層より出土した。

18はG区において東西に延びる溝より出土した須恵器の杯である。

昭和63年度調査（第46図）

南地区の調査で殆ど遺物が出土しておらず、１～15はB区において出土したものである。

１～５はSR01より出土した弥生時代後期の土器で、すべて甕である。

６～９・13は第Ⅳ層直上より出土した。６は完形の杯蓋で古墳時代後期に比定される。７は高台を有する椀で、瓦器である。８は須恵質の椀である。９は底部で、外面に指頭圧痕がある。

11・12は第Ⅳ層中より出土した。11は微かな凹線を有す。12は完形の甑で底部に孔を有し底部と胴部下半に煤が付着する。

10はSD01より出土した須恵器の底部である。

14・15は第Ⅱ・Ⅲ層より出土したもので、14は備前系のすり鉢、15は染付椀である。

平成元年度調査（第47図）

1～3は第Ⅲ層の最下層より出土した。1は土師器の杯、2・3は須恵器の杯蓋である。

4～8はSX02の底面より出土した。4～7は土師器、8は弥生後期である。

9～15は第Ⅱ・Ⅲ層より出土し、9は内耳堝、10～15は肥前系染付陶磁器で、器種は碗・皿・紅皿である。18世紀のものである。

16・17はSX01出土の石鏃、18は第Ⅲ層出土のスクレイパーである。

平成2年度調査（第48～50図）

1～17は第Ⅰ・Ⅱ層より出土した。1・2は土鍋で、3～6は羽釜の鍔、7は土師質の小皿である。8～10・13は伊万里系、11は京焼風の碗、12・14は肥前系、15は唐津系、16・17は瀬戸美濃系の染付陶磁器である。

18～36は第Ⅱ層より出土した。18は瓦質の内耳堝である。19、20は土鍋である。21～32は染付陶磁器である。21・22・23は瀬戸美濃系の碗・皿で、23・24・28～30は肥前系である。33は灯明皿で、34・35・36は須恵器である。

37～45は第Ⅲ層より出土し、46～53は第Ⅲ層と第Ⅳ層の境目より出土した。37・38は土鍋で、39～43は染付碗で、42は唐津系、43は瀬戸美濃系である。44は土鍋の脚で、45・50～53は須恵器である。46～49は土師質である。

太田地区周辺遺跡詳細分布調査（第51図）

昭和61年度に実施した試掘調査において出土した遺物である。概報では写真のみの掲載であり、その内いくつかの遺物は実測不可能であり省略した。一方、本報告の階段で新たに実測図をのせたものもある。尚、地点名に関しては概報のまま使用する。

1・2は第2地点より出土した。1は須恵器の杯蓋で、2は胴部片である。

3～8は第3地点より出土した。3は肥前系の皿で18世紀に比定される。4は溝縁皿で、16世紀末に比定される。5は土師質の杯、6は土師質の小皿であり、7は堺系のすり鉢で、底部は篦削により凹凸があり、18世紀のものである。8は須恵器である。

9・18・22は第5地点より出土した。9は弥生中期の壺である。18は石鏃、22は刃器である。

10～14は第6地点より出土した。10は弥生中期の壺で、11・12・14は須恵器の杯・甕で、13は須恵質土器である。

15～17は第19地点より出土した。15は弥生後期の高杯、16は底部である。17は須恵器の杯。

19・20・21は石鏃で、凹基無茎式である。19は第17地点より出土、20・21は表採したものである。

周辺表採（第52～55図）

太田地区では、昭和61～平成2年度にかけて分布調査が行われた。その結果、遺物は殆ど

全域に散布している事が判明した。その遺物の時期として弥生時代から近世にわたっている。

1～22・62は大池の南東部より出土した。62は「概報」Ⅰに掲載された。1は弥生前期の壺、2～7は弥生後期の壺、8～11は弥生後期の甕で、11は球形の胴部である。12～17は底部である。18～21は弥生後期の高杯である。22はミニチュア土器である。

23～25は天満境目において表採されたものである。23は弥生後期の高杯で、24は須恵器の杯蓋で、25は羽釜の脚で、明瞭な成形痕を残す。

26～30は多肥上町宮尻において表採された。26～28は須恵器の杯・甕である。29は土鍋の口縁部である。30は染付陶磁器で、外面に稜を持ち透明釉である。

31～40は林町の正大寺の北西において表採された。31・32は弥生の壺で、33は口縁端部外面に突帯文を有す甕である。34は鉢で、35は底部である。36～38は須恵器の杯・甕である。39は陶磁器の甕で外面に釉がかかる。40は須恵質の甕である。

41～49は木太町の都市計画道予定地において表採された。44は弥生の高杯、41・46・47は土師質である。45・48は須恵器、42・43・49は染付陶磁器である。

50～58・63・64は松縄町野田池の北東において表採された。50～54は須恵器である。55・56は土鍋の口縁部である。57・58は染付碗で18世紀のものである。63・64は石鏃である。

59～61は下池の南西で表採された。59は弥生の底部で、60・61は弥生中期の壺・高杯である。

65・67は林町において表採された。65は弥生の底部で、67は須恵器である。

66は上林町で表採された染付碗である。68は伏石町の蓮池の南で表採された須恵器、69は分ケ池の西端で表採された須恵器である。

70～79は旧高松空港の南西側の拝師廃寺周辺において表採された。70～73は須恵器である。74～77は平瓦であり、凹面は布目、凸面は叩きが施されている。76の凸面は幅広く深い叩きである。75の端部は丁寧に面取りされている。78・79は丸瓦で、凹面は細かい布目、凸面は横方向の板なでにより整形されている。78は端部が丁寧に面取りされている。

（山本、中西）

第44図　遺物表採地点と弘福寺領田図比定地
（数字は昭和62年度試掘地点）

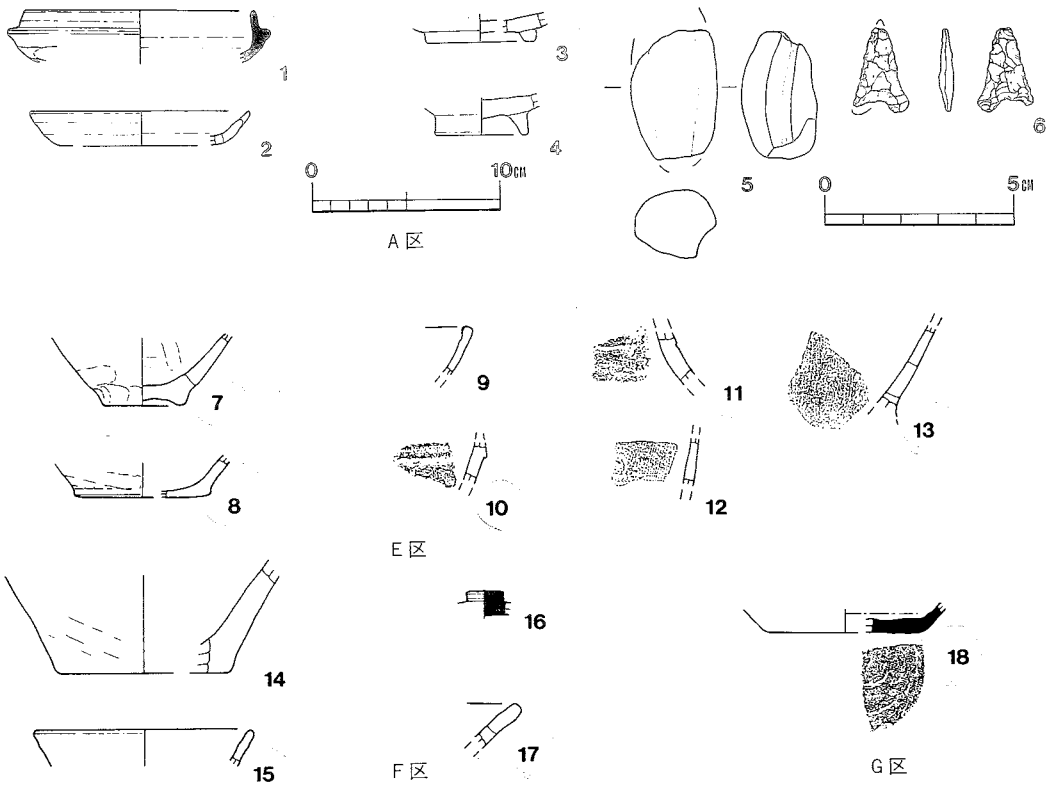


第45図　昭和62年度調査出土遺物実測図

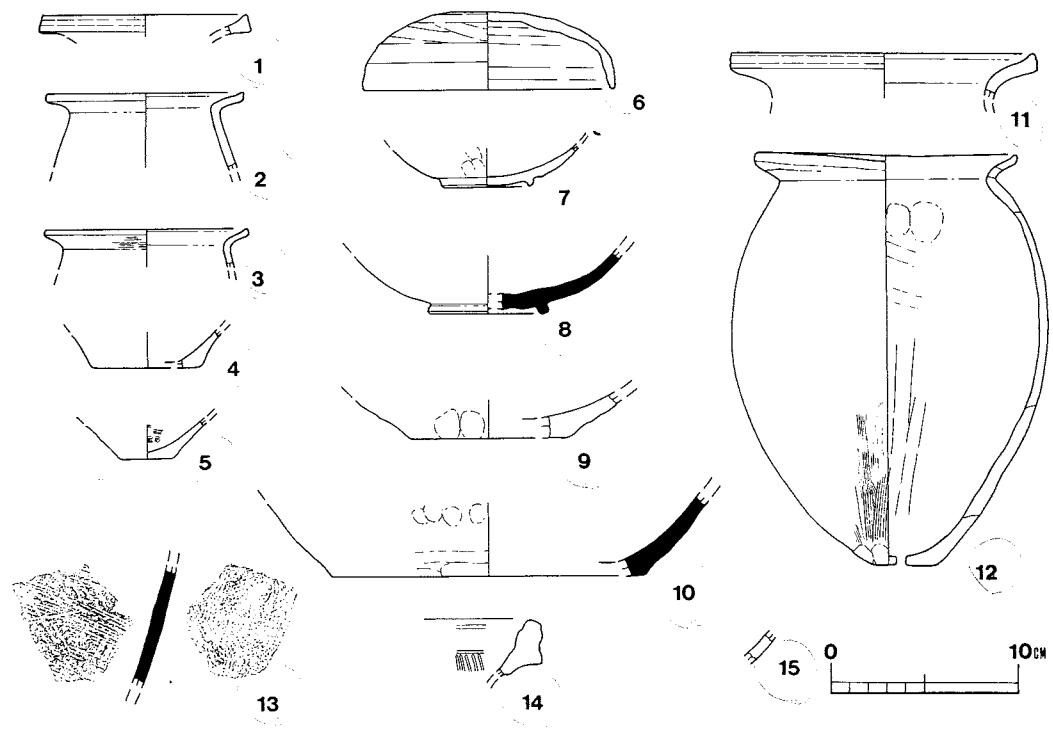


第46図　昭和63年度調査出土遺物実測図

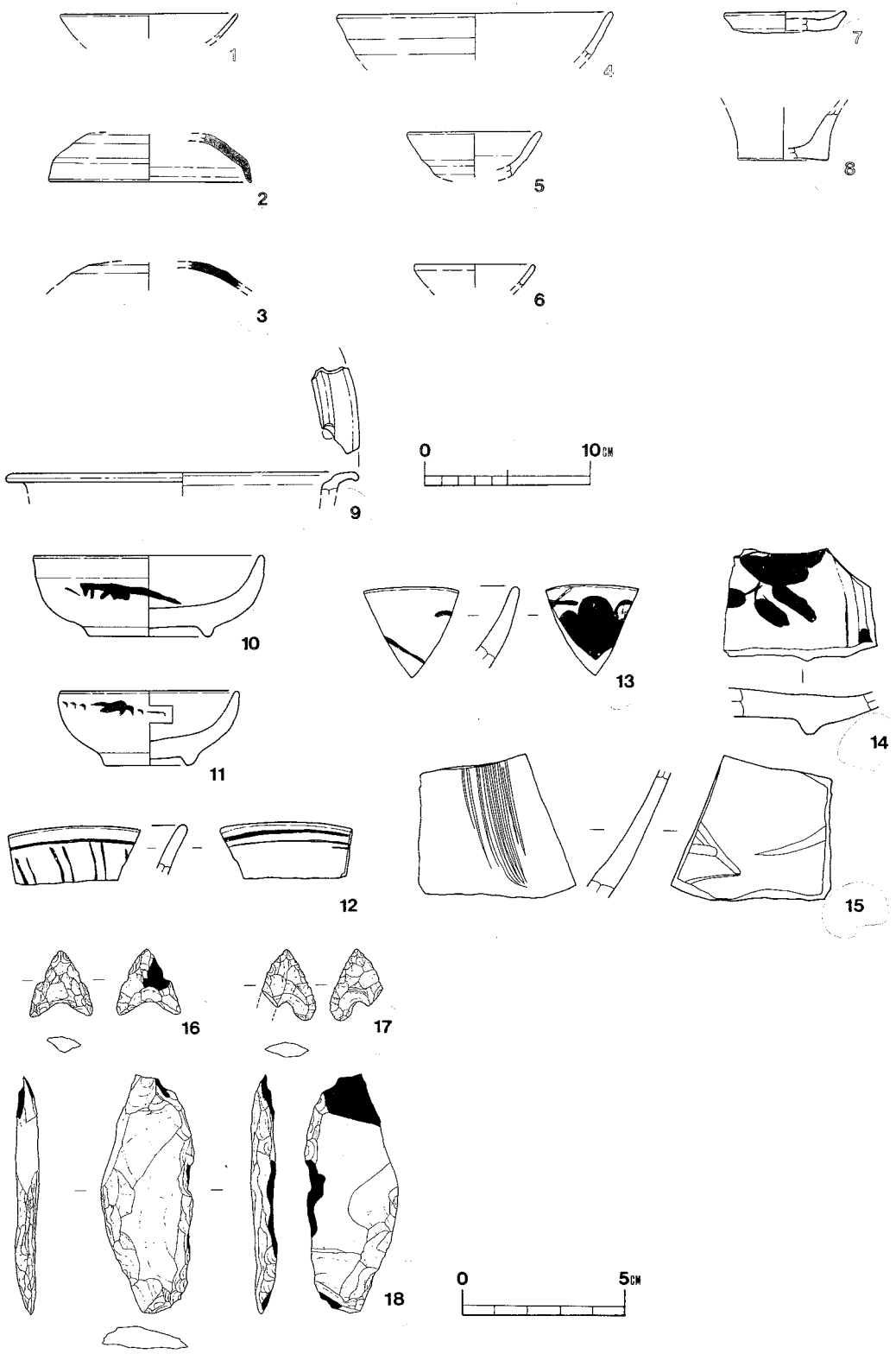


第47図　平成元年度調査出土遺物実測図

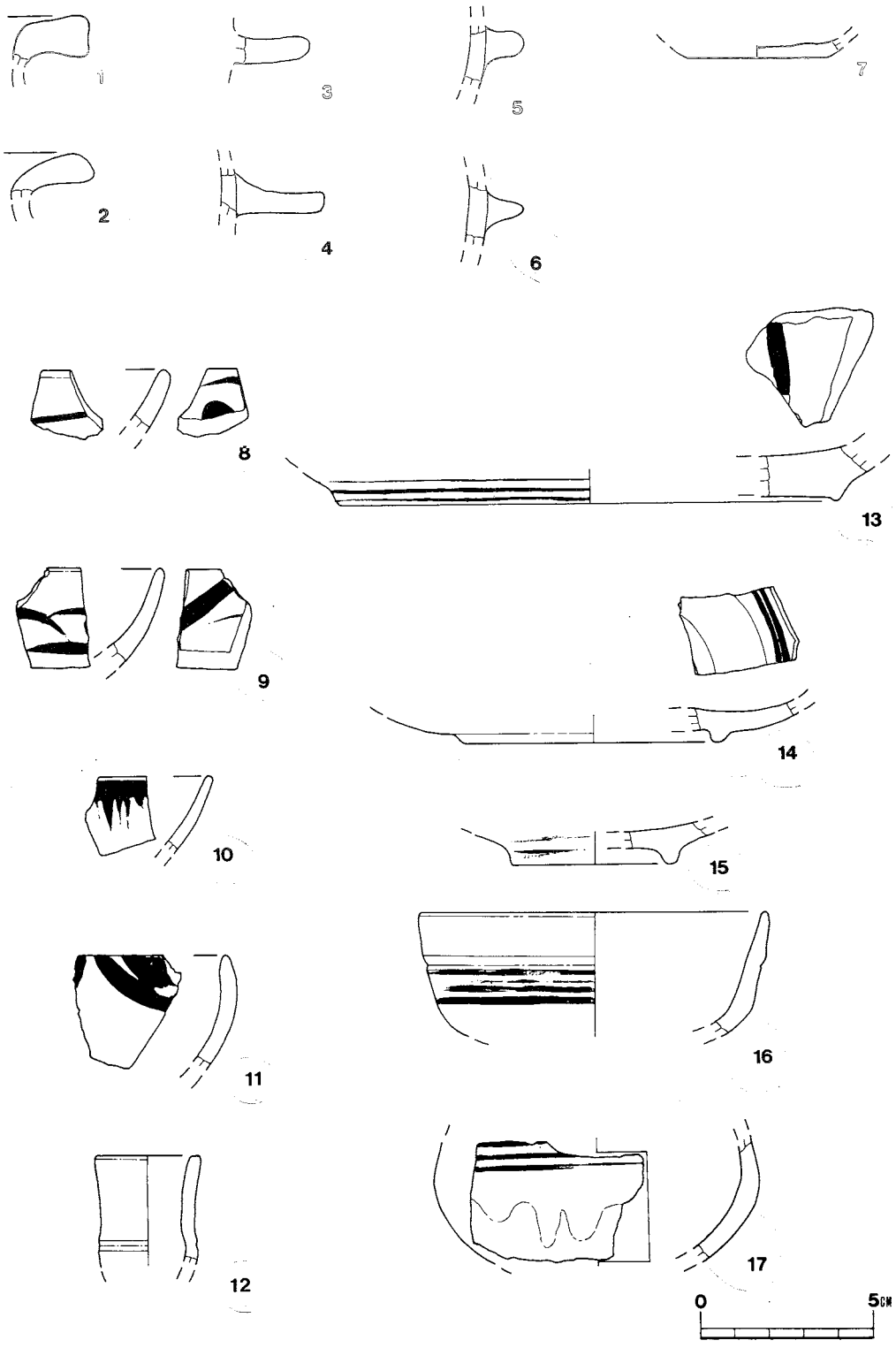


第48図　平成２年度調査出土遺物実測図(1)

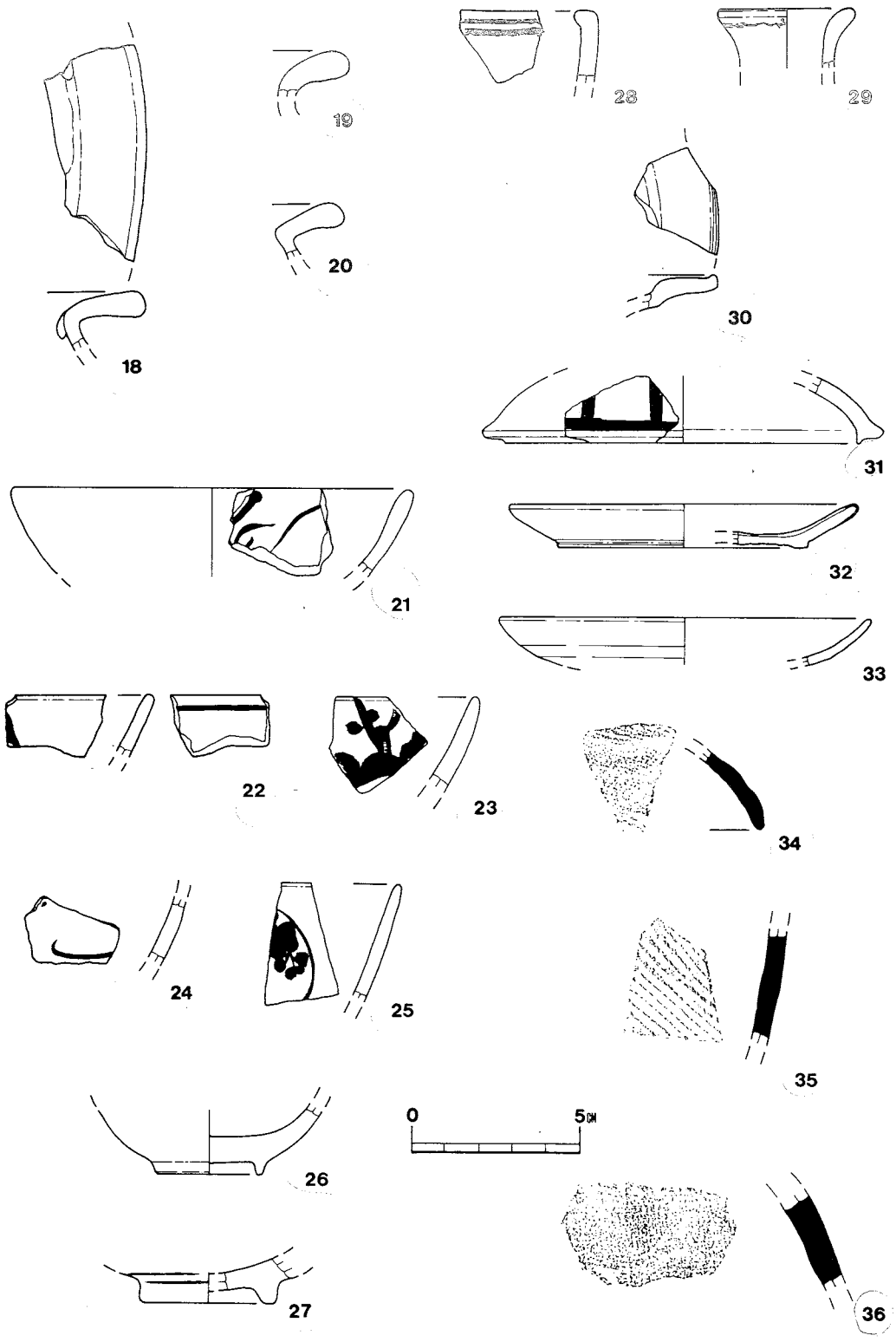


第49図　平成２年度調査出土遺物実測図(2)

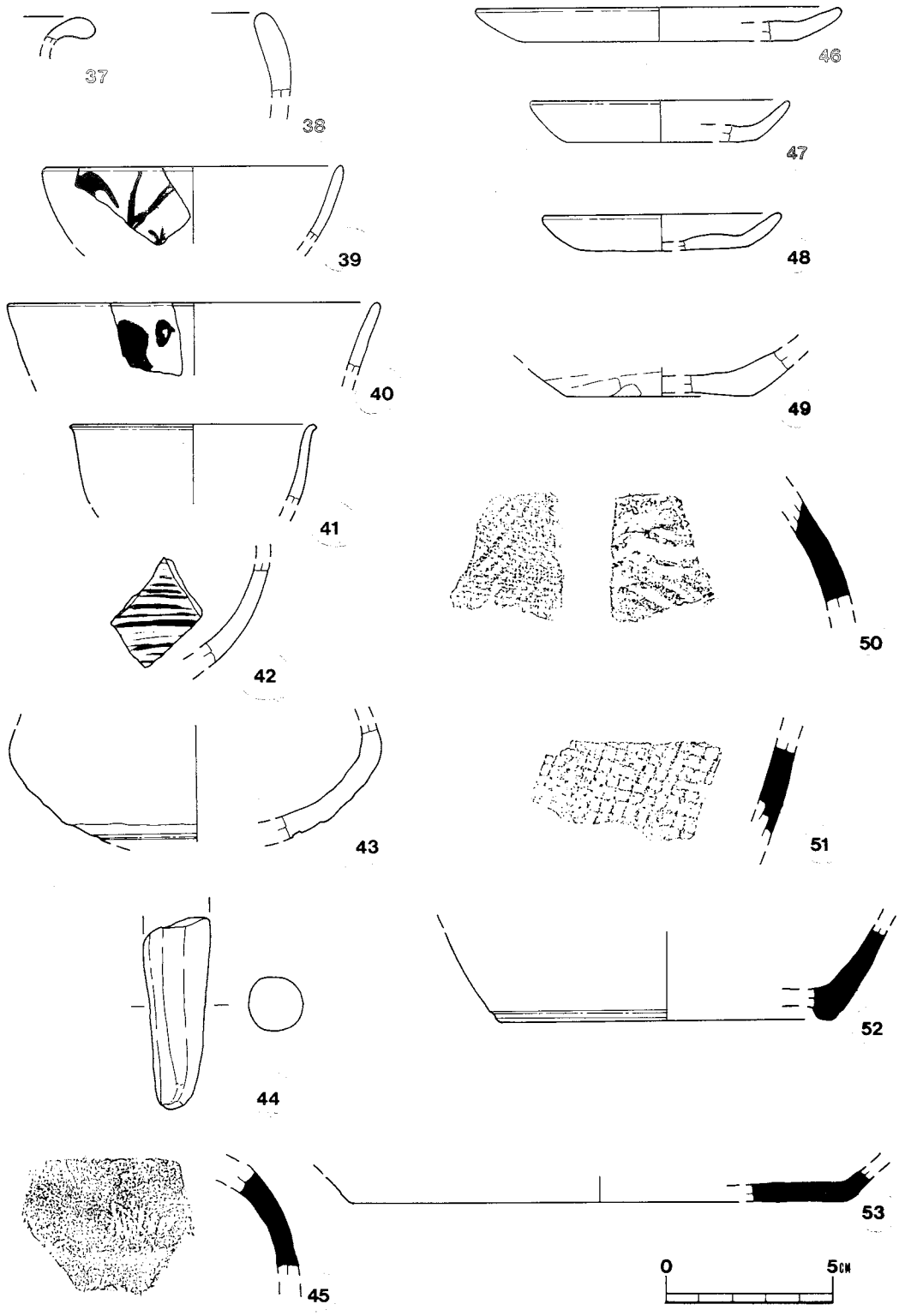


第50図　平成２年度調査出土遺物実測図(3)

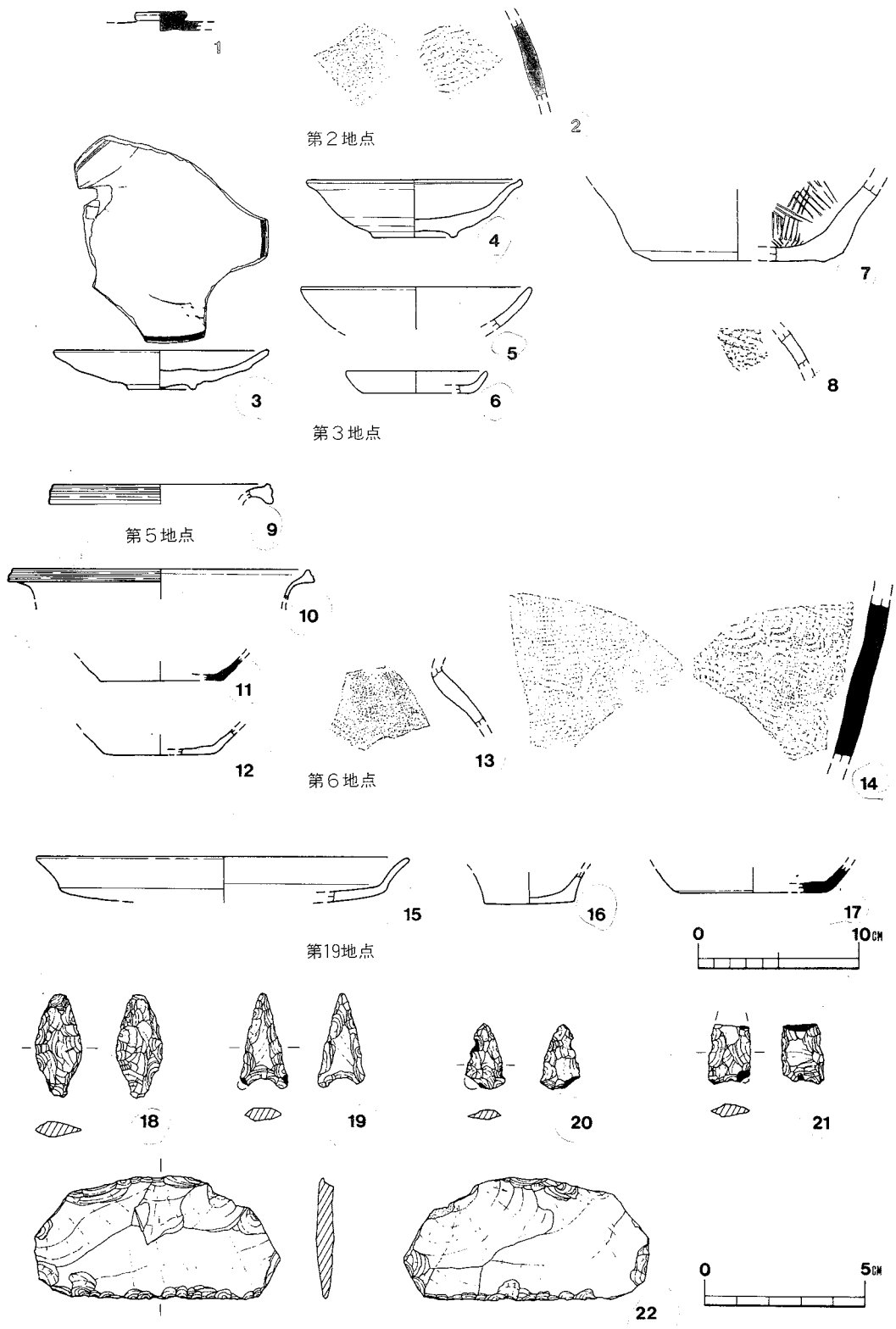


第51図　詳細分布調査出土遺物実測図

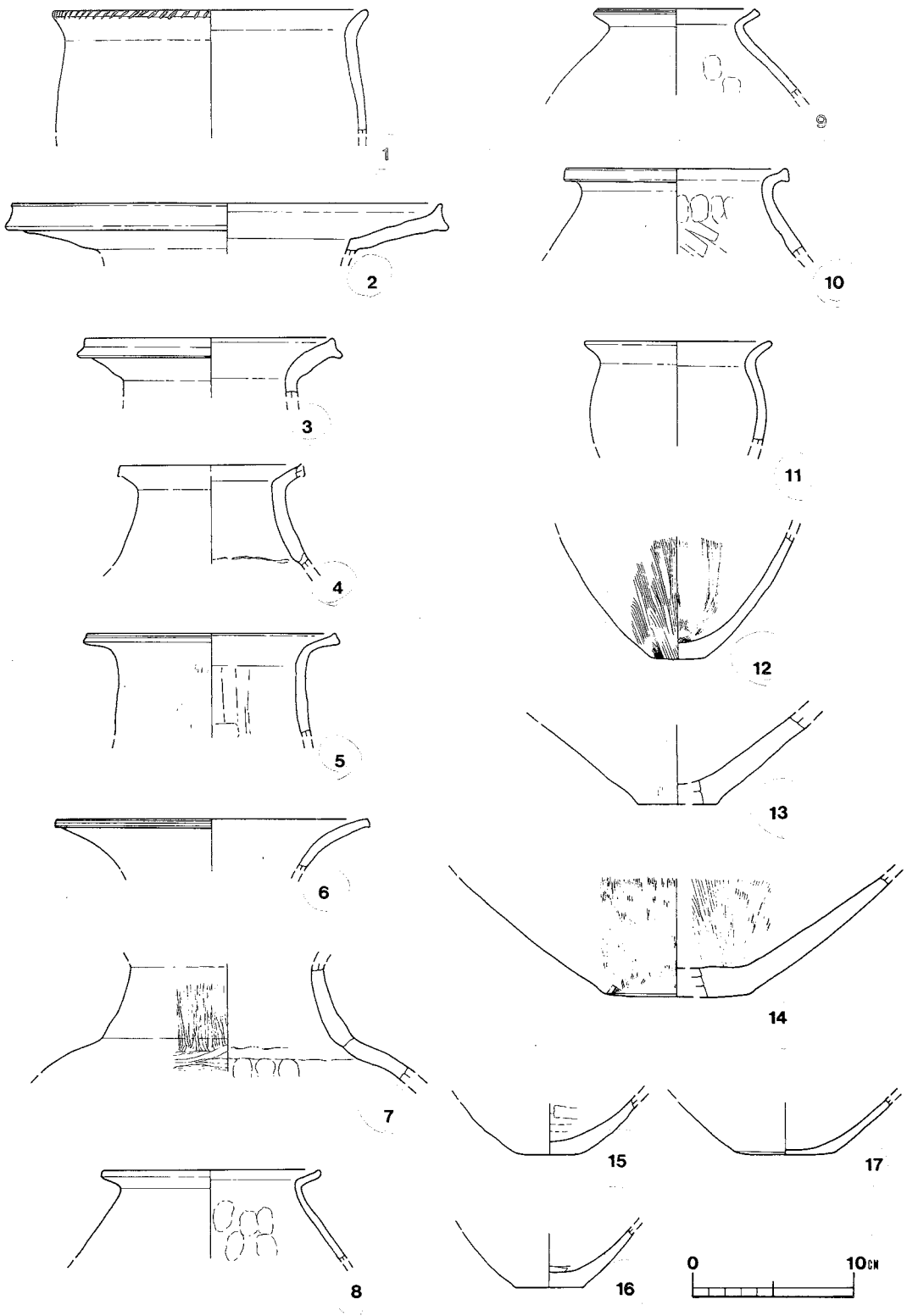


第52図　太田地区表採遺物実測図(1)

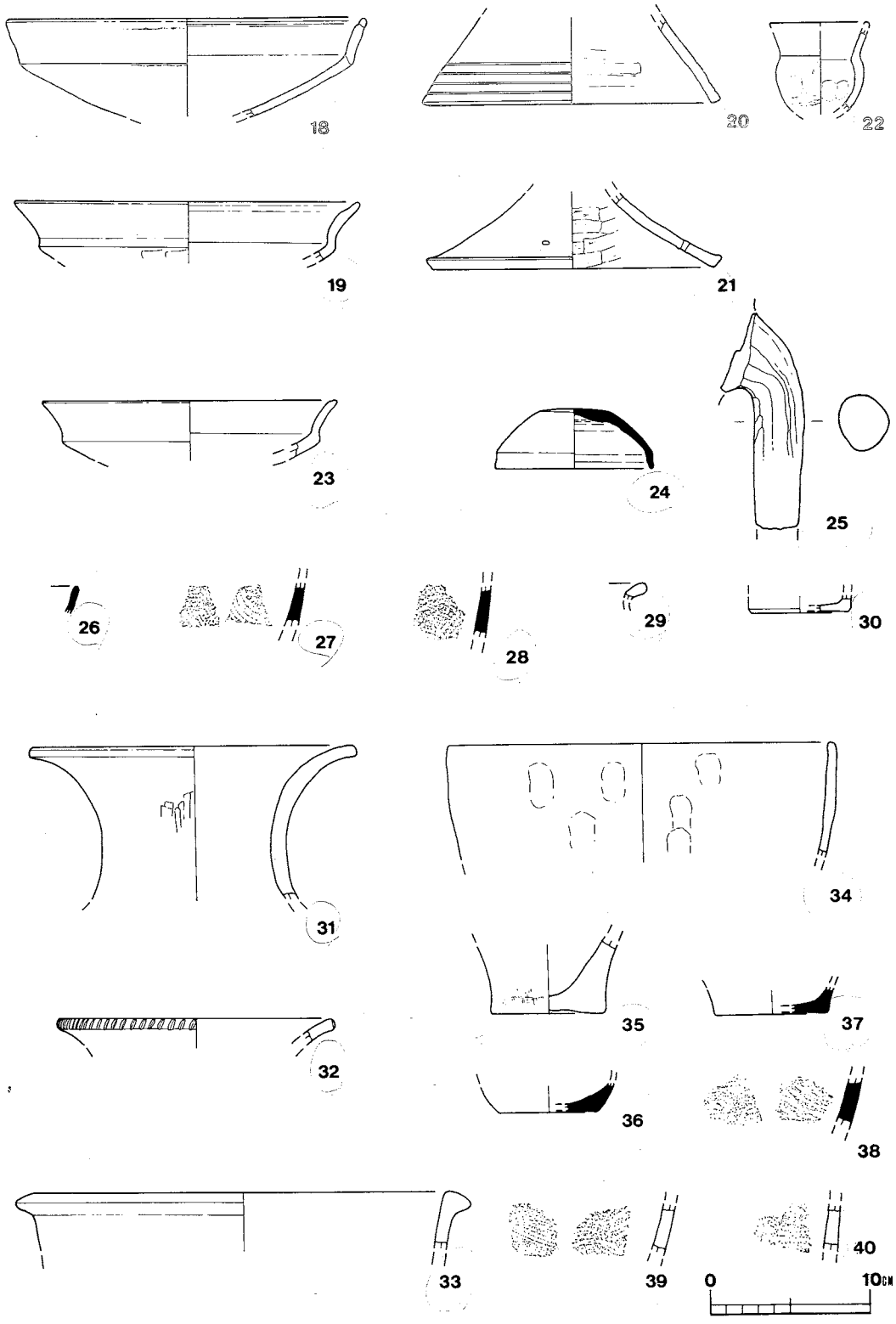


第53図　太田地区表採遺物実測図(2)

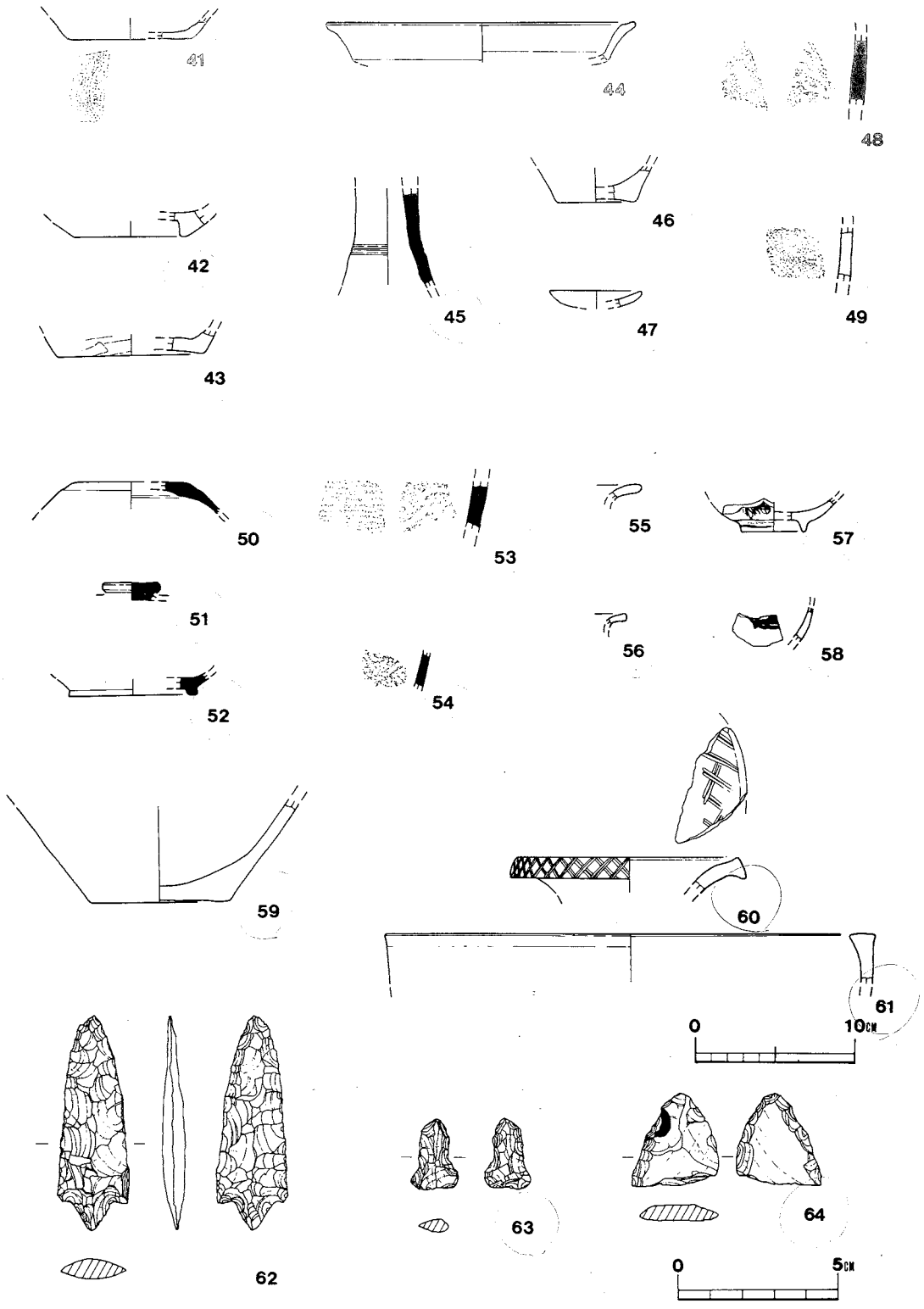


第54図　太田地区表採遺物実測図(3)

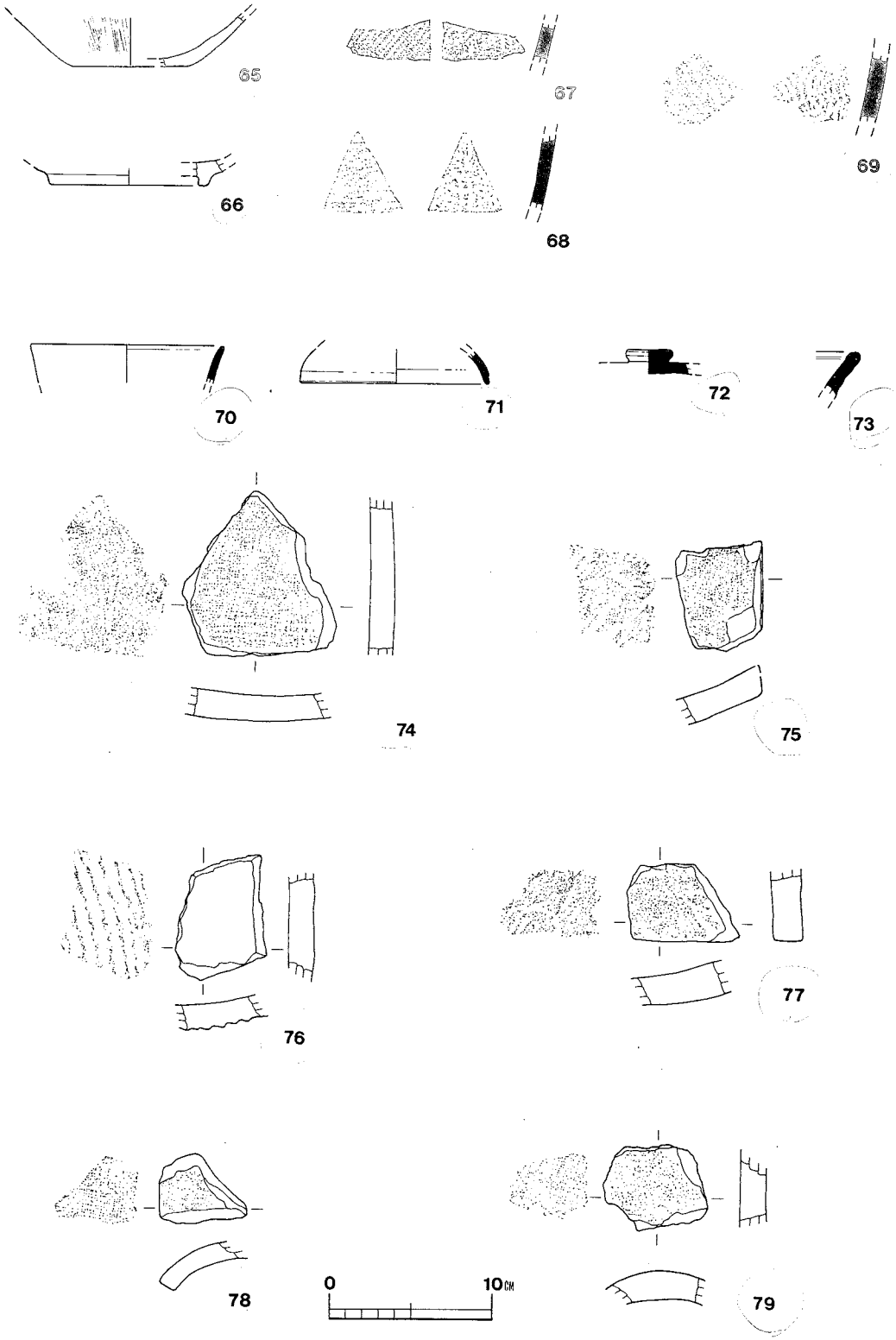


第55図　太田地区表採遺物実測図(4)

| | 挿図番号 | 図版番号 | 器種 | 法量 A口径 B底径 C器高 | 胎土 | 色調 | 焼成 | 形態及び手法の特徴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A区 | 第45図 | 1. | 杯蓋 | A. 12.4cm | 0.5㎜以下の細砂粒 | 灰 | 良好 | ロクロ成形、須恵器受部は短い | 概報Ⅰ第9図1 |
| | | 2. | 小皿 | A. 10.8cm<br>B. 8.6cm<br>C. 1.85cm | 細砂粒 若干 | 黄褐色 | 良好 | 底部からゆるやかに立ち上がる | 〃 2 |
| | | 3. | 染付碗 | B. 6.0cm | 細砂粒 | 白 | | 透明釉 | 〃 3 |
| | | 4. | 〃 | B. 4.6cm | 細砂粒 若干 | 白 | | 透明釉 | 〃 4 |
| | | 5. | 有溝土錘 | 長さ 3.4cm<br>径 1.1cm | 細砂粒 | 明橙 | | | 〃 5 |
| | | 6. | 石鏃 | 長さ 2.2cm<br>幅 1.5cm<br>厚さ 0.3cm | | | | サヌカイト<br>凹基無茎式 | 〃 6 |
| E区 | | 7. | 甕(底部) | B. 4.3cm | 粗砂粒、小石粒 | 内 暗黄灰<br>外 黄灰 | 良好 | 外面 ナデ<br>底部 指頭圧痕 | 〃 7 |
| | | 8. | 甕(底部) | B. 7.0cm | 粗砂粒 | 暗赤褐 | 良好 | | 〃 8 |
| | | 9. | 鉢 | | 細砂粒 | 内 淡黄褐<br>外 白灰 | 良好 | 口唇部は内側に若干肥厚 | 〃 13 |
| | | 10. | | | 細砂粒 | 内 白黄<br>外 黒灰 | 良好 | | 〃 15 |
| | | 11. | | | 小石粒、粗砂粒 | 黒褐 | 良好 | 沈線 1本 | 〃 16 |
| | | 12. | | | 細砂粒 多量 | 内 暗褐<br>外 黒褐 | 良好 | 外面 刷毛目 | 〃 17 |
| | | 13. | 甕 | | 細砂粒 | 内 白灰<br>内 黒褐 | 良好 | 外面 ヘラミガキ | 〃 18 |
| F区 | | 14. | 甕(底部) | B. 9.0cm | 粗砂粒、小石粒 | 内 白灰<br>外 赤褐 | 良好 | 外面 ナデ | 〃 9 |
| | | 15. | 杯 | A. 11.4cm | 細砂粒 | 黄褐 | 良好 | | 〃 10 |
| | | 16. | 杯蓋 | 径 2.0cm | 細砂粒 若干 | 灰 | 良好 | 扁平な宝珠 須恵器 | 〃 11 |
| | | 17. | 甕 | | 粗砂粒 | 淡黄橙 | 良好 | 土師質 | 〃 14 |
| G区 | | 18. | 杯 | B. 8.0cm | 粗砂粒 | 灰 | 良好 | ロクロ成形<br>底部は回転ヘラ切り後にナデ | 〃 12 |

| | 挿図番号 | 図版番号 | 器種 | 法量<br>A口径<br>B底径<br>C器高 | 胎土 | 色調 | 焼成 | 形態及び手法の特徴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第46図 | 1. | 甕 | A. 10.4cm | 白色細砂粒多量 | 暗褐色 | 良好 | 口縁端部 凹線2条<br>弥生後期 | 概報Ⅱ<br>第13図1 |
| | | 2. | 甕 | A. 10.0cm | 1～2㎜白色細砂粒、石英多量 | 茶褐色 | 良好 | 弥生後期<br>口縁端部 若干つまみ上げ | 〃 2 |
| | | 3. | 甕 | A. 10.0cm | 0.1～1㎜の白色・黒色細砂粒 | 暗褐色 | 良好 | 弥生後期<br>口縁端部 若干つまみ上げる | 〃 3 |
| | | 4. | (底部) | B. 5.4cm | 0.1㎜白色細砂粒、金雲母 | 内 暗褐<br>外 黒褐 | 良好 | 磨滅のため調整不明 | 〃 4 |
| | | 5. | (底部) | B. 2.6cm | 0.1～0.3㎜の白色細砂粒 | 内 明褐<br>外 黒褐 | 良好 | 外面 ナデ<br>内面 刷毛目 | 〃 5 |
| | | 6. | 杯蓋 | A. 12.8cm<br>C. 4.0cm | 0.1㎜の白色細砂粒 | 明灰 | 良好 | 口縁部と体部の境に若干の稜 ロクロ成形、天井部ヘラ削り 8世紀末 | 〃 6 |
| | | 7. | 椀 | B. 4.6cm | 0.1㎜の白色細砂粒 若干 | 黒灰 | 良好 | 低い高台<br>外面 指頭圧痕<br>内面 ヘラナデ ヘラ記号有り 須恵質 13世紀 | 〃 7 |
| | | 8. | 高台付杯 | B. 6.0cm | 白色細砂粒 | 灰 | 良好 | 須恵器<br>ロクロ成形 | 〃 8 |
| | | 9. | (底部) | B. 8.0cm | 細砂粒 | 内 灰<br>外 黒 | 良好 | | 〃 9 |
| | | 10. | (底部) | B. 16.0cm | 0.1㎜白色細砂粒<br>3㎜ 粗砂粒 | 白灰 | 良好 | 外面ヘラ削り、指頭圧痕<br>内面ヘラナデ<br>須恵器 | 〃 10 |
| | | 11. | 甕 | A. 15.2cm | 白色・黒色・赤色細砂粒多量 | 明褐色 | 良好 | 口縁端部 若干つまみ上げる<br>弥生後期末 | 〃 11 |
| | | 12. | 甑 | A. 13.6cm<br>B. 3.4cm<br>C. 21.0cm | 白色・黒色細砂粒、粗砂粒 | 白黄褐 | 良好 | 口縁端部 若干つまみ上げる<br>口縁部 ヨコナデ<br>胴部 外面 刷毛目<br>内面 指頭圧痕<br>弥生後期末 | 〃 12 |
| | | 13. | | | 0.1㎜細砂粒若干 | 内 白灰<br>外 灰 | 良好 | 外面タタキの後ヘラ削り<br>内面 同心円タタキ | 〃 13 |
| | | 14. | 擂鉢 | | | 黒茶褐 | 良好 | 備前系 | 〃 14 |
| | | 15. | 染付碗 | | | 白灰 | | 透明釉 | 〃 15 |

| 挿図番号 | 図版番号 | 器種 | 法量 A口径 B底径 C器高 | 胎土 | 色調 | 焼成 | 形態及び手法の特徴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第47図 | 1. | 杯 | A. 11.0cm | 1～2㎜細砂粒 | 茶灰 | 良好 | 内外面ともナデ | 概報Ⅲ 第17図 8 |
| | 2. | 杯 蓋 | A. 12.6cm | 2㎜細砂粒 | 淡灰 | 良好 | 須恵器<br>外面にわずかな稜 | 〃 9 |
| | 3. | 杯 蓋 | | 1～2㎜細砂粒 | 灰白 | 良好 | 須恵器<br>天井部はヘラ削り | 〃 10 |
| | 4. | 椀 | A. 17.0cm | 2～3㎜細砂粒 | 内 灰褐<br>外 黒灰 | 良好 | 土師器 ロクロ成形<br>外面 黒色処理 | 〃 11 |
| | 5. | 杯 | A. 8.2cm | 1～2㎜細砂粒 | 茶褐 | 良好 | 土師器 ロクロ成形 | 〃 12 |
| | 6. | 杯 | A. 7.4cm | 1㎜以下細砂粒 | 乳灰 | 良好 | 土師器<br>10世紀 | 〃 13 |
| | 7. | 小 皿 | A. 7.4cm<br>B. 6.4cm<br>C. 1.25cm | 1㎜細砂粒 | 内 灰褐<br>外 淡褐 | 良好 | 土師器<br>非常に器高が低い<br>10世紀 | 〃 14 |
| | 8. | (底部) | B. 5.5cm | 2～5㎜細砂粒 | 茶褐 | 良好 | 弥生後期 | 〃 15 |
| | 9. | 内耳堝 | A. 22.0cm | 1㎜以下細砂粒 | 黒灰褐 | 良好 | 瓦質土器<br>口辺部に孔を有す | 〃 7 |
| | 10. | 染付紅皿 | A. 5.4cm<br>B. 2.8cm<br>C. 2.3cm | | | | 外面に笹文様<br>肥前系 | 〃 3 |
| | 11. | 〃 | A. 7.0cm<br>B. 3.6cm<br>C. 2.5cm | | | | 外面に笹文様<br>肥前系 | 〃 4 |
| | 12. | 染付碗 | A. 11.0cm | | | | 内外面に平行線、斜線文の染付 肥前系 | 〃 1 |
| | 13. | 染付碗 | A. 8.0cm | | | | 内外面に草花文<br>肥前系 | 〃 6 |
| | 14. | 染付皿 | B. 3.0cm | | | | 内面に草花文<br>肥前系 18世紀 | 〃 5 |
| | 15. | 〃 | | | | | 青磁(同安窯産)<br>外面に櫛描き文様 | 〃 2 |
| | 16. | 石 鏃 | 長さ 1.9cm<br>幅 1.8cm<br>厚さ 0.4cm<br>重さ 0.8g | | | | サヌカイト<br>凹基無茎式 | 〃 16 |
| | 17. | 石 鏃 | 長さ 1.8cm<br>幅 1.3cm<br>厚さ 0.3cm<br>重さ 0.7g | | | | サヌカイト<br>凹基無茎式<br>片翼末端を欠損 | 〃 17 |
| | 18. | 刃 器 | 長さ 6.7cm<br>幅 2.6cm<br>厚さ 0.7cm | | | | サヌカイト | 〃 18 |

| | 挿図番号 | 図版番号 | 器種 | 法量 A口径 B底径 C器高 | 胎土 | 色調 | 焼成 | 形態及び手法の特徴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第48図 | 1. | 土鍋 | A. 42.0cm | 白色・黒色・赤色細砂粒 | 赤褐 | 良好 | 口縁部 ほぼ水平方向 | 概報Ⅳ 第11図1 |
| | | 2. | 〃 | A. 24.0cm | 細・粗砂粒 | 灰褐 | 良好 | | 〃 2 |
| | | 3. | 羽釜 | | 〃 | 黒灰 | 良好 | 上面にこぼれによる煤 | 〃 3 |
| | | 4. | 〃 | | 白色・黒色細砂粒 | 灰 | 良好 | 〃 | 〃 4 |
| | | 5. | 〃 | | 細砂粒 | 内 灰<br>外 暗灰 | 良好 | 内面 板状のナデ | 〃 5 |
| | | 6. | 〃 | | 〃 | 灰 | 良好 | 上面にこぼれによる煤 | 〃 6 |
| | | 7. | 小皿 | B. 4.0cm | 赤色・白色細砂粒 若干 | 浅黄橙 | | 土師質 | 〃 7 |
| | | 8. | 染付碗 | | | (白色) | | 伊万里系 18世紀<br>内外面に草文 | 〃 8 |
| | | 9. | 〃 | | | 〃 | | 〃 | 〃 9 |
| | | 10. | 〃 | | | 〃 | | 伊万里系 18世紀<br>外面 型紙摺 | 〃 10 |
| | | 11. | 〃 | A. 10.0cm | | 〃 | | 京焼風<br>外面に朱色と薄黄緑色の草文風 | 〃 11 |
| | | 12. | 染付 猪口 | A. 3.0cm | 細砂粒 若干 | 〃 | | 口縁部 若干外反気味に直立 肥前系 | 〃 12 |
| | | 13. | 染付碗 | B. 14.4cm | | 〃 | | 伊万里系 18世紀後半<br>外面に3本の平行線を描く | 〃 13 |
| | | 14. | 染付皿 | B. 7.6cm | | (白灰) | | 肥前系 18世紀<br>見込み蛇の目釉ハギと高台畳付は無釉 | 〃 14 |
| | | 15. | 染付碗 | B. 4.8cm | | (白) | | 外面 白土を刷毛で塗る<br>高台畳付は無釉 | 〃 15 |
| | | 16. | 〃 | A. 10.0cm | | 〃 | | 掛分碗<br>瀬戸美濃系 | 〃 16 |
| | | 17. | 〃 | | | 〃 | | 〃 | 〃 17 |
| | 第49図 | 18. | 内耳堝 | A. 34.0cm | 細砂粒 | 灰黄褐色 | | 瓦質土器<br>孔を有す | 概報Ⅳ 第12図18 |
| | | 19. | 土鍋 | A. 40.0cm | 細砂粒 | 黒褐色 | | | 〃 19 |
| | | 20. | 〃 | A. 40.0cm | 〃 | 白灰 | | | 〃 20 |
| | | 21. | 染付碗 | A. 11.8cm | | (白色) | | 瀬戸美濃系<br>陶胎染付 | 〃 21 |
| | | 22. | 〃 | A. 12.0cm | | 〃 | | 〃 | 〃 22 |
| | | 23. | 〃 | A. 10.0cm | | 〃 | | 肥前系 18世紀<br>外面 松の文様 | 〃 23 |
| | | 24. | 〃 | | | 〃 | | 肥前系<br>外面に草文(?) | 〃 24 |
| | | 25. | 〃 | | | 〃 | | 外面に草文 | 〃 25 |
| | | 26. | 〃 | B. 3.2cm | | 〃 | | 染付青磁碗 | 〃 26 |
| | | 27. | 〃 | B. 4.0cm | | 〃 | | 高台畳付 無釉 | 〃 27 |
| | | 28. | 〃 | A. 12.0cm | | (白灰) | | 肥前系 18世紀<br>陶胎染付 | 〃 28 |

| | 挿図番号 | 図版番号 | 器種 | 法量<br>A口径<br>B底径<br>C器高 | 胎土 | 色調 | 焼成 | 形態及び手法の特徴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第49図 | 29. | 染付瓶 | A. 4.0cm | | (白灰) | | 肥前系 | 概報Ⅳ<br>第12図29 |
| | | 30. | 染付碗 | A. 16.0cm | | (白色) | | 肥前系　17世紀初<br>溝縁皿 | 〃 30 |
| | | 31. | 染付蓋 | A. 10.5cm | | 〃 | | 内面に貼り付けのかえり | 〃 31 |
| | | 32. | 染付皿 | A. 10.4cm<br>B. 7.4cm<br>C. 1.3cm | | (灰白) | | 体部、底部外面は無釉<br>瀬戸美濃系 | 〃 32 |
| | | 33. | 灯明皿 | A. 11.4cm | 細砂粒 | 内　黒褐<br>外　暗褐 | | 口縁部内面に煤 | 〃 33 |
| | | 34. | 杯　蓋 | | 黒色・白色細砂粒 | 明灰 | 良好 | 須恵器 | 〃 34 |
| | | 35. | 甕 | | 細砂粒 | 灰 | 良好 | 須恵器<br>外面　格子目タタキ | 〃 35 |
| | | 36. | 〃 | | 黒色細砂粒 | 内　灰白<br>外　灰 | 良好 | | 〃 36 |
| | 第50図 | 37. | 土　鍋 | A. 36.0cm | 白色・黒色細砂粒、金雲母 | 内　灰黄褐<br>外　褐灰 | 良好 | | 概報Ⅳ<br>第13図37 |
| | | 38. | 〃 | A. 34.0cm | 白色・黒色・赤色　細砂粒<br>金雲母 | 黄褐 | 良好 | | 〃 38 |
| | | 39. | 染付碗 | A. 9.0cm | | (白) | | 外面　松の文様 | 〃 39 |
| | | 40. | 〃 | A. 11.0cm | | 〃 | | 青磁　外面に草文 | 〃 40 |
| | | 41. | 〃 | A. 3.7cm | | 〃 | | 端反碗 | 〃 41 |
| | | 42. | 〃 | | | 〃 | | 唐津系　内外面に白土を刷毛で塗る | 〃 42 |
| | | 43. | 〃 | | | 〃 | | 瀬戸美濃系　鉄釉 | 〃 43 |
| | | 44. | 土　鍋 | 長さ 5.7cm | 1～2㎜粗砂粒　多量 | 浅黄橙色 | | 脚 | 〃 44 |
| | | 45. | | | 細砂粒 | 白灰 | 良好 | ロクロ成形　須恵器 | 〃 45 |
| | | 46. | 皿 | A. 11.0cm<br>B. 8.0cm<br>C. 1.0cm | 粗砂粒・細砂粒 | 内　赤橙<br>外　浅黄橙 | 良好 | 土師質 | 〃 46 |
| | | 47. | 〃 | A. 7.8cm<br>B. 5.6cm<br>C. 1.3cm | 赤色砂粒・金雲母 | 浅黄橙 | 良好 | 〃 | 〃 47 |
| | | 48. | 〃 | A. 7.2cm<br>B. 5.2cm<br>C. 1.1cm | 赤色・白色砂粒　多量 | 浅黄橙 | 良好 | 〃 | 〃 48 |
| | | 49. | 甕 | B. 5.4cm | 白色・黒色砂粒<br>石英・粗砂粒 | 褐色 | 良好 | 土師質　外面ヘラ削り | 〃 49 |
| | | 50. | 〃 | | 0.5㎜白色砂粒 | 灰色 | 良好 | 須恵器<br>外面　格子目タタキ<br>内面　同心円タタキ | 〃 50 |
| | | 51. | 〃 | | 1㎜白色砂粒 | 白灰 | 良好 | 須恵器<br>外面　格子目タタキ | 〃 51 |
| | | 52. | 甕 | B. 10.0cm | 黒色・白色細砂粒 | 白灰 | 良好 | 須恵器 | 〃 52 |
| | | 53. | 甕 | B. 14.8cm | 白色　細砂粒 | 白灰 | 良好 | 須恵器 | 〃 53 |

## 詳細分布調査

| | 挿図番号 | 図版番号 | 器種 | 法量 A口径 B底径 C器高 | 胎土 | 色調 | 焼成 | 形態及び手法の特徴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第2地点 | 第51図 | 1. | 杯蓋 | 径 3.2cm | 細砂粒 若干 | 灰 | 良好 | 扁平な宝珠 | 須恵器 |
| | | 2. | | | 細砂粒 | 白灰 | 良好 | 外面 縦方向のタタキ目<br>内面 同心円タタキ目 | 須恵器 |
| 第3地点 | | 3. | 染付皿 | A. 14.0cm<br>B 4.6cm<br>C 2.4cm | 1㎜以下細砂粒 | 灰白（素地） | 良好 | 底部は器厚が厚く、低い高台が付く。体部の外面上半と内面に灰オリーブ色の釉がかかり、内面に草文が描かれる | 肥前系磁器 18世紀 |
| | | 4. | 〃 | A. 14.0cm<br>B. 5.0cm<br>C. 3.6cm | 細砂粒 若干 | 白灰（素地） | 良好 | 口縁部内面に浅い溝を持つ。体部内面と外面上半に灰オリーブ色の釉がかかる。外面下半は無調整砂目積み | 溝縁皿 16世紀末 |
| | | 5. | 杯 | A. 15.0cm | 1～2㎜の茶色・黒色細砂粒 | 白黄 | 良 | 体部は若干内弯<br>磨滅のため調整不明 | 土師質 |
| | | 6. | 小皿 | A. 9.0cm<br>B. 6.8cm<br>C. 1.4cm | 細砂粒 | 浅黄橙 | 良 | 器厚はほぼ均一<br>磨滅のため調整不明 | 土師質 |
| | | 7. | 擂鉢 | B. 11.0cm | 1㎜以下細砂粒 | 暗赤褐 | 良好 | 内面は磨耗が著しい<br>底部はヘラ削リ | 堺系 18世紀 |
| | | 8. | | | 細砂粒 | 灰 | 良好 | 外面 格子目タタキ | 須恵質 |
| 第5地点 | | 9. | 壺 | A. 14.0cm | 1㎜以下細砂粒 | 褐灰 | 良 | 口縁端部 凹線2条<br>内外面ともヨコナデ | 弥生中期 |
| 第6地点 | | 10. | 壺 | A. 19.0cm | 1㎜以下細砂粒 | にぶい黄褐 | 良好 | 口縁端部若干の凹線2条<br>内外面ともヨコナデ | 弥生中期 |
| | | 11. | 杯 | B. 8.0cm | 0.5㎜以下の細砂粒 多量 | 灰 | 良好 | ロクロ成形<br>底部は切り離し後にナデ | 須恵器 |
| | | 12. | 杯 | B. 7.0cm | 細砂粒 | 灰白 | 良 | ロクロ成形<br>底部は切り離し後にナデ | 須恵器 |
| | | 13. | | | 黒色・白色細砂粒 | 内 灰<br>外 赤灰 | 良好 | ロクロ成形 | 須恵器 |
| | | 14. | | | 細砂粒 | 内 白灰<br>外 黒灰 | 良好 | 外面 細かいタタキ目<br>内面 同心円タタキ目 | 須恵器 |
| 第19地点 | | 15. | 高杯 | A. 24.0cm | 白色・赤色・黒色細砂粒 | 明褐 | 良 | 外面に稜を有し、口縁部は外反しながら立ち上がる<br>外面 磨滅のため調整不明<br>内面 ヘラミガキ | 弥生後期 |
| | | 16. | | B. 5.8cm | 1㎜以下細砂粒 多量 | 内にぶい褐<br>外黒褐 | 良 | 平底<br>底部は一部ヘラミガキ | 弥生 |
| | | 17. | 杯 | B. 9.8cm | 1㎜以下細砂粒 | 灰 | 良好 | ロクロ成形<br>底部は切り離し後にヘラナデ | 須恵器 |
| 第5地点 | | 18. | 石鏃 | 長さ3.25cm<br>幅 1.5cm<br>厚さ 0.5cm<br>重さ 2.3g | | | | サヌカイト<br>凸基有茎式で鏃身と茎の区別が明瞭<br>丁寧な調整 | |
| 第17地点 | | 19. | 石鏃 | 長さ3.0 cm<br>幅 1.5cm<br>厚さ 0.4cm<br>重さ 1.5g | | | | サヌカイト<br>凹基無茎式<br>側辺を両面よる加工<br>片翼末端を欠損 | |
| 表採 | | 20. | 石鏃 | 長さ2.05cm<br>幅 1.25cm<br>厚さ 0.3cm<br>重さ 0.7g | | | | サヌカイト<br>凹基無茎式<br>片翼末端を欠損 | |
| 表採 | | 21. | 石鏃 | 長さ 1.9cm<br>幅 1.3cm<br>厚さ 0.4cm<br>重さ 1.2g | | | | サヌカイト<br>凹基無茎式<br>先端部と片翼末端を欠損 | |
| 第5地点 | | 22. | 刃器 | 長さ 7.7cm<br>幅 3.85cm<br>厚さ 0.6cm<br>重さ21.2g | | | | サヌカイト<br>腹面に平坦剝離面を持ち刃部は両面調整が丁寧に行われている。側面の一部に自然面 | |

周辺表採

| | 挿図番号 | 図版番号 | 器種 | 法量 A口径 B底径 C器高 | 胎土 | 色調 | 焼成 | 形態及び手法の特徴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大池 | 第52図 | 1. | 壺 | A. 20.0cm | 2～3㎜の砂粒を多く含む | 内 にぶい黄橙<br>外 にぶい橙 | 不良 | 口縁端部に刻目文<br>磨滅のため調整は不明だが、口縁部外面の一部にヨコナデ | 弥生前期 |
| | | 2. | 壺 | A. 27.4cm | 1㎜以下の細砂粒 | にぶい褐色 | 良好 | 口縁端部を上下に拡張<br>内外面ともヨコナデ | 弥生後期 |
| | | 3. | 壺 | A. 16.0cm | 1㎜以下の細砂粒 | 内 にぶい黄橙<br>外 褐灰 | 良 | 頸部はほぼ直立、口縁端部は上下に大きく拡張する。内外面ともヨコナデ | 弥生後期 |
| | | 4. | 壺 | A. 11.6cm | 1㎜以下の細砂粒 | にぶい黄橙 | 良 | 口縁端部を欠損するが、若干つまみ上げる。口縁部はヨコナデ。頸部内面は指頭圧痕の後にナデ、内面に輪積み痕有り | 弥生後期 |
| | | 5. | 壺 | A. 16.0cm | 3㎜以下の白色・黒色・赤色の砂粒を多く含む | 明褐 | 良好 | 頸部ほぼ直立し、口唇部は若干つまみ上げられる<br>口縁部 ヨコナデ<br>頸部 外面 刷毛目の後にナデ<br>内面 ナデ | 弥生後期 |
| | | 6. | 壺 | A. 20.0cm | 1㎜以下細砂粒 | 灰白 | 良 | 口縁部は大きく外にひろがる<br>口縁端部 凹線2条<br>口縁部 ヨコナデ | |
| | | 7. | 壺 | | 1㎜以下の細砂粒多量<br>2㎜の砂粒 | にぶい黄橙 | 良 | 若干の稜<br>外面 縦・横方向のヘラミガキ<br>内面 ナデ、指頭圧痕 | 弥生後期末 |
| | | 8. | 甕 | A. 14.0cm | 細砂粒<br>金雲母・長石・石英 | 明褐 | 良 | 口縁端部を若干つまみ上げる<br>口縁部 ヨコナデ<br>胴部 外面 ナデ<br>内面 指頭圧痕 | 弥生後期 |
| | | 9. | 甕 | A. 10.0cm | 1㎜以下の細砂粒 | にぶい赤褐 | 良 | 口縁端部 凹線1条<br>口縁部 ヨコナデ<br>胴部 外面 こまかい刷毛目<br>内面 指頭圧痕 | 弥生後期 |
| | | 10. | 甕 | A. 14.2cm | 2㎜以下細砂粒 | 内 浅黄橙<br>外 にぶい黄橙 | 良好 | 口縁部は強く屈曲し、端部は上下に拡張<br>口縁部 ヨコナデ<br>胴部 外面 刷毛目の後にナデ<br>内面 指頭圧痕、ヘラ削り | 弥生後期 |
| | | 11. | 甕 | A. 12.0cm | 1㎜以下細砂粒 | 灰黄 | 良 | 胴部は球形<br>口縁部 ヨコナデ<br>胴部 外面 ナデ<br>内面 指頭圧痕 | 弥生後期 |
| | | 12. | | B. 3.2cm | 1㎜以下細砂粒 | 灰白 | 良 | 丸底に近い平底<br>外面 刷毛目の後にナデ 黒斑有り<br>内面 刷毛目の後にナデ<br>底部 同方向の刷毛目 | 弥生後期 |

| | 挿図番号 | 図版番号 | 器種 | 法量<br>A口径<br>B底径<br>C器高 | 胎土 | 色調 | 焼成 | 形態及び手法の特徴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大池 | 第52図 | 13. | | B. 5.0cm | 2～5㎜の石英と2㎜位の砂粒多量 | にぶい黄橙 | 良 | 平底<br>外面 刷毛目の後にナデ<br>内面 ナデ | 弥生中期 |
| | | 14. | | B. 9.2cm | 2～4㎜の石英・砂粒と細砂粒 多量 | 内 灰黄<br>外 灰白 | 良好 | 底部は器厚が厚い<br>外面 こまかい刷毛目<br>内面 やや粗い刷毛目<br>底部 こまかい刷毛目 | 弥生中期 |
| | | 15. | | B. 4.0cm | 1㎜の石英・雲母、細砂粒多量、3㎜の砂粒少量 | 灰白 | 不良 | 丸底に近い平底<br>外面 磨滅のため不明<br>内面 ヘラナデ | 弥生後期 |
| | | 16. | | B. 4.3cm | 1㎜以下細砂粒 | 内 灰<br>外 淡黄 | 良 | 外面 ヘラミガキの後にナデ<br>内面 ヘラ削り<br>底部に黒斑有り | 弥生後期 |
| | | 17. | | B. 6.0cm | 2～3㎜の細砂粒 | 暗褐灰 | 良好 | 磨滅のため調整不明<br>底部の器厚は薄い | 弥生後期 |
| | 第53図 | 18. | 高杯 | A. 23.0cm | 4㎜以下砂粒 | にぶい黄橙 | 不良 | 口縁部 ヨコナデ<br>体部 磨滅のため調整不明<br>口縁部 対面に輪積み痕2ヶ所 | 弥生後期 |
| | | 19. | 高杯 | A. 22.0cm | 1㎜以下細砂粒 | 橙 | 良好 | 口縁部 ヨコナデ<br>体部外面 ヘラ削り<br>内外面に明瞭な稜を有す | 弥生後期 |
| | | 20. | 高杯 | B. 18.0cm | 1㎜以下の黒色・白色細砂粒、金雲母・長石多量 | にぶい黄褐 | 良好 | 沈線4本<br>内面 ヘラ削り | 弥生後期 |
| | | 21. | 高杯 | B. 18.0cm | 1㎜以下の細砂粒多量 | にぶい橙 | 良好 | 外面 ナデ<br>内面 ヘラ削り<br>径 0.5cmの孔を有す | 弥生後期 |
| | | 22. | ミニチュア土器 | | 1㎜以下細砂粒 | 灰白 | 良好 | 口縁部 ヨコナデ<br>体部 外面 刷毛目の後にナデ<br>内面 指頭厚痕<br>外面に黒斑 | |
| 天満境目 | | 23. | 高杯 | A. 19.0cm | 1㎜以下細砂粒・石英・雲母多量 | 赤褐 | 良 | 体部の器厚は厚い<br>内外面とも磨滅のため調整は不明 | 弥生後期 |
| | | 24. | 杯蓋 | A. 10.0cm<br>C. 3.7cm | 細砂粒 | 灰白 | 良好 | 口縁部はほぼ直立し、若干の稜を持つ<br>ロクロ成形<br>底部は回転ヘラ切り後にヘラナデ | 須恵器 |
| | | 25. | 羽釜の脚 | 長さ13.2cm<br>径 3.0cm | 1～2㎜細砂粒 多量 | 赤褐色 | 良好 | | |
| 宮尻 | | 26. | 杯 | A. 12.0cm | 細砂粒 | 灰色 | 良好 | ロクロ成形 | 須恵器 |
| | | 27. | 甕 | | 1㎜細砂粒 | 内 灰色<br>外 黒灰色 | 良好 | 外面 タタキ目<br>内面 同心円タタキ目 | 須恵器 |
| | | 28. | 甕 | | 細砂粒 | 灰色 | 良好 | 外面 格子目 タタキ | 須恵器 |
| | | 29. | 土鍋 | A. 20.0cm | 細砂粒 若干 | 明褐色 | 良好 | | 土師質 |
| | | 30. | 壺 | B. 6.0cm | 細砂粒 若干 | | 良好 | 底部は若干上げ底<br>内外面に透明釉がかかる<br>素地は白 | 陶器 |

| | 挿図番号 | 図版番号 | 器種 | 法量 A口径 B底径 C器高 | 胎土 | 色調 | 焼成 | 形態及び手法の特徴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 正大寺北西 | 第53図 | 31. | 壺 | A．20.4cm | 3㎜以下細砂粒 | 内 灰白<br>外 浅黄橙 | 不良 | 口縁部は大きく外反する<br>口縁部上位 ヨコナデ<br>口縁部下位<br>外面 ヘラミガキ<br>ヘラナデ | 弥生後期 |
| | | 32. | 壺 | A．17.4cm | 1㎜以下細砂粒 | 内 にぶい橙<br>外 橙 | 良好 | 口縁端部に刻目文 | 弥生前期 |
| | | 33. | 甕 | A．29.0cm | 2～5㎜砂粒細砂粒多量 | にぶい橙 | 良好 | 口縁部に外面に凸帯 | 弥生前期 |
| | | 34. | 鉢 | A．24.8cm | 1㎜以下細砂粒 | 内 浅黄橙<br>外 灰白 | 良好 | ほぼ直立しながら口縁部に至る。内外面に不明瞭な指頭圧痕 | 弥生 |
| | | 35. | | B．7.4cm | 細砂粒 2～4㎜の砂粒 金雲母 | 橙 | 良好 | 底部は若干上げ底気味<br>外面 刷毛目<br>内面 磨滅のため調整不明 | 弥生中期 |
| | | 36. | 杯 | B．6.2cm | 細砂粒 | 青灰 | 良好 | ロクロ成形 | 須恵器 |
| | | 37. | | B．7.2cm | 細砂粒 | 褐灰 | 良好 | | 須恵器 |
| | | 38. | | | 白色細砂粒 | 灰 | 良好 | 外面 若干のタタキ<br>内面 同心円タタキ | 須恵器 |
| | | 39. | | | 白色・黒色細砂粒 | 白灰 | 良好 | 外面 斜方向のタタキ<br>内面 同心円タタキ<br>外面にわずかに釉がかかる | 磁器 |
| | | 40. | | | 細砂粒、砂粒 | 赤灰 | 良好 | 外面 格子目タタキ | 須恵質 |
| 都市計画道予定地 | 第54図 | 41. | 杯 | B．7.6cm | 細砂粒若干 | 黄褐色 | 良 | 底部は回転ヘラ切リ | 土師器 |
| | | 42. | 染付皿 | B．7.0cm | | | | 高台畳付は無釉<br>透明釉 素地は白色 | 陶磁器 |
| | | 43. | 底部 | B．9.0cm | 細砂粒多量 | 灰色 | 良 | 底部 ヘラ削リ | 陶器 |
| | | 44. | 高杯 | A．20.0cm | 1㎜以下の白色・黒色細砂粒 | 暗黄褐色 | 良好 | 口縁部は外彎しながら立ち上がる<br>口縁部 ヨコナデ | 弥生後期 |
| | | 45. | 高杯 | | 白色砂粒若干 | 灰 | 良好 | 沈線2条 | 須恵器 |
| | | 46. | 甕 | B．5.0cm | 白色・黒色細砂粒多量1～2㎜砂粒若干 | 暗褐色 | 良好 | 底部は上げ底<br>調整は不明 | 土師器 |
| | | 47. | 小皿 | A．6.0cm | 細砂粒若干 | 淡黄褐 | 良 | | 土師器 |
| | | 48. | | | 細砂粒 | 白灰 | 良好 | 外面 タタキ<br>内面 同心円タタキ | 須恵器 |
| | | 49. | | | 白色細砂粒砂粒 | にぶい赤灰色 | 良好 | 外面 斜方向のタタキ | 磁器 |
| 野田池北東 | | 50. | 杯蓋 | | 1㎜砂粒多量 | 黒灰色 | 良好 | ロクロ成形<br>天井部は切り離し後にナデ | 須恵器 |
| | | 51. | 杯蓋 | 径 3.6cm | 細砂粒 | 灰 | 良好 | 扁平な宝珠 | 須恵器 |
| | | 52. | 高台付杯 | B．8.0cm | 細砂粒若干 | 白灰 | 良好 | 高台は低い<br>底部は器厚が厚い | 須恵器 |
| | | 53. | | | 細砂粒若干 | 白灰 | 良好 | 外面 タタキ<br>内面 粗い同心円タタキ | 須恵器 |
| | | 54. | | | 細砂粒若干 | 灰 | 良好 | 外面 格子目タタキ | 須恵器 |
| | | 55. | 土鍋 | A．24.0cm | 細砂粒 | にぶい黄橙 | 良好 | | |
| | | 56. | 土鍋 | A．10.0cm | 細砂粒 | 黄橙 | 良好 | | |
| | | 57. | 染付碗 | B．4.0cm | | | | 外面に草文を描く<br>高台は高い 素地は白色 | 18世紀 |
| | | 58. | 〃 | | | | | 外面に染付 | |

| | 挿図番号 | 図版番号 | 器種 | 法量 A口径 B底径 C器高 | 胎土 | 色調 | 焼成 | 形態及び手法の特徴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下池南西 | 第54図 | 59. | | B. 9.0cm | 4㎜以下細砂粒多量 | 灰白 | 良 | 磨滅のため調整不明 | 弥生 |
| | | 60. | 壺 | A. 14.0cm | 1㎜細砂粒 2～4㎜の石英、砂粒多量 | 赤褐色 | 良好 | 口縁端部 斜格子文<br>口縁部内面 斜格子文<br>内外面ともヨコナデ<br>内面に黒斑有り | 弥生中期 |
| | | 61. | 高杯 | A. 31.4cm | 1㎜以下細砂粒 1～4㎜砂粒 | 赤褐色 | 良 | 口縁端部は内外面に拡張し平坦面をつくる<br>磨滅のため調整不明 | 弥生中期 |
| 大池 | | 62. | 有舌尖頭器 | 長さ 6.7cm<br>幅 2.2cm<br>厚さ 0.7cm | | | | サヌカイト<br>全面に細かな剝離調整 | 概報Ⅰ<br>第10図1 |
| 野田池東 | | 63. | 石鏃 | 長さ 2.3cm<br>幅 1.5cm<br>厚さ 0.4cm<br>重さ 1.2g | | | | サヌカイト<br>凹基無茎式<br>側辺は大きく内彎弧をえがく | |
| | | 64. | 石鏃 | 長さ 2.9cm<br>幅 2.7cm<br>厚さ 0.5cm<br>重さ 4.5g | | | | サヌカイト<br>下端部を欠損<br>両面とも縁辺を調整 | |
| 林町 | 第55図 | 65. | | B. 7.6cm | 白色・黒色細砂粒・金雲母多量 | にぶい黄橙 | 良好 | 平底<br>外面 刷毛目の後にヘラミガキ<br>内面 磨滅のため調整不明<br>底部 全面ナデ | 弥生 |
| | | 66. | 染付碗 | B. 10.0cm | 細砂粒 | 白灰 | 良好 | | 陶磁器 |
| 林町 | | 67. | | | 1㎜以下細砂粒、2㎜以下砂粒 | 灰 | 良好 | 外面 タタキ<br>内面 同心円タタキ | 須恵器 |
| 蓮池南 | | 68. | | | 1㎜以下細砂粒多量 | 灰 | 良好 | 外面 粗いタタキ<br>内面 同心円タタキ | 須恵器 |
| 分ヶ池西 | | 69. | | | 1㎜以下細砂粒、2㎜以下砂粒 | 白灰 | 良好 | 外面 こまかいタタキ<br>内面 同心円タタキ | 須恵器 |
| 空港南 | | 70. | 杯 | A. 12.0cm | 0.5㎜以下の細砂粒 | 灰 | 良好 | ほぼ直線的で口唇部に至る<br>口唇部はやや尖がる | 須恵器 |
| | | 71. | 杯蓋 | A. 12.0cm | 細砂粒 | 灰白 | 良好 | 口縁部はほぼ直立し、外面にわずかな稜を持つ | 須恵器 |
| | | 72. | 杯蓋 | 径 3.0cm | 0.5㎜位の細砂粒 | 灰 | 良好 | 扁平な宝珠 | 須恵器 |
| | | 73. | 甕 | A. 34.0cm | 1㎜細砂粒 | 灰 | 良好 | | 須恵器 |
| | | 74. | 平瓦 | 長さ10.0cm<br>幅 9.7cm<br>厚さ 1.5cm | | 灰白 | | 凹面 粗い布目<br>凸面 タタキ目 | |
| | | 75. | 平瓦 | 長さ 6.7cm<br>幅 5.3cm<br>厚さ 1.6cm | | 灰白 | | 端部は丁寧に面取り<br>凹面 粗い布目<br>凸面 磨滅のため不明 | |
| | | 76. | 平瓦 | 長さ 7.8cm<br>幅 5.8cm<br>厚さ 1.5cm | | 白灰 | | 凹面 磨滅のため不明<br>凸面 幅広く、深いタタキ目 | |
| | | 77. | 平瓦 | 長さ 4.6cm<br>幅 7.2cm<br>厚さ 2.0cm | | 白灰 | | 凹面 磨滅が著しいが、一部に布目<br>凸面 タタキ目 | |
| | | 78. | 丸瓦 | 長さ 4.3cm<br>幅 5.5cm<br>厚さ 1.2cm | | 黄灰 | | 凹面 細かい布目<br>凸面 横方向の板なでによって整形<br>端部は丁寧に面取り | |
| | | 79. | 丸瓦 | 長さ 5.8cm<br>幅 6.7cm<br>厚さ 1.7cm | | 灰 | | 凹面 細かい布目<br>凸面 横方向の板なでによって整形 | |

## 第２節　発掘調査の総括

### 1．原　始

はじめに

高松平野における、弘福寺領山田郡田図の比定地に関する地域内では、いまのところ、旧石器時代には、久米池南遺跡、諏訪神社遺跡、雨山南遺跡でナイフ型石器が採集されているが、関連する遺構は確認されていない。縄文時代については、遺物の採集もなく、この範囲内では人間の活動は認められていない。往時の人々の活発な活動が認められるようになるのは、今から約2400年前に始まったとされる弥生時代に入ってからのことである。

ここでは、過去４年間にわたる発掘調査の成果をもとにして、田図比定地およびその周辺の開拓と土地利用の変遷を跡づけてみよう。

１．弥生時代前期

まず北地区では、Ｂ区の東南端とＣ区の東半部において、現地表面下約1.2ｍのところにあるⅨ層上面で田の畦畔が見つかり、ある程度の水田区画の広がりが確認できた。Ｂ区ではごく小範囲のみの検出であるが、その畦の方向は北に対して約45°傾いたものでほぼ方形の区画をしている。水田１枚の占める面積は、判明したもので約2.5㎡という狭いものである。

Ｃ区では、水田の畦の方向は、ほぼ南北および東西に通っている。この付近の埋没地形が南から北へ向って緩やかに傾斜していることから、南北方向の畦は等高線に直行しており、東西方向の畦は等高線に平行している。そして、前者の畦は後者の畦にくらべて２～３㎝高く、一直線状に連なっている。まず緩傾斜面に水田を造る際、斜面の方向に平行して約２ｍ間隔で南北方向の縦の畦を作り、そののち、適宜約４ｍ前後の間隔をおいて東西方向の横の畦を作っていったと考えられる。したがって、水田の形は南北畦に長辺をおく長方形区画となり、その面積は８㎡前後である。Ｄ区も含めた発掘区域内には、このⅨ層水田にともなう灌漑用の水路が見つかっていないことから、これらの田への水の供給は、より高位にある南の田から北の田へ、順次、東西方向の畦を越えて田越しにより灌漑していたとみられる。恐らくその用水は、Ｄ区南方の平垣地を東から西へ掘削していたと思われる水路から取水していたとみられる。このⅨ層での耕作土は、約10㎝の厚みをもった黒褐色シルト質の極細砂であり、水田の下部は灰色シルト層が厚く堆積しており、この付近が自然堤防であったことが伺える。保水性の良い田であったといえるだろう。さらに下層は、扇状地帯を構成する砂礫層である。

このようなⅨ層水田の広がりは、発掘調査によって平面的に検出し得たのは、ごく限られた範囲のみであるが、Ｂ・Ｃ・Ｄ区の各々の土層観察から判断すると、これら３区の範囲を覆い

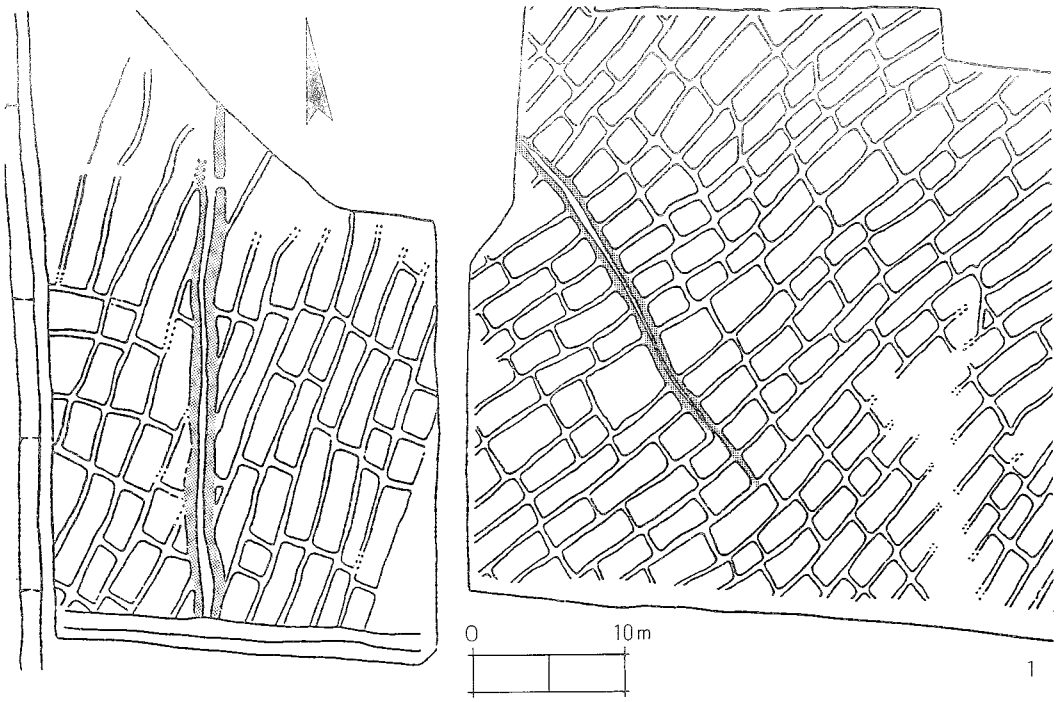


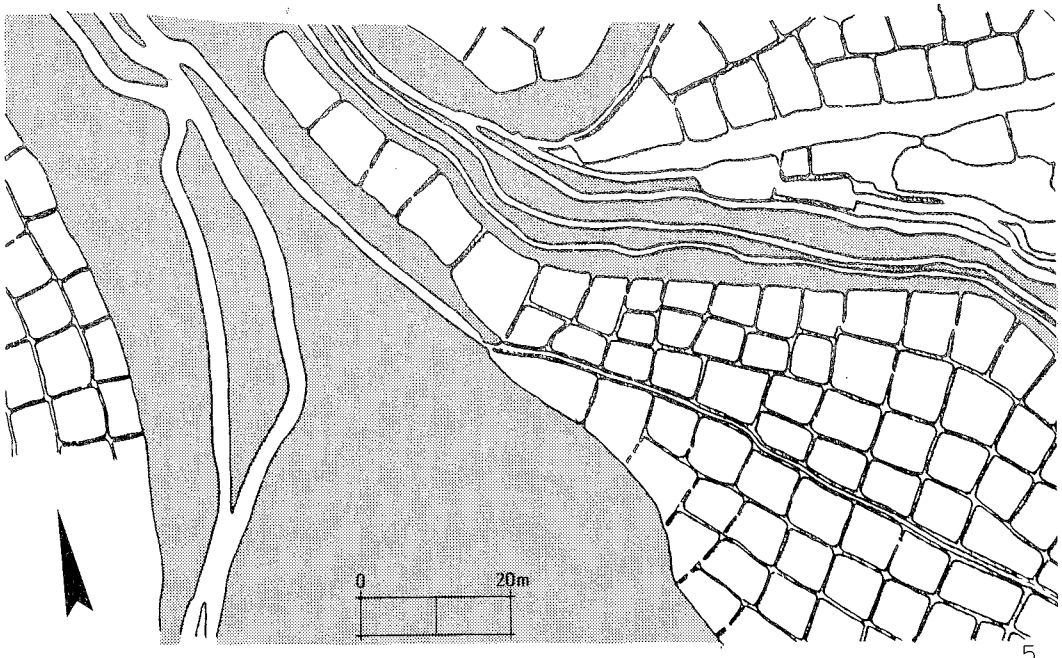


第56図　関連水田遺構資料(1)
1．高松市浴長池遺跡（浴長池II遺跡、前期）
5．岡山市百間川沢田遺跡（後期）

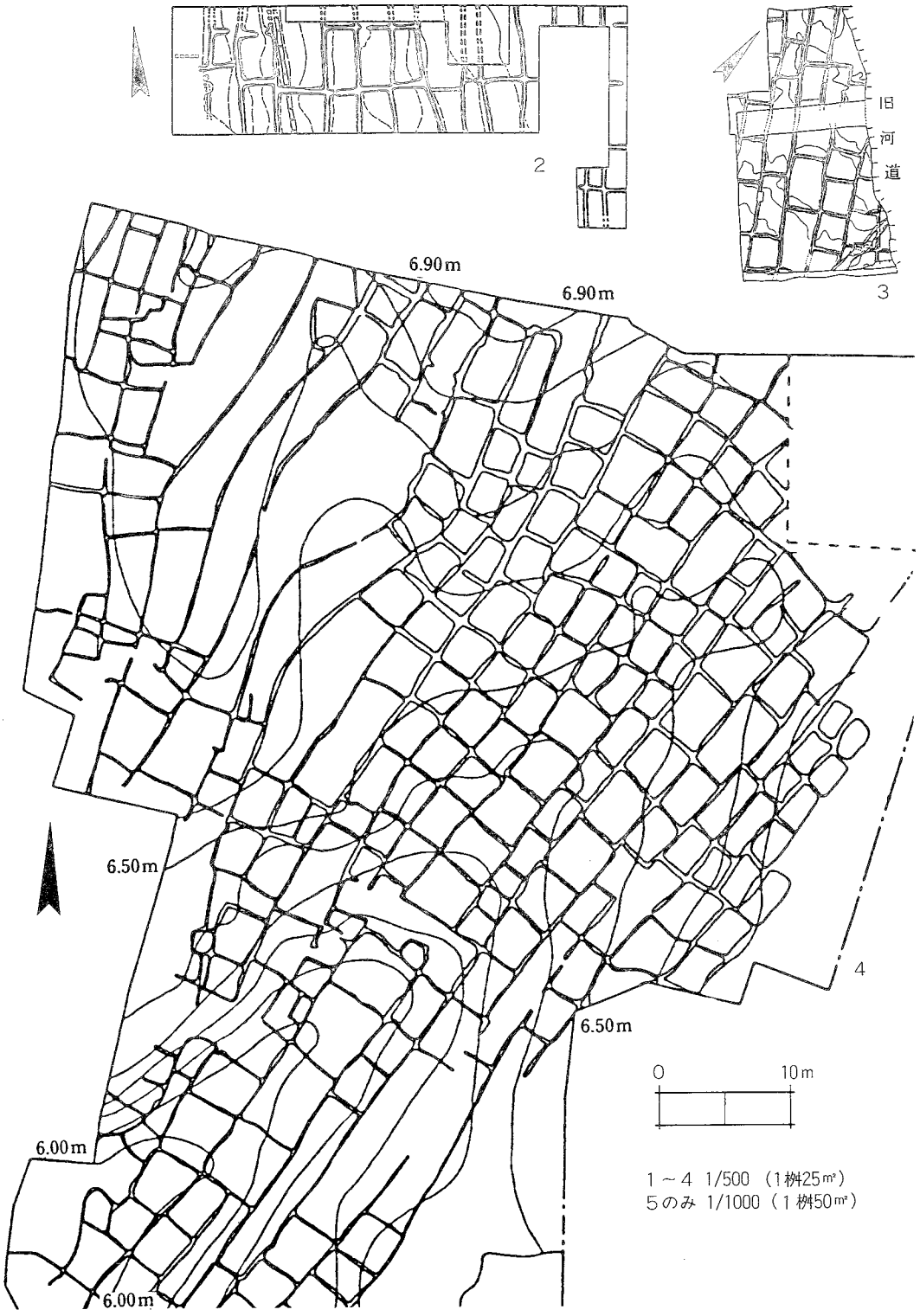


第57図　関連水田遺構資料(2)
2．岡山市津島江道遺跡（早期）
3．神戸市戒町遺跡（前期）　4．南国市田村遺跡（前期）

つくす以上の広範囲に水田が広がっていたことは確実である。その広さは少なく見積っても、東西88m以上、南北96m以上におよび、約8,500㎡にわたって水田があったことになる。さらに周辺の地形等を考慮に入れると、この数倍の面積が、既に弥生時代のⅠ期に耕作地として開発されていたと見てよいだろう。ただし、プラント・オパール分析ではB区第2トレンチ南方は、イネのプラント・オパールが部分的に未検出とのことで、微地形の違いにより、土地の利用状況が異なるという見方もあり得て、すべてが一様に水田化していたとも言い切れない面もある。また、B区とC区では畦の方向に違いがあり、区画方法も異なることから、この間に東北方向に通る大畦が存在していた可能性がある。そしてこの大畦を境にして北と南の地点で、水田造成の工法が違うか、または、水田経営の主体者が違うかであったとみられる。いずれにしても、これらの水田は、間もなく襲った東南方向からの洪水によって、約10～15cmの厚さで堆積した土砂に覆われてしまうことになる。以上の水田は、より南方では半湿田であり、北方へ行くに従い低くなって湿田と化する。B区北部より急傾斜で下っていき、後背湿地へと移る。

このⅨ層に広がる水田の年代は、今回の3年にわたる調査において、決定的な資料を得ることができなかったため、不明と言わざるを得ない。しかし、第3章第1節でも述べている通り、この北地区から約500m南方の谷・長池遺跡および谷・長池Ⅱ遺跡の成果では、下層水田直上の洪水層上面で弥生時代中期前半の住居跡が検出でき、下層水田面では弥生時代前期末の土器が出土したという事実がある。したがって、この2遺跡と共通する土層堆積状態をもち、等高線に直行して並ぶ長方形水田の区画法の類似等をみれば、Ⅸ層水田は弥生時代前期末、もしくはそれ以前のものということができる。高松平野では、東へ約600m離れた林坊城遺跡で、縄文時代晩期末の凸帯文土器に伴う木製農具の一部が発見されていることもあるので、水田の年代がこの時期まで遡る可能性も充分あり得るといえる。また、海を隔てた対岸の岡山平野では、津島江道遺跡で、同じ凸帯文期の小区画水田が発見されている。さらにまた、緩傾斜地で等高線に直行して縦方向の畦を何本も設け、その間を適宜横方向の畦で仕切っていく水田区画は、高知県南国市の田村遺跡や、神戸市戒町遺跡でその類例がみられ、谷・長池Ⅱ遺跡も含めて、いずれも弥生時代前期後半の時期に集中していることは興味深い。

## 2　弥生時代後期以前

Ⅸ層水田の上部に、洪水で運ばれてきた土砂があり、さらにその上部には6～10cmの厚さで灰色シルト質の極細砂が堆積しており、これが水田の耕作土となっている。現地表面下約90～110cmのところである。このⅧ層の水田は、B区の2本の南北トレンチの南端部と、C区東端の南北トレンチ全域でのみその存在が確認できたにすぎない。しかし、各区での土層観察からすれば、Ⅸ層水田と同様に付近一帯に広がっていたとみてよい。その面積もまた数万㎡にのぼる

だろう。限られた範囲での発掘調査によれば、これらの水田の畦の方向や形態は一定しておらず、実にまちまちである。水田1枚の形も方形のもの、多角形のものなどあって、その面積がわかるものは約3㎡で小さい。これらの水田は南から北へ向って少しずつ下って設けられている。B区の一部ではこの水田面の上層に、洪水砂をはさんでもう一層別の水田が重って存在することが確認できた。下層水田の部分的な復旧か、接近した別の時期の水田かはよくわからない。これらのⅧ層の水田が、ほとんど平坦に近い緩やかな傾斜地に設けられているにもかかわらず不定形で、また、小区画の形態をとっている理由には、次のことがあげられる。Ⅷ層の水田の直下に、15㎝ほどの厚さで洪水砂が堆積していることがあり、このため上部水田の漏水が原因で湛水し難いことから、田を小さく区切ったものと思われる。田の畦の方向が一定しないのも、地形の傾斜具合に左右されたわけではなく、この小区画をとることと関係があるのか、あるいは、それ以上の何らかの理由があったのかも知れない。

さて、Ⅷ層水田の年代は、水田遺構から直接出土した遺物が皆無であるため、直ちに決めることは出来ない。しかし、B区西北を南から北へ流れる自然流路（SR01）内の堆積土からは、弥生時代後期の前半から中頃にかけての土器が出土し、この流路はⅧ層水田を埋めつくした洪水砂を切り込んで流れている事実がある。そしてまた、この自然流路の岸に、保存良好な後期末の土器が埋め込まれていたこともあって、水田が機能していた時期は、もっとも遅くみて弥生時代の後期の前半であり、場合によってはそれよりも古く遡り、中期である可能性も充分ある。これらの水田もまた、東南方向から押しよせてきた洪水によって、一挙に堆積した灰白色細少に厚く覆われてしまった。

たび重なる洪水で水田を放棄した人々は、しばらくの間、この土地から消え去ったようだ。4～6世紀の間の遺構や遺物はほとんど見出されていない。次に人々が足跡を残すのは古墳時代も終末に近づいた7世紀になってからのことである。（工楽善通）

図出典（第56・57図）

2～4　『日本における稲作農耕の起源と展開』　日本考古学協会静岡大会実行委員会編　1988

5　　河本清「水田が語る稲作技術」『図説検証原像日本』5　1988

## 2. 古代－近代

発掘調査地区はA～Hの8ケ所に及ぶが、この内A～D区は田図北地区、E～H区は主に田図南地区の場所を発掘調査によって検証する為に設けられたものである。調査の結果いずれの地区にも、古代から近代に至るまで断絶期を介在させながらも、長期にわたって水田あるいは畠の営まれたことが認められたが、ここでは調査の主目的－田図の場所の比定に関わる成果についてまとめておく。

B、C、D区の遺構、地層は、相互に関連するものであり、かつ田図の現在地への比定に関し重要な情報を伝えるものであった。B～D区は大池の東南に隣接する空間であるが、古代末から13世紀の間として捉えられる遺構群は三種に分けることができる。一つは条里地割に重なる溝群でB区、D区1トレンチ、C区1トレンチに検出されている。又同形態の溝でも条里と方向を異にするものがあり、C区東半に集中する。これらの埋土は条里関係の溝のものと異なる。最後の一つはC区西半分で検出された溝状落込み（SX02）で、当初水の流れも認められるが、10世紀以降埋まり始め、埋没の途中で乾田になり、江戸時代に整地されている。一方地層は、第Ⅵ層に包括される土層群が、古墳時代後期から中世半ばにかけての地表面である。地勢に合わせて南東から北西へ緩やかに傾斜するが、土壌化（人為による土質の耕地化）が進んだ地区とそうでない地区がある。

これらの分布を検討すると、条里に重なる溝群は調査区の北と南に分かれてあり、その中間部に南西から北東に等高線に平行して走る溝群がある。この溝群の南西に溝状落込みがある。地表面の土壌化の展開において、土壌化が進んでない地区に条里関係溝が分布する。これらの関係を地形環境（土壌化）を加えて、調査区域の東西、南北の横断によって捉えると、南北では北から、条里関係溝の分布が密で、土壌化の進んでいない微高地地区－（等高線に沿って溝が斜走し、土壌化が進んでいる浅い谷状地区？）－条里関係溝が認められる、土壌化の進んでいない微高地区となる。東西では東から、条里溝が認められる、土壌化の進んでいない微高地区－等高線に沿って溝が斜走し、土壌化が進んでいる浅い谷状地区－等高線にほぼ直交する溝状落込みがある谷斜面となる。推測だが、中央部には条里関係溝が分布しない土壌化された地区が東西方向に帯状に分布することになる。このような地勢、活動痕跡が認められる地域は、田図のどの部分に比定されるのであろうか。

田図と山田郡弘福寺田内検出田注文と、高松平野の歴史地理的方法による条里地形の総合的分析から、調査区域は山田郡8条12里34坪の南西から北東に走る対角線のほぼ南半分にあたるとされる。その場合、C区SD09は東西方向の、B区SD06は南北方向の坪界線に比定されることになる。以上の分析と調査知見の相応性は分析結果の蓋然性の高さと、検出遺構の性格の認定を保証するものである。田図によると、この坪には南半分を「佐布田」が僅かにカーブを

しながら東西に走り、その南に畠、北に畠、畠成田、三宅（倉、屋、井戸）が描かれている。この坪の利用状況と調査から分析された空間構成を対照させると、「佐布田」は調査区の中央部の土壌化の進んでいる谷状地区に、畠、畠成田は土壌化の進んでいない条里地割に重なる溝の分布する微高地区に各々対応関係が設定される。田図にみる「佐布田」の分布が、隣接する地域の等高線に従うこと、溝の種類と分布する地質の関係から導かれる灌漑システムが、田図の土地利用に適合的であることは、この対応関係成立の強い根拠となる。ただ、条里関係遺構が土壌化の進んでいない微高地区に分布するのは一見矛盾したように思われる。しかし条里関係遺構が及ばない（推定佐布田）地区は、その地勢から弥生時代以来の水田が設けられる伝統的な空間にあたり、その耕地開発は古く位置づけられ、一方、微高地は条里制施行に近接した相対的に新しい開発地区であること想定すると、この矛盾は解消する。なおC区西部から検出された溝状落込みは、田図の描かれた奈良時代には水が流れていた上、埋没過程で乾田として使用されたのは下って10世紀以降のことであるから、田図の表現に該当するものは見当らない。

（丹羽佑一）

# 第4章

# 山田郡田図の分析と比定地の調査

# 第1節　高松平野の環境復原

## 1　高松平野の地形環境

－弘福寺領山田郡田図比定地付近の微地形環境を中心に－

高　橋　　学

### 1．視点と方法

#### 1.1.地形環境復原の必要性について

過去の土地利用について検討するためには、それぞれの時代の自然環境を復原することが不可欠である。考察の対象となる時代が過去に遡ればのぼるだけ、自然環境は現在と異なっていたであろうし、人間の生活との関わりは、より密接であったに違いない。特に、水田開発の主要舞台となってきた平野は、稲作が本格的に開始した縄文時代末以降にも大きく変貌を遂げてきた場所であり、その必要性が高いと考えられる。しかしながら、従来、考古学や歴史学あるいは歴史地理学の分野における研究の多くは、過去の自然環境が現在のそれと大きく変わらないことを漠然と前提として論が進められてきた。このため、自然環境については、全く関心がはらわれていないか、あるいは現在の状況を示すに過ぎない地形図や地形分類図・土地条件図などを用い、あたかもそれが過去のものであるかのように用いてきた。しかし、これらには極めて問題が多いと言わざるを得ない。現在の状況を示したこれらの地図類は、過去の自然環境を復原するための重要なデータではあるものの、復原図ではないのである。

他方、過去の自然環境の復原が行われた場合にも、問題がないわけではない。人類が出現して以降の自然環境については、主に第四紀地質学や地形学などが中心となってアプローチしてきた。ところが、これらの分野の研究成果を振り返って見ると、復原の際に考慮されるタイムケールやスペーススケールに問題がある。たとえば、一般的な地質図では、平野は後期更新統（段丘層）と完新統に区別されている過ぎない。この場合、およそ一万年前以降は検討の対象となっていない。従って、1万年以降の細かなスケールの検討には直接は利用できないのである。また、詳細なタイムスケールの研究といわれるものであっても、そこで扱われているのは、せいぜい縄文海進といった現象が把握できる程度であった。すなわち、それは$10^3$年オーダーのものであった。従って、この様な場合にも先史時代末以降の時代については、十分な検討が行われなかったとみられる。

今回のように歴史時代を研究対象とした場合には、第四紀全体を見渡した時のように氷河期・間氷期の繰り返しとか、大規模な海進・海退といった劇的な環境の変化がみとめられるわけではない。しかしながら、米を主要な糧として低平な平野に居住してきた我々の祖先にとって

は、数10cmあるいは1mといった極めてわずかな地形や地下水位の変化も無視できないものであった。それは、河川の氾濫に対する安全性、土地生産性、灌漑システムなど様々な点で重大な影響を及ぼしたのである。

既存の研究分野の谷間に位置し、なおざりにされてきた上記のような問題にアプローチするためには、新しい観点や分析方法の導入が必要である。その中で特に、土地に関わる問題に焦点をあてるのが、地形環境考古学（geoareheorogy）であり、その分析法のひとつが地形環境分析である。

## 1.2.地形環境分析の方法について

地形環境分析は、「純粋な自然」ではなく、人間の「生活環境としての自然」を研究対象とする。「地形」ではなく、わざわざ「地形環境」という言葉が用いられるのは、このためである。地形環境分析の観点からすると、地形変化は単なる地形発達史の一部を構成するものではなく、災害史の一部であり、土地開発史の一部でもあると考えられる。

さて、地形環境分析は、第58図に示したように5段階のサブシステムから構成された方法である。地形環境分析が、この様にサブシステムから構成されているのには2つの理由である。

第1に、従来の地形分類図の中で地形単位として区別されていたものの多くが、規模や形成に必要な時間などの点からみて、系統的に分類されたものでなかったことが挙げられる。たとえば、1回の洪水で形成される規模の小さな自然堤防と数千回、数万回洪水が繰り返し形成された扇状地が、同列に扱われていた。これは、わが国の地形分類図が、洪水の被害を予想するために作成された水害地形分類図の流れを汲んでいることによる。従って、突発的に生じた地形環境の変化と、長い間に生じたものとが区別されていないのである。地形環境の変化を促えるためには、モノフォーカスでは不十分であり、マルチフォーカースの観点が必要である。この点を十分に把握しておかないと、洪水堆積物によって埋積された住居址の存在を短絡的に平野の水没に結び付け、海水準の変化との関わりが取りざたされた時のような誤りを再び起こしかねない。

第2に、調査方法の問題がある。たとえば、既存のボーリングデータの収集整理では、いわゆる縄文海進など$10^3$年オーダーの地形環境の変化を、復原していくことができる。ところが、人間の活動が活発化した先史時代未以降の地層は、ほとんどが沖積層最上部陸成層として一括されてしまうため、詳細な検討が不可能である。対象とする地形環境の規模や形成に必要な時間の違いによって、調査方法を替えることが必要であると考えられる。

地形環境分析の中で、最も広い地域を対象にするのが地形環境分析（$10^5$年およびそれ以上のオーダー）である。たとえば、この分析では臨海平野は平野域として一括され、丘陵域や山

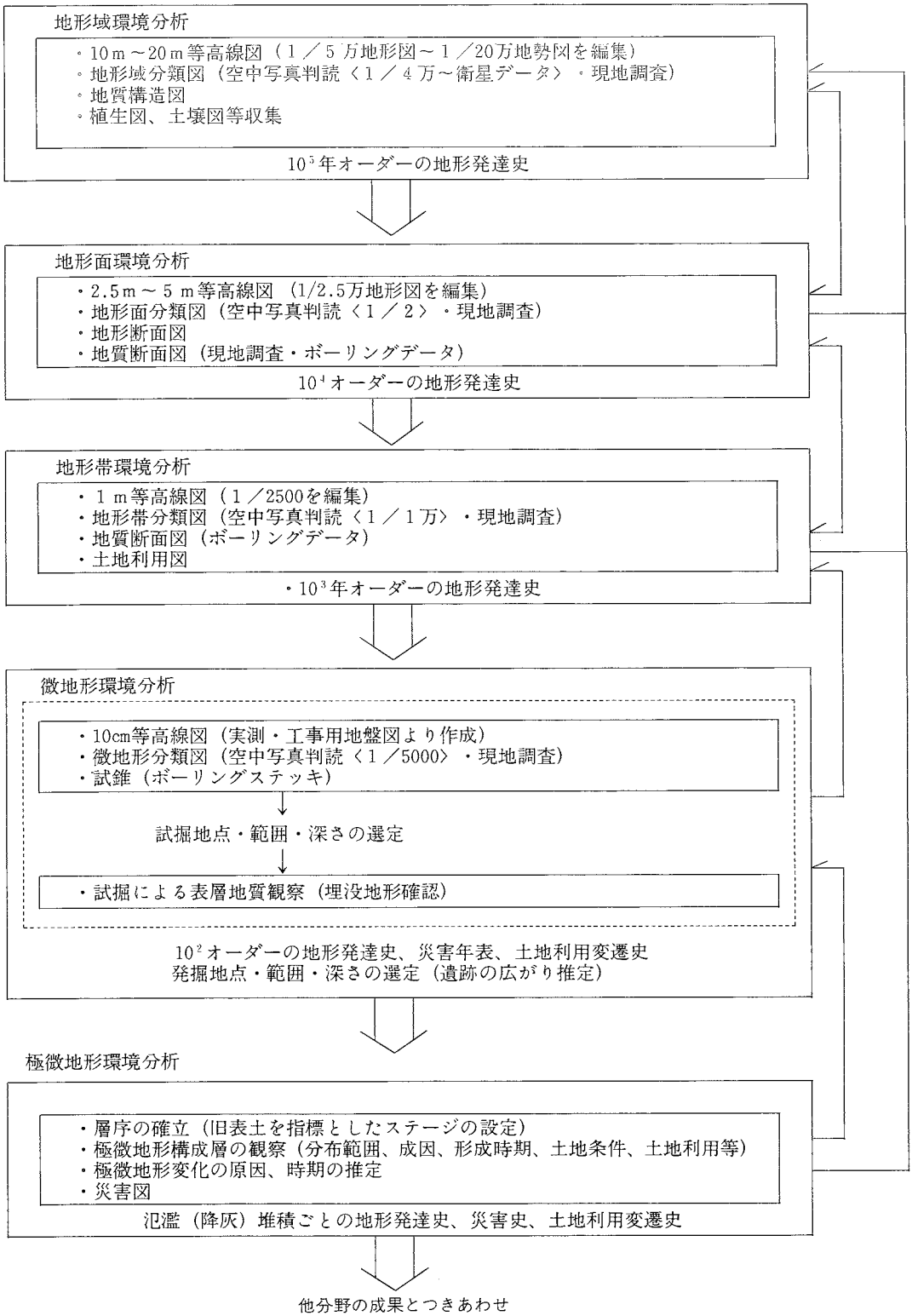


第58図　地形環境分析の手順と方法

地域との関係が論究される。地形面環境分析（$10^4$年オーダー）では、臨海平野は更新世に形成された複数の段丘面と完新世に形成された沖積面とに分けて検討される。さらに地形帯環境分析（$10^3$年オーダー）では、沖積面は、扇状地帯、自然堤防帯、三角州帯として把握される。この段階までは、地質学や地形学の分析に負うところが大きい。これに対し、微地形環境分析（$10^2$年オーダー）と極微地形環境分析（洪水や火山の爆発などによって地表が埋積されること）は、地形環境分析独自のものである。

微地形環境分析や極微地形環境分析の段階になると、人間の存在が顕著になり注目されるようになる。たとえば、縄文時代末以降を対象とした場合、地形環境の変化は、河川の氾濫や火山の爆発などによって引き起こされることが主であるため、災害として把握される必要がある。生活域の拡大は、それまで地形を変化させる要素としてのみ促えていれば良かった河川の氾濫を、水害としても把握しなければならなくするのである。

また、地形環境の変化を考察する上で、人間の活動を無視できなくなることがあげられよう。農地の確保や燃料を得るためや集落や墳落や墳墓を造るための森林破壊、土器を焼くための粘土の採集、あるいは、灌漑目的や水害防止のための流路固定などは、環境を変化させるための引き金の役割を果たしたのである。

さらに、災害後の復旧は、土地開発史の点からの検討を必要とする。それぞれの時代における土地利用や開発の状況を、それぞれの時代に生きた人々の意識、技術などを反映したものとして促えられよう。

以上述べたことからも明らかなように、この時代を把握するためには、いわゆる自然科学的な考察のみでは不十分と考えらえるのである。また、それぞれの時代の環境を考慮にいれない人文科学的な考察も避けねばならない。すなわち、縄文時代末以降の環境を検討するためには、自然、人文の両方の観点で検討を行う必要がある。

発掘調査との関わりでは、地形域環境分析、地形面環境分析、地形帯環境分析は、分布調査に対応する。微地形環境分析は、主に試堀調査と深い関係にある。微地形とは自然堤防に代表されるように、数回程度の洪水によって形成された規模の小さな地形であり、土地利用と良く対応する。微地形環境分析は、現地表面の微地形はもちろん、地下に埋積されてしまい地名、土地区画、土地利用などに痕跡を残さない埋没微地形も分析対象にする。それは、微地形が洪水などによって比較的短期間に変化してしまうためである。たとえば、現在水田として土地利用されており、後背湿地と分類されるところであっても、発掘調査によって、集落や墓地として利用された自然堤防が下層から検出されることがある。現時点の分析では、地表面下２ｍ以浅に存在している微地形の状況を把握することまで可能となっている。従って、微地形環境分析を発掘調査の前に実施することで、過去の微地形の状態を知り、土地利用を推定することが

できる。試掘地点の選定や本調査の範囲、方法を決定する際に有力な情報を提供することが可能である。他方、既に発掘調査が終了してしまっていたり、発掘面積が狭い場合にも、微地形環境分析によって、そこがどのような場所であったかを明らかにできる。

これに対し、極微地形環境分析は、本調査の進行状況にあわせて実施される。極微地形環境分析は、発掘調査で観察することのできた総ての旧地表面（旧表土：a層）について、極微地形、土地条件、土地利用などを検討する。また、旧地表面を埋積させた地層（b層）については、堆積をもたらしてた営力や災害などの点を検討する。

さて、発掘調査の際、見ることのできる地層は、基本的に次のような性格を持っていると考えられる。これを考慮せず、堆積物の粒度や色調の違いによって地層を分層すると、様々な問題が生ずることになる。発掘調査で検討される地層は、地質学（特に堆積学）的な観点だけでは理解できない。また、土壌学の観点だけでも把握が困難である。それは、ここで取り扱う地層（厳密に言えば地質学でいう地層ではない）が、河川の氾濫や火山の爆発、さらには人為的な作用によってもたらされ、その後、地表面として土壌化作用を受けることを繰り返したものであることによる。したがって、この様な地層を理解するためには、地質学（堆積学）的観点と土壌学観点の両方が必要になる。

a層（旧表土層）……過去において、地表に露出していたために、空気、植物、動物（人間の活動も含め）などの影響により当初とは異なった構造を持つに至った地層。一般に腐植物の含有が多く、遺物を含み易い。「土」と呼べるのはこれに限定される。堆積した当時は存在しておらず、徐々にb層が変質して形成される。したがって、この層には、b層の段階で他の遺跡を破壊し混入した遺物と、地表面として露出していた時に混入したり、意識的に埋められた遺物が含まれている。この地層に含まれる最も新しい遺物の示す時代と同時か、もしくはそれ以降に埋もれたことしか判らない。また、土地利用が単一とは限らないことに注意が必要である。長い期間に渡り埋積されない場合、時代の特定が困難になる。

a'層……地表面に露出していた期間が短く、十分に土壌化作用を受けなかった場合、あるいは上層の土壌化作用が著しく、本来のb層に影響がではじめている漸移層の場合がある。

b層……洪水、火山の噴火、海あるいは風の影響で堆積した地層。細粒の場合でも「土」とは呼ばない。洪水が他の場所に存在する遺跡を破壊した場合に遺物が混入している。破壊した遺跡の状況によって、どの時代の遺物を含むようになるかが決ってしまう。含まれた遺物の内、最も新しいものと同時代か、それより新しい時代に洪水が発生したことが判明する。層厚が厚くとも瞬時に堆積することが多く、埋積した旧地表面と、この上部の地表面との間には、前後関係はあるものの、考古学的な時代が変わらないことが多い。この地層に含まれる遺物の示す時代が上部のa層と異なるのは、a層が長い期間地表面であったためであり、b層がゆっ

くりと溜ったためではない。堆積物や堆積構造の検討により、この地層が堆積した環境を推定することが可能である。例外的に、人間が運んできた地層のこともある。

ｃ・ｄ……層……ｂ層と同じ要因で堆積したが、構成物の粒度組成や堆積構造に差がある地層。一回の河川の氾濫の中で水流の状態が変化したような場合、あるいはそれぞれの地層の間に、本来存在したａ層が、上層の堆積する時に削剝されてしまった場合も、この様にみえることがある。

以上のほか、地下水の影響を把握しておく必要がある。すなわち地下水の変化による酸化鉄やマンガンの集積、グライ化は地層観察の際にノイズになることが多く注意が必要である。また、地下水位が変化するとグライ化や酸化は極めて短時間に生じる。段丘化や天井井の形成などで、地下水位は歴史時代にも大きく変化しており、単純に現在の状況を遡らせることはできないと考えられる。

また、出土遺物による年代決定にも問題がある。たとえば、それは水田遺構の場合などに特に顕在化し易い。安定した旧地表面は、洪水に遭いにくいためａ層に長い期間にわたる遺物を含んでいる。このため、埋没し使用されなくなった時代を知ることは不可能ではないが、水田が開発された時期を発掘調査によって知ることはかなり困難がともなうと言えよう。他方、旧地表面が、短期間のうちに埋もれた場合、地表面の年代が判明しやすくなる。しかし、短期間に地表面が埋没する様な場所には、安定した水田を開発するのが難しいと考えられ、開発が土地条件の安定した所より遅れた可能性がある。

## ２．高松平野の地形環境分析

### 2.1.高松平野の地形・地質に関する既存の成果

まず高松平野における既存の研究を振り返ってみたい。管見によれば、弘福寺領山田郡田図（以下山田郡田図と呼ぶ）の開始される以前において、この平野の地質、地形、地形環境に関わる研究は、極めて乏しい状態であった。たとえば、町田　貞（1965）は、水賦存量に関連して簡単な報告をおこなっている。また、高桑　糺（1974、75ａ、75ｂ、76、78）が、土地分類調査、土地条件図、沿岸海域土地条件図などの作成のために実施した一連の調査がある。しかし、これらはいずれもかなり概括的なものであった。他方、山田郡田図の調査が進行しつつある中で、斎藤実・横瀬広司（1987）は、高松城東ノ丸跡の発掘調査に際し、地質の調査を実施しているが、これによれば、山田郡田図比定地の太田地区付近における最終氷期以降の地層の堆積が約25ｍあると推定している。

山田郡田図比定地の詳細分布調査および発掘調査概報として、外山秀一（1987、88、89、92）は、花粉とプラントオパール分析の結果の一部を上梓した。また、同様に高橋　学（1987、

88、89、92）は、地形環境分析結果の一部を報告した。なお、本文は、これらに新しいデータを加え、加筆訂正したものである。

## 2.2.高松平野の地形域環境分析

高松平野は香東川を主体として、本津川、春日川、新川によって形成されている。木田郡三木町の津柳を源に発し、瀬戸内海までの約33kmを北流する河川で、その流域面積およそ119.6㎢である。これらの河川は、年間降水量が約1100㎜と少ないことや、集水域が狭く、河床勾配が急といったような理由により、降雨時を除くと水量が極めて乏しい。また、香東川は、現在、紫雲山の西側を流下して海に注いでいるが、後に詳述するように17世紀に流路が人工的に固定される以前には、御坊川と現流路に分かれて海に流入していた。

当地域の地形を地形域環境分析のレベルでみると、南から北へ山地域、丘陵域、平野域の順に配列している。そして、それぞれの地形域は、東西性の断層によって境されている。

山地域は、大きくふたつに分けられる。そのうち南端に位置し、中央構造線に沿って東西に延びている部分が最も高く、その稜線は800m～1000m（最高峰：竜王山・標高1060m）に達する。ここは、讃岐山地と呼ばれ、白亜系の砂岩、頁岩から構成されている。これは、淡路島の諭鶴羽山地、紀伊半島の和泉山地と連続するものである。

讃岐山地の北には、花こう岩からなる低山が隣接する。その一部は侵食に対し強い抵抗力を持つ凝灰岩や安山岩を覆われているため、その部分が取り残され山頂部に平坦面を持つ特徴的な形態を示している。また、平野の中に島状に高まりをつくる屋島や紫雲山などもこれと同様の構造を有している。ただし、屋島の山頂部には未固結の更新統がみとめられる。

さて、花こう岩からなる低山の北には、丘陵域が広がっている。これらは上部鮮新統―下部更新統の三豊層、焼尾峠礫層と呼ばれる地層から構成されている。低山や丘陵域は、燃料革命以前には里山として、薪や松茸を得る場所となっていたようである。

平野域（面積およそ181k㎡）は、山地域、丘陵域に囲まれるように分布している。平野域に点在する山地は、瀬戸内海に浮かぶ島じまと類似する事から、過去において島であったと考えられることがある。しかしながら、少なくとも過去数万年間に島であったことが確認できるのは、屋島に限られる。平野域には条里型の水田が広く展開するが、前述したように水不足に陥り易いことから、極めて多くの溜池が築造されている。しかし最近は、香川用水（1975年完成）から水が得られるようになったことや、都市化の進展、生産調整による休耕、転作などの影響で、溜池が利用されなくなりつつある。

## 2.3.高松平野の地形面積環境分析

地形面環境分析のレベルでは、平野域は5面の地形面から構成されていることが知られている。すなわち、最も低位の沖積面と、更新世に属する4面の段丘面である。4面の段丘面は、いずれも河川の氾濫によって形成された氾濫原面が、相対的な河床低下により一部が侵食された地形である。従って、既に形成を終えており、破壊されつつあるとみて良い。いいかえれば、完新世になってから河川の氾濫は、これらの段丘面上におよぶことがなかったのである。これに対し、沖積面は、完新世において形成途上にあり、何度も洪水の被害に遭ってきた。

ただし、詳細にみると沖積面は、現実に洪水の被害を受ける現氾濫原面と既に洪水に遭わなくなっている完新世段丘面とに二分される。完新世段丘面は、近年存在が知られるようになった地形面であり、かつては、現氾濫原面と識別されていなかったり、更新世段丘面のうち最も新しいものと見なされたりしていた。現氾濫原面と完新世段丘面との間には、比高が0.5～2m程度の崖が存在しており明確に区別できる。また、段丘化する以前に流れていたはずの河川（第60図：旧河道A）が、弥生時代中期には氾濫していたことが、浴長池遺跡の発掘調査から判明しており、この段丘面が、更新世段丘でないことは間違いない。

しかしながら、地形面環境分析では、完新世段丘面と現氾濫原面を区別するのは困難である。また、$10^4$オーダーの地形環境変化の中で捉えた場合、完新世段丘面の段丘崖は、一時的なもので、消滅してしまう恐れがあり、他の地形面と趣をことにする。このような点からすると、完新世段丘面は、地形面環境分析よりも細かなレベルで扱われるべきかもしれない。

瀬戸内海沿岸の平野では、完新世段丘は2面に細分される。すなわち、弥生時代前期－中期前半に段丘化した完新世段丘Ⅰ面と、古代末に段丘化した完新世段丘Ⅱ面である。しかしながら、高松平野ではⅠ面とⅡ面を区別する崖は確定できていない。高松平野の地形環境を考える上で今後解決されねばならない重要な問題である。ここでは、とりあえずⅠ面をまとめて完新世段丘面と呼んでおく。

高松平野では、他の瀬戸内海沿岸平野と同様に、条里型土地割は完新世段丘面上には分布するものの、沖積面（氾濫原面）には存在がみとめられない。

## 2.4.高松平野沖積面の地形帯環境分析

高松平野を地形帯環境分析のレベルでみると、4面の更新世段丘面は、形態および構成物から判断して扇状地帯として形成されたものであると考えられる。これに対し、沖積面の大部分は三角州帯と扇状地帯とに二分される。三角州帯は、いわゆる縄文海進最盛期に海に没したところである。他方、扇状地帯はその時にも陸上に露出しており、河川の影響の下にあった地形帯である。第59・60図をみると、栗林公園から松縄町、久米池を結ぶ線を境して、地形の傾斜が変化している。このうち、下流側が三角州帯に、そして上流側が扇状地帯にあたると考えら

れる。

第61図のボーリングデータによれば、古高松幼稚園、市立体育館、美術館、桜町中学校、木太保育園などで海成層と考えられるN値の低い軟弱な地層が確認された。また、古高松幼稚園など4本のボーリングデータには、アカホヤ火山灰が約10cmの厚さで狭在していた。アカホヤ火山灰は、南九州の鬼界カルデラから噴出し、東北地方までの広い範囲を被覆した広域火山灰であり、その噴出年代はおそよ6400年B．P．であることが知られている。従って、この火山灰が確認された層準が当時の海底もしくは地表面と考えられる。アカホヤ火山灰は、扇状地帯では井手東Ⅰ遺跡で、現地表面下約1mのところで発見されている。このことは、地形帯レベルでみたときの三角州帯と扇状地帯との違いを顕著に示している。すなわち、三角州帯では、およそ6400年間に10mの堆積があったのに、扇状地帯では1／10の堆積しかみとめられなかったのである。

扇状地帯に位置する林小学校、太田保育所、太田分団第1消防屯所などでは、現地表面下数mからN値の高い礫層となっている。この礫層は、三角州帯の軟弱地盤の下層に存在する礫層、いわゆる沖積層基底礫層に対比されると考えられる。このことは、縄文海進以前の高松平野が、現在と比較して急傾斜であり、扇状地帯がより広く露出していたことを示している。あくまでも地形環境分析のレベルの精度ではあるが、約6400年前の縄文時代前期の遺跡を発見しようとした場合、扇状地帯では数m、三角州帯ではおよそ10m堀削する必要がある。

さて、中央駐車場のボーリングデータによると、この地点では、アカホヤ火山灰の降下した後海成層はほとんどみられず、河川の運搬してきた砂礫層が厚く堆積していた。このことは、当時ここが旧香東川の河口にあたっていたことを示すと考えられる。

また、市立体育館のボーリングデータでは、現地表面下21m付近までややルーズな礫まじり砂層となっており、安定した礫層はこの下にしかみとめられない。このルーズな礫まじり砂層は、狭義の沖積層基低礫層と考えられることから、最終氷期最盛期には、香東川が崖の高さが10m程ある深い開析谷を刻んで流れていたことが推定される。

古高松幼稚園は、現在標高2mの低湿な所に位置しているが、ここはアカホヤが降下した頃には、三豊層から構成された丘陵であった。

なお、完新世段丘面との関わりについてみると、前述した扇状地帯がほぼ完新世段丘面にあたる。これに対し、三角州帯は継続的に堆積が進行する場所であった。すなわち、上流側の段丘化（完新世段丘Ⅱ面にあたる）は、下流の三角州Ⅱa帯あるいは三角州Ⅱb帯における洪水を増加させ、多量の堆積物をもたらせたのである。この堆積物は、段丘化以前なら扇状地帯に広く散布されるはずであったものと、段丘化の生じる際に破壊された扇状地帯構成層の二次堆積物である。

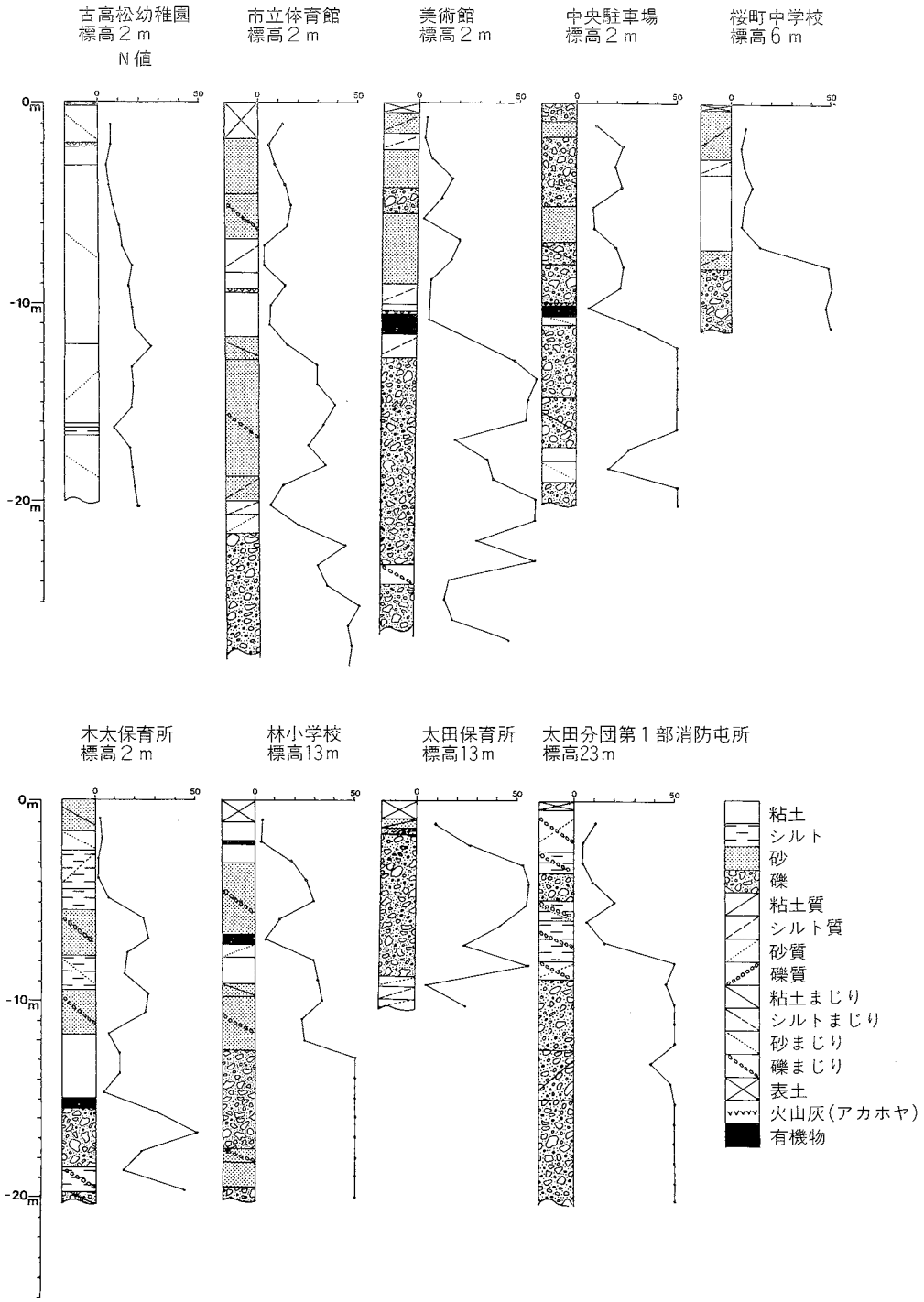


第61図　高松平野のボーリングデーター

また、段丘化の結果として形成された現氾濫原面にも急速に堆積が進行し、扇状地帯と自然堤防帯が新たに形成された。

なお、完新世段丘Ⅰ面の段丘化の際には、第60図の旧河道Ａ、旧河道Ｂが香東川の本流であったために、その下流に堆積が進行し、三角州Ⅰ帯が形成されたようである。

## 2.5.太田地区周辺の微地形環境分析

現存するものとしては、最も早い時期の様子を示したとされる弘福寺領讃岐国山田郡田図（天平７年：西暦735年）は、数多くの歴史学者、歴史地理学者たちによって様々な検討が加えられてきた（石上および金田の論考を参照）。石上によれば、この山田郡田図は、延久２年（1070年）以後の11世紀後半に作成された写本であるという。また、写本であるものの、そこに記された天平７年12月15日という日付や描かれている内容は、原図に近いものであると考えられている。

この図が微地形環境分析の観点から特に注目されるのは、詳細な土地利用が記載されているからである。田図には佐布田を始め、畠、畠田、畠成田、津田、茅田、樋蒔田、造田、人夫等田、井、人夫等家、倉庫、そして壟などの土地利用と山田郡・香川郡の境の記載がある。このため、山田郡田図の現地比定にあたっては、高重　進（1975）以来、強く地形環境が意識されてきた。しかしながら、そこで地形環境を知るために用いられたのは、現在の地形図と若干の現地踏査であった。

冒頭にも述べたように、土地に対する人間の働きかけを考察するためには、その時代の地形環境を知る必要がある。しかしながら、この地域については、過去の地形環境が復原されるどころか、現在の地形分類図も描かれていなかったのである。そこで、まず地形域環境分析、地形面環境分析、地形帯環境境分析の結果を前提として、山田郡田図の比定地を含む広い範囲の微地形環境分析を実施した。そして、次に石上、金田によって山田郡田図北地区に比定されている大池（新池、木太大池とも呼ばれる）付近の詳細に検討した。

山田郡田図の比定されている地域は、平野域－沖積面（完新世段丘面）－扇状地帯にあたっている。地形面環境分析レベルで沖積面（完新世段丘面）としたのには、ふたつの理由がある。それは、地形面環境分析では、分析の精度が粗く、完新世段丘面が把握できないことがひとつめの理由である。そしてふたつめの理由は、確かに完新世段丘となっているものの、山田郡田図が描かれた天平７年（736）には、まだ現在の香東川に沿った完新世段丘面と現氾濫原面を境する崖は、存在していなかったと考えられることによる。ただし、田図の写本が作成された11世紀後半には、すでに段丘崖が形成されていた可能性が高く、非常に微妙な問題をはらんでいることに注意しなければならない。

第62図は、現地表面の微起伏を10cmインターバルの等高線で示した微地形図である。田図の比定地およびその周辺は、旧河道A、旧河道Bの部分を除いて、いっけん平坦にみえるが、微地形図では現地表面下およそ2m以浅に埋没している微地形の存在を知ることができるため、複雑な微起伏となっている。

この地域は、集落と溜池を除くほとんどが条里型の水田となっている。しかしながら、極微地形分析でも述べるように、この水田の下には本来の扇状地帯を構成する中洲や旧河道、あるいはそれを薄く被覆する自然堤防帯の自然堤防、後背湿地、旧河道などが伏在し、バラエティーに富んだ土地利用がなされていたのである。

さらに、微地形図から読み取ることのできた情報を、より確実にするために1／5000空中写真の判読を行い作成したのが、第63図の微地形分類図である。これによれば、田図の比定地と考えられている大池から分ケ池の周辺は、埋没旧中州・埋没自然堤防、後背湿地（埋没旧河道）、旧河道から構成されていることが判る。

このうち旧河道は、周辺に広く展開する条里型土地割を乱して帯状に連続する凹地として検出される。この旧河道は、溜池の立地と深い関わりを持つ。溜池の中でも大池や長池のように、不定形プランのものは、旧河道を堰止めるように築造されているのである。また、「出水」と呼ばれ、灌漑のために利用される湧水地点は、いずれも旧河道中に分布する。さらに主要な灌漑水路は、旧河道を利用していた。

高松東道路の建設に伴って発掘調査の実施された結果では、長池の北東にあたる旧河道Aでは、弥生時代中期以降の水田址が何面も確認された（谷長池遺跡）。また、その西側に位置する埋没旧中州・埋没自然堤防部分には、縄文時代晩期～弥生時代中期前半の一時期に河川の氾濫によってもたらされた砂礫層（シュートバー）が検出されたことから、現在旧河道となっている河川が、その時期には活発に活動していたことが判明した。

旧河道Aを上流に追いかけると香東川に至る（第60図参照）。また、下池の200m南において、河床堆積物の粒度組成を調べてみると（F区）、最大礫径43cm、中央粒径19cmを示し、そのすべてが砂岩の亜円礫であった。この様な堆積物を運搬できるのは、高松平野では香東川以外に有り得ない。この様なことから、弥生時代の中期前半もしくはそれ以前には、香東川が旧河道Aを流れていたものと判断される。このことは、旧河道Aの最下流部において、三角州Ⅰ帯の発達が良いことを矛盾しない。

また、旧河道Bも同様の理由から香東川であったものと判断されるが、堆積時期が遅く、機能を失ったのは古墳時代のことであった（居石遺跡）。旧河道Bの下流にも三角州Ⅰ帯が発達している。扇状地帯と三角州Ⅰ帯との境付近にあたる天満宮西遺跡では、弥生時代前期に遡る集落が埋没自然堤防上から検出されている。また、弥生時代後期には旧河道に水田が営まれて

いた。さらに、古墳時代前期には遺跡の東側を流下する河川の氾濫によりもたらされた砂礫層（シュートバー）が形成されていることが確認されたている。これらの事実も、旧河道Ｂの活動時期を示唆していると考えられる。

以上のことから、旧河道Ａから旧河道Ｂへと香東川の主流路が変化した可能性が考えられる。ところが、扇状地帯では、幾筋かの流路が同時に並存していることがしばしばあり、旧河道Ａ、旧河道Ｂの関係も埋積時期が異なるに過ぎないかもしれない点に注意が必要である。

また、旧河道内は、細粒堆積物で充填されている場合には、水が容易に得られることも幸いし、水田化し易い。しかし、1986年の試掘（９、10、14地点など）でみられたように、砂礫で埋積されている場合は、水田化され難く、土地生産性も低い。現在でも、米の生産調整などで休耕している水田のほとんどが、旧河道にあたることも事実である。<注1>

旧河道の活動時期の検討からは、扇状地帯が段丘化したのは、早くとも弥生時代中期前半以降のことであると判断される（第64図参照）。

次に、後背湿地（埋没旧河道）について検討したい。後背湿地についても最近何カ所かで発掘調査が行われ、その性格が明らかになってきた。発掘調査の結果によれば、後背湿地には埋没旧中州に挟まれた旧河道に起源を持つものと、埋没自然堤防が形成されたために相対的に凹地となったものとがあった。

形成時期の古いものとしては、アカホヤ火山灰が後背湿地堆積物中に挟在する井手東Ⅰ遺跡の例が挙げられる（写真１、２参照）。すなわち、ここでは後背湿地は6400年Ｂ．Ｐ．以前に遡ることのできるのである。また、この後背湿地は弥生時代中期には、ほぼ充填され水田として利用されていた。また、浴長池Ⅱ遺跡では、弥生時代前期に水田となっていた。さらに、香川県埋蔵文化財調査センターが発掘調査した林坊城遺跡では、後背湿地堆積物の上部から縄文時代晩期の木製農具が出土した（香川県埋蔵文化財調査センター1989）。なお、筆者はここも水田遺跡と考えている。

このように、後背湿地部分が相対的に凹地となった時期はともかく、縄文時代末から弥生時代の始めにかけて低湿で水田として利用されるようなところであったと考えられる。すなわち、高松平野における初期の水田耕作は、後背湿地に始まったとみなされるのである。

さて、埋没旧中州・埋没自然堤防は、後背湿地に先立って形成された微地形である。ここでわざわざ埋没旧中州、埋没自然堤防と分けて記したのには理由がある。先に地形帯環境分析で述べたように、扇状地帯はおもに砂礫層で形成されていた。この砂礫層は、河床堆積物である中州の集合帯であり、その表面部分の微起伏が埋没旧中州なのである。ところが、ボーリングデータや発掘調査でも明らか様に、扇状地帯の表面に、埋没旧中州が露出していることは少なく、大部分は河川の溢流によって堆積した自然堤防が埋没旧中州を被覆しているのである。す

なわち、扇状地帯と分類されているところは、厳密にいうと自然堤防帯であった。ところが、自然堤防帯を構成する地層が数mと薄いため、下に埋没している扇状地帯の性格が、地表に影響しているのである。埋没自然堤防は、その下に埋没旧中州が存在しているところに存在する。本来であれば、自然堤防帯は、扇状地帯と三角州帯との中間に形成されるはずの地形帯であるが、河川規模の小さい瀬戸内海沿岸の様なところでは、扇状地帯の上に自然堤防帯が重複してしまっている。このため、自然堤防帯を構成する微地形（自然堤防、後背湿地、旧河道）と、扇状地帯を構成する微地形（旧中州、旧河道）とが入り交じって分布するかのようにみえるのである。

扇状地帯から自然堤防帯への変化した時期については、従来、縄文時代後期に属するものが良く知られていたが、今回の井手東Ⅰ遺跡の調査によって、縄文時代前期かそれ以前にまで遡る部分も存在することが判明した。

ところで、旧中州や自然堤防は水はけが良いため、集落、墓地、畠に利用されるのが一般的である。ところが、これらが埋没してしまった場合には、水田化する場合が多い。旧中洲や自然堤防の埋没は、相対的に凹地となっている旧河道や後背湿地の埋積と共に進行する。従来、扇状地帯では、①縄文時代晩期～弥生時代前期、②弥生時代中期後半～後期、③古墳時代中期～古代前半の各時期が知られていた。高松平野の扇状地帯では、このうち、①の時期に多くの旧中州、自然堤防が埋没した。また、旧河道Aは②・③の時期に、旧河道Bは③の時期に埋積が進行したことが判明している。

一般に、瀬戸内海沿岸の平野においては、条里型土地割が施工される頃には、微地形の埋積が一段落しており、海岸近くの三各州Ⅰb帯を除いて極めて平坦な状況となっていたことが知られている。

なお、水不足の生じ易い高松平野らしく、近世に至っても、旧中州、自然堤防の埋没しているところは、土地評価が低くなっている点が興味深い（1819年の山田郡林村順道図絵参照）。

### 2.6.山田郡田図北地区比定地の微地形環境分析

さて、次に山田郡田図北地区比定地の微地形環境分析について検討していきたい。山田郡田図の研究史については、石上英一（1987）が詳細な検討を行っている。その中で、山田郡田図の現地比定に2説在ることが紹介されている。そのひとつは、高重　進（1965）に代表されるもので、山田郡田図の北地区を長池付近とする説である（以下、高重説と呼ぶ）。そして、もうひとつは、米倉二郎（1957）の説であり、北地区を大池（新池、木太大池とも言われる）付近に比定するものである。（以下、米倉説と呼ぶ）。高重説と米倉説の間には、南北方向に1里（6町）の違いがある。両者は、いずれも山田郡田図に記載されている「山田香河二郡境」を

旧山田郡・旧香川郡境にあたると考えているため、東西方向に関する意見の違いはなく、南北方向の位置についてのみ見解の差が生じているのである。

高重説、米倉説ともに現地比定にあたっては、地形的特徴に注目している。特に山田郡田図の「佐布田」は浅谷（旧河道A）にあたると考えられているものの、厳密な微地形の検討がされたわけではない。それは、どちらの説に従うにしろ、現在は比定地のほとんどが水田として土地利用されており、いっけん平坦にみえるためである。また、空中写真などの分析から、埋没微地形の存在を明らかにできるようになったのは、1980年代半ば以降のことであり、それ以前には埋没微地形の概念すらなかった。従って、「畠」あるいは「人夫等家」など微高地に立地すると考えられる事柄が、田図に記載されていても、現地比定の方法がなかったといえる。

ただし、長池の東には、現在墓地として利用されている微高地が存在しており、高重説はここに解決の糸口を求めたものと思われる。ところが、この微高地は微地形分析の結果、旧河道Aの中に人工的に盛土された可能性が高いと判断された。ただし、現在も墓地であるため、調査に制約が大きく、ここでは可能性を示唆するにとどめておきたい。

さて、石上英一、金田章裕ら山田郡田図の調査委員は、米倉説と同じく山田郡田図の北地区を大池付近にあたると考えた。そこで、大池の周辺において微地形環境分析を実施した（第62図、第63図、第64図、第65図、第66図参照）。

微地形環境分析によれば、大池は上流に位置する長池、下池と同様に旧河道Aを堰止めるようにした築造された池である。1／5000空中写真の判読によれば、池底に南から北へ流れる旧河道Aの痕跡をみとめることができた。幸い大池の改修工事が実施された際、池床を実際に観察する事ができ、空中写真の判読結果が正しいことが確認された。旧河道Aの左岸にあたる埋没自然堤防の所では、多量の弥生時代中期を中心とした遺物が分布していた。

大池の南西部には埋没した微高地があり、ここに1987年度にトレンチが掘削された（A区）。ここでは、微地形環境分析で予想されていた通りに埋没自然堤防が確認されたものの、その上面は、近世以降の窯業用粘土採掘のために攪乱を受けており、詳細な検討を行うことができなかった。

他方、大池の南に位置する埋没旧中州・埋没自然堤防は、山田郡田図に三宅をはじめ倉庫や井戸、畠、畠成田、佐布田等が記されたところに比定されるため、1988年度（B区）、1989年（C区）、1990年度（D区）の3度にわたり、発掘調査が実施された所である。なお、1986年度の第12試掘地点も同じ微高地上に設定されたグリッドであった（第68図参照）。

この埋没旧中州・埋没自然堤防は、大池の南東辺に沿って南南西－北北東に長軸を持ち、長さ約400m、幅約150mの細長い楕円形を呈する。微高地の背は、やや南東に片寄って存在する。第12試掘地点は、まさにこの微高地の背の部分にあたっており、香東川が堆積させた埋没旧中

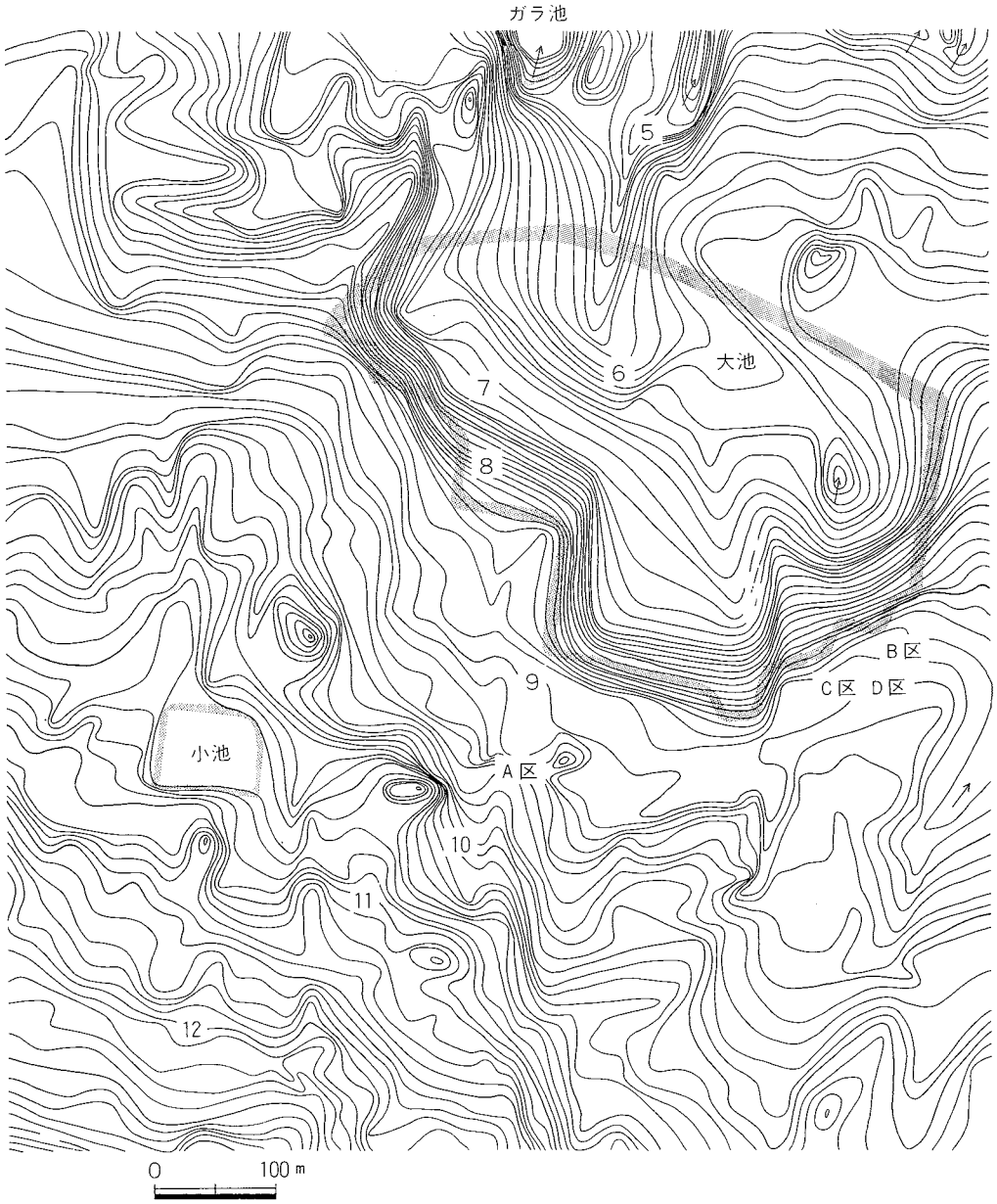


第62図　大池周辺微地形図(T.P.m.10cm間隔)

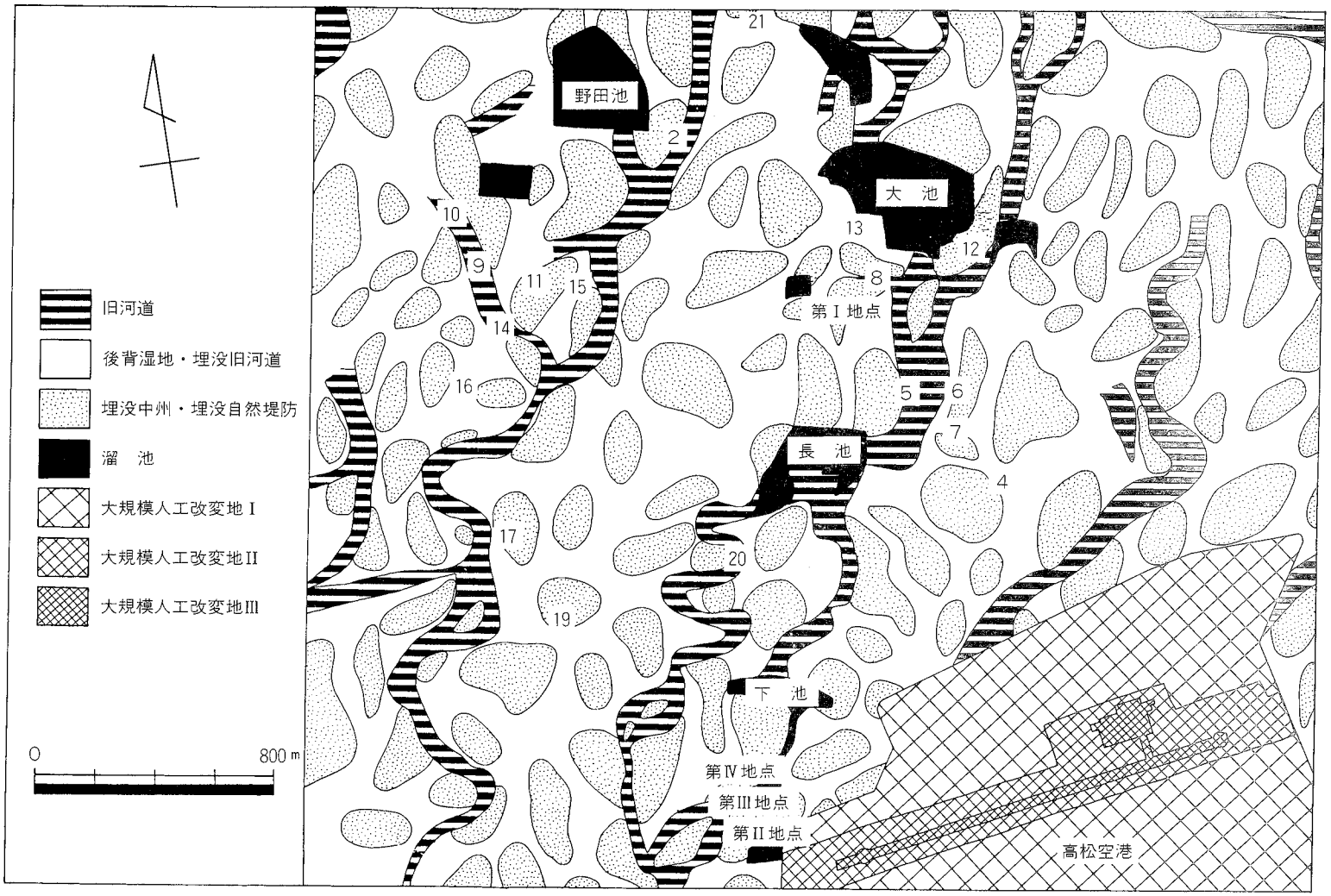


第63図　微地形分類図（番号は、昭和61年度実施の太田地区周辺遺跡詳細分布調査による試掘地点）

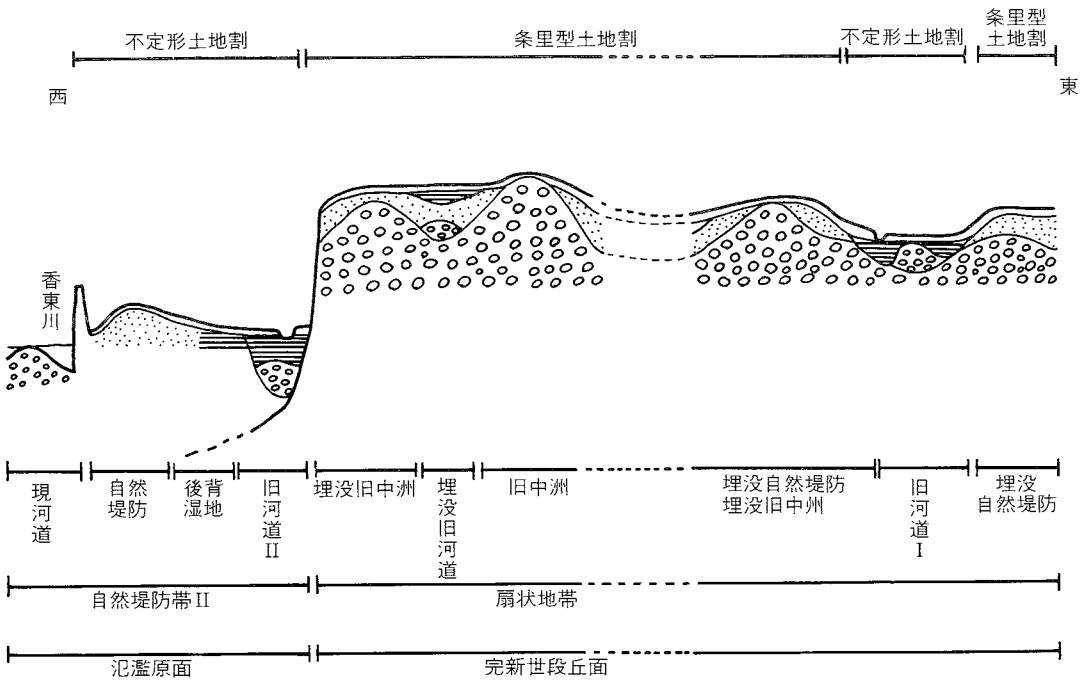


第64図　高松平野微地形模式断面図（香東川～太田地区）

第65図　条里型地割りと微地形

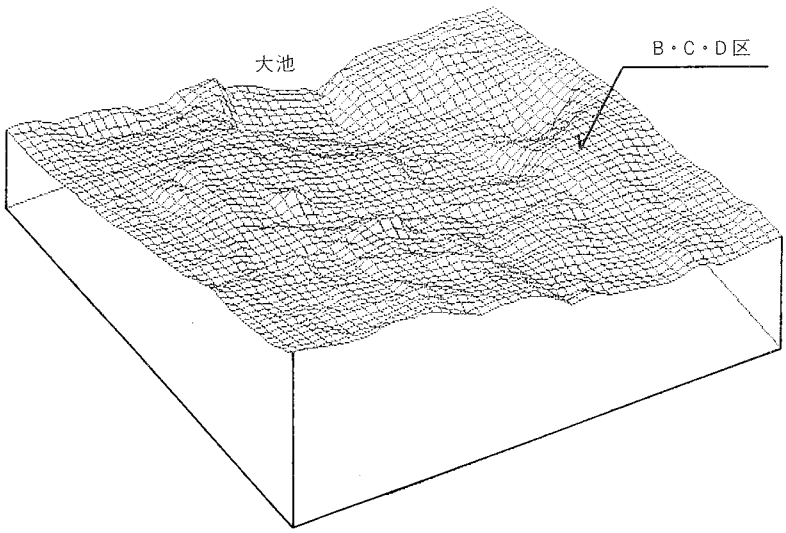


第66ａ図　大池周辺ブロックダイアグラム
（南西方向上空20°より）

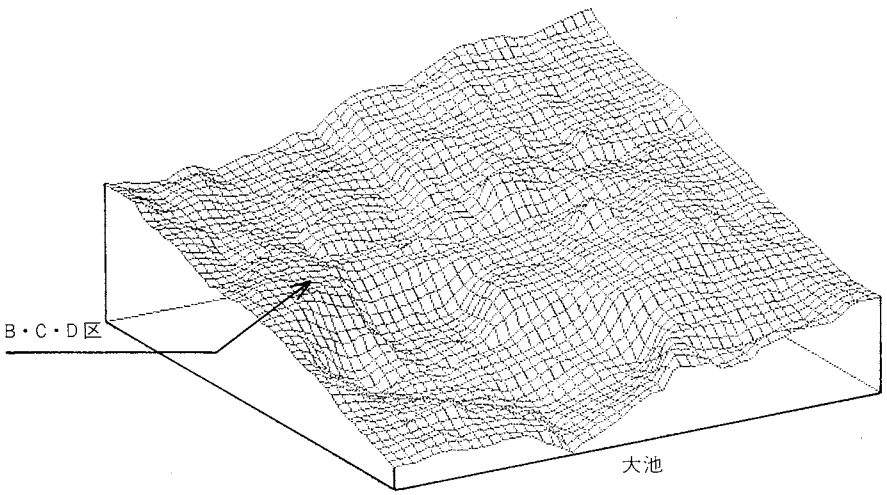


第66ｂ図　大池周辺ブロックダイアグラム
（北東上空20°より：ほぼ微地形図の範囲）

州を構成する砂礫層が確認されている。従って、1988年以降の発掘調査地点は、微高地の北北西斜面にあたることになる。

埋没旧中州・埋没自然堤防の両側面には、旧河道Aが存在する。この旧河道は先にも述べたように、弥生時代中期前半以前には、香東川の有力な流路であった。従って、ここはまさに中州であった。また、旧河道Aは、弥生時代後期以降には機能をほとんど停止し、水田開発の行われるような後背湿地となっていた。当時微高地であった部分では、弥生時代に遡る集落遺跡が、存在していた可能性は極めて高い。旧河道Aは、何度も小規模な洪水に遭いながらも、水田耕作が継続的に営まれ、その埋積が進行する中で、微高地は徐々に埋没していった。そして、埋没旧中州・埋没自然堤防ができあがった。この様な仮説が、微地形環境分析によって、発掘調査以前に想定された。

さて、発掘調査は、限られた予算と時間の中で、より有効な成果を挙げるため、トレンチ法で実施された。埋没旧中州・埋没自然堤防の形状を踏まえ、直行する2方向のトレンチが設定された。このうち、最大傾斜を横断する東西方向のトレンチは、微地形に対応した土地利用を把握する目的を持つ。このトレンチでは、相対的に高燥な微高地頂部から、低湿な旧河道への変化が観察されるはずである。他方、等高線にほぼ平行する南北のトレンチは、東西トレンチが観察された土地利用の広がりを確認するためのものである。年度ごとのトレンチが、Eあるいはコの字型を基本としているのは、この様な理由による（第68図参照）。

さて、発掘調査で確認された地層を、微地形環境分析のレベルで整理すると、次のようなⅪ群にまとめることができる。

第Ⅺ群（扇状地帯・旧中州の時代）この地層は、香東川の旧中州に由来するもので、高松平野に広く展開する扇状地帯を構成する堆積物である。この地層が堆積した当時、発掘調査地点付近は河原であり、雨が降るたびに流路を変えながら香東川が幾筋にも分かれて分流していた。この砂礫層の形成する起伏が、高松平野の土地条件や土地利用を決定する極めて重要な役割を果たしたと考えられる。ただし、この砂礫層が堆積した時期については、確定できるだけのデータが得られていない。旧中州の中心は、1986年度の試掘調査結果から、大池の東側を南北に延びる道路付近に想定されている。

第Ⅹ群（自然堤防帯・自然堤防の時代）この地層は、旧中州を被覆するように堆した河川の溢流氾濫に起因したものと考えられる。第Ⅺ群の地層と比較し河川の営力が衰えたため、細粒なシルトや砂から構成されている。また、流路はやや安定し、旧河道Aの部分は後背湿地となった。扇状地帯を被覆する自然堤防の形成時期として、縄文海進以前まで遡るものや、縄文時代後期～晩期、弥生時代前期末～中期初頭のものが知られている。この地点では、後に詳述するように縄文後期～晩期のものの可能性が高い。堆積の中心は、前述の旧中州を構成する砂

| | 地　形　変　化 | 地形環境・土地開発 |
|---|---|---|
| 完新世段丘Ⅱ面 | 堆積（地形形成）の停止<br>・生活面の更新停止（遺跡の埋没停止）<br><br>地下水位の低下<br>・土地の高燥化 | 洪水危険性低下<br>・地形環境の安定化<br>・土地生産性の安定化<br><br>土地の高燥化<br>・湿田減少<br>・潅漑システムの機能低下<br>・耐干品種の導入<br>・水田の畠化（小区画化）<br>・耕作放棄（荒野化）<br>・新潅漑システムの導入 |
| | 段　丘　化 | |
| 現氾濫原面 | 堆積の活発化<br>・大規模自然堤防の形成<br>・三角州の拡大（遠浅の海） | 洪水の危険性増大<br>・地形環境不安定化<br>・島畠<br>・築堤に伴う天井川<br>・干拓 |

第67図　古代末における段丘化と地形環境・土地開発

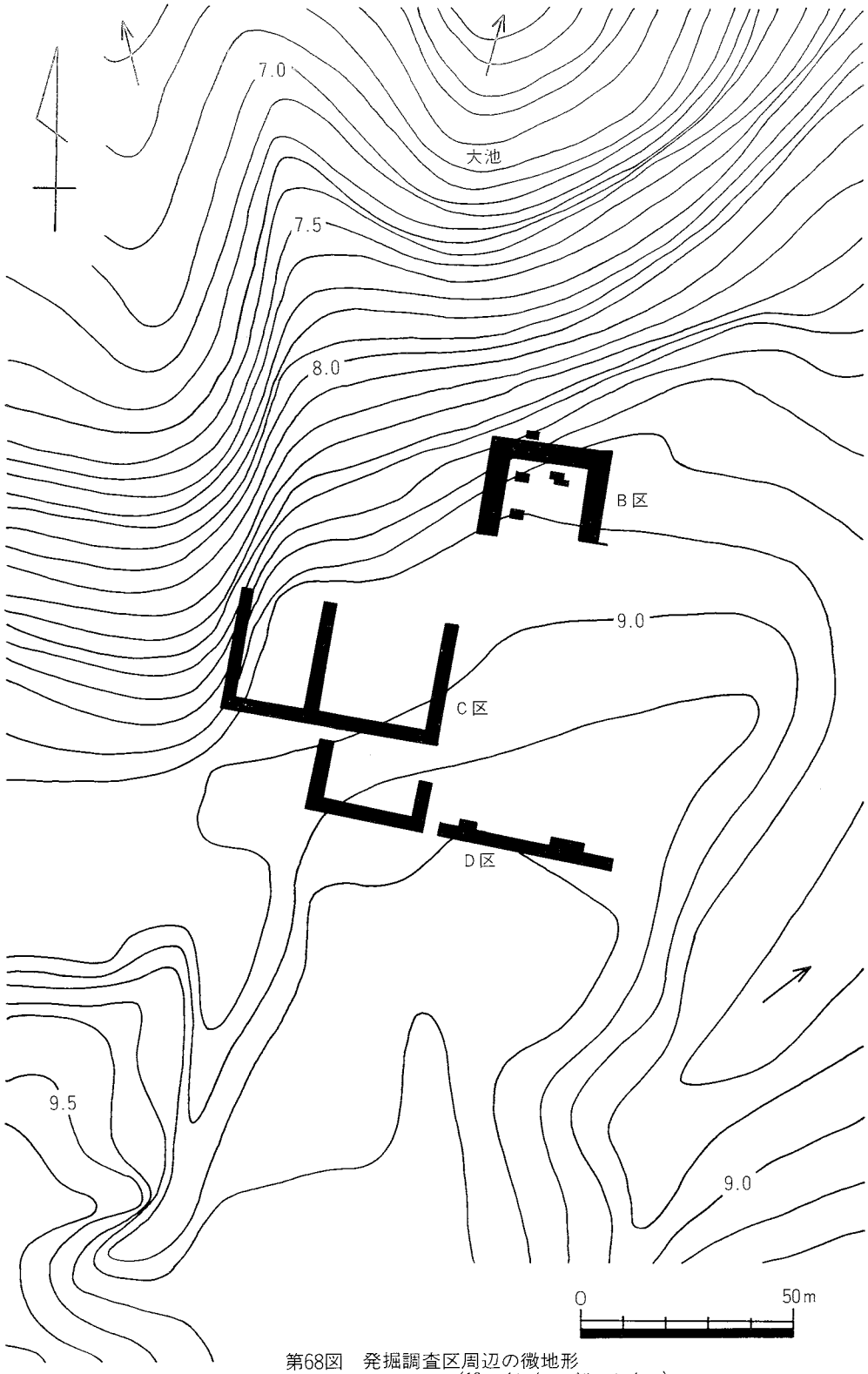


第68図　発掘調査区周辺の微地形
（10cmインターバルコンター）

礫層の頂部と、発掘調査地点の中間に位置しているようである。

第Ⅸ群（自然堤防帯・後背湿地１の時代）旧河道および自然堤防のうち相対的に低い部分が後背湿地となった。ここは微地形に合わせ狭い面積に区画された水田として利用されていた。

第Ⅷ群（自然堤防帯・後背湿地２の時代）第Ⅸ群の不定形小区画水田を埋積した溢流堆積物は、ここでは窪地を埋積する機能しかないが、三角州帯で自然堤防として微高地を構成する地層に対応する可能性を持っている。また、この上面にも不定形小区画水田が開発された。そして、ここには水田を破壊して自然流路（ＳＲ０１）が流入した。

第Ⅶ群（自然堤防帯・後背湿地３の時代）自然流路（ＳＲ０１）を埋積する地層で、部分的に分布するのみである。

第Ⅵ群（安定した耕地の時代）Ｂ区で畝状遺構（1989年の報告では水路と考えていた。）が検出された水田耕土に対応した地層である（第69図参照）。Ｃ区第１トレンチでは畠の耕土と判断される層相であった。また、この層は、第２トレンチと第３トレンチでは水田耕土と考えられた。すなわち、この地層はバラェティに富んだ土地利用をされていた（第70図参照）。Ｂ区は、後に詳述するように、水田裏作の畠かあるいは水田から畠へと土地利用が変えられた所であった。ここについては、田図の「畠成田」に対応する可能性が考えられる。他方、Ｃ区の相対的に微高地をなす第１トレンチ部分では、畠であった。また、相対的に低い第２トレンチおよび第３トレンチでは水田として長期間にわたり土地利用されてきたと考えられる。第Ⅵ群の地層の表面は、いわゆる条里型土地割のプランを示すものとみられる。概報Ⅲでは、この地層を８ａと呼んでおり、古墳時代後期から13世紀にかけて安定した地表とみなしていた。この点に矛盾するデータは、現在のところ得られていない。なお、第Ⅵ群の地層を破壊して幅15～20ｍ程度の溝状の凹地（ＳＸ０２）が、Ｃ調査区の西半で確認された。この溝状の凹地については後に詳述する。

第Ⅴ群（溝埋積の時代）この地層は、第Ⅵ群の地層上面の掘削された溝を埋積する洪水堆積物であり、この分布は限定される。第Ⅲ群の地層の最下部と見なすこともできる。

第Ⅳ群（溝状凹地の開発と埋積の時代）この地層群は、Ｃ区で検出された溝状の凹地（ＳＸ０２）を埋積するもので、部分的存在するに過ぎない。

第Ⅲ群（老朽水田の時代）この地層は、中世の遺物を含む水田耕土とその埋積層であった。水田耕土は、老朽化が著しく灰白色を示している。

第Ⅱ群（地力回復準備の時代）河川の布状洪水堆積層と水田耕土が繰り返すといった点で第Ⅲ群の地層と共通性があるものの、近世の遺物が含まれている第Ⅱ群の耕土の方が、第Ⅲ群の地層と比較して肥沃である。これは、施肥が積極的に取り入れられ始めたことに起因すると考えられる。しかし、18世紀初頭の様子を示す「山田郡林村順道図絵」（文化15年：1819年：末光

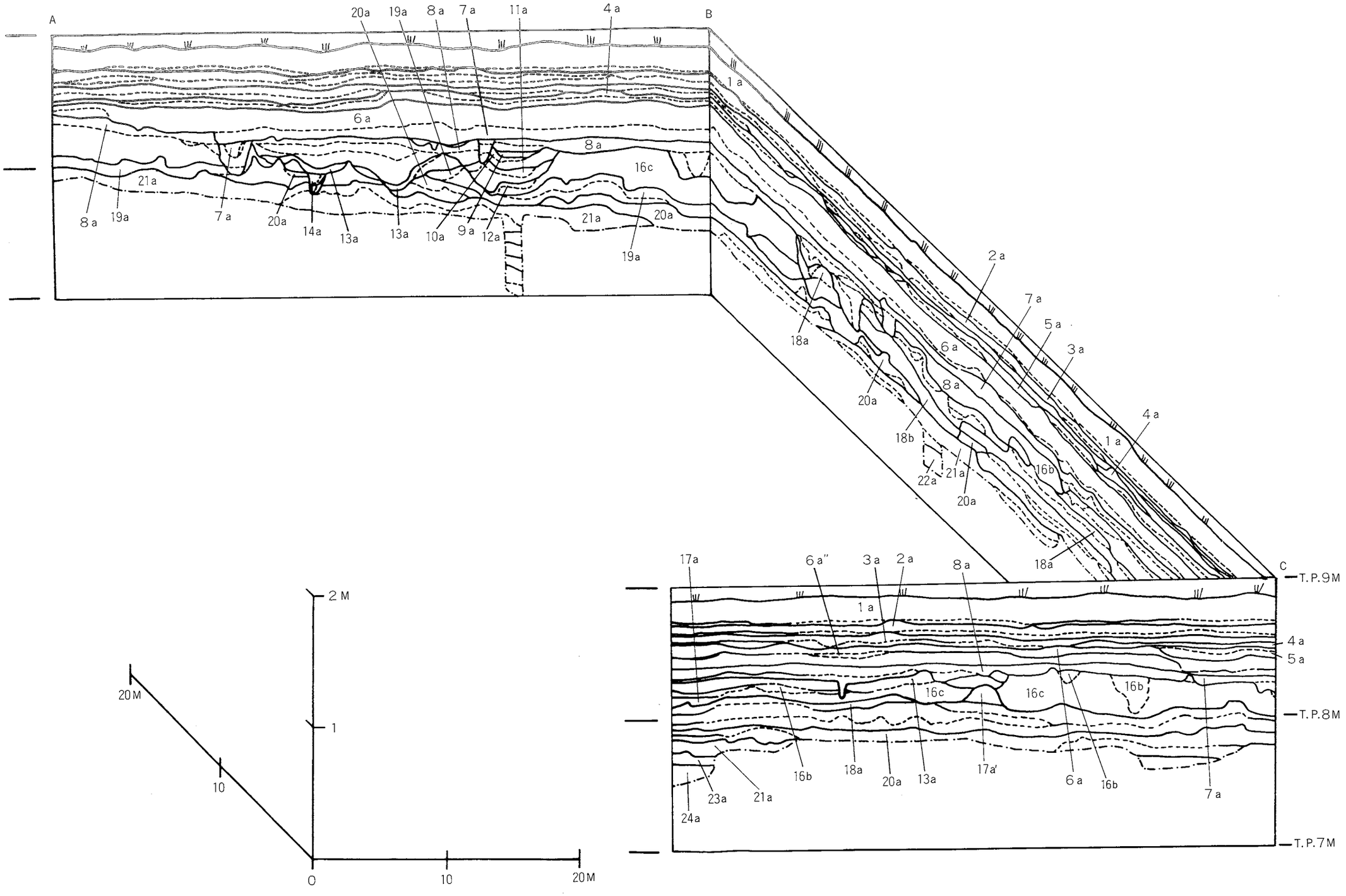


第69図　B区パネルダイアグラム（A－B－C－D）

表8　B区の環境変遷と土地利用

| 地層No. | 粒度 | 色 | 調 | 土壌化 | 堆積環境 | 開発 | 出土遺物 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1a | 極細砂質シルト | 2.5Y4/1 | 黄灰 | soil | | 現水田耕土 | | 条里型水田 |
| 1b | 極細砂質シルト | 7.5YR6/4 | にぶい橙 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 2a | シルト質極細砂 | 7.5Y6/1 | 灰 | soil | | 水田耕土<br>現在より小区画 | | 条里型水田 |
| 2a' | シルト質極細砂 | 7.5Y7/1 | 灰白 | soil状 | | | | |
| 2b | シルト質極細砂 | 7.5Y6/1<br>7.5YR4/6 | 灰<br>褐 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 3a | シルト質極細砂 | 7.5Y6/1 | 灰 | soil | | 水田耕土<br>現在より小区画 | | 条里型水田 |
| 3b | 細砂 | 2.5Y7/2 | 灰黄 | | 布状洪水 | | | |
| 4a | シルト質細砂 | 7.5Y6/1 | 灰 | soil<br>酸化鉄 | | 水田耕土<br>現在より小区画 | | 条里型水田 |
| 5a | シルト質細砂 | 7.5Y6/1 | 灰 | soil | | 水田耕土<br>現在より小区画 | | 条里型水田 |
| 5b | シルト質細砂 | 2.5Y7/2 | 灰黄 | | 布状洪水 | | | |
| 6a | 細砂 | 2.5Y7/2 | 灰黄 | soil | | 水田耕土<br>現在より小区画 | | 条里型水田 |
| 6a' | シルト質細砂 | 5Y8/2 | 灰白 | soil状 | | | | |
| 6b | 細砂 | 2.5YR3/7<br>2.5Y7/6 | 浅黄<br>明黄褐 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | 近世の染付 | |
| 7a | シルト質細砂 | 10YR5/2 | 灰黄褐 | soil | | 水田耕土 | | 溝埋積後 |
| 7a' | 細砂～中砂 | 10YR3/7 | にぶい黄橙 | soil状 | | 水田耕土 | | 溝埋積最終段階 |
| 7b | シルト質細砂 | 10YR7/1 | 灰白 | | 溝　充填 | | | |
| 7c | シルト質細砂 | 2.5Y6/1 | 黄灰 | | 溝　充填 | | | |
| 8a | シルト質細砂 | 10YR6/1 | 褐灰 | soil | 非常に安定した地表 | 水田耕土 | 13世紀～古墳時代中期の須恵質土器等 | 条里型水田 |
| 8a' | 極細砂質シルト | 10YR5/2 | 灰黄褐 | soil状 | 低い部分　充填 | | | |
| 8b | 細砂～中砂 | 10YR6/2 | 灰黄褐 | | 低い部分　充填 | | | |
| 9a | シルト質細砂 | 7.5YR4/2 | 灰褐 | soil | 溝　充填 | 水田耕土？ | | 溝埋積中断 |
| 9b | シルト質細砂 | 2.5YR7/2 | 灰黄 | | 溝　充填 | | | |
| 10a | シルト質細砂 | 7.5YR3/1 | 黒褐 | soil | 溝　充填 | 水田耕土？ | | 溝埋積中断 |
| 10a' | シルト質細砂 | 7.5YR5/1 | 褐灰 | soil状 | 溝　充填 | | | |
| 11a | シルト質細砂 | 7.5YR1.7/1 | 黒 | soil | 溝　充填 | 水田耕土？ | 弥生時代後期後半 | 溝埋積中断 |
| 11a' | シルト質細砂 | 7.5YR5/1 | 褐灰 | soil状 | 溝　充填 | | | |
| 12a | シルト質細砂 | 7.5YR1.7/1 | 黒 | soil | 溝　充填 | 水田耕土？ | | 溝埋積中断 |
| 13a | シルト質極細砂 | 10Y5/1 | 褐灰 | soil | 低い部分　充填 | 水田耕土？ | | 不定形小区画 |
| 14a | シルト質細砂 | 10YR4/2 | 灰黄褐 | soil | 溝　充填 | 水田耕土？ | | 溝埋積中断 |
| 14b | 細砂 | 2.5Y8/1 | 灰白 | | 溝　充填 | | | |
| 15a | シルト質細砂 | 10YR5/1 | 灰 | soil | 溝　充填 | 水田耕土？ | | 溝埋積中断 |
| 15b | 細砂 | 10YR5/1 | 灰 | | 溝　充填 | | | |
| 16b | 中礫～細礫まじり細砂 | N7/0 | 灰白 | | クレバススプレー | | | 南西方向から |
| 16c | 細砂 | N7/0 | 灰白 | | 溢流氾濫 | | | 北西端に中心 |
| 17a | シルト質細砂 | 10YR6/2 | 灰黄褐 | soil | | 水田耕土 | | |
| 17a' | シルト質細砂 | 10YR6/2 | 灰黄褐 | soil | | 盛土畦畔 | | |
| 18a | シルト質細砂 | 10YR6/1 | 褐灰 | soil | | 水田耕土 | | 不定形小区画 |
| 18b | シルト質細砂 | 10YR5/2 | 灰黄褐 | | 溢流氾濫 | | | グレーディング |
| 18c | 細砂 | 10YR5/2 | 灰黄褐 | | 溢流氾濫 | | | |
| 19a | シルト質細砂 | 10YR6/1 | 褐灰 | soil | | 水田耕土 | | 不定形小区画 |
| 19a' | シルト質細砂 | 10YR6/1 | 褐灰 | soil | | 盛土畔畦 | | |
| 19b | シルト質細砂 | 10YR6/6 | 明黄褐 | 酸化鉄 | 溢流氾濫 | | | 西部に中心 |
| 20a | シルト質細砂 | 10YR6/1 | 褐灰 | soil | | 水田耕土 | | 不定形小区画 |
| 20b | シルト質細砂 | 10YR7/4 | にぶい黄橙 | | 溢流氾濫 | | | 西部に中心 |
| 21a | シルト質極細砂 | 10Y6/1 | 褐灰 | soil | | 水田耕土 | | 不定形小区画 |
| 21b | 細砂 | 2.5Y7/2 | 灰黄 | | 溢流氾濫 | | | グレーディング |
| 21c | 細砂 | 2.5Y7/1 | 灰白 | | 溢流氾濫 | | | |
| 21d | 中砂 | 2.5Y7/1 | 灰白 | | 溢流氾濫 | | | |
| 22a' | シルト質細砂 | 5Y5/1 | 灰 | soil状 | | | | |
| 23a | シルト | 10YR2/1 | 黒 | soil | | 水田耕土 | | 不定形小区画 |
| 24a | シルト | 10YR6/1 | 褐灰 | soil | | | | |
| 24b | シルト | 7.5Y6/1 | 灰 | | 溢流氾濫 | | | |

1990）に「下田」と記されていることからも判かるように、十分効果は上がっていない。

第Ⅰ郡（地力回復時代）現代の水田は、中世、近世の水田耕土と比較すれば、施肥が行き届き、生産性が高くなっているといえる。

## 2.7.山田郡田図北地区の極微地形環境分析

1988年度に発掘調査されたB区では、極微地形環境分析レベルで24面の地表面が確認された（第69図、第8表参照）。1989年のC区の調査では23面の地表図が検出された（第70図、第9表参照）。また1990年に調査されたD区では9面（第71図、第10表参照）の旧地表が観察された。この様に確認された地表面の数が異なるのは、低い部分にのみに堆積が生じ、微高地部分では変化の少ないことによる。また、自然、人工を問わず、部分的にみられる溝状の凹地が、断続的に埋積されたことも、その原因である（地層の対比については、表6参照）。このうち最も鍵になるのは、B区において8ａとした層であり、C区では18ａに対応する。また、D区では、7ａ層がこれにあたる。

この層は、古墳時代後期から13世紀にかけて継続的に土壌化作用を受けたと推定されるものであり、山田郡田図に描かれている時期の地表面と判断される（第72図参照）。土地利用はバラエティーに富んでおり、東側の埋没自然堤防の頂部に近い所では、畠、その西に水田でありながら畠と考えられる場所が隣接する。そして、最も西側には水田として利用されてきたと判断される所がある。

東側の部分が畠と判断されたのは、耕土（ａ層）の土壌化が不十分で母材（ｂ層）の境界が不明瞭という現在の畠の土壌断面に極めて良く類似することによる。また、構成物の粒子が粗粒なこと、埋没微高地にあたることなどもその考えを支持する。

他方、西隣では、耕土は明らかに水田として耕作されたことのある状態を示していた。しかしながら、およそ10ｍの間隔で平行する幅１ｍ程の溝状遺構が確認され、その性格を十分把握できないでいた。その後、大阪文化財センターが発掘調査を実施した池島・福万寺遺跡（大阪府八尾市および東大阪市）において、類似の遺構（古代面Ⅰ）が広範囲に検出された（大阪文化財センター1991）。池島・福万寺遺跡では、これらを畝とみなしている。ここでも、耕土は水田として利用されたことがあることを示していた。また、極微地形は埋没微高地頂部へと至る緩やかな斜面であり、大池南部の発掘調査地点と一致している。

さて、水田土壌でありながら、畠の様に畝が存在することについて、次のふたつの可能性が指摘できる。すなわち、ａ．二毛作がなされており、裏作の畠の状態にあったとする考えである。文献上、二毛作の確認できるのは、伊勢国のいて10世紀まで遡ると見られているという（黒田日出男1980）。

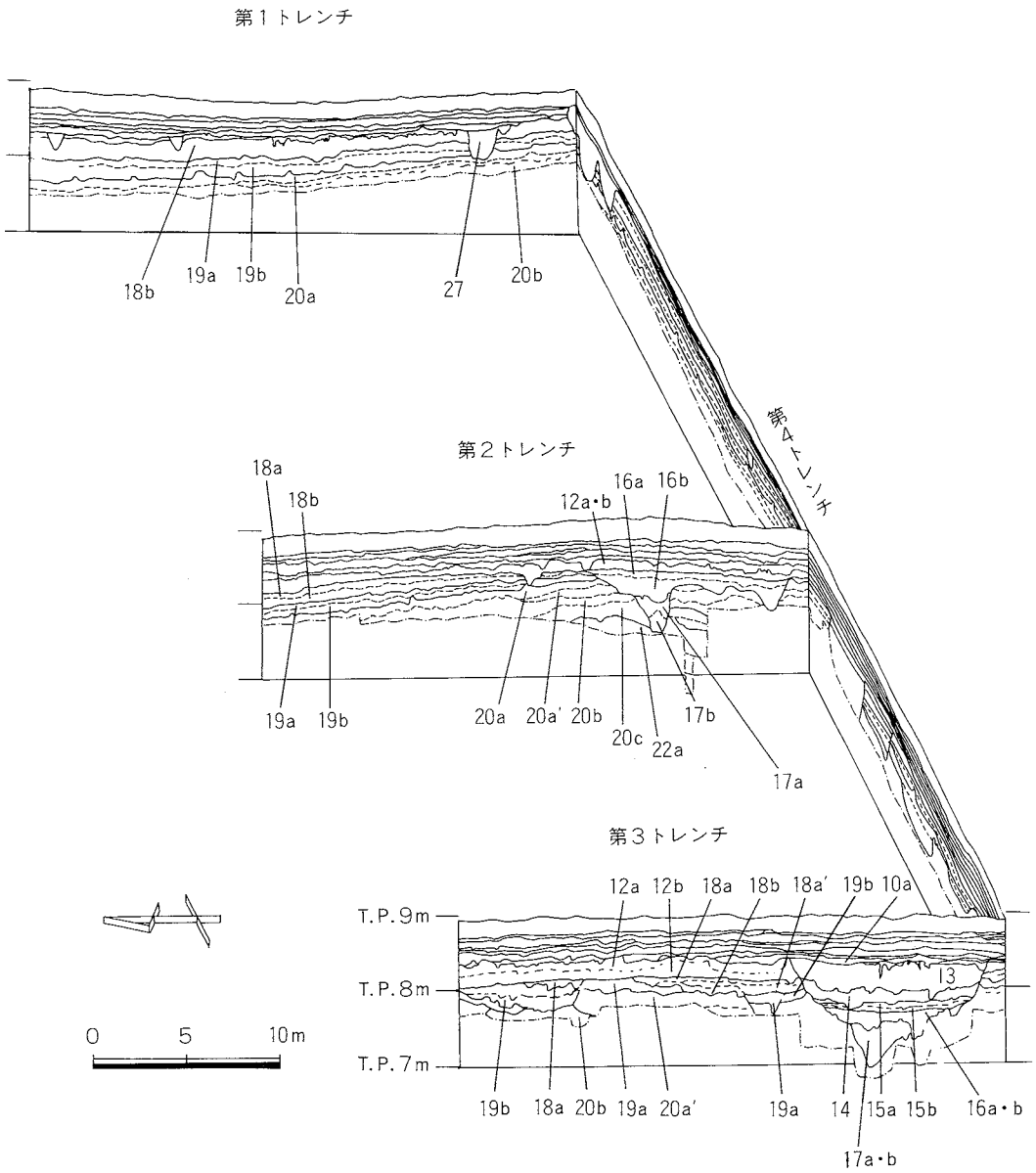


第70図　C区パネルダイアグラム

## 表9　C区の環境変遷と土地利用

| 地層No. | 粒度 | 色 | 調 | 土壌化 | 堆積環境 | 開発 | 出土遺物 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1a | シルト質極細砂 | 5Y5/1 | 灰 | soil | | 現水田耕土 | | 条里型水田 |
| 1a' | シルト質極細砂 | 5Y6/1 | 灰 | soil状 | | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 1b | シルト質極細砂 | 7.5YR8/6 | 浅黄橙 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 2a | シルト質極細砂 | 7.5Y7/1 | 灰白 | soil | | 水田耕土犂跡 | 染付　陶磁器 | 条里型水 |
| 2b | シルト質極細砂 | 10YR8/6 | 明黄褐 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 3a | シルト質極細砂 | 7.5Y6/1 | 灰 | soil | | 水田耕土　犂跡 | | 条里型水田 |
| 3b | シルト質極細砂 | 10YR7/4 | ニブイ黄橙 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 4a | シルト質極細砂 | 7.5Y7/1 | 灰白 | soil | | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 4b | シルト質極細砂 | 10YR6/8 | 明黄褐 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 5a | シルト質極細砂 | 10YR6/1 | 褐灰 | soil | | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 5b | シルト質極細砂 | 7.5YR4/6 | 褐 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 6a | シルト質極細砂 | 10YR6/1 | 褐灰 | soil | | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 6b | シルト質極細砂 | 10YR6/8 | 明黄褐 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 7a | シルト質極細砂 | 2.5Y7/3 | 浅黄 | soil | | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 7b | シルト質極細砂 | 2.5Y7/6 | 明黄褐 | | 布状洪水 | | | |
| 8a | シルト質極細砂 | 2.5Y7/3 | 浅黄 | soil | | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 8b | シルト質極細砂 | 2.5Y7/6 | 明黄褐 | | 布状洪水 | | | |
| 9a | シルト質極細砂 | 2.5Y7/3 | 浅黄 | soil | | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 9a' | シルト質極細砂 | 2.5Y7/4 | 浅黄 | soil状 | | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 9b | シルト質極細砂 | 2.5Y7/6 | 明黄褐 | | 布状洪水 | | | |
| 10a | シルト質極細砂 | 10YR2/1 | 黒 | soil | b堆積物消滅 | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 11a | シルト質極細砂 | 10YR2/1＋10YRY7/1 | 黒＋灰白 | soil | | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 11b | シルト質極細砂 | 10YRY7/1 | 灰白 | | 布状洪水 | | 染付　陶磁器 | |
| 12a | シルト質極細砂 | 2.5Y6/1 | 黄灰 | soil | | 水田　粘土採掘 | 土師器　須恵器 | 近世の粘土採掘 |
| 12b | シルト質極細砂 | 2.5Y7/1 | 灰白 | | 溢流堆積 | | | |
| 13b | シルト質極細砂 | 7.5Y8/1 | 灰白 | | b堆積物消滅 | 水田耕土 | | 低い所のみ |
| 14a | シルト質極細砂 | 7.5Y8/3 | 淡黄 | soil | | 水田耕土 | | 低い所のみ |
| 14b | シルト質極細砂 | 2.5Y7/2 | 灰黄 | | 溢流堆積 | | | 溝状遺構中のみ |
| 15a | シルト質極細砂 | 5Y4/1 | 灰 | soil | | 水田耕土 | | 溝状遺構中のみ |
| 15b | シルト質極細砂 | 2.5Y7/2 | 灰黄 | | 溢流堆積 | | | 溝状遺構中のみ |
| 16a | シルト質極細砂 | 2.5Y7/1 | 灰白 | soil | | 水田耕土 | | 溝状遺構中のみ |
| 16b | シルト質極細砂 | 2.5Y7/2 | 灰黄 | | 溢流堆積 | | | 溝状遺構中のみ |
| 17a | 極細砂質シルト | N6/0 | 灰 | soil | | 水田耕土 | 土師器　石鏃 | 溝状遺構中のみ |
| 17b | シルト質極細砂 | 7.5Y7/1＋7.5Y3/1 | 灰白＋オリーブ黒 | soil | 溢流堆積？谷頭侵食？段丘化 | | 弥生後期～10世紀 | 溝状遺構中のみ |
| 18a | シルト質極細砂 | 7.5YR3/1 | 黒褐 | soil | 長時間安定KEY-bed | 水田・畠 | | 条里型水田 |
| 18a' | シルト質極細砂 | 7.5YR4/1 | 褐灰 | soil状 | | 水田耕土 | | |
| 18b | 細砂 | 2.5Y8/1 | 灰白 | | 溢流堆積南東から | | | |
| 19a | シルト質極細砂 | 10YR6/1 | 褐灰 | soil | | 水田耕土 | 弥生後期？ | 不定形小区画 |
| 19b | シルト質細砂 | 2.5Y7/1 | 灰白 | | 溢流堆積南東から | | | |
| 20a | シルト質極細砂 | 7.5YR3/1 | 黒褐 | soil | | 水田耕土 | 弥生前期？ | 定形小区画 |
| 20a' | シルト質極細砂 | 10YR6/1 | 褐灰 | soil状 | | 水田耕土 | | |
| 20b | シルト質極細砂 | 2.5Y6/1 | 黄灰 | | 20cと同じ洪水 | | | |
| 20c | 極細砂質シルト | 10YR7/8 | 黄橙 | | 溢流堆積南東から | | | |
| 21a | 極細砂質シルト | 5Y5/1 | 灰 | soil | | 水田耕土？ | | |
| 21b | 極細砂質シルト | 2.5Y7/2 | 灰白 | | 溢流堆積南東から | | | |
| 22a | 極細砂質シルト | 10Y7/1 | 灰白 | soil | | 水田耕土？ | | |
| 22b | 極細砂質シルト | 2.5Y6/1 | 黄灰 | | 溢流堆積南東から | | | |
| 23a | シルト | 7.5Y6/1 | 灰 | soil | | 水田耕土？ | | |
| 24 | 粗砂・シルト | N2/0+N8/0 | 黒＋灰白 | | | 粘土採掘穴充填 | | |
| 25 | シルト質細砂 | N8/0 | 灰白 | | | 土こう充填 | | |
| 26 | シルト質細砂 | 7.5Y5/2 | 灰褐 | | | 溝充填 | | |
| 27 | シルト質細砂 | 2.5YR7/2 | 灰黄 | | | 溝充填 | | |

表10　D区の環境変遷と土地利用

| 地層No. | 粒度 | 色 | 調 | 土壌化 | 堆積環境 | 開発 | 出土遺物 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1a | シルト質細砂 | N7/0 | 灰 | soil | | 現水田耕土 | | 条里型水田 |
| 1b | シルト質細砂 | 10YR7/6 | 明黄褐 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | 陶磁器 | |
| 2a | シルト質細砂 | N8/0 | 灰 | soil | | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 3a | シルト質細砂 | 7.5Y6/1 | 灰 | soil | | 水田耕土 | 陶磁器 | 条里型水田 |
| 3b | シルト質細砂 | 10YR7/4 | ニブイ黄橙 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 3b' | シルト質細砂 | 10Y7/3 | ニブイ黄橙 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 4a | シルト質細砂 | 2.5Y7/2 | 灰黄 | soil | | 水田耕土 | 青磁 | 条里型水田 |
| 4b | シルト質細砂 | 10YR7/6 | 明黄褐 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 5a | シルト質細砂 | 2.5Y7/2 | 灰黄 | soil | | 水田耕土 | 須恵器甕 | 条里型水田 |
| 5b | シルト質細砂 | 2.5Y8/2 | 灰白 | 酸化鉄 | 布状洪水 | | | |
| 6a | 極細砂質シルト | 10YR7/1 | 灰白 | soil | | 水田耕土 | | 条里型水田 |
| 7a | シルト質極細砂 | 7.5YR3/1 | 黒褐 | soil | | 水田耕土 | 掘立柱建物等 | 条里型水田<br>KEY-bed |
| 7a' | シルト質極細砂 | 10YR6/1 | 褐灰 | soil状 | | 畠耕土 | | |
| 7b | 細砂・中砂 | 2.5Y8/1 | 灰白 | | 溢流氾濫 | | | |
| 8a | シルト質極細砂 | 10YR6/1 | 褐灰 | soil | | 水田耕土 | | 不定形小区画水田 |
| 8b | シルト質細砂 | 2.5Y7/1 | 灰白 | | 溢流氾濫 | | | |
| 9a | シルト質極細砂 | 7.5YR3/1 | 黒褐 | soil | | 水田耕土 | | 定形小区画水田 |
| 9b | シルト質極細砂 | 2.5Y6/1 | 黄灰 | | 溢流氾濫 | | | |
| 10b | 細礫～中礫 | 10YR7/1 | 灰白 | | 河床堆積 | 中州 | | |
| 11b | シルト質細砂 | 10YR7/1 | 灰白 | | | 溝充填 | | |
| 12b | 極細砂質シルト | 10YR6/1 | 褐灰 | | | 溝充填 | | |

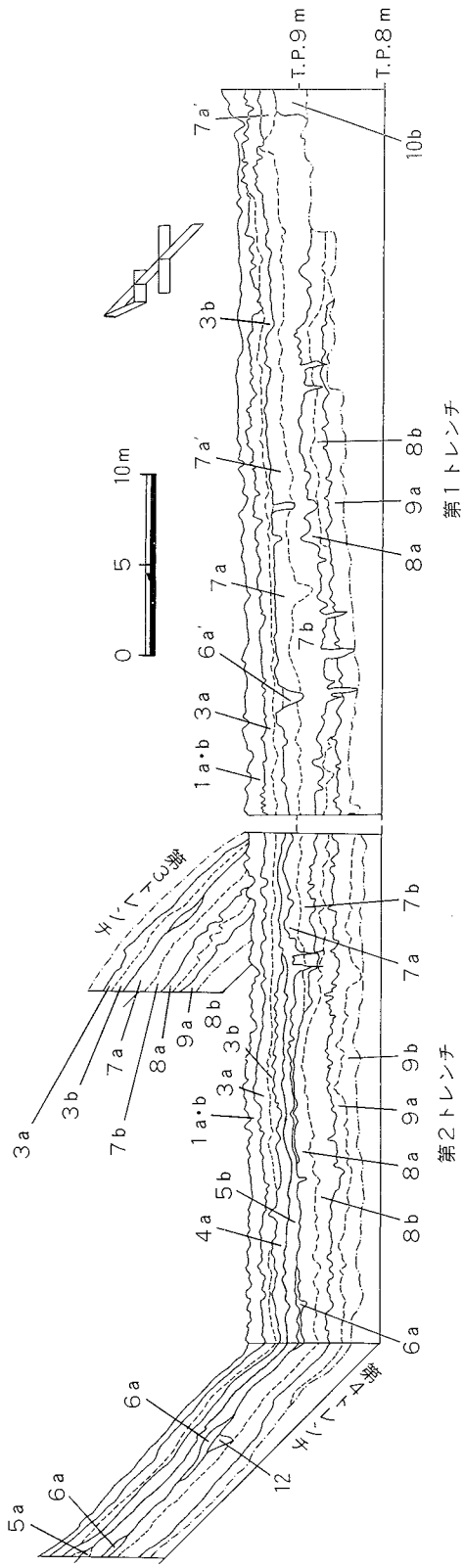


第71図　D区パネルダイアグラム

他方、ｂ．完新世段丘面が段丘化した結果、地目転換がはかられたとする考えである（第64図、第67図参照）。すなわち、古代末に生じた段丘化によって、段丘面上にあたる部分では、地下水位の低下や既存の灌漑システムの機能が低下した。その結果、新品種の導入や灌漑システムの再編成など、さざまざまな対応がなされた。水田から畠への地目転換は、その対応のひとつであったとする考えである。ただし、米－麦の二毛作ができるようになるためには、地下水位の低いことが条件であることから、両者の違いは大きなものではない。ただし、大池南部の発掘地点でも、池島・福万寺遺跡の場合でも、周辺のやや低い所には水田が広がっていたことが判明していることから、乾燥しやすい場所が畠として利用されたことは疑いない。季節的なものか、そうではないかは別にして、いずれの場合も地目の転換が認められた。山田郡田図には「畠成田」との記載があり、これが水田土壌でありながら畝をもつ土地利用を指しているのではなかろうか。

以上のような現象は、発掘調査の際にしばしば陥りながちな、１地表面－１土地利用－１時代の幻想に強く警鐘を鳴るものと言えよう。すなわち、ａ．ある地表面が継続する中で土地利用の変化が起きる可能性がある。それは、水田－畠の変化に限らず建物の痕跡が存在した場合にも、同一の旧地表面において、水田土壌とみなされたりイネのプラントオパールが検出されたりすることは生じ得るのである。また、ｂ．河川の氾濫や火山の爆発に伴い地層が堆積し、その上下に地表面が検出される場合、ふたつの地表面の間には確かに時間差があるものの、それが土器形式の変化に対応するような時間差となるかどうかは判らない。たとえば、上下の地表面の間に存在する堆積物が厚く、上の地表面が弥生時代中期に属するものだとした場合、下の地表面に積極的に時代を指示するものがなくても、弥生時代前期もしくはそれ以前の時代のものとされていないだろうか。多くの場合、火山噴出物や洪水堆積物の堆積はカタストロフィクで、それに要する時間は、考古学的にほとんど一瞬とも言えるほど短い。他方、何千年何万年もの間、地表面が、埋積しないことも稀ではない。一面、一面の地表面が洪水堆積物等ではっきりと区別され、それぞれが異なった時代に属し、固有の土地利用があればこれほど理想的なことはないが、現実には必ずしもそうではない。

さて、山田郡田図に描かれている時期にあたると考えられているＢ区８ａ（Ｃ区：８ａ、Ｄ区：７ａ）の地表面に認められる幅10m程度の溝状の凹地部分について次に検討してみたい。この溝状の凹地の成因については、ふたつの可能性が考えられている。すなわち、地層の断面観察からは、人工的に掘削されたか、あるいは流水によって抉りとられた可能性が高いと判断された。そして、溝状凹地を埋積する地層の最下部は、水が流れたことを示す堆積の途中に時間間隙があり、水田として利用されたものと考えられた。ただし、この耕土層は灰色を呈しており、これより下層の水田耕土が黒色を示すのと明らかに性格を異にする。この溝状遺構の埋

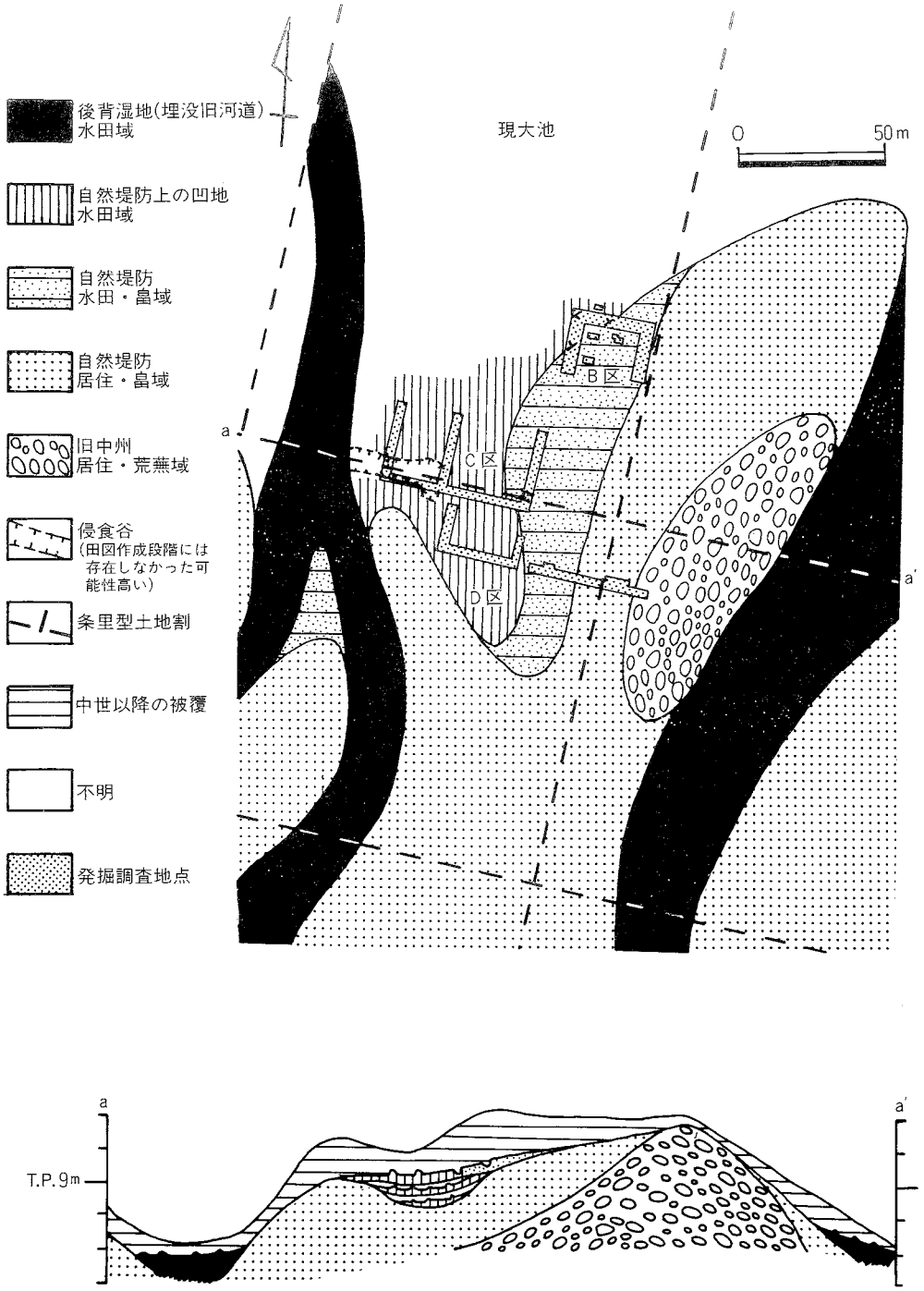


第72図　山田郡田図北地区比定地周辺の微地形復原図

積物中には、弥生時代後期、古墳時代後期、および10世紀頃の遺物が包含されていた。

この溝状凹地は、C区の第3、第2トレンチでは、明瞭に明確できたものの、第1、第2トレンチでは、幅2mほどの溝状遺構しか検出しか検出できなかった。また、だい1トレンチから南へ40m離れた土木工事現場の地層断面において、溝状遺構は確認されなかった。さらに、D区でも同様の遺構は検出されていない。したがって、今までの所、溝状遺構がたまたまトレンチにかからない所に存在することを全く否定はできないものの、その可能性は極めて低いと言わざるを得ないのである。この溝状の凹地は、a．旧河道の様に細長く連続するものではない。むしろ、b．土坑状の凹地、あるいはc．侵食谷の谷頭部分を見ている可能性が高い。人工的な掘削に起因するものとすれば、溜池あるいは水がかりを良くするための地下げが考えられる。また、自然的には河川の破堤によって形成される舟底形の凹地（クレバス、押堀、落堀）の可能性がある。ただし、クレバスは自然に形成された後に溜池に利用されることがあり、この場合には識別が困難になる。

次に、以上見てきた溝状遺構と呼んでいたもの（以下混乱を避けるために便宜的に溝状遺構と呼び続ける）の成因に関する考えの長所短所を検討してみたい。

河道説：溝状遺構の底に流水堆積物がみとめられることは説明できる。しかし、それが河床堆積物でないことや堀り込みの深さが非常に浅いこと、あるいは上流側に連続しない点に問題がある。溜池説：水不足に悩む瀬戸内海沿岸などの平野では、中世に起源を持つ小規模な溜池が掘削されたことが知られている。たとえば、奈良県の唐古池などの様に条里型土地割の水田を掘削・築堤したものがある。しかしながら、それらは周囲の水田を灌漑するために微高地に築造されており、相対的に凹地に位置する今回の溝条遺構とは性格を異にする。また、高松平野の「出水」にあたるものも各地で知られている。これらは、弥生時代にまで遡るものが知られており、発掘調査で検出された場合、「溜井」と呼ばれることが多い。しかしながら、溝条遺構では積極的に溜水があった証拠は見つかっていない。

地下げ説：水がかりを良くするために、人為的掘削したと考えた場合、溝状遺構の平面形が方形に近いことや底が浅いことなどの点で都合が良い。しかしながら、溝状遺構の底に土壌化した耕土が存在しないことや、溝状遺構の底に堆積している流水の影響を受けた砂（C区17層）の説明ができない。

クレバス説：溝状遺構の形態やその底の堆積物については説得力がある。しかしながら、クレバスを形成した河川が近くに存在していないことが弱点になる。

侵食谷谷頭説：頭部侵食によって下流側から延びてきた侵食谷であるとすると、溝状遺構の形態、溝底堆積物の点で問題がない。また、先述した完新世段丘Ⅱ面の成立といったことと、頭部侵食の活発化は整合的と言よう。さらに、頭部侵食が進行するのに、人工的に掘削された

溝が誘因となったと考えれば、溝状遺構の方形の平面形や、東部の幅の狭い溝との関係も説明できる。これと同様な事例については、大阪府堺市の石津川流域で知られている（高橋1990）。当地域の溝状遺構が条里の坪境にほぼ一致している点から、かつてこれが人工的な幅の狭い溝であった可能性が高い。以上の点からみて、現時点までのデータによる限るは、侵食谷谷頭説が最も説得力があるように思われる。

さて、この溝状の凹状について、金田章裕（1989、1990）は、田図の記載内容の検討から「佐布田」に比定される可能性があると報告している。これまでの多くの研究が、「佐布田」を「佐古田」を考え、低湿な土地条件を示す旧河道あるいはそれが埋積された後背湿地と見なしてきたのと異なっている（第4章2節1において金田は見解を新たにしている）。

## おわりに

高松平野の地形環境分析によって多くの新知見が得られた。特に微地形環境・極微地形環境分析では大池南部の発掘調査の成果に基づき、山田郡田図との関わりについて論究した。その結果、古墳時代から古代末にかけて安定していた地表面に田図の「畠成田」に比定される畝の存在が明らかになった。また、同地表面を刻む溝状遺構については、侵食谷の谷頭部分と判断された。そして、その形成には完新世段丘Ⅱ面の段丘化によって、坪境の溝として人工的に掘削されていた溝が、侵食された可能性が考えられた。

また、山田郡田図の調査と関わり、次のようなことが判明した。

1）従来、高松平野の扇状地帯は、大部分が更新世に形成されたと考えられていたが、完新世に入ってからも堆積が継続していることが高松東道路関連の発掘調査の結果明かになった。これまで更新世に属すると考えられていた段丘崖の形成は、弥生時代あるいは古代末に生じたことと考えられる。

2）高松平野で水田稲作が開始されたのは、遅くとも弥生時代中期後半のことであった。これは弥生時代中期の住居址が立地する微高地構成層の下に複数面の水田遺構が検出されたことからみて間違いない。この水田耕土中には、弥生時代前期あるいは縄文時代晩期と言われていた遺物が含まれていることから、水田の開発が弥生時代中期以前に遡る可能性が十分考えられるのである。<注2>

3）弥生時代中期以前に遡る可能性が極めて高い水田は、埋没旧河道あるいは埋没後背湿地に拓かれている。従って、この水田について考察するためには、埋没微地形の検討が不可欠である。

4）埋没旧河道や後背湿地を構成する細粒堆積物中には、広域火山灰アカホヤ（約6,400年B．P．）の狭在することがある。

5）以上のように高松平野は、異なった時代に形成されたいくつかのパーツから構成された地形複合体と考えられる。

6）扇状地帯において、現地表面の土地割などに影響をおよぼしている平野中央の旧河道は、弥生時代中期前半までは河道として活動しており、氾濫によって砂礫を堆積させていた。浴長池遺跡の発掘調査で明らかになった旧河道と旧中州を被覆した自然堤防との間に存在した崖は、極めて明瞭なものであり、単に河道に由来するものというよりは、完新世段丘Ⅰ面と完新世段丘Ⅱ面とを境するものである可能性が高い。すなわち段丘崖の成立により、この崖上には、弥生時代中期後半以降は土砂の堆積がほとんどなくなったのである。

7）段丘化の後、崖下では後背湿地が生じた。ここは、遅くとも弥生時代後期には、いわゆる不定形小区画水田として利用されたようである。後背湿地であるにも拘らず、比較的短時間に埋積が進み、古代までの間に何度も水田が再開発されたことは注目しておく必要があろう。

8）扇状地帯の扇央付近で段丘崖を埋積し、起伏を減少させる役割を果たした河川の氾濫は、天満宮西遺跡の調査でも明かなように、扇端付近では自然堤防等の微高地を形成した。

9）条里型土地割は、扇状地帯の微起伏が埋積し、かなり平坦になった時に施工された。ただし、高松平野は、他の瀬戸内海沿岸の平野ほど平坦になっておらず、条里型土地割の施工後も区画内には耕地化できない微高地や畠が残存したものと考えられる。

6）条里型土地割は、完新世段丘面（扇状地帯）上に広範に展開しているが、現氾濫原面には分布していない。これは、段丘化が条里型土地割施工後に生じたためと考えられる。

7）段丘化によって、扇状地帯では河川灌漑が難しくなり、しかも地下水位が低下したことで、灌漑用水の確保が重要な課題となった。

8）「山田郡林村順道図絵」（1819：文化15年）に記された土地条件を見ても、微高地や埋没微高地の場所が極めて評価が低いのは、水不足に起因すると考えられる。

9）水不足の対策として四つの対応策がとられた。

a．完新世段丘面の崖が灌漑の障害とならないように、香東川の上流から灌漑用水を引いた。

b．旧河道に残った湧水（出水）の利用。

c．溜池（谷池、皿池）の築造。

d．小麦栽培など畠の積極的活用。

なお、高松平野の地形環境分析はいまだ緒についたばかりであり、今後のデータの集積によって修正されていかねばならない。

〈註１〉遺跡分布調査の際、土地所有者から許可が得られ易いという理由から、休耕田で試掘が実施されることがしばしばある。しかし、試掘した地点が旧河道ばかりになってしまう可能性があり、注意を要する。

〈註２〉浴長池Ⅱ遺跡では弥生時代前期、もしくはそれ以前に遡る水田址が検出されている。

参考文献


１）町田貞（1965）「高松平野および綾川流域における水賦存量に関する地理学的研究」三野与吉編所収

２）高桑糺（1974）「土地分類基本調査　高松南部」１／５万　香川県企画部所収。（1977）「香川県土地分類基本調査報告書」香川県所収等がある。

３）外山秀一（1988　1989　1990　1992）『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』

４）石上英一（1988）同上

５）末光甲正（1990）同上

６）金田章裕（1989、1990）同上

７）黒田日出男（1980）『日本中世開発史の研究』校倉書房

８）高重進（1954）「弘福寺領山田郡田図の集落とその比定」『史学研究』55

９）米倉二郎（1957）「庄園図の歴史地理的考察」『広島大学文学部紀要』25

# 2　弘福寺領山田郡田図比定地周辺の遺跡の立地環境

外　山　秀　一

はじめに
Ⅰ．研究の視点と方法
Ⅱ．試料採取地点と微地形
Ⅲ．植生環境の変遷
Ⅳ．稲作の始まり
Ⅴ．微地形と土地条件の変化
Ⅵ．微地形と土地利用の違い
おわりに

## はじめに

高松平野には、自然の営力によってつくられた地形面上に人為的改変を受けた地形が広く残存している。また、平野の地形やそれを構成する地層の堆積状況には顕著な地域差が認められ、多様な地形環境を有する[1)]。こうした地域の地層の堆積構造やそこに含有される植物化石の産状が平野の特徴をいかに反映しているのか、さらには歴史の流れのなかでそれらがいかなる変遷をたどってきたのかを検討することは興味深く、さまざまな地形・地質条件のもとで古環境の復原が可能である。

本研究では、弘福寺領讃岐国山田郡田図（以下田図）の比定地を中心とする遺跡の試掘調査と発掘調査で得られた試料の分析結果に基づき、その立地環境の復原を試みている[2)]。それは、地形・地質・土壌調査による地形分析ならびに花粉分析[3)]、プラント・オパール分析[4)]を用いて、植生環境の変遷や稲作の諸問題、土地条件の変化、土地利用などを明らかにしようとするものである。なお、地形分析については、高松平野において独自の視点と方法で研究が進められており[5)]、ここではそれらの成果を援用することにしたい。

本稿では、上記の分析結果に基づき、また田図比定地において実施された試掘調査と発掘調査の成果を踏まえながら、高松平野における植生と気候の変遷、稲作の開始、そして発掘調査区を中心とする土地条件の変化と土地利用の問題を検討し、田図比定地周辺の遺跡の立地環境について明らかにしたい。なお、現在こうした高松平野における遺跡の立地環境の変遷を解明する過程にあり、ここではその中間報告とする。

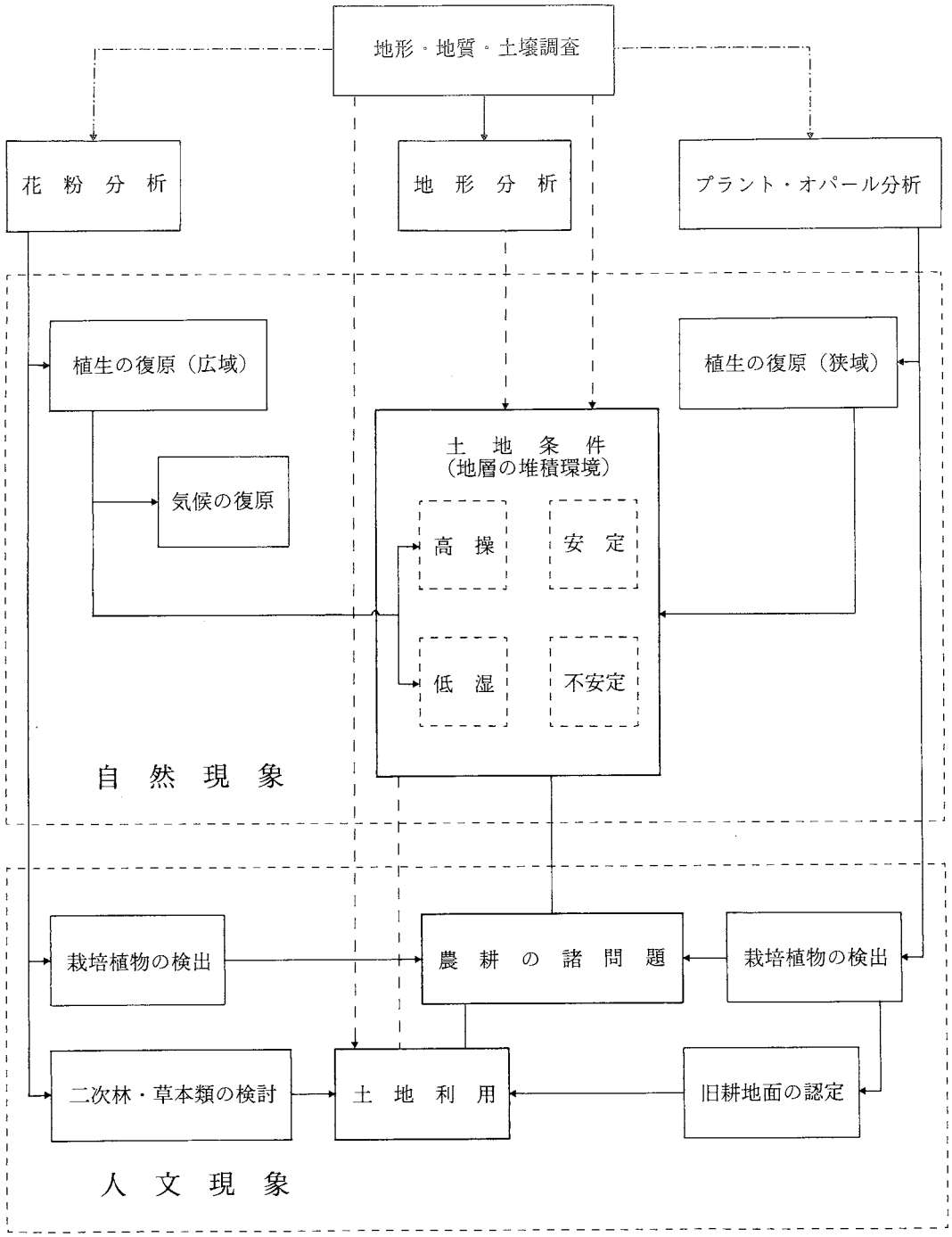


第73図　遺跡の立地環境の復元（外山1989）

## Ⅰ．研究の視点と方法

平野の景観は、古来繰り返されてきた自然環境と人間活動との所産である。そしてそこに残された歴史の足跡を、我々は多様な視点と方法を用いて追うことができる。

地層に包含される遺物や遺構を対象として、過去の自然現象あるいは人文現象を明らかにする研究分野には、地質学や生物学、考古学、歴史学、地理学そしてこれらをふくめた第四紀学などがあり、それぞれ独自の目的と方法で研究が進められている。隣接科学ならびに総合科学としての地理学の立場は、自然環境と人間活動との相互関係を一つの柱とする研究分野として位置づけられる。しかしながら、地理学独自の方法論だけでは、多様な過去の姿を明らかにすることはできない。そこではたえず他分野との連携が求められ、それらがより総合されたかたちで学際的研究をおこなう必要がある。

本研究で、その目的とする遺跡の立地環境の復原（第73図）[6]を進めるうえにおいても、考古学や歴史学などの成果は必要不可欠であり、これらが有機的に機能してはじめてその目的が果たし得るものと考える。他分野とのこうした共同研究により、多様な試みとそれらの成果が期待されるのである。

ここでは、地層を主たる対象とし、自然科学の手法を用いて過去の景観復原を試みるが、地層の時期決定の重要なメルクマールとして、我々は出土遺物とりわけ土器の編年を用いることになる。その際には、土器のつくられた時期とそれが埋積された時期との時間の間隙、あるいは再堆積による土器の移動を考慮する必要がある。しかしながら、土器を瞬時に埋積するような土砂供給量の著しい地域の地層、あるいは一型式のみの土器を包含する単純層については、地層はその土器の編年に近い時期の様相を示しているものと思われる。こうして、時期の決定された地層を対象として分析をおこなうことで、過去の諸相が明らかにされてゆく。分析の結果は、田図の比定地ならびに高松平野の歴史の一端を我々に示してくれるものと思われる[7]。

## Ⅱ．試料採取地点と微地形

田図の比定地とされる林町ならびにその周辺地域は、完新世段丘Ⅱ面の扇状地帯Ⅰに位置する。当地域における試掘調査と発掘調査の結果、地表面は起伏に富み、微地形とともに埋没微地形の分布状況が明らかにされ、表層地質の状況も地域により著しく異なることが判った。当地域では、埋没した自然堤防状や中州状の微高地が塊状に発達し、それらの周りには旧河道や埋没旧河道が帯状に細長く分布する[8]。

本研究では、1987年度から1990年度にかけて実施された試掘と発掘の調査区を分析の対象地とした。これらは、扇状地帯Ⅰの埋没自然堤防状ならびに埋没中州状の微高地から埋没旧河道にあたる[9]。

また、花粉分析用の試料は1987年度試掘調査の第13地点（以下A'区a地点）において、プラント・オパール分析用のそれは発掘調査の1988年度第Ⅰ調査区（B区a・b地点）、1989年度調査区（C区a～f地点）、ならびに1990年度調査区（D区a～d地点）の15地点（第74図、第75図）で計157試料を採取した。

A'区のa地点は埋没旧河道、B区のa地点は埋没微高地上の凹地、b地点は埋没自然堤防状・埋没中州状の微高地、C区のa地点は埋没自然堤防状の微高地、同じくb～f地点とD区のa～c地点は微高地上の凹地、D区のd地点は埋没自然堤防状・埋没中州状の微高地に、それぞれあたる。

## Ⅲ．植生環境の変遷

ここでは、A'区a地点で得られた試料の花粉分析とプラント・オパール分析の結果に基づいて、高松平野の植生環境の変化を検討することにしたい[10]（第76図、第77図）。

当地点の花粉化石群集帯は下位よりⅠ～Ⅳ帯に、またプラント・オパール群集帯は同じくa～f帯の6帯に区分される。

Ⅰ帯層準は、亜寒帯針葉樹林と冷温帯落葉広葉樹林あるいは暖帯落葉樹林[11]を主体とし、暖温帯常緑広葉樹林を僅かに伴う植生相を示しており、針広混交林が形成されていたとみられる。これは、他地域の成果と比較すると晩氷期から後氷期にかけての植生相を示していると考えられる。また草本花粉では、比較的高燥な環境条件を好むヨモギ属やキク亜科が相対的に多い。従って、Ⅰ帯層準は冷涼で比較的高燥な気候下にあったものとみられる。A'区a地点では17a層下位の地層の堆積状況を確認していないが、他地域の状況を踏まえるとそこには起伏に富んだ砂礫層の分布が推定される。Ⅰ帯層準の地層は、こうした砂礫層の分布域のなかでも、比較的高所の凹地部に堆積あるいは生成されたものではなかろうか。

Ⅱ帯層準になると、亜寒帯針葉樹林が後退する一方で冷温帯落葉広葉樹林が進出する。そしてⅡ帯上部では、カシ類を中心とする暖温帯常緑広葉樹林が拡大する。また草本類では、イネ科をはじめとして、セリ科やヨモギ属、キク亜科などが増加あるいは安定して出現する。従って、Ⅱ帯層準は冷涼～温暖でしかも近辺は比較的高燥な気候であったと推定される。

このように、Ⅰ帯とⅡ帯における花粉化石の著しい出現傾向の違いは、環境の急変もしくは時間的な間隙を想定させるものであり、それは地層の層相変化とも一致する。

Ⅲ帯は、コナラ亜属に代表される落葉広葉樹花粉の相対的な減少と、アカガシ亜属を主とする常緑広葉樹花粉の増加に特徴づけられることから、Ⅲ帯層準は比較的温暖な気候であったことが想定される。

ところで、当地点では土器の検出はなくしかも当地域における沖積層を対象とした花粉分析

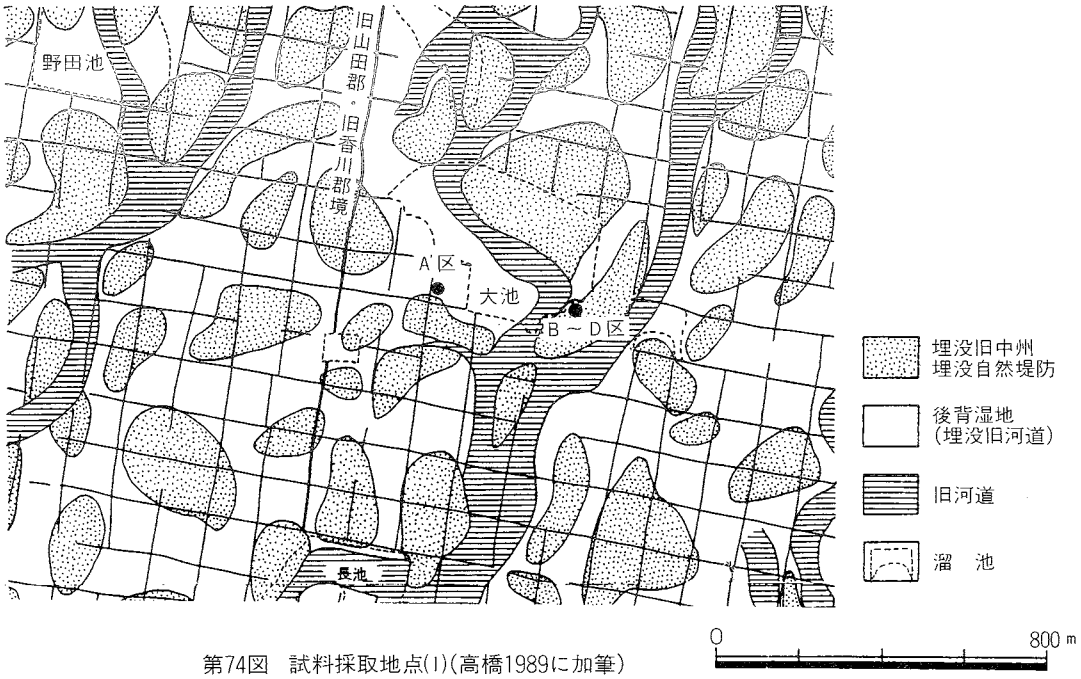


第74図　試料採取地点(1)(高橋1989に加筆)

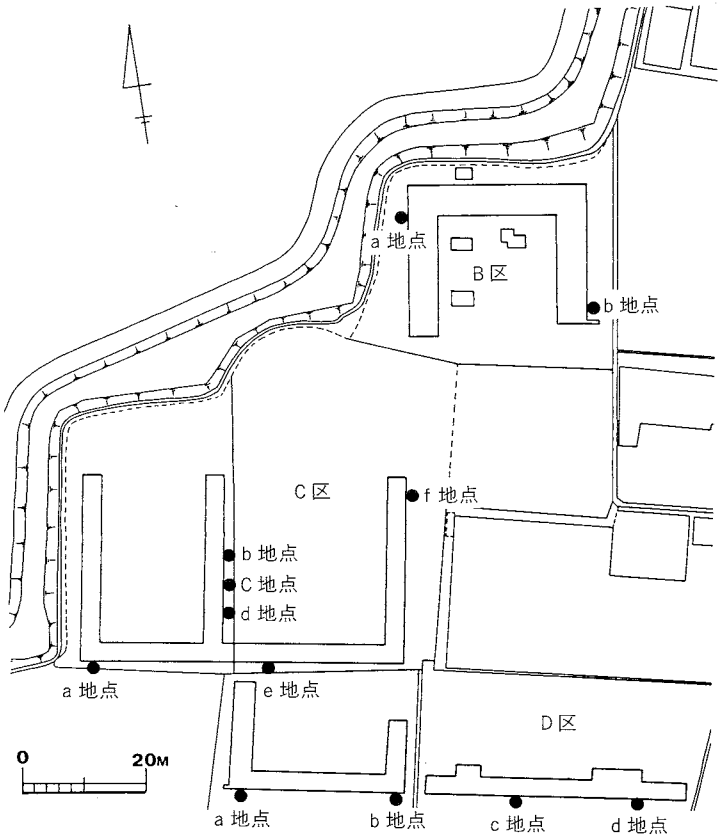


第75図　試料採取地点(2)

の成果は必ずしも多くはない[12]。従って、Ⅱ帯からⅢ帯にかけてみられるコナラ亜属からアカガシ亜属への移行期の詳細を知ることは難しい。そこで、瀬戸内北岸から大阪湾岸地域における従来の研究成果に基づき、両者の移行期について検討すると、その時期は7,500～6,000年前で分析地点により若干の違いがみられる[13]。また、広島県尾道や兵庫県淡路島では、アカホヤ火山灰の降灰の後に、コナラ亜属からアカガシ亜属への移行がみられる[14]。かかる地域との時間的なずれを考慮に入れる必要があるが、両者の移行期は当地域においてもこれらの時期と大きく隔たるものではない。

なお、3a～11a層は砂とシルトの互層で層相変化が著しく、同層準の花粉化石の保存状態は良くない[15]。そのため、当該期の植生環境の変化を明らかにすることはできなかった。

Ⅳ帯になると、樹木花粉ではマツ属（二葉マツ亜属）とアカガシ亜属に代表され、草本花粉ではイネ科やアブラナ科の高出現に特徴づけられる。こうしたマツ属花粉の増加・急増期については不明であるが、Ⅳ帯の花粉組成は、比較的新しい時期における植生改変の結果を示すものであろう。

このように、花粉化石の出現傾向から推定される当地域の気候は、Ⅲ帯とⅣ帯との間が不明ではあるものの、Ⅰ帯は冷涼、Ⅱ帯になると冷涼～温暖、そしてⅢ帯とⅣ帯では温暖な気候と変化し、全般的には比較的乾燥していたものと考えられる。

また、Ⅰ～Ⅲ帯の花粉組成で注目されるのは、スギ属やブナ属花粉の出現傾向である。比較的湿潤な条件を好むこれらの出現率は全般的に低い。また、草本花粉はイネ科とセリ科を除くとヨモギ属やキク亜科などの植物群に特徴づけられる。これらの分類群の多くは、比較的高燥な土地条件にその生育の場を求める。高松平野は、数多くの溜池の分布が物語るように温暖寡雨の瀬戸内式気候に属するが、花粉分析の結果はこうした気候条件の始まりを検討するうえにおいても重要である。

他方、プラント・オパール分析と地層の堆積状況からすると、当地点の地形と土地条件は以下のように変化したと推定される。

まず、a帯層準ではやや不安定な環境下にあり、b帯になるとヨシ属などの生育する低湿で安定した状況に変わる。その後、c帯ではシルトと細砂、極細砂が堆積しやや低湿で安定した状態と不安定なそれとの繰り返しがみられる。同層準まで徐々に土砂の堆積がみられた当地点とは対照的に、近辺のより規模の大きい浅谷や旧河道では堆積が進む。そして、相対的に低くなった当地点は、d帯でみられるように不安定な土地条件となり、上流域あるいは周辺地域からの土砂の供給を絶えず受けつつ、旧河道は埋積されていったとみられる。なお、同層準における花粉化石の検出数も少ない。これは、地形の形成による高燥化とも関連があると考えられ、そのために化石の保存状態が悪化し、残存率の低下したことが推定される。その後のe帯層準

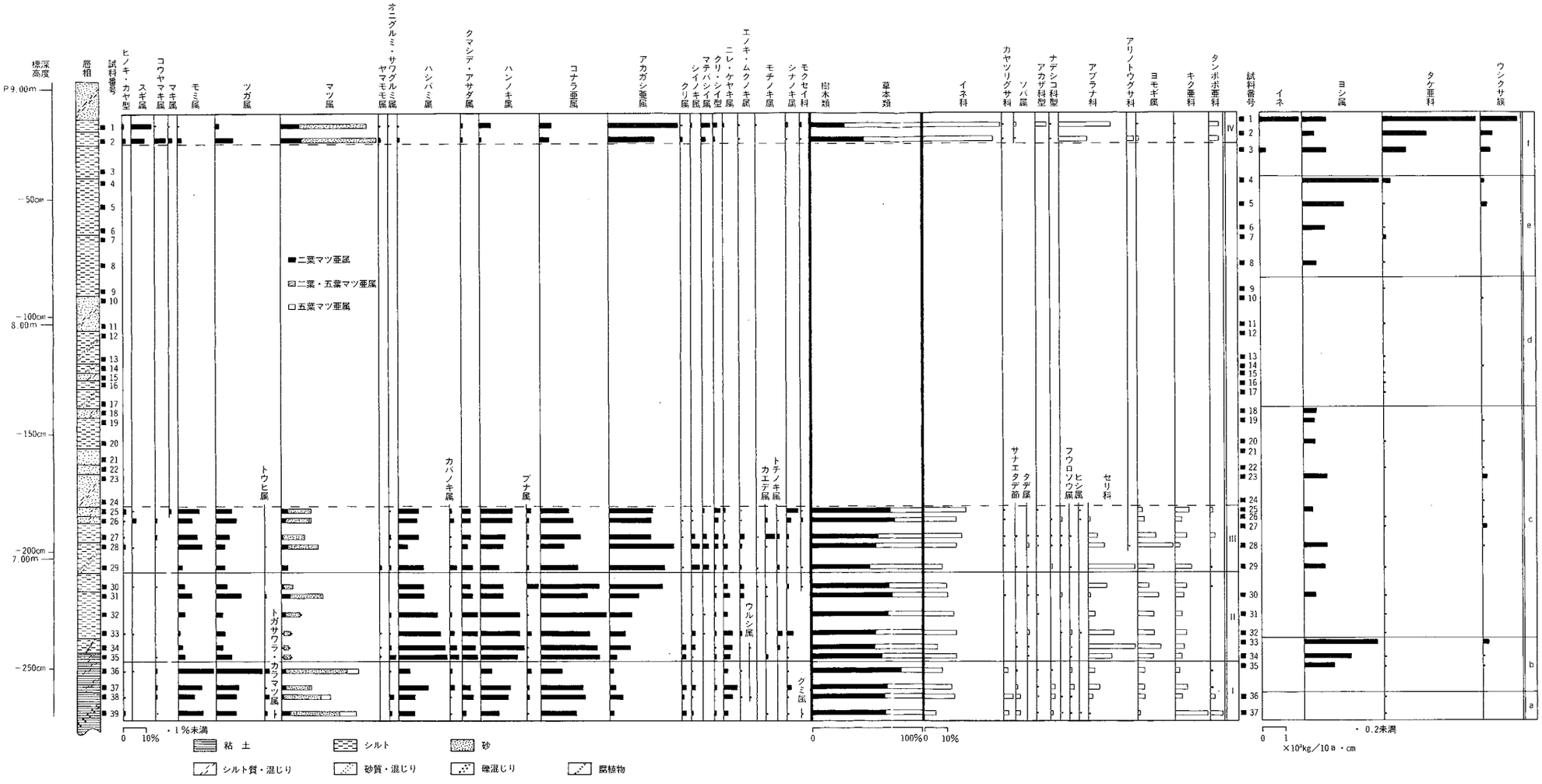


第76図　花粉分析・プラントオパールの分析結果（外山1988を一部修正）

| 層名 | 試料番号 | PA帯 | 特徴 樹木花粉 | 特徴 草本花粉 | 試料番号 | PO帯 | 特徴 | 環境 土地条件 | 環境 地形変化 | 気候 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2a | 1 | Ⅳ | アカガシ亜属の増加 | アブラナ科の増加・急増 | 1 | f | イネ、ウシクサ族の増加 タケ亜科の増加・急増 | 安定 比較的高燥 | 微高地縁辺 | 温暖 | 乾燥 |
| 2b | 2 | | マツ属の高出現 | イネ科の高出現 | 2 | | | | | | |
| 3a | 3 | | | | 3 | | | | | | |
| 3b | 4 5 6 | | | | 4 5 6 | e | ヨシ属の増加・急増 | 安定、低湿 ↑ やや安定、比較的低湿 | 後背湿地 | | |
| 4a | 7 8 9 | | | | 7 8 9 | | | | | | |
| 4b | 10 11 | | | | 10 11 | d | 検出量僅少 | 不安定 | 旧河道の埋積 | | |
| 5a | 12 13 | | | | 12 13 | | | | | | |
| 6a | 14 | | | | 14 | | | | | | |
| 6b | 15 | | | | 15 | | | | | | |
| 7a | 16 | | | | 16 | | | | | | |
| 7b | 17 | | | | 17 | | | | | | |
| 8a | 18 | | | | 18 | c | ヨシ属の増⇔減 | やや安定⇔やや不安定 比較的低湿⇔比較的高燥 | | | |
| 10a' | 19 20 | | | | 19 20 | | | | | | |
| 10b | 21 | | | | 21 | | | | | | |
| 10c | 22 | | | | 22 | | | | | | |
| 11a | 23 24 | | | | 23 24 | | | | | | |
| 11b | 25 | Ⅲ | 広葉樹花粉と針葉樹花粉の安定した出現 アカガシ亜属の増加 コナラ亜属の減少 | イネ科の安定した出現 セリ科、ヨモギ属の一時的な増加 | 25 | | | | | 温暖 | |
| 12a | 26 | | | | 26 | | | | | | |
| 13a | 27 | | | | 27 | | | | | | |
| 13b | 28 29 | | | | 28 29 | | | | | | |
| 14a | 30 | Ⅱ | アカガシ亜属の増加 落葉広葉樹花粉の漸減 | セリ科の減少 イネ科、ヨモギ属、キク亜科の安定した出現 セリ科の増加 | | | | | | 温暖↑冷涼 | |
| 14b | 31 32 33 | | | | 30 31 32 | | | | | | |
| 15a | 34 | | 落葉広葉樹花粉の急増 針葉樹花粉の急減 | | 33 | b | ヨシ属の増加・急増 | 安定、低湿 | 旧河道 | | |
| 15b | 35 | | | | 34 | | | | | | |
| 16a | 36 | Ⅰ | マツ属（二葉・五葉マツ亜属）の優占 落葉広葉樹花粉の安定した出現 | キク亜科の減少 イネ科の安定した出現 | 35 | | | | | 冷涼 | |
| 16b | 37 | | | | | | | | | | |
| 17a | 38 39 | | | | 36 37 | a | 検出量僅少 | 不安定 | 河道の形成 | | |

第77図　A′地区a地点の環境変化

になると、近辺の環境は徐々に安定・湿潤化してヨシ類などが生育する後背湿地となる。さらに当地点では、f帯と花粉化石群集帯のⅣ帯にみられるようにプラント・オパールや花粉化石の増加・急増する結果となり、これは微高地縁辺部の安定して比較的高燥な土地条件を示しているとみられる。

また、当地点において農耕の痕跡が認められるのはf帯とⅣ帯においてである。f帯ではイネが増加しⅣ帯では低率ながらソバ属花粉が出現する。従って、試料1の2a層の上面が旧耕地面として認定されよう。

## Ⅳ．稲作の始まり

発掘調査区のC区では、第1トレンチの19a層上面で不定形の小区画水田が、また第4トレンチ東側ならびに第1トレンチの20a層上面で定形の小区画水田が発掘された。これらの時期は、B区その他で検出された水田址の形態状の類似性から、前者は弥生時代後期以前に他方後者は同前期に比定されている[16]。第2トレンチのa地点では20a層下位の20a'層や20b層ならびに20c層、同じくb地点では20b層や21b層、さらにB区では21b層、22a'層、23a層、23b層の各層準で、イネのプラント・オパールが検出されている[17]。従って、当地域においては弥生時代前期およびそれ以前には、すでに稲が存在していたことになる。

そこでここでは、該期の瀬戸内沿岸から大阪湾岸地域のイネに関する資料の出土状況を整理した。その結果を踏まえたうえで、高松平野の稲作の開始期を探ることにしたい。

発掘調査その他で得られるイネに関する資料は、水田址などの遺構の検出と遺物としてのイネの出土とに分けられる。さらに、イネには直接的資料と間接的資料とがあり、前者のなかには炭化米や籾殻、稲藁などの大型植物遺体とイネの花粉化石やプラント・オパールなどの微化石が含まれる。これに対して、後者すなわち間接的資料には籾痕土器がある。

ところで、時期の区分は、土器の型式編年に基づき縄文時代晩期前半と後半（弥生時代早期・先Ⅰ期)、弥生時代前期前葉、中葉、後葉の4期とした[18]。なお、籾痕土器や炭化米、籾殻、稲藁を出土した弥生時代前期の遺跡のなかで、時期の詳細が不明なものについては前期後葉とした。

該期の瀬戸内沿岸から大阪湾岸地域では、これまでに100を超える遺跡でイネに関する資料が確認されている（第11表）[19]。以下、土器の型式編年に基づき、それらの検出状況を追うとともに、稲作の開始とその波及について検討する。

縄文時代晩期前半のイネ資料はこれまでのところ18遺跡を数え、その多くは九州北西部の有明海沿岸で確認されている。晩期後半あるいは弥生時代早期・先Ⅰ期になると、その数は著しく増加し、地域的にも中国・四国から近畿地方西部にかけての西日本に拡大する。その多くは、

| 時　期 | 水　田　址 ＊1 | 籾　痕　土　器 ＊2 | 炭化米・籾殻・稲藁 ＊3<br>（土器包含層） | イネの花粉化石 ＊4<br>（土器包含層） | イネのプラント・オパール ＊5<br>（土器包含層） |
|---|---|---|---|---|---|
| 縄文晩期<br>前半 | | 福岡－長行<br>大分－大石<br>大阪－讃良郡条里 | 大分－恵良原、大石？ | 福岡－板付↓ | |
| 縄文晩期<br>後半又は<br>弥生早期<br>・先Ⅰ期 | 福岡－板付、野多目<br>岡山－津島江道<br>大阪－牟礼？ | 愛媛－大渕<br>広島－帝釈峡名越<br>岡山－岡大構内<br>兵庫－岸、今宿丁田、口酒井<br>大阪－四ツ池、鬼塚 | 福岡－板付、曲り田<br>兵庫－口酒井、玉津田中 | 愛媛－大渕 | 福岡－板付↓<br>兵庫－大開<br>大阪－山賀↓ |
| 弥生前期<br>前葉 | 福岡－板付、野多目、瑞穂<br>岡山－津島 | 福岡－板付、十郎川<br>兵庫－大開<br>大阪－長原、久宝寺北、<br>鈴の宮、安満 | 福岡－板付、有田、瑞穂<br>香川－下川津<br>兵庫－大開 | 福岡－鶴町 | |
| 弥生前期<br>中葉 | 福岡－板付<br>兵庫－玉津田中 | 福岡－今川 | 福岡－津古内畑、瑞穂<br>山口－辻 | 福岡－瑞穂↓ | 兵庫－戎町 |
| 弥生前期<br>後葉 | 福岡－板付、今川<br>香川－川津下樋、沿・長池Ⅱ<br>山口－延行条里<br>岡山－津島江道、百間川沢田？<br>百間川原尾島?、岡大津島地区<br>兵庫－本庄町、戎町、美乃利、雨流<br>大阪－山賀、若江北、友井東、美園<br>池島・福万寺 | 岡山－門田<br>山口－綾羅木郷<br>兵庫－上ノ島 | 福岡－立岩、諸岡、門田<br>剣崎、瑞穂、<br>東櫛原今寺<br>徳島－庄<br>山口－無田、下東、宮原<br>惣の尻、綾羅木郷<br>兵庫－本庄町、上ノ島<br>大阪－瓜破 | 福岡－長行↓ | 福岡－門田<br>大阪－若江北↓ |

＊1 弥生前期の水田址のうち、前半のものは前葉に、後半ならびに前期と記載されているものは後葉とした。

＊2 籾痕土器のうち、弥生前期前半のものは前葉、後半のものは後葉とした。なお、時期の詳細については不明であるが、縄文晩期と弥生前期の籾痕土器が出土した遺跡として、以下のものがあげられる。

縄文晩期　大分－犬飼町　　大阪－小阪

弥生前期　福岡－城ノ越貝塚、吹上、有田、三代、経田、立岩　　香川－三井　　山口－岩田　　広島－亀山、西山、大宮、横路
兵庫－上ノ島、吉田、玉津田中　　大阪－四ツ池

＊3 時期の詳細は不明であるが、縄文晩期と弥生前期の土器包含層や貯蔵穴から炭化米・籾殻、稲藁が出土した遺跡その他として、以下のものがあげられる。

縄文晩期　福岡－次郎丸高石、四箇　　大分－荻町、真萱

弥生前期　福岡－竹下、北原、須川・八並長者、津古空前　　香川－行末　　広島－宮脇　　岡山－津島　　兵庫－吉田、玉津田中
大阪－瓜生堂

＊4 イネの花粉化石がその他のイネ科花粉との比率で30％を超える遺跡についてのみ掲載した。また、イネの花粉が継続して検出されるものについては↓で示し、その上限のみを示した。

＊5 イネのプラント・オパールが継続して検出されるものについては↓で示し、その上限のみを示した。
なお、詳細な時期や出土状況の不明なものについては未掲載であるが、弥生前期の土器包含層からイネのプラント・オパールが検出された遺跡として、以下のものがあげられる。

弥生前期　福岡－鶴町　　香川－一の谷

表11　イネ資料と水田址の出土状況（外山・中山1990を編集・加筆）

これまでのところ瀬戸内沿岸から大阪湾岸一帯に集中する傾向を示している。また、該期で特筆されるのは、岡山県の津島江道遺跡の水田址[20]にみられるように、水稲栽培を確実に示す資料が得られていることである。従って、該期は西日本各地の一部の集団で水稲農耕が開始されてゆく時期と考えられる。

弥生時代前期前葉になると、イネ資料は九州北西部や大阪湾岸地域を中心に確認され、また岡山県の津島遺跡では水田址が検出される[21]。続く前期中葉では、イネ資料は東日本において充実を増すが、当該地域においても兵庫県の玉津田中遺跡で水田址が検出されている[22]。また、同じく戎町遺跡ではイネのプラント・オパール[23]が、さらに山口県辻遺跡では炭化米[24]が出土している。そして前期後葉になると、当地域の資料は急増してそのほぼ全域で確認され、とりわけ大阪湾岸地域の増加が著しい。なお、前述したように、前期後葉の資料には前期の範疇に入るものの時期の詳細が不明な遺物も多数含まれており、該期の資料はさらに遡る可能性が示唆される。

このように、イネの波及に関する時間的・空間的展開をみると、縄文時代晩期前半において九州北西部に集中するイネの分布は、晩期後半の段階になると瀬戸内沿岸から大阪湾岸を中心に拡大する。さらに、前期後葉までには西日本のほぼ全域で確認されるようになる。

水田址の検出をもって水稲農耕さらには農耕社会の成立とみなすならば、すでに縄文時代晩期後半の突帯文期には瀬戸内沿岸から大阪湾岸地域もしくは西日本一帯にかけて稲作農耕を中心とする農耕技術が波及していたことになる。

以上のことから、瀬戸内沿岸地域には縄文時代晩期後半（弥生時代早期・先Ⅰ期）には、稲情報は伝わっていたとみられ、それは高松平野においても例外ではなく、当地域の稲作は瀬戸内沿岸や大阪湾岸地域と時期をほぼ同じくして開始されたことが考えられる。事実、高松市域の谷・長池Ⅱ遺跡で弥生時代前期の水田址が発掘され[25]、また林・坊城遺跡では縄文時代晩期後半の土器包含層から諸手鍬やスプーン状を呈する木製品の出土をみている[26]。

高松平野における稲情報の多くは、扇状地を開析した旧河道や埋没旧河道において検出されている。当時の水田址あるいは少なくともイネそのものはこうした地形のもとに眠っている可能性があり、かかる時期のイネ資料や水田址の出土例の増えることが期待される。

## Ⅴ．微地形と土地条件の変化

発掘調査などを通して地層を観察すると、各地層は多くの情報を内包していることがわかる。人々の土地に対する働きかけを重視すれば、当時の土地条件を無視するわけにはいかないが、従来そうした検討が充分になされてきたとはいい難い。こうした土地条件の変化は、微地形や埋没微地形の分布状況ならびに地層の堆積状況を詳細に検討するとともに、細分された地層ご

とに試料を採取し[27]、プラント・オパール分析を実施することで可能になる[28]。

以上のような観点に立ち、扇状地帯Ⅰの埋没微高地上の凹地に位置するB区のａ地点とC区のｂ～ｄの４地点で試料を採取した。ここでは、プラント・オパール分析の成果[29]に基づき、地形環境と土地条件の変化の違いを比較検討する。

なお、B区とC区においては溝状遺構が検出されているが、C区のそれは南半部の第２～第４トレンチにかけて広がる浅い凹地状のものと、そのほぼ中央部の幅約２ｍのものとに分けられる（第３章第31図参照）。ここでは、前者を溝状遺構(1)（広義の溝状遺構）、後者を溝状遺構(2)（狭義の溝状遺構）とする。

１．B区ａ地点（第78図、第79図）[30]

当地点のプラント・オパール分析の結果、その群集帯はａ～ｏ帯の15帯に区分された。かかる結果と発掘調査、地形環境分析の成果に基づいて、同地点およびその近辺における土地条件の変化を検討すると、次の５時期に分けて考えることができる。以下には、第79図に従い、各時期ごとに当地点の変化の過程を追うことにする。

1)．谷底の安定した時期（ａ・ｂ帯）

ａ・ｂ帯はともにヨシ属とタケ亜科の高出現に特徴づけられ、谷底は比較的低湿でその近辺は高燥な土地条件であったとみられる。また、イネはｂ帯の下部で検出され上部で増加するが、23ａ層上面からは弥生時代後期以前とされる不定形小区画の水田址の検出をみており、当時はこうした谷底の河川水あるいは湧水を利用して稲を栽培していたことが考えられる。

2)．谷底が埋積を受け（ｃ・ｄ帯）その後に溝状遺構が形成される時期

$c_1$帯ではｂ帯に比べて検出量が全般的に減少する。$c_2$帯においてもタケ亜科の減少傾向は続き、また同帯で増加のきざしをみせたヨシ属もｄ帯になると減少する。

このように、ｃ帯からｄ帯にかけて徐々に不安定な土地条件となり、谷底は上流域あるいは周辺部から細砂を主体とする地層の埋積を受けたと考えられる。とりわけ、ｄ帯上部の16ｃ層は発掘調査区のほぼ全域において厚く堆積し、また粗粒化の傾向が北西端ほど著しいことから、かかる方向からの土砂の一時的な堆積があったとみられる。そして、16ｃ層堆積後にａ地点では、南西から北東方向にのびる溝状遺構が形成される。

なお、調査区の南西部と南東部では、17ａ層と18ａ層上面で不定形小区画水田が営まれる。

3)．溝状遺構が埋積を受ける時期（ｅ～ｈ帯）

ｅ帯とｆ帯ではヨシ属とタケ亜科が優占し、$e_2$帯ではイネが一時的に増加する。こうした安定した土地条件のもとで溝状遺構は徐々に埋積を受ける。そうしたなかで、弥生時代後期～古墳時代後期末の間の一時期と考えられる10ａ'層層準において、やや不安定で比較的高燥な

土地条件になったことが指摘される。

その後、h帯になるとイネをはじめとして検出量の増加が全般的にみられる。当地点の溝状遺構は9a層層準まで埋積を受けるが、稲はその後の比較的安定した土地条件のもとで栽培されたと考えられる。

4). 安定した状態（i帯）とその後に溝状遺構が形成される時期

$i_1$帯でイネやタケ亜科が僅かに減少するが、$i_2$帯になるとそれらは安定した出現傾向を示す。また、ヨシ属は$i_1$帯で一時的に増加をする。このように、8層は比較的安定した環境のもとに堆積したか、もしくは8層堆積後長期にわたり安定した状態が続き、その後に条里型土地割にそった溝状遺構が8a層をきって形成される。

ところで、B区では田図が伝えるところの8世紀の遺物ならびに遺構の検出をみていない。しかしながら、弥生時代後期後半～中世初頭までの間に堆積した地層とみられる8a～10a'層のうち、10a'層を除く各層は比較的安定した土地条件のもとに堆積したものである。当時の扇状地上には土砂の供給は少なく、安定した状況が長期にわたって続き、こうした環境のもとに田図に示された条里型土地割が施工されたと考えられる。

5). 安定した状態が続き緩傾斜地が形成される時期（j～o帯）

上記の出現傾向はさらに顕著になり、全般的にはイネをはじめとして各プラント・オパールの検出量は多い。中・近世以降の当地点は、微高地縁辺部の緩傾斜地にあたり、河川による大規模な洪水の影響を直接受けることなく、今日まで安定して比較的高燥な土地条件を維持してきたとみられる。歴史時代のこうした環境のもとで稲の栽培は継続されたに違いない。

このように、B区a地点の分析結果から、従来谷地形であったところが徐々に埋積を受け、その過程で溝状遺構の形成と埋積があり、そして緩傾斜地が形成された状況を理解することができる。

2．C区b～d地点（第80図～第85図）[31)]

まず、b・c両地点のa帯層準では、プラント・オパールの検出数と量は少なく、不安定な状況であったことが伺える。C区が洪水の影響を直接受けるのは、20層と21層の堆積期においてであり、かかる時期に自然堤防状の微高地が形成されたとみられる。

こうした微高地上が安定期を迎えるのは、b帯層準になってからである。b地点では、b帯層準の19層と20層の上部においてネザサ節型やオカメザサ節型をはじめとするタケ類の占める割合が高くなり、検出総数と量が急増する。また、d地点の20層上部においても同様の出現傾向を示すことから、両地点の20層は同一層準とみなしてよい。さらに、b地点の19a層と20a層、d地点の20a層の各層では土砂の搬入の痕跡がなく、またプラント・オパールの検出量か

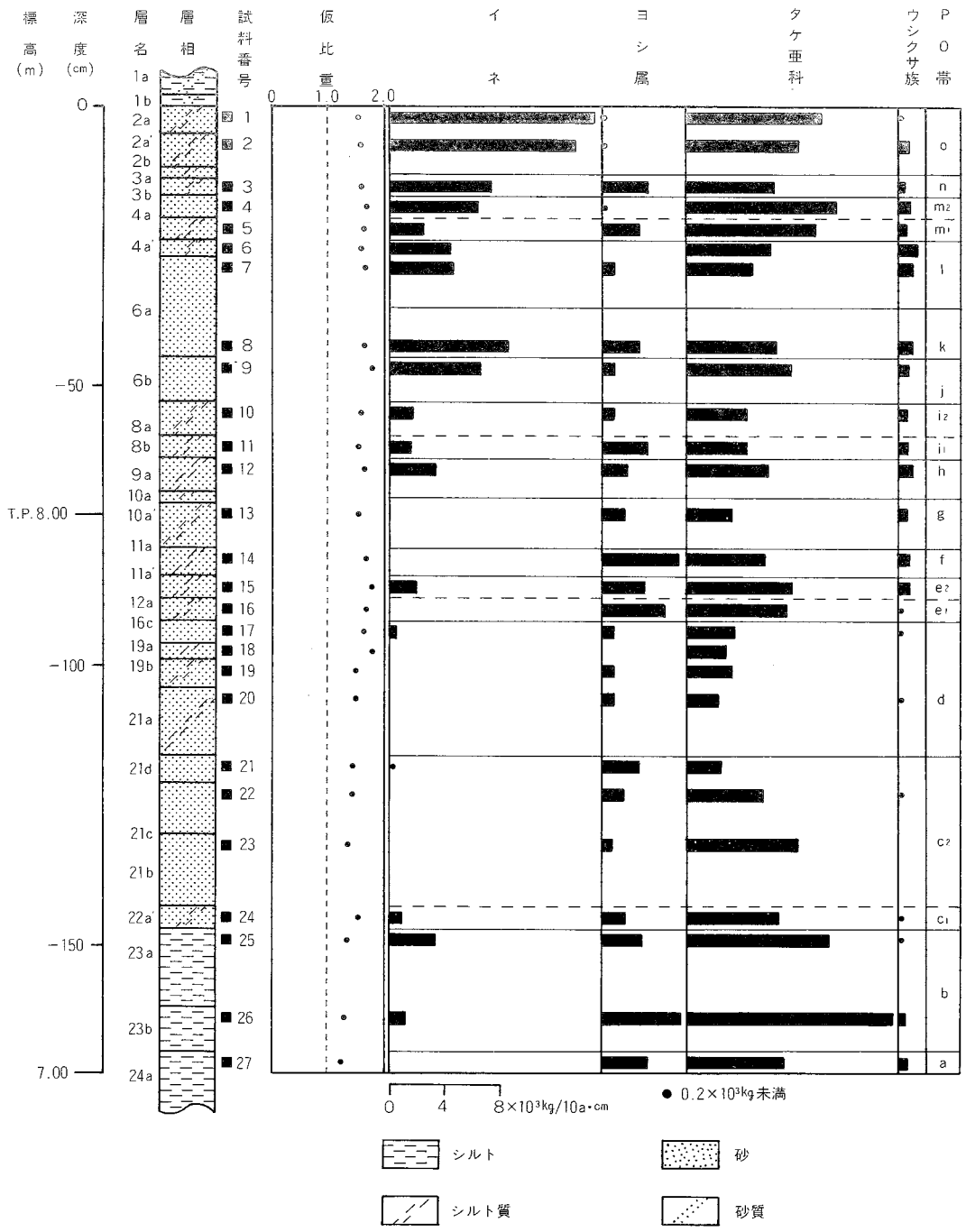


第78図　プラント・オパール分析結果（B区a地点）（外山1989を一部修正）

| 層名 | 試料番号 | 時代 | PO帯 | 特徴 | 土地条件（試料採取地点およびその近辺） | 地形変化 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2a | 1 | 近世以降 | o | イネの高出現<br>ヨシ属の減少・タケ亜科の増加 | 安定、比較的高燥 | 緩傾斜地の形成 |
| 2a' | 2 | | | | | |
| 3a | 3 | | n | タケ亜科の減少、イネ・ヨシ属の増加 | 安定、比較的低湿／比較的高燥 | |
| 3b | 4 | | $m_2$ | ヨシ属の減少、イネ・タケ亜科の増加 | | |
| 4a | 5 | | $m_1$ | イネの減少、ヨシ属・タケ亜科の増加 | | |
| 4a' | 6 | | l | 全般的に検出量の減少 | やや安定、比較的高燥 | |
| 6a | 7 | | | | | |
| | 8 | | k | タケ亜科の減少、イネ・ヨシ属の増加 | 安定、比較的高燥 | |
| 6b | 9 | 中世頃 | j | イネ・タケ亜科の増加 | | |
| 8a | 10 | | $i_2$ | ヨシ属の減少 | やや安定 比較的高燥↑比較的低湿／比較的高燥 | 溝状遺構の形成 |
| 8b | 11 | | $i_1$ | イネ・タケ亜科の減少、ヨシ属の増加 | | |
| 9a | 12 | | h | 全般的に検出量の増加 | | 溝状遺構の埋積 |
| 10a' | 13 | | g | 全般的に検出量の減少 | やや不安定、比較的高燥 | |
| 11a | 14 | 弥生後期 | f | タケ亜科の減少、ヨシ属の増加 | 安定、比較的低湿／比較的高燥 | |
| 11a' | 15 | | $e_2$ | ヨシ属の減少、イネの増加 | | |
| 12a | 16 | | $e_1$ | ヨシ属・タケ亜科の高出現 | | |
| 16c | 17 | | d | タケ亜科の安定した出現<br>ヨシ属の減少 | やや不安定、比較的高燥 | 溝状遺構の形成<br>谷の埋積 |
| 19a | 18 | | | | | |
| 19b | 19 | | | | | |
| 21a | 20 | | | | | |
| 21b | 21 | | $c_2$ | ヨシ属の増加<br>タケ亜科の減少 | やや安定、比較的高燥 | |
| 21c | 22 | | | | | |
| 21d | 23 | | | | | |
| 22a' | 24 | | $c_1$ | 全般的に検出量の減少 | | |
| 23a | 25 | | b | イネの出現・増加<br>ヨシ属の増加、タケ亜科の急増 | 安定、比較的低湿／高燥 | 谷底 |
| 23b | 26 | | | | | |
| 24a | 27 | | a | ヨシ属・タケ亜科の優占 | やや安定、比較的低湿／比較的高燥 | |

第79図　地形と土地条件の変化（B区a地点）（外山1988を一部修正）

ら判断すると、それらの上面は旧地表面としてきわめて安定しており、長期にわたり土壌化を受けていたと解される。

ところで、b地点の18a層はB区の8a層と同一層とされる安定した地層で、その時期は古墳時代後期末～中世初頭までを示す[32]。従って、b地点の12層と18層層準、d地点の12層と16層層準、さらにはc地点の16層と17層層準は、上記の時期のいずれかにあたるとみられる。

また、c地点ではかかる時期に溝状遺構(2)の形成をみるが、古墳時代後期末以降に安定した時期が長期にわたり継続したとすれば、溝状遺構内も徐々に周囲の影響を受けたと考えられ、微高地はもとより溝壁からのプラント・オパールの流入や混入も予想されるところである。

さらに、c地点の17b層の上部と下部におけるプラント・オパールの出現傾向に注目すると、17b層下部にあたる試料6ではタケ類の検出量は多いがイネは少ないことから、溝状遺構(2)の形成後溝底を埋積した地層の一部は、20層からの流れ込みや落ち込みによるものとみなされる。このように、溝状遺構内の堆積物の一部は微高地上や溝壁から供給されたことも踏まえねばならず、その土地条件は必ずしも高燥であったとは限らない。

その後、b地点のd帯層準とd地点の$c_4$帯～e帯層準では、タケ亜科やイネなどの検出量が増加し安定した土地条件になる。こうした傾向は、B区a地点のj帯とk帯においても同様に確認されており、全般的にはイネをはじめとして各プラント・オパールの検出量は多い[33]。

## 3．地形環境の変化と土地条件

次に、上記の結果のなかでも、地形の変化とそれに伴う土地条件の違いについてさらに検討を加えたい。

B区a地点のg帯の10a'層はシルト質細砂で構成される。分析の結果、検出量は全般的に減少する。このことは、遺構内がやや不安定な状態になったことを示しており、その時期は弥生時代後期～古墳時代後期末の一時期である。

ところで、同様の傾向は山梨県の身洗沢遺跡[34]や宮ノ前遺跡[35]、桜井畑遺跡[36]、静岡県の坂尻遺跡[37]、滋賀県の光相寺遺跡[38]や吉地薬師堂遺跡[39]、大阪府の新家遺跡[40]や池上・曽根遺跡[41]など、各地においても確認されており、一時的に生じる不安定な時期に共通性が認められる。これは、弥生時代後期～古墳時代前期の一時期に、微凹地や溝状の遺構が洪水堆積物によって短期間に埋積を受けたことを示唆している。こうした結果は、地形の形成にも大きな影響を及ぼしたと考えられ、当時の地形環境の変化を検討する上で重要な手がかりを与えてくれる。

また、瀬戸内沿岸から大阪湾岸を中心とした地域においては、古代末頃に地形の変化が生じ、完新世段丘Ⅱ面の形成されたことが知られている[42]。当地域はかかる地形面の扇状地帯Ⅰに

あたることから、段丘の形成が土地条件の安定化の要因の一つにあげられる[43]。従って、前述のB区a地点のj帯とk帯層準ならびにC区b地点のd帯層準とd地点のc4帯～e帯層準の分析結果は、段丘化に伴って扇状地帯への土砂の供給が断たれ、安定した土地条件になったことを示すものと考えらえる。当地域は、その後香東川本流の洪水の影響を直接受けることなく、安定して比較的高燥な土地条件が継続したとみられる。各地点のこうした分析の結果は、前述の推定の傍証ともなろう。

4．土地条件と土地利用の評価

扇状地のなかでもその形成が安定期に入ったものは、著しい堆積作用が微高地上に及ぶことはなく、安定して比較的高燥な状況が続く。B区のa地点では、古代にはすでにこうした土地条件になっていたものと考えられる。また、中世以降の時期と考えられるm～o帯層準では、イネが増加傾向を示す一方でタケ亜科が多く、またウシクサ族やシバ属も検出されることから、安定して比較的高燥な土地条件のもとでの稲の栽培を想定させる。しかしながら、そこでは低湿な環境を好むヨシ属やサヤヌカグサ属などの検出をみる。同様の出現傾向は、A'区a地点のf帯層準においてもみられ、異なった生育環境を好むイネ科草本類が検出される[44]。

このように、扇状地上の安定した土地条件と考えられるところにおいて、異なった環境に生育する植物が同一の層準から検出されることは、河川による土砂の運搬と堆積作用の他に、土地に対する人為的な要因が少なからず働いたと判断せざるを得ない[45]。

ところで、プラント・オパール分析の結果に基づいて旧耕地面の認定あるいは土地条件を推定する際には、以下の諸点が前提条件とされる。まず、地層は自然堆積物とそこで土壌化したものであり、人為的な土砂の搬入はない。また、土地に対する人為的要因はあくまでも灌排水のみで、農具等による深耕や地力回復のための施肥などはなく、さらに稲の刈り取りは穂刈りである[46]。

ところが、歴史時代とりわけ中世以降になると、犁耕や根刈りの一般化、多肥化などが農業の集約化の徴表としてあげられる。とりわけ施肥については、刈敷（草肥）、厩肥、草木灰（肥灰）が基本的な肥料であり、このうち肥灰は地力回復に最も効果があり、中世的水田二毛作を条件づける肥料と考えられている[47]。事実、今日でも岡山県総社市の神社の神田では山から刈ってきた草と稲藁が、また長崎県対馬においては山の青柴が、赤米を栽培する際の肥料として用いられている[48]。

田畠の地力回復と土地生産性を高めるためには、上記のイネ科草本類が肥料として利用されたこともあわせて考えねばならない。従って、分析結果に表われるこうしたプラント・オパールの検出量の増加と急増は、各植物の生産量の増大に必ずしも結びつくものではないことを踏

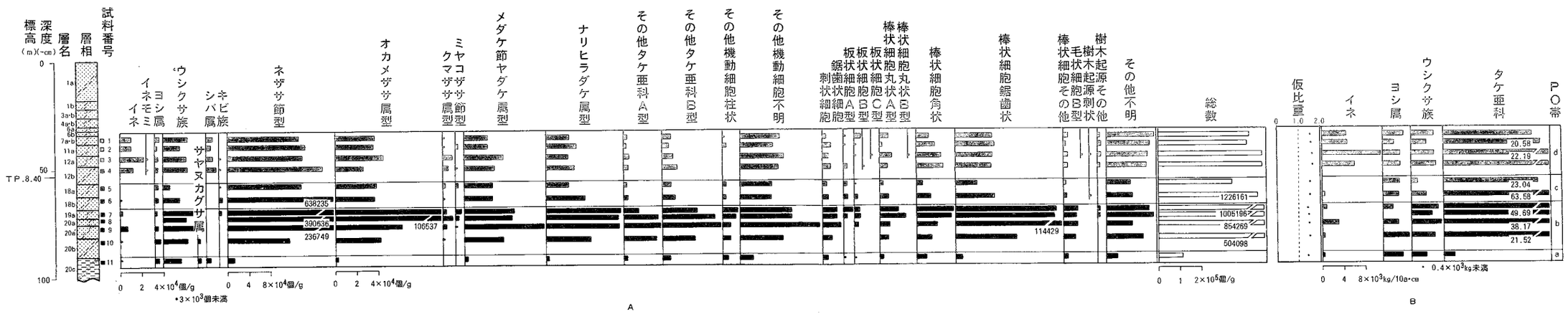


第80図　プラント・オパール分析結果(C区b地点)

| 層名 | 試料番号 | 時代 | PO帯 | 特徴 | 土地条件（試料採取地点及びその近辺） | 地形変化 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7a | 1 | 近代～近世 | d | タケ亜科の高出現<br>イネの増加 | 安定、高燥 | 微高地縁辺 |
| 11a | 2 | | | | | |
| 12a | 3 | 中世初頭～古墳後期末 | | | | |
| 12b | 4 | | | | | |
| 18a | 5 | | c | 検出数の減少 | やや不安定、高燥 | |
| 18b | 6 | | | | | |
| 19a | 7 | 弥生後期以前？ | b | 全般的に検出数と量の増加・急増<br>タケ亜科の急増<br>ウシクサ族その他の増加 | 安定、高燥 | 微高地の形成（洪水） |
| 20a | 8 | 弥生前期？ | | | | |
| 20a' | 9 | | | | | |
| 20b | 10 | | | | | |
| 20c | 11 | | a | 全般的に検出数と量僅少 | 不安定 | |

第81図　地形と土地条件の変化（C区D地点）

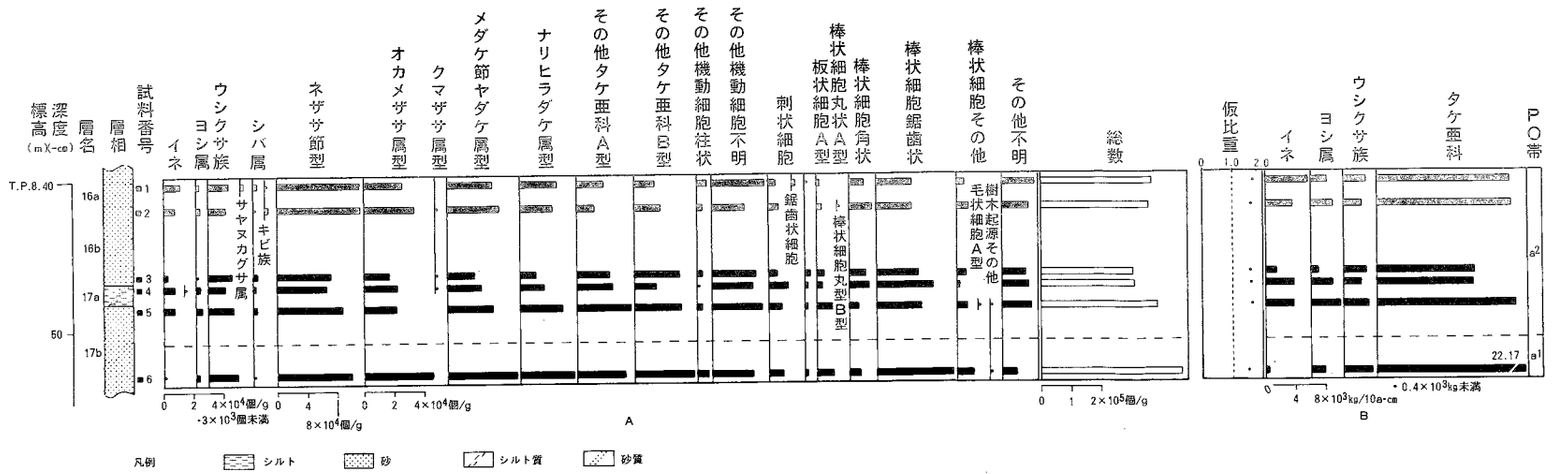


第82図　プラント・オパール分析結果(C区C地点)

| 層名 | 試料番号 | 時代 時期 | PO帯 | 特徴 | 土地条件 (試料採取地点及びその近辺) | 地形変化 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 16a | 1 | 中世初頭 | $a_2$ | タケ亜科の減少とその他の安定した出現 | 安定、比較的高燥？ | 溝状遺構の埋積 |
| 16b | 2 | | | | | |
| | 3 | ～ | | | | |
| 17a | 4 | | | | | |
| 17b | 5 | 古墳後期末 | | | | 溝状遺構の形成 |
| | 6 | | $a_1$ | タケ亜科の高出現 | 安定、高燥？ | |

第83図　地形と土地条件の変化（C区C地点）

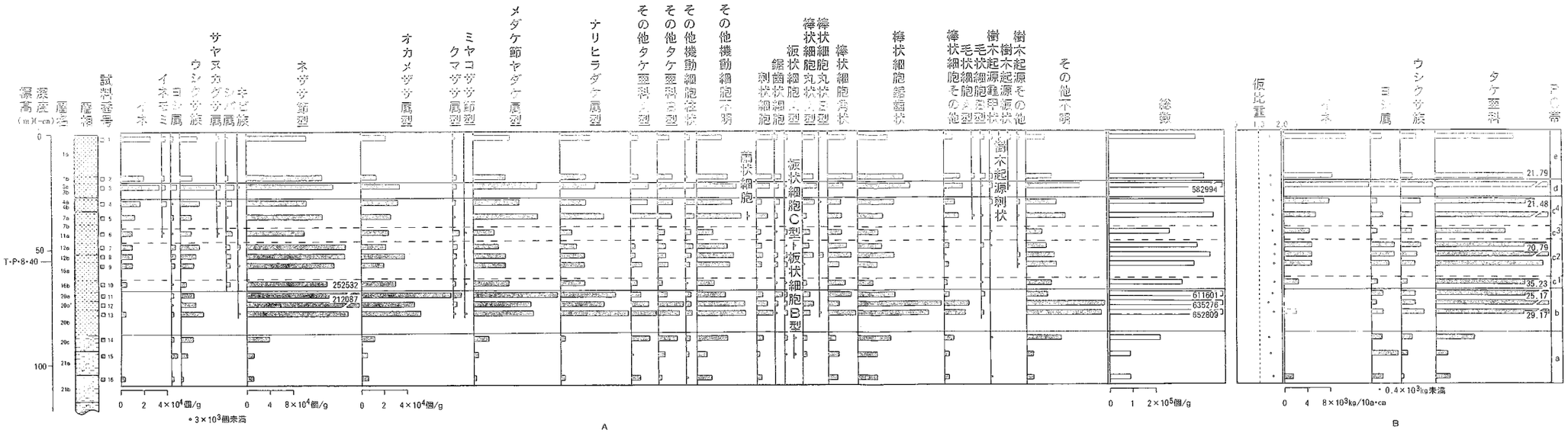


第84図　プラント・オパール分析結果(C区d地点)

| 層名 | 試料番号 | 時代時期 | P0帯 | 特徴 | 土地条件（試料採取地点及びその近辺） | 地形変化 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1a | 1 | 現代 | e | 全般的に検出数・量の減少 | 安定、比較的高燥 | 微高地緑辺（二次堆積）溝状遺構の埋積 |
| 1b | 2 | | | | | |
| 3a | 3 | 近代～近世 | d | 全般的に検出数・量の増加 | 安定、高燥 | |
| 4a | 4 | | $C_4$ | タケ亜科の増加 | | |
| 7a | 5 | | | | | |
| 11a | 6 | | C3 | タケ亜科の減少 | やや不安定、比較的高燥 | |
| 12a | 7 | 中世初頭～古墳後期末？ | $C_2$ | 全般的に検出数・量の微増 イネの増加 | 安定、高燥 | |
| 12b | 8 | | | | | |
| 16a | 9 | | | | | 溝状遺構の埋積 |
| 16b | 10 | | $C_1$ | 全般的に検出数・量の減少 | やや不安定、高燥 | 溝状遺構の形成 |
| 20a | 11 | 弥生前期？ | b | 全般的に検出数と量の増加・急増 タケ亜科の急増 | 安定、高燥 | 微高地の形成（洪水） |
| 20a' | 12 | | | | | |
| 20b | 13 | | | | | |
| 20c | 14 | | a | 全般的に検出数・量僅少 | やや不安定、比較的高燥 | |
| 21a | 15 | | | | | |
| 21b | 16 | | | | | |

第85図　地形と土地条件の変化（C区d地点）

まえておかねばならない。人為的な植物混入の有無の判断は難しく、土地に対する人為的な働きかけについては今後さらに検討する必要がある。

## Ⅵ．微地形と土地利用の違い

### 1．微地形と出現傾向の違い

調査区のB～D区の微地形は、その東から西にかけて埋没自然堤防状・埋没中州状の微高地、埋没微高地上の凹地、埋没自然堤防状の微高地の分布状況を示している。

なお、1989年度から1990年度にかけて実施された発掘調査の結果、B区の8a層とC区の18a層、D区の7a層の各層は古墳時代後期末～中世初頭までの間の同一層準とみなされ、本報告ではこれらは第Ⅵ層として統一されている。従ってここでは、これに準ずることにし、B～D区の第Ⅵ層とその上位と下位の層準[49]から得られた計28試料の分析結果を検討する[50]（第12表）。そして、イネ、ヨシ属、タケ亜科、ウシクサ族の出現傾向の違いから、土地利用と微地形との関係を明らかにしたい（第86図～第89図）。

| | プラント・オパール分析 | | | | | | | | | | | 時期 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 調査区 | B | | C | | | | | D | | | | |
| 地点 | a | b | a | b | c | e | f | a | b | c | d | |
| 地層名 | 6b | 7a | | 12b | | | | 5b | 5b | 5b | 5b | 中世～近世 |
| | 8a | 8a | 18a | 18a | 17a | 18a | 18a | 7a | 7a | 7a | 7a | 古墳末～13世紀 |
| | 8b | 8b | 18b | 18b | | 18b | 18b | 7a' | 7b | 7a' | 7b | |

表12　分析地点の地層名と時期

まず、第Ⅵ層の下位層準（第86図）では、微高地から微高地上の凹地、そして微高地と遺跡の東から西になるに従い検出量が増加するが、これは微地形の起伏やその分布状況とよく対応している。また、全般的にはタケ亜科の占める比率が高く高燥な土地条件を示すが、B区とC区の北半部ではこれにヨシ属が混在する傾向にある。これは、近辺にそうした環境の存在したことも考えられ、北西部に隣接する大池の形成との関係も含めて今後検討しなければならない。

次に、第Ⅵ層層準（第87図）になると全般的には検出量が増加し、その出現傾向は下位層準と同様に微地形の分布によく対応している。すなわち、微高地上にあたるB区のb地点とD区

のｃ地点では検出量は少なく、第Ⅵ層下位の層準と比べても検出量の変化はみられない。これに対して、微高地上の凹地にあたるＤ区のａ～ｃ地点と自然堤防状の微高地にあたるＣ区のａ地点では検出量は増加する。とりわけ後者では、タケ類が大半を占め、自然堤防上の状況を反映していると考えられる。

ところで、微高地上の凹地におけるイネの検出量は、Ｂ区のｂ地点を除くと全般的に増加して出現率が高くなる。ここで、Ｃ区の溝状遺構(2)の17ａ層層準を当時の地表面と仮定すると[51]、溝内にあたるｃ地点でのイネの検出は多く、その埋積過程において遺構内で水田の営まれた可能性は高い。さらに、Ｂ区のａ地点では、ヨシ属の減少とイネの僅かな増加がみられるが、これは溝状遺構であったところがその後埋積を受けて微高地上の凹地となり、そこに稲が栽培されたと考えられる。このように、比較的安定して高燥な土地条件のもとでイネが検出されることは、畠や水田二毛作としての土地利用を想定させるものである[52]。Ｂ区の発掘調査では、第Ⅵ層の上面より溝や畝痕、犂痕などが[53]、またＣ区では同層準より畝状遺構が検出されている[54]。

なお、時期の詳細は不明であるが、Ａ'区ａ地点の地表面下15～25cmのⅣ帯層準において、ソバ属が検出され、またアブラナ科が増加、急増する（第76図）。このアブラナ科がナズナやタネツケバナといった水田雑草ではなくアブラナそのものであるとすると、周辺の高燥地においてはこうした畠作物の栽培されていたことが推定される。

| 微地形 | 微高地（埋没自然堤防状の微高地） | 微高地上の凹地 | 微高地（埋没自然堤防状・埋没中州状の微高地） |
|---|---|---|---|
| 分析地点と土地利用 | | ・Ｂ－ａ（畠・水田） | ・Ｂ－ｂ（畠・水田） |
| | ・Ｃ－ａ | ・Ｃ－ｆ（畠・水田）<br>・Ｃ－ｂ（？）<br>・Ｃ－ｃ（水田）＊<br>・Ｃ－ｅ（畠・水田） | |
| | | ・Ｄ－ａ（畠・水田）・Ｄ－ｂ（畠・水田）・Ｄ－ｃ（畠・水田） | ・Ｄ－ｄ（畠・水田） |

第88図　微地形と第Ⅵ層準の土地利用の違い

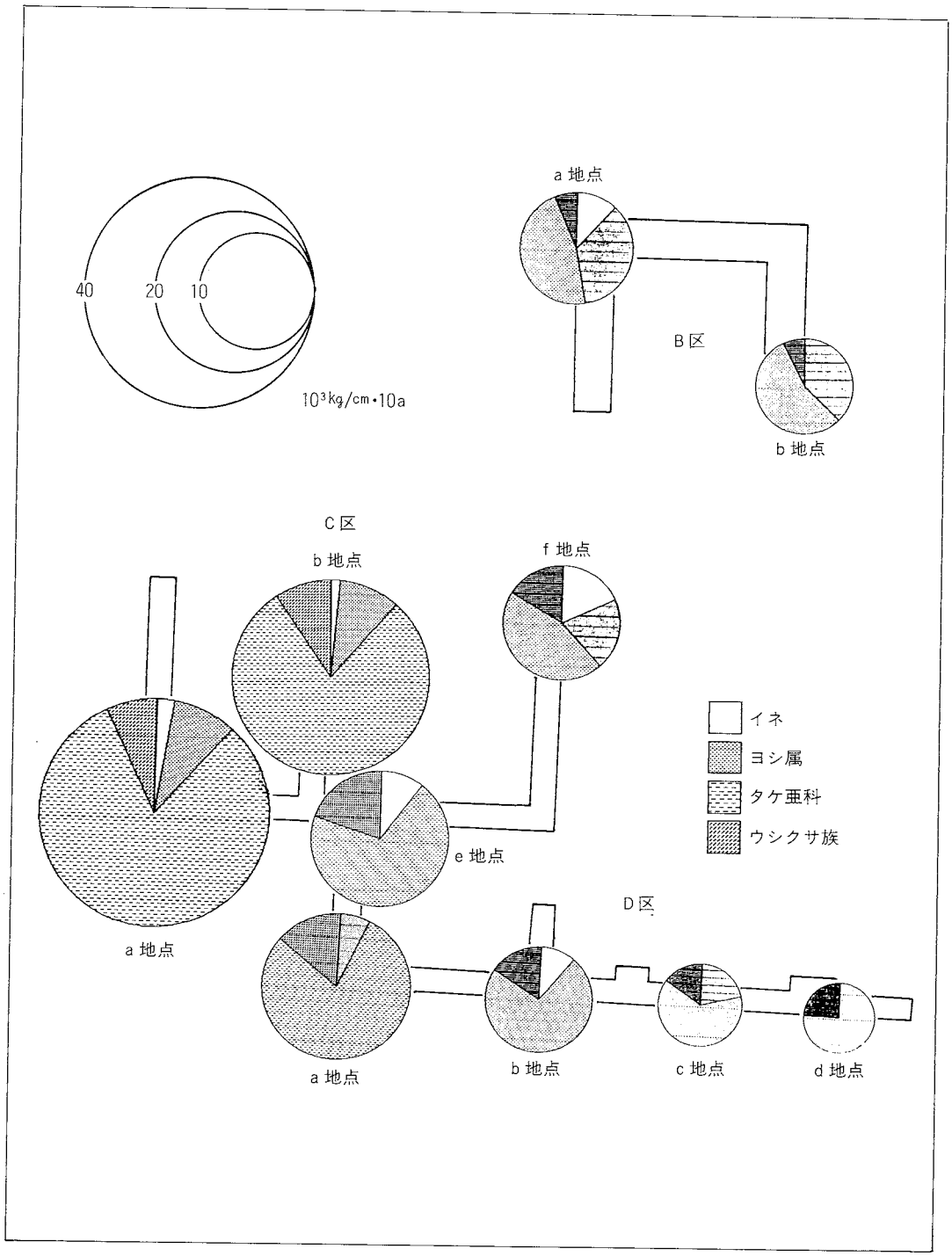


第86図　第Ⅵ層下位層準の出現傾向

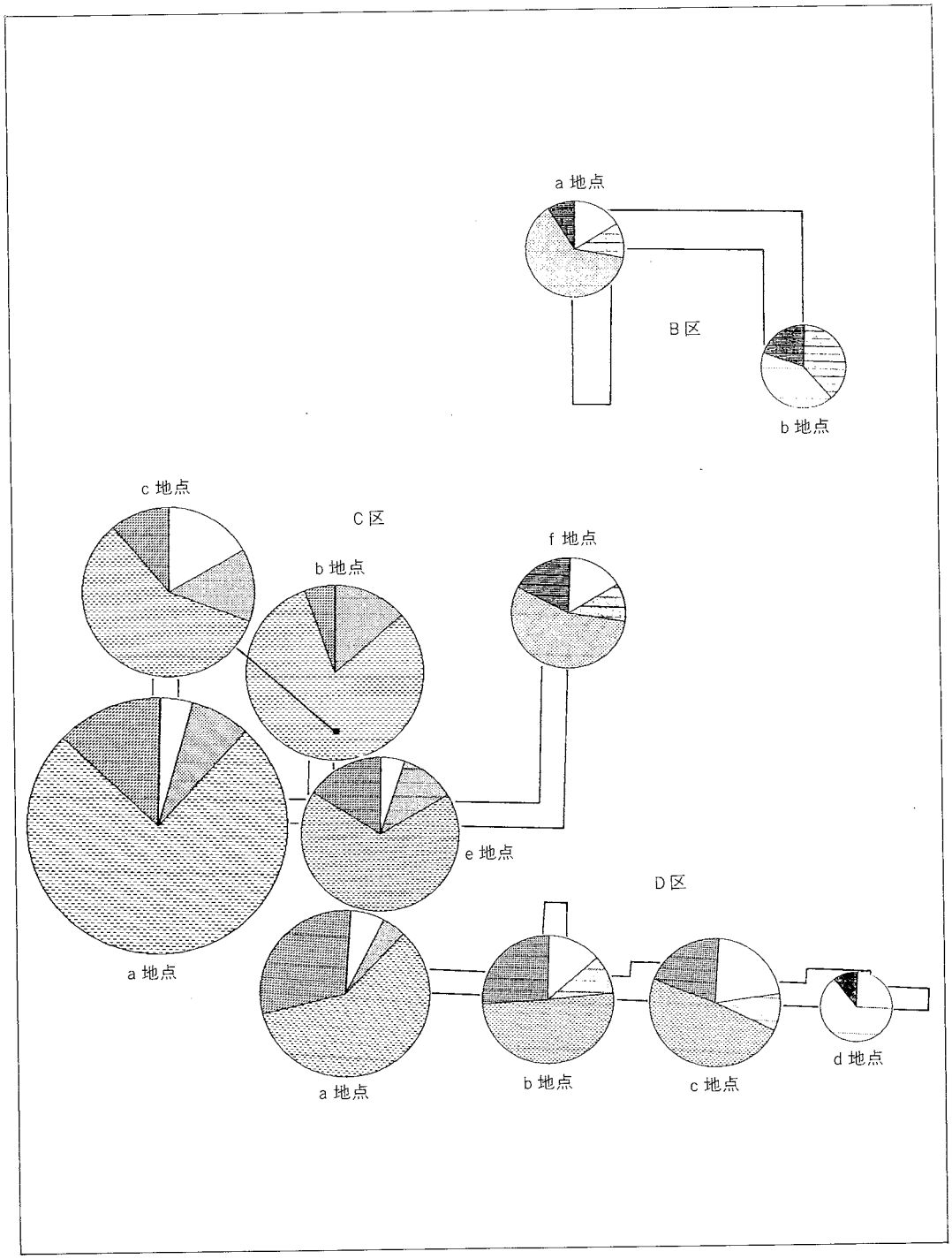


第87図　Ⅵ層層準の出現傾向

さらに、完新世段丘Ⅱ面形成後の第Ⅵ層の上位層準（第89図）になると、扇状地帯Ⅰの土地条件はさらに安定して高燥化し、微高地上の凹地では各プラント・オパールは増加傾向を示す。また、ヨシ属とタケ亜科の減少に対して、イネとウシクサ族の相対的な増加がみられる。その一方では、B区のb地点やD区のd地点にみられるように、比較的安定した微高地において検出量の減少がみられる。これは、当時イネ科植物が充分に生育できる環境ではなかったことを示している。発掘調査では、17～18世紀の住居址が検出されていることから[55]、微高地部分は近世以降居住域に変わっていったものと推定される。従って、微高地上の第Ⅵ層上位の層準で検出されたイネは、居住域内に持ち込まれたものかあるいは17世紀以前の耕作土に由来するものであろう。

2．田図と出現傾向の違い

ところで、わが国最古の田図とされる弘福寺領讃岐国山田郡田図は、歴史学や地理学の分野からその比定が試みられ[56]、またその後の調査研究で田図に示された南地区を分ケ池付近、北地区を大池付近とすることで一致した見解となっている[57]。

かかる比定地においては、1986年度より試掘調査と発掘調査が実施された。その結果、古墳時代後期末～中世初頭にあたる土地条件の安定した層準が確認され、それが田図の描かれたとされる8世紀をふくむ層準とされた[58]。

田図には「畠」あるいは「畠成田」、「佐布田」と記された土地利用の区画がある。C区では溝状遺構の(1)と(2)が検出されているが、田図の記載と発掘調査の成果を検討すると、かかる溝状遺構が田図に示された「佐布田」に、また微高地上の凹地の部分が「畠」に相当するとされる。また、1988～1990年度の調査区は、田図の比定によると、東西に「佐布田」、南北に「畠成田」が帯状に分布し、その他は「畠」あるいは「倉・屋・三宅」等と記載された区画となっている[59]。

各調査区の同層準で発掘された遺構が、田図に描かれた当時の状況を示しているとは必ずしもいい難いが、ここでは、金田（1989）[60]によって修正された田図の土地利用の記載内容と調査区で実施たプラント・オパール分析や発掘調査の結果とを比較検討してみたい。

1）畠成田について

発掘調査区のC区は、金田（1989）の田図の記載面積に従った修正図によると、そこは「まさしく畠から畠成田の部分である」[61]。かかる「畠成田」の部分は、プラント・オパールの試料採取地点ではB区のa地点とC区のf地点で、これは微高地上の凹地にあたる。

まず、B区a地点の第Ⅵ層層準のうち、8b層ではヨシ属とともにイネの検出がみられる（第86図）。また上位の8a層ではヨシ属は減少するがイネの出現傾向は変わらない（第87図）。

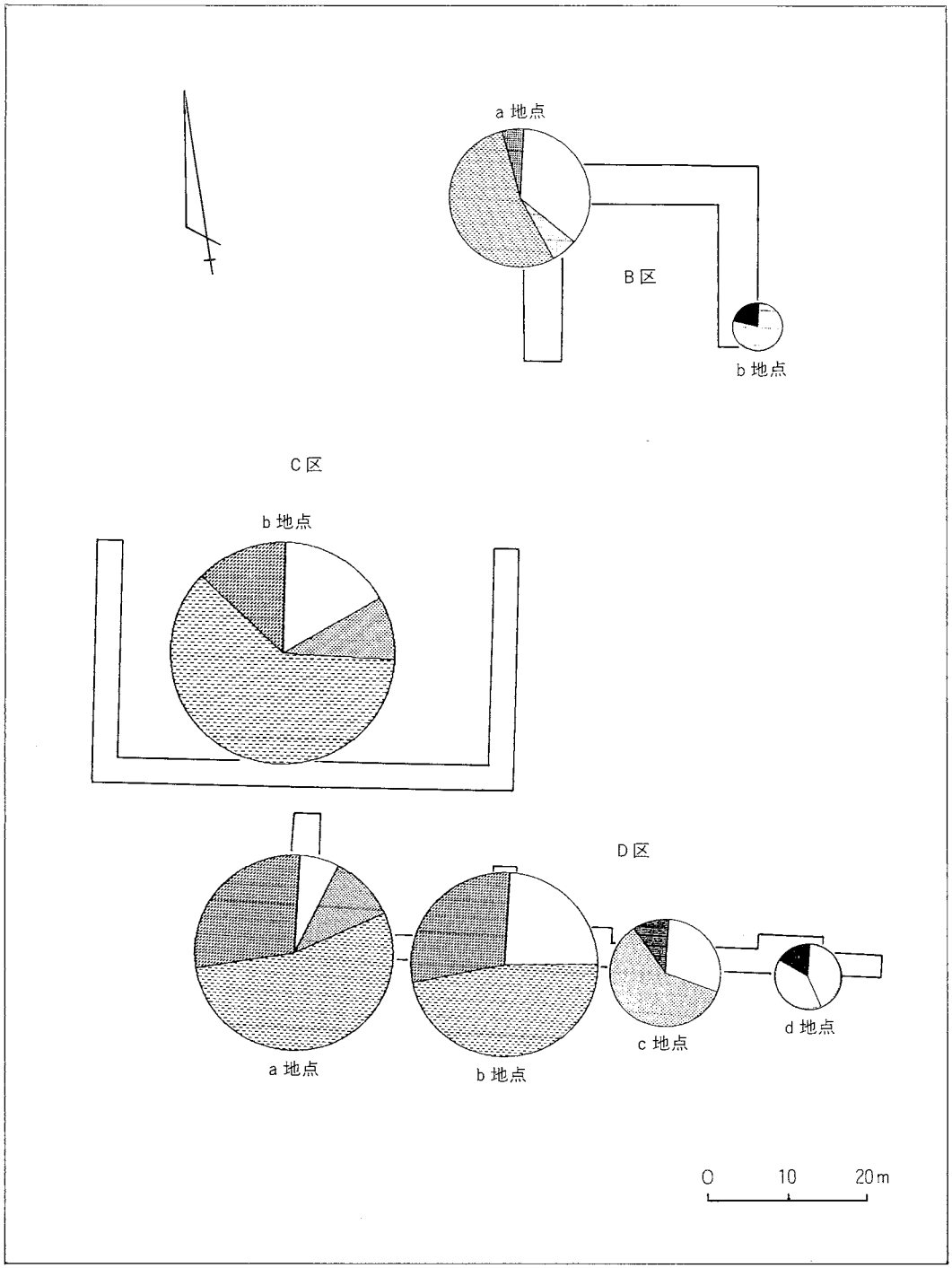


第89図　第Ⅵ上位層準の出現傾向

次に、C区f地点の同じく18b層ではイネとヨシ属が検出され（第86図）、上位の18a層になるとB区a地点と同様にヨシ属の減少とイネの変わらぬ出現傾向がみられる（第87図）。かかる結果は、畠成田すなわち「本来田であったものが畠となった部分」[62]と矛盾しない。従って、プラント・オパールのこうした検出状況を、ここで仮に畠成田とすると、畠においても稲が栽培されていたことになる。

また、C区の第Ⅵ層層準では、b地点を除く全てにおいて僅かではあるがイネの検出は認められ、D区においても同様の結果が得らえた（第87図）。さらに、前述したように、地形環境分析と発掘調査の結果は、水田の状況よりも畠のそれを示している。

なお、第Ⅵ層層準が古墳時代後期末～中世初頭の間の地層と考えられることから、C区のb地点と他地点とにおける同層準のイネの検出量の違いは、地域差だけでなく時期差の違いを反映しているのかもしれない。

2）佐布田について

佐布田は「年中水のある田」と定義され[63]、湿田と解釈される。田図に表現された「佐布田」の規模からすると、C区にみられる溝状遺構の(2)のみならず(1)をもふくめた範囲を想定することになり、発掘の結果ではこうした溝状遺構もしくは旧河道が田図の「佐布田」とされている[64]。

こうした溝状遺構内にあたるc地点とd地点のプラント・オパール分析の結果は、全般的にはタケ類に代表されるが、イネやヨシ属の検出量も多く生産性は比較的高い（第82図、第84図）。これは、「佐布田と称されている旧河道の部分の直米額が相対的に高額となっていることから、その部分が当時としては評価の高い田であった」[65]ことと整合する。

ところで、前述したように、溝状遺構内には溝壁とともに微高地からのプラント・オパールの供給が考えられ、分析の結果は必ずしも当時の溝内の環境を示しているとは限らない。c地点とd地点において検出されるタケ類の多くが近辺の高燥地あるいは溝壁からの流れ込みといった二次堆積であるとしても、分析の結果は低湿地を想定し得るものではなく、むしろ低地の様相を示している。こうした状況を、総じて「佐布田」とするならば、湿田とは区別して検討してゆく必要があろう。

## おわりに－まとめにかえて－

本稿では、田図比定地において実施した花粉分析とプラント・オパール分析の結果に基づき、また試掘調査や発掘調査、ならびに地形環境分析の成果を踏まえながら、高松平野における植生と気候の変遷、稲作の開始、田図比定地における土地条件の変化と土地利用の違い等の問題

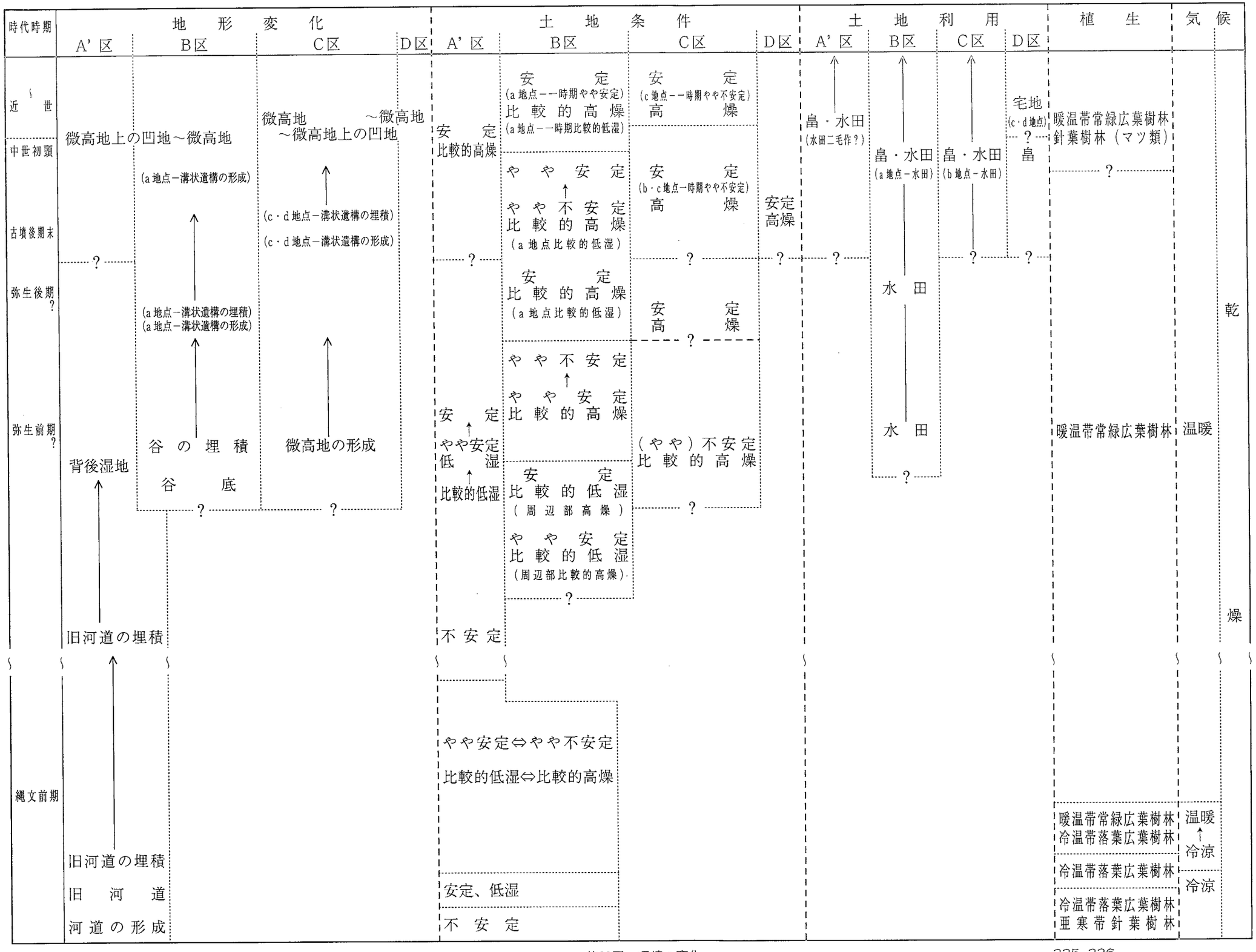
時代時期
地形変化
A' 区
B区
C区
D区
土地条件
A' 区
B区
C区
D区
土地利用
A' 区
B区
C区
D区
植生
気候
近世
中世初頭
古墳後期末
弥生後期?
弥生前期?
縄文前期
微高地上の凹地～微高地
(a地点－溝状遺構の形成)
(a地点－溝状遺構の埋積)
(a地点－溝状遺構の形成)
谷の埋積
谷底
背後湿地
旧河道の埋積
旧河道の埋積
旧河道
河道の形成
微高地～微高地上の凹地
(c・d地点－溝状遺構の埋積)
(c・d地点－溝状遺構の形成)
微高地の形成
安定
比較的高燥
(a地点－一時期比較的低湿)
やや安定
やや不安定
比較的高燥
(a地点比較的低湿)
安定
比較的高燥
(a地点比較的低湿)
やや不安定
やや安定
比較的高燥
安定
比較的低湿
(周辺部高燥)
やや安定
比較的低湿
(周辺部比較的高燥)
安定
(a地点－一時期やや安定)
比較的高燥
(a地点－一時期比較的低湿)
やや安定
やや不安定
比較的高燥
(a地点比較的低湿)
安定
比較的高燥
(a地点比較的低湿)
やや不安定
やや安定
比較的高燥
安定
比較的低湿
(周辺部高燥)
やや安定
比較的低湿
(周辺部比較的高燥)
安定
比較的高燥
(c地点－一時期やや不安定)
高燥
安定
(b・c地点－時期やや不安定)
高燥
安定
高燥
(やや)不安定
比較的高燥
安定
高燥
安定
比較的高燥
(c地点－一時期やや不安定)
高燥
安定
高燥
安定高燥
畠・水田
(水田二毛作?)
畠・水田
(a地点－水田)
水田
水田
畠・水田
(b地点－水田)
宅地
(c・d地点)
畠
暖温帯常緑広葉樹林
針葉樹林(マツ類)
暖温帯常緑広葉樹林
温暖
乾
燥
安定
やや安定
低湿
比較的低湿
不安定
やや安定⇔やや不安定
比較的低湿⇔比較的高燥
安定、低湿
不安定
暖温帯常緑広葉樹林
冷温帯落葉広葉樹林
冷温帯落葉広葉樹林
冷温帯落葉広葉樹林
亜寒帯針葉樹林
温暖
↑
冷涼
冷涼

第90図　環境の変化

を検討し、田図比定地とその周辺の遺跡の立地環境を明からにした（第90図）。

まず、調査区のA'区では花粉分析を実施し、高松平野における晩氷期から後氷期前半の植生環境と気候の変化が明らかになった。すなわち、当地域では亜寒帯針葉樹林と冷温帯落葉広葉樹林の混交林から落葉広葉樹林を主体とする林相に変わるが、縄文時代前期以降は暖温帯の常緑広葉樹林が拡大し、比較的新しい時期にはそれらとともに二葉マツ類が優占するという植生の変遷をたどってきた。そして、冷涼→冷涼～温暖→温暖という気候の変化がみられた。

また、B区とC区で発掘された弥生時代前期と推定される水田址の発掘成果に基づき、瀬戸内沿岸から大阪湾岸地域におけるイネ資料を整理して稲作開始期の問題を取り上げ、高松平野においても、かかる時期が従来よりも一時期ないしは二時期遡る可能性を示唆した。

さらに、B区とC区では、弥生時代前期以降の土地条件の変化を明らかにし、それが地形環境の変化に対応していることを指摘した。また、第Ⅵ層層準が長期にわたり安定した地表面であったことが判明し、田図に描かれた景観がかかる層準に対応することが確認された。

そして、B～D区の各調査区において、古墳時代後期末～中世初頭およびその前後の土地利用の違いを検討した。その結果、第Ⅵ層層準とその上位と下位層準における各プラント・オパールの検出量は、遺跡の東から西になるに従い増加することが明らかになり、それらの違いは埋没自然堤防状・埋没中州状の微高地から埋没微高地上の凹地、そして埋没自然堤防状の微高地にかけての微地形の分布状況とよく整合している。また、微高地上の凹地は畠あるいは水田二毛作として利用され、溝状遺構内では水田の営まれていたことが推定された。こうして、同層準と考えられる地層においてもイネの出現傾向は異なり、微高地上の凹地と溝状遺構内における土地利用の違いが明らかになった。

ところで、第Ⅵ節の2では、田図の比定についてプラント・オパール分析と発掘調査ならびに地形環境分析の成果を踏まえながら、推定し得る土地利用の違いについて述べた。プラント・オパール分析の結果は、田図の記載とけっして矛盾するものではない。しかしながら、第Ⅵ層上面が少なくとも古墳時代後期末～中世初頭までの安定した地表面であることを踏まえると、同層は長期にわたる時期の様相を混在している可能性がある。また一方では、C区のd地点にみられるように、当時の地表面が削剝されていることも踏まえなければならない。従って、プラント・オパール分析の結果から推定できる限度を越えることにもなりかねず、田図の比定に関しては筆者はあえて慎重な立場をとりたいと考える。

## 註

1）　旧香東川ならびに諸河川のつくる高松平野の地形は、いくつかの地形面や地形帯に区分され（高橋198

7)、平野の中・南部には、扇状地帯や自然堤防帯が分布する。扇状地帯の表層下には、旧香東川の運んだ砂礫とその二次堆積物、河床礫など、堆積の時期と要因を異にする地層が起伏をもって広範に分布する。またかかる扇状地帯には、それを開析して北ないし北東方向に狭長に発達する浅谷や微凹地がみられ、それらを細粒堆積物が被覆する。さらに北部の臨海部には、扇状地帯の前面に三角州帯が広がる。さらにこうした地形面上には、整然と区画された条里型土地割が今なお残存している。

a 外山秀一（1987）「旧耕地面の認定ならびに古環境の復原に関する調査」高松市教育委員会『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』（太田第２土地区画整理事業にともなう遺跡詳細分布調査）

b 外山秀一（1988）「高松平野における花粉分析にならびにプラント・オパール分析　その１－太田地区周辺試掘調査第13地点－」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』（弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業に伴う調査概要）

c 高橋　学（1987）「高松平野の地形環境分析Ⅰ」前掲１）a

2）a 前掲１）a

b 前掲１）b

c 外山秀一（1989）「高松平野におけるプラント・オパール分析　その２－昭和63年度第Ⅰ調査区－」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅱ』（弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業に伴う調査概要）

d 外山秀一（1992）「高松平野におけるプラント・オパール分析　その３－平成元年調査区－」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅳ』（弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業に伴う調査概要）

3）　花粉はスポロポレニンとよばれる頑丈な外膜をもち、保存条件さえ整えばその多くは分解されずに化石として地層中に残存する。こうした堆積物を分析して、その中の花粉や胞子化石を調査する方法を花粉分析という。分析は結果は、基礎的な面としては植生・気候の復原や植物利用の究明等に、応用的な面としては地層の対比（花粉層序学）に利用される（中村1967）。

花粉には、虫媒花粉と風媒花粉とがあり、とりわけ後者は移動性に富む。そのため分析の結果は、試料採取地点のみならず周辺地域を含むマクロな地域の植生や気候の変化を反映していることになる。

なお、花粉分析法による試料の処理は、５％ＫＯＨ処理－遠心分離による細粒物質の除去－フッ酸処理－重液（$Zncl_2$、比重約2.00）分離－アセトリシス処理の順序でおこない、残渣にグリセリンゼリーを加えてプレパラートを作成した。

花粉化石の分類学的検討は、600倍ないし1,000倍の生物顕微鏡下でおこない、樹木花粉が300個以上になるまで計測した。花粉の出現率の算出は、樹木花粉についてはその総数を、草本花粉については全花粉数を基数として百分率で求めた。

a 中村　純（1967）『花粉分析』古今書院

b 前掲１）a

4）　イネ科の植物は、多量の珪酸（$Sio_2$を体内に蓄積している。それらの珪酸は、特定の細胞壁に集中していることが知られており、かかる珪酸集積細胞を植物学的には植物珪酸体とよんでいる。これらのうち、イネ科植物の葉身にのみ存在する機動細胞は、厚い珪酸沈積層からなり、酸化分解することなく土粒子の一種として長期間土壌中に残存する。またそれは、植物種により形状が異なり、同定の対象となり得る。土壌中には、機動細胞などの植物珪酸体に由来する植物起源土粒子が多量に含有されており、こうした植物起源土粒子を、土壌学の分野ではプラント・オパール（plant opal）とよんでいる（藤原1984）。

植物珪酸体は比重が比較的高く、そのため化石として残存したプラント・オパールの移動範囲は限定される。すなわち、分析の結果は、ミクロの地域の自然現象や人文現象の復原に適しているといえる。

なお、プラント・オパール定量分析法による試料の処理は、藤原（1976）に基づき、絶対乾燥－重量測定・仮比重測定－ガラス・ビーズの混入－ホモジナイザーによる分散－ストークス法による細粒物質の除去－乾燥の順序でおこない、オイキット液によりプレパラートを作成した。

プラント・オパールの分類学的検討は、400倍ないし600倍の偏光顕微鏡下で、主にイネ科の機動細胞プラント・オパールの形態分類に基づいておこなった。そして、検出されたガラス・ビーズ（約300個）とプラント・オパールとの比率から、試料約1gあたりの各プラント・オパールの個数ならびに総数を求めた。さらに、イネ、ヨシ属、タケ亜科ならびにウシクサ族の機動細胞プラント・オパールについては、地上部全ての重さ（乾物重）を層厚1cm・面積10aあたりの検出量で示した。

a藤原宏志（1984）「プラント・オパール分析法とその応用－先史時代の水田址探査－」考古学ジャーナル227号

b前掲1） a

c藤原宏志（1976）「プラント・オパール分析法の基礎的研究（1）－数種イネ科植物の珪酸体標本と定量分析法－」考古学と自然科学　9号

5） a前掲1） c

b高橋　学（1988）「高松平野の地形環境分析Ⅱ」前掲1） b

c高橋　学（1989）「高松平野の地形環境分析Ⅲ」前掲2） c

d高橋　学（1992）「高松平野の地形環境分析Ⅳ」前掲2） d

6）　まず検出された植物化石の出現傾向に基づき、遺跡近辺ならびに周辺の植生の復原とその変遷を追う。また、環境を推定する際の指標となるプラント・オパールの検出量と花粉化石の相対的な出現率、ならびに地形分析の成果を検討して、土地条件すなわち試料に供した地層がいかなる環境のもとに堆積あるいは生成したかを、高燥・低湿ならびに安定・不安定といった相対的な条件を用いて推定する。

こうした自然現象に加えて、植物や土地に対する人間の働きかけについても検討をおこなう。すなわち、穀物類などの栽培植物を検出し、農耕の起源およびその波及、農耕様式の解明といった農耕の諸問題を明らかにする。さらに、水田層や水田域あるいは畠（畑）地層や畠（畑）地域といった旧耕地面を認定し、土地の利用状況について検討をおこなう。

a外山秀一（1989）「遺跡の立地環境の復原－滋賀、比留田法田遺跡・湯ノ部遺跡を例に－」帝京大学山梨文化財研究所研究報告　第1集

b外山秀一（1990）「プラント・オパール分析からみた歴史時代の土地条件－香川・林町遺跡（仮称）、山梨・宮ノ前遺跡、滋賀・光相寺遺跡・吉地薬師堂遺跡を例に－」条里制研究　第6号

7）前掲1） a・b

8）高橋　学（1990）「地形環境分析からみた条里遺構年代決定の問題点」前掲6） b

9）前掲1） c、5） b・c

10）前掲1） b

11）　吉良（1971）は、モミ、ツガ、イヌブナ、クリ、コナラ、シデ類、アカマツを主とする森林帯を暖帯落葉樹林として、ブナをふくむ温帯落葉樹林と区別している。

吉良竜夫（1971）『生態学からみた自然』河出書房新社

12） a斉藤実他（1972）「瀬戸内南岸平野部の水理地質について」香川大学農学部学術報告　23巻2号

b坂東祐司・古市光信（1972）「四国北部の沖積平野における第四系の花粉学的・層位学的研究－その2－香川県引田町における研究」香川大学農学部学術報告Ⅱ　215号

c古市光信（1980）「香川県高松・丸亀平野ボーリング・コアの花粉分析（予報）－特に三豊層の再確認とその地質年代について－」香川県自然科学館研究報告　第2巻

d 坂東祐司（1980）「与島塩浜地区沖積層中の埋木化石と花粉分析」香川県教育委員会『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財調査概報（Ⅲ）Ⅰ塩浜遺跡』

e 安田喜憲（1982）「坂出市塩浜遺跡の泥土の花粉分析」香川県教育委員会『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財調査概報（Ⅴ）Ⅱ与島西方遺跡の調査』

13) 瀬戸内北岸や播磨灘沿岸、大阪湾岸地域における花粉分析の結果、コナラ亜属からアカガシ亜属への移行期は、以下のように推定されている。

(1) 7,500 ～6,000 年前

a MAEDA, Y. (1976) "Palynological Study of the Forest History in the Coastal Area of Osaka Bay since 14,000BP. Enviromental Changes in the Osaka Bay Area during the Holocene. Part－Ⅱ." Journal of Geosciences, Osaka City University vol.20 Art.4

b 前田保夫（1977）「大阪湾の自然史－潜函でとらえた海と森の変遷－」科学　47巻9号

(2) 7,000 年前

c 原　秀禎（1985）「大阪平野沖積層の花粉分析」大阪商業大学論集　74号

(3) 7,000 ～6,000 年前

なお、移行期は花粉化石群集帯のＦ3帯からＦ4帯にかけて認められ、その時期はＭＡＥＤＡ（前掲13－a）の$^{14}$Ｃ年代測定結果によると、概ね7,000～6,000年前と考えられる。

d 古谷正和（1979）「大阪周辺地域におけるウルム氷期以降の森林植生変遷」第四紀研究　18巻3号

(4) 6,500 年前

e 前田保夫（1980）『縄文の海と森－完新世前期の自然史－』蒼樹書房

(5) 6,000 年前

f 古環境研究会（1979）「大圏遺跡およびその周辺部における完新世後期の環境復原」豊中古池遺跡調査会『大園遺跡－助松地区第1次発掘調査報告書－』

14) アカホヤ火山灰の降灰期は、尾道では6,500～6,300年前、淡路島では6,300年前に推定されている。

a 藤原健蔵他（1980）「瀬戸内海中部における旧海水準の認定」『完新世における旧海水準の認定とその年代に関する研究』

b 原　秀禎（1981）「福山平野沖積層の花粉分析」立命館文学　427～429号

なお、福山平野における移行期は、尾道の分析結果ならびに$^{14}$Ｃ年代測定結果（前掲14－ａ）と比較検討して、それとほぼ同時期と考えられている。

c 松下まり子・前田保夫（1987）「完新世における淡路島三原平野の植生変遷」日本第四紀学会講演要旨集17号

15) 3ａ～11ａ層の試料3～24では、花粉化石の含有が他試料に比べきわめて少ない。そのため、分析の結果に特定の花粉が強調されて示されることになり、植生の変遷を正確に把握できないため、計測から除くことにした。

16) 中西克也（1990）「調査概要」「調査の成果」高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅲ』（弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査事業に伴う調査概要）

17) 前掲2）ｃ・ｄ

18) 外山秀一・中山誠二（1990）「中部日本における稲作農耕の起源とその波及（序論）－プラント・オパール土器胎土分析法による試み－」帝京大学山梨文化財研究所研究報告　第3集

19) 瀬戸内沿岸と大阪湾岸地域については、既報（1990、1991）に新たなイネ資料を追加して整理した。

a 前掲18）

b 外山秀一・中山誠二（1991）「稲と稲作の波及の現状」埋蔵文化財研究会『各地域における米づくりの開

始　第Ⅲ分冊』

c中山誠二・外山秀一（1991）「稲と稲作の波及」『季刊　考古学』第37号　雄山閣

20）柳瀬昭彦（1988）「中国・四国地方における稲作農耕の開始と展開」日本考古学協会静岡大会実行委員会・静岡県考古学会『日本における稲作農耕の起源と展開－資料集－』

21）津島遺跡発掘調査団（1968）『岡山県津島遺跡調査概報』（津島遺跡発掘ニュース３）

22）篠宮　正（1991）「玉津田中遺跡」埋蔵文化財研究会『各地域における米づくりの開始　第Ⅰ分冊』

23）山本正和編（1989）『神戸市須磨区　戎町遺跡第１次発掘調査概報』神戸市教育委員会

24）国分直一（1965）「山口県下関地方における考古学調査の概要」九州考古学　25・26号

25）高松市教育委員会（1991）「浴・長池Ⅱ遺跡」第７回　四国埋蔵文化財調査担当者情報交換会資料

26）廣瀬常雄・宮崎哲治（1990）「香川県高松市林・坊城遺跡」日本考古学協会『日本考古学年報41（1988年度版）』

27）　分析用の試料は、土地利用や土地条件の変化をみるために、土壌層についてはその上部より、また洪水などの影響で堆積し土壌層の母材となる地層その他についてはその下部より採取する。

28）前掲６）b

29）　プラント・オパール分析の結果は、検出数と検出量で示す場合がある。A'区ａ地点とB区ｂ地点、C区のａ・ｅ・ｆの各地点、D区のａ～ｄ地点では、イネ、ヨシ属、タケ亜科、ウシクサ族について、地層１㎝、面積10ａあたりの検出量で示し、B区ａ地点とC区のｂ～ｄ地点では、検出量に加えて試料約１ｇあたりの各プラント・オパールの検出数とその総数を示した。

30）前掲２）c

31）前掲２）d

32）ａ中西克也（1989）「調査の概要・調査の結果」前掲２）c
ｂ前掲16）

33）前掲２）c

34）ａ外山秀一（1990）「身洗沢遺跡におけるプラント・オパール分析」山梨県教育委員会『身洗沢遺跡・一町五反遺跡』（山梨県埋蔵文化財センター調査報告　第55集）
ｂ外山秀一（1991）「身洗沢遺跡の立地環境と稲作」山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター『研究紀要』７

35）前掲６）b

36）外山秀一（1990）「桜井畑遺跡の立地と土地条件の変化」山梨県教育委員会・山梨県商工労働部『桜井畑遺跡Ａ・Ｃ地区－甲府勤労者総合福祉センター建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一』

37）外山秀一「坂尻遺跡における花粉分析ならびにプラント・オパール分析」財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所『坂尻遺跡』（投稿中）

38）外山秀一（1989）「光相寺遺跡における花粉分析ならびにプラント・オパール分析」中主町教育委員会『昭和63年度中主町内遺跡分布調査（Ⅱ）概要報告書』（中主町文化財調査報告書　第19集）

39）外山秀一（1990）「吉地薬師堂遺跡におけるプラント・オパール分析」中主町教育委員会『平成元年度中主町内遺跡分布調査（Ⅱ）概要報告書』（中主町文化財調査報告書　第25集）

40）外山秀一（1984）「新家遺跡におけるプラント・オパール分析」大阪府教育委員会・財団法人大阪文化財センター『新家（その２）』（近畿自動車道天理－吹田線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書）

41）外山秀一（1991）「溝状遺構内堆積物のプラント・オパール分析」大阪府教育委員会『池上・曽根遺跡』（大阪府文化財調査報告書）

42）前掲８）

43) 前掲５） b

44) この原因として、ｆ帯層準において長期にわたり安定した状況が続き、その間の一時的な変化に伴い各植物種が繁茂したか、もしくはｆ帯においてイネが検出されることから、耕地化に伴う地層の攪乱や他地点からの土砂の搬入、施肥などの人為的要因が考えられる。

前掲１） b

45) 前掲２） c

46) 前掲２） c

47) 黒田日出男（1987)『日本中世開発史の研究」校倉書房

48) 坪井洋文（1986)「備中の赤米」「対馬の赤米」『技術と民俗（下）－都市・町・村の生活技術史－日本民俗文化大系　14巻』小学館

49) なお、第Ⅵ層の上位と下位の層準は、各地点において地層の堆積状況を異にしており、従って必ずしも同一時期の地層とは限らない。

50) 各地点におけるイネ、ヨシ属、タケ亜科、ウシクサ族の検出総量の違いを円グラフに表わし、またグラフ内には総量における各植物群の出現比を示した。

51) Ｃ区のｂ地点でみられる18層は、ｄ地点では19層とともに欠如している。これらの解釈については、次の二つの考え方がある。一つは①溝状遺構が形成された際にｄ地点では18層と19層が削剝され、16層が20層を覆ったとする考え方であり、いま一つは②ｄ地点ではもともと18層と19層は堆積せず、20層を直接16層が被覆したとする考え方である。

さらに、ｄ地点の20ａ層の上面は、(a)20層堆積後16層が覆うまでの地表面と、(b)20層堆積後ならびに18層と19層の削剝後16層の被覆を受けるまでの二時期の地表面を併せもっている場合とがある。

こうした18層と19層はＣ区その他のトレンチにおいて確認されることから、第２トレンチの南半部では両層の堆積後にそれらが削剝され、その後16層による被覆を受けたとみるべきであろう。すなわち、ｄ地点の溝状遺構の形成と地層の堆積は、前述の①と(b)の状況を示していることになる。

従って、ｄ地点の16層ならびにｃ地点の16層と17層は、ｂ地点の18層とｄ地点の20ａ層の一部を切り込んで形成された溝状遺構の(1)と(2)を埋積する地層である。また、ｂ地点付近では16ａ層が18層の一部を被覆することから、ｂ地点の18ａの層層準は、ｃ地点の17層とｃ・ｄ地点の16層の堆積期の一時期を含んでいることになる（外山1992)。従って、ここではｃ地点の17ａ層の上面を18ａ層と同時期の地表面と仮定し、第87図には17ａ層の検出状況を示した。

ただし、溝状遺構(2)の形成が古代末とされる完新世段丘Ⅱ面のそれに伴うものであるとすると、17ａ層と18ａ層の各上面の時期は厳密には異なることになる。

前掲２） d

52) なお、Ｂ～Ｄ区における花粉分析の結果、全般的には花粉化石の検出は少なく、畠地としての土地利用を検討できる資料は得られなかった。分析地点はいずれも安定して高燥な土地条件下にあり、化石の残存状態はけっして良くない。

53) 前掲16)

54) 前掲５） d

55) 中西克也（1991)「調査概要」「調査の成果」前掲２） d

56) ａ高重　進（1954)「弘福寺領山田郡田図の集落とその比定」史学研究　55号

ｂ福尾猛市郎（1957)「「讃岐国山田郡田図弘福寺領」考」杉本・沖野編『社会科教育歴史・地理　研究論集』第五回社会科教育歴史地理研究大会委員会

ｃ米倉二郎（1957)「荘園図の歴史地理的考察」広島大学文学部紀要　12号

57) a石上英一（1990）「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析(3)」前掲16）
b石上英一（1992）「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析(4)」前掲２） d
58) 前掲１） a・b、２） c・d、16）
59) 金田章裕（1990）「弘福寺領讃岐国山田郡田図の微地形表現－東大寺開田地図との比較を通して－」前掲16）
60) 金田章裕（1989）「弘福寺領讃岐国山田郡田図と条里プラン」前掲２） c
61) 前掲60）
62) 前掲60）
63) 柳田國男監（1955）『改訂　綜合日本民俗語彙　第二巻』平凡社
64) 前掲16）
65) 前掲60）

# 第2節　山田郡条里と山田郡田図

## 1.　高松平野の条里と弘福寺領讃岐国山田郡田図

金　田　章　裕

### I　はじめに

高松平野の道路や水路は、ほとんどがN10°E程度すなわち正しい南北方向より約10度東へ傾いた方向か、これと直交する方向の直線となっている。しかも、平行する道路や水路の相互の間隔は約109メートルないしはその倍数となっているのが普通である。このような面積1町（10段＝約1.2ha）方格の径溝網となっている地割形態を条里地割と呼ぶ。典型的な場合には、その内部を10等分した長地型とか半折型と呼ばれる地割形態となる。

この面積1町の正方形の区画は土地表示システムの単位でもあり、平安時代ごろから「坪」と呼ばれた。坪を縦横6つずつ集めた正方形の区画（約654メートル四方）の区画を「里」と称し、里の列を「条」と名付け、各郡ごとに条・里および里の中の坪の区画に番号を付けた。高松市の三条町・六条町、あるいは由良町内の小字市之坪（一ノ坪の転化か）・三十六、小村町内の小字一ノ坪などは、その遺称地名であると考えられる。このような土地表示法を条里呼称法と呼ぶことにしておきたい。坪の区画は、8世紀には「坊」と呼ばれていたと考えられ、条や里の代わりに、「図」や「坊」を用いていた国があったことも知られている。

このような規則的な地割形態である条里地割と、システマティックな土地表示法である条里呼称法は、律令の基本政策の一つである班田収授の実施のために存在したものと考えられてきた。班田収授は周知のように、6歳以上の良民の男に2段、女にその3分の2、奴婢にそれぞれ3分の1、の田を与えるという政策であり、大宝2年（702）施行の大宝律令の田令に明確に規定されていた。班田の最初の実施は白雉3年（652）であり、持統6年（692）には、6年ごとに班田を行う六年一班の班田システムが開始された[1]。

ところがこれに対し、条里呼称法による土地表示が出現する最初の例は、天平15年（743）の弘福寺田数帳[2]に記載された山背（城）国久世郡の場合であり、その後各国で事例が頻出する。つまり、班田収授は、白雉3年の開始以来約90年間、六年一班のシステムが始まってからも約50年間、条里呼称法なしで実施されていた可能性が高いことになる。8世紀初頭においても、田令では「給訖、具録_町段及四至_[3]」と規定していて、班給が終れば、各口分田の面積と四至すなわち東西南北の境界を記録すべきことをのみ定めており、条里呼称法が存在していたとは考えられない。条里呼称法による土地表示システムが完成するのは、8世紀の中頃のことであったとみてよい[4]。すなわち、条里地割・条里呼称法と班田収授の制度とは、本来別のものであったことになる。

したがって従来のように、条里地割と条里呼称法を班田収授に直結して考え、それを「条里制」と呼ぶとさまざまな事実の混乱が生じることになる。そこで、条里地割と条里呼称法からなる土地表示システムを「条里プラン」と呼ぶことにしたい。条里プランとは、条里地割と条里呼称法の両者、あるいはそれが一体となった現実的もしくは現実にあるべき実体を意味することになる[5]。さらに言えば、前述のような条里地割を実際に伴った条里呼称法による土地表示はもとより、現実にそのような径溝や畦畔が存在しなくても、手続き上あるいは記録上それと同様の扱いであれば、地表上に平面形態としての条里プランが展開したことになる。

本章の目的は、天平7年（735）の年紀を有する弘福寺領讃岐国山田郡田図（以下「山田郡田図」と略記）とその比定地を中心に、条里プランとそれに関連する問題について検討することにある。以下、讃岐国における条里プランの機能と実体、山田郡田図の表現と実際の土地利用、微地形との関係などについて、分析を進めたい。

## Ⅱ　讃岐国山田郡・香川郡の条里プラン

### (1)　讃岐国における条里プランの完成

山田郡田図は、現存する田図・荘園図のうち、最も早い時期の内容を伝えるものである[6]。同図には方格線が描かれ、方格線内には「角道田一町」などと記入されていることから、この方格線が1町方格の条里地割に相当するものであったことが知られる。しかし、同図には条里呼称法が記載されておらず、後掲第95図のように各1町方格の内部には小字地名的な名称が記されている。従って、この山田郡田図が示す天平7年（735）には、すでに条里地割に相当する土地区画が存在したものの、条里呼称法が使用されていなかったことが知られる。

天平勝宝9歳（757）の法隆寺文書でも、次のように条里呼称法を用いないで土地を表示している[7]。

上原田八段
中原田八段
次原田九段二百十歩
上泉田七段
次泉田二段八十歩
墓廻田九段二百卌歩
□墓廻田五段□百□歩
下庄内□四段□歩
以上鵜足□

すなわち、山田郡田図に記入されているような小字地名的な名称を用いて土地の所在を列記

しているといえよう。しかも、「原田」が上・中・次に、「泉田」が上・次に、「墓廻田」が2つに、それぞれ区分されている状況は、山田郡田図に描かれたような方格に対応して、「原田・泉田・墓廻田」などが細分された状況を推測させる[8]。この段階では、条里地割に相当する方格を単位として土地を管理・表示するシステムは存在していたが、条里呼称法はまだ存在しなかったと考えられることになる。

ところが、天平宝字7年（763）の山田郡弘福寺田内校出田注文では後に詳述するように、例えば「八条九里卅一池田一段百六十歩」といったように、明確な条里呼称法によって土地を表示しており、すでに条里プランが完成していたことを知ることができる。讃岐国では従って、天平勝宝9歳以後、天平宝字7年までに条里呼称法の整備が行われたことになる。

前述のように、条里呼称法による土地表示の初見は天平15年の山背国の例であるから、讃岐国はこれより15年前後も遅かったことになる。岸俊男は班田図の検討から、条里呼称法の整備が天平14年頃から行われたものであろうと推定したが[9]、その後、それは必ずしも各国一斉の実施ではなく、8世紀の中頃に相次いで整備されたものであることも判明した[10]。

条里プランが編成・使用され始めた8世紀中頃は、律令の土地政策の大きな転換期であった。養老7年（723）には三世一身法が、天平15年には墾田永年私財法が施行され[11]、私有ないし実質的に私有地である墾田が急増した。6年ごとの校田・班田の際に、すべての田を再確認・再配分することが原則であった時期においては、前掲の例にみられるような小字地名的名称による土地表示と、田令の規定にみられるような四至の記載による境域の表現によって、行政上の大きな混乱は発生しなかったものであろう。多少の不明確さがあったとしても、原則としては6年ごとにすべて解消して再配分の対象となるのであるから、根本的な問題とはならなかったとみてよい。しかし、口分田（私田）・乗田（公田）の対象とならない墾田を許可するとなれば、それが従前の口分田・乗田ではないことを確認しなければならず、一旦墾田として認可した以上、それを正確に記録して次の校田・班田の際に混同しないよう明確に峻別しなければならないことになる。しかも、このような行政手続き上の作業量は、墾田の増大に伴って激増することとなる。この行政実務の要請に対応すべく導入されたのが条里プランであったと考えてよいであろう[12]。条里プランのような土地表示システムは、当時の土地管理実務の上で極めて有効であったと考えられる。

さて『続日本紀』は、延暦10年（791）にその翌年の班田のために「図籍」の改正を行ったことを記している[13]。このような図籍すなわち田図と田籍は、8世紀の中頃以後完成した条里プランによって土地を表示していたとみられ、現在知られている口分田の表示例はいずれも条里呼称法で所在を記した上で、面積・人名ないし人名・面積の順に記載している。例えば田籍の方は、天平神護2年（766）の越前国司解が[14]、「今検二田籍一」した結果として条里呼称法の

順を追って田を列挙しており、また後に『延喜式』主税下に定められている青苗簿帳のように、まず戸主名を書き上げた上で条里プランによって関連の土地を列記する書式があったことも知られる。田図には「校田図」と「班田図」があったことが知られるが、いずれの場合も条里プランの方格をまず描き、その内部に口分田・乗田・墾田等の地種別面積を記入したものと考えてよいであろう。この田図は、条里プランの条ごとに1巻をなしていたと考えられており[15]、長元年間（1028～1036）の上野国交替実録帳[16]によれば、上野国では86巻で国内をカバーしていたと考えられる。

さて、校班田は、田令の規定では正月に太政官にその開始を申上し、10月1日から帳簿を作り始め、11月から班田を開始し、翌年2月末に終了することになっていた[17]。戸令によれば、造籍の方は11月上旬に開始し、翌年の5月末日までに作り終えることになっていたから、校田と班田を合わせてそれと同等ないしそれ以下の作業量が想定されていたことになろう。造籍開始の年をもって籍年とするから[18]、その完成後の校田と班田は年次で2年後、実際には約1年半後に開始されたことになる。持統6年（692）、養老7年（723）、天平元年（729）、天平14年の各班年は、いずれも籍年の2年後であることが確認されている[19]。

ところが、天平21年・天平勝宝7歳（755）、天平宝字5年（761）などの班年は、それぞれ籍年の3年後であることが判明している。墾田永年私財法が天平15年に施行されたものであることはすでに述べたが、その後の最初の班年から、校班田に1年余分に要していることになる。その背景には墾田の急増と、それに伴う校班田作業量の激増を想定して大過ないであろう。田令が想定していた事務量・作業量をはるかに越える事態が出現したことになり、逆に先に推定した条里プランの必要性とその完成の契機の傍証ともなろう[20]。

讃岐国の場合、前述のように天平勝宝9歳から天平宝字7年にかけての時期に条里プランが完成していると考えられるから、この間の校・班田の作業に関連する形でその編成が行なわれた可能性が高いことになろう。これに相当するのは、一般に天平宝字5年に実施された班田であり、それに先行した校田である。

『続日本記』天平宝字4年正月21日条には、典薬頭外従五位下馬史夷麻呂が南海道巡察使に任ぜられたことを記している。この際の巡察使は「観二察民俗一、便即校レ田」と、校田にかかわっていたことも判明する。この天平宝字4年に校田、翌5年に班田ということになれば、他国の場合と同一であったことになる。

ところが、天平宝字年間の山田郡司牒案には次のような記載がある[21]。

山田郡司牒　川原□□

合寺田中検出田一町四段三（百五十歩）□□

牒去天平宝字五年巡察□□

出之田混合如件［　　］

佰姓今依国今月廿二日符旨停止班給為寺田畢

仍注事牒々至准状以牒

天平宝□□□(年)　［　　］外少初位下秦□　□(足力)

（下略）

これによれば、天平宝字５年に至っても巡察使が校田作業を継続していたようであり、とすれば、班田は翌６年にずれ込んでいる可能性が高いことになる。文意は、天平宝字５年の調査による川原寺田中の「検出田一町四段三［　　］」がその後の班田の際に口分田として班給されたが、それを改めて寺田とした、というものである。この検出田とは、天平宝字７年（763）10月29日付の山田郡弘福寺田内校出田注文[22]にみえる「川原寺田内校出田一町四段三百五十歩」にほかならない、と考えられる。つまり、天平宝字５年に校出された寺田が、その後の班田の際に口分田とされ、恐らくは弘福寺の申し立てによって再検討の上、寺田に戻されたことになるから、その班田は天平宝字７年秋の直前であったと考えられることになる。とすれば、その班田は天平宝字７年春ないしその前年であることになり、先の推定と矛盾しない。この際の讃岐国の校田には、通常より多くの日時を要し、班田は通常より１年遅れている可能性が高いことになる。

その理由は定かではないが、従来のパターンによる土地表示、すなわち前掲の法隆寺領ないし山田郡田図のような様式から、条里プランによる土地表示への変更を想定するとすれば、それには通常よりはるかに多くの作業量を必要とすることは明らかである。天平宝字６年に讃岐守であった大伴犬養が、条里プランの編成にかかわっていた可能性も検討されている[23]。いずれにしても讃岐国の場合、かなり遅れて天平宝字６年（762）ごろに、条里プランが完成して使用され始めたと考えてよいことになろう。

(2)　高松平野における条里地割の分布と形態

縮尺５千分の１の国土基本図[24]をベースマップとし、主として昭和37年撮影の１万分の１空中写真によって、高松平野の中央部すなわち旧山田郡・香川郡境付近一帯の条里地割を検出して作成したのが第91図である。条里地割は、主要地方道高松長尾大内線ないし高松琴平電鉄長尾線より内陸側において典型的・連続的に分布している。琴電長尾線の春日川鉄橋の付近から北西方向へ延びる非常に明瞭な春日川の旧河道があり、詰田川はこの旧河道の痕跡とみられるが、この旧河道が連続的な条里地割分布地の北東側の限界となっている。これより北東側においても条里地割の方格線の延長に相当するような径溝が若干散在するが、極めて断片的かつ

不明瞭な状態である。このような分布状況を示す最大の理由は、恐らく春日川と新川の氾濫であったと考えられる。

一方、西側の方においても、同図のように御坊川沿いの部分において条里地割の分布が広い幅で途切れている。御坊川沿いには何本もの旧河道が断続的に確認され、香東川がかってこの位置を流下していたものと考えられる。従って、この付近においても、条里地割が施工されなかったか、あるいは施工されたとしても氾濫で破壊された部分が多かったと考えられることになる。

このほか、同図において、多くの条里地割の断絶部の存在を知ることができる。その大半は、屈曲しつつも南南西－北北東の方向に続くものであり、中小の旧河道あるいは浅い谷の存在にかかわるものである。微地形条件との詳細な対比・検討は本章第1節においてなされているが、以上のような多くの旧河道・開析谷との関連にはまず注目しておく必要がある。

さて、この付近の条里地割には長地形の地割形態がほとんどみられず、半折型ないしはその変形とでも表現すべき形態のものが多い。一町方格の内部の一筆耕地には、短辺対長辺が1：2.5ないしそれより正方形に近い矩形であるものが圧倒的に多いのである。この理由もまた改めて検討すべきことであるが、一町方格の径溝そのものは極めて典型的な形態とサイズであるとみなされる。すなわち、一辺約109メートル程度の正方形の区画が整然と配列している場所が多く、菱形になったり、大きく109メートルと異なったサイズになったりしている箇所が少ない。また、条里地割の一町方格のくい違いも比較的少ない。とはいっても、以上のような形態・サイズの異なった部分や地割のくい違い部分などが存在しないわけではない。詳細な検討を加えると、各所に一町方格の広狭やくい違いなどを確認することができる。ここではまず、そのうちの代表的なもの3点を指摘しておきたい。

第1は、第91図東側中央付近において、一町方格の東西方向の径溝が明瞭であるにもかかわらず、南北方向のそれが不明瞭なことである。このような状況が顕著な部分は、由良山の東側から北東方一帯にあたり、春日川の氾濫が著しかったと考えられる範囲にほぼ相当する。春日川東岸には、川島東町付近から横張・川東・下田井町付近へと続く一連の旧河道が存在し、かつての春日川の流路を示すものと考えられるから、この付近一帯の水田は少なくとも何回かの氾濫を被っており、条里地割もまた、それに伴って何回か再施工ないし復原の手が加えられているとみられる。その際に、東西方向の径溝の位置の確認ないし延長が重要な意味を有したとみられる可能性が高い形状である。

第2は、旧高松空港西北端付近で条里地割の東西幅が著しく狭くなっている部分が存在することである。しかも、この列の北側の部分より南側の方が次第に狭くなっている。この狭い地割列の西側、すなわち第91図のA－A'は旧山田郡と旧香川郡の郡境にあたり、条里地割と郡

境線との何らかの関係が、このような地割形態を生じさせたものとみられる。条里地割の施工が先行したとすれば、このような変則的な地割列が成立する可能性は極めて低いと考えられるから、ここでは郡境線が先に確定されており、それに規制されて条里地割が成立した結果である可能性が高いとみられる[25]。

第3は、第91図C－C'の部分を含む地割列の南北幅が、東西幅に比べて10メートル程度広いことである。これはすでに日野尚志が「想定駅路（余剰帯）」として指摘している[26]ルートに相当するものである。同図東端部付近では主要地方道坂出長尾線に踏襲されており、由良山の南側付近では、南から北にのびている低い丘陵端を切り込んだ切り通し状の遺構となっている。従って、日野が指摘するように、C－C'がかつての南海道であったと考えてよい。条里地割が道路敷に相当すると推定される一定幅を除いて施工されているとみられることからすれば、ここでは条里地割の施工が、南海道の官道の設定以後であることになる。

このほか、一見すれば連続的に見える条里地割の広がりが、実際には小条里地割区とでも呼び得る条里地割群の集合であることが多いことも、各地で確認し得る事実である[27]。

そこで、このような条里地割の分布パターンを計量的に把握する方法の摸索を試みてみたい。そのためフィールドとして、第91図の中央部分、すなわち旧高松空港の西北部一帯（第91図に示した範囲）をとりあげたい。この部分は、弘福寺領山田郡田図の比定地を含む本調査の中心部分であり、条里地割分布が卓越すると同時に香川・山田郡境を含み、この試みの対象にふさわしいと考えられる。

第91図に示した範囲の大縮尺図（5000分の1国土基本図）上において、条里地割の方格の各辺長をひとつひとつ測定し、その数値をパソコンに打ち込み、立体地図作成のプログラムによって、第92、93図のような立体地図を作成した[28]。この作業プロセスにおいて、5000分の1国土基本図における方格線の設定ないし推定は、第91図とは異なり、可能な限り広範に行った。すなわち、一般的には必ずしも条里地割とは認定し難いような不規則な一筆耕地の形状の部分ではあっても、また、方格の規模・サイズが標準的な条里地割のそれとは大きく異なっていても、方格が推定し得る限りはすべてそれを設定して計測をした。従って、第92・93図に示されているデータのすべてが条里地割のものではない。また、5000分の1国土基本図上での計測はミリメートル以下を四捨五入した数値として行った。従って、計測上は2.5メートル以内の誤差を含むことになり、現実的には約3メートル以内のサイズの差異を検討するデータとなり得ない。このことは、第92・93図に示されるデータが、条里地割の方格のサイズを決定した尺度の問題のような微細なレベルの議論には耐えないことを意味している。

さて、これらのデータのうち、方格サイズの南北幅については第92図に、東西幅については第93図に示した。いずれの図においても、サイズの大小は、各図網目の交点の高さとして表現

されている。すなわち、方格の一辺のサイズという長さのデータが、第92・93図では網目の交点における点の高低によって示されている。点の位置の高いところが方格サイズの大きいところ、低いところが小さいところである。空港・溜池など方格を推定し得ないところはデータが未記入であり、0と同じ位置に表現されている。このような図であるから、第92・93図の網目の形状は個々の条里地割の形状やサイズとは関係がないことを記しておきたい。ただ、傾向としては典型的な条里地割の連続的な分布地は相対的にゆがみの少ない形状の網目群として表現されている。

第92・93図ではさらに、分布パターンの視覚的認識を容易にするために、サイズをａ～ｇの7段階に区分して示した。各網目の色調・ハッチなどによる区分がそれであるが、各網目に表示した区分は、各網目の左下隅の点のデータである。データの区分はもっとも標準的な条里地割のサイズとされる109メートルを中心とし、5000分の1国土基本図上での1ミリメートルすなわち5メートルを単位とした。第92・93図の区分のうちｅとして表現される106.5～111.5メートルのクラスが最も標準的なものとなる。ａ～ｇの区分はこのように設定したが、前述のように5000分の1国土基本図上でのデータはミリメートル単位で得られたものであるため、現実にはａは14.5ミリメートル未満、ｂは14.5～19.4ミリメートル、ｃは19.5、ｄは20.5、ｅは21.5、ｆは22.5、ｇは23.5ミリメートル以上ということになる。なお、前述のようにデータのない空港・溜池の部分を黒で示した。

以上のような作業の結果として得られた第92・93図は従って、厳密には第91図のような実際の条里地割の分布とは、位置の上で若干のずれを有していることになる。しかし、そのずれは条里地割の一区画の単位以内であり、各図において一定であるために、ほぼ現実に近い状況を示しているものとして検討が可能である。

第92図は、条里地割の南北幅を示したものである。第91図からも判読できるように、第92図の範囲の左下から右上にかけての帯状の部分、野田池・大池の周辺部分などには条里地割の分布がみられないか、途切れている。このような部分は第92図ではａに区分され白で示されている。第91図では条里地割と認定しなかった同図左下の部分は、前述の方法での計測によれば、第92図のように小規模な方格網として存在していることが知られる。

第92図ではｄ・ｅ・ｆすなわち南北幅が標準的なサイズを中心とした比較的典型に近い条里地割は、かなり明確な3つのグループとなって分布していることが知られる。右下のグループは第91図の長池の東側一帯、中央下のグループは長池の西南部、左上のグループは野田池西南方の条里地割群に対応することになるが、第91図で示されるより、はるかに明確に各グループ間の断絶が示されている。また、この3グループ以外の部分においても、第91図では条里地割の分布がみられるが、第92図ではそれがさらに断片的な状況に示されている。

一方第93図は、条里地割の東西幅を示したものである。東西幅からみても、条里地割の分布パターンは、南北幅からみたそれと基本的に同一である。すなわち３つのグループに大別されていること、それが第91図よりは明瞭に表現されていること、３つのグループ以外の条里地割の分布が、第91図のそれよりさらに断片的であること、などである。

第92図と第93図と比較すると、第93図では全体として第92図よりａの数が多く、標準的な条里地割のサイズに比べてはるかに狭い東西間隔の部分が多いことが知られる。第92図ではｅあるいはｆであった部分が第93図ではｂないしｃなどになっている部分が多く、南北幅に比べて東西幅の狭い条里地割が多いことになる。ただ逆に、南北幅がｂないしｃに分類されるのに、東西幅の方がｅないしｆに分類される部分もあって、必ずしも全体的に南北幅の方が長いわけではない。

さて、第92図は南北幅のサイズを、第93図は東西幅のサイズを示したものであるから、条里地割の分布パターンという視点からすれば、第92図では類似のサイズのクラスの東西方向の列が、第93図では南北方向の列が重要な意味を有している可能性が高い。とすれば、標準的なサイズであるｅおよびそれに近いｄ・ｆをまず除外して検討してみると、第92図では、ｂないしｃが東西に３区画以上並ぶのは３カ所である。前述のような左下の全体として小さなサイズの部分の２列を除けば、右端中央部と上端中央部の２カ所がこの視角からみて意味の大きいパターンである。

一方、第93図ではｂないしｃが南北に３区画以上並ぶところが４か所あり、さらにｇが３区画以上並ぶところも２カ所ある。ｂないしｃが南北に並ぶ部分のうち、左上端のそれは６カ所に達し、右下に近いそれも長池などの溜池をはさんで南北に極めて長く連なっている。すなわち、標準的なサイズと異なった区画が連続して並んでいる割合は、東西幅の方が南北幅よりは、はるかに目立つ状態であることを確認することができる。換言すれば、標準的なサイズより著しく大きかったり、小さかったりする区画の列が南北方向に並んでいる状況が目立つことを知ることができる。すでにこの付近の条里プランが、南方を通過する南海道を基準として設定された可能性が高いことを指摘した。仮りにこの推定に従って条里地割の施工のプロセスを考えるとすれば、基準の南海道から、いくつかの単位で北の方へ順に施工していったプロセスを想定するのが、最も理解し易いことになろう。そこまで仮定を延長するのは尚早であるとしても、連続して分布している条里地割の中に上述のように幅が著しく狭かったり、広かったりするような区画列が多く存在することが知られることから、少なくとも南北方向に細長い小条里地割区が多数分布している事実を確認することができる。

このうち、前述の長池をはさんで南北に連続するｂないしｃに区分される区画の列は、すでに指摘した香川郡・山田郡の郡界に相当し、郡界付近における不連続を反映していることにな

る。b・cないしgが南北に並ぶ他の5つの列についても、これに類する不連続が存在したことを推定することが可能である。しかし第91図の分布図からは、この5つの列について明確な形で言及することができなかった。不連続の程度が郡境付近ほどには長大でないのがその最大の理由であるが、それと同時に、不連続が条里地割の連続パターンの中に塗り込められていて大縮尺図上における単純な観察においては抽出し難い状況であったことが最大の理由であろう。

ここでは取り敢えず、分布パターンから3つのグループに分けられる条里地割群は、それぞれの中に、さらに不連続な連続とでも表現し得るような、標準的ではないサイズの区画列による接合部分を含んでいることを確認しておきたい。

### (3) 讃岐国山田郡・香川郡の条里プランの復原とその概要

山田郡・香川郡付近の条里プランの研究は、山田郡田図の現地比定を軸として進められてきた。昭和29年には高重進がその比定を試み[29]、昭和32年には、福尾猛市郎[30]と米倉二郎[31]により、現在定説となっている推定が発表された。その後、高重は改めて条里地割の分布調査を実施した[32]。これらの結果、①天平宝字7年（763）の山田郡弘福寺田内校出田注文の坪付が山田郡田図と同一範囲を示すものであり、②そのためには東南隅から始まり西へ数え進む千鳥式の坪並でなければならないこと、③山田郡田図が山田郡8条9・10里、9条4・5里の一群と、8条12・13里、9条7里の一群の2か所を描いていることになることが推定され、④南側の部分は第91図下池の東南に、北側の部分は大池付近一帯に比定された。また⑤高松市六条町が山田郡6条の位置と矛盾しないことも確認された。以上の一連の結果の最大の拠りどころは①の推定であり、それを認める限りにおいては、②～⑤は必然的な結果である。前述の由良町市之坪、三十六、小村町一ノ坪という、3ケ所の坪並の遺称と考えられる小字地名の位置も、少なくとも矛盾しない[33]。

さて、香川郡の条里の里界線や坪並を復原する手がかりは少ないが、山田郡と同様のプロセスで成立した可能性が高いとすれば、条は東の郡境線から始まって西へ数詞で数え進み、里の東西方向の界線は南海道を基準として設定され、これも南から北へ数詞で数え進むパターンを想定することができる。このような想定は、高松市三条町がちょうど三条に相当することになり、少なくとも条の位置についての傍証となる。

ところで、康治2年（1143）の太政官牒案[34]に次のような記載がある。

一処字野原庄

在讃岐国香東条内

四至 東限香東野原郷二条廿里一坪　西限香東同郷五条廿里三坪
南限香西坂田郷三条十七里卅二坪　北限香東野原郷五条廿二里十五坪

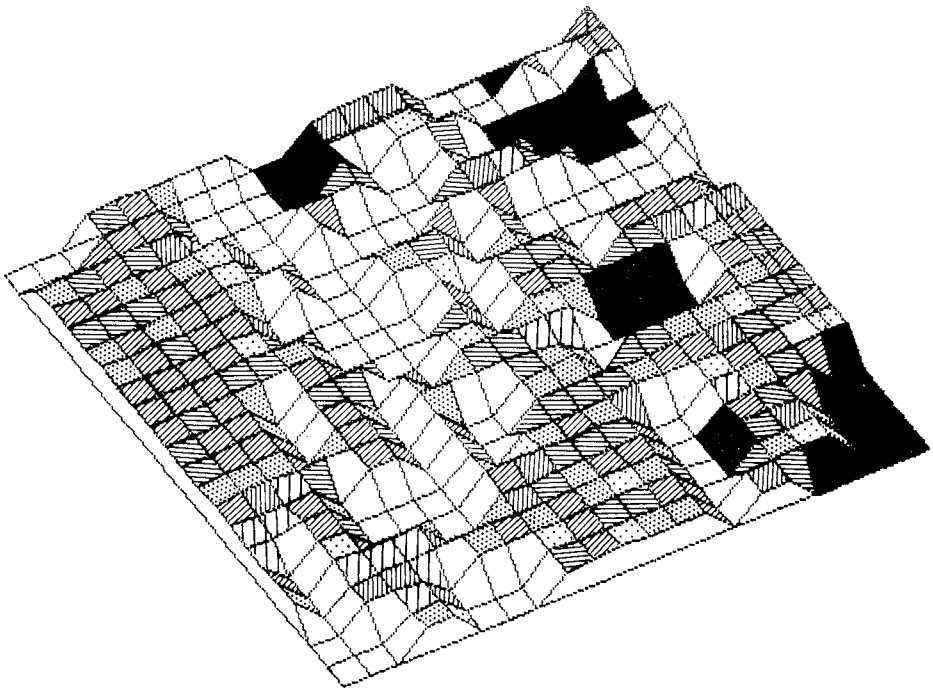

〈5000分の1地図上の長さ(mm)〉

a　0以上　15.0未満
b　15.0以上　19.3未満
c　19.3以上　20.3未満
d　20.3以上　21.3未満
e　21.3以上　22.3未満
f　22.3以上　23.3未満
g　23.3以上

なお■は池と空港（図の東南部の大きい黒部分）

第92図　旧高松空港西北部（第91図に示した範囲）の条里地割の南北幅のパターン

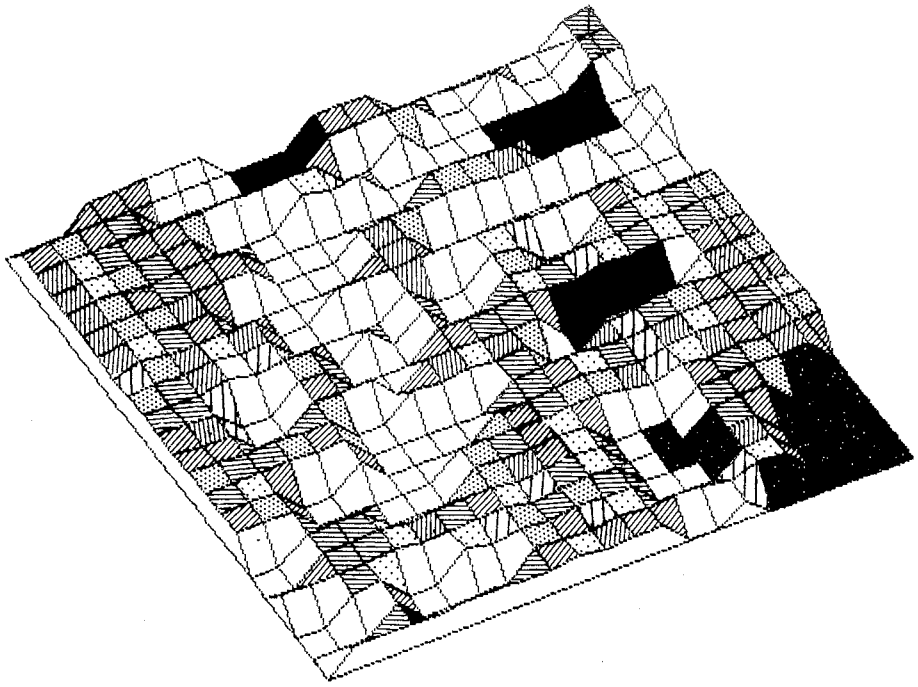

〈5000分の1地図上の長さ(㎜)〉

a　0以上　15.0未満
b　15.0以上　19.3未満
c　19.3以上　20.3未満
d　20.3以上　21.3未満
e　21.3以上　22.3未満
f　22.3以上　23.3未満
g　23.3以上

なお■は池と空港（図の東南部の大きい黒部分）

第93図　旧高松空港西北部（第91図に示した範囲）の条里地割の東西幅のパターン

すなわち、香川郡の２条～５条にかけて野原荘と称する荘園が存在したことが知られる。条は前述のように復原が可能であるから東西幅はおおよそ限定される。野原荘は主として野原郷に所在したことが知られるが、同郷は『和名抄』に「笶（笑）原郷」とみえるものであり、従来高松市旧市街地付近に想定されてきた。すなわち平野北部の野原郷が20里から22里にかけての部分であったとすれば、里は南から北へ数え進んだことになり、先の想定とも合致する。さらに同文書から３条17里32坪が坂田郷に属することが知られるが、これもまた『和名抄』に見える郷名であり、旧坂田村を含む高松市紫雲山の南側一帯に比定されている。つまり野原荘は大部分が野原郷内にあり、南側一部が坂田郷に属していたか、あるいは南が坂田郷に接していたことになる。仮りに山田郡と同様に東南隅から始まり西行する千鳥式の坪並を想定すると、野原荘は紫雲山の北から東へと広がる一まとまりの範囲を占めていたことになり[36]、理解しやすい状況となる。これより１里分北だとすれば一部が現在の海底となり、逆に１里分南とすれば、西端の「野原郷五条廿里三坪」と条里プランで表記された地点が山上となる。さらに南とすれば、紫雲山を越えて南にまで野原郷が広がっていたことになり、郷域に関する新たな証明が必要となる。従ってこれらの３案のうち、冒頭の可能性が最も高い。この場合、香東川の谷口付近から１里が始まる条里プランを推定することになり、最も自然な形でもある。しかも野原荘は、御坊川の河口付近一帯から紫雲山北麓の平野部を占めていたことになり、地形的にも最も矛盾が少ない。

香川郡については、条里呼称法によって土地を表示した史料がもう一点発見されている[37]。

□（下）　讃岐国多配郷
可早除今吉土居田畠□
合弐段半内田二反畠半
一条十三里三坪
□（右）件土居田畠等者、元者雖令免除□（乞）、
□（自）今以後者可引募今吉之状如件、

嘉元々年十月　日
沙弥

この１条13里３坪が香川郡の条里プランを示すとすれば、先の条里プランの復原に従うと、その位置は旧高松空港西端付近の香川郡多肥村に位置することになる。土居田畠の所在地としても地形的にみて問題はない。将来、考古学的にその所在地の調査をすることが可能な場所でもある。

このように香川郡の条里プランを復原することができれば、東側の郡境線と南海道を基準と

し、条は南海道の京寄りから、里は山麓部から海岸へと数え進むことになり、いずれも讃岐国のほかの郡の場合と同一のパターンである[38]。従って、この概要は第94図のように要約できることになる。前述のような条里プランの完成プロセスおよび条里地割の形態などを考慮してその概要を説明すると次のようになる。

讃岐国を貫く南海道は、高松平野主要部では完全に一本の直線であったようであり、その位置は三木町下高岡の白山（標高203.0メートル）南麓から西端の六ツ目山（317メートル）北側の肩状の地点（傾斜変換点）を見通すように設定されたものである可能性が高い。この位置の官道の設定が何時の時点であったかを知る具体的なデータはないが、官道・駅制は大宝令に細部にわたって明確に規定されたものであるから、遅くとも8世紀冒頭には整備されていたと考えられる。

一方、山田郡・三木郡の郡界線は高松市と三木町の境界上の芳岡山（102.7メートル）と南側の二子山（180.4メートル）の東肩を結ぶ直線状（B－B'）を呈する。従って、郡界線の設定が南海道の官道の設定より先行したものであるならば、この2つの山を目標として定められたものである可能性が高く、官道が先行していたとすれば、官道に直交する直線が芳岡山山頂を見通す地点が選ばれた可能性が高いと思われる[39]。

山田・香川郡の郡界線の場合は、日山西側の西コブ山（116メートル）の西肩ないし、その南側の実相寺山（250メートル）山頂を見通す直線（A－A'）であるが、この場合は北側に目立った目標物が見当らない。三木・山田郡界線と同様に、実相山山頂から西コブ山の西肩を見通す直線ないし、官道から両者のいずれかを見通す、官道と直交する直線が選ばれた可能性が高いことになろう。

条里地割は、前述のようにこのような官道および郡界が設定されたあとで施工ないし再編されており、761～2年頃に山田郡・香川郡のそれぞれ東側の郡境と南海道を基準として条里呼称体系が整備されたが、その際に山田郡9条はわずかに坪の区画1列分だけになってしまったものと考えられる。8世紀中頃以前においても当然多くの耕地が存在したわけであるが、それらもまた郡界線ないし官道を基準として1町方格の条里地割として施工されていたか、あるいは後に再編されたか、のいずれかであったことになろう。

## Ⅲ．山田郡田図における土地利用と微地形の表現

### (1) 山田郡田図に描かれた方格プラン

山田郡田図の性格やその記載内容については、石上英一の一連の研究によって詳細が明らかになりつつある[40]。その成果によれば、「現存本田図自体は写本であるが、その内容は原本に忠実で信頼できる」ものであること、「官印としての寺印である『弘福寺印』ではなく、私印で

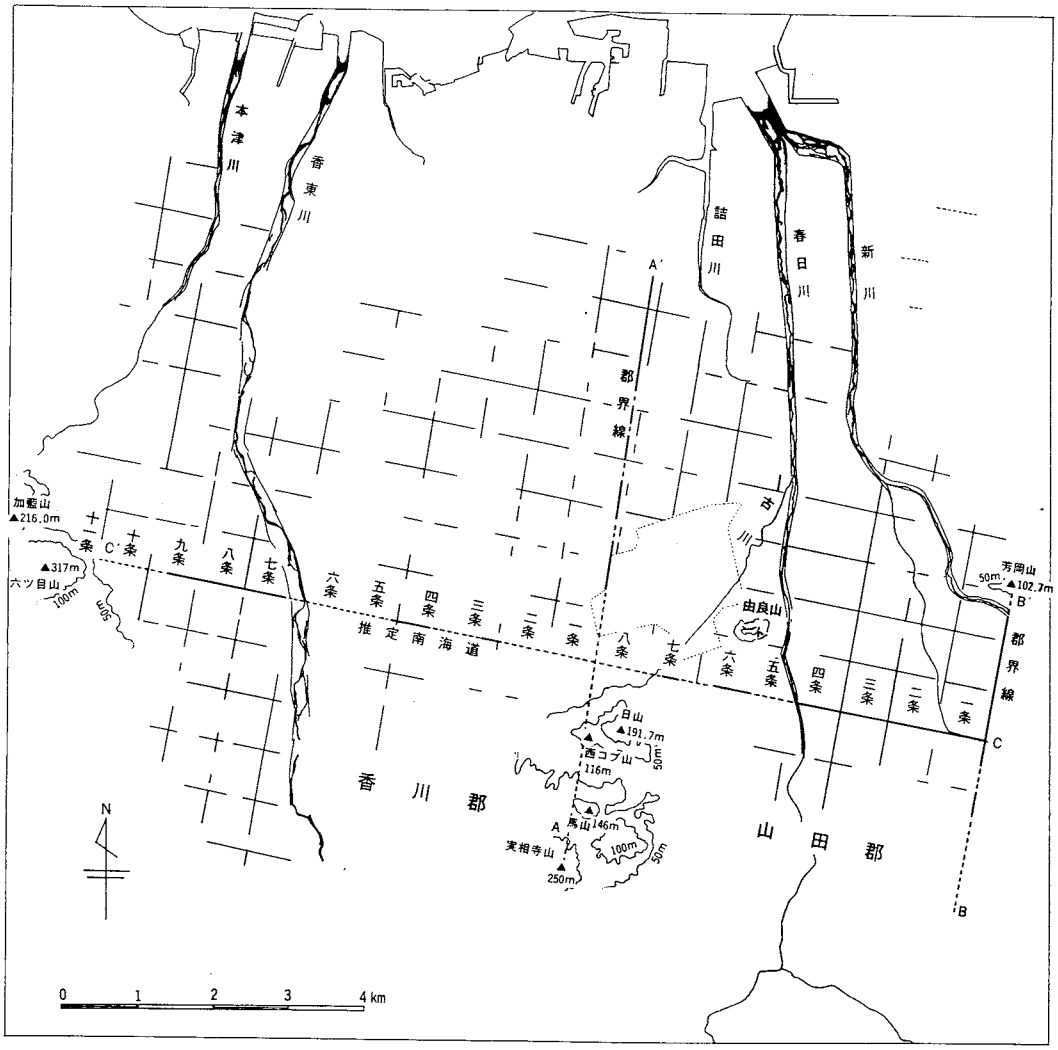


第94図　讃岐国山田郡・香川郡の条里プランの概要

ある『弘福之寺』の寺印が捺されて」おり、「東寺長者政所による弘福寺所領の復興が試みられた時期」である「延久２年以後の11世紀後半」に現存写本が作成されたと推定されること、従って、「延暦十三年弘福寺文書目録所掲の山田郡田図は弘福寺文書であるが、現存本田図は弘福寺関係東寺文書ということになる」こと、などが判明した。

すなわち、写本ではあるが、天平７年（735）12月15日という山田郡田図の年紀および同図に描かれた内容については、ほぼそのままに原図に近いものとして使用することが可能であることになる[41]。

石上はまた極めて詳細な釈文を作成し、一部の欠損部の復原をも行っている。詳細は本書の該当部分にゆずるとして、山田郡田図に描かれた方格プランにかかわる記載の概要だけを抽出するとは第95図の如くである[42]。

山田郡田図は三枚の紙を継ぎ合わせて作成されており、幅28.3cm、長さ約125cmであるが、全面に二重の裏打ちと表装が施されている。第１紙と第２紙には、第95図に概要を示したような方格線と小字地名的な名称および地目・面積等が記入されている。図は南を上にして描かれており、方格線が描かれた部分は、南北２カ所に分れている。同図から知られるように、南部すなわち上半部の損滅が著しく、北部すなわち下半部の方は保存状態がはるかに良好である。

方格線はすべて墨の直線で引かれており、まず押線を施した上でその上を墨でなぞっている。押線と墨線には若干のずれが見られる場合があるが、全体としては極めて正確に描かれている。

方格のサイズは、第95図に示したように4.9～5.5cmであり、ほぼ５cmないし５cm強の方格として描かれたものとみなし得る。上半部の方格線には、4.1cmないし２区画分が9.5cm間隔といった例がみられるが、これをもって小規模なサイズとして描かれたものと見ることはできない。同図にも示したように、上半部は特に破損が著しいため、かなり無理をして裏打ち・表装されている。丁寧に行なわれてはいるが、この際に方格の間隔がせまくなったものと見られる。また、この上半部では方格線が相互に直線的に連続しないように見えるが、これも同様の理由であり、本来は直線として描かれたものと見なし得る。

さらに、この上半部左側の「東」の文字右下の区画については、上の右半分と右側の方格線が斜めに見えることにも言及しておきたい。これもまた裏打ち・表装の際にゆがんだものであり、他と同様に本来は規則的に描かれた方格線であった。ただし、この区画内の「今」の文字右側の斜線は、方格線ではなく土地利用ないし地目の界線であり、もともと方格とは斜交する線であったとみられる。

以上のように、山田郡田図の方格線はすべて直線であり、ほぼ同一の規格で描かれたものとみられ、上半部が計11区画[43]、下半部が20区画から成っていたことになる。

さて、上半部11区画、下半部20区画の方格群は相互に離れて描かれており、中間に南地区の

田積の集計が記載されている。上半部の最下の方格線と下半部の最上の方格線との間隔は24.1㎝である。上半部と下半部との間の紙の縫目に捺された「弘福之寺」印は、ほぼ原型を保っており、裏打ち・表装の際などにおけるこの部分の紙幅の損滅は、あったとしても極くわずかであったとみられる。また、前述のように上半部の損滅部分はかなり多いが、上半部の集計部分の記載が「右田〔数〕八町九十八束代、直米卅一石六斗」と、特に無理なく判読・復原し得ることから[44]、この部分も原型と大きく異ならない位置に固定されているとみられる。つまり上半部の最下部と下半部の最上部の方格線の24.1㎝という間隔は、少なくとも後に原図より縮まった結果とは考えにくい。方格のサイズが前述のように5㎝ないし5㎝強であることからすれば、この数値は、方格の何倍かといったような、上半部の方格群と下半部の方格群の相互の距離の表現を意図したものではない可能性が高いといえよう。

一方、上半部と下半部の方格群の右端の直線は、上半部の方格群の右端から下半部を描いた紙の最下端まで一直線に描かれている。この直線には上半部の右上と下半部の右上の2カ所に「山田香河二郡境」と記入されており、弘福寺領の位置した讃岐国山田郡とその西側の香川郡との郡境線であったことを示している。山田郡田図の上・下2群の方格群は、この直線を基準として描かれたものとみられる。しかも、この直線が郡境線であること、上・下2群の方格群の相互の距離の表現が意図されていないこと、方位を除けば四至や目標物の記載がないこと、などを考え合わせれば、弘福寺領の現実の位置そのものも、この郡境線を基準として設定・表示されていた可能性がある。

山田郡田図にはまた、第95図に示したような名称が各区画に記入されている。これらの名称には、例えば「佐布田・畠田」といった微地形条件や土地利用状況を反映した田の性格に由来する可能性が高いもの、「柿本田・角道田」といったおそらくはその位置や目標物等に由来する可能性が高いもの、「津田・樋蒔田・茅田・造田・尿田」などの田にかかわるさまざまな契機に由来する可能性が高いものなど、いろいろな性格のものがある。これらは一見、後世の小字地名に酷似していること、条里プラン完成以前の土地表示に使用されたものであることなどはすでに述べた。しかし、普通名詞としての性格が強かったり、地名としては未成熟なものが含まれていたりするので「小字地名的名称」とでも呼んで小字地名とは区別して把握すべきである[45]。

これらの小字地名的名称で表現された方格の各区画のうち、2カ所の樋蒔田、茅田、角道田、畠田、柿本田、2カ所の津田の計8カ所が1町と記載されており、それぞれの区画に寺田1町が存在したこと、すなわち、これらの方形の区画一つ一つが面積1町であったことを示している。すなわち、山田郡田図に描かれた正方形の区画は、通常の条里地割と同様の区画を表現していることになる。しかし、条里地割と同様の区画を表現しているにもかかわらず、条里呼称

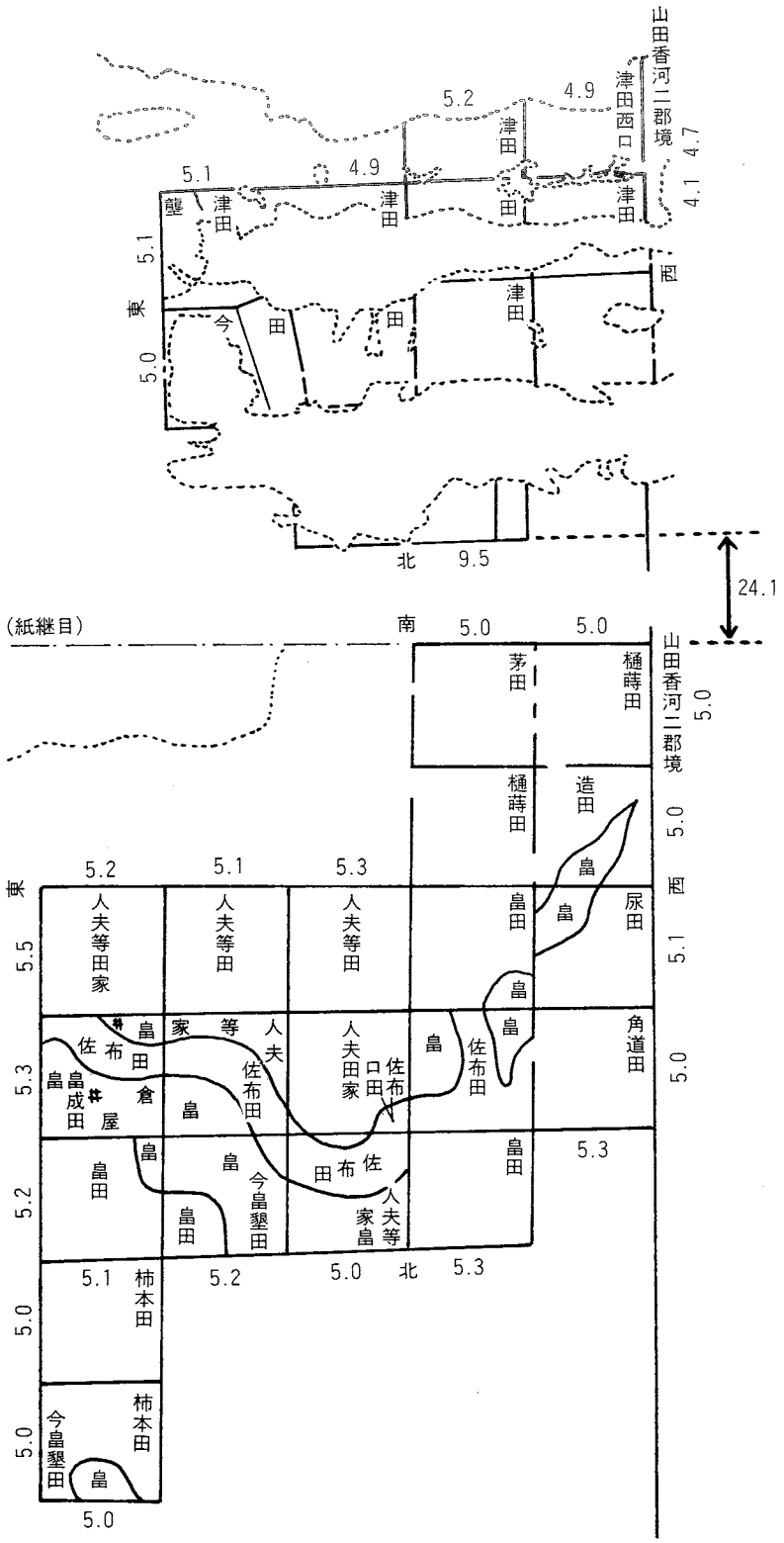


第95図　山田郡田図の方格線と小字地名的名称等
(数値は方格線のサイズ・単位cm)

法の記入が全くみられず、山田郡田図が条里プラン完成以前の状況を示していることは前述の如くである。

(2) 山田郡田図と山田郡条里プラン

山田郡田図左上には「□田郡□郷船椅□」と記され、残画から「山田郡林郷船椅里」と判読されている[46]。林郷は『和名抄』にもみえる山田郡の郷名であり、高松市東南部の林町・上林町がその遺跡地名と考えられている。林町・上林町の西側の境界線が山田郡と香川郡の旧郡境でもあったから、この付近は山田郡田図が「山田香河二郡境」として示す位置と合致することになる。

すでに言及したように、福尾猛市郎は、①天平宝字7年(763)の山田郡弘福寺田内校出田注文の坪付が、山田郡田図の同寺領と同一の範囲内にあるべきことを推定し、②そのためには東南隅から始まり西へ数え進む千鳥式の坪並でなければならないとして、③山田郡田図に描かれた南地区が山田郡8条9・10里と9条4・5里に、北地区が8条12・13里と9条7里に位置すると考えた。これは基本的に正しいと考えられ[47]、石上もまた福尾の次のような思考過程を追認している[48]。

㋑山田郡田図の「山田香河二郡境」を旧山田・香川郡境に一致させる。㋺山田郡の条を東側の三木・山田郡境から一条を始め、西へ9条まで数える。㋩天平宝字7年山田郡弘福寺田内校出田注文に記された11カ坪を山田郡条里プランの中に位置付ける。㋥この校出田注文に記された小字地名的名称の比定の可能性を検討する。

福尾の㋑・㋺の推定は、すでにこれより先に高重によって行われた推定[49]と同様であり、福尾と共に分析作業を行った米倉も高重の結果を継承している[50]。ただし、高重は山田郡田図の北地区を高松市林町・多肥町に位置する長池付近に比定したのに対し、米倉は北地区を林町・木太町の大池(木太新池)付近に、南地区を旧高松空港の北西隅付近に比定した。米倉はさらに、旧高松空港の敷地にとり込まれて消滅しているが、かつて東光寺山と称する比高5m位の山があって、それが山田郡田図南地区東南隅の「壟」の位置に相当するとした。石上はさらに、近世の順道図絵を始めとする資料と詳細な聞き取りによって、米倉が東光寺山(東岡寺山)の位置を誤認していること、その東岡寺山の位置とこの壟の位置とが合致しないことを明らかにした[51]。

さて、福尾による山田郡田図と天平宝字7年(763)の校出田注文に記された田との対応関係の推定が正しいことは前述の如くであるが、両者をめぐってさらに次の点を加えることができる。これによって、この推定はさらに補強されることになる。

まず、天平宝字7年の校出田注文に記された計1町4段350歩の田は、第96図Bに示したよ

うに条里プランの11カ坪に分散していたことに注目したい[52]。一方、第96図Aは山田郡田図に記された寺田面積のうち校出田が所在する区画に相当する部分と、「～田一町」と記された区画である。両者を比較すると、校出田が「～田一町」と記された8区画以外の部分に所在したことが判明する。国家側としては、この8区画については全域を弘福寺田とし、それ以外については各区画の一部分しか寺田として認定していなかったことになる。第95図に示した北地区の尿田・畠田および畠田の北隣の区画では、畠を加えると1町となる。しかし畠は本来田租を徴収しない耕地であり、換言すれば国が田として把握していない土地である。従って国側からみれば、弘福寺による全域の寺田化を確認していないことには変りがないことになる。

このような区画内に、天平宝字7年（763）の校出田が所在したことになるが、前掲の天平宝字年間の山田郡司牒案によれば、その理由は次の如くであった。つまり、天平宝字5年の校田に続く班田の際、寺田内の田を誤って口分田として班給したが、それらを検出し直した目録が天平宝字7年の校出田注文であった。その結果、そこに記された合計1町4段350歩の口分田は停止されて、元の如くに寺田とされたのである。

校田担当者あるいは図籍の記録からすれば、寺田面積が1町に達する8区画についてはその全域を弘福寺田としていたが、それ以外については全域が寺田でない以上、収公・班給の対象となる校出田が存在し得たことになる。しかも、国家の側が田として把握していたものの中には、陸田すなわち実体としての畠も含まれていた[53]ことからすれば、現地における寺田と畠の混同も容易に生じたものと思われる。したがって、弘福寺による坪の区画全域の寺田化を確認していない以上、現実の校田作業において、このような間違いが起こる確率は決して低いものではなかったと思われる。弘福寺田が誤って収公され、班給されたのはまさしくこのような部分において、当時の校田作業の結果、不可避的に起こり得た状況の氷山の一角に相当したものであろう。これらの田はまさしく寺田の一部であったものであろうし、それ故に間もなく旧に復したとみるべきであると思われる[54]。

すなわちこの例からすれば、校田は条里プランの坪の区画ごとに、対応する図籍の記録と照合しつつ実施されたものとみられる。校田作業は本来具体的かつ厳密なものであったと推定され、条里プランによる記録とその区画が重要な役割を果たしたこともこの例が示すところである。つまり条里プランは、条里呼法による土地表示の方法として行政手続き上重要な役割を果たしたのみならず、その条里呼称システムの単位となっている面積一町の方格が、田の所在確認のような土地管理の単位としても、校田の際にきわめて重要な基礎となっていたことになる。

一方、前述の③のように条里プランによる位置が明確となると、山田郡田図の北地区と南地区は相互に11カ坪離れていたことが判明する。従って距離を正確に表現するとすれば、両者は山田郡田図上で、55cm程度離れて表現されるべきことになる。しかし先に述べたように、山田

郡田図では24.1cmとなっているものの、これが実距離を表現したものでないことが判明するから問題とはならない。

また、山田郡田図に記された小字地名的名称と、校出田注文に記された条里プランの各坪の小字地名的名称とが大きく異なっていることにも注意しておきたい。

表13のように、両者の対比が可能なのは11カ所であるが、同一なのは一カ所のみであり、他の10カ所は別の表現となっている。「津田」が低湿な水田を意味するとすれば、「池田・池辺田・池口田」などと類似した内容であることになり、「井門田」も、「倉・屋・井」が記入された区画であり、双方の関係を想定してもよいようである。つまり、すでに前述のようにこれらの小字地名的名称は、まだ普通名詞としての性格が強かったり、地名としては未成熟なものが含まれていたりすることを示しているとみられる。さらに、やはり先に明らかにしたように、山田郡田図と校出田注文が全く主体・性格の異なる史料である上に、両者の間の時期に条里呼称法が導入されて条里プランが完成したという大きな転換期が存在したこと、などにも注意しておかねばならない。

さて、条里呼称法が導入されて条里プランが完成する以前の山田郡田図と、以後の状況との対比が以上のように可能であることからすれば、次の諸点を導くことができよう。まず、条里プラン完成以前に直線郡界線や一町方格の区画が存在したことは山田郡田図が表現しているところである。条里呼称法が導入されて山田郡全体の呼称システムが完成した際にも、その方格がそのまま踏襲されたとみてよい。とすれば、山田郡田図の方格はすでに、南海道の約10mの道幅を除いて設定されていたとみられることになる。ただ、この区画が現実の道や畦畔、あるいは溝などのような明確な形で存在したものなのか否かは、依然として速断できない。そのためには、さらに詳細な山田郡田図の検討が必要である。

| 天平宝字７年校出田 | | | | 天平７年山田郡田図 |
|---|---|---|---|---|
| 8条 | 9里 | 31 | 池田 | 津田 |
| | 10 | 4 | 池辺田 | 津田 |
| | | 9 | 池口田 | □田 |
| | 12 | 30 | 下原田 | 畠田・（畠） |
| | | 31 | 垣本田 | 佐布田・（畠） |
| | | 33 | 圃依田 | 佐布田・（畠） |
| | | 34 | 井門田 | 佐布田・（畠・畠成田・倉・屋・井） |
| | 13 | 15 | 薮田 | 柿本田（今畠懇田・畠） |
| 9 | 4 | 36 | 津田 | 津田西口 |
| | 5 | 1 | 長田 | 津田 |
| | 7 | 25 | 原田 | 尿田・（畠） |

表13　山田郡田図と天平宝字７年校出田の小字地名的名称

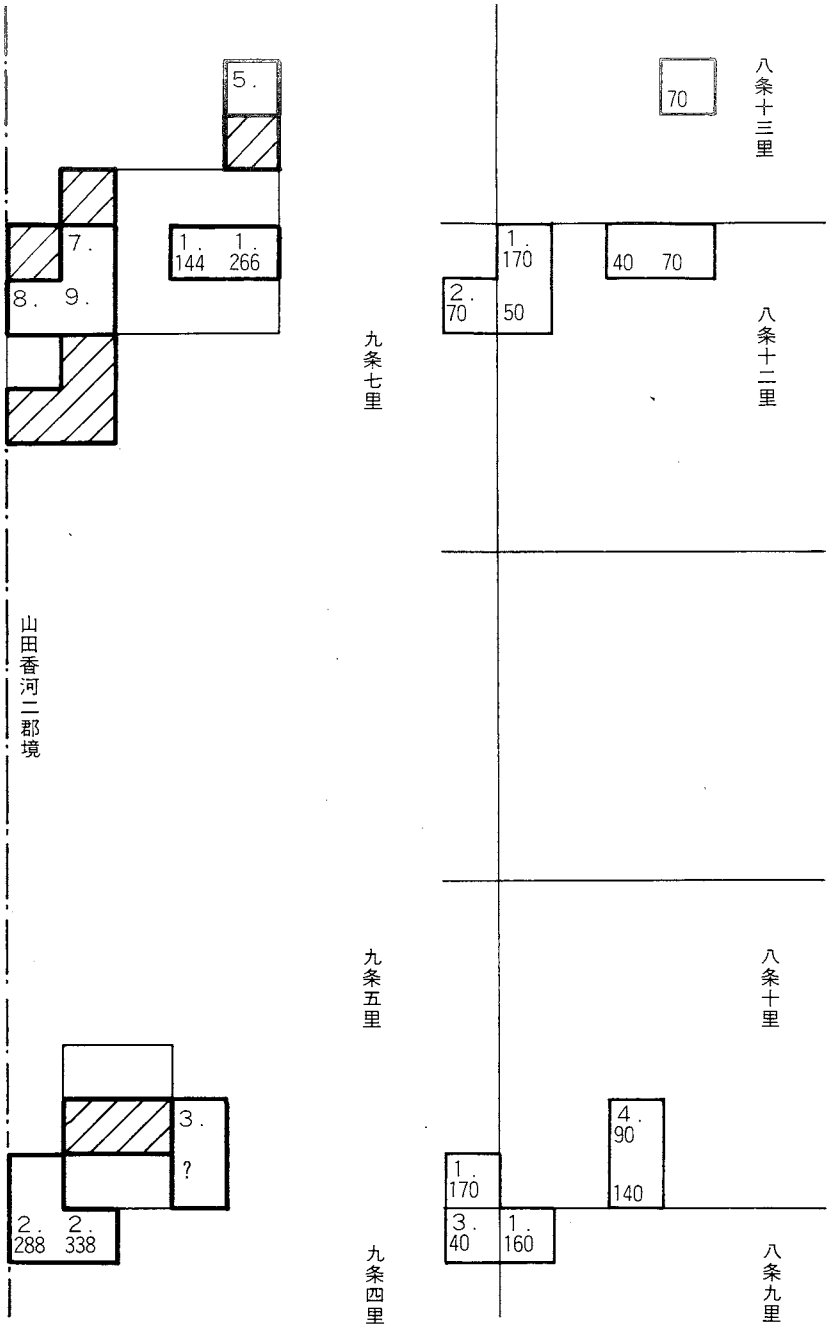


A．校出田所在区画の山田郡田図記載弘福寺田面積
（斜線部は１町、数値は上段が段、下段が歩）

B．校出田注文記載校出田面積
（上段が段、下段が歩）

第96図　弘福寺田と校出田注文記載田との関係

(3) 山田郡田図記載の土地利用

山田郡田図の上半部すなわち南地区の集計は田８町98束代、直米41石６斗、下半部すなわち北地区の集計は田11町412束代、直米63石４斗、計20町10束代、直米105石と記載されている。このほか、南地区には「今墾田」89束代が、北地区には「畠・畠成田・今畠墾田」など２町413束代が存在した。計20町10束代の田には田租の数値が記されているが、今墾田・畠・畠成田・今畠墾田などには記されていない。また、南地区の今墾田には「(直米) 并租者、丙子年不取」と注記され、丙子の年すなわち山田郡田図の年紀に記された天平７年（735）の翌年には直米及び田租を徴収しないことを記している。すなわち、田租はすべての田から徴収するのが原則であるが、特例として天平８年には今墾田の分を免除するというのである。

この山田郡の弘福寺田は、和銅２年（709）の弘福寺水陸田目録に「讃岐国[山田郡田弐拾町]」[56]と記するものに由来すると考えられる[57]。山田郡田図の総田数はほぼそのままであり、26年間のうちに上述のような墾田等が加わったものである可能性が高い。これらの田租は国府へ納入されるから、弘福寺は直米すなわち賃租料を得るのが寺田経営の目的であった。

直米の量は、山田郡田図の各区画ごとに記入されている。田の場合、１町当りに換算すると４石５斗～15石と様々である。畠の場合も１石２斗５升～３石６斗である。両者を比較すると、畠は田に比べて相当低く評価されていたことになる[58]。同一区画内における田と畠の直米を対比してみると、表14のようにその差は歴然となる。畠は、同一区画内の田の25～72％の評価となっており、これが当時の田と畠の生産量の評価を反映したものである可能性が高い。第14表に見られるように畠成田・今畠墾田などは１町当りの直米が５石という相対的に高い値となっているが、これは前述のように、本来田租が課せられるべき部分でありながら、それが免除されている事実とも関連する可能性がある。畠成田・今畠墾田の両者ともに、もともと田として開墾されたか、あるいは田であったり、田となし得る耕地であったために直米が他の畠より高額であったという可能性と、本来田租を負担すべき土地であるのに、それが免除された代わりに直米が高額となっていたという可能性の二つが想定される。いずれにしても、田租と直米の双方を負担すべき田の直米額以下の額である。以上のように少なくとも、田の評価が畠に比べて相当高かったことを確認し得る。

さて、畠の分布状況は、第95図にみられるようにかなり偏在している。南地区には畠の記載がないが、北地区では、北東隅の柿本田の一部を除けば、佐布田と記された旧河道を思わせる帯状の部分に沿って分布している。すでに高重進[59]や米倉二郎[60]によって想定されているように、これが旧河道に相当するとすれば、畠が分布する部分は「倉・屋・家」等が立地する部分と共に自然堤防性の微高地であったと考えてよいことになろう。換言すれば、高燥な微地形条件のために水田になし得ない部分が畠として利用されていたことになる。このように、田・

畠の分布が微地形条件に強く規制されている状況は、他の場所においても、また後世においても、程度の差こそあれ、普遍的な事実であった[61]。

ところで、すでに述べたように田の直米の額そのものが、山田郡田図内の各所で大きく異なっていた事実に注目したい。その検討のために、各区画ごとに記入された田の面積とそれぞれの直米を1町当りに換算した値との相関関係を示したのが第97図である。このグラフによって、すでに石上が指摘しているように、「小面積の田の坪の方が1町当り平均直米が高額である」[62]という傾向を読みとることが可能である。

しかしここでは、むしろ次のような事実に目を向けるべきであろう。350束代（7段）～1町の13例の田の1町当り直米が4石5斗～6石1斗と相対的に差の少ない値であるのに対し、10束代（72歩）～250束代（5段）の9例のそれが5石～15石と極めて大きなばらつきを示している事実である。つまり、1町の区画の全域ないし大半を占める田の場合には、直米額は1町当り5～6石程度であるのに対し、2段前後の田の場合には5石～15石と実に様々な額となっているのである。

この理由を検討するために、前述の田と畠の分布状況を規制したと推定される微地形条件を整理しておきたい。山田郡田図の表現によれば、第98図に概要を示したように、「佐布田」となっている旧河道の幅は30～50m程度であるように描かれており、畠などとなっている自然堤防は30～100m程度の幅でかなり連続的な分布を示すように表現されている。このような自然堤防の分布状況は典型的な自然堤防帯の状況に近いものである。従って田の方は、佐布田を除けば、比較的広い後背湿地に展開していたとみてよい。

自然堤防帯とは、扇状地・三角州などと並ぶ沖積平野の地形の一つである。実際にはこのような田・畠の分布を規制する自然堤防・後背湿地・旧河道といった微地形で構成されており、むしろ微地形群として把握しておく方が、土地利用との対応関係を検討する上で都合がよい。一方、自然堤防・後背湿地・旧河道など、微地形群を構成する主要な微地形を基本微地形と表現するとすれば、各基本微地形はさらに微細な起状で構成されており、それを微細微地形とでも表現することができる[63]。この微細微地形は高橋学が本書で極微地形と表現しているものに相当する。

土地利用の規制要因としての平野の微地形をこのように分類すると、山田郡田図に表現された田・畠等の分布は、まさしく基本微地形のレベルの微地形条件に規制されていることになる。田は前述のように、旧河道・後背湿地といった基本微地形に対応して分布していたことになる。現実には、旧河道・後背湿地の両者とも、それぞれの内部には微細微地形レベルの微起状があり、一続きの田とはいっても微高で水がかりの良くないところや、低平で比較的良い条件の部分など、様々な条件の部分が含まれているのが普通である。従って、1町の区画の全域ないし

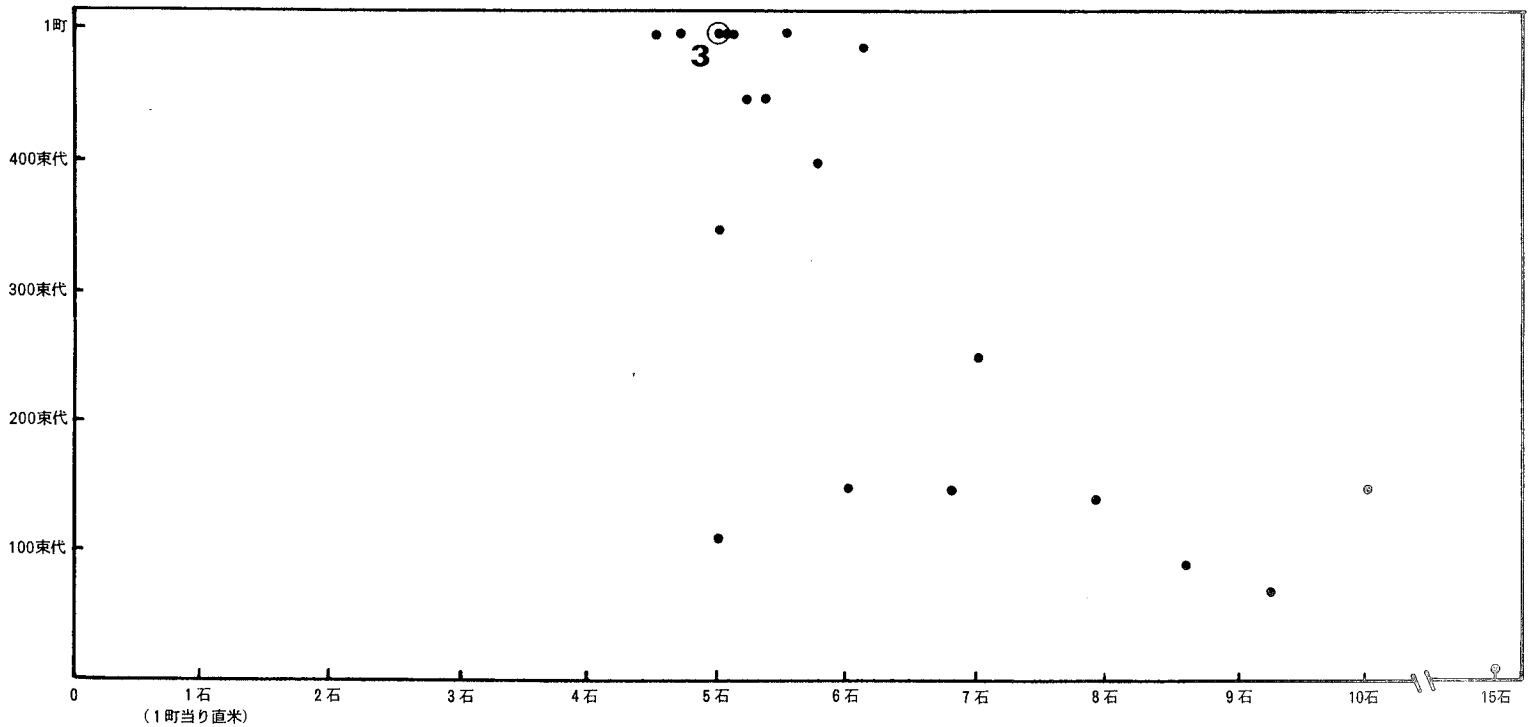


第97図　山田郡田図に記載された田の面積と1町当りの直米
(二重丸の数値は同一値の事例数)

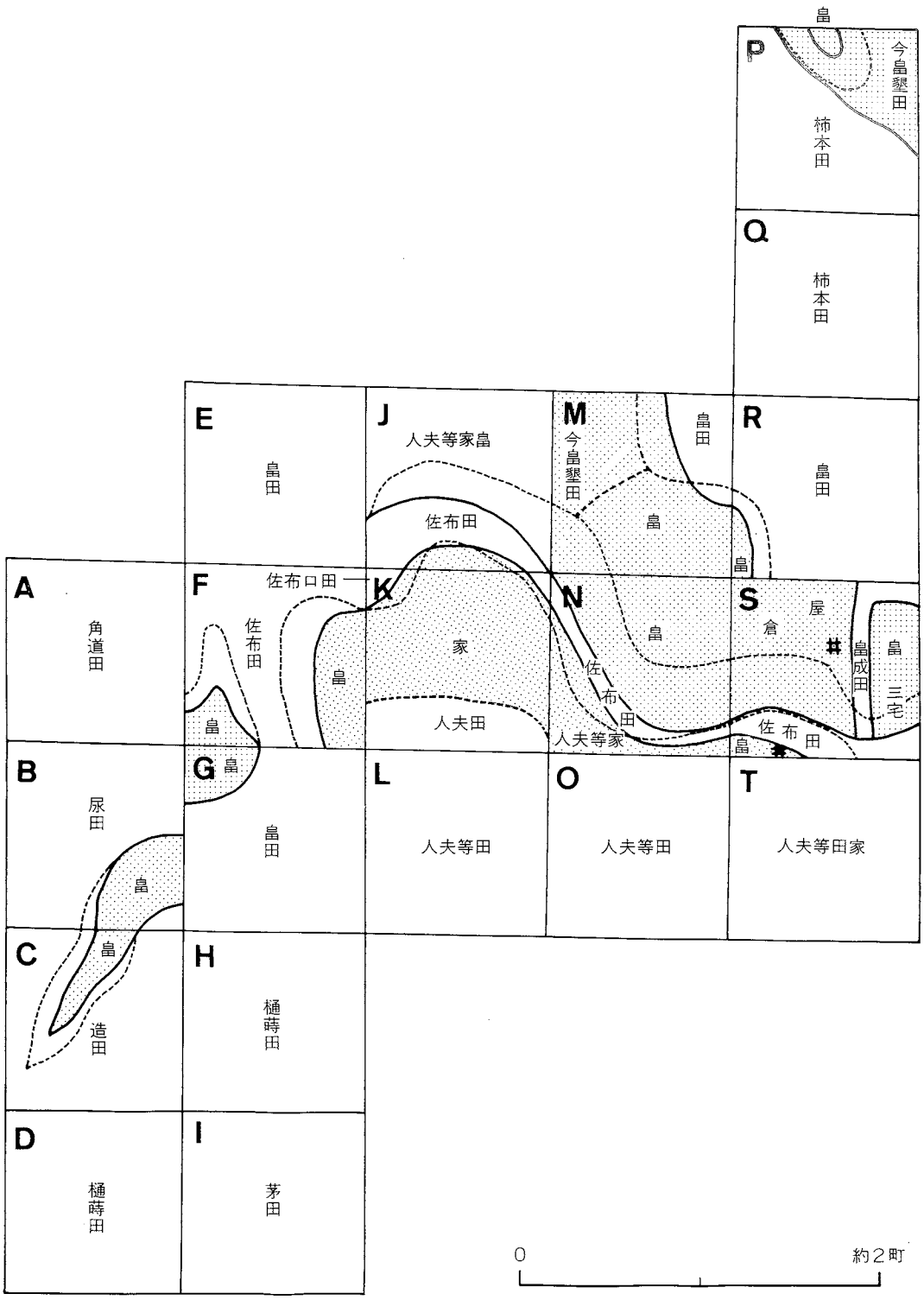


第98図　山田郡田図(北地区)における畠・佐布田の表現と実面積
(点線は山田郡田図の表現の概要、実線は実面積に近似させたもの)

大半を占めるような一群の田の場合には、このような微細微地形に規制された様々な条件の田を含んでいる可能性が高く、それら全体の平均値として課されたであろう直米額がほぼ５～６石程度となっていたと考え得る。一方、２段前後の小面積の田の場合には、基本微地形レベルの条件に対応していることはもとより、微細微地形レベルの条件においても極めて恵まれた地点のみである場合があり得るであろう。そのような好条件の小面積の田の場合には、直米の額も極めて高額になったであろうことも容易に想定し得ることになろう。

以上のように、旧河道・後背湿地といった基本微地形が田の分布と対応し、それぞれの内部の微細微地形による田の良否が直米の額の高低に結びついていたと考えられることになる。山田郡田図の記載によって知られるこのような土地利用の状況は、同時期の東大寺領荘園の例などとも基本的に類似したものであったとみられる[64]。

ここでは、佐布田と称されている旧河道部分の直米額が相対的に高額となっていることから、その部分が当時としては評価の高い田であったことを再確認しておきたい。

| | 石斗升 | | 石斗升 |
|---|---|---|---|
| 造　田 | ５５５ | 畠 | ２００ |
| 屎　田 | ５７５ | 畠 | １５０ |
| 畠　田 | ５２０ | 畠 | １５０ |
| 佐布田 | ５００ | 畠 | １２５ |
| | | 畠 | ２２５ |
| 佐布田 | ９２５ | 畠 | ２５０ |
| 佐布田 | ８６０ | 畠成田 | ５００ |
| 畠　田 | ５００ | 畠 | ３６０ |
| | | 今畠墾田 | ５００ |
| 柿本田 | ７００ | 今畠墾田 | ５００ |

（注、同一区画内において田と畠の１町当り直米を対比し得る例のみ）

表14　弘福寺領讃岐国山田郡田図の国一区画内における田と畠の１町当り直米

（数値は右上英一による）

(4) 山田郡田図における微地形の表現

山田郡田図が、佐布田部分や畠の部分を、同時に文字で記入された面積より広く描いている場合が多いことは、第98図に示した如くである。記載面積によれば、例えば佐布田の面積は絵図的に表現された幅の半分程度でしかないことになる。そこで山田郡田図の絵図的表現について、もう少し検討を進めたい。

第99図は、山田郡田図の微地形ないし地目の表現の概要を示したものであるが、この表現そのものが畠・佐布田などの面積を、文字による記載面積以上に強調して描いたものであることは前述の如くである。ここではさらに、代赭で茶色に着色した畠部分が、曲線と直線で限られていることに注目したい。曲線は自然堤防などの微地形分布を写実的に表現しているように見えるが、直線の部分はいかにも不自然である。

そこで，この畠の直線の境界を詳細に検討すると、第99図の1～10の部分、すなわち北地区の6カ所と南地区の4カ所の直線は、いずれも山田郡田図の方格線に一致しているが、同時に寺領と「人夫等田」などを含む寺領以外の部分との境界線にも相当する。山田郡田図は基本的に寺領にかかわる部分のみを描いているのであるから、これらが不自然な直線で限られているとしても、その延長部が存在した可能性があるので基本的には問題とはならない。

ところが同図のａ～ｅの部分、すなわち北地区の4カ所と南地区の1カ所はこれと大きく異なった条件である。ａ～ｅの部分の「畠・今墾匸・畠成田」などの直線の境は、やはり方格線に一致してはいるが、いずれも寺田に接する部分である。むろん、畠と田の境界線が現実に直線となる可能性はあるが、ａ～ｅの部分はいずれも極めて不自然である。例えばａの直線の南側には「倉・屋・井・三宅・畠・畠成田」などが記入されているが、それが100m程にもわたって直線で「畠田」と境を接している状況は、通常では考え難いものである。類似の状況はｂ～ｅについてもみられ、前述の1～10の中にも、4などのように極めて不自然なものも含まれている。この4の場合には、茶色に着色した東側の部分は「人夫等家畠」であるが、西側の寺田の方からすれば、やはり境界は明らかに不自然な直線である。

このように不自然な直線の土地利用境界は、寺田についてもみられる。山田郡田図に記載された「佐布田」は全体としては帯状に続いているが、第99図イ・ハ・ニの部分では、方格線に沿って直線状に断絶しているかの如く描かれている。「佐布田」が「畠田」などと同一レベルの小字地名的名称であると理解をすれば[65]特に問題はないが、「佐布田」が同時に一般にサコダ等と呼ばれる低湿な谷ないし凹地の田のような土地利用あるいは土地条件をも示していると理解すれば、それがイ・ハ・ニの部分で直線で限られているのはやはり不自然といわざるを得ない。

土地利用境界が以上のように方格線の部分で不自然な直線となっていることが多いのに対し、

方格の区画内においては、第99図にみられるように滑かな曲線として描かれている。前者の不自然な直線は、山田郡田図の表現を文字による記載面積に合わせて矯正を試るとしても消滅することがない[66]。つまり、上述のような不自然な直線状土地利用境界の存在は、山田郡田図の基本的な表現法そのものに由来する可能性が高いことになる。

そこで、山田郡田図の土地利用ないし地目の記載を改めて検討すると、第99図からもその一端が知られるように、基本的に各区画ごとに地目別の面積を集計し、一まとまりとして表現していることが知られる。ただし、同図F・Sの区画には例外があり、それぞれ「佐布田」を介在して畠が2カ所に分けて描かれている。基本的には各地目別に一まとまりに描かれてはいるが、「佐布田」をはさんで東西に離れているような場合には、おおよその現実の場所を示すように描かれたものである可能性が高いことになる。換言すれば、各区画内において各地目ごとの集計結果を、現実の田畠の分布パターンに近いように、可能な限りまとめて描いているとみてよいであろう。

このような表現パターンを用いれば、当然のことながら、集計・表現の単位である各区画の接合部分において不整合が生じることになろう。先に指摘した、不自然な直線の土地利用境界は、このような表現法の必然的結果として、区画の境界線の部分に生じたものと考えてよいであろう。つまり、山田郡田図の土地利用表現は、各区画内のおおよその位置を示してるに過ぎないことになる。前稿で指摘したような佐布田や畠の分布を強調するデフォルメも、この表現法そのものの一部であったことになる。

先に、①山田郡田図の土地利用表現は自然堤防や旧河道の存在状況にほぼ近いと考えられること、すなわち基本微地形レベルの微地形条件に規制された田畠の分布状況であること、②小面積田の直米額のばらつきが大きく、微細微地形に対応した生産高の評価を反映していると考えられること、などを指摘した。これ自体の修正の必要はないが、上述のような山田郡田図の表現法からすれば、次のように表現を進めた方がより適切であることになる。すなわち①は、山田郡田図の表現が、おおよその位置に同一地目の集計を示す、つまり基本微地形レベルないしそれに近い状況にグルーピングして表現した結果、それが基本微地形と高い整合性を示す形で表現されるようになったものであり、②は特に、細長い一続きの「佐布田」が5区画にも及ぶことから各区画ごとに直米額が示され、微細微地形レベルの条件により対応するような形の生産高の評価が示されることになったものであると言えよう。

さて、このように山田郡田図の表現法を理解することができれば、例えば、同一区画内に畠と田の両者が描かれているような場合、それぞれが必ずしも一連・一群の分布状況であったと考える必要はないことになる。旧河道や自然堤防といった基本微地形は本来微起伏に富んでおり、それぞれが微細微地形の集合体である。つまり、基本微地形のレベルの自然堤防と区分し

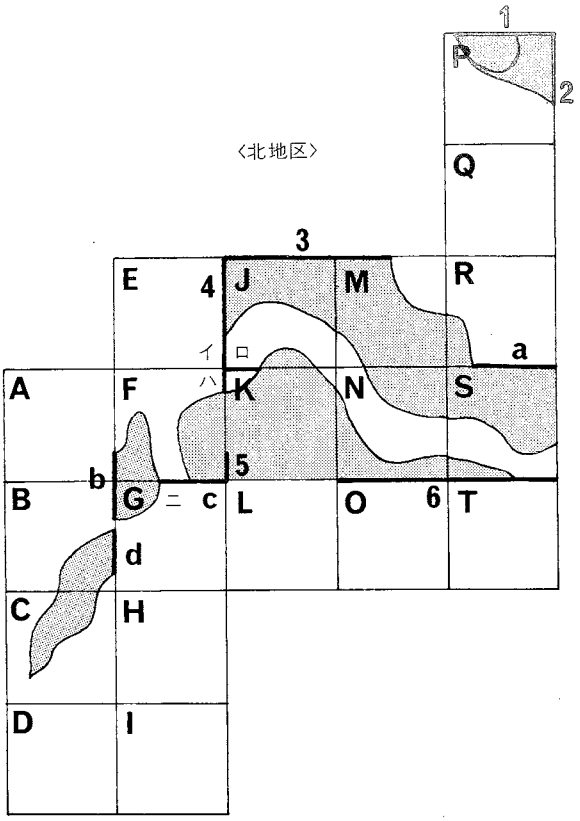


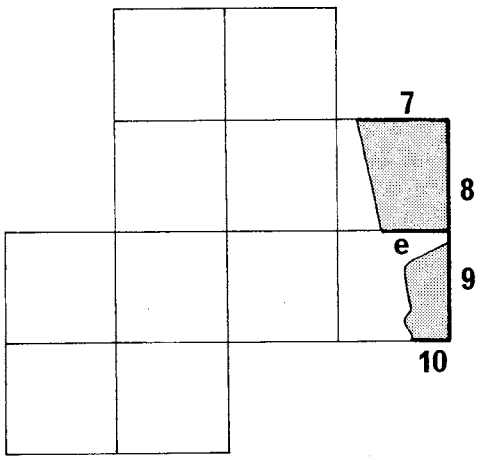


第99図　山田郡田図に描かれた直線の地目境界線

得るところでも、内部には水田化可能な凹地を介在していることが多く、逆に同様に旧河道とされるところでも、それが何本もの小さな旧河道群であったり、中洲的な小さな高まりを介在している場合がむしろ多いのである。

このような山田郡田図の絵図的表現の位置付けをさぐるために、8世紀の他の田図・荘園図類の微地形表現のパターンを検討し、若干の対比を試みたい。

(5) 東大寺開田地図における絵図的表現との対比

現存する8世紀の地図類の大半は東大寺開田地図と総称されるもの[67]であるが、これらはすべて、条里プランの坪の区画に相当する方格を描き[68]、各区画ごとに地目別および寺田ないし口分田等毎の集計面積を記入したものである。地形・微地形については、絵図的ないし絵画的に表現する例が多いが、平野においては「川・溝・池・沼・江」などを除けば絵図的ないし絵画的な表現は極めて乏しい。山や条里プランの表現パターンについてはすでに整理したことがあるので[69]、後者について、まず若干の整理をしておきたい。

近江・越前・越中国の東大寺開田地図に描かれた多くの「川・溝」などは、いずれもそれぞれの図において一定の幅で描かれており、河道のおおよその位置を模式的に表現している可能性が高い。この点は、額安寺伽藍並条里図[70]や阿波国名方郡大豆処絵図[71]・阿波国名方郡新島荘絵図[72]など大和や阿波の8世紀の絵図類にも共通する。河道は現実には、両岸を連続堤で固定される以前において、流路が複雑に分かれたり合流したりしていたのであるから、このような一定幅かつ一本の流路としての表現は、主流のおおよその位置を示すものに他ならなかったことになろう。

これに対して、池・沼・江などの表現は、はるかに写実的ないし実情に近いもののように見える[73]。例えば近江国水沼村墾田地図の「水沼池」は、井堰および堤防と推定される表現を含んでいるし、越中国射水郡鳴戸村墾田地図の「沼」には、条里プランの方格線に斜行する溝の一部を太く描いているものがある。越前国坂井郡高串村東大寺大修羅供分田地図の「串方江」は第100図のようにとりわけ絵画的であり、波や魚の表現を含んでいる。池全体も複雑な形状に描かれているように見えるが、寺田・寺地が存在する北側および西側の汀線は、坪に相当する区画の区画線に沿って直線として描かれている。従って、この場合もまた、他の東大寺開田地図の場合と同様に、坪に相当する区画を単位として表現した結果であろうと考えられる。

このような8世紀の地図類の中では、平野の部分に関する表現が最も豊かなのは越前国足羽郡道守村開田地図であろう。同図も第102図のようにやはり山を絵画的に表現し、川・溝をそれぞれについてほぼ一定の幅で描いている。「味間川・生江川」などの大河川が、やはり一定幅の帯状に表現されていることも、他の例と同様である。これらの川に相当する日野川・足羽川

が、現在は両岸を連続堤で固定しているので一定幅の河道となっているが、かつては大小の中州を伴い、流路の離合や川幅の広狭が著しかったことを想起すれば、前述のように主流のおおよその位置と流路の形状を描いたものと判断してよりであろう。このような一定幅の河道の表現は、やはりほぼ一定幅で描かれた山田郡田図の「佐布田」の表現とも相通じるものである。数多くの溝もまたそれぞれほぼ同一の幅で描かれており、文書史料にみえる道守荘の溝が、幅6尺・1丈・2丈と様々であった実情[74]を表現してはいない。しかも例えば、第101図Aのように、寺田が坪に相当する区画の全域にあたる1町の部分にもやや無造作に描かれており、やはり文書史料にみえる「応損田」すなわち溝の掘りつぶれなどの記載ないしはその存在に対する考慮はない。

沼についても絵図的表現と記載面積には大きな齟齬がある。第101図Bは田辺来女墾田の部分であるが、同図のように「柏沼」は面積が2町程の四つ葉のクロバーのような形状に描かれている。しかし同時に判明するように、「柏沼」が描かれた部分の6区画には、それぞれ9段・1町・1町・7段・1町・8段といった面積の墾田があり、表現上は明らかに矛盾している。同様のことは第101図Cの右下隅付近についても同様である。損滅部のすべてが池あるいは沼などであったかどうかは不明であるが、「上味岡里九味岡田中一町、十味岡田上□町」といった記載面積は、損滅部に描かれていたと推定される水面と明らかに表現上の矛盾をきたしているとみなければならない。

さらに第101図Cの部分の検討を続けたい。この部分には「下味岡・上味岡」という二つの岡が描かれている。ところが、この岡についても柏沼などの場合と同様の表現上の矛盾がある。「下味岡」の3つの高まりが絵画的に描かれているのは、「(宮處西新里) 廿五野田上九段二百卌歩寺、廿六野田上九段二百卌歩寺、(上味岡里) 卅味岡田中五段二百十六歩」と記入された3区画にあたる。前2者にはほとんど岡が存在し得る余地がなく、最後者でも区画の半分以上が田であったことになる。やはり文字による記載と絵画的表現の間には、大きな隔たりが存在する。同図Cをみれば判明するように、むしろ「下味岡」の岡の絵のすぐ西側に岡が位置したものであろう。前述の3区画の1列西側には、「(宮處西新里) 卅五野田上一段二百八十八歩、卅六、(上味岡里) 卅一岡」といったように、3区画に合計1段余の田しか存在せず、最後者には「岡」と明確に記入されている。つまり、下味岡は1区画分程度西側に描くべきところを、東側へずらして描いていることになる。

全く同様に「上味岡」についても表現上の矛盾が多い。やはり岡が描かれた2区画には「(上味岡里) 廿味岡田中□分三段□歩百□為寺田五段百廿歩同東人墾進寺、(廿一味岡田) 中五段二 (百) 十六歩分四段二百十六歩寺分一段百姓墾買□寺田」、とあるから、前者の8割以上、後者の半分以上が田であり、2区画分に及ぶ大きな岡が存在したとは考え難い。この場合

には、この西側や東側の区画にも田が多いので、矛盾は下味岡の場合よりさらに大きいといわねばならない。

ところでこの下味岡・上味岡については、従来から福井市下江守町にある第103図ａ・ｂの２つの岡に比定するのが通説であった[75]。とすれば地図上では、下江守町の２つの丘の北端から南端まで約800ｍであるから、道守村開田地図上では７～８区画に及んでいなければならないことになる。しかし上述のように、上・下味岡は合計５区画分にしか描かれておらず、この点についても大きな矛盾をきたしていることになる。ただ、下江守町の北側の岡（ａ）だけであれば、南北はほぼ500ｍであり、道守村開田地図の上・下味岡の規模に等しい。とはいっても開田図の二つの岡の位置関係は、第101・103図にみられるように現実の２つの岡の配置に近い。つまり、どこからみても大きな矛盾が存在することになる。

第103図東南隅の山は南北幅約760ｍであるが、これに相当する山は道守村開田地図においては、やはり東南隅の「寒江山・木山」と記された部分であり、その南北幅は５区画分約550ｍ弱に過ぎないのである。つまり、この山も現実とはかなり異なった規模に描かれていることになる。

以上のように道守村開田地図における絵図的表現は、文字で条里プランの方格内に記入された地目別面積の状況と矛盾する場合があり、その表現自体も現実の山や川を正確に描いているとは限らない。しかし、このような細部を問題としなければ、第102図のような絵図的表現は、第103図のような現地の印象を極めてよく表現しているものと評価しなければならない。

例えば第103図西北隅には、日野川旧河道の河跡湖がみられ、久喜津集落北部には旧村界が大きく東へ湾入していることからすれば、かつての日野川は、第103図の時点よりはるかに湾曲が著しかったことが知られる。従って、第102図のように著しく屈曲した形で描かれている道守村開田地図の味間川の表現そのままではないにしろ、やはり同開田地図は、かなり忠実に河道の印象を表現しているとみるべきであろう。道守村開田地図に表現された河道が、このように一定の意味を有しているとすれば、第103図の地形図との対比によって、さらに次のような推定を導くことができる。

第102図に概要を示したように、味間川は馬江後と川合との間で著しく屈曲しているが、その部分に相当する第103図の日野川河道は、それよりはゆるやかな湾曲となっている。これに対して、味間川の馬江後より上流側と生江川は、第102図の方がゆるやかな湾曲であるのに、これに相当する第103図の河道の方がより著しい湾曲を示している。すなわち前者は、すでに著しい蛇行を示していた河道が、さらにその進行によって、河跡湖を残す形で河道の短絡が進み、ゆるやかな蛇行へと変化したことを示すとみてよい。後者の方は逆に、蛇行の攻撃斜面側における側方浸食と、滑走斜面側の堆積によるポイントバーの形成が進み、一段と大きく蛇行する

に至ったことを示している可能性が高い。

以上のように道守村開田地図の場合、少なくとも・条里プランによる文字で記入された記載と絵図的・絵画的表現は、一定の限界はあるとしてもそれぞれが有意義な表現であること、しかし同時に両者の整合性が必ずしも十分に意識されてはいないことが判明したことになる。つまり、条里プランと文字による記載のコンセプトと、絵図的表現のコンセプトが、一定の独立性を保ったまま併存していることになる。前者はさらに2つの異ったデータによる部分の合成である可能性が高い[76]。

道守村開田地図における天平神護2年（766）の年紀と笇師造司史生正八位上凡直判麻呂の署名は、同年糞置村開田地図にも共通するものである。この場合には条里プランと絵図的な山の表現が一体化してはいるものの、同一図の中の2つの小さな谷で、別々の基準で条里プランが認識・表現されていると考えられる[77]。同一の開田地図の中に複数のコンセプトが含まれているという点で、極めて興味深い共通性であると見なし得ることになろう。

以上のような東大寺開田地図の表現法の特性は次のように要約してよいであろう。

(1)地目・面積等はすべて、条里プランの坪に相当する区画ごとに集計され、各区画の右上から始めて文字で記載されている。

(2)文字記載による表示と絵図的な表現とが共存している場合、坪に相当する区画の境界線上において、汀線が直線で数100mも続くなどの不自然な表現がみられる。また、川・溝などの幅や位置の表現に模式的な要素が強いことも判明した。

(3)文字記載による表示と絵図的な表現が相互に矛盾している場合があり、両者は別々のコンセプトないし基準によって記入されたものと考えられる。

(4)同一開田地図内に、谷などの地形単位ごとに別の基準ないしコンセプトが採用されている場合がある。

(1)は田図の記載パターンと同一であったと考えられ、基本的にはそれを根拠とした結果と考えてよいであろう[78]　(2)の不自然な直線の地目の境界ないし地形の境界は(1)を基礎とする限り極めて生じ易い表現パターンであろう。(3)は、田図を基本とした(1)とは別に、地形表現のための観察が行われ、その結果が描かれたためである可能性が高いとみられるが[79]、おそらく同時に、開田地図の基本が(1)の表示にあることと表裏一体の関係にある可能性が高い。(4)は条里プランそのものの認識にかかわるものであり、寺田の所在をめぐる権益と直結しているが[80]、当面の問題としている微地形表現そのものには直接結びつかない。

山田郡田図における表現法を、前述の東大寺開田地図の特性と対比しつつ再検討してみたい。

a．(1)のような記載パターンは、基本的に山田郡田図にも共通するが、「畠・壟・畠成田・今墾□・今畠墾田・佐布田」などが含まれる区画内では右上から書き始める記載パターン

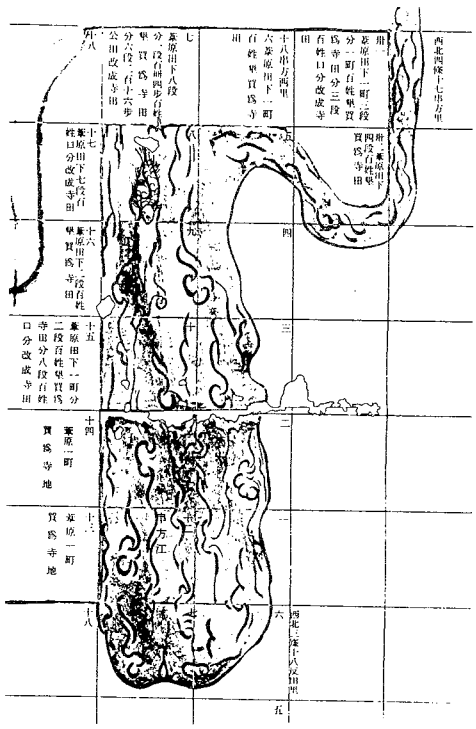

第100図　越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地図
（部分『大日本古文書』（注67による）

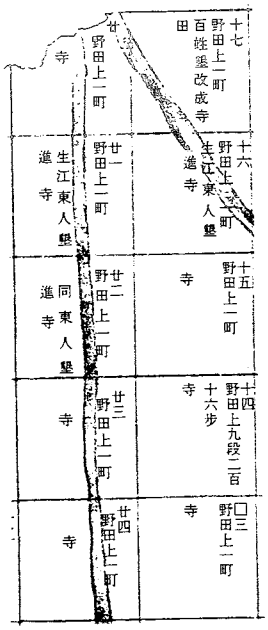

〈A〉

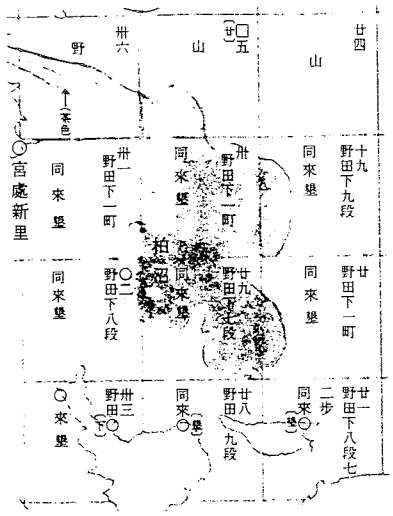

〈B〉

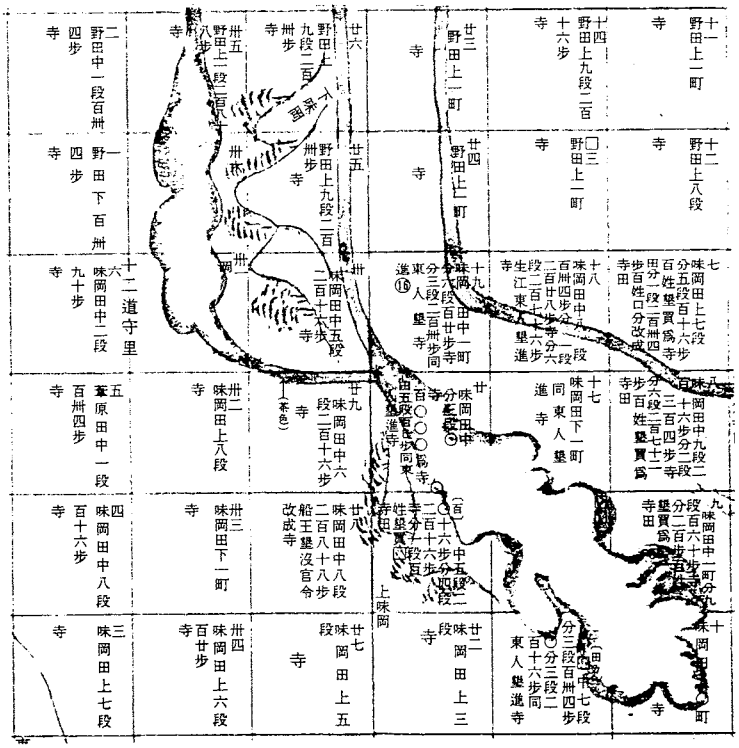

〈C〉

第101図　東大寺領越前国足羽郡道守村開田地図の表現法
（『大日本古文書』（注67による）

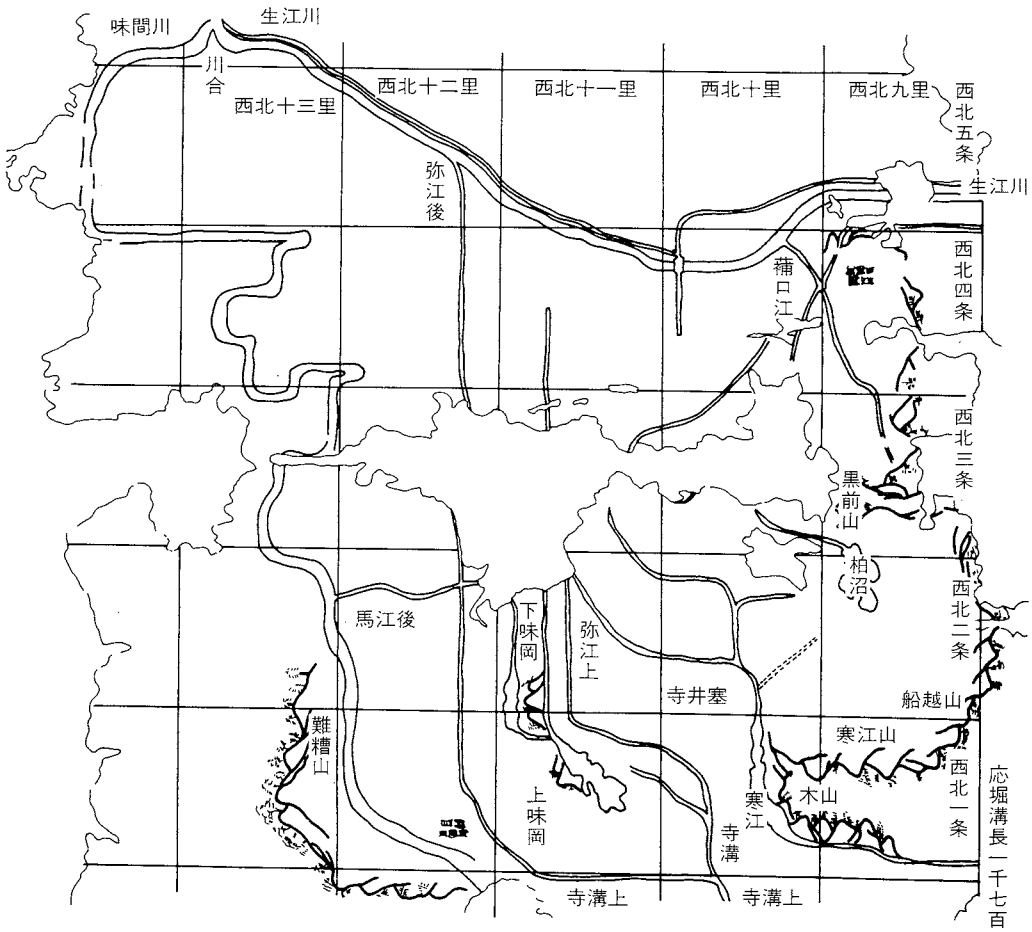


第102図　天平神護２年道守村開田地図における絵画的表現の概要

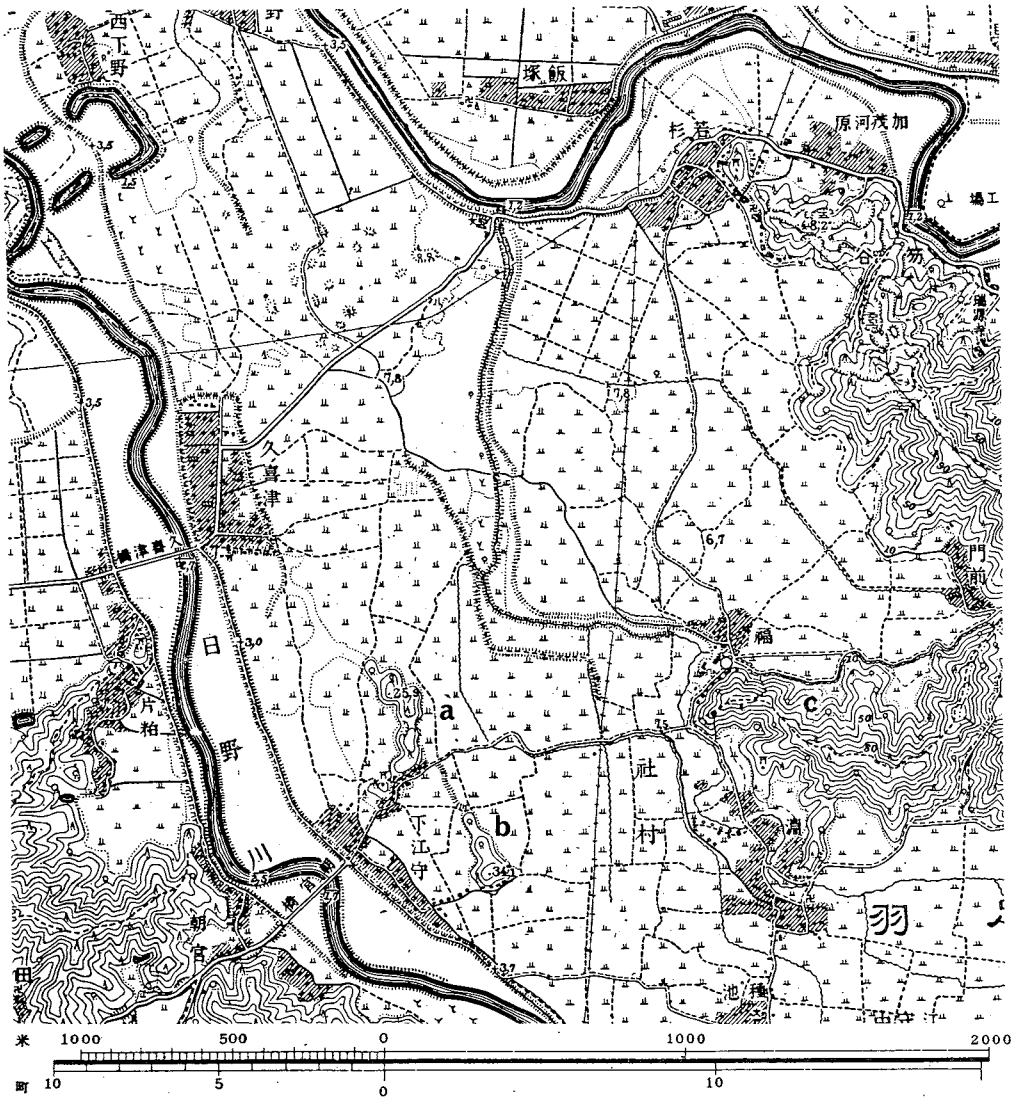


第103図　道守村開田地図比定地付近の旧版地形図
（昭和５年、25,000分の１福井）

がくずれ、おおよその土地利用の位置に記入されている。また、２区画については寺領の畠が２カ所に分けて記入されている。

b．(2)については山田郡田図の場合も全く同様である。

c．(3)のような明確な矛盾は発見できないが、畠や佐布田の面積が実面積以上に強調して大きく描かれている場合が多い。

d．(4)のような表現内容が含まれているか否かを検討する手がかりは現在のところ見つからない。

aは、東大寺開田地図が寺田・寺地・寺野の表示に目的の中心があり、一方の山田郡田図は寺田のみならず寺領の畠等をも詳細に表現しようとしている点に基本的な相異があるとみられる。東大寺開田地図が造東大寺司・国司・東大寺の三者間ないし、国司と東大寺という官司・行政側と寺側との相互の権利確認・記録を第一義とするのに対し、山田郡田図の方は寺側のみの直米の記録を第一義とすることにその背景があろう。その結果山田郡田図の方が「畠」という当時の国家的把握・管轄外の耕地の記載・表現を豊かで詳細なものにしたとみられる。従って、b・cのような不自然な表現やデフォルメを含みつつも、全体としてほぼ直米負担地の状況が把握できるような位置に「畠・壷・畠成田・今墾□・今畠墾田」などの租稲を負担しない耕地[81]を描いていることになる。

つまり、山田郡田図について先に推定したような表現法には、同じ８世紀の東大寺開田地図にない特性を含んでいるが、それは山田郡田図自体の作成目的に由来するものであり、基本的な記載パターンにおいては共通するものであったことになろう。東大寺開田地図の山や沼等の絵画的表現が条里プランによって文字で記載された部分と別のコンセプトで描かれた場合があった事実と異なり、山田郡田図では畠や佐布田などの微地形に対応した土地利用自体も文字表記と一体として同一コンセプトの下に表現されているとみてよい。従って、山田郡田図がおおよその位置に同一地目をまとめて表現をしていると先に考えた点もまた、決して無理な理解ではないことになろう。

山田郡の条里プランの概要と、山田郡田図の表現内容をこのように確認した上で、現地との対比検討に移ることにしたい。

## Ⅳ　山田郡田図の表現と微地形・条里遺構

### (1)　山田郡田図比定地の微地形

高松平野の地形に関するデータは、高桑糺による一連の研究[82]以外極めて少なかった。そこで、高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査委員会およびそれを継承した弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会は、1986年以来まず地形条件および地形条件の変化に関するデータの蓄積に努

め、その結果を報告してきた[83]。その成果によって全体的な地形発達のプロセスが推定し得るようになった。詳細な報告は、本書第4章第1節においてなされているが、必要な限りにおいてその概要にふれておきたい。

さて、山田郡田図が比定される旧山田郡西部一帯から、その西側の旧香川郡にかけて、香東川谷口付近を扇頂とした広大な扇状地が広がっている。この扇状地は、扇端の標高8m付近と、現香東川およびその旧河道である御坊川の乱流域との間の部分に、いずれも0.5～2mの比高をもつ崖が形成されて段丘化している。高橋学が「完新世段丘」と呼ぶこの扇状地の段丘化は、瀬戸内海沿岸の他地域の事例からすれば、少なくとも、弥生時代のいわゆる弥生海退期、および古代末から中世初頭のいずれかの時期に発生した可能性が高いとされる。

この扇状地上には、扇頂部から野田池の方向、旧高松空港西端付近から大池の方向、旧高松空港中央部付近から高松中央団地の方向へと、いずれも曲流しながら流れる明瞭で大規模な旧河道が確認されている。このうちの第2番目の旧河道が多肥上町から下池・長池・大池を経て、その後北北西方向へと流下するものであり、山田郡田図の比定地付近のものである。1987年度調査の第Ⅲ地点は、この旧河道にあたる下池の南側に設定された。この地点のグリッドでは、地表から約60cmまでは5層に区分されるシルト質の細砂～粗砂であり、その下に最大径43cm砂岩の亜円礫の礫層が発見された。このような礫層の堆積は香東川本流程度の規模の河川によらねばならず、旧河道の幅がこの付近で30～50mに達することと共に、この旧河道がかつて香東川の本流であったことの証拠であると考えられている。この旧河道の下流側にあたる大池東南に設定された1986年度第12地点の場合も類似の状況である。

香東川は、河道を遷しつつ堆積を繰り返してこの扇状地を形成したことになるが、その結果、扇状地上には新・旧の多くの旧河道とその間の中洲状の高まりが分布するに至った。高橋は一連の調査のデータと空中写真判読によって、地表面下に埋積している幅数10m～200mの旧河道、広さ1～4haの中洲等の分布図を作成している。前述のように、地形を微地形群・基本微地形・微細微地形に区分する表現によれば、このような埋没旧河道・埋没旧中洲等は、扇状地を構成する基本微地形に相当することになる。

さて高橋は、この香東川の扇状地上において、気候環境などの変化によってやがて自然堤防帯的な堆積パターンが展開するようになったと推定している。「扇状地帯の段階」から「自然堤防帯の段階」へと堆積環境が変化したというのである。しかも、その後前述のような段丘化が進むと、扇状地上においては、香東川クラスの大規模な河川の氾濫・堆積が起こり得なくなり、小河川による河床の下刻とその一方における凹地の埋積が進行したものとみられる。段丘化が進んだあとは、扇状地の基本微地形の配置に規制されつつも、扇状地の段階よりはるかに小規模な河道・旧河道と、それらに沿った自然堤防的な微高地が形成されることになる[84]。

一方前述のように、山田郡田図に描かれた土地利用は、発達途上の扇状地の基本微地形に対応するパターンとはみられず、自然堤防帯の基本微地形のパターンに規制されたものとみなし得る。少なくとも山田郡田図が描く一帯では、自然堤防的な基本微地形の配置となっていた。しかも、旧河道が佐布田と呼ばれる生産性の高い田となっていたことが知られるから、8世紀の段階では極めて安定した地形環境となっていたことも明らかであろう。

まず、山田郡田図に描かれた北地区を現地と対照してみたい。北地区が比定される部分は第104図の如くである[85]。記述を簡略化するために各坪に相当する区画をA～Tの記号で呼ぶことにしたい。同図に付した記号は、対比が容易になるように、山田郡田図の表現の概要と実面積との差を示すために作製した第98図と合致させてある。第104図から知られるようにJ・M・N・Rのほぼ全域と、E・K・Q・Sのかなりの部分が大池の池底となっている。この大池の池底と共に、粘土採取の為に表土下の土の入れ換えが行なわれたことが判明しているのは、E・K・L・Oの大半とA・F・Gの一部である。従って、現地の微地形と山田郡田図とを対比検討する作業を、当面A・B・C・D・F・G・H・I・P・S・Tの11ヵ坪に限定して行なわざるを得ない[86]。

この11ヵ坪のうち、第98図のようにA・D・H・Iの全域が弘福寺田であったから、基本的に後背湿地の部分に相当していたとみてよい。比較的平坦な後背湿地とはいえ、内部には微細微地形レベルの起伏があったと考えられることは前述の如くであるが、山田郡田図からはそれ以上の情報を得ることができない。B・C・F・G・P・S5ヵ坪には寺田と寺領の畠などが分布し、自然堤防性の微高地が分布していたことが知られる。Tには「人夫等田家」と記されているだけだから、面積比率は不明であるが、北側のSと同様に旧河道ないし後背湿地と自然堤防が分布していたものであろう。

さて、B・Cの両坪にわたって、計150束代（3段）の紡錘形の畠が描かれている。山田郡田図の表現は第98図に示したように実際の面積よりはかなり大きいが、第104図においてB・C両坪の相当部分をみると、小池と称する溜池ならびにその南と東に畑・墓地等があって、若干の微高地の存在が知られる。小池は四方に築堤して湛水したいわゆる皿池の構造を有しており、これも一般に舌状に張り出した微高地の先端に築造されるのが一般的であり、B・C両坪にわたる微高地の存在は明らかである[87]。

また、F坪の西南隅からG坪の西北隅にかけて計90束代（1段288歩）の畠が、F坪の東南に110束代（2段72歩）の畠が存在したことが描かれているが、第98図のように、この場合も山田郡田図にはやや大きめに畠が描かれている。第104図のようにF・G坪にわたる畠に相当する部分には屋敷や畑が分布しており、微高地が存在していた可能性がある。しかし前述のように、F坪の大半において粘土が採取されており、東南部の畠に相当する微高地は確認できない。

ところで、1986年に第13地点としてグリッドを設定して調査をした部分は、F坪の中央部付近南端であり、山田郡田図の表現に従うと「佐布田」に相当する可能性の高い地点である。この第13地点では、地表下約２ｍまでシルトないし極細砂の堆積がみられ、上部約85cm程は水平な層序がその下部では約60cm程度の複雑な層序が確認された。同時に採取された標本の分析では、地表下180cm以下に様々な種類の花粉が検出されるが、地表下40～180cmの間に検出される花粉は極めて少なかった。この地表下40～180cmの部分では、ヨシ属のプラント・オパールが若干検出された。一方、地表下10～40cmシルト層からはイネ科を含む多くの花粉と、やはりイネを含む多くのプラント・オパールが検出された[88]。

このような層序や花粉、プラント・オパールの検出状況が意味するところは、現在のところ正確には判明しない点が多い。しかし前述のように、ここが山田郡田図における両側を畠にはさまれた「佐布田」に比定することが可能であれば、次のように考え得る可能性がある。つまり、ここには開析谷ないし旧河道が存在し、花粉がほとんど残らない程急速に堆積が進んだあと、８世紀初めまでには水田化され、それ以来安定した水田として耕作が続けられて現在に至っている、とする可能性である。

Ｐ坪の場合も、山田郡田図には、畠10束代（72歩）と今畠墾田140束代（２段288歩）が描かれている。第98図のように、この場合も畠が実際の面積以上に大きく描かれているが、第104図のようにＰ坪相当部分には北側に宅地・畑等があるから、山田郡田図の表現とは矛盾しない。

一方山田郡田図には、Ｊ・Ｋ・Ｍ・Ｎ・Ｓの５カ坪にわたって前述のように旧河道と自然堤防的微高地が描かれている。これらの大部分においても、粘土採取のために現地との比較検討が困難であるが、少なくともＳ坪の半分においては、山田郡田図に描かれたような規模と形状の旧河道がみられない。先に指摘したように、旧河道は幅30～50ｍ程度で１本の曲がりくねったものとして描かれているのである。ところが、記入された面積からすれば、Ｊ・Ｋ・Ｎ・Ｓ各坪ではそれぞれ、150束代（３段）・10束代（72歩）・70束代（１段144歩）・87束代（１段266歩）が田であった。Ｍ坪は全域が畠田・畠・今畠墾田であったことになり旧河道は存在しなかったとみられる。Ｋ坪の10束代は坪の角の部分のみであるからこれを除き、各坪の旧河道が各坪を一定幅の直線で横切っていたと仮定すると、Ｊ・Ｎ・Ｓ各坪の旧河道はそれぞれ、幅32.7ｍ、15.3ｍ、19.0ｍであったことになる。まがりくねっているとすれば、実際には幅10～20ｍ程度であったことになる。前掲の第98図はこの状況を示したものである。この程度の幅の旧河道は、第104図にみられるような小池の北から東へ流れて大池に注ぐ小さな流れ沿いに、それに沿った細長い地条となっている畑や水田のような、現在の地表に確認できる旧河道とほぼ同規模であることになろう。つまり、現存するこの旧河道と類似の規模のものが、その100～200ｍ北側にかつて存在したとみられることになる。山田郡田図はそれを強調して、その幅の

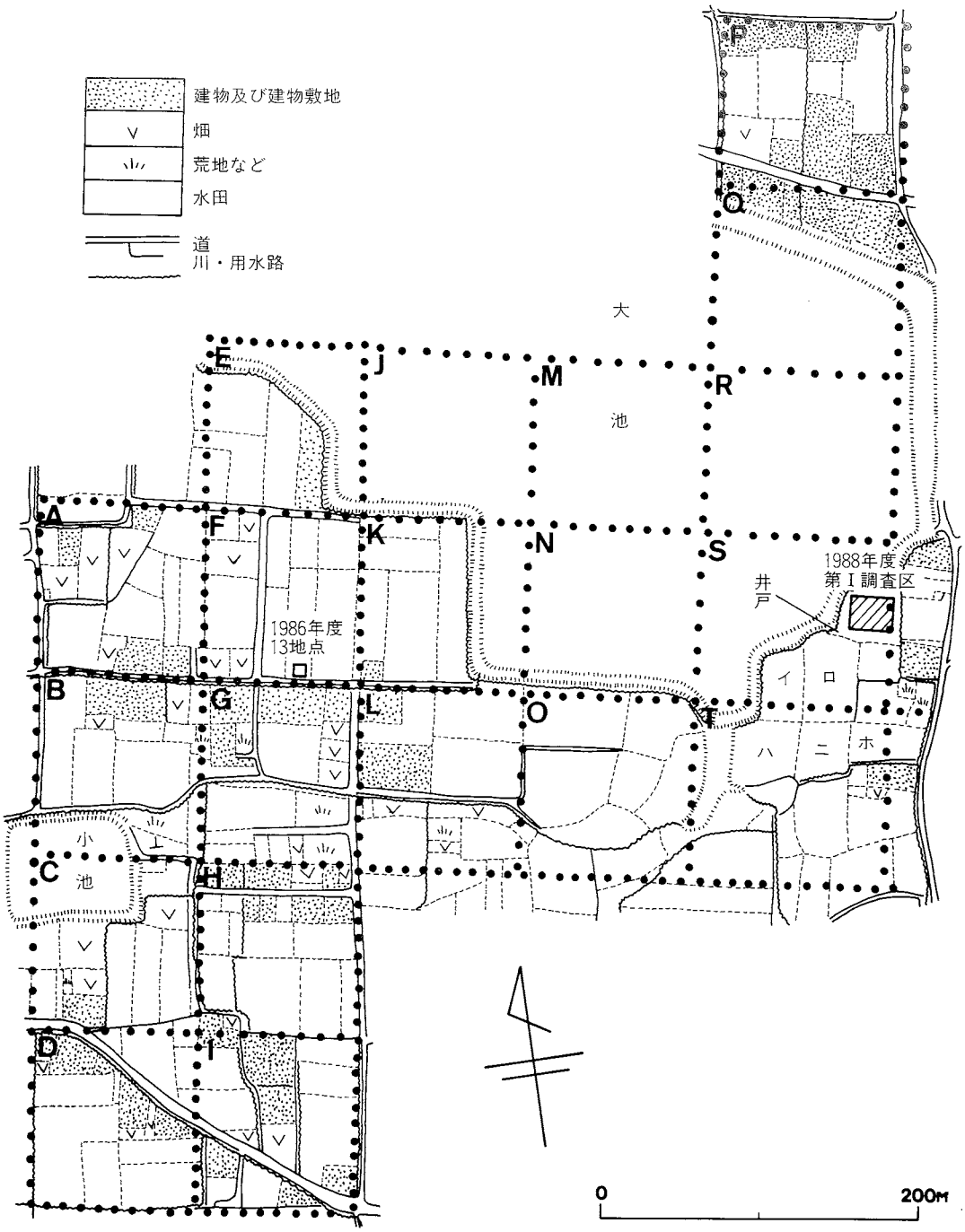


第104図　山田郡田図北地区比定地の土地利用

(1/500高松市太田第二地区土地区画整理事業現況図(昭和59年)を簡略化)

中に田積等の記述ができるように幅広く描いていることになる。

たとえばS坪の場合前述のように、現地表の観察からは、山田郡田図に描かれたような幅40～50mもの大規模な旧河道の存在を想定することが困難である。しかし、佐布田の面積から算出される幅15m前後の旧河道であれば、前述の第13地点の場合のようにかつて存在した可能性を想定し得る余地がある。

以上のように、小池から大池の東南隅へと続く、現存の小流とその両側の旧河道と同じ規模のものが、かつて100～200m北側に存在したと考える想定には、それほど無理がないであろう。とすれば、条里プランの復原を最大の根拠として推定した山田郡田図の現地比定は、少なくとも北地区において、地形の現地観察の結果ならびに若干の試掘調査の結果と矛盾しないことになる。一方、同図南地区の現地比定については、近世の順道図絵と現地の聞き取り調査によって、石上がその確認をしていることは前述の如くである。すなわち、山田郡田図の現地比定を、以上のように確定した上での検討が可能となる。

(2) 微地形の変化と山田郡田図

1988年度の発掘調査地点は、第104図に示す大池の東南のS坪内に設定した。この発掘調査地点は、前述の香東川の旧河道に沿った埋没中洲ないし埋没自然堤防の西端にあたる位置に相当する。その詳細な結果は、本書の当該箇所に報告されているが、山田郡田図との関係からすれば、次のような旧耕地面と微地形の変化の状況が知られたことに注目したい。

現在の水田面の下約50～60cm付近に直線状の溝を伴った水田面が発見された。溝は地表の条里地割と同一の方向であり、東西・南北に各2本ずつ、約10mほどの間隔で存在した。この水田面には多くのスキ跡があり、また偶蹄目の動物の足跡も発見された。この水田面に関連して、13世紀頃のものと考えられる須恵質土器椀底部片などが発見されており、その頃までは耕地面として使用されていたものと判断し得る。ここで発見された約10m間隔の溝については、大阪府の池島・福万寺遺跡で検出された畝遺構[89]に相当する性格のものである可能性が、後に推定されるに至った[90]。この推定の場合、この水田面が畑作に使用されたことがあったと考えるべきことになる。

さらに20～30cm下には、2～4㎡の小規模で不定形な形状の水田跡が発見された。この水田面は弥生後期頃と考えられる甕の口縁部の破片が出土する層の下にあたり、弥生時代後期以前の時期に比定し得る。

以上の弥生時代の水田面からも、13世紀ごろまで続いた水田面からも、本書に外山秀一が報告しているようにイネのプラント・オパールが検出されており、水田耕作が行なわれていたと考えてよいことが知られる。

さて、弥生時代の小区画水田面からは多くのヨシ属のプラント・オパールも検出されており、発掘調査地点の西側部分は当時比較的低湿な微地形環境であった可能性がある。この層がシルト質細砂の堆積を受けた後、前述の方格状の溝を伴う水田面が形成され、それが長い間安定した地表として存在した後、若干の堆積を受けつつも耕作がほぼ継続していたものとみられる。しかし、発掘調査地点の東部では、方格状の溝を伴う水田面の上に砂礫の堆積が見られ、洪水による自然堤防的な堆積を受けたことが知られる。つまり、中世後半以後において東側から自然堤防が拡大してきたことが知られ、空中写真で判読される前述のような埋没微高地は、それ以前においてはもう少し東側に後退した状態であったことが知られる。

この発掘調査地点すなわち、S坪に相当する部分の北東付近は従って、自然堤防的微高地の西側に位置し、後背湿地的な微地形条件であったが、次第に拡大した自然堤防の西端にとり込まれていった過程が知られることになる。

このS坪には、山田郡田図によれば、第105図のように「佐布田」87束代（1段266歩）のほか、その南側に「畠」10束代（72歩）と井戸、北側に「畠」90束代（1段288歩）と「畠成田」50束代（1段）および井戸と「倉」・「屋」、さらに「三宅」という記載などがある。山田郡田図の佐布田が実際の面積より広く描かれていることは前述の如くであるが、その北側の畠と畠成田もまた面積を正確には表現していない。しかし、山田郡田図が田・畠の位置関係をほぼ正確に示しているとすれば、S坪の北東部に設定した1988年度の発掘調査地点は、まさしく畠から畠成田にかけての部分であることになる。

畠がしばしば自然堤防的微高地に位置することは再言の必要がないが、畠成田が「畠に成った田」と解されるものとすれば、前述のように、弥生時代以来低湿な微地形条件であった自然堤防の西端という発掘調査の結果と合致することになる。山田郡田図では、「畠」と「壟」および「家」の所在地などを茶色に彩色し、田には彩色していない。このほかに白緑を使用しており、2ヶ所の「今畠墾田」と南地区の「今墾□」の部分は、代赭の茶色の上に白緑を重ねている。つまり、これらの墾田は前述のように、本来田とは認定されていなかった部分を後に墾田としたものであるから茶色の上に白緑を重ねたものと理解することが可能であろう。ただ墾田も現実の土地利用としては水田であるとは限らず、陸田であった可能性もある。

これに対し、畠成田の方は茶色に彩色された畠と倉・屋の立地点に東西をはさまれていながら、意識的に茶色の彩色をほどこさなかった部分を白緑で彩色したものである。従って、山田郡田図の表現によっても、前述の墾田とは異なり、本来田であったものが畠になったという先の推定が成立する可能性が高いことになろう。

ところで、山田郡田図の北地区の集計部分には次のように記されている。

右田数十一町四百十二束代　直米六十□石四斗

田租稲百七十七束三把六分不成

畠數一千四百十三束代之中

三百卌束代田墾得　直米三石四斗

六百九十束代見畠直米□石五斗

三百六十三束代三宅之内直不取

廿□代悪不沽

すなわち、ⓐ畠の総面積は1413束代であり、その内訳がⓑ「田墾得」340束代、ⓒ「見畠」690束代、ⓓ「三宅ノ内」363束代、ⓔ「悪不沽」20束代、であることになる。一方、前述のようにこの北地区の畠は茶色に彩色されているが、その部分の面積は10カ所計810束代であるが、三宅等のある区画の２カ所100束代を除けば710束代となり、ⓒとⓔの合計に等しい。さらに、前述の「畠成田」が50束代、「今畠墾田」が２カ所計290束代であるから、これを合計すると340束代となり、ⓑに等しくなる。図中の三宅・倉・屋・井の部分に面積の記載はないが、その面積は263束代であったものであろう。その区画には前述のⓒとⓔの合計から除外した畠２カ所計100束代があり、これに263束代を加えると、ちょうどⓓに示す363束代となる。この区画には佐布田87束代、畠成田50束代があったことが知られるから、これらの合計はまさしく500束代＝１町となり、全く矛盾がない。

以上のように、図中の畠が見畠と悪不沽とに、つまり現作と不作に分けられていることになる。また、「田墾得」とは「畠成田」と「今畠墾田」を意味していることになり、「田墾」とは（畠成）田と墾（田）の両方の略記とみることが可能となる。双方とも畠に分類されているのであるから、前述のように畠に成った田が畠成田の意であると解してよいことになろう。これが、田から畠への地目変更を意味するとすれば、どのような状況でそれが可能であったかは不明であるが、その位置が倉・屋・三宅に介在する部分であること、ならびに前述のように微細微地形レベルの地形条件の変化がかかわっていた可能性がある[91]。後背湿地的条件の部分に存在した水田が、拡大する自然堤防端に位置することから、やがて両者の中間的様相の条件下におかれるようになり、時に畑作さえ行なわれた可能性があるという発掘調査結果から知り得る状況は、山田郡田図の地目や彩色の状況から導かれる結果と適合的であるといえよう。

さて、1988年度調査の南西に1989年度調査の位置を設定した。山田郡田図の表現では、「佐布田」と「畠・井」が描かれた部分が所在するところであり、その南側の区画には「人夫等田家」と記載されている。

さて、トレンチはアルファベットのEを仰向けにした形で設定され、東から第１・第２・第３，南側の東西方向のものを第４と仮称することとなった。詳細な報告は、本報告書の担当部分において行われるが、ほぼ以下のような状況が判明したことに注目しておきたい。

西側の第３トレンチと中央の第２トレンチ南部に、第105図のような幅10～15ｍ程の浅い埋積谷が確認され、西方・東方・南方へ連続して延びていたと推定される。しかし、第１トレンチではこの規模の埋積谷は存在せず、わずかに幅２ｍ程のむしろ、溝状の遺溝があるに過ぎない。このような浅い埋積谷は、前年度の発掘調査地点で８ａ層と分類された地層と同時代に存在した浅谷である可能性が高い。８ａ層は、８世紀ごろから13世紀ごろまでの安定した耕地面であった可能性の高い部分であったから、第105図のような浅谷も当時のものであったと判断してよいことになろう。

これまた詳細は外山の報告によらねばならないが、第２トレンチ北半東壁で採取されたサンプルによれば、前年度の８ａ層に続く面と考えられる部分からはイネのプラントオパールが検出されず、浅谷の部分からは検出されている。つまり、前者は稲作の対象地でなかった可能性があり、後者は水田であった可能性が高かったことになる。

ところが、1989年度の第２・第３トレンチで確認された浅谷の形状は、山田郡田図に描かれた様相とは異っており、佐布田の面積によって修正を試みた第98図の状況とも合致しているとはいえない。しかも、この浅谷の谷底や壁面は、かなり明瞭に稲のプラントオパールを含む旧耕土と区分されており、谷底に直接水田が経営されていたと見るには若干の無理があるとみられる。従って、当初の見解[92]を若干修正し、この浅谷は山田郡田図に描かれた佐布田の本体と同一であったか否かについては結論を保留すべきことになろう。

この場合に留意したいのは、この浅谷の位置が、ちょうど東西方向の坪の境界線に相当していることである。山田郡田図では三宅・倉・屋等が記載されている第104図Ｓ坪の南側に相当し、山田郡８条12里35坪南辺の坪界である。しかも、1989年度第１トレンチ南端に、これに相当する可能性の高い溝が検出されており、位置・方向が完全に一致する。第１トレンチ南端のような溝が先行して設定されていたとすれば、洪水の際にその一部が浸食を受けて第２・第３トレンチのように広くなったことになる。第２・第３トレンチのような浅谷が先に存在したとすれば、条里プランの坪界の位置がちょうどそこに相当することになったので、その浅谷の低湿部分をそのまま坪界とし、東側部分では第１トレンチにみられるような溝を設定したと考えるべきことになる。

これらの溝・浅谷の年代を考古学的に厳密に決定することはできなかったが、山田郡田図の段階で、すでにこの付近に佐布田が存在したとすれば、後者のプロセスの方が可能性が高い。この場合、８世紀前半の段階で、すでにこの浅谷が埋積されており、そこに水田化された低湿な部分があり、高燥な部分へと移り変わる部分の第１トレンチ付近では溝が新設されたと考えられることになろう。山田郡田図に描かれた「佐布田」は、この埋積された浅谷部を含む、その周辺部一帯であったことになる。

以上の推定は、実は1990年度の調査結果をふまえて導き出すことが可能となったものである。1990年度の発掘調査は、第105図に示したような東西に長いトレンチで実施した。詳細な報告は遺構の説明部分においてなされるが、次の点にここでは留意しておきたい。

西側の第２・３・４トレンチ付近から、東側の第１トレンチ西端にかけて、上述の1988年度８ａ層とほぼ同様の水田土壌が確認されたが、東側の第１トレンチの大部分では水田土壌化が不明瞭であり、畠地であった可能性が高い。第１トレンチ西端付近の南北溝は、1988年度の調査地点のそれと類似の性格をもったものである可能性が高い。しかも前述のように水田と畠の境界付近に存在し、水田の畠化に対応した可能性の高い溝であるという推定とも矛盾しない。つまり、東側から西に向って1989年度の第２トレンチ北半付近まで張り出していた畠地は、1990年度調査の第１トレンチ西端付近まで東へ後退していたことになり、水田面は1989年度調査の第２・第３トレンチ南側、第４トレンチ付近から1990年度第２トレンチ付近一帯へと続いていたとみてよいことになる。

さて、この水田面は、1989年度のトレンチと1990年度のトレンチの南・西側への水田部分へと続いていた可能性が高い。しかしこの水田、すなわち第105図にスケールの入った地筆の南辺の畦畔の観察によれば、中央部から西南側では、1990年度第１トレンチ東部のような畠地の土壌が地表面直下に露出している。つまり、1989年度第２・第３トレンチから1990年度の第２・３・４トレンチへと続く水田面はその西南側の地筆の北東隅付近にしか及んでいなかった可能性が高いことになる。

以上のような水田分布を第104図の上で再説すれば次のようになる。同図イの地筆南辺からニの地筆へと向う方向の水田面があり、ハの地筆の北東隅、ホの地筆の西南辺、ロの地筆の西南辺の一部もこれに含まれていた可能性が高い。この部分が、山田郡田図に佐布田として描かれた水田に相当すると考えられる。

一方、イの地筆の北半からロの地筆にかけての畠であったと推定される部分は、山田郡田図に茶色で彩色され、倉・屋・井などが記された部分であることになる。ハの地筆の大半とホの地筆の大半の畠と考えてよい部分、ならびにニの地筆の水田であった部分などは、山田郡田図に「人夫等田家」と記された区画の北辺にあたる。「家」が一般に園地を伴い、土地利用上は畠と区別がつかないであろうことを考え合わせると、この区画は発掘調査で確認されたように、まさしく田畠両様の土地利用が混在していることになる。

このように検討を進めてくると、1988・1989・1990年度の調査で確認し得た土地利用は、山田郡田図に、畠・畠成田・佐布田・人夫等田家と記した状況と合致するものであると結論付けることが可能となる。畠成田の実体についてはすでに詳述したが、佐布田についてもさらに次のような特性を抽出し得ることとなる。

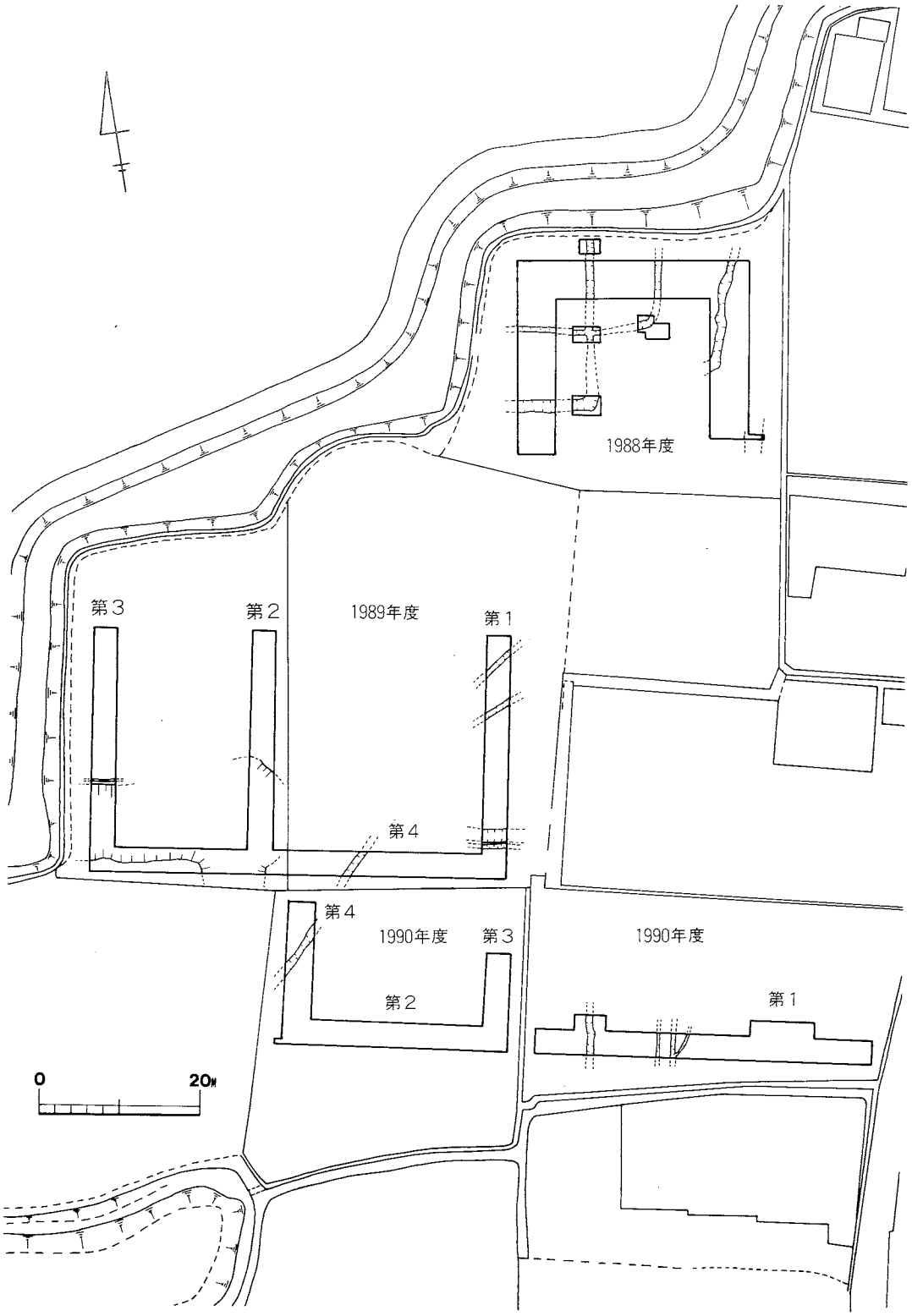


第105図　1988～1990年度発掘調査地点と８～13世紀ごろの主要遺構

佐布田は確かにやや低湿な部分に立地した水田であり、浅谷などが埋積した部分を含んではいたが、全体が直接的に新しい旧河道に相当するような性格のものではなく、畠の部分に比べてわずかに低い凹地であるに過ぎなかった。前述のような微地形の規模からいえば、旧河道といった基本微地形レベルの規模ではなく、この部分ではもっと小規模な微細微地形レベルの凹地に立地する水田であったことになる。それだけに水田としての条件がよく、山田郡田図に描かれた佐布田は面積87束代で直米１石５斗であり、１町当りに換算すると、表14のように直米８石６斗といった高額の上田であったことになる。ただ、佐布田のすべてが、これほどに高額の直米ではなかったことは、すでに表14および第97図によって説明したところである。

先に述べたように、山田郡田図はおおよその分布状況を反映させつつも、条里プランの坪の区画ごとに土地利用をまとめて表現している。この区画の場合も帯状の佐布田の分布の表現はあくまでもその概要を伝えたものと考えてよいであろう。

## Ⅴ　おわりに

すでに述べたように、1989年度第１トレン南端で発見された東西溝は、条里プランの坪界線に相当する位置である。山田郡田図比定地付近一帯には、このほかにも条里プランにかかわる道・畦畔・溝等の検出が相次いでいる。それらについて、当初「山田郡田図比定地付近の地下条里遺構」として整理し、小稿において加える予定でいた。しかし、時間の制約から果たすことができなかった。幸か不幸か山田郡田図比定地付近では、区画整理事業ならびに高松東バイパス関連事業・高松空港跡地再開発事業などに関連して発掘調査が進んでおり、データはさらに増加しつつある。それらを含め、近い内に整理・検討を加えたいと思う。山田郡田図比定地ならびに高松平野の全体的な景観復原に言及するのも、その際の課題としておきたい。

### （注）

1）　虎尾俊哉『班田収授法の研究』吉川弘文館　1961年　291～307頁
2）　『大日本古文書（編年）』二　335～337頁
　　前掲１）　295～307頁
3）　『令集解』巻12　田令ロ分条
4）　金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂　1985年　43～56頁
5）　前掲４）　10～21頁
6）　多和文庫蔵、『大日本古文書（編年）』二、44～50頁。本書、石上論文参照。
7）　岸俊男「奈良時代の賃租に関する一史料」、『ヒストリア』12、1955年、同『日本古代籍帳の研究』（塙書房、1973年）に再録。
8）　前掲４）　56～64頁
9）　岸俊男「班田図と条里制」（『魚澄先生古稀記念国史学論叢』　1959年『日本古代籍帳の研究』前掲７）

に再録）

10） 前掲４）

11） 『続日本紀』養老７年７月17日、天平15年５月27日条

12） 前掲４） 127～130頁

13） 『続日本紀』延暦10年５月戊子条

14） 『大日本古文書（編年）』３ 187～244頁

15） 岸俊男『日本古代籍帳の研究』塙書房 1973年 391～414頁

16） 『平安遺文』4609号

17） 田令には、「凡応班田者。毎班年。正月卅日内。申太政官。起十月一日。京国官司。預校勘造簿。至十一月一日。総集応受之人。対共給授。二月卅日内使訖。」

18） 鎌田元一「郷里制の施行と霊亀元年式」（上田正昭編『古代の日本と東アジア』小学館 1991年）

19） 前掲１） 295～307頁

20） 金田章裕「越前国・若狭国の条里プラン」、『福井県史 資料編16下 条里復原図（解説）』 福井県、1992年

21） 山田郡牒案 『図録東寺百合文書』京都府立総合資料館 1970年 21号文書

22） 『大日本古文書（編年）』五、460～461頁

この校出田については山田郡田図の畠が水田化されたとする考え（福尾、米倉、いずれも後掲）があるが、山田郡司牒によって、その推定が成立しないことが判明することになった。なお、校出田注文にみえる11カ所の田は、いずれも１町から本来の弘福寺田を差し引いた残りの面積以下であるべきことになり、事実10カ所はそうである。唯一の例外は校出田注文９条７里25原田の２段70歩であり、この坪に相当する山田郡田図の屎田は田400束代、畠100束代であるから、上の論理からすれば２段以下であるべきである。しかし、このような70歩の差が生じた理由として、次の２通りの可能性が想定し得る。

① 和銅２年（709）以来の弘福寺田は20町であるのに、山田郡田図の田は20町10束代であり、10束代増加している。この10束代は和銅２年以後に増加したものであり、それがこの区画内にあったとすれば、その分もまた誤って口分田とされた可能性がある。ちなみに10束代は72歩に相当するから、計算上は全く矛盾しない。

② すでに指摘したように、山田郡条里の最も西側の区画。すなわち郡境のすぐ東側の区画は、北側が少し広く、南へ行くほど狭くなっている。従って、正確に測量し直すとすれば、９条７里北端付近では70歩分すなわち約２ｍ程度は幅が広かった可能性がある。

以上のうち、①であるとすれば、口分田として誤って班給された原因が、和銅２年の弘福寺田を定め記した国府側の記録にあることはより明確となる。また①の推定には、後述のような「畠成田」の問題も関連する。

23） 伊藤寿和「讃岐国における条里呼称法の整備過程」、『歴史地理学』120、1983年

24） 昭和46年測量

25） 伊藤、前掲[23]は「郡界が直線で画され、かつ阡陌地割の上にのっている点からすれば、これら一連の直線郡界は阡陌地割の施工と同時か、また少し遅れて設定されたと考えられる」、とするが、これは間違いとすべきであろう。

26） 日野尚志「南海道の駅路――阿波・讃岐・伊予・土佐四国の場合――」、『歴史地理学紀要20』所収、1978年

27） 金田、前掲４）196～204頁

金田章裕「条里と村落生活」、香川県編『香川県史 １ 原始・古代』四国新聞社、1988年

28) 立体地図の作製には大阪府立大学藤井正氏の全面的な御協力を得た。
29) 高重進「弘福寺領山田郡田図の集落とその比定」、『史学研究』55、1954年、同『古代・中世の村落と耕地』（大明堂、1975年）に再録。
30) 福尾猛市郎「讃岐国山田郡弘福寺領田図考」、『社会科教育歴史地理研究論集』所収、1957年。
31) 米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」『広島大学文学部紀要』12、1957年。
32) 高重進「讃岐の条里」、『広島大学文学部紀要』25、1965年。
33) ただし、高重論文・米倉論文に記載された坪並の遺称と考えられている通称地名の存在は、追跡調査を試たが確認することができなかった。
34) 『平安遺文』2519号
35) 吉田東伍『大日本地名辞書』ほか。
36) 高重、前掲32）
37) 『福井県史　資料編9　中・近世七』865頁、本書石上論文参照。
38) 金田、前掲27）「条里と村落生活」
39) 両山は相互に見通せる状況にあるが、芳岡山の方が、はるかに目立つ、明確なランドマークである。
40) 本書収載の論文のほか、次の2論文がある。
石上英一「山田郡田図の調査」、『東京大学史料編纂所報』20、1986年
同「弘福寺文書の基礎的考察――日本古代寺院文書の一事例――」、『東洋文化研究所紀要』103、1987年
41) 写本であることの限界の一つは、同図における記入・着色の順番等が判断材料として使用できない点にある。
42) 主として石上（本書）によるが、一部は石上氏および栄原永遠男氏と共に1987年8月23日に実見・熟覧した際の知見を加えた。閲覧を許された松岡弘泰氏に御礼申しあげる。
43) 金田、前掲4）、57頁図1～4、などでは、上半部の方格を12区画に表現していたが、本稿の如く改める。
44) 本書石上論文
45) 金田、前掲4）、44～46、56～59頁
46) 石上、本書論文
47) 福尾、前掲30）
48) 石上、本書論文
49) 高重、前掲32）
50) 米倉、前掲31）
51) 石上、本書論文
52) 「～田一町」と判読できるのは8区画のみであるが、記載パターンからみて、山田郡田図の中では、この8区画のみが一町全域を弘福寺田が占めていたとみられる。
53) 例えば『続日本紀』巻8、養老3年（719）9月丁丑条に、「詔、給天下民戸、陸田一町以上廿町以下、輸地子段粟三升也」とある。
54) 前述のように、この班田が実施された年の前後に、讃岐国では条里呼称法が導入されて条里プランが完成したと考えられるから、このころに寺田もまた、条里プランによる表示へと転換したものと推定される。従って、この転換作業がこのような間違いに結びついた可能性が想定されるが、以上のような具体的事実によって、この事例の場合にはその可能性を考慮しなくてもよいことが判明する。
55) 金田章裕「国図の条里プランと荘園の条里プラン」（『日本史研究』332　1990年）

56) 『大日本古文書』(編年) 七、1～3頁
57) 石上、本書論文
58) 金田、前掲4)、315～318、334頁、石上の研究によって同書の数値には若干の誤りが含まれていることが判明した。本稿によって訂正をしておきたい。
59) 高重、前掲29)
60) 米倉、前掲31)
61) 金田、前掲4)、241～281頁
62) 石上、本書論文
63) 金田章裕「古代・中世における水田景観の形成」、渡部忠世ほか編『稲のアジア史 3 アジアの中の日本稲作文化』、小学館、1987年
64) 金田、前掲63)
65) 金田、前掲4) 56～64頁
66) 例えば、b・cの直線は多少短くなるものの、dはほとんど変らず、aは逆に長くなることになる。
67) 『大日本古文書』家わけ第十八、東大寺文書四、以下、東大寺開田地図については同書による。
68) 9世紀以後に一般化する、条里プランの基本区画を「坪」と呼ぶ様式は、8世紀にはほとんど使用されていなかったと考えられるが(金田、前掲4)、55～56頁)、便宜上「坪に相当する区画」あるいは「坪の区画」という表現を8世紀についても用いることがある。
69) 金田章裕「古代・中世絵図類における条里プランの表現をめぐって」、水津一朗先生退官記念事業会編『人文地理学の視圏』大明堂、1986年。金田章裕「越前国足羽郡糞置村開田地図における山の表現と条里プラン」、荘園絵図研究会編『荘園絵図絵引』、東京堂出版、1990年
70) 東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』三近畿二大和、東京大学出版会、1988年
71) 『大日本古文書』家わけ第十八、東大寺文書二、270頁と271頁の間。ただし同図の場合には若干の幅の広狭があり、中洲的な表現もみられる。
72) 前掲
73) 額安寺伽藍並条里図に描かれた池の部分であったと推定される損滅部が、近年まで存続していた大和郡山市額安寺の小手ケ池・東池とほぼ合致する(金田、全掲4)、267頁)。
74) 金田、前掲4)、190～194頁、溝の規模や構造については同書参照。
75) 奥田真啓「荘園前村落の構造について」、『史学雑誌』58－3、1949年
弥永貞三『奈良時代の貴族と農民』至文堂、1966年、125～175頁
大西青二「東大寺領道守庄遺跡調査概報」、『日本歴史』244、1968年
水野時二『条里制の歴史地理学的研究』大明堂、1971年、799～807頁
などが、現地比定について詳細にふれたものである。このほか道守村開田地図に言及した数多くの研究もすべてほぼ同様の考えに立脚しているとみてよい。
76) 金田章裕「東大寺領越前国開田地図における絵画的表現と条里プラン」、『福井県史研究』9、1991年
77) 福井市帆谷町・二上町付近に比定される(金田、前掲69)、1990年に詳細に論じた)糞置村が足羽郡西南七条・八条であり、道守村が同郡西北一条・二条であるから、両者の間に約6条分の南北距離があるべきことになるが、福井市下江守町の2つの岡を絵図記載の2つの岡に推定すると、それより距離が短いことになる。この説明のために水野は(前掲)足羽郡西北一条が同郡西南一条と兼ねていたと解釈したり、白崎昭一郎(「道守・糞置両庄の形成過程と足羽郡条里」、『福井県史研究』5、1987年)のように考えるなどの様々な説明がなされてきた。条里プランの詳細な復原は『福井県史資料編16下条里復原図』(1992年)参照。

78) 金田、前掲55)

79) 金田、前掲69) 1990年

80) 金田、前掲69) 1990年

81) これらの地目については後に詳述する。

82) 高桑糺、『2万5千分の1土地条件図、高松平野』、国土地理院、1986年

83) 高松市教育委員会編『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』 1987年
同『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 1988年・1989年・1990年・1992年

84) 自然堤防帯の微高地には、ポイントバーのような成因の異なるものもあるが（金田、前掲63)、便宜上自然堤防的微高地ないし自然堤防類として一括しておきたい。

85) ただし、同図に記入した推定区画線の位置は一つの目安であり、以下の分析においては絶対的な位置とはならない。

86) 粘土を採取した部分においては、代わりの土を入れて旧に復すのが近年の通常の方法であるが、かつて微高な土地の場合に地下げの効果を伴ったりしたことも想定される。ただし、全面的にすべての情報が失われているとは限らないであろう。

87) 高橋もこの付近に、埋没旧中洲ないし埋没自然堤防の存在を予測している。埋没微地形と地表の微地形とが必ずしも合致するとは限らないが、この部分の微高地が埋没旧中洲に規制されて形成されたものである可能性は高い。扇状地の流路の基本的な方向と合致する西南—北東方向の紡錘形の微高地として山田郡田図に描かれていることとも矛盾しない。

88) 外山秀一 本書論文

89) 財団法人 大阪文化財センター『池島・福万寺遺跡 発掘調査概要』 1991年、67～72頁

90) 高橋学による。

91) 灌漑条件の悪化の原因としては、洪水による堆積、河川の水位低下、その部分に導水していた用水路の破損等が想定され、これらが複合していた可能性もある。

92) 金田章裕「弘福寺領讃岐国山田郡田図の微地形表現」 前掲83) 1990年

# 2。弘福寺領山田郡田図の史料学的分析

石　上　英　一

1。　山田郡田図研究の史料学上の意義

本項では、第一章第二節で提示した山田郡田図の史料学的検討の四段階の作業のうち、2．田図自体の史料学的分析（文字の解読、闕失部分の復原、彩色の分析）を主題とし、合わせて3．田図の史料学的所見と田図比定地の地理学的・考古学的調査との総合分析及び4．田図が記録している経済関係・社会関係及び農業経営の自然環境の分析に論及することを課題とする。

最初に、山田郡田図の史料学上の意義について述べる。現存本山田郡田図（重要文化財、多和文庫所蔵）は、第一章第二節で論じたように、東寺による11世紀後半から12世紀初頭における弘福寺の末寺化と弘福寺寺領の直接支配の中で、寺領復興事業のために天平7年作成の原本を模写した写本である。後述のように、現存本は原本の忠実な模写であり、「内容的に何ら疑念はない」（福尾猛一郎「「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考」）と評価されている。従って、以下においては写本であることを考慮しつつ、現存本を使用して8世紀の弘福寺所領について述べる。山田郡田図の史料学上の価値としては次の諸点を上げることができる。

①現存する最古の荘園図

1．　現存する日本最古の荘園図、土地所有の実態史料

現存する田図・荘園図の内で、山田郡田図は天平7年（735）に「田図定」を行ったことが記されており最古の荘園図である。しかも、山田郡田図は天平7年の班田の際に寺田を確定するために作成されたものである。

2．　寺領経営の実態と展開過程を示す最古の史料、すなわち最古の在地の荘園史料

寺領など大土地所有の実態を示す史料は、東大寺荘園史料など8世紀半ば以降は少なくないが、山田郡田図は最も古い史料である。また、山田郡田図には、畠や非耕地から田への転換、田から畠への転換など寺領経営と耕地開発の時系列的発展過程が示されている。そして、現地比定、発掘調査による遺構の比定により環境復原が可能である。さらに、山田郡田図は弘福寺や東寺の歴史を考える上で不可欠の史料であることは言うまでもない。

3．　寺領領域の現実の景観・地形及び耕地形態と描画された画像史料の関係を検討する史料

発掘調査で検出された遺構、地理学調査による古環境復原と、田図に描かれ景観の関係の分析から、田図作成者の景観認識、田図作成の方法・プロセスを解明できる。

4．　条里地割り、条里呼称の形成過程を示す史料

山田郡田図には条里地割りが一町方格の方格線で描かれかつ方格内の田には田名が記され、また耕地が部分的に条里地割りにより規制されていることが知られるが、条里呼称は記載され

ていない。したがって、金田章裕「条里プランと小字地名」(『条里と村落の歴史的地理学研究』大明堂、1985年) が明かにしたように、山田郡田図は、条里地割は施行されているが条里呼称体系は未成立の段階であること、寺田内に誤って班給された口分田を校出した天平宝字７年(763) 校出田注文には条里呼称が記されているので、讃岐国では天平７年から天平宝字７年までの間に条里呼称が成立していることがわかる (第４章第２節１参照)。

5. 古代高松の景観と社会編成を示す史料

高松平野は、古代の条里開発、近世の香東川付替・溜池築造と水利網整備、近代の内場ダム水系整備、戦後の香川用水建設、近年の都市開発・土地改良により、景観・水利が大きく変っている。山田郡田図の調査はそれらの歴史的変化を遡り、前近代の景観変遷を考える契機となる。また、山田郡田図は、古代における直線郡界設定による人為的な郡編成や、弘福寺寺領設定による地域社会の政治的編成過程を考える史料ともなる。

6. 文献史学と地理学・考古学・民俗学の総合的調査研究が可能な史料

②地域の歴史の普及と山田郡田図比定地発掘調査事業

1. 荘園の領域的総合調査

国庫補助事業である本調査事業は、古代の山田郡田図を一素材とした高松平野の中央部の古代に関する歴史学・地理学・考古学・民俗学の地域的総合学術調査であり、かつ近年全国的に展開されている丹波国大山荘・播磨国大部荘・播磨国斑鳩荘・豊後国田染荘などの荘園領域調査の一環でもある。

2. 地域の歴史と解明

奈良県と並ぶ全国でも有数の条里景観遺存地域であり、かつ「讃岐の溜池」として語られるような近世の目覚しい耕地開発の歴史が刻まれた地域である高松平野は、戦前の飛行場建設、近年の土地改良事業・圃場整備事業、太田地区区画整理事業、道路建設工事、高松空港の移転と跡地開発、都市化と農業経営環境の変化により、この10年間に劇的な変貌を遂げている。このような状況の中で、高松市の旧郡部では、郷土誌の編纂や郷土の歴史・民俗の見直しが盛んに行われている。本事業は、このような開発と産業構造・生活環境の激変の中で、文化財や遺跡、地域の歴史・文化を考える重要な契機の一つとなろう。なお、旧陸軍飛行場に接収された上林から下林南部の地域の人々は、戦争により奪われた村と生活を復原する試みを続けている。奇しくも、山田郡田図南地区は旧陸軍飛行場接収地にかかる。その故に、本調査事業は旧陸軍飛行場接収地域の景観復原の営みとも重なるところがある。

## 2. 山田郡田図の調査

### 2.1. 調査の経緯

戦後の条里制・荘園制研究の盛行の中で山田郡田図の歴史地理学的・史料学的研究が深められたが、それらの多数の研究の中で史料調査の所見に基づいて論じているのは福尾猛市郎「「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考」(杉本直治郎・沖野舜二編『社会科教育歴史・地理研究論集＝第五回社会科教育歴史地理研究徳島大会記念＝』、1957年。後に福尾『日本史選集』福尾猛市郎先生古稀記念会、1979年、所収)である。福尾氏は、「この田図が果して天平当時のものかどうかについては前々から問題もあったとかで、全然疑念の余地なきものならば、既に早く国宝などの指定を受けているはずであると聞く」(65頁)と述べて、現存本が天平７年の原本ではなくて後代の写本であるとの説があることを示している。岸「班田図と条里制」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、1973年)が注で「現存のものが、延暦十三年五月十一日付弘福寺文書目録(注略)にみえる「讃岐国田白図一巻副郡司牒二枚」に当るかどうか確かでない」(405頁)と断わるのも同様の含意であろう。このように現存本の作成時期について検ずべき問題が存在する。その作成時期について明言したのは香川県教育委員会編『多和文庫典籍緊急調査報告書』(一)(1975年３月、香川県教育委員会)であり、そこには「天平七年讃岐国墾田図模本」として、「模本　鎌倉時代」、「本書、奈良時代の原図の模本にして、模本作成年代はおそらく鎌倉時代か」(46頁)と記されている。この評価がどのような手続きを経て下されたものであるかは、論証が一切提示されていないので不明である。現存本が原本であるか写本であるかは別として、山田郡田図の文字と彩色については、未だ明かにされていない点が多い。山田郡田図の釈文としては、従来、『大日本古文書』七及び福尾「「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考」所収のものが依拠すべきものとされていてきた。また、田図は三紙が貼り継がれた約125cmの長さであるため、文字を判読するのに十分な大縮尺の写真が提供されてこなかったこと、田図の彩色を再現するカラー図版の精度の高いものが提供されていなかったことなど、研究の阻害要因があった(1)。

一方石上は、1978年11月・1984年８月・1988年８月の史料編纂所の多和文庫調査(1987年は金田章裕・栄原永遠男・藤井雄三氏同行)、1988年11月の史料編纂所・高松市教育委員会による撮影(撮影：便利堂)、1991年５月の史料編纂所による新指定文化財調査において実物観察の機会を得た。調査に当っては、多和文庫主松岡弘泰氏の格別のご高配をいただいた。その成果は、これまでに発表してきたが、本項でも再度料紙構成や釈文・彩色を掲げて、その解読について述べる。なお、田図の計測については史料編纂所山口英男氏の助力をえ、また田図の彩色については史料編纂所野村ゆかり氏の助言をえた。

## 2.2.　田図の形状と釈文

### 2.2.1.　料紙の編成

最初に料紙の編成について述べる。なお以下の田図の論述においては、必要に応じて、田図の描画方向に従って、料紙の右端方向を上、料紙の左端方向を下、料紙の天方向を左、料紙の

地方向を右と表現する。したがって、方位との関係は、南は上、北は下、東は左、西は右となる。

料紙及び界線などの計測値は、第106～108図の如くである。山田郡田図は３紙からなる。３紙とも同一紙質で、材質は楮紙である。第１紙は右端が不整欠損し、左上隅が天辺で11.4cm、第２紙との継目の左端で天から14.7cmの位置まで大きく台形に欠損している。第１紙の紙長は、右端の欠損が甚だしいが、天辺が残存部右端点と天辺に第１紙・第２紙継目から下ろした垂線の交点で51.6cm、天辺より約２cm下で同じく継目から垂線まで53.1cmである。地辺は、地辺より約１cm上の「山田香河二郡境」の第一字目の「山」字の位置で54.0cmである。第２紙との糊代は左上継で（第２紙が上、第１紙が下）、第１紙は第２紙の下に0.7cm入り込んでいる。即ち糊代が0.7cmである。したがって、第１紙の紙長は54.7cm以上となる。第１紙と第２紙の修補の際の継ぎ直しについては後述する。第１紙の紙高は、右端近傍の天辺・地辺残存部で28.1cmである。左端は、天辺残存部の延長線と左端残存部からの垂線の交点で28.1cmである。第２紙は、右上隅が天辺で4.5cm、第１紙との継目の右端で天辺から11.2cm欠損している。第２紙の紙長は、天辺が残存部からの延長線と右端の継目から垂線の足の交点の位置から左端までで54.3cmであり、地辺は完存していて54.5cmである。第２紙と第３紙の継目は右上継ぎである。第２紙の右端が後述のように継ぎ直しの際に0.3cm切除されているとすれば、紙長は54.7～54.8cmとなる。この紙長は第１紙の紙長とほぼ同じである。紙高は、右端で天辺は残存部からの延長線との交点から地辺までで28.1cm、左端で28.3cmである。第３紙は、左上と左下が闕損しているが、天辺から約７cmの位置で紙長16.3cmである。第２紙との継目の糊代が0.7cmであるから料紙長は17.0cm以上となる。紙高は、右端の第２紙との継目で28.3cm、左端で天辺残存部からの延長線と地辺残存部からの延長線と紙長計測点から天辺・地辺への垂線の足の各交点の位置で28.2cmである。

これら料紙の紙高は、第１紙の地辺の「西」字と第２紙天辺の「東」字の一部が修理の際に切り除かれているので、元来は28.5cm程度であったと考えられる。

第106～108図に概略を示した如く第１紙及び第２紙に欠損が甚だしく、そのために丁寧な裏打ちと表装が施されている。裏打ちは二重である。初度の裏打ちは全面に施されているが、この裏打ち自体の欠損や、裏打ち後の欠損の進行も生じている。そこで初度の裏打ちの上から更に全面に二度目の裏打ちを施して、天地に縁を付し、台紙・表紙を著している。この二度目の裏打ちと表装は松岡調が入手した後に高松の経師に施させたものであり（『年々日記』明治15年４月２日条・同16年２月26日条）、初度の裏打ちは、柏木貨一郎が所持していた段階で既に施されていたものであると考えられる。

第１紙と第２紙の継目は、「弘福之寺」の継目印の中央部が、紙長方向に３mm縮まっているから、修理の際の継直しにより、第２紙の右端が切り縮められたか、糊代の下への第１紙の入り

込みが増えたと推定されるが、おそらく前者であろう。欠損は第１紙と第２紙・第３紙は状態が異なる。第１紙は右端から左の方向へ７～８cm毎に地辺から天辺方向に欠損が生じており、左端では左上隅が大きく欠損している。第２紙・第３紙は、第３紙から第２紙の方向へ７～８cm毎に地辺から天辺方向へ欠損と紙面の損耗が生じている。第３紙には２か所の大きな欠損があるが、第２紙における大きく欠落するような欠損は右上隅のみであり、第３紙から続く損傷は、部分的な小さな穴と、主として裏面から進行していると思われる紙面の損耗という状態で現われている。第１紙左上隅の欠損と第２紙右上隅の欠損が両紙の紙継目の中央部で一致していないこと。第１紙と第２紙の継目表印の修補の際の切り縮め、第１紙と第２紙・第３紙の欠損の繰返しの進行方向の違いは、第１紙と第２紙・第３紙が、初度の裏打ちが施される段階では２断簡に分離していたことを示していると見ることも出来るかもしれないが、なお不明な点が多い。

第１紙・第２紙には、紙高約28.5cm、紙長約55cmの完形の料紙が使用され、第３紙はその料紙を３分の１にしたものが使用されていたのである。なお、第１紙の右に原表紙が接続されていたかどうかは、第１紙右端が幅約１cm弱欠損しているので不明であるが、恐らく原表紙は無かったと考えてよかろう。

### 2.2.2. 田図の構成

次に田図全体の構成を概観しておこう。端裏の外題の有無は第１紙右端が欠損しているので不明である。表面の首題または書出し文言は、存在したとすれば第１紙右上隅がその位置であるが、「□[山]田郡□郷船椅□[里]」（釈文**5**）の所在注記があるので、それらが存在した余地は無い。田図は、第１紙右端を上に、第２紙左端を下にして、方位は上を南、下を北にして描かれ、第３紙には田図と直角に紙高方向を天地として年月日及び書止文言（「田図定」）と使僧・寺家署判が記されている。

田図の構図を見てみよう。第１紙右下の「山田香川二[郡]境」（釈文**1**）の注記の左から第２紙左下隅の第３紙との継目まで、地辺から1.0～1.2cmのところに標記の郡界を示す墨の直線が引かれている。「山田香河二郡境」の注記は第二紙右下隅にも記されている。この郡界線は一直線であり、現在まで郡界として、ついで町村界として機能している。そしてこの郡界線を基線として一町方格の地割が墨線で二か所に描かれている。これら一町方格の地割は条里の一坪に当たる。この二か所の方格地割が寺領田畠の所在地であり、寺領に関係しない地域の方格地割は描かれていない。第１紙には寺領の所在する郡郷里名（「□[山]田郡□郷船椅□[里]」と南地区の11か坪の寺領と南地区の田畠に関する集計記載、第２紙には料紙右端を坪界線として北地区の20か坪の寺領と北地区及び南北両地区の田畠に関する集計記載が記されている。第１紙の集計記載の隣りの南地区の図と北地区の図の間には「×夫田十町□□在」（釈文**28**）の記載がある。これ

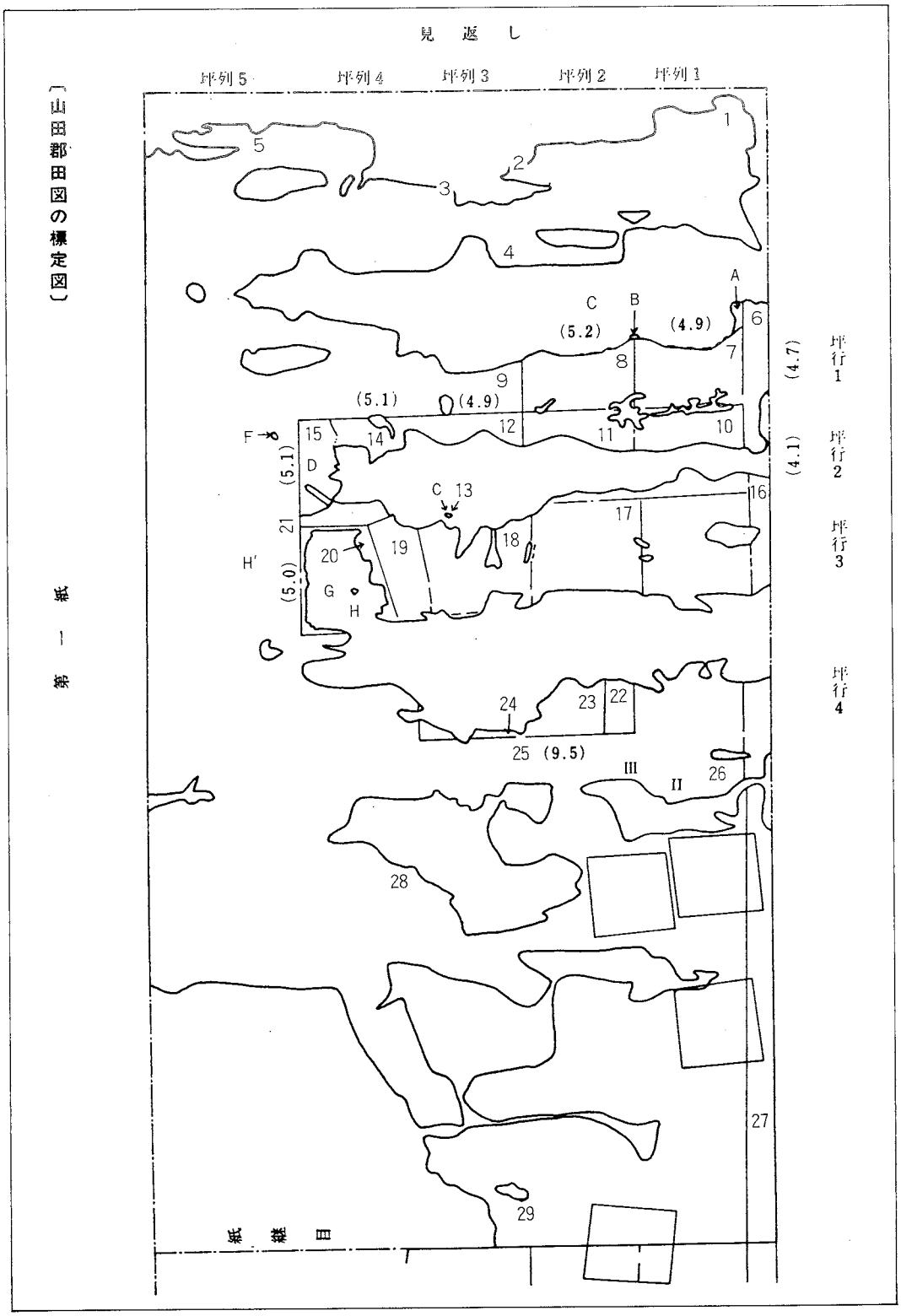


第106図　山田郡田図の料紙と構成(第1紙)

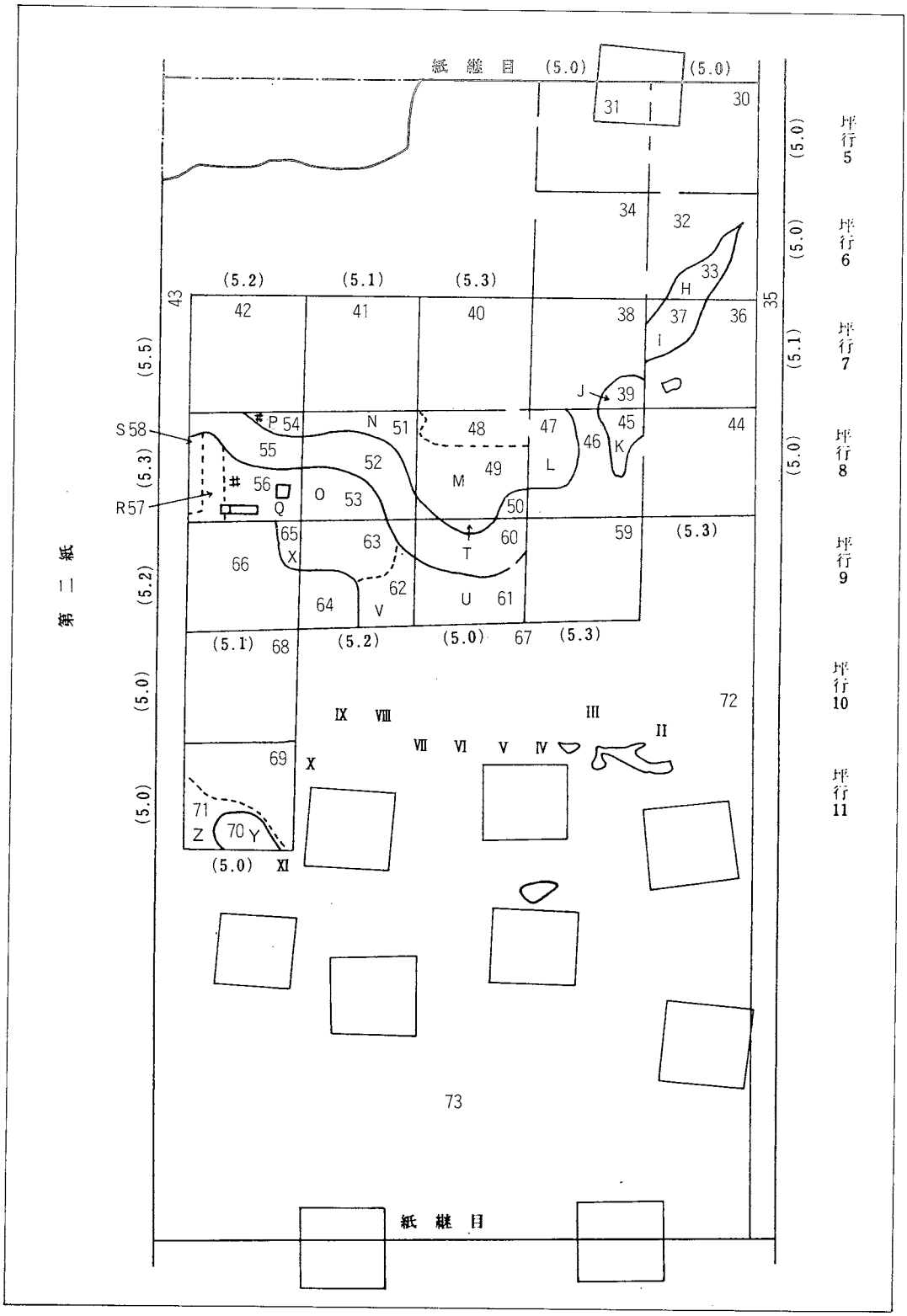


第107図　山田郡田図の料紙と構成(第２紙)

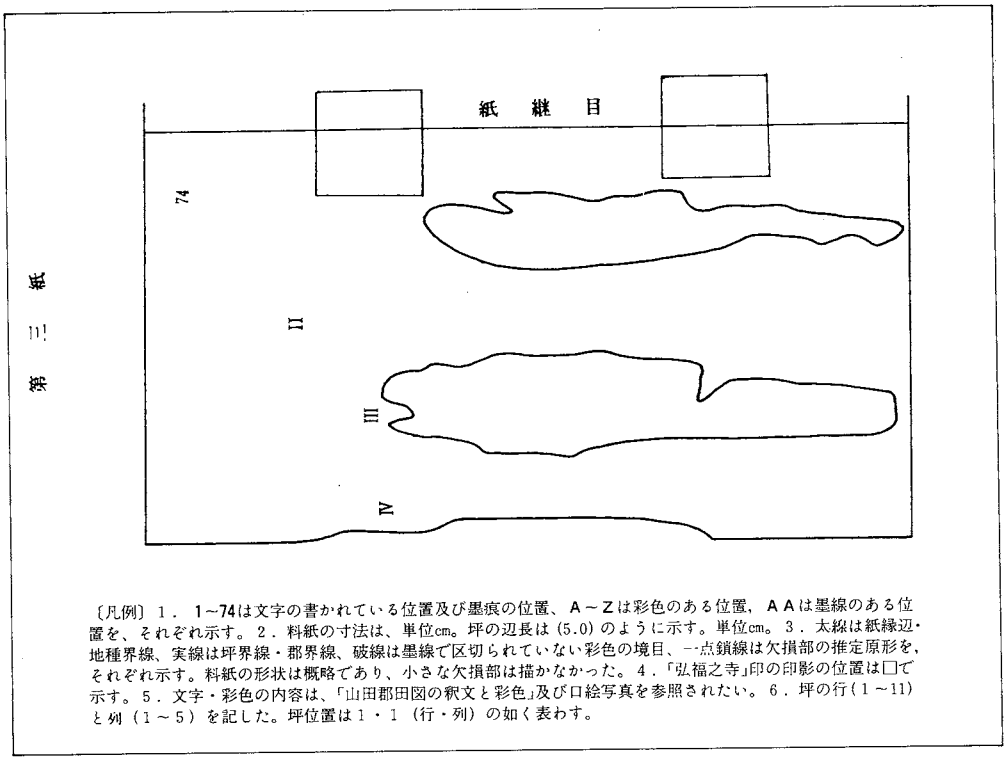


〔凡例〕１．1～74は文字の書かれている位置及び墨痕の位置、Ａ～Ｚは彩色のある位置，ＡＡは墨線のある位置を、それぞれ示す。２．料紙の寸法は、単位cm。坪の辺長は（5.0）のように示す。単位cm。３．太線は紙縁辺・地種界線、実線は坪界線・郡界線、破線は墨線で区切られていない彩色の境目、一-点鎖線は欠損部の推定原形を，それぞれ示す。料紙の形状は概略であり、小さな欠損部は描かなかった。４．「弘福之寺」印の印影の位置は□で示す。５．文字・彩色の内容は、「山田郡田図の釈文と彩色」及び口絵写真を参照されたい。６．坪の行（１～11）と列（１～５）を記した。坪位置は１・１（行・列）の如く表わす。

第108図　山田郡田図の料紙と構成（第３紙）

は、南地区と北地区の間には寺領でない人夫田が長さ十町余にわたり存すること、両地区の間の空白がそれに相当することを示すために記されている（福尾前掲論文、70頁）。

一坪の辺長は第106～108図に示した如く５cm強であり縮尺は約2000分の１程度である。(米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」『広島大学文学部紀要』12号、1957年９月、365頁参照)。寺領の東西幅は、南地区で最大４町、北地区で最大５町なので、天地にそれぞれ１cm余を残して紙高方向ほぼ一ぱいに５坪を描いている。すなわち紙高９寸５分（28.5cm）の料紙に、天の余白と地の余白各５分、方格１辺１寸７分（5.1cm）の５坪分８寸５分（25.5cm）の規格で方格を描いたことが知られる。

各坪の方格の中には、坪地名（正確には坪内の田の名）・地積（町・束代）・地品（上・中）・直米（賃租直米、石斗）が記され、坪内に更に田以外の区分がある場合にはその部分にも地種・地積・直米などを記している。坪内の田以外の区分は彩色により地目を示し、その彩色を地形形状を示す墨線で囲む場合が多い。文字の大きさは、坪内の記載でも、一般に当時の公文書と同様に0.5～１cm程度あり、区分された地種内の文字も３mm程度はあり、欠損や損耗部分でなければ判読に困難はない。

### 2.2.3.釈文の概要

調査の結果を、第109図に示し、文字と彩色の記載・描画毎に掲げ説明を行なう。一町方格の位置は行（南北方向。１～11）と列（東西方向。１～５）により、坪１・１の如くに表示する（第110図参照)。なお、従来の釈文の定本とされてきた『大日本古文書』七と福尾「「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考」との比較については、紙数の都合で、特に重要な相違点のみ指摘する。その際、両者をそれぞれ大日本古文書・福尾論文と略称する。近世の写本である伴信友模本・『集古図』・『讃岐国名勝図絵』収載図も必要に応じて用いる。従来の釈文と本稿の釈文の相違する箇所には下傍に「・」を付した。また欠損部に文字が存在したことが推定される場合には、推定存在字数分の「×」を記した。改行を「／」で示し、必要に応じて行数を下傍にⅠ・Ⅱ…で、字数を下傍に1･2…で示した。□は残画が存在する文字で上傍の〔 〕内は残画から推定される釈文、×は欠損部に存在したことが推定される文字(字数は欠損部分の大きさ―行方向の長さ―と書式から推定する)、□と×の上傍の（ ）内の文字は内容等から推定される釈文である。また第109図では、字句・彩色をそれぞれ**1**、**A**のようにゴシック文字で表す。

**1**「山田香河二[郡]郡境」　５字目は若干の虫損があるが「二」と判読できる。六字目の「郡□」は、江戸時代後期の模本以来、旁の部分が欠損しているが、内容及び**27**の同内容の記載から「郡」と判読する。大日本古文書は文末の「境」の下に「□」と記して一字以上の文字の存在を推定するが（主題表記と理解したのであろう)、「境」の下には約１cmの余白があり、そこには文字は書かれていなかったと判断される。

2・3・6（墨痕）　2は表の、3・6は裏の墨痕、2・6は墨汚れ状で、3は「ヽ/」状の残画様の墨痕。

4「[南]□」　集古図は残画を表示するが、その読み取りは誤っている。この場所は、北地区の29「南」の表示に対応する位置にあり、かつ残画は、「南」の第1・2画と第3画の起筆部分と第4画の横線と右肩と判読できるので、「南」と推定した。

5「[山]□田郡□4郷舩椅[里]□」　1字目は第1紙右端の欠損部にかかり大部分が欠けるが、僅かに墨痕が欠損部周縁に残る。その墨痕は「山」の第2画の起筆部分と縦から横へ変わる左下隅と、第3画の終筆部分であると考えられる。集古図は「山」と記すので、18世紀末には「山」と判読できたのであろう。内容上も山田郡とあるべき記載である。4字目も欠損部に当たるが、「郷」の右上に僅かに墨痕がある。この文字は、従来より田図の現地比定により「林」と推定されているが、墨痕は「林」の最終の第8画の終筆部分の残画と見ることができる。8字目は欠損部分に接して「田」字様の残画があり、これは「田」より偏平なので「里」の上半分であると推定される。

7「津田西口／百卌束代／上／直米二石／二斗」（五行）・8「津田百卌／七束代上／直米二石」（四行）　7・8は坪1・1、坪1・2の北3分の2に書かれている。坪1・1、坪1・2をそれぞれ北3分の2と、現在はほとんど欠失している南3分の1とに分かつ位置の両坪に連なる緩い波状の縁辺の上に断続的な墨痕があるが、これは坪1・1、坪1・2の南3分の1の彩色された部分（後述の彩色部分ＡＢＣ）と地種を区別するための地種界線であり、文字の残画ではない。

9（墨痕）　右の坪1・1、坪1・2を貫く墨線の延長上の欠損部との境目には、やはり断絶的に坪1・2の東坪界線から1㎝と3㎝離れた二箇所に線状の不鮮明な墨痕があるが、これらが右の地種界線の延長線であるかどうかは不明である。この部分には坪の表示（坪1・3）に当たる坪の東界線はない。

10「津田□・3×束／代中／直米□・3×(石)×[斗]□・6／今墾×(束)×代／直米」（5行）　Ⅰ行3字目の「□」は、欠損部との境に墨痕があるので「□」としたのであるが、この墨痕は行より右にずれているので文字の残画ではないかもしれない。Ⅰ行4字目の「×」は欠損部における文字の存在を示しているが、釈文18で後述する如く、坪2・1、坪2・2の北辺を含む部分が裏打ちの際に元来の位置より南に約1㎝寄せて貼られたために坪2・1、坪2・2の南北幅が約4㎝に縮まっているので、字数はあるいは2字であるかもしれない。Ⅰ行末の「束」の下に4㎜弱の余白があることは、この行にそれほど多数の字が詰まっていなかったことを示している。この「□×」には坪2・1の水田面積を示す「□百」あるいは「□百□」の数字が入る。Ⅲ行3字目の「□」は横方向の小墨痕。Ⅲ行6字目の「□」は直米の単位の「石」か「斗」の入る場所であるが、墨痕は「斗」の第3画横棒の第2画の点から連続する左端と第4角縦棒の終筆部分に相当する

ＡＢ〈坪1.1のＡは南西隅の径七㎜の残存部で、薄い茶褐色顔料の上に白緑（薄緑色）を重ね塗り。坪1.2のⒷは坪1.1・1.2に連続する地種界線である波状墨線と坪西界線の交点の方二㎜の残存部で、茶褐色顔料（茶褐色）で彩色。坪1.2のＣは、Ｂの左（天辺方向）約２㎝の位置の縦一㎜・横四㎜の茶褐色顔料の彩色。

ＡＢＣは坪1.1・1.2の南半に連なる茶褐色顔料で彩色された非水田地で、墾開地（陸田か）であるＡのあたりに白緑が重ね塗りされている〉

Ｅ〈坪2.4の東三分の一で、地種界線の波状墨線で区切られた壇（小丘）。茶褐色顔料で彩色〉

Ｇ〈坪3.4の東三分の二を地種界線の墨線で区切り、茶褐色顔料の上に白緑を重ね塗り、坪2.3・3.3間の欠損部に貼られた径五㎜のＣと坪2.4東外側に貼られた径二～三㎜のＥはＦの一部。Ｆは茶褐色顔料で彩色された非水田地で、墾開地（陸田か）が生じたをで白緑が重ね塗りされている〉

ＨＩＪＫＬ〈ＨＩ、ＪＫはそれぞれ連続する畠地。茶褐色顔料で彩色〉

ＭＴＮＵ〈ＭＴＵはＬ・Ｐと連続する地形。人夫家畠。（赤褐色顔料）で彩色。Ｍの南界に墨界線なし〉

ＯＰＲＱＷＸ〈ＵＶＷＯＸＱＲＳは連続する地形。坪8.5のＱは倉・屋・井戸を備えた荘所（三宅）。ＯＰＳＷＸは畠地。茶褐色顔料で彩色〉

Ｖ〈ＶＷと連続して茶褐色顔料を塗った上に、今畠墾田のＶ部分にのみ白緑を重ね塗り。ＶＷの間に墨界線なし。畠地の陸田化を表現する〉

Ｒ〈坪8.5の東界線より一三㎜から茶褐色顔料で彩色されたＱと、同東界線から一〇㎜の幅で北界線から六㎜のところまで茶褐色顔料で彩色されたＳの間の、南方方向に幅三㎜で北界線から六㎜の幅で東方向に曲ったＬ字形の区画が畠成田のＳで、白緑で彩色。白緑はＱＲの黄土の上にそれぞれ幅三㎜はみ出している。畠地が陸田あるいは水田となった土地〉

ＹＺを連ねて茶褐色顔料が彩色された上に、Ｙは地主界線の墨線で区切られて今畠墾田とされ、白線を重ね塗り。Ｚは畠地の陸田化を表現する。Ｚの南界に墨界線なし〉

部分Kの上に墨書〉

46 Ⅰ佐布田三百五十束代

Ⅱ上　直□(米)三石五斗

47 Ⅰ畠百十束代

Ⅱ直米五斗

48 人夫田

49 家〈彩色部分Mの上に墨書〉

Ⅲ家〈彩色部分Nの上に墨書〉

50 Ⅰ佐布口田

Ⅱ十束代

Ⅲ直三斗

51 Ⅰ人夫

Ⅱ等

52 Ⅰ佐布田

Ⅱ七十束代上

Ⅲ直米

Ⅳ一石三

Ⅴ斗

53 Ⅰ畠百

Ⅱ束代

Ⅲ直五斗〈彩色部分Oの上に墨書〉

54 Ⅰ畠十

Ⅱ束代〈別に同区画内に井戸の印の「井」がある。彩色部分Oの上に墨書〉

55 Ⅰ佐布田

Ⅱ八十七束

Ⅲ代上

Ⅳ直米一石五斗

56 倉〈方七㎜の墨線の区画の中（無彩色）に墨書〉

Ⅱ家畠〈彩色部分Uの上に墨書〉

61 Ⅰ人夫等

Ⅳ直米一石八斗

60 Ⅰ佐布田

Ⅱ百五十束

Ⅲ代上

59 Ⅰ畠田一町上

Ⅱ直米四石七斗

58 畠九十束代三宅〈彩色部分Sの上に墨書〉

57 畠成田五十束代直五斗

〈彩色部分Rの上に墨書〉

64 Ⅰ畠田百

Ⅱ十束代上

Ⅲ直米一石一斗

65 畠十束代

〈彩色部分Xの上に墨書〉

66 Ⅰ畠田四百九十束代

〳〵上〳〵上は末梢〉

Ⅱ上

Ⅲ直米六石

67 北

68 Ⅰ柿本田一町上

Ⅱ直米五石五斗

69 Ⅰ柿本田二百五十束代

Ⅱ上直米三石五斗

70 Ⅰ畠十

Ⅱ束代〈彩色部分Yの上に墨書〉

Ⅲ直米一石

Ⅳ七斗五升〈彩色部分Wの上に墨書〉

71 Ⅰ今畠墾田

Ⅱ百卌束代

Ⅲ直米一石四斗〈彩色部分Zの上に墨書〉

72 Ⅰ右田数十一町四百十二束代　直米六十□(三)石四斗

Ⅱ　田租稲百七十七束三肥六分付或

Ⅲ畠数一千四百十三束代之中

Ⅳ　三百卌束代田墾得　直米三石四斗

Ⅴ　六百九十束代見畠直米□(三)石五斗

Ⅵ　三百六十三束代三宅之内直不取

Ⅶ　廿□(束)代悪不沽

Ⅷ　上下田都合廿町十束代　直米百五石

Ⅸ畠墾田直米三石四斗　見畠直米三石五斗

Ⅹ　右米合百十一石九斗

Ⅺ　租稲合三百束三把

73 〈裏に墨汚れ状墨痕〉

74 Ⅰ天平七年歳次乙亥十二月十五日田図定緑勝

Ⅱ　三綱　都唯那

Ⅲ　□(知)□

Ⅳ　上座〈天地方向〉

AA 〈南方向の三本の線状墨痕〉

〔第109図　山田郡田図の釈文と彩色〕

例

「山田郡田図の標定図」の1～7 4の文字（墨書）・墨痕の釈文及び、A～AAの彩色等の状態を記す。

左傍に附した「・」は従来の釈文と異なる箇所（但し、欠損部には附していない）、□は残画が存在する文字で石傍の〔　〕内は残画からの推定釈文、×は欠損部に存在したことが推定される文字、□・×の右傍の（　）内の文字は内容等から推定される釈文、〈　〉は註釈。二行以上の文は行毎に改行し、行頭にローマ数字で行数を示す。

3　釈読、欠損文字数・同文字の推定、彩色の判定等については石上「山田郡田図の調査」を参照されたい。（1 26 27は誤記を訂正した）。

①山田香河二□郡境
2 3 6「②は表の、3 6は裏の墨痕。2 6は墨汚れ状、3は「〻」状の残画様の墨痕〉

4 □南
5 □山田郡□林郷舩椅
Ⅱ百冊束代
Ⅲ上
6 □里
7 Ⅰ津田西口
Ⅳ直米二石
Ⅴ二斗
8 Ⅰ津田百冊
Ⅱ七束代上
Ⅲ直米二
Ⅳ石
9〈線状の不鮮明な墨痕〉
10 Ⅰ津田□×束
Ⅱ代中
Ⅲ直米□×□右×□斗
Ⅳ今墾××代
Ⅴ直米
11 Ⅰ□津田四××束
Ⅱ□代□
Ⅲ直米××
Ⅳ今□墾×××東
Ⅴ代　直×米
12 Ⅰ津田×××
Ⅱ代×
Ⅲ直米××
Ⅳ今□墾×××
Ⅴ直×米
14 Ⅰ津田××××（四百束代）×
Ⅱ直来□四×□右×□斗
15 龍百代〈彩色部分Eの上に墨書〉
16 西〈天地方向〉
17 Ⅰ津田一町中
Ⅱ直米五石
18 Ⅰ□津田一町上
Ⅱ□直米□五石
19 Ⅰ□津田百五十束代
Ⅱ上
Ⅲ直米三石
20 今□墾四××□東代□
〈彩色部分Gの上に墨書。二字目残画は13にもあり〉
21 東〈天地方向〉
22 Ⅰ×××時除百五十
Ⅱ×××未給
23 ×××××（三百）五十束代
24 □東
25 北
26 Ⅰ右田□数八町九十八束代　直米冊一石六斗
Ⅱ　田□租稲百廿二束九把四分不威
Ⅲ□合×□今□墾田八十九束代　××直米舁租者丙子年×不取
27 山田香河二郡境
28 ×人夫田十町□□在
29 南
30 Ⅰ樋蒔田一町上
Ⅱ直米五石五斗
31 Ⅰ茅田一町中
Ⅱ直米四石五斗
32 Ⅰ造田四百
Ⅱ五十束代上
Ⅲ直米五石
33 Ⅰ畠五十束代
Ⅱ直米二斗〈彩色部分Hの上に墨書〉
34 Ⅰ樋蒔田一町上
Ⅱ直米五石
35 西〈天地方向〉
36 Ⅰ屎田四百束代上
Ⅱ直米四石六斗
37 Ⅰ畠百束代
Ⅱ直米三斗〈彩色部分Iの上に墨書〉
38 Ⅰ畠田四百五十
Ⅱ束代上
Ⅲ直米四石七斗
39 Ⅰ畠五十
Ⅱ束代直
Ⅲ米一斗
Ⅳ五升〈彩色部分Jの上に墨書〉
40 人夫等田
41 人夫等田
42 人夫等田家
43 東〈天地方向〉
44 Ⅰ角道田一町上
Ⅱ直米五石一斗
45 Ⅰ畠冊
Ⅱ東代
Ⅲ直米一斗悪〈彩色〉

と判読される。即ちⅢ行目は「直米□石□斗」の記載内容であった。Ⅳ行２字目の「墾」の下は欠損部であるが、行末の「代」との間に数字（１字あるいは２字）と「束」の２～３字が入る筈である。５行目は「直米」の下は坪の北界線近くまで欠損しているが、「米」の下には若干の余白があり、文字は書かれていなかった。即ち、今墾の直米の数値は記載されていなかったと考えることもできる。実際、天平７年の直米は、今墾田からは徴収しないことになっていた。なおこの「直」は第一次裏打ち後の虫喰い状の欠損が見られる部分にかかっており、集古図では「直」と明記しているが、大日本古文書では読み取っていない。

**11**「[津]□田四××束／[代]□□／直米××／今[墾]□×××(束)／代　直×(米)」（５行）　Ⅰ行１字目「□」は**10**五行目について述べた第一次裏打ち後の虫喰い状の欠損が及んでいるが、集古図の段階でも既に欠損しており二つの墨痕しか写し取られていない。この字は、周囲の他の坪の田名から「津」であると仮定すると、残された墨痕がシ扁の下部と旁の「聿」の縦棒の上端に当たると判読でき、更に「聿」に最後に附す「丶」の残画と見られる墨痕も見える。よって「津」と判読してよい。Ⅰ行３字目「四」は左３分の１と最終の第５画の横棒が欠損しているが「四」と判読してよい。その下の欠損部には数字がはいるが、その字数は２字（または３字）と見られる。即ち、「百」と十位の数値を示す数字１字（または２字）である。Ⅱ行１字目「□」は「束」の次なので「代」が位置すると考えると、墨痕がイ扁の第２画の下端の残画と判読できるので「代」と確認できる。２字目は田品を示す「上」または「中」であろう。欠損部の周縁に墨痕があるが判読できない。Ⅱ行目は従来読み取られていない。Ⅲ行目下半の欠損は２字以上であろう。Ⅳ行２字目「□」も従来読み取られていないが、「今」の下なので他の坪の例と比較して「墾」が位置すると推定される。そこで欠損部の周縁の損耗部分の墨痕を観察すると「墾」の上部の「貋」の豸扁の「彡」の残画が判読できる。その下は「□□束」の３字が欠損していると推定される。Ⅴ行２字目も従来読み取られていないが、同様に「直」の上半部が損耗部分に明白に読み取れる。「直」の下の欠損部には「米」があったであろう。「米」の下は不明である（3.1.3.参照）。

**12**「津田×××(束)／代×／直米××／今[墾]□×××／直×(米)」（５行）　Ⅰ行目欠損部には３～６字があり、最後の字は「束」であったと推定される。Ⅱ行１字目「代」の下には田品を示す字が存在したと推定される。Ⅲ行目欠損部は２～４字。Ⅳ行２字目「□」は釈文**11**と同様の残画により「墾」と判読される。Ⅴ行１字目「直」は坪２・３の東坪界線に接しているのでまぎらわしいが「直」である。「直×(米)」の下は不明。

**14**「津田×××××(四百束代)／直米□(四)(石)××□[斗]」（２行）　Ⅰ行２字目「田」は欠損が及んでいるが、「田」と判読できる。Ⅰ行下半部の欠損部には田積数値（２字以上）と「束代□」があったと推定される。数値は１行の字詰めからみて２字、すなわち「□百」の可能性が強い。とすれば１町＝500代から壟100代を除いた「四百束代」となる。Ⅱ行３字目「□」は、紙面が損耗しているが

墨痕が明瞭に残り、「四」と判読できる。II行末「□」は点状の墨痕が欠損部との境に残るだけであるが、3字目との間の欠損部にこれを入れて3字程度の字が入るので、この行は「直米四石□斗」の記載であったと推定され、「斗」の残画と考えられる。なお、14の文字の復原については3.1.文字・数値の分析に詳述する。

**15**「壟百代」　彩色部分Eの上から墨書されている。

**16**「西」　紙の天辺を上にして田図と直角方向に書かれている。文字の下辺は表装の際に若干切除されている。

**17**「津(I)田一町中(I)／直(II)米五石」（2行）

**18**「[津]□(I)田一町上(I)／[直]□(II)[米]五石」（2行）　坪3・3は南辺が数mmから約1cm欠損しており、しかも欠損部の周縁の裏に多数の墨痕がある。筆者は「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領荘園の歴史地理学的研究」掲載の釈文でこの記載を「[津]□田一町上／(欠損)□五石／□／□（最後の□、□は裏の墨痕か）」と記したが、観察しなおした結果、「裏の墨痕」に関する認識を改めた。南地区の坪の一辺長は5cm前後に描かれている。第一次の裏打ち修理の際に、坪3・4の東3分の2の欠損部（彩色部分の抜け落ち）の幅を拡げ過ぎて坪北辺を約6cm程に拡張して貼り付けてしまった。そのために、西隣りの坪3・3の坪北辺がそれにつれて4.5cmに縮められ、しかも坪3・3と3・4の間の坪界線が北西に振れていることからわかるように、坪3・3、坪3・2が南方向へ1cm弱持ち上げられてしまったのである。この歪みは、坪3・3が南辺が長い台形に、坪3・4が南辺の短い台形になることと、南北界線が坪2・1、坪2・2、坪2・3の行と坪3・1、坪3・2、坪3・3の行で東西方向に1～2mmのずれを生じ、かつ坪2・1、坪2・2の南北幅が約1cm縮められていることに現われている。坪3・3の南辺の欠損部周縁の墨痕は、坪2・2の北東隅、坪2・3の北辺、坪3・3の南辺、坪3・4の南西隅が、料紙の欠損の過程で表・裏に折れて坪3・3の南の欠損部周縁に集まり、表の墨書が紙裏の墨痕の如く映じたものである。墨痕は裏ばかりでなく、表にも移っている。先に4行目とした「□」の墨痕は、欠損部周縁の紙の折れ返りにより表に移ったII行1字目の「直」の第4画の右肩部分であると推定したい。また同3行目の「□」は同じ「直」の下辺の第8画の横棒であろう。さらに、「五」の上には紙の折れ重なり部分の墨痕の中に「米」の上半分の逆文字と、「米」の第4画の縦棒の下端と最終の第6画の終筆部分と推定される表の墨痕などがあり、「米」の字の存在を推定できる。即ち、従来は読み取られていないが、II行目は「直米五石」とあったと判読できるのである。

**19**「[津]□(I)田百五十束代(7)／上(II)／直(III)米三石」（3行）　I行1字目「□」は「津」の下3分の1が残っている。かつ釈文**18**で述べた坪3・3の南辺の料紙の折れ返りの中の南東隅の部分に、「聿」の上半部の逆文字が見える。I行6字目の「束」は下半部が欠損している。同7字目「代」は紙面が損耗しているが判読できる。なお、**19**の記載の上部の坪3・4の南界線の西3分の1は修

理の際に南に振れて貼り付けられているのでIII行目の上のところで曲がっていたように見える。

**20**「今[墾]□四××[束代]□□」　坪３・４東３分の２の南を短辺とする台形状の区画の西辺に、彩色Gの上から書かれている。２字目「□」は「墾」の上右半の「艮」が残っている。伴信友模本・『讃岐国名勝図絵』は「墾」の下部の「土」を写取っている。また、西隣の坪３・３の南の欠損部の東から1.5cmのところに貼り付けられている茶褐色に彩色された最大径５㎜の紙片（彩色部分D）に「彡」の上部の残画（**13**）がある。「墾」が約１cmの高さで書かれていたとすると「四」との空きは２㎜程となり、墾の下に「田」「畠」などの文字の入る余地はない。３字目は『大日本古文書』・福尾論文（『日本史選集』所収釈文）が「田」と読み取るが、「四」である。「四」の左下方約１cmのところに貼り付けられた茶褐色に彩色された最大径３㎜程の小紙片（G'）に墨痕があるが、これが「四」の左上隅の欠落部分に当たる。「四」の下は欠損部で１～２字分の数字があったと考えられる。本田図では40は通例卌と書かれるので、これが「四十□」を示すとすると異例である。５・６行目は行末の残存部に残る僅かな墨痕で、「束」の最終第７画の終筆部分と「代」の右下隅の部分ではないかと推測する。なお坪３・４の南東角から約１cm北のところに径２～３㎜の茶褐色で墨痕のある紙片（G″）が貼り付けられているが、これも「墾」の一部ではないかと考えられる。

**20**の復原については2.3.で詳述する。

**21**「東」　料紙の天辺を上にして書かれている。

**22**「×××時除百五十／×××未給」（２行）　坪４・２の墨線で区切られた西３分の１の区画に書かれているが、この坪は南２分の１が欠損している。欠損部には各行３字前後が書かれていたと考えられる。II行目の「未」は紙面が損耗しているが「不」でなく「未」である。

**23**「×××(三百)×五十束代」　釈文**22**と同じく上部欠損。「五」の上には、坪名２字と「三百」の数字が入る。II行目に田品の１字、III行目に直米の「□石」の２字があったと考えられる。

**24**「[束]□」　坪４・３はほとんど欠損し北辺が僅かに残るのみであるが、その北西隅に「束」の最終第７画の終筆部分と見られる墨痕がある。

**25**「北」　田図と同方向に書す。

**26**「右田[数]□八町九十八束代　直米卌一石六斗／　田[租]□稲百廿二束九把四分不咸／[合](今)[墾]□×□田八十九束代　×(直米)×并租者丙子年×(不)取」（３行）　南地区の田数・直米（I行目）　田租稲（II行目）、今墾田数（III行目）の集計記事、I行１字目「石」は上辺欠損。同３字目「□」は「數」の中央部が欠損した残画と判読する。「數」の書体は南地区の集計記事と異なる。集古図は「婁」の上半部を写取る。II行２字目「□」は「租」の扁禾の上部と旁の且の上辺のみ残る。３字目「稲」は上部が欠損。11字目「分」は中央が欠損するが判読できる。12字目「不」は第３画縦棒の上が鍵に曲がっているので「未」に見えるが、「不」でよい。III行１字目「□」は「个」と「一」のみ残り、残画からは「合」か「今」か判読できない。この字の下は欠損部で３字目「□」と

の間に１字分のスペースがある。３字目は「墾」の上半部の「豤」の下辺と下半部の「土」が残るので「墾」と判読できる。４字目は「田」であるから、3･4字目は「墾田」となり、欠損部の２字目は「今」、１字目は「合」と推定されてくる。南地区には坪２・１、坪２・２、坪２・３と坪３・４に今墾がある。この３行目に記された「今墾田八十九束代」がどの坪の今墾の合計かが問題となる。この問題は彩色の検討とかかわるので3.1.で後述したい。III行12字目「并」の上は欠損部だが、９字目「代」の下の１字分の空白をおいて２字程度が書かれていたとすれば、それは「直米」であろう。18字目は欠損部だが「不」などの存在が推測される（3.1.4.参照）。

**27**「山田香河二郡境」　これより奥（下）の田図が北地区のものなので、改めて郡界線を指示したものである。

**28**「(ハ)×夫田十町□□在」　南地区と北地区の間に人夫田が介在することを示す。「夫」の上の欠損部には「人」が存在したと推測される。「町」の下には墨痕があるので「□」とする。「在」の上にも明瞭な墨痕があるが判読できないので「□」とする。「□」と「□」の間の欠損部にもう１字程度存在した可能性もある。

**29**「南」　田図と同方向に書す。

**30**「樋蒔田一町上／直米五石五斗」（２行）

**31**「茅田一町中／直米四石五斗」（２行）　「茅」は異体字。

**32**「造田四百／五十束代上／直米五石」（３行）

**33**「畠五十束代／直米二斗」（２行）　茶褐色の彩色部分Ｈの上に書す。

**34**「樋蒔田一町上／直米五石」（２行）

**35**「西」　天辺を上に書す。

**36**「屎田四百束代上／直米四石六斗」（２行）

**37**「畠百束代／直米三斗」（２行）　茶褐色の彩色部分Ｉの上に書す。

**38**「畠田四百五十／束代上／直米四石七斗」（３行）

**39**「畠五十／束代直／米一斗／五升」（４行）　茶褐色の彩色部分Ｊの上に書す。

**40**「人夫等田」・**41**「人夫等田」・**42**「人夫等田家」

**43**「東」　天辺を上に書す。補修の際上辺を切除されている。

**44**「角道田一町上／直米五石一斗」（２行）

**45**「畠卌／束代／直米一斗悪」（３行）　茶褐色の彩色部分Ｋの上に書す。

**46**「佐(I)布田三(-4)百五十束代／上(II)　直[米]□三石五斗」（２行）　１行４字目「三」は紙面が損耗し第１画がかすれているが、「三」と判読できる。

**47**「畠(I)百十(-3)束代／直(II)米五斗」（２行）　茶褐色の彩色部分Ｌの上に書す。１行三字目「十」は紙面の損耗で下半部が残るだけであるが「十」、と判読できる。

48「人夫田」。　49「家」　　49は赤褐色の彩色部分Mの上に書す。

50「佐布口田／十束代／直三斗」（3行）

51「人夫／等／家」（3行）　　赤褐色の彩色部分Nの上に書す。

52「佐布田／七十束代上／直米／一石三／斗」（5行）

53「畠百／束代／直五斗」（3行）　　茶褐色の彩色部分Oの上に書す。

54「畠十／束代」（2行）　　別に井戸の印の「井」がある。　　彩色部分Pの上に書す。

55「佐布田／八十七束／代上／直米一石五斗」（4行）

56「倉」と「屋」　　「倉」は方7㎜の墨線の区画の中（無彩色）に、「屋」は縦4㎜、横1.2㎝の墨線の区画の中（無彩色）に書かれている。屋の長四角は元来横1.6㎝であったが、彩色部分QRがはみ出した分の東から4㎜のところに彩色の上から縦線が書かれ狭められている。他に屋の南に井戸の印の「井」が茶褐色の彩色部分Qの上に書かれている。

57「畠成田五十束代直五斗」　　白緑の彩色部分Rの上に書す。

58「畠九十束白三宅」　　茶褐色の彩色部分Sの上に書す。

59「畠田一町上／直米四石七斗」（2行）

60「佐布田／百五十束／代上／直米一石八斗」（4行）

61「人夫等／家畠」（2行）　　赤褐色の彩色部分Uの上に書す。

62「今畠墾田百／五十束代／直米一石五／斗」（4行）　　坪9・4の北西部分の彩色部分Vの上に書かれているが、Vは茶褐色顔料の上に白緑が重ね塗りされているので傷んでおり、紙高方向に数条の断裂が走っている。そのためⅠ行3字目「墾」、5字目「百」、Ⅱ行3字目「束」は若干欠損があるが、それぞれ判読できる。

63「畠二百卌／束代／直米一石／七斗五升」（4行）　　茶褐色の彩色部分Wの上に書す。

64「畠田百／十束代上／直米一石一斗」（3行）

65「畠十束代」　　茶褐色の彩色部分Xの上に書す。

66「畠田四百九十束代上／上／直米六石」（3行）　　Ⅰ行行末の「上」は墨抹されている。

67「北」　　田図と同方向に書す。

68「柿本田一町上／直米五石五斗」（2行）

69「柿本田二百五十束代／上直米三石五斗」（2行）

70「畠十／束代」（2行）　　茶褐色の彩色部分Yの上に書す。

71「今畠墾田／百卌束代／直米一石四斗」（3行）　　彩色部分Zの上に書す。

72「右田数十一町四百十二束代　直米六十[二]石四斗
　田租稲百七十七束三把六分不成
畠数一千四百十三束代之中
　三百卌束代田墾得　直米三石四斗

六百九十束代見畠直米□石五斗
V ·11
三百六十三束代三宅之内直不取
VI [束]
廿□代悪不沽
VII ·2 ·6
上下田都合廿町十束代　直米百五石
VIII
畠墾田直米三石四斗　見畠直米三石五斗
IX
右米合百十一石九斗
X
租稲合三百束三把　　」
XI

Ⅰ行17字目「□」は紙面の損耗で第２画が消えているが「三」と判読できる。Ⅱ行２字目「租」は下半部欠損。Ⅴ行11字目「□」は紙面の損耗で第３画が消えているが「三」と判読できる。Ⅵ行１字目「三」も紙面の損耗があるが判読できる。Ⅶ行２字目「□」も同様だが「代」の上なので残画から「束」と判読する。同６字目「沽」は少し欠損。

**73**（墨痕）　　裏に墨痕あり。墨汚れか。

**74**「天平七年歳次乙亥十二月十五日田図定縁勝
I
三綱　　都唯那
II ·4
[知 支]
□□
III
上座　　」
VI

Ⅰ行目は中間左側が欠損するが判読できる。Ⅱ行４字目「唯」は「維」とあるべきであろう。Ⅲ行目は墨痕が２字分残る。伴信友模本・『讃岐国名勝図絵』は１字目を「知」、２字目を「古」とする。「古」は「支」の上半部である。３行目は「知支」（知事）と記されていたのである。岸「班田図と条里制」（403頁）が３行目を「寺主」とするのは誤まりである。寺家署判の都維那・上座の僧職名の下には署名は無い。Ⅰ行目「縁勝」は自署風に書かれているが自署影である。

なお、以上の全ての墨書は同筆であり、かつ追筆はない。また彩色部分の文字は全て彩色の上から書かれている。

### 2.2.4.　描線と彩色の概要

郡界線・坪界線は墨の直線で引かれている。地種の区分の境界は、坪界線と一致する場合はそれで代用し、坪内を更に区分する場合には墨の直線・曲線を引く。直線も曲線も初めに角筆で押界線を引き、その上を墨でなぞっている。押界線と墨線のずれがはっきりしているのは、彩色部分ＶＷＯの南境界線、坪３・４の北界線、坪４・３、坪４・２の北界線（ここの押界線は郡界線に達する）などである。なお、地種の境界には、破線で示した彩色部分Ｍ南境界、彩色部分Ｖと彩色部分Ｗの境界、彩色部分ＱＲＳの境界、彩色部分Ｚの南境界のように、墨線を使用せず、彩色の縁辺線で地種の区分を示す場合もある。

坪の一辺は南地区・北地区とも５cm前後（１寸７分）である。南地区では坪が正方形に描かれているが、北地区では坪の行７と行８の界線から行９の北界線までの３本が、東で北に若干振れているので、行７～９の坪は少し歪んでいる。坪辺長の概略の数値は図に示しておいた。なお、ＡＡで示した位置に南北方向の３本の線状墨痕がある。

福尾「「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考」は釈文において、北地区についてだけ彩色を示している。その際、赤彩色・黄彩色・緑彩色の３色を指示する。棚橋「律令国家の生成と展開」（『角川地名大辞典』37香川県・総説）は「白緑（三宅・畠成田）・黄土の上に白緑（今畠墾田）・黄土（畠）・岱赭（人夫等家）・無彩色（田・佐布田＜旧河道＞）の各部分に、細心の色分けがなされている」（26頁）と顔料を特定して指摘する。顔料、白緑の重ね塗りの意味については、筆者も既に簡単に論じたことがあるが、改めて各彩色部分について検討する。

ＡＢＣ　坪１・１、坪１・２の南３分の１は、北３分の２の無彩色の田とは、断続的に残る波状の墨界線で区切られているが、ほとんど欠損しているので彩色されていたことはわかりにくい。しかし注意深く観察すると、坪１・１の南西隅に当たる位置の坪西界線に接する約７㎜径の残存部Ａに白緑が塗られていることがわかる。また坪１・２のＢは北界線と坪西界線の交点の２㎜四方程の残存部で茶褐色顔料の彩色が残っている。この茶褐色顔料は、棚橋が黄土と指摘する色に相当するが、岱赭の可能性がある。彩色部分Ｂから左（天辺方向）へ２cmの波状墨界線上の欠損部に接した線にも、幅１㎜、長４㎜程の薄く茶褐色顔料が塗られた彩色部分Ｃがある。この彩色の知見により彩色部分Ａの白緑の部分を見直すと、白緑は茶褐色顔料の上に重ね塗りされていると見えるが、その下の茶褐色顔料は極めて薄い。なお、坪１・１、坪１・２の南界線が、描かれていたかどうかは欠損のため不明である。

Ｅ　坪２・４の東３分の１に波状の墨線（断続的に残存）で区切られた壟（彩色部分Ｅ）には茶褐色顔料が塗られている。

Ｇ　彩色部分Ｇは、坪３・４の東３分の２を、西３分の１の無彩色の田との間を北に開く墨の直線で区切った台形の区画で中央が欠落し、周縁部しか残存していないが、茶褐色顔料の上に白緑が重ね塗りされている。坪２・３、坪３・３の間の欠損部に貼り付けられている最大径５㎜の小紙片の彩色部分Ｄ（文字13参照）と坪２・４の東外側の料紙上に貼り付けられた径２～３㎜の小紙片の彩色部分Ｆは、彩色部分Ｇ内の欠損部に貼り付けられている径３㎜の小紙片（Ｇ'。文字20参照）と径２～３㎜の小紙片（Ｇ''）と共に茶褐色の彩色があり、彩色部分Ｇの一部であったと考えられる。彩色部分Ｇの白緑の重ね塗りは東辺・北辺（東より２cm分のみ残る）・南辺は顕著であり、かつ茶褐色顔料の下塗りは薄いようである。ところが彩色部分Ｇの西辺の文字の残画のある部分は、南の「今墾」のあたりでは茶褐色顔料の上への白緑の重ね塗りが見られるが、中央より北の方ではほとんど重ね塗りされていない。なお、彩色部分Ｇの南辺や北辺の残存部には白緑を塗付した時特有の紙高方向への断裂の痕跡が認められる。無彩色部分の欠損部

周縁は紙の縁がぼけて不明瞭であるが、白緑が塗付されていた部分の欠損部周縁は紙の縁がはっきりとしている。彩色部分ＡＢＣの場合は料紙の右端から繰返す紙高方向の大きな欠損部にかかっているので、彩色部分の欠落の状況が明かではないが、彩色部分Ｇの場合はその繰返しの欠損部に当るのではないのに彩色の真中だけ抜け落ちているので、白緑の影響で生じた欠損であることがはっきりとわかる。

ＨＩＪＫＬ　茶褐色顔料で地種は畠。彩色部分ＨＩ、ＪＫはそれぞれ連続する地形を示す。

ＭＴＮＵ　赤褐色顔料で地種は人夫家・人夫家畠。棚橋は岱赭とするが朱土である可能性がある。彩色部分ＭＴＮは連続する地形を示し、西の畠Ｌ、東の畠Ｐに連なる地形の一部である。なお、彩色部分Ｍの南は無彩色の人夫田であるが、地種区分の墨線は引かれていない。

ＯＰＱＳＷＸ　茶褐色顔料で、地種はＱ以外は畠。ＵＶＷＯＸＱＲＳは連続した地形である。彩色部分Ｑは倉・屋・井戸が描かれているので荘園の荘所（「三宅」）であり、北地区の集計に「三百六十三束代三宅之内」（文字72）とあるのは彩色部分ＰＱＳの面積で、Ｑの面積は263代である。

Ｖ　彩色部分ＶＷと連なる茶褐色顔料の下地の上に、Ｖの部分のみ、白緑が重ね塗りされている。白緑はＷとの境によく見える。文字62の釈読の際指摘した如く、彩色部分Ｖにも紙高方高の断裂が数条生じている。これらは白緑によるものである。ＶとＷとの境の墨界線はない。Ｖは今畠墾田である。

Ｒ　彩色部分Ｑは坪８・５の東界線より1.3cmのところまで茶褐色顔料で塗られ、彩色部分Ｓは同じく東界線から１cmの幅で北界線から６㎜離れたところまで茶褐色顔料で塗られている。よってその間には、南北方向に幅３㎜で北界線から６㎜の幅に東方向に曲った鍵形の無彩色の区画が生じるが、彩色部分Ｒはこの区画に白緑を塗ったものである。しかも白緑は彩色部分Ｑに３㎜、彩色部分Ｓに３㎜はみ出して塗られているので南北方向の部分の東西幅は９㎜となっている。また白緑塗付部分には紙高方向の断裂の徴候が数条見える。彩色部分Ｑの屋の墨郭線は釈文56のところで指摘したが、初め横1.6cmであったのを後に1.2cmに縮めている。初め茶褐色顔料は1.6cmの枠の外側に塗られていたが、白緑が２㎜無彩色の枠内にはみ出してきたので、更に茶褐色顔料を２㎜幅で塗り、４㎜内側のところに改めて墨線を引いたのである。彩色部分Ｒは畠成田である。

ＹＺ　ＹＺを連ねて茶褐色顔料が塗られた上に、彩色部分Ｙは墨線をもって区切られ、残りの部分Ｚは茶褐色顔料の縁を残して白緑を重ね塗りしている。彩色部分Ｙは畠、彩色部分Ｚは今畠墾田である。

以上の彩色を地種別に纏めると次の如くなる。

１．赤褐色顔料　ＴＭ「（人夫）家」、Ｎ「人夫等家」、Ｕ「人夫等家畠」。人夫の家・畠を示す。

2．茶褐色顔料　畠（ＨＩＪＫＬＯＰＳＷＸＹ）、荘所（Ｑ）及び壟（Ｅ）に塗られ、さらに「今墾」（Ｇ）・「今畠墾田」（ＶＷ）及びＡの下地とＢＣに塗られている。

3．白緑　畠成田（Ｒ）に塗られ、さらに「今墾」（Ｇ）・「今畠墾田」（Ｖ・Ｚ）及びＡで茶褐色の下地の上に重ね塗りされている。Ｖ・Ｚの白緑重ね塗りは、元来畠であった土地が墾開されて集計でいう「田墾得」の田（陸田か）となった状況を示している。ＡＢＣ／Ｇは、恐らく、茶褐色に塗られ非水田であることは表示しながらも、地種（「畠」）・面積・直米などは記されていなかったのであろう。Ａに白緑が重ね塗りされていることは、元来は微高地であった土地のうち一部分が墾開されて今墾となったことを示しているとも考えられる。南地区のＡ・Ｇの今墾は陸田であろう。南地区の集計記載25Ⅲ行２字目の欠損部に「畠」が入ればこの行は「今畠墾田」の記載となるが、Ｇには畠の字は無いので、この想定は成立しない。

4．無彩色　寺領地外の部分及び寺領地の坪の中の田（水田）及び田でも畠等でもない未墾地を示す。南地区は坪２・１、坪２・２、坪２・３の３か所に「今墾」が記されているが、これらは無彩色の部分に記されている。これらの三つの記載は全面開田されていなかった坪内の非水田地（未墾地）が墾開されたことを示している。

### 2.2.5.　印

「弘福之寺」の印文の方4.1cmの朱印を、南地区の集計の３顆、第１紙と第２紙の継目の１顆、北地区・全体の集計の７顆、第２紙と第３紙の継目の２顆の計13顆、田図の南北方向に合せて捺す。印文は稚拙で、印郭線が幅２㎜と太い。他の弘福寺文書に所用例はない。第１紙と第２紙の継目表印は、修理の際の料紙の切り縮めなどにより、縦が３㎜短くなっている。なお、印は文字の上から、文字を書いてすぐの時期に―何十年も何百年もたっていない時期に―捺されている。

## 3.　山田郡田図の分析

### 3.1.　文字・数値の分析

#### 3.1.1.　検討の課題

山田郡田図については、最近、写真版も公表され、研究の条件がととのってきた。しかしなお、史科学的に残されたいくつかの問題がある。その中で、文字・彩色の解読に関しては、当面二つの作業が必要である。

その第一は、欠損部分の記載内容の推定である。山田郡田図の描く弘福寺所領は南地区と北地区からなるが、南地区は料紙の欠損が甚だしい。その欠損部分の土地の地目や面積を推定する作業が必要である。これは、山田郡田図の記載事項について、最初に精緻な分析を行った福尾猛市郎「「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考」を再検証するためには不可欠の作業である。

その第二は、第一の作業を前提とした、記載事項や彩色の意味の分析である。山田郡田図に描かれた地域の開発や農業経営の古代における歴史的展開については、日本史研究会古代史部会「律令制成立の基盤について」(『日本史研究』107号、1967年)や、それを発展させた棚橋光男「律令国家の生成と展開」が見解を述べている。かかる歴史的展開の考察の前提としては、米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」が行った山田郡田図の現地比定(南地区は林町分ケ池周辺地区、北地区は林町大池・平塚地区)を田図の記載や描画の分析から再検証することが必要である。

### 3.1.2. 寺領田畠の配置

山田郡田図が記載・描画する寺領田畠は、讃岐国山田郡林郷(拝師郷)に所在し、和銅2年(709)弘福寺水陸田目録に「讃岐国山田郡弐拾町」と記す寺領に相当する。この寺領は南地区と北地区の二箇所から成る。それらの寺領田畠に関する地域の条里地割上の配置の概念図を、最初に提示しよう。

第110図は、2.2.3.で提示した田図の方格の行列(坪行列)を示すものである。第111図は、山田郡田図に描かれた寺領田畠に関する地域を、山田郡条里の中に配置した概念図である。山田郡田図には条里坪付が記されていない。これは、前述の如く、天平7年(735)段階には、この地方には未だ条里呼称法が導入されていなかったためであるといわれている。しかし、天平宝字7年(763)山田郡弘福寺田内校出田注文には、弘福寺田の所在地の条里坪付が11か所記載されており、山田郡条里の中にそれらを配置することができる。天平宝字5年(761)の班田の際に、寺田内の田を誤って口分田として公民に班給してしまった。それらを検出した目録が、天平宝字7年山田郡弘福寺田内校出田注文である。これにより検出された11か所、合計1町4段350歩の口分田は停止されて、元の如くに寺田とされたことが、天平宝字年間山田郡司牒案により知られる。この11か所の田の所在坪は、福尾「「讃岐国山田郡弘福寺領田図」考」が復原した如くに山田郡田図の寺領田畠に関する地域を山田郡条里に配置すれば、全て寺領田畠に関する地域(南地区と北地区)の中に納まる。第111図の太線内が山田郡田図に描かれた寺領田畠に関する地域(31か坪。人夫等田などの坪7・3、坪7・4、坪7・5を除けば28か坪となる)であり、31、4、9などの数詞を記した坪が上述の校出田注文の11か坪である。

寺領田畠の条里への定位は、次の分析階梯により行える。

(1) 山田郡田図の「山田香河二郡境」を山田郡と香川郡の郡界線に一致させる。

(2) この山田・香川郡界線は、山田郡東辺の山田郡一条(山田郡一条の東界線は三木郡との郡界線に相当)から西へ数へて八条の西界線からさらに西へ1町(一坪分)西の南北線に相当する(但し、この一坪の巾は南へ下るにしたがって狭まる)。したがって、山田郡田図の寺領田畠は山田郡八条の東から三坪目の南北列から、同九条の東から一坪目の南北列の

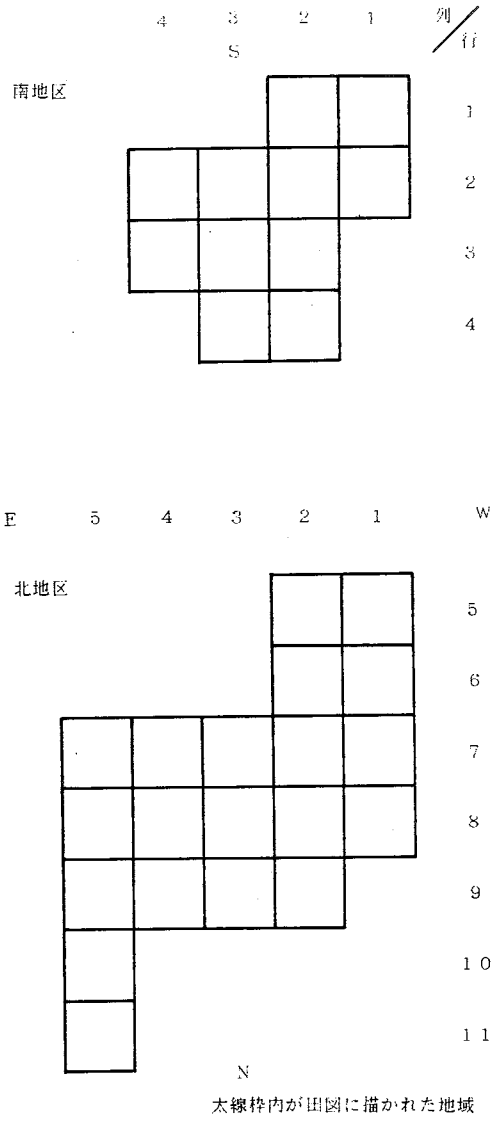


第110図　山田郡田図の坪の配列

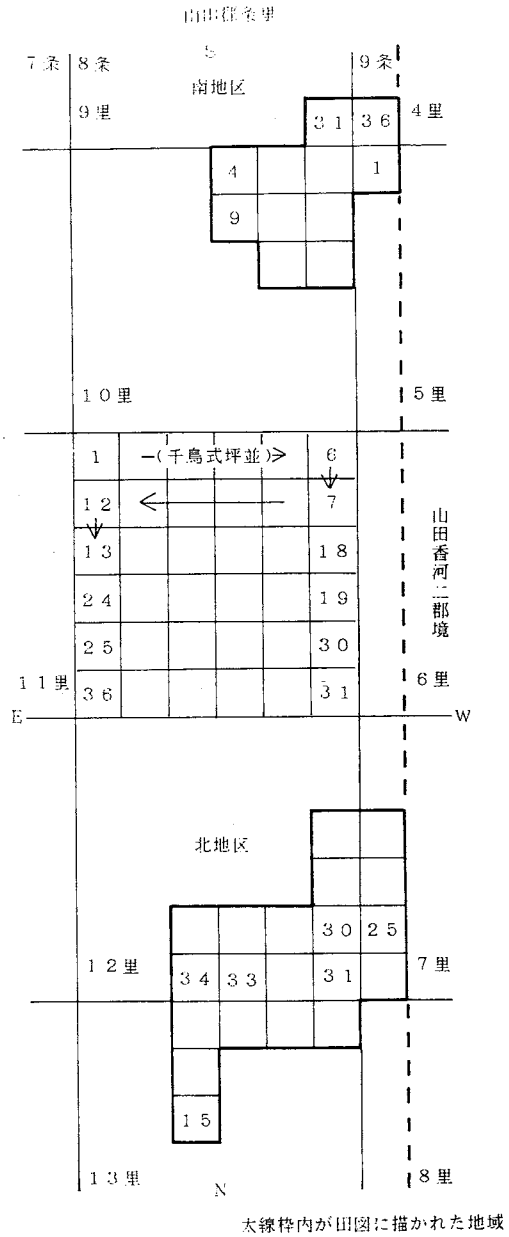


第111図　山田郡田図の条里上の位置

| 番号 | 天平宝字7年弘福寺田内校出田 | | | | | 天平7年山田郡田図の寺領田畠等 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所在地 | | | | 面積 | 対応する位置 | | 田 | | 畠 | 茶褐色顔料の上に白緑 | 今墾 | 今畠墾田 | 畠成田 | その他 |
| | 条 | 里 | 坪 | 坪名 | 町.段.歩 | 坪位置 | 地区 | 田の名称 | 束代 | 束代 | | | 束代 | 束代 | |
| 1 | 8 | 9 | 31 | 池田 | 1. 160 | 1・2 | 南 | 津田 | 147 | | 〈$E_{12}$〉 | | | | 〈$C_{11}$〉 |
| 2 | 8 | 10 | 4 | 池辺田 | 0. 140 | 2・4 | 南 | 津田 | 〈$A_{24}$〉 | | E | | | | 墾100束代 |
| 3 | 8 | 10 | 9 | 池口田 | 4. 090 | 3・4 | 南 | 津田 | 150 | | 〈$E_{34}$〉 | 〈$D_{31}$〉 | | | 〈$C_{34}$〉 |
| 4 | 8 | 12 | 30 | 下原田 | 0. 050 | 7・2 | 北 | 畠田 | 450 | 50 | | | | | |
| 5 | 8 | 12 | 31 | 垣本田 | 1. 170 | 8・2 | 北 | 佐布田 | 350 | 150 | | | | | |
| 6 | 8 | 12 | 33 | 圃依田 | 0. 040 | 8・4 | 北 | 佐布田 | 70 | 100 | | | | | 人夫等家 |
| 7 | 8 | 12 | 34 | 井門田 | 0. 070 | 8・5 | 北 | 佐布田 | 87 | 100 | | | | 50 | 三宅 |
| 8 | 8 | 13 | 15 | 薮田 | 0. 070 | 11・5 | 北 | 柿本田 | 250 | 10 | | | 140 | | |
| 9 | 9 | 4 | 36 | 津田 | 3. 040 | 1・1 | 南 | 津田西口 | 140 | | 〈$E_{11}$〉 | | | | 〈$C_{11}$〉 |
| 10 | 9 | 5 | 1 | 長田 | 1. 170 | 2・1 | 南 | 津田 | 〈$A_{21}$〉 | | | 〈$D_{21}$〉 | | | |
| 11 | 9 | 7 | 25 | 原田 | 2. 070 | 7・1 | 北 | 屎田 | 400 | 100 | | | | | |
| 合計 | | | | | 1. 4. 350 | | | | | | | | | | |

注 1) 山田郡田図の寺領田畠等の詳細については、〔表16〕参照。
2) 坪8・5の畠は、10束代と90束代の2筆の合計。
3) 文字・彩色、$A_{21}$等については表16の注参照。
4) 1町＝500束代（束）＝10段、1段＝50束代＝360歩、1束代＝7.2歩、以下の表同じ。

表15 天平宝字7年校出田の所在地

間に位置することになる。(1)(2)により、寺領田畠の山田郡条里プランの中での東西の位置は定まる。

(3) 次に、天平宝字７年山田郡弘福寺田内校出田注文に記された寺田の所在する11か坪を山田郡条里プランの上に位置付ける。その結果が、第111図の坪数詞を記した11坪である。

(4) 天平宝字７年山田郡弘福寺田内校出田注文の坪名と、山田郡田図の田の名称や坪内の土地利用状況を対照し、山田郡田図の中で山田郡条里プラン上に位置付けることのできる坪を、南地区・北地区にそれぞれ一か所以上見出す。まず北地区では、校出田注文の８条12里34坪井門田を、山田郡田図の中の二つの井戸があり三宅（倉・屋を有する荘所）を含む坪８・５に比当させる。すると校出田注文８条12里33坪の圃依田は坪８・４に当たることになるが、畠あるいは園地の傍らの田の景観を示す「圃依田」の名称は畠100代（２段）と人夫等家330代（６段216歩）が存在する坪８・４の名称としてふさわしい。このようにして、北地区の条里プラン上の南北位置が定まり、そしてその位置は先の東西位置と矛盾しない。南地区については、校出田注文の坪名称と山田郡田図の田の名称に水関係の類似のものが多いが、南北位置決定のための決め手はない。

(5) 以上の操作には、現実の山田郡条里地割ではなく山田郡条里プラン上で行ったものである。そこで、次には現実の山田郡条里地割と校出田注文・山田郡田図を各々の地形的特徴から合致させる作業を行わなければならない。この作業を福尾は直接に行ってはいないが、その場合に前提とされているのは、共同研究者の米倉二郎の「庄園図の歴史地理的考察」の山田郡条里復原に基づく山田郡田図の現地比定の作業である。その正しい点と誤った点については、3.2.以下で検証する。

(6) かくして山田郡条里上に復原した山田郡田図の寺領は、校出田注文の11か坪を包括することができる。

### 3.1.3. 南地区の欠損部の田の面積

山田郡田図の南地区部分は、第１紙に描かれているが、料紙の腐損が甚だしく、坪行１の南部、坪行２の北３分の２、坪行３の東部、坪行４の大部分に欠損がある。したがって欠損部分に記載されていた田畠等の数値を復原・推定しなければならない。

〔表16〕には、記載の欠損部分を、Ａ～Ｅの変数（Ａ：田の面積、Ｂ：田の直米、Ｃ：茶褐色顔料を塗られた土地の面積、Ｄ：「今墾」の面積、Ｅ：茶褐色顔料を塗られた土地の一部を開墾して耕地とした面積（ただし、南地区では、田図上で、白緑を塗られた部分は実際に開墾された土地の形状を表示してはいない）と「21」等の坪行列の添え字で$A_{21}$のように示す。

〔表16〕に示した如く、南地区の田の面積の合計は、８町98束代とされている。天平７年の時点の面積表示は町段歩制（１町＝10段、１段＝360歩）であるが、山田郡田図は町代制を面積

| 坪行列 | 田 | | | | | | | | | | | | | | その他 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 田・坪の名称 | | 面積 | | | | | 直米 | | | | | | | 地目 | | 彩色 | 面積 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 今墾 | | その他 |
| | | | | 最大値 | | 最小値 | | 直米 | | | 1町当直米 | | | 田品 | | | | 最大値 | 最小値 | 最大値 | 最小値 |
| | 天平7年田図 | 天平宝字7年注文 | 変数 | 町 | 束代 | 町 | 束代 | 石 | 斗 | 升 | 石 | 斗 | 升 | | 地目 | 変数 | | 束代 | 束代 | 代 | 代 |
| 1・1 | 津田西口 | 津田 | | | 140 | | | 2 | 2 | 0 | 7 | 8 | 6 | 上 | (非耕地)<br>(今墾カ) | $C_{11}$<br>$E_{11}$ | 茶褐色顔料<br>白緑を重ね塗り | | | 360<br>360 | 1 |
| 1・2 | 津田 | 池田 | | | 147 | | | 2 | 0 | 0 | 6 | 8 | 0 | 上 | (非耕地)<br>(今墾カ) | $C_{12}$<br>$E_{12}$ | 茶褐色顔料<br>白緑を重ね塗り | | | 353<br>353 | 1 |
| 2・1 | 津田 | 長田 | $A_{21}$ | | 499 | | 423 | | | | | | | | 今墾 | $D_{21}$ | 無彩 | 77 | 1 | | |
| 2・2 | 津田 | | $A_{22}$ | | 490 | | 410 | | | | | | | | 今墾 | $D_{22}$ | 無彩 | 80 | 10 | | |
| 2・3 | 津田 | | $A_{23}$ | | 499 | | 423 | | | | | | | | 今墾 | $D_{23}$ | 無彩 | 77 | 1 | | |
| 2・4 | 津田 | 池辺田 | $A_{24}$ | | 400 | | | 4 | | | | | | | 壟 | | 茶褐色顔料 | | | 100 | |
| 3・2 | 津田 | | | 1 | 000 | | | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 中 | | | | | | | |
| 3・3 | 津田 | | | 1 | 000 | | | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 上 | | | | | | | |
| 3・4 | 津田 | 池口田 | | | 150 | | | 3 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 上 | (非耕地)<br>今墾 | $C_{34}$<br>$E_{34}$ | 茶褐色顔料<br>白緑を重ね塗り | | | 350<br>49 | 41 |
| 4・2 | (欠損) | | $A_{42}$ | | 350 | | | | | | | | | | □□□時除 | | 無彩 | | | 150 | |
| 4・3 | (欠損) | | $A_{43}$ | | 499 | | 423 | | | | | | | | (今墾) | $D_{43}$ | (無彩カ) | 77 | 1 | | |
| 合計 | | | | 8 | 098 | | | 41 | 6 | 0 | 5 | 0 | 8 | | | | | 89 | | | |

凡例1) 未知の面積等の変数　A：田
B：直米
C：茶褐色顔料を塗られた土地の面積
D：今墾（田）
E：茶褐色顔料を彩色された土地の一部を開墾して耕地とした面積（南地区では、田図上で白緑を塗られた部分は実際に開墾された土地の形状を表示してはいない）

2) 面積の最大値、最小値の欄には、変数A・C・D・Eの最大値・最小値を記載した。
3) 面積の最大値欄の数字では、太字のものは田図から数字が読取れる面積、□のものは推計により確定できる面積を示す。
4) 面積の推計については本文参照。

表16　山田郡田図南地区の寺領田畠等の記載

| 田 | | | | | | | その他 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 田の所在地 | | | 面積 | 直米 | | | 地目 | 彩色 | 面積 | 直米 | |
| 坪行列 | 田・坪の名称 天平7年田図 | 田・坪の名称 天平宝字7年注文 | 町. 束代 | 直米 石. 斗. 升 | 1町当直米 石. 斗. 升 | 田品 | | | 町. 束代 | 直米 石. 斗. 升 | 1町当直米 石. 斗. 升 |
| 5・1 | 樋蒔田 | | 1. 000 | 5. 5. 0 | 5. 5. 0 | 上 | | | | | |
| 5・2 | 茅田 | | 1. 000 | 4. 5. 0 | 4. 5. 0 | 中 | | | | | |
| 6・1 | 造田 | | 450 | 5. 0. 0 | 5. 5. 5 | 上 | 畠 | 茶褐色顔料 | 50 | 0. 2. 0 | 2. 0. 0 |
| 6・2 | 樋蒔田 | | 1. 000 | 5. 0. 0 | 5. 0. 0 | 上 | | | | | |
| 7・1 | 屎田 | 原田 | 400 | 4. 6. 0 | 5. 7. 5 | 上 | 畠 | 茶褐色顔料 | 100 | 0. 3. 0 | 1. 5. 0 |
| 7・2 | 畠田 | 下原田 | 450 | 4. 7. 0 | 5. 2. 0 | 上 | 畠 | 茶褐色顔料 | 50 | 0. 1. 5 | 1. 5. 0 |
| 7・3 | | | | | | | 人夫等田 | 無彩 | | | |
| 7・4 | | | | | | | 人夫等田 | 無彩 | | | |
| 7・5 | | | | | | | 人夫等田家 | 無彩 | | | |
| 8・1 | 角道田 | | 1. 000 | 5. 1. 0 | 5. 1. 0 | 上 | | | | | |
| 8・2 | 佐布田 | 垣本田 | 350 | 3. 5. 0 | 5. 0. 0 | 上 | 畠<br>畠 | 茶褐色顔料<br>茶褐色顔料 | 40<br>110 | 0. 1. 0<br>0. 5. 0 | 1. 2. 5<br>2. 2. 5 |
| 8・3 | 佐布口田 | | 10 | 0. 3. 0 | 15. 0. 0 | | 人夫田<br>(人夫) 家 | 無彩<br>赤褐色顔料 | | | |
| 8・4 | 佐布田 | 圃依田 | 70 | 1. 3. 0 | 9. 2. 5 | 上 | 人夫等家<br>畠 | 赤褐色顔料<br>茶褐色顔料 | <br>100 | <br>0. 5. 0 | <br>2. 5. 0 |
| 8・5 | 佐布田 | 井門田 | 87 | 1. 5. 0 | 8. 6. 0 | 上 | 畠<br>(三宅)<br>畠成田<br>畠 | 茶褐色顔料<br>茶褐色顔料<br>無彩の上に白緑<br>茶褐色顔料 | 10<br><br>50<br>90 | 0. 5. 0 | 5. 0. 0 |
| 9・2 | 畠田 | | 1. 000 | 4. 7. 0 | 4. 7. 0 | 上 | | | | | |
| 9・3 | 佐布田 | | 150 | 1. 8. 0 | 6. 0. 0 | 上 | 人夫等家畠 | 赤褐色顔料 | | | |
| 9・4 | 畠田 | | 110 | 1. 1. 0 | 5. 0. 0 | 上 | 畠<br>今畠墾田 | 茶褐色顔料<br>茶褐色顔料の上に白緑 | 240<br>150 | 1. 7. 5<br>1. 5. 0 | 3. 6. 0<br>5. 0. 0 |
| 9・5 | 畠田 | | 490 | 6. 0. 0 | 6. 1. 0 | 上 | 畠 | 茶褐色顔料 | 10 | | |
| 10・5 | 柿本田 | | 1. 000 | 5. 5. 0 | 5. 5. 0 | 上 | | | | | |
| 11・5 | 柿本田 | 薮田 | 250 | 3. 5. 0 | 7. 0. 0 | 上 | 畠<br>今畠墾田 | 茶褐色顔料<br>茶褐色顔料の上に白緑 | 10<br>140 | <br>1. 4. 0 | <br>5. 0. 0 |
| 計 | | | 11. 412 | 63. 4. 0 | 5. 3. 6 | | 北地区畠合計 | | 2. 413 | 6. 9. 0 | 3. 3. 5 |
| 南地区・北地区総計 | | | 20. 010 | 105. 0. 0 | 5. 2. 5 | | | | | | |

注(1) 南地区の寺領田畠等の記載については表16参照

注(2) 北地区田面積合計は11町317束代、直米合計は63石6斗になる。坪11・5の田は「三百五十束代」が正しいとすれば、合計11町417束代となり、5束代分の記載があわないことになる。集計記載の「右田数十一町四百十二束代」の「弐」は「七」の誤記であろう。

表17　山田郡田図北地区の寺領田畠等の記載

| | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 田畠等 | | 南地区 | | | 北地区 | | | 合計 | | |
| | 田畠 | 内訳 | 面積 | 直米 | 田租 | 面積 | 直米 | 田租 | 面積 | 直米 | 田租 |
| | | | 町.束代 | 石.斗 | 束.把.分 | 町.束代 | 石.斗 | 束.把.分 | 町.束代 | 石.斗 | 束.把 |
| a | 田 | | 8. 098 | 41. 6 | 122. 9. 4 | 11. 412 | 63. 4 | 177. 3. 6 | 20. 010 | 105. 0 | 300. 3 |
| b | 今墾田 | | 0. 089 | (直米并租者丙子年不取) | | | | | 0. 089 | | |
| c | 畠 | | | | | 2. 413 | | | 2. 413 | | |
| d | | 田墾得 | | | | 0. 340 | 3. 4 | | 2. 030 | 3. 4 | |
| e | | 見畠 | | | | 1. 190 | 3. 5 | | | 3. 5 | |
| f | | 三宅之内 | | | | 0. 363 | (直不取) | | 0. 363 | | |
| g | | 悪 | | | | 0. 020 | (不沽) | | 0. 020 | | |
| h | 畠墾田 | (Bd) | | | | | | | | 3. 4 | |
| i | 見畠 | (Be) | | | | | | | | 3. 5 | |
| j | 合計 | | | | | | | | 23. 012 | 111. 9 | 300. 3 |

注 1) 各欄の表示用に、A～K、a～jの記号を付した。

2)「(直米并租者丙子年不取)」等の注記は、田図中の集計記事中の文言（一部推定）である。

3) 合計欄の面積（Ij）はIa＋Ib＋Icの数値。

4) 合計欄の直米（Jj）はJa＋Jd＋Jeの数値。但し、Jh＝Jd、Ji＝Je。

表18 山田郡田図の寺領田畠の集計

表示に使用している。町代制は、大宝令（701年施行）制以前の７世紀後半の田積法で、１町＝500代（１段＝50代に相当）である。束代とは、１束の稲を収穫することのできる面積を１代とすることによるもので、代と同じ単位である。山田郡田図では耕地面積に束代、非耕地面積に代を使用している。町段歩制の下において代制を単位に用いている例には、天平19年（747）法隆寺伽藍縁起并流記資財帳がある。寺院は、所領領有の起源を大宝令制以前に求めることにより領有権を確保したり、あるいは事実として大宝令以前の所領の成立を明示するために、町段歩制下においてもわざと町代制を使用した場合があった。山田郡田図の例もそれに当たる。弘福寺の山田郡所領も、その所在地の施入当初から天平７年までの変動の有無は別として、大宝令制以前から存在していたが故に、町代制を使用することが可能であったと考えられる。

さて、本項の課題は、南地区の欠損部分の文字の復原を行ない、面積等の推定を行うことである。坪内の無彩部分の記載の書式は、南地区では以下のようである。

① 田の名称（「○田」、○は１字以上）＋面積（「一町」あるいは「○束代」、○は理論的には四百九十九から一までの499の数字列）＋田品（小字右寄せで「上」か「中」。「下」の田品は山田郡田図中には見えない）

② 「直米」＋直米量（単位は石・斗・升）

③ 「今墾」＋面積（「○束代」）

④ 「直米」＋直米量

①は１～２行分。②は改行して書かれる。③④は、現状では坪２・１、坪２・２、坪２・３にのみ記されている。③と④は、間に１文字分空けて改行せずに二行の内に続けて書かれる場合（坪３・２）と、④が改行して書かれる場合（坪２・１、坪２・３）がある。この書式を参照して、欠損部分の文字・数値を復原、推定するのである。

最初に田の面積の数値である$A_{21}$・$A_{22}$・$A_{23}$・$A_{24}$・$A_{42}$・$A_{43}$を検討する。なお、検討の順序としては、復原・推定の容易なものから行う。また、論述の最初に〔山田郡田図の釈文と彩色〕（第109図）から当該箇所の釈文を掲げる。釈文の**14**等は釈文番号、**D**等は彩色部分記号である。

＜$A_{24}$＞

坪２・４は、西半（田図の描画方向にしたがえば右半、料紙の向きにしたがえば下半）に欠損部分の多い釈文**14**が記され、東辺には彩色部分**E**（墨線で縁取られた茶褐色顔料による彩色部分）の上に釈文（**15**「壟百代」）がある。

**14** Ⅰ津田×（四）×（百）×（束）×（代）×

Ⅱ直米□（四）×（石）×□（斗）

「壟百代」の「壟」とは小丘、「百代」は壟の面積で２段に相当する。壟は耕地ではないので、束代の単位表示は使用しない。田図中に記された壟の例としては、京北班田図の京北一条

一里十七坪のものがある。なお、この壟については、山田郡田図の山田郡条里地割への配置の際に位置決定の鍵となる飛行場建設以前に存在した「東光寺山と称する比高５米位の山」に相当することが、米倉「庄園図の歴史地理的考察」（377頁）で指摘されているが、この見解は誤りであることは後述する。

さて、行Ⅰの３字目～７字目の「××××ˣ」の字数は、次の要領で推定される。

1．坪２・４の14の行Ⅰと行Ⅱの間は約５㎜で、文字列が入る余地はない。

2．したがって、行Ⅰの１行の書式①の全てが納らねばならない。

3．坪２・４（１坪の面積：１町＝500代）は、壟100代が存在するので、無彩色部分（田）の面積$A_{24}$は、

$0 < A_{24} \leqq 500-100=400$（束代）

となる。坪２・４の田の面積は400束以下である。

4．14行Ⅰは書式①であるが、田の名称の「津田」が残るので、欠損部分は〔面積＋田品〕である。

5．14行Ⅰは書式①の〔面積＋田品〕は面積が１町以下、すなわち400束以下であるから、必ず「束代」の２文字と田品（「上」あるいは「中」）の１文字（小字）を含み「○束代ˣ」となる。

6．14行Ⅰの「○束代」の○には、「四百」以下「一」以上の数字が入る。

7．一般に書式①の「○束代」は、$0 < A \leqq 499$のAの値（正整数）により、次の表記様式のいずれかとなる。

a．$A=100$の時、「百束代ˣ」

b．$A=100+10 \cdot n$（$n=1,2,3,4$）の時「百※束代ˣ」（※は「十」・「廿」・「卅」・「丗」）。

c．$A=100+10 \cdot \acute{n}$（$\acute{n}=5,6,7,8,9$）の時、「百※十束代ˣ」。

d．$A=100+10 \cdot n+1 \cdot \ell$（$\ell=1,2,3,\cdots,9$）の時、「百※※束代ˣ」。

e．$A=100+10 \cdot \acute{n}+1 \cdot \ell$の時、「百※十※束代ˣ」。

f．$A=100+1 \cdot \ell$の時、「百※束代ˣ」。

g．$A=100 \cdot m$（$m=2,3,4$）の時、「※百束代ˣ」。

h．$A=100 \cdot m+10 \cdot n$の時、「※百※束代ˣ」。

i．$A=100 \cdot m+10 \cdot \acute{n}$の時、「※百※十束代ˣ」。

j．$A=100 \cdot m+10 \cdot n+1 \cdot \ell$の時、「※百※※束代ˣ」。

k．$A=100 \cdot m+10 \cdot \acute{n}+1 \cdot \ell$の時、「※百※十※束代ˣ」。

ℓ．$A=100 \cdot m+1 \cdot \ell$の時、「※百※束代ˣ」。

m．$A=10 \cdot n$の時、「※束代ˣ」。

n．$A=10 \cdot \acute{n}$の時、「※十束代ˣ」。

o。A＝10・n＋1・ℓの時、「※※束代×」。

p。A＝10・$\hat{n}$＋1・ℓの時、(「※十※束代×」。

q。A＝1・ℓの時、(「※束代×」。

すなわち、文字（※）数で配列しなおせば、田畠面積の表記パターンは次のようになる。

| | |
|---|---|
| 「※束代×」 | a，m，q |
| 「※※束代×」 | b，f，g，n，o |
| 「※※※束代×」 | c，d，h，ℓ，p |
| 「※※※※束代×」 | e，i，j |
| 「※※※※※束代×」 | k |

8．14の行Ⅰの書式①の「○束代×」は約3㎝分である。南地区の1行の文字数の最大は坪3・4の1行目の7文字で、面積は約3㎝の長さに「百五十束代」の5文字で記されている。よって、坪2・4も3㎝に5文字入るとすると、「※※束代×」となり、数値は「※※」の2文字で表記されていることになる。7に示した表記パターンb，f，g，n，oによれば、

$0 < A_{24} \leqq 400$であるから、

n，oの場合：$11 \leqq A_{24} \leqq 50$　または　$A_{24}=60,70,80,90$

b，fの場合：$101 \leqq A_{24} \leqq 110$　または　$A_{24}=120,130,140$

gの場合：$A_{24}=200,300,400$

のいずれかになる。

9．14の行Ⅱによれば、「××」束代の直米$B_{24}$は、

$4石 < B_{24} < 5石$

である。南地区の田1町当り平均直米（$\hat{B}$）は、

41石6斗（直米）÷8町98束代（田面積）＝41.6÷8.196

≒5.08

＝5石8升

である。$B_{24}$が、この1町当り平均直米($\hat{B}$≒41.6÷8.196)と同額であるとすれば、$B_{24}$に相当する田面積$A_{24}$は、

$5 \div \hat{B} \times 500 > A_{24} > 4 \div \hat{B} \times 500$

$492.5 > A_{24} > 394.0$

$492 \geqq A_{24} \geqq 395$（束代）

となる。

10.8と9から、$A_{24}$＝400束代となり、14の行Ⅰは「津田××××(四百束代)×」となる。但し、$A_{24}$＝300とすると、$B_{24}$は、

$$5 \div (300 \div 500) > B_{24} > 4 \div (300 \div 500)$$

$$8.\dot{3} > B_{24} > 6.\dot{6}$$

8石3斗3升＞$B_{24}$＞6石6斗6升

となり、$A_{24}=200$とすると、

$$5 \div (200 \div 500) > B_{24} > 4 \div (200 \div 500)$$

$$12.5 > B_{24} > 10$$

となる。$A_{24}<200$とすると

$$B_{24} \geqq 10$$

となる。1町当り直米が多い例には、

坪1・1：140束代で7石8斗6升

坪1・2：147束代で6石8斗

坪3・4：150束代で10石

の例があるので、$A_{24}=300$あるいは$A_{24} \leqq 200$の可能性も否定はできない。しかし、坪2・4には、未墾地を開墾して田とした坪2・1、坪2・2、坪2・3の今墾に相当する記載がなく、墾100代と津田を合計して500束＝1町であった可能性が強い。したがって、$A_{24}=400$束代と推定することができる。

なお、以下においては、以上の復原、推定の手順を省略する。

＜$A_{42}$＞

坪4・2は西から3分の1のところに南北方向の墨線があり東西に区切られている。その線の西に墨書**22**、東に墨書**23**が書かれている。

**22** Ⅰ×××時除百五十

Ⅱ×××未給

**23** ××××(田 三 百)五十束代

**23**は1・2字目に田の名称（○田）が入り、3・4字目に100の位の数値が入る。西部の150束代を1町（500束代）から引けば東部は350束代となり、**23**は「×田三百五十束代」となる。次行に田品が記され、次々行に直米が記されていたのである。

＜$A_{22}$＞

坪2・2の墨書は次の如くである。

**11** Ⅰ(注)□田四(百)××束　＜××は、あるいは×××か＞

Ⅱ(代)□口

Ⅲ直米××

Ⅳ今(墾)□××(束)

Ⅴ代　直(米)×

行Ⅰの3字目には「四」の残画があり、行Ⅰの行末には「束」の残画がある。「四」と「束」の間の欠損部には2～3文字程度（1行6～7文字とする）があったと推定される。2文字ならば「四」の下は「百」で、その下は「十」「廿」「卅」「卌」のいずれかであろう。そこに3文字入るとすれば、「四百五十」、「四百六十」、「四百七十」、「四百八十」、「四百九十」のいずれかとなる。したがって、

$410 \leqq A_{22} \leqq 490$（束代）

と推定する。

$<A_{21}><A_{23}>$

坪2・1と坪2・3は、「今墾」の記載があるので、田の面積はいずれも1町未満である。したがって、

$A_{21} \leqq 499$（束代）

$A_{23} \leqq 499$（束代）

となる。

$<A_{43}>$

坪4・3は、ほとんど欠失していて文字の推定は困難である。しかし、坪の右下隅（北西隅）に墨痕があり、これを「束」の最終画の一部とすれば（釈文**24**）、「束」が行の下端に書かれているから、この行には、「××××××束」（1行7文字）あるいは「×××××××束」（1行8文字）と書かれていたことになる。$A_{42}$の最大値は、後者とすれば、499束代、前者とすれば、490束代となる。すなわち、

$A_{43} \leqq 499$束代

と推定しておく。

以上で、南地区の坪毎の田面積の欠損部の復原・推定をひとまず終える。

### 3.1.4. 南地区の欠損部の「今墾」

次には、前項での$A_{21}$・$A_{22}$・$A_{23}$・$A_{24}$・$A_{42}$・$A_{43}$の数値の復原・推定が正しいかどうかを南地区の田面積等の集計と対照して検討する。

南地区の集計（〔表18〕参照）は次の如く記されている。

**26** Ⅰ 右田□(墾)八町九十八束代　直米卌一石六斗

Ⅱ 田□(租)稲百廿二束九把四分

Ⅲ □(合)×□(今)(墾)田八十九束代　××(直米)租者丙子年×(不)取

さて、南地区の11か坪の田面積の合計は、8町98束代である。南地区で田面積の明らかな坪は坪1・1（140束代）、坪1・2（147束代）、坪3・2（1町）、坪3・3（1町）、坪3・4（150束代）であり、前項での検討でほぼ確定できるのが、坪2・4の$A_{24}$＝400束代、坪4・2

の$A_{42}$＝350束代である。

まず、坪１・１、坪１・２、坪３・２、坪３・３、坪３・４の合計は２町437束代であるから、

$$S = A_{21} + A_{22} + A_{23} + A_{24} + A_{42} + A_{43}$$
$$= 8\text{町}98\text{束代} - 2\text{町}437\text{束代}$$
$$= 5\text{町}161\text{束代}$$

となる。次に、$A_{24}$と$A_{42}$を既知とすれば、

$$\acute{S} = A_{21} + A_{22} + A_{23} + A_{43}$$
$$= 5\text{町}161\text{束代} - A_{24}\ (400\text{束代}) - A_{42}\ (350\text{束代})$$
$$= 3\text{町}411\text{束代}$$

となる。

$$A_{21} \leqq 499,\ A_{22} \leqq 490,\ A_{23} \leqq 499,\ A_{43} \leqq 499$$

であるから、$\acute{S} = A_{21} + A_{22} + A_{23} + A_{43}$の最大値を$\acute{S}\max$とすれば、

$$\acute{S}\max \leqq 1987\text{束代}$$
$$= 3\text{町}487\text{束代}$$

となり、

$$\acute{S}\max - \acute{S} = 76\text{束代}$$

となる。

この$\acute{S}\max$＝($A_{21} + A_{22} + A_{23} + A_{43}$の最大値)は、$\acute{S} = A_{21} + A_{22} + A_{23} + A_{43}$の数値を包摂するので、前項における$A_{21}$・$A_{22}$・$A_{23}$・$A_{43}$の数値の推定は誤りではなかったことになる。

さて、次に76束代の余り（$\acute{S}\max - \acute{S}$）について考えてみよう。南地区の集計には、田の面積・直米・田租稲に次いで、「今墾田」89束代が記載されている。その注記には「××(直米)并租者、丙子年×(不)取」とある。これは、天平７年の「田図定」で勘出した「今墾田」89束代については、翌丙子年（736年）＝天平８年は直米及び田租を徴取しないという意味である。田租を特例で徴取しないということは、本来は今墾田からも田租を徴取するのが原則であるということである。山田郡田図の中で、田租を徴取する地目は田だけである。北地区でも田租稲は、田からしか徴取されていないことは、次に再度掲げる北地区の集計と南北両地区の総計および〔表18〕から明らかである。

**72** Ⅰ右田数十一町四百十二束代　直米六十[二]石四斗

Ⅱ　田租稲百七十七束三杷六分不成

Ⅲ畠数一千四百十三束代之中

Ⅳ　三百卅束代田墾得　直米三石四斗

Ⅴ　六百九十束代見畠直米[三]石五斗

Ⅵ　三百六十三束代三宅之内直不取

Ⅶ　廿[束]代悪不沽

Ⅷ上下田都合廿町十束代　直米百五石

Ⅸ畠墾田直米三石四斗　見畠直米三石五斗

Ⅹ　　右米合百十一石九斗

Ⅺ　　租稲合三百束三杷

ここでⅪの租稲は、〔表18〕に示した如く、上下田（南地区の田と北地区の田）の租の合計の租稲300束３杷で、北地区で直米を取っている「田墾得」「見畠」にも租稲は課せられていない。したがって、南地区の「今墾田」は畠が「墾得」により田となったものではない。坪２・１、坪２・２、坪２・３では、それぞれ坪の束より詰めて、無彩の上に「今墾」の面積と直米を記している。北地区の「田墾得」の畠は茶褐色顔料の上に白緑を重ね塗りした部分であり、畠地が田とされたところである。ところが南地区の「今墾」は、１町に近く開田されている坪の中の未墾地を開墾した田としたものであり、その開発が無彩の上への「今墾」の墨書となって現れているのである。

さて、先の$A_{21}$・$A_{22}$・$A_{23}$・$A_{43}$の面積の計算で生じた76束代は、坪２・１、坪２・２、坪２・３、坪４・３の今墾（$D_{21}$・$D_{22}$・$D_{23}$・$D_{43}$）として勘出された未墾地にかかわる数値である。今墾田の合計は89束代であるが、計算上の余りは76束代であり、13束代の不足が生じる。しかしこの13束代は、$A_{21}\leqq 499$, $A_{22}\leqq 490$、$A_{23}\leqq 499$、$A_{43}\leqq 499$とした時の坪２・１と坪２・３と坪４・３の各１束代の計３束代と、坪２・２の10束代の合計13束代の未計上部分に相当するのである。

坪２・１、坪２・２、坪２・３、坪４・３の４坪は、天平７年検田より以前の土地台帳では、それぞれ坪内に未墾地を包含していた、あるいは坪内田地の合計が１町に達していなかった。ところが天平７年の検田（田図定）に於て、坪２・１、坪２・２、坪２・３、坪４・３についても坪内の全面積の田面積と１町との差が、「今墾」として算出されたのである。坪４・３は欠損が甚だしく、「今墾」の記載の痕跡はないが、「今墾」が記されていたと推定する。坪２・１、坪２・２、坪２・３の「今墾」云々の記載が、田についての書式①②に比して、坪内の左端に寄せて書かれている状態は、勘出地の付記を示していると見ることも出来る。89束代は１段280.8歩で、４か坪の１坪平均の勘出面積は22.25束代＝160.2歩である。実際に、各坪で160.2歩＝0.445段以下の新開の耕地片が勘出されたのか、あるいは田面積を１町に切り上げるために机上の計算で行った勘出であるのか、両方の可能性を考慮しておくことが必要である。

以上の考察から、坪４・３にも「今墾」（$D_{43}$）の記載があったこと、かつ

$D_{21}+D_{22}+D_{23}+D_{43}=89$束代

であることが判明した。「山田郡田図の調査」では、この点が不明確で、「この八十九束代の中

にF（本稿ではG）の四十余束代を入れると他に四十余束代の今墾田が推定されねばならない」（16頁）と述べ、畠が田となった坪３・４の「今墾」（$E_{34}$）を89束代の中に計上する可能性もあるとした。しかし、これは誤りであった。

なお、坪２・１、坪２・２、坪２・３（そして坪４・３も）の今墾には、田図定の翌年には、直米が徴取されないことは前述したが、これを裏付けるように、坪２・１では「今墾」の「直米」の次に文字が記されていない、つまり直米の量が表記されていない様子がうかがわれる。

### 3.1.5. 南地区の集計の未記載事項

北地区の集計には畠が計上されているが、南地区の集計には、坪１・１、坪１・２、坪３・４に描かれている〝茶褐色顔料の上に白緑を重ね塗りした部分〟についての記載がない。

坪３・４には、彩色の上に、

**20**今[墾]□四××[束代]□□

と墨書が加えられている。坪３・４の彩色を観察すると、茶褐色顔料の上から白緑が薄く重ね塗りされ、白緑のせいで料紙の天地方向に断裂が走り、東半が脱落していることは前述した。

このような彩色方法は、南地区だけでなく、北地区にも３か所ある。それは坪８・５の畠成田（ただし、白緑は無彩の上に塗られていて、一部両側の茶褐色顔料の上にはみ出している状態）50束代、坪９・４の今畠墾田150束代、坪11・５の今畠墾田140束代である。この３か所が、北地区の集計の畠数の中の「田墾得」340束代に相当する。

また南地区の坪１・１、坪１・２は坪の南半が欠損し、微細な部分に茶褐色顔料と茶褐色顔料の上へ重ね塗りした白緑の彩色が残るだけである。また、坪１・１から坪１・２へ続いて残る波状の墨線は坪１・１と坪１・２の彩色された南半部と北半部の田を区切る線である。この彩色された南半部は、茶褐色顔料の上から塗られた白緑により料紙が脱落して彩色の部分を型取ったような穴が空いてしまったのである。したがって、坪１・１と坪１・２の脱落した南半部も、坪３・４と同様の性格の土地であったと考えられる。

坪３・４の茶褐色顔料の上に白緑を重ね塗りした彩色の部分は、「今墾」の文字から、茶褐色顔料で塗られた非耕地（後述）が一部墾開されて田となったので白緑を塗ったことを示している。南地区の集計が、畠を記していないのは、坪１・１、坪１・２、坪３・４の茶褐色顔料で塗られた部分（$C_{11}$、$C_{12}$、$C_{34}$）が、開墾以前には畠でなかったことを示している。坪２・４の壟のように、非耕地の小丘も茶褐色顔料で塗られているから、南地区の３か坪の茶褐色顔料彩色部分も非耕地（微高地・低地）であったと考えてよいだろう。坪１・１と坪１・２の茶褐色顔料彩色部分は、現地比定によれば旧池代池の南岸の微高地に当り、坪１・１と坪１・２に続く地目境線が、池代池の南汀線に相当したことが知られる。

では、坪３・４の今墾40余束代（$E_{34}$）（茶褐色顔料の上に白緑を重ね塗り）や、坪１・１と

坪１・２の茶褐色顔料彩色部分にも存在したであろう今墾（茶褐色顔料の上に白緑を重ね塗り）が、何故、南地区の集計に計上されないのだろうか。その理由の一つとしては、南地区の坪１・１、坪１・２、坪３・４における開墾による非耕地（微高地や低地）の耕地化が行われた時期が、南地区の集計を作成した時（天平７年12月26日の田図定の時）以降で、白緑の重ね塗りは、原本においては追筆として行われた作業であった可能性が考えられよう。

すなわち、非耕地（微高地や低地）を耕地化した部分の面積を示す$E_{11}$・$E_{12}$（この二つの数値は存在したであろう）・$E_{34}$の合計数値は南地区の集計に入っていないこと、$C_{11}$・$C_{12}$・$C_{34}$に関わる彩色と墨書は山田郡田図原本への追筆の可能性も含めて考える必要があることがわかった。なお、$E_{34}$の今墾の面積が、「四××束代」と記されていたとすると、この坪の津田が150束代であることから、「四」が100の位を表すことはありえない。したがって「四××」は「四十×」で、

$E_{34}=40+\ell$ （$\ell=1,2,3,\cdots,\ 9$）

となり、「四」は10の位の数値となる。ところが、山田郡田図は、40を他の箇所では全て「卌」と表記している。坪１・１、坪１・２、南地区の集計、坪８・２、坪９・４、坪11・５、北地区の集計に「卌」が使われている。$E_{34}$で「四十」とするのは異例である。このことは、$E_{34}$に関わる記載が、他の記載とは別の時期（田図定より後の時期）に加えられたとの先の推定を支持する事実となろう。

### 3.1.6. 南地区の欠損部の直米の数値

南地区の直米は、坪１・１、坪１・２、坪３・２、坪３・３、坪３・４がわかる。それらの合計は、

$B_{11}+B_{12}+B_{32}+B_{33}+B_{34}$

$=2.2+2.0+5.0+5.0+3.0$

＝17石２斗

となる。南地区の直米の合計は、41石６斗であるから、欠損してBの直米の数値が不明である坪２・１、坪２・２、坪２・３、坪４・２、坪４・３及び一部数値の推定可能な坪２・４の直米の合計は、

$B_{21}+B_{22}+B_{23}+B_{24}+B_{42}+B_{43}$

$=41.6-17.2$

＝24石４斗

となる。ところで、この24石４斗の直米に対応する田の面積は、前述のように、

$S=A_{21}+A_{22}+A_{23}+A_{24}+A_{42}+A_{43}$

＝５町161束代

であり、これに南地区の1町当り平均直米$\hat{B}$＝41.6÷8.196を乗ずれば、

$(B_{21}+B_{22}+B_{23}+B_{24}+B_{42}+B_{43})\hat{}$

＝$(A_{21}+A_{22}+A_{23}+A_{24}+A_{42}+A_{43})\times\hat{B}$

＝5町161束代×$\hat{B}$

＝5.322×(41.6÷8.196)

≒27.01石＞24.4石

となる。これは、坪2・1、坪2・2、坪2・3、坪2・4、坪4・2、坪4・3の1町当り平均直米が$\hat{B}$より小さい事を示している。実際、坪2・1以下の6坪の1町当り平均直米B″は、

B″＝24石4斗÷5町161束代

＝24.4÷5.322

≒4.58石

となっている。これは、坪2・1以下の6坪の開田面積が広いことと関係する。このことは、一般に、南地区でも北地区でも、小面積の田の坪の方が1当り平均直米が高額であることによる。

### 3.1.7. 南地区の欠損部分の田等の面積の復原のまとめ

前項で考察し、〔表16〕に示した南地区の欠損部分の田、今墾（開墾されて田となった土地）などの面積の推定の過程についてまとめておこう。欠損部分の面積は、以下のように確定あるいは推定できる。

①〔欠損部分の田の面積〕＝〔田の面積〕－〔既知の田の面積〕であるから、

$A_{21}+A_{22}+A_{23}+A_{24}+A_{42}+A_{43}$＝8町98束代－2町437束代

＝5町161束代

となる。但し、1町＝500代（田畠は束代を単位とする）である。

②〔欠損部分のうち一筆毎の面積が不明である田の面積の合計〕＝〔欠損部分の田の面積〕－〔欠損部分にもかかわらず数値を推定できる田の面積〕であるから、$A_{24}$＝400束代 $A_{42}$＝350束代とすれば、

$A_{21}+A_{22}+A_{23}+A_{43}$＝5町161束代－$(A_{24}+A_{42})$

＝3町411束代

である。したがって

$A_{21}+A_{23}+A_{43}=-A_{22}$＋3町411束代（ただし、$410\leqq A_{22}\leqq 490$）

となる。

③〔今墾田の面積〕は、$D_{21}+D_{22}+D_{23}+D_{43}$＝89束代であるから（南地区集計〔文字**26**〕III

行)、

$D_{21}+D_{23}+D_{43}=-D_{22}+89$束代（ただし、$10\leqq D_{22}\leqq 80$）

となる。

④また、$A_{22}$と$D_{22}$の関係は、

$D_{22}=-A_{22}+500$束代（ただし、$410\leqq A_{22}\leqq 490$）

$10\leqq D_{22}\leqq 90$

となる。また、仮に$A_{22}=400+10\hat{n}\leqq 490$（ただし、$\hat{n}=5,6,7,8,9$）とすれば、

$D_{22}=10n$（$n=1,2,3,\cdots,\ 9$）

であり、$D_{21}+D_{22}+D_{23}+D_{43}=89$束代（$D_{21},\ D_{23},\ D_{43}\geqq 1$）により$D_{22}<89$であるから、

$D_{22}=10,20,30,40$

となる。したがって、この場合、

$79\geqq D_{21}+D_{23}+D_{34}\geqq 9$

$D_{21}+D_{23}+D_{34}=79,69,59,49,39,29,19,9$

となる。

⑤また、$A_{21}$と$D_{21}$の関係は$D_{21},\ D_{23},\ D_{43}$かつ$D_{22}\geqq 10\geqq 1$から、

$1\leqq D_{21},\ D_{23},\ D_{34}\leqq 77$

$D_{21}=-A_{21}+500$束代（ただし、$1\leqq D_{21}\leqq 77$）

であるから、

$499\geqq A_{21}\geqq 423$

であり、$A_{23}$と$D_{23}$，$A_{43}$と$D_{43}$の関係も同じである。

⑥そして、例えば、$D_{22}$は、$D_{22}=-A_{22}+500$束代に、$A_{22}=3$町411束代$-(A_{21}+A_{23}+A_{43})$を代入すれば

$D_{22}=$（500束代$-3$町411束代）$+(A_{21}+A_{23}+A_{43})$

$=(A_{21}+A_{23}+A_{43})+2$町411束代

とも表せる。

### 3.2. 彩色の分析

#### 3.2.1. 抽画方法

現存する田図は、おそらく11世紀後半から12世紀初頭の時期に、弘福寺旧領を回復し東寺長者による支配を実現するための事業の中で、弘福寺の讃岐国山田郡所領の基礎資料として、弘福寺（あるいはその本寺である東寺の長者政所）において、弘福寺所蔵の天平７年作成の原本から作成された写本である。写本としての現存本は、文字については地目と数値が集計記事と

整合し内容上も妥当であること、図と彩色についても文字記載と矛盾するところはないことから、原本に極めて忠実に作成された模本であると評価できる。したがって、現存本から彩色の分析を行なうことは、写本であるという条件を常に考慮しながらであれば許される作業である。

山田郡田図には、茶褐色顔料・赤褐色顔料・白緑の彩色と、無彩による土地利用、地形表現がある。彩色に用いられた絵具は、肉眼による観察によれば、茶褐色顔料が岱赭、赤褐色顔料が朱土の可能性があるが、科学的分析によって顔料を同定できていないので顔料の固有名称は使用しない。

**2.2.4.**で整理した如く、田図において現状で彩色が明瞭に残っている部分から、三種の彩色は、次のように、地目の区分と対応して使用されていることがわかる。茶褐色顔料は、坪２・４のＥで墅、坪６・１と坪７・１のＨ・Ｉで畠、坪７・２と坪８・２のＪ・Ｋで畠、坪８・２のＬで畠、坪８・４と坪８・５のＮ・Ｐで畠、坪８・４と坪９・５のＯ・Ｗ・Ｘで畠、坪８・５のＱで三宅、坪８・５のＳで畠、坪11・５のＹで畠をそれぞれ表している。白緑は坪８・５のＲで畠成田を表す。このＲは下地に色彩はなく、紙の上に直接に塗られている。しかし、白緑は、茶褐色顔料と合わせて利用される場合がある。そのような例は、坪３・４のＧの今墾、坪９・４のＶの今畠墾田、坪11・５のＺの今畠墾田に見られ、茶褐色顔料の上に白緑が重ね塗りされている。この表現方法は、茶褐色顔料の塗られた土地が墾田となったことを示すと考えられるが、この土地利用の時系列的変化を表したところに、本田図の特色の一つがある。なお、これらの彩色の一覧表を〔表19〕として掲げておく。

### 3.2.2. 坪１・１と坪１・２の彩色

すでに**2.2.4.**で概略を示したが、田図の該当部分の観察所見を第112図に掲げる。坪１・１と坪１・２は、南半分（上半分）が欠損している。田図の南地区を描いた料紙の第１紙は欠損が甚だしい。この欠損は、虫損ではなく、腐損と評すべきような状態であり、地辺から天辺方向へ向う、中心間隔７～８cmで幅３～５cm程度の欠損が料紙右端から左方向へ一定間隔で並んでいる。坪１・１と坪１・２の、南半分（上半分）の欠損は、上述の料紙第１紙の右端から一定間隔で天地方向に生じている料紙の欠損のうち、右端から第二列目の欠損部分の一部である。しかし、これらの一定間隔で天地方向に生じている料紙の欠損の縁や、対象とする坪１・１と坪１・２の欠損部分を包含する欠損部分第二列の他の部分の欠損の縁の様態（すなわち一定の形状を有さない通過の欠損部の縁の様態）と比較して、坪１・１と坪１・２の南半分（上半部）の欠損の様態は特徴的な様態を呈している。坪１・１と坪１・２の南半分（上半部）の欠損部分と残存部分の境目には、波状の墨界線が断続的に残っている。この波状の墨界線の上部（すなわち南部分）の欠損は、この墨界線の波状に沿ってすっぽりと脱落した状態になっているのである。

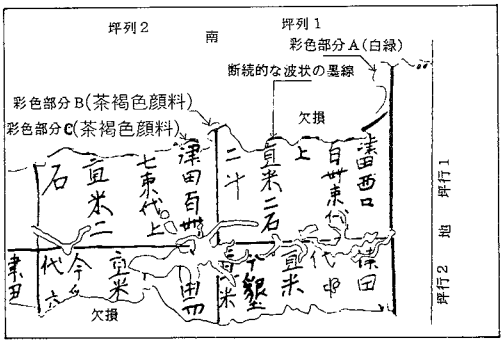


第113図　坪３・４の彩色

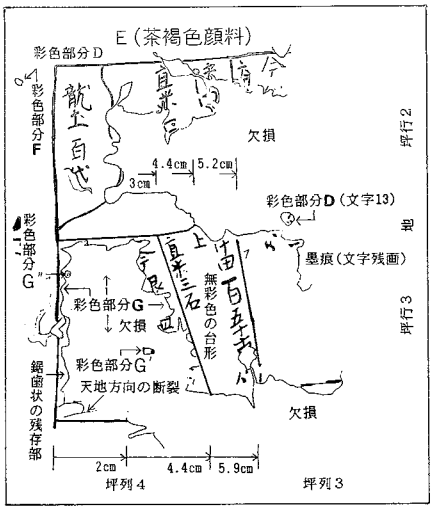


第112図　坪１・１と坪１・２の彩色

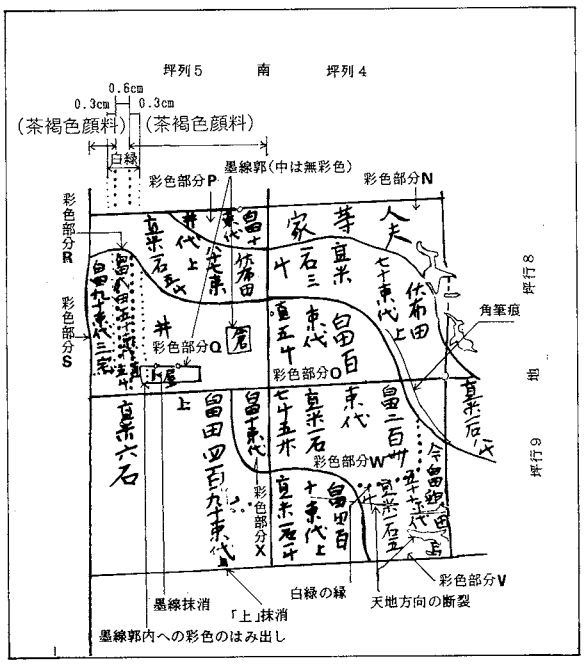


第114図　坪8･5と坪9･4の彩色

ところで、この欠損部分の縁辺には3箇所に彩色のある微小な部分が残っている。第一の彩色部分Aは、坪1・1の西南隅（右上隅、西界線すなわち「山田香河二郡境」の郡界線に近接する位置）において欠損部に突き出た径約7㎜の残存部であり、白緑が塗られている。また、第二の彩色部分Bは、坪1・1と坪1・2の境界線（坪境の線）と波状の墨界線の交点の上側（南側）に位置する。欠損部との境のところの2㎜四方程の黄土が塗られた部分である。さらに、彩色部分Bから左（天辺方向）へ2㎝の、波状墨界線上の欠損部に接した縁にも、幅1㎜、長さ4㎜程の薄く茶褐色顔料が塗られた彩色部分Cがある。

このB・Cの彩色部分の観察の上にAの白緑の彩色残存部分を見直すと、白緑は茶褐色顔料の上に重ね塗りされていることがわかる。ただしAの部分の茶褐色顔料の着色は極めて薄い。またB・Cの部分には茶褐色顔料の上に白緑が重ね塗りされた痕跡が明確には残されていない。しかし、坪1・1、坪1・2の波状の墨界線の上の部分（坪南半部）の彩色部分が全体として脱落したような欠損の状態は、坪3・4や坪9・4にも見られるような、白緑（緑青）の着色に起因する料紙の劣化による脱落の様態と同じであると観察される。緑青（あるいは白緑）着色による素材の劣化の例には、布（麻布）に描かれた「額田寺伽藍并条里図」における小手池・東池・佐保川などの緑青着色部分の脱落の事例がある。したがって、坪1・2の部分にまで茶褐色顔料の上から白緑が重ねて塗られていた可能性は強い。一定間隔で生じている料紙の欠損の発生以前から、坪1・1と坪1・2の南半分の彩色部分は、白緑彩色により紙質の劣化を生じていたと推定される。白緑彩色による紙質の劣化の発生は、後述する料紙第2紙の坪9・4に残されている白緑彩色部分などにも観察されるところである。要するに、坪1・1と坪1・2の南半部の欠損は、料紙の右端から一定間隔で生じている料紙の欠損のうちの欠損部分第二列の一部であると同時に、この一定間隔の料紙欠損の進行に促進された、絵具（白緑）に起因する紙質劣化部分の脱落による欠損なのである。すなわち、欠損部分第二列は、その左縁を、坪1・1と坪1・2の彩色部分の紙質劣化箇所の脱落により拡大したのである。

坪1・1と坪1・2の残存する北部分は、坪1・1が田140東代、坪1・2が田147東代である。したがって、一坪の面積1町＝500代であるから、欠損部分の田図上の面積は、坪1・1が360代（$C_{11}$）坪1・2が353代（$C_{12}$）となる。これらの欠損部分の面積は、それぞれ一坪の面積の72%、70.6%である。この茶褐色顔料が塗られた合計1町213代（$C_{11}+C_{12}$）の土地が元来田図上でどのような地目として表記されていたのか、茶褐色顔料の上に白緑を重ね塗りした結果どの程度の部分がどのような地目に変化したのかは、欠損により不明である。しかも、この土地を含む南地区の土地面積集計（文字26）には畠の項がないこと、また、南北両地区の土地面積集計（文字72）のⅧ行以降の畠の直米の項には北地区の畠直米のみ計上され南地区に関する畠の直米の記載がないことから、坪1・1と坪1・2の茶褐色顔料彩色部分の地目は畠でないことがわかる。その他の可能性については、後述する。この彩色部分は、米倉二郎「庄園図

| 記号 | 坪行列 | 地目 | 彩色 | 面積（代） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| A | 1・1 | (不明)<br>(今墾カ) | 茶褐色顔料<br>茶褐色顔料の上に白緑 | ( 360) | ＊360=500-140、353=500-147<br>＊A・B・C は連続した地形を表す |
| B | 1・2 | (不明)<br>(今墾カ) | 茶褐色顔料<br>茶褐色顔料の上に白緑か | ( 353) | ＊白緑を重ね塗りして表示された地目は今墾か |
| C | 1・2 | (不明)<br>(今墾カ) | 茶褐色顔料<br>茶褐色顔料の上に白緑か | | |
| E | 2・4 | 藪 | 茶褐色顔料 | 100 | |
| G | 3・4 | (不明)<br>今墾 | 茶褐色顔料<br>茶褐色顔料の上に白緑 | (41～49) | ＊田積は「四××束代」と推定 |
| H | 6・1 | 畠 | 茶褐色顔料 | 50 | ＊H・Ｉは連続した地形を表す |
| I | 7・1 | 畠 | 茶褐色顔料 | 100 | |
| J | 7・2 | 畠 | 茶褐色顔料 | 50 | ＊Ｊ・Ｋは連続した地形を表す |
| K | 8・2 | 畠 | 茶褐色顔料 | 40 | |
| L | 8・2 | 畠 | 茶褐色顔料 | 110 | ＊Ｌ・Ｍ・Ｔ・Ｎ・Ｐは連続した地形を表わす |
| M | 8・3 | (人夫)家 | 赤褐色顔料 | | |
| T | 9・3 | [(人夫) 家] | 赤褐色顔料 | | |
| N | 8・4 | 人夫等家 | 赤褐色顔料 | 130 | |
| P | 8・5 | 畠 | 茶褐色顔料 | 10 | |
| U | 9・3 | 人夫等家畠 | 赤褐色顔料 | | ＊T・U・V・W・O・X・Q・R・S は連続した地形を表す |
| V | 9・4 | 今畠墾田 | 茶褐色顔料の上に白緑 | 150 | |
| W | 9・4 | 畠 | 茶褐色顔料 | 240 | ＊ＵとＶの境界は坪界線 |
| O | 8・4 | 畠 | 茶褐色顔料 | 100 | ＊ＶとＷの境界は彩色の縁辺 |
| X | 9・5 | 畠 | 茶褐色顔料 | 10 | ＊Ｏ・ＸとＱの境界は坪界線 |
| Q | 8・5 | 三宅 | 茶褐色顔料 | 363 | ＊ＱとＲの境界は彩色の縁辺 |
| R | 8・5 | 畠成田 | 白緑 | 50 | ＊ＲとＳの境界は彩色の縁辺 |
| S | 8・5 | 畠 | 茶褐色顔料 | 90 | |
| Y | 11・5 | 畠 | 茶褐色顔料 | 10 | ＊Ｙ・Ｚは連続した地形を表す |
| Z | 11・5 | 今畠墾田 | 茶褐色顔料の上に白緑 | 145 | ＊ＹとＺの境界は墨線 |

表19　山田郡田図の彩色一覧

の歴史地理的考察」が田図の位置比定を行なった際に、

讃岐山田郡田図と現況を比較するに上下二つの集団のうち上田つまり南部の池田(池代)池を中心とする一帯はこの池の築造によって開田されたところであろう。宮西の部落内は条里の遺構が明瞭で田図と重ねて考えることができる。この田図の東端より約二町東のところに磐田神社があった。この附近一帯から布目瓦が出土する。池田池の東南西下所には林郷の氏神である拝師神社がある。この附近からやはり平安初期を下らぬ巴瓦を出しており、附近の開発が古いことを物語っている。(376～377頁)

と述べて、田図南地区の現地比定の鍵になる地点の一つとした下林宮西の「池田（池代）池」（池台池）の所在地と密接な関連を有している。

### 3.2.3. 坪２・４の彩色と壟

第113図に示したように、坪２・４の左（天辺方向、東）３分の１に墨線で囲まれ茶褐色顔料が塗られた彩色部分Ｅがある。彩色部分Ｅは若干欠損している。彩色部分Ｅには、「壟百代」(文字15）と記されている。壟とは小丘状の地形を意味する。壟の面積は代を単位記号としており、田・畠などが束代を単位記号とするのと異なっている。代とは、元来、１束の稲を収穫できる面積を１代とするところから生じた耕地面積単位で、束代の単位記号は、代のこの耕地面積としての意味をはっきりとさせるものである。したがって、代の単位記号の使用は壟が耕地ではないことを示している。壟の面積100代は、１町の５分の１で２段になる。壟は田図では東西1.5cm（坪２・４の南界線上)、南北4.5cm（坪２・４の東界線上）程に描かれており、この形状は田図の縮尺が約2000分の１（長さ１町が約５cmで描かれている）であるから、約2.7段（135代）となり、実面積100代の描画としては許容される大きさと評してよいものであろう。

この壟が、現実の地形において、いかなる地物に比定されるかは、田図の現地比定と密接な関連を有する。米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」は、田園の位置比定を行なった際に、この壟について、

池田池の東方にかつて東光寺山と称する比高五米位の山があった。現在飛行場になってしまったが、これが田図にある壟百代の位置に当るようである。(377頁)

と指摘している。しかし、この壟を「東光寺山」とする比定は誤っている。この壟は、岩田神社（現在は無し）の南参道の突き当りの御旅所（御輿休）の地に当っていたことは後述する。

### 3.2.4 坪３・４の彩色と今墾田

坪３・４の彩色部分Ｇの観察所見を第113図に示す。坪３・４は、料紙第１紙の右端から繰返す天地方向の欠損の第３列目と第４列目の天辺方向の端と、台形の彩色部分の絵具に起因する料紙劣化・脱落により、大きく欠損している。

第一次の裏打ち修理の際に、坪３・３と坪３・４の残存部分は歪んで貼られてしまっている。そこで、最初に、坪３・３と坪３・４の南辺の長さを推計する。田図の一坪は、一辺５cm前後である。坪３・３の東南隅と坪３・４の西南隅は、料紙第一紙の右端から繰返す天地方向の欠損の第３列目により欠損しており、両坪の南界線は連続していない。

しかし、坪３・３と坪３・４の間の南北方向の界線の延長線上に坪３・３と坪３・４の南界線との交点を想定すれば、坪３・３の南辺は5.1cm、坪３・４の南辺は5.2cmとなる。このことは、裏打ちの際に、坪３・３と坪３・４の南辺は欠損の現状をほぼ保って貼られたことを示している。ただし、坪３・４の南界線は東から4.4cm残るが、そのうち、最後の約0.6cmが南（上方）に曲って貼られている。一方、坪の周縁の残存部分からの推定によれば、坪３・４は北を約６cmに開いて、坪３・３は北を約4.5cmにすぼめて貼られている。すなわち、坪３・４の北辺は約１cm伸び、坪３・３の北辺は約0.5cm、縮まっている。

坪３・４の東（天辺方向）３分の２は、西３分の１の無彩色の水田との間を、北で西へ少し振れた南北方向の墨直線で区切った台形に区画されている。この台形の部分は、中央から西北にかけての部分が欠落しており、残存辺縁部の内側にわずかに料紙が残り茶褐色顔料と白緑の彩色が認められる。この彩色された台形の東辺（坪３・４の東界線に相当）は5.0cm、南辺（坪３・４の南界線の東５分の３に相当）は3.0cm（坪３・４の南界線の西よりの部分は、坪３・４の西南隅が欠損で残っていないが、2.2cmと推定される）で、北辺と西辺は欠損により辺の長さを確定できない。坪３・４の北界線（すなわち台形の北辺）は、東端から２cm分のみ残る。台形の西辺は坪３・４の南界線との交点から北へ4.7cm分残る。この西辺の北の端で、料紙が残っている無彩色の西側３分の１の台形の東西幅は1.5cmであり、中央部分の脱落している台形の東西は4.4cmである。

彩色された台形の西北隅の辺は欠損している。この欠損は、料紙第１紙の右端から繰返す天地方向の欠損の第４列目の欠損の天方向の端に当り、坪３・４の西北隅の欠損から連続している。彩色された台形部分と無彩色の台形部分の境界線を北（下）に延長し、また坪３・４の西界線を北（下）に延長し坪３・４の北界線の西への延長との交点を推定すれば、無彩色の台形の北辺は1.4cmとなる。もしも、坪３・４の北辺（北界線）も南辺（南界線）と同じ5.2cm（3.0cm＋2.2cm）であるとすれば、彩色された台形の北辺は3.8cmとなる（現状の裏打ちによる北に開いた固定の状態では、彩色部分の台形部分の台形の北辺は4.5cm程度となっているが、この長さは裏打ちの際の貼り歪みにより本来の辺長より伸びている）。

さて、以上の寸法により計算すると、坪３・４の田図上の推定面積は、

5.2cm×5.0cm＝26cm²

となり、彩色された台形（坪3.4の東３分の２：彩色部分**G**）の田図上の推定面積は

(3.0cm＋3.8cm)×5.0cm÷２＝17cm²

となり、無彩色の台形（坪３・４の西３分の１）の田図上の推定面積は

(2.2cm＋1.4cm)×5.0cm÷２＝９㎠

となる。したがって、１町を二つの台形に比例配分した面積は、彩色された台形(彩色部分Ｇ)の部分が

500束代×（17㎠÷26㎠）≒327代

無彩色の台形の部分が

500束代×（９㎠÷26㎠）≒173代

となる。実際には、無彩色の台形は田150束代の面積であるから(文字**19**)、彩色された台形(彩色部分**G**）の面積は350代（１町―150代＝350代）である。田図の描写は、水田の実面積については15％増しであるが、田図の坪区画は実際の土地利用をほぼ正しく表現していると言えよう。したがって、坪３・４を台形に二分する南北線は、実際の地形の特徴を描写したものであると評価できる。

次に、坪３・４の東３分の２を占める350代の面積の台形の彩色（彩色部分**G**）を詳細に観察しよう。彩色部分**G**は、前述の如く中央部分が脱落し、欠損している北西隅を除く、四辺の縁辺部の僅かな残存部分にのみ彩色が認められる。西辺の文字**20**が書かれた鋸歯状の最大幅0.9cmの残存部は茶褐色顔料が強く、白緑は南西隅の「今」字周辺で目立つ。南辺の幅0.1～0.3cmの残存部、東辺の鋸歯状に残る最大幅0.4cmの残存部、北東隅の南北幅0.5cm、西への長さ0.8cmの残存部とそれから西へ続く北辺の幅0.3cmの残存部は、白緑が強く残り茶褐色顔料は僅かに認められるに過ぎない。いずれの彩色も、茶褐色顔料が先に塗られ、白緑が茶褐色顔料の上から塗られている。ところで、東辺と西辺の鋸歯状の残存部の状態と、北東隅から北辺にかけての天地方向に長い残存部の状態は、彩色部分**G**の台形の中央部が元来天地方向（東西方向）に断裂していたことを示す。鋸歯状の残存部は天地方向の断裂の短辺であり、天地方向に長い残存部は天地方向の断裂の長辺である。南辺の残存部の状態も、天地方向の断裂の長辺であることと矛盾しない。このような料紙の天地方向の断裂は、白緑彩色による料紙の紙質劣化が、料紙の巻取りによる天地方向の皺により促進されて生じたものである。後述のように坪９・４の白緑彩色部分にも同様の天地方向の断裂が生じている。

彩色部分**G**の欠損部分の一部であった微小な断片が四つ存在している。第一の紙片は、坪２・３と坪３・３の境目附近の台紙（第一次裏打紙）上に貼られた、最大径0.5cmの茶褐色顔料が塗られ（彩色部分**D**）、墨痕（文字**13**）が残る小紙片である。第二の紙片は、坪２・４の東外に貼られた径２～３㎜の彩色部分**F**（茶褐色顔料）である。第三の紙片は、彩色部分**G**の中央の欠損部の西よりに、台紙上に貼り付けられている径３㎜の茶褐色顔料が塗られ僅かに墨痕が残る小紙片である(彩色部分**G′**)。第四の紙片は、彩色部分**G**の中央の欠損部の南東隅から北へ１cmのところに貼られた径２～３㎜の黄土が塗られた小紙片である（彩色部分**G″**)。第一の紙片に

は、「彡」の上部の3画分の残画がある（文字13）。この残画は、田図内に使用された文字の中では「墾」字の左右隅の筆画に相当する。一方、彩色部分Gの文字20の「今墾四××□□」の第二字目は、「墾」字の上部右側の「艮」のみ残るが、伴信友模本・『讃岐国名勝図絵』は下部の「土」を写し取っているから、「墾」と読取って良い。文字残画13は文字20の第2字目の「墾」の上部左上に接続する。次に、第三の紙片の墨痕は、第三の紙片のすぐ右上の文字20の第三字目の「四」の左上隅の部分に相当する。なお、文字20は、「今墾四十□束代」と復原できる。また茶褐色顔料は、北地区では大部分の場合に畠を表現するのに使用されているが、一部、坪7・5の三宅の地で畠ではない土地を表現している（彩色部分Q）。この彩色部分Qは、彩色部分Uから彩色部分Sへ連続する地形表現から、非水田の微高地であることがわかる。茶褐色顔料で表現された非水田の微高地には、畠として利用される耕地とそれ以外の非耕地の土地が含まれ、非耕地の土地には坪2・4の壟のような例もある。この彩色部分Gの茶褐色顔料が畠を表示するものではなかったことは、南地区の集計に畠が計上されていないことから明らかである。また、この41束代以上、49束代以下の面積の「今墾」は、南地区の集計に計上された「(今)×墾田」89束代には含まれない。

したがって、坪3・4の東3分の2の台形区画（彩色部分G）における、茶褐色顔料とその上に重ね塗りされた白緑の彩色と「今墾四十□束代」の文字記載は、写本である現存本が原本の彩色の様態を忠実に模写しているとすると、次のような土地利用の経過を示していることになる。

1. 天平7(735)年の田図定の時点において、坪3・4の東側350代（7段）の台形部分は非耕地（微高地・低地）であった。したがって、坪3・4の東側350代の台形部分は、寺田畠の面積集計には計上されていない。この非耕地を表現するために、茶褐色顔料を塗った。
2. その後のある段階の検田で、坪3・4の東側350代の台形部分の内の西方の150束代の水田に隣接した部分が開墾され41～49束代（295.2歩～352.8歩）の面積の耕地（陸田，水田あるいは畠）となった。そこで、開墾による土地条件の変化を表示するために、茶褐色顔料の上から白緑を塗った。その際、開墾面積は1段弱であるにもかかわらず、350代の台形の区画全体に開墾を示す白緑を塗った。

このように考えられるとすると、この田図の原本には、天平7年の作成よりも後の時期の加筆が存在していたことになる。また、実際の開墾面積以上に、区画内全体に白緑を塗ったのは、1段弱の開墾地を手懸りとして、寺領田畠として田図に計上されていなかったために弘福寺の領有権が認められていなかった坪3・4内の東3分の2の台形の土地に対する領有権を確立するための操作であったと考えられる。そして、台形の南西隅の「今」字の部分を除いて西辺の文字列上には白緑が認められないことは、田図の模写に際して、文字を書き易くするために文

字の墨付き部分に白緑を塗らなかったためであろう。ただし、同様な作図上の意図が原本への書入れ時に働いており、模写時にはその様態を模倣しただけである可能性もある。坪１・１と坪１・２の南３分の２の茶褐色彩色部分も同様に、次のような経過を辿ったことが推測される。

1. 天平７（735）年の田図定の時点において、坪１・１と坪１・２の南側１町213代（１町４段93.6歩）の長方形部分（ただし、北辺は波状で不整形である）は非耕地の微高地であった。したがって、坪１・１と坪１・２の南側の長方形部分は、寺田畠の面積集計には計上されていない。この非耕地の微高地を表現するために、茶褐色顔料を塗った。
2. その後のある段階の検田で、坪１・１と坪１・２の南側１町213代の長方形部分の内の一部分が開墾されて、耕地（陸田，水田あるいは畠）になった。そこで、開墾による土地条件の変化を表示するために、茶褐色顔料の上から白緑を塗った。その際、開墾面積は１町213代に及ばないにもかかわらず、１町213代の長方形の区画全体に開墾を示す白緑を塗ってしまった。

１町213代の長方形部分全体に白緑を塗ったのは、坪３・４の台形部分（彩色部分**G**）に対する領有権確立の意図と同様に、長方形部分内の一部分の開墾を手懸りに、寺領外であった１町213代全体を寺領とすることを意図してであろう。また、坪の南西隅に位置する彩色部分**A**に比較して南の水田との境界に位置する彩色部分**B**・**C**では白緑が極めて薄いのは、坪３・４の例を考慮すれば、彩色部分**B**・**C**の近傍に開墾を明示する墨付きが存在したこと、すなわち水田との境界付近が新たに開墾されたことを示すとも考えられる。南地区では、境界を越えた隣接地の土地景観は描写されていない。坪３・４の台形部分あるいは坪１・２や坪１・３の長方形部分、および坪２・４の壟は、寺領が存在する坪内の非耕地であったので彩色されて区別されたのである。弘福寺による、坪３・４の東３分の２の台形部分あるいは坪１・２や坪１・３の南側の長方形部分における非耕地の耕地化は、寺領である既墾地の田畠等（田図定において田畠集計に計上され田畠等）を中心として、周辺に隣接する非寺領の非耕地を寺領化する行為である。

### 3.2.5. 南地区の無彩の「今墾」

田図の南地区には、坪２・１、坪２・３の東側（左側）には、「今墾××(東)代」（文字**10**）、「今[巣]□×××(東)代」（文字**11**）、「今[巣]□×××(東)(代)」（坪２・３）などの「今墾」と表現される開発された水田が所在することが記されている。この「今墾」は、坪４・３の欠損部分にも記されていたと推定される。これらの４か所の「今墾」は、南地区田畠集計の「[合](今)□×墾田八十九束代××(直 米)并租者丙子年×(不)取」（文字**26**のⅢ行）の89束代に相当する。そして、これらの「今墾」の表現は、前回の検田では非耕地であった土地がその後開墾され、天平７年田図定で勘出されて田と認定された経過を示していると考えられる。また一方、これらの勘出地は実際に各坪で勘出されたも

のではなく領域内の田面積が1町以下の坪を田1町に切上げるために机上の計算で行った勘出である可能性もある。勘出の対象となった新耕地は、非耕地であることを示す茶褐色顔料によっては彩色されていない。このことは、勘出地が自然地形として微高地・低地ではなかったことを示すのか、あるいは微高地・低地ではあっても小面積であったので描写の対象外となっていたことを示すのか、または机上計算で勘出された土地なので描写されるべき実体をもたなかったことを示すのかいずれかであろう。

前項で述べたように

$450 \leqq A_{22} \leqq 490$　　$40 \geqq D_{22} \geqq 10$

$423 \leqq A_{21}, A_{23}, A_{43} \leqq 499$　　$77 \geqq D_{21}, D_{23}, D_{43} \geqq 1$

とすれば、坪2・1、坪2・2、坪2・3、坪4・3は

坪2・1、坪2・3、坪4・3の田の面積は、一坪の84.6%～99.8%

坪2・2の田の面積は、一坪の90～98%

となる。そして、これら4坪分の田の面積は、4坪合計の面積が4町、4坪に存在する今墾(田)の面積が89束代であるから

4町−89束代＝3町411束代

となり、平均開田率は

3町411束代÷4町×100＝95.55%

となり、1坪の田の平均の面積は477.75束代である。これらの坪の開田率は今墾を除外しても高い。

ところで、南地区の茶褐色顔料が塗られていない部分の総面積は、

140束代＋147束代＋1町×6（坪）＋400束代＋150束代＋350束代＝8町187束代

である。天平7年の田図定において、南地区の田面積は8町98束代、同じく今墾（田）の面積は89束代であるから（文字**26**）、

〔茶褐色顔料が塗られていない部分の総面積〕＝〔田の面積〕＋〔今墾（田）〕

＝8町98束代＋89束代

＝8町187束代

となる。南地区の茶褐色顔料が塗られていない部分（8町187束代）に占める今墾（田）の面積（89束代）の割合は、

89束代÷8町187束代×100≒2.13%

であり、既存の田の面積に対する今墾（田）の増加率は、

89束代÷8町98束代×100≒2.17%

である。すなわち、南地区における前回の検田時から天平7年田図定時への田の増加率は、約2%であることがわかる。

3.2.6. 北地区の人夫家・畠の彩色

北地区には〔表19〕にも示したように、H・I、J・K、L・M・T・N・P、U・V・W・O・X・Q・R・S、Y・Zの、彩色された5つの連続した微高地状の地形がある。この中で、北地区の坪8・3と坪8・4、及び坪9・3で人夫の家地を表示している彩色を見ておこう。

坪8・3の北3分の2の部分（彩色部分M）とそれから北に続く坪9・3に張り出した凸状の部分（彩色部分T）、及び彩色部分Mから東に続く坪8・4の南4分の1の部分（彩色部分N）には、赤褐色顔料が彩色されている。坪8・3の南3分の1は無彩色で「人夫田」（文字48）と墨書され、それと約5㎜離れて赤褐色顔料の彩色の上に「家」（文字49）と墨書されている。この「家」は「人夫田」に続くもので、赤褐色顔料が着色された彩色部分Mと彩色部分Tが人夫の家の所在地（家地）であることを示している。さらに、坪8・4の彩色部分Nには、「人夫／等／家」（文字51）と記される。この人夫の家地は、彩色部分L・M・T・N・Pと連続する地形の一部であり、この連続する地形は、畠・家地などに利用された微高地である。

また、坪9・3の北2分の1の凹状の地形（彩色部分U）にも赤褐色顔料が彩色されている。この彩色部分には「人夫等／家畠」（文字61）と2行書きで墨書がある。本田図では、畠には茶褐色顔料が使用され、家地には赤褐色顔料が使用されるのが原則であるが、この彩色部分では、赤褐色顔料で彩色した地域内に人夫の畠も含まれている。

また、彩色連続部分H・I、彩色連続部分J・Kは、水田中の島状の微高地の形状を表現している。彩色連続部分L・M・T・N・P中の畠P、彩色連続部分U・V・W・O・X・Q・R・Sの中の畠W・O・Xと畠S、彩色連続部分Y・Zの中の畠Zは、それぞれ広い面積に及ぶ微高地状地形の中の一部分である。

3.2.7. 北地区の坪8・4と11・5の今畠墾田

北地区田畠集計の「三百卌束田墾得　直米三石四斗」（文字72のⅣ行）の「田墾得」に相当する「今畠墾田百五十束代」（文字62。坪9・4の彩色部分Vを指示）、「今畠墾田百卌束代」（文字71。坪11・5の中の彩色部分Zを指示）、の二つの耕地片は、前回の検田の時点で既に畠として開発されていた土地の一部がさらに水利環境の改善などにより田（陸田あるいは水田）にされ、天平7年の田図定で「田墾得」と認定された例である。また「畠成田五十束代」（文字57。坪8・5の中の彩色部分Rを指示）の耕地片は、耕作放棄されていた旧水田（荒廃田）が畠として再開発され、天平7年の田図定で「田墾得」と認定された例である。これらの三つの耕地片の内、坪9・4と坪11.5の中の二つの耕地片は、茶褐色顔料を彩色した上から白緑を重ね塗りしている。坪8・5の中の耕地片（彩色部分R）は、無彩の上に白緑が塗られているが、これは無彩で旧水田を、白緑で畠への墾開を表示しているのである。

まず坪９・４の彩色部分Ｖについて、田図の該当部分の観察所見を第114図に掲げる。坪９・４の彩色部分Ｖは、彩色部分Ｕ・Ｖ・Ｗ・Ｏ・Ｘ・Ｑ・Ｒ・Ｓの連続する微高地状地形の一部である。ただし、坪９・３と坪９・４の北坪界線のさらに北に続くと考えられる微高地や、坪８・５の東坪界線の東になお少し続くと考えられる微高地は、寺領外の故に本田図からは除外されている。彩色部分ＶとＷは、墨線ではなく、彩色部分Ｖの白緑の彩色の縁で区分されている。彩色部分Ｖは、坪３・４の彩色部分Ｇと同様に、茶褐色顔料の上に塗られている白緑により料紙の紙質が劣化して天地方向の断裂が入っている。田図の料紙の第２紙・第３紙には、第３紙の左端（文章としての田図の奥）から右方向に中心間隔７～８㎝で、地辺から天辺方向に高さが紙高の４分の３から３分の２、幅が３～５㎝程度で走る11列の料紙の欠損と紙面の損耗（主に料紙裏面から進行していると観察される）がある。坪行列の行９も坪９・４の西半分（右半分）まで、この料紙の欠損・損耗の第八列に当っている。したがって、坪９・４の白緑彩色部分の紙質の劣化とこの料紙の欠損・損耗の進行が相乗して、料紙の断裂を進行させている。このために、彩色部分Ｖは北西隅（右下隅）の極く微小な部分、すなわち文字**62**のＩ行目の「今畠墾田百」の下部が部分的に欠落している。彩色部分Ｗ・Ｏ・Ｘの畠の面積の合計は、

240束代＋100束代＋10束代＝350束代

で、彩色部分Ｖの今畠墾田150束代が前回検田時に畠であたったとすると、彩色部分Ｖ・Ｗ・Ｏ・Ｘの畠の面積は、元来、

350束代＋150束代＝500束代

であったこととなる。したがって、畠の墾田への転化率は

150束代÷500束代×100＝30％

となる。

坪11・５の彩色部分Ｚは、Ｙ・Ｚと連続する微高地状地形の一部である。ただし、坪11・５の北と東に続くと考えられる微高地は、寺領外のために本田図から除外されている。前述の料紙の第２紙と第３紙の左端から繰返す料紙の欠損・損耗の第６列・第７列は坪11・５の右（西）までしか進行してきていないので、この彩色部分Ｚは料紙の断裂や欠落を生じていない。ところで、この部分は、坪９・４の彩色部分Ｖ・Ｗの区分の方法と異なって、畠（彩色部分Ｙ）を今畠墾田（彩色部分Ｚ）が囲み、境界を墨線で明示している。これは、畠が僅かに10束代で、今畠墾田が140束代に及び、今畠墾田が畠を囲むような形状であったことによるのであろう。なお、前回検田時に今畠墾田が畠であったとすれば、畠の面積は、

10束代＋140束代＝150束代

となり、畠の墾田への転化率は、

140束代÷150束代×100≒93.3％

となる。このような墾田への転化率の高さ、すなわち畠として残された耕地の僅少さが、墨線

で畠を囲む表現方法を採用させたのであろう。

### 3.2.8　三宅地区の彩色

まず田図の坪８・５の該当部分の観察所見を第114図に掲げる。坪８・５の南辺の彩色部分Ｐの畠10束代と佐布田87束代を除く北５分の４は、彩色部分Ｕ・Ｖ・Ｗ・Ｏ・Ｘ・Ｑ・Ｒ・Ｓと連続する徴高地状地形の一部である。彩色部分Ｑの面積は、

１町―10束代〔畠〕―87束代〔田〕―50束代〔畠成田〕―90束代〔畠〕＝263束代

から、263束代である。北地区の集計（文字72の畠集計項中のＶ行）に「三百六十三束代三宅之内直不取」とある三宅363代は、

363束代＝263束代＋10束代〔畠〕＋90束代〔畠〕

であるから、彩色部分Ｑの三宅の敷地263代と彩色部分Ｐの畠10束代と彩色部分Ｓの畠90束の合計の面積となる。そして、彩色部分Ｑの中には、墨線で囲まれた無彩色の地片が二つあり、それぞれ「倉」（西寄り）、「屋」（北寄り）と墨書されている。また、Ｒの西側に井戸を示す「井」が墨書されている。畠成田50束代は、坪９・４の今畠墾田150束代、坪11・５の今畠墾田140束代と共に北地区の田墾得340束代を構成するが、旧水田が畠に変化した耕地である。畠成田の語は、「畠と成った田」、すなわち田が畠に成ったと読取れる。畠成田について筆者は、以前には、畠を墾開して田とした耕地であるとしたが、このように改める。今畠墾田と畠成田の差異は、「今」が冠せられているか否かにもある。「今」が前回の検田から天平７年田図定への変化を示すとすれば、畠成田における田から畠への転化は前回の検田の際に既に完了していたことを示すのかもしれない。因みに、この弘福寺における賃租直米は、

田の賃租直米の平均額

南地区　１町　　5.08石（41.6石÷８町98束代）

北地区　１町　　5.36石（63.4石÷11町412束代）

全体　　１町　　5.24石（105石÷20町10束代）

畠の賃租直米の平均額

畠田墾得　１町　5石（3.4石÷340束代）

見畠１町　　2.54石（3.5石÷１町190束代）

であり、墾得されて田となった耕地の賃租直米は、田の賃租直米とほとんど変らない。田と、畠の地目中の畠成田・今畠墾田との違いは、後者が田租を徴取しないところにある。

ところで、この彩色部分Ｑ・Ｒ・Ｓは前述の如く次のように彩色されている。まず、Ｑは坪８・５の東界線より1.3cmのところまで茶褐色顔料で塗られ、Ｓは同じく東界線から１cmの幅で北界線から0.6cm離れたところまで茶褐色顔料で塗られている。よってＱとＳの間には南北方向に幅0.3cmで北界線から0.6cmの幅で東へ曲った鍵形の無彩色の区画ができる。Ｒはこの区画に

白緑を塗ったものである。ところが、白緑は、Ｑに0.3cm、Ｓに0.3cm、それぞれ茶褐色顔料の上にはみ出して塗られている。この畠成田の部分は、田図原本では、恐らくＳの畠の延長で茶褐色顔料で彩色され、畠成田に相当する部分だけ細長く白緑が重ね塗りされていた状態であったが、模写本（現存田図）作成に当って畠成田の形状を明確に示すために、あるいは狭い部分の描画の繁雑さを避けるために、下地の茶褐色顔料を省略して描いたとも考えられるが、旧水田を元来無彩で描いていた上に、畠となったことを白緑で示したのであると考えるべきである。なお、彩色部分Ｑも、白緑の影響による料紙の劣化で天地方向の断裂の徴候が見られる。

なお、北地区の田墾得の耕地面積は340束代で、田11町412束代に対しての増加率は、

340束代÷11町412束代×100≒5.75％

であり、畠1413束代に対する転化率は

340束代÷1413束代×100≒24.1％

で、三宅363束代を除外した畠1050束代に対する転化率は

340束代÷1050束代×100≒32.4％

である。

なお、前回の検田の時点から既に寺領であった彩色部分Ｖ・Ｚ・Ｒへの白緑の重ね塗りの表現は、南地区の茶褐色彩色部分への白緑重ね塗りの表現の目的（天平７年田図定の以降における土地条件の変化の田図への描き込み）と異なって、前回の検田の際と今回の田図定の際の土地条件の変化（前回の検田の際に畠・旧水田であった土地の一部が開発されて今畠墾田・畠成田に転化したこと）を描くために行われている。もしも、前回の検田の際にも田図（前田図）が作成されていたとすれば、そこでも畠として茶褐色顔料が着色されていた筈で、前田図と天平７年田図の差異（開発の進展による畠等の今墾田への変化）を明示するために天平７年田図では白緑を茶褐色顔料の上に彩色したことになる。

## 4.　山田郡田図の現地比定

### 4.1.　現地比定の方法

山田郡田図の現地比定については、3.1.2.でも少々述べたが、次のＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄのような、相互に関連し合う三つの手続きが必要である。

Ａ.　考古学調査による条里遺構の調査

ａ．発掘調査による条里遺構の検出と年代決定

ｂ．検出された条里遺構による条里地割りあるいは条里プランの復原

Ｂ.　山田郡条里の復原

ａ．条里資料（山田郡田図を含む）・地名・遺存地割りによる山田郡条里プランの復原

ｂ．山田郡条里プランの地表面への投影と条里地割りの復原

巨視的な条里地割りの復原で、坪単位あるいは里単位の条里地割りの復原

c。耕地・宅地・寺社などの地表面の地割り（近世までの地割りや近現代に消失した地割りも含む）に基づく条里地割りの復原

微視的な条里地割りの復原で、最小に区分された地片単位あるいは坪規模での条里地割りの復原

C．　山田郡田図の現地比定

a．山田郡田図の地形表現が表象する地形・景観の分析

b．山田郡田図の地形表現と現地地形の対応関係の確認

Aの作業は、ここでは論じない。B－aとB－bの作業は、条里復原と条里プランの地表面への投影という巨視的な作業である。B－cの作業は、巨視的に復原された条里地割りを、分析対象となっている個別の地域において微視的に復原する作業である。また、Cの作業は、A・Bの作業の結果により、田図と地形の対比を行いながらその歴史的景観や歴史的な土地利用の実態を分析する作業である。B－a・bの作業は、金田章裕が『香川県史』通史編・古代（1989年）及び本報告書で行っているので、ここでは省略する。また、B－bの作業は、筆者も金田と同様な試案を作成しているが、紙面の都合で概報Ⅳに報告した。そこで、順序は逆になるが、山田郡田図の南地区についてCの作業の一部をここでは行うこととしたい。

## 4.2.　山田郡田図南地区の現地比定

### 4.2.1.　坪２・４の壟と「東光寺山」－１

①坪２・４の壟

3.2.3.において、茶褐色顔料で彩色された壟（彩色部分**E**）について述べたことは、次の諸点である。

a．坪２・４の左（天辺方向、東）３分の１に墨線で囲まれ茶褐色顔料で塗られた彩色部分**E**がある。彩色部分**E**は、「壟百代」（文字**15**）と記されている。壟とは小丘状の地形を意味する。100代は１町の５分の１で２段である。

b．「代」は、１束の稲を収穫できる面積を１代とするところから生じた土地面積単位で、「束代」の単位記号は「代」の耕地面積としての意味を明示するためのものである。壟の面積表示単位記号に「束」が使用され、「束代」の単位記号が使用されていないことは、壟が耕地ではないことを示している。

c．壟は、田図では東西1.5cm（坪２・４の南界線上）、南北4.5cm（坪２・４の東界線上）程に描かれている。田図の縮尺が約2000分の１であるから、この描画は田図の面では約2.7段（135代）となり、実面積100代についての描画としては許容されるものであろう。

d．壟が、現実の地形においていかなる地物に比定されるかは、田図の現地比定と密接な関

連を有する。米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」は、田図の位置比定を行った際に、この壟について

池田池の東方にかつて東光寺山と称する比高五米位の山があった。現在飛行場となってしまったが、これが田図になる壟百代の位置に当たるようである。(377頁)

と指摘している。しかし、この壟を「東光寺山」とする比定は誤っている。

そこで、本項において、坪２・４内にある坪の東辺に接した壟と「東光寺山」との関係について、米倉説の誤りを確認するとともに、壟が示す地形と近世の当該地域の地形との関係を論じたい。

筆者は、当初、米倉説に従って、山田郡田図の南地区の現地比定に関して、米倉が指摘した壟と一致するという「東光寺山」を基準となる地点の一つとして考えていた（もう一つの基準となる地点である池台池（池代池）については後述)。しかし、林地区での４回の聞取り調査により、米倉説には「東光寺山」の位置比定に誤認があることを知った。なお、林地区（旧林村）では、「東光寺山」を一般に東岡寺山と呼んでいるので（1988年11月、宮井政雄・太田久米太郎氏談。1989年12月、宮井氏談。1989年２月、石見茂太郎氏談。1990年１月、太田氏談。以下の東岡寺山についての聞取り調査報告は以上の諸氏の談話による)、以下では東岡寺山と表記する(2)(3)。

②林地区の変遷

高松市林町（林地区・旧林村とも称する）の行政領域の変遷は次のようにたどれる（『林村史』第三章第二節、林村史編集委員会、1958年。『新修高松市史』Ⅰ、高松市役所、1964年、644～646頁)。

近世　　山田郡に上林村・下林村・六条村の三か村あり

1884年（明治17年）上林村・下林村・六条村が合併して下林村外二か村となる

1890年（明治23年）下林村外二か村を林村とする

1956年（昭和31年）林村を高松市に合併し高松市林町とする

すなわち、林地区は、上林・下林・六条の三地区からなっている。ところが、旧林村は太平洋戦争中の1944年（昭和19年）にその南半分を陸軍に接収され、陸軍飛行場が建設されて地形が改変され、住民も強制移住させられてしまった（『林村史』第三章第四節)。戦後、1946年にＧＨＱにより、後に旧高松空港となる部分を除いて、旧陸軍飛行場の大部分が解放され、旧住民が帰村、開拓することができた。しかしながら、山田郡田図の南地区は従来からの比定地の東南３分の２（坪１・１の東半部、坪１・２、坪２・１の東半部、坪２・２、坪２・３、坪２・４、坪３・２の東南部、坪３・３の南半部、坪３・４）が陸軍飛行場地区に入り、なおかつ東南３分の１（坪１・１の東半部、坪１・２、坪２・２の東南部、坪２・３の南半部、坪２・４の大部分）が依然として旧高松空港敷地内にある。陸軍飛行場建設の際には東西二本（一本と

も伝える)、南北一本の滑走路の敷設が計画された。結局、北側の東西滑走路(旧高松空港滑走路)しか建設されなかった。しかし、飛行場地域の条里地割り景観は改変されてしまった。戦後の開墾においても、既設の滑走路の東西線を基準線にして圃場開発がされたので、条里地割りとは異なった地割りとなっている。したがって、山田郡田図(特に南地区)の歴史的環境を検討するためには、陸軍飛行場の接収以前の地形景観、歴史的環境、村落生活を復原する作業を必要とするのである。旧陸軍飛行場は、現在、香川県教育委員会により高松空港跡地で行われているような考古学調査などにより土地改造以前の地割りの位置が確認され成果が公開されるまでは、地割りの各地点の座標値や、地割りの辺長などはわからない。したがって、以下の旧陸軍飛行場跡地の条里関係地割りの検討は旧地籍図(明治21年地籍図など陸軍飛行場建設以前の地割りを伝える地籍図)や文化15年(1818年)「山田郡下林村順道図絵」(高松市林町、河野敏文氏所蔵。権藤典明氏採訪。『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』参照)により行うしかない[4][5][6]。

③上林城と城井

東岡寺山について、『林村史』では、「浄願寺城と岡民部太夫倩晴」の項で、『讃岐通記』(筆者は未見)を引用して「夫山田郡林村郷の城といふは、方四町余にして、出丸三所有、西の出丸を東岡寺山出丸といふ、東の出丸を高丸といふ、是は本町を去る三丁、国城也、南の出丸を松之丸といふ、東の方は高峻にして屏風をたてたるが如し、今は此高岡崩れて小さき塚となり、又川となり、追手なる故又追手川といふ、今は大井手といふ、南の方は堀あり、基の深さ一丈余、今に此堀残れり、西・北共に堀あり、今に此堀残れり」(25頁)と記し、さらに「地名考」に「東光寺　吉国寺の末寺東岡寺のあった跡である」(347頁)と論じている。『讃岐通記』の岡氏の城館は(『讃岐国名勝図絵』山田郡上(嘉永四年(1851)刊)では上林城跡、『林村史』では、上林城と称している(27頁)ので上林城と仮称する)、上林町の小字本村・佐道・横田の交点の地域に存在した中世城館と考えられるが、残念ながら陸軍飛行場建設によりその遺跡の景観は失われてしまった。恐らく地下に遺構が残されている。

『讃岐通記』の記述には不明確なところもあるが、上林城の現地比定の基点の一つは「南の方は堀あり、其の深さ一丈余、今に此堀残れり」と記されている南の堀である。この堀は、慶応六年(1868年)『讃岐国山田郡全図』(香西氏所蔵、香川用水資料館寄託)に示されているように、近世以来、「城井」(シロノイ)と称されてきた出水である。城井は、明治21年(1888年)作製の地籍図の写し(宮井政雄氏所蔵。その内の「山田郡上林村第五号佐道切図」)と石見茂太郎氏作成『飛行場設置前の上林町』(前記写しとは小異のある明治21年作製の地籍図の写しを集成したもの。大西隆雄氏採訪)によると、大字下林字佐道424番地の堀に相当し、幅数m、東西長約50m(地籍図の描画による)の東流する出水である。この地域の旧地割りの概念図を、上記の地籍図の写しにより、第115図に示した。城井は、陸軍飛行場建設まで機能しており北と東の

約1.5haを灌漑し、現在の谷口建設興業の資材置場の北４～５mの地点に所在した（1989年、石見氏談）。城井の東南約50mの旧405番地の岡家の屋号は「城」であった（1989年、石見氏談）。上林城は戦国時代の館であるから、城井の水流を南の正面の堀としその南辺に古川を隔てて南海道を望む追手口を設けた構えであったと想定するのが適切である。このように上林城の中心を城井の北の一郭とすると、城井は、山田郡条里九里と十里の間の里界線（上林村と下林村の大字界）より南の２町の「なわすじ」（縄筋。1989年、石見氏談）と称された東西線（由良山の山麓の接線となる。上林の小字佐道と小字横田の堺）の南に接していることになる。明治21年地籍図に示された条里地割りを山田郡条里プランに当てはめれば、８条９里23坪の北辺南に城井出水があり、上林城の中心は23坪に北接する26坪にあったことになる（第115図第116図参照）。石見氏が城の中心として示された現在の場所も、旧陸軍飛行場地域の周囲に遺存している条里地割りを当該地域に延伸すれば、上述の条里坪付の場所となる。

なお、東の出丸の「高丸」は、上林城の中心より東に離れた「古川に面した高地」の「高丸」であると考えられる。「末光聞取り調査」では、「周辺は全体として低く、飛行場建設時には、西の方のガラクを移してきて１mくらい埋め立てた」（宮井氏談）と報告されている。

④東岡寺山

上林城の西出丸の東岡寺山出丸は、その名称から、東岡寺山の地に所存する郭であると考えられる。したがって、上林城の中心の地の西に東岡寺山があることになる。実際、東岡寺山と称される土地は、旧大字上林字本村677番地である（1988年、宮井氏・太田氏談。1989年、岩見氏談。1990年、太田氏談）。上記の山田郡条里で表現すれば、上林城の中心の８条９里26坪の西に接する27坪の西辺中央に位置する。したがって、８条10里４坪に相当する坪２・４に所在する壇は、８条９里27坪に所在する東岡寺山とは一致しない。東岡寺山は、岩田神社の南の参道（馬場）の南端にあった御旅所（御輿休。後述するように壇あるいはその周辺に位置する）から南に真っ直ぐ伸びる道を南に約100～200m行った所の東側にあったとされることは（1988年、宮井氏・太田氏談。1989年、岩見氏談。1990年、太田氏談）、この位置と一致する。

東岡寺は、トーカ寺（東河寺）であるとも言われる（1989年、石見氏談。「末光聞取り調査」、石見氏談）。旧大字上林字本村677番地の地目は山林で北辺を短辺、西辺を長辺とする鍵形の高さ２～３mの塚である。塚の上には墓があり、共同墓地であった（「末光聞取り調査」、石見氏談。1990年、太田氏談）。戦争中に防空壕を東岡寺山西辺の中央に掘った際には石を寄せた塚に見えた（1989年、石見氏談）。東岡寺山の北・東は畑・宅地である。なお、岡与市氏の家が東岡寺の屋号を持っていた。後述の「岩田八幡宮由緒書」には、永享５年（1433年）に細川勝元が岩田神社に寄進し蓮華三昧院（後に吉国寺が移建される）を修造した際に同院の支院として高木坊・東岡寺・青蓮坊を造営したと伝える。地名として残る東岡寺山はこの東岡寺に因んでいる。なお、東岡寺山の南２町のヒチクドーは、拝師廃寺の伽藍に関係する基壇跡ではなか

ろうか。旧拝師神社とヒチクドーの地は、仁池の乗る谷の北岸に位置することになる。このあたりは、戦国期に上林城が構築されるまで上林地区の政治的中心であった。

以上の現地調査により、東岡寺山は、米倉氏が現地比定した山田郡田図南地区の区域外に所在し、かつ米倉氏が東岡寺山に比定した壟よりも約100～200m南に位置したことが明かになった。そこで山田郡田図南地区現地比定のためには、壟を東岡寺山以外の地形に対応させることが必要となる。

### 4.2.2. 坪2・4の壟と「東岡寺山」—2

①吉国寺と岩田神社

山田郡田図南地区の所在地に比定されている林町宮西地区（林村大字下林字宮西）には、近世に岩田神社とその別当寺吉国寺があった。岩田神社は、1944年陸軍飛行場建設により移転させられ、同じく移転させられた拝師神社とともに六条の鹿島神社に合祀されて三宮神社となった（『林村史』、294～297頁）。また、吉国寺は、明治初年の廃仏棄釈の際に廃寺となった（『林村史』、316～317頁）。陸軍飛行場建設の際に、岩田神社境内の西境界までが南北滑走路用の北張り出し部分の用地として接収されてしまった。また、東西滑走路予定地内に吉国寺跡も入ってしまった。したがって、両者に関する地割りは現地表面には残っていない。但し、岩田神社境内の西境界線の北三分の二は、旧陸軍飛行場地域と陸軍飛行場に接収されなかった地域の境界線として残っている。このように、岩田神社と吉国寺跡は陸軍飛行場建設により地表からは堙滅してしまったが、今後の考古学的な調査により両者の遺構が検出されることに期待したい。

岩田神社とその別当寺の縁起には、慶応4年（1868）吉国寺撰「岩田八幡宮由緒書」（『香川叢書』一、香川県）と享保8年（1723）撰「平等山蓮華三昧院吉岡寺縁起」（『香川叢書』一）がある。吉国寺は吉岡寺とも称されるが（「平等山蓮華三昧院吉岡寺縁起」）、吉国寺が正しい寺号であるという（「岩田八幡宮由緒書」・『林村史』、316頁）。「平等山蓮華三昧院吉岡寺縁起」は、「岩田八幡宮由緒書」より成立年代が古いが、西植田の神内に所在した吉国寺（後述のように後に蓮華三昧院の地に移る）と、林の蓮華三昧院の関係について記事に混乱がある。そこで、「岩田八幡宮由緒書」により岩田神社と蓮華三昧院・吉国寺の関係についての伝承を整理してみる。

残念ながら、「岩田八幡宮由緒書」の戦国時代までの記事は傍証する史料がないが、岩田神社と蓮華三昧院・吉国寺については、次のようなことを推定できる(7)。

1）林村宮西の地には、戦国時代より以前から岩田神社と別当寺蓮華三昧院があった。

2）岩田神社と蓮華三昧院は戦国時代に荒廃した。

3）西植田村神内の吉国寺は戦国時代末期に焼失した。

4）戦国時代末期に吉国寺は林の蓮華三昧院の跡地に移され、岩田神社も再興された。

「岩田八幡宮由緒書」には「岩田乃神」は「玉藻寄洲岩清水香於類川東乃岸早瀬乃岡」に鎮座し、その傍らに蓮華三昧院を建立したと伝える。この「早瀬之岡」は、香東川の東方の岡の意か、あるいは下林を東北流するオコ川の東の岡の意かであろう(8)(9)。また、延喜15年（915）観覧の創祀の伝承もある（『讃岐神社誌』）。いずれにせよ、近世初頭には、下林村の宮西（宮西の小字名は岩田神社に因んだ地名）の地に岩田神社と吉国寺が存在していたことは確かである。

嘉永四年（1851）の『讃岐国名勝図絵』には、第117図に示した如く、岩田神社と吉国寺が描かれている。絵によれば、岩田神社はその南に松並木があり、その松並木の東、神社の東南に方約50m程度の寺域の規模に描かれた吉国寺がある。吉国寺の山門と本堂は東面している。また、参道の中間地点、吉国寺の西南隅附近には鳥居が描かれている。画面に併せて描かれている上多肥村の桜木神社・西蓮寺、下林村の正大寺や、下林寺の聚落の景観配置の相互関係は現実の地理景観とは違っているし、岩田神社・吉国寺は上林村に所存するとの標記も誤っているが、画面の中央に描かれた岩田神社と吉国寺の景観は、両者の位置関係を正確に描写していると評価して良い。実際、『讃岐国名勝図絵』の当該部分の景観は、次に述べるような順道図絵の示す地割りや、間取り調査の結果とも一致している(10)(11)。

②岩田神社・吉国寺の山田郡条里における位置

山田郡条里プラン上の山田郡田図と、山田郡条里プランを投影した現地形（近世の地割り及び近現代の地形）とを条・里・坪により対応させれば、田図の地形表現と現地形との対比を行うことができる。すなわち、田図の現地比定の基点となるような特徴的な地形描写や条里方格線を、耕地や特徴的な地形、寺院・神社、道路・水路・畦畔などと対比するのである。しかしながら、巨視的な条里プランの投影の段階には問題にならないことであるが、微視的に見ると、条里地割りに起因する坪地割りが等大の正方形の配列になっていない場合が多い。しかも、山田郡田図南地区に相当する地域の3分の2は旧陸軍飛行場用地で、飛行場建設で改変され、戦後は高松飛行場建設と戦後の開拓でさらに改変されたため、改変前の地割りと条里プランの対応のためには旧地籍図や文化15年（1818年）「山田郡下林村順道図絵」を利用するしかないが、これらと現在の地形や地籍と対応させることには困難があることを承知しておかねばならない。「山田郡下林村順道図絵」に示された池台池の北から東北にかけての地域の土地の状態は、第118図の如くである。この順道図絵には、第118図（概報Ⅲの表1　順道図絵の宮西地区の地籍参照）に示したように、岩田神社（宮林・御宮ノ森）・参道（八幡宮馬場・角力場）・吉国寺や池台池（池代池）が描かれている。そこでまず、これらと条里との関係を検討しておこう。

周囲からの条里界線の延伸で条里方路を山田郡田図南地区相当地域に描き、それと旧地籍図にあわせた順道図絵の18世紀初頭の地割りとの対応関係を示せば、第119図に示したようになる。岩田神社およびその関係する場所と吉国寺は、次のように山田郡条里にあてはまることになる（地番は、明治21年地籍図による、陸軍飛行場建設以前の地番）。

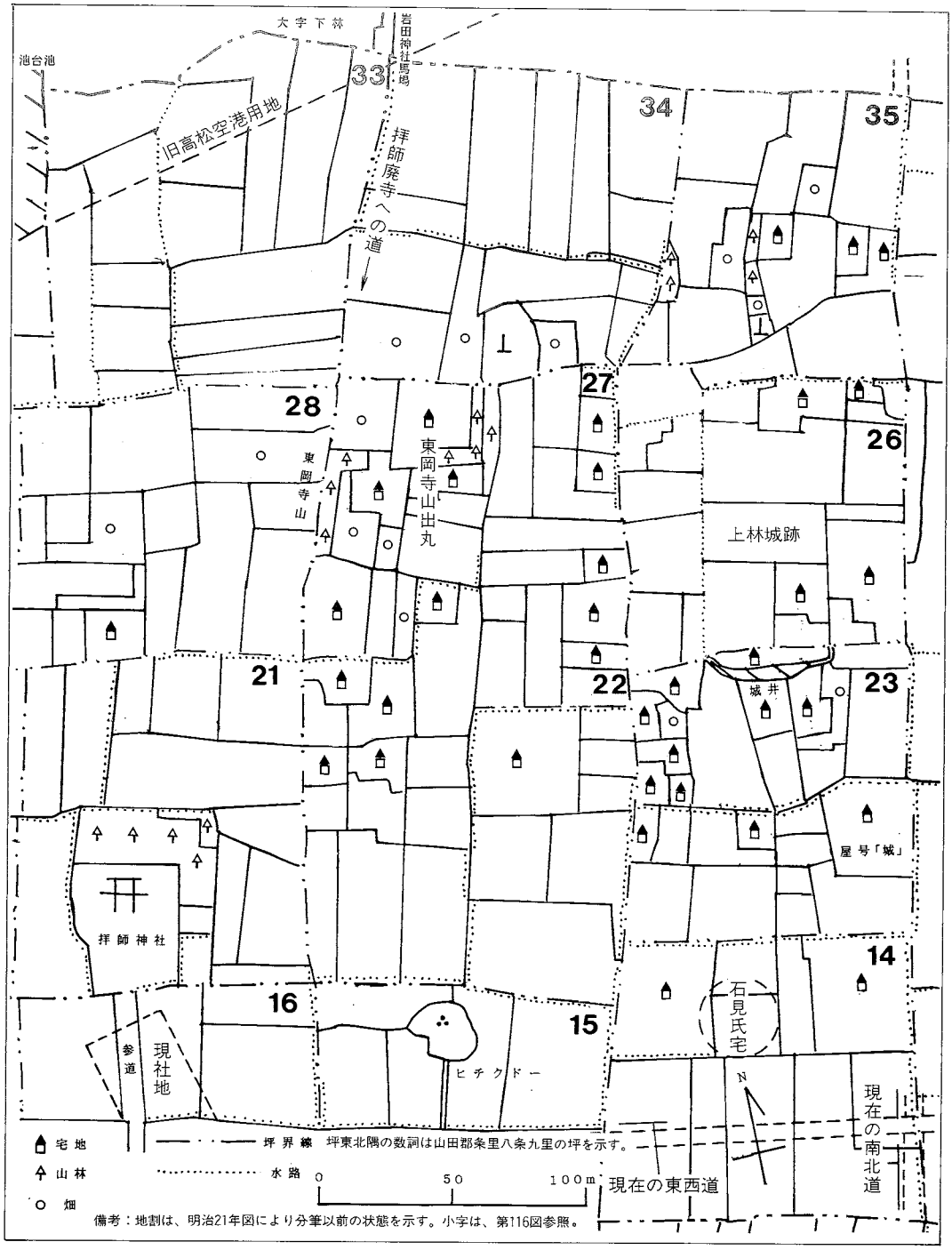


第115図　東岡寺山周辺の旧地割り

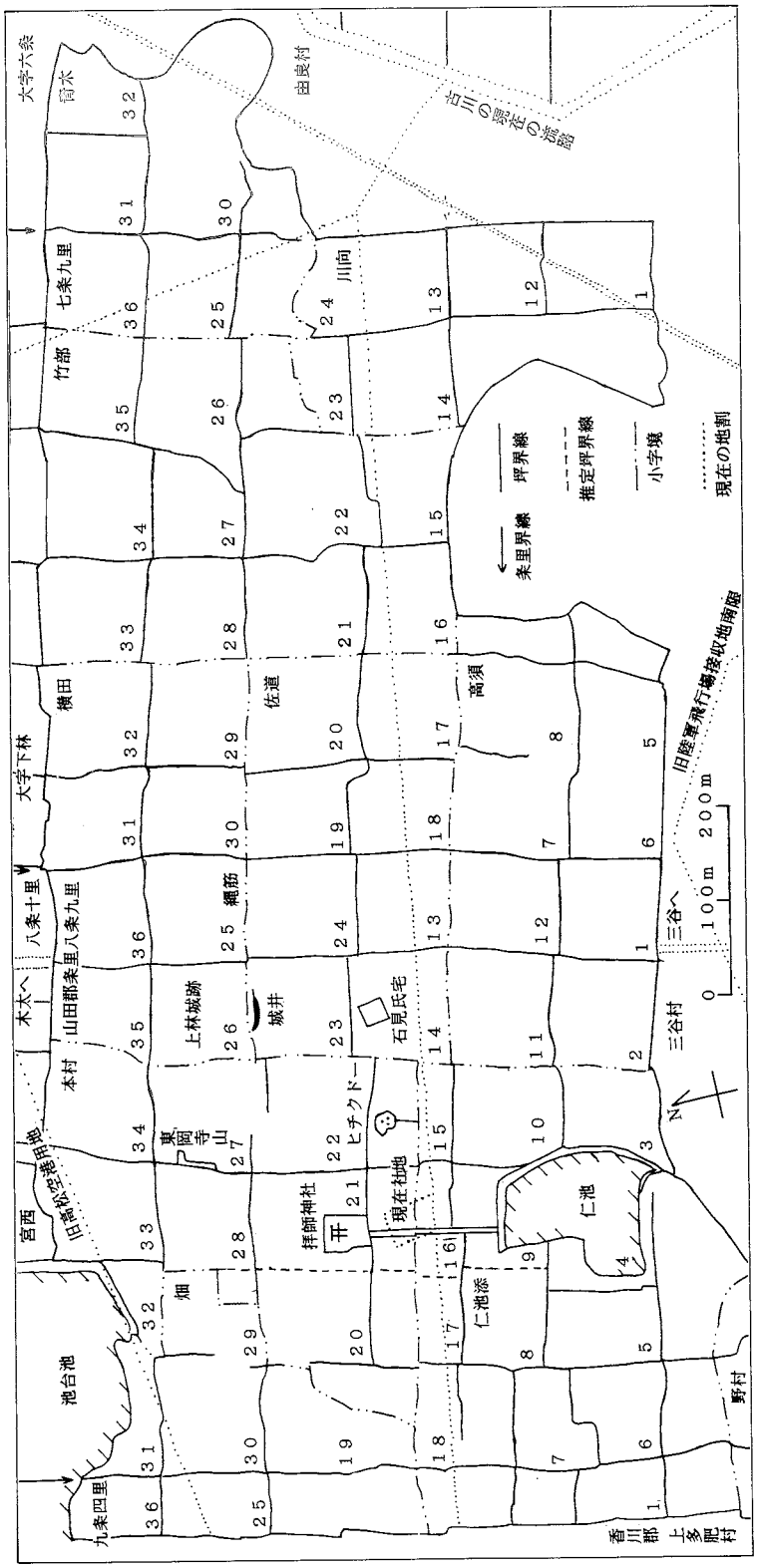


第116図　上林地区の条里プラン

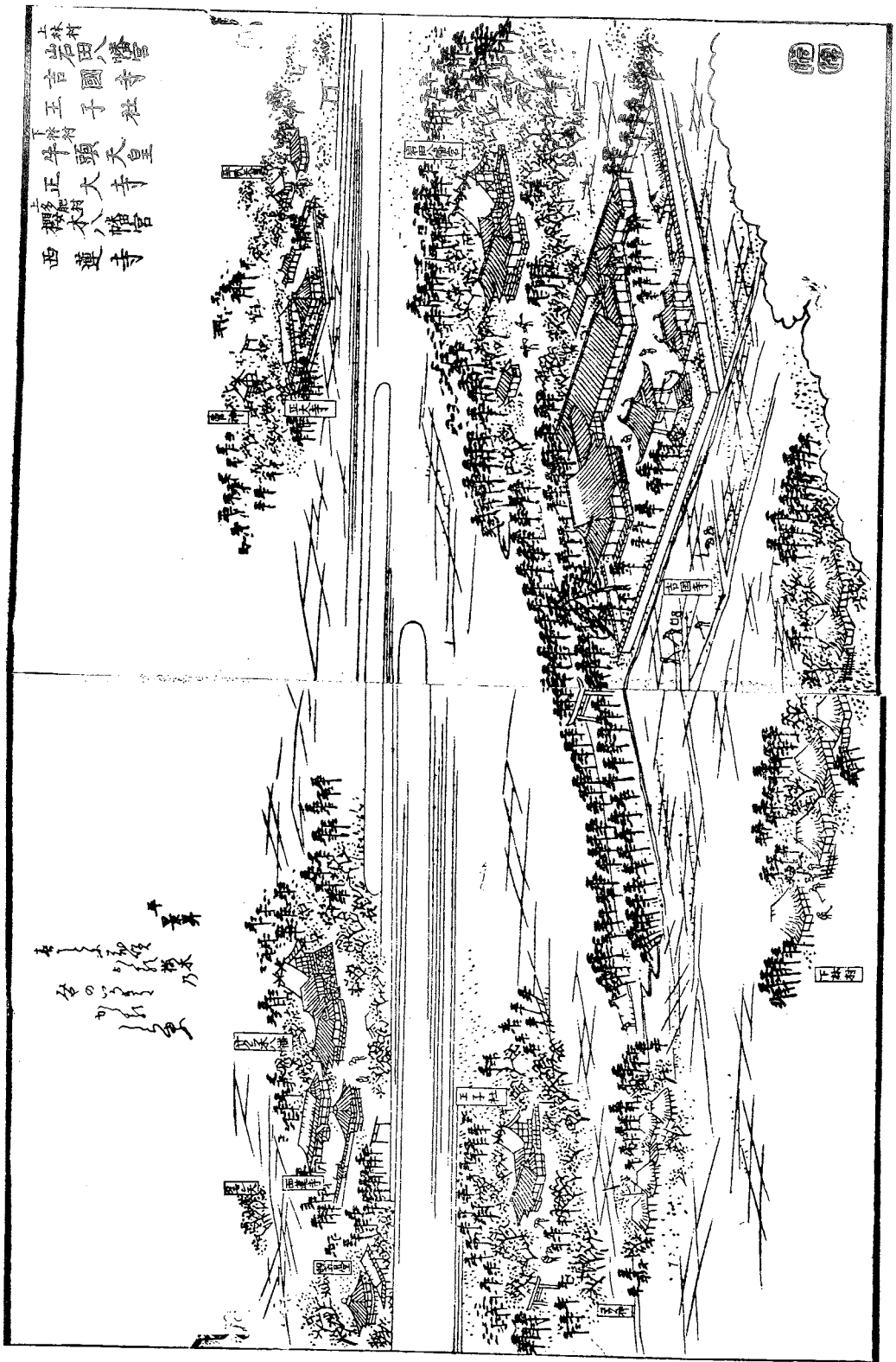

第117図　讃岐国名勝図絵に描かれた岩田神社と吉国寺

A．岩田神社は８条10里15坪と16坪に跨がる区画(地籍図では林村大字下林字宮西114･115番地）に所在する。

B．岩田神社の南の参道（馬場。地籍図では林村宮西内の番外地）は８条10里の３坪・10坪と４坪・９坪の間の長さ２町の南北界線あるいはその東側に所在する。

C．岩田神社の御輿休（御旅所。地籍図では林村字宮西内の番外地）は参道の南端の４坪東南隅あるいは３坪西南隅に所在する。

D．吉国寺は８条10里10坪の西北部分（林村大字下林字松生（マツバエ）116･117番地。岩田神社神主吉岡家敷地）に所在する。

但し、岩田神社の社地が、地籍図では二筆の田となっているのはなぜかわからない。

山田郡田図南地区の坪３・４（山田郡８条10里９坪）は、ほぼ、「山田郡下林村順道図絵」の中林中所免第十五番宮西道東ノ町に相当する。但し、順道図絵や旧地籍図ではこの宮西道東ノ町は、南に接する中林中所免第十三番馬場之西町とともに、正方形ではなく東西幅が東に延伸し、宮西道東ノ町・馬場之西ノ町の東に接する中林中所免第十一番今中之町・同第十二番助ノ前之町の東西幅が減じているように描かれている。そこで、岩田神社の南の参道については「８条10里の３坪･10坪と４坪･９坪の間の長さ２町の南北界線あるいはその東側に所在する」（B）とし、また岩田神社の御輿休は「参道の南端の４坪東南隅あるいは３坪西南隅に所在する」（C）としたのである。

③山田郡田図南地区の地形表現と順道図絵

山田郡田図南地区の坪２・４（山田郡条里８条10里４坪）の東辺に位置する壟（100代＝２段）は、西側は曲線で実際の地形を描写しているようであるが、東側は坪界線を端とし直線状に描かれている。坪２・４の東側にも壟の延長部分があったはずであるが、東側は田図の描写範囲外であったので境界線で直線状に区切ったのであろう。したがって、田図に描かれた坪２・４（８条10里４坪）の壟を一部とする壟は、第十三番馬場之西ノ町内の東部の字宮西79・80・81・82番地（順道図絵の「当時」の面積では合計２反７畝)、番外地２筆（御輿休と馬場と）の地区に相当する。この内、馬場西之町の東への延伸により番外地２筆は東隣の８条10里３坪に入る可能性が強い。79・80・81・82番地と番外地が周囲より若干高かったであろうことは、池台池の東北隅の底ユルから出る下林字松生の底ユル掛り地区を灌漑するための水路(底ユルの幹線)が当該地区を南に迂回していることからも推察できる(池台池の水利については後述)。この迂回は、水を高いレベルで東進させるために等高線に沿ってなるべく高い場所に流そうとしたためであろうが、当該地区が微高地になっていたことが、迂回を可能にしたのである。空港跡地からはこの底ユルの幹線水路が発見されるはずである。この御輿休と馬場が微高地になっているのは、岩田神社と吉国寺の造営の結果とも考えられるが、やはり元来の微高地を利用して御輿休と馬場が造成されたと考えるべきであろう。

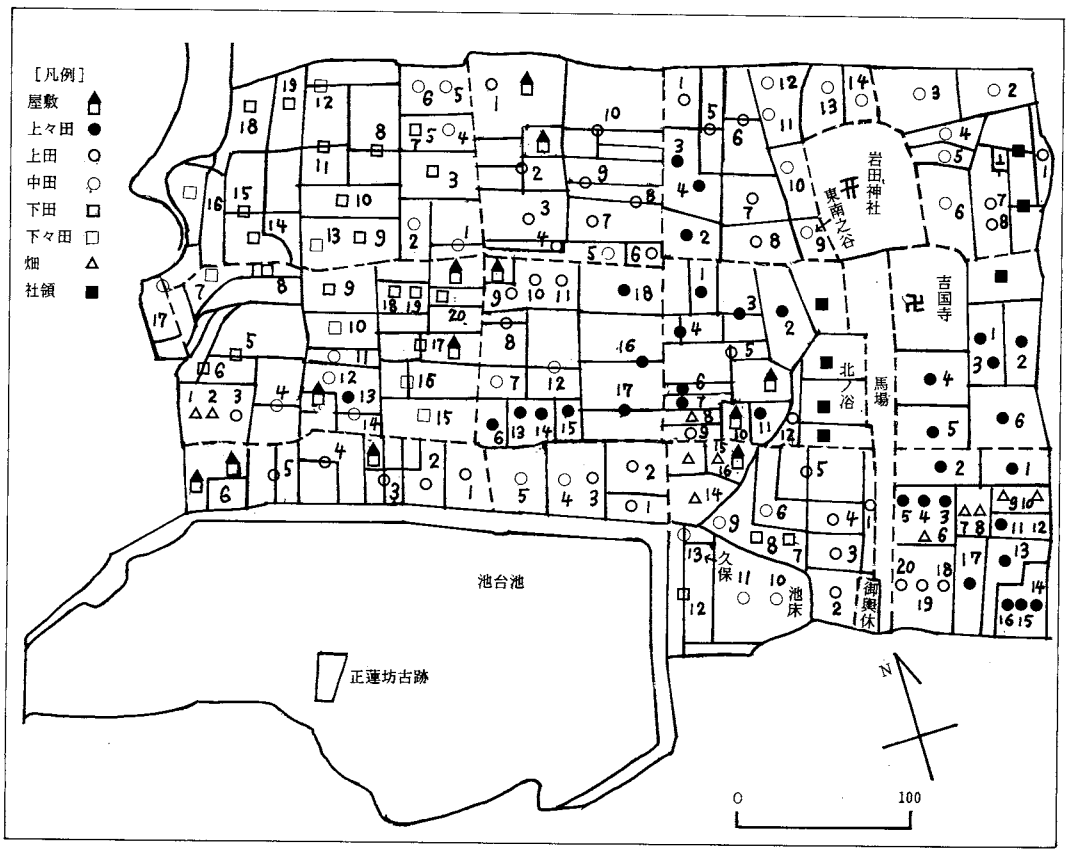


第118図　山田郡田図南地区の順道図絵による18世紀の地割り

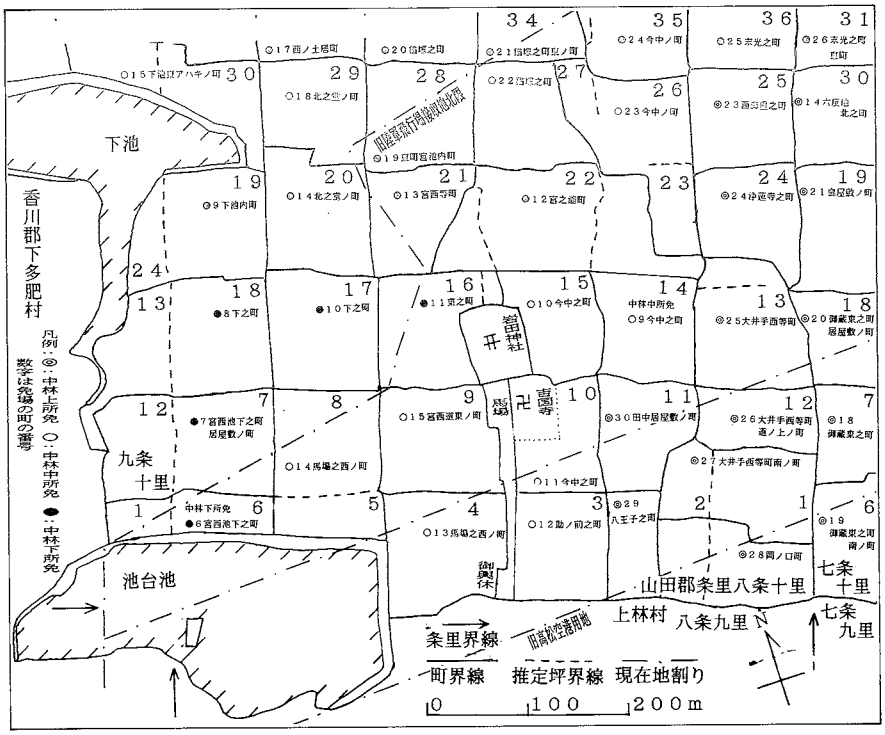


第119図　順道図絵の地割りと山田郡条里プラン

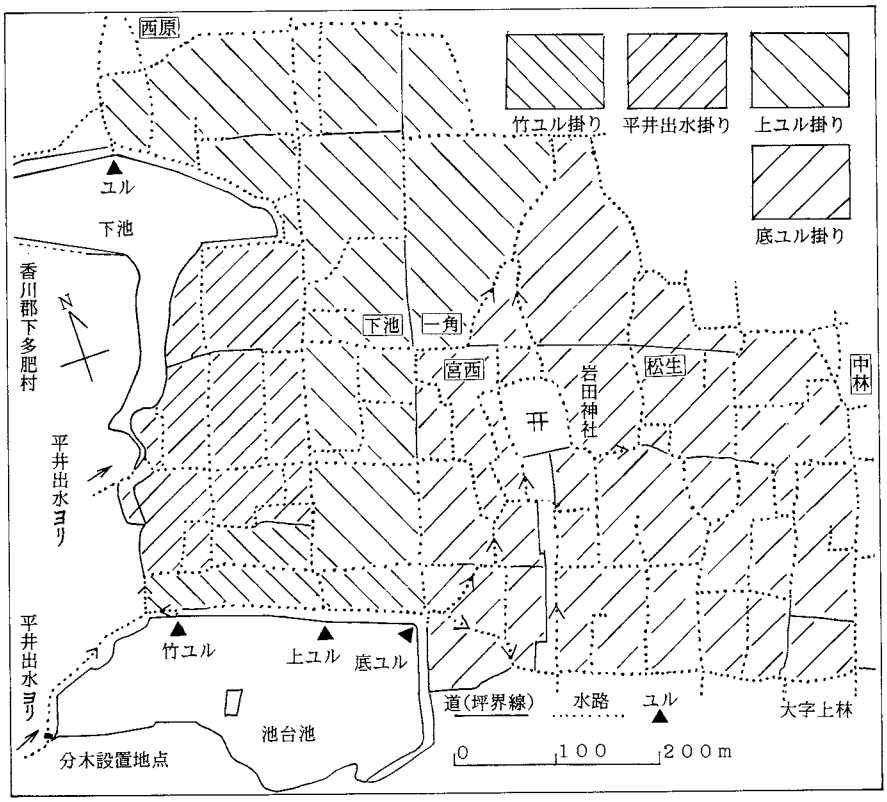


第120図　池台池の水利体系

4.2.3. 坪３・４の彩色された台形の土地区画

①坪３・４の台形の彩色部分

坪３・４の彩色部分Ｇの地形表現に関連して3.2.4.において次のことを指摘した。

ａ．坪３・４の東３分の２の彩色された台形（彩色部分Ｇ）は、西３分の１の無彩色の水田との間を、北で少し西に振れた南北方向の墨直線で区切った台形に区画されている。坪内西側の無彩の水田の面積は150束代で、東側の彩色された台形の部分の面積は350代である。坪３・４を二分する南北線は、実際の地形の特徴を描写したものである。

ｂ．坪３・４は料紙第１紙の右端から繰返す天地方向の欠損と、台形の彩色部分の絵具（白緑）に起因する劣化・脱落により、大きく欠損しているが、茶褐色顔料の上に白緑が重ね塗りされていることがわかる。

ｃ．彩色部分Ｇの文字20の「今墾四××□□」は「今墾四十□束代」と復原できる。

ｄ．坪３・４における天平７年前後の土地利用の経過を推定できる（詳細は略）。

ここで、坪３・４の東側の台形の茶褐色顔料彩色部分が非耕地であったことについて、現地調査で明かになったことを述べたい。

②池台池と谷状地形

中林中所免第十五番宮西道東ノ町の馬場の西側の地区と、その北に接する中林下所免第十一番東之町の岩田神社の西側の地区は、池台池の底ユル掛りの水路の分流が北流する低地であったらしい。順道図絵によれば、中林中所免第十五番宮西道東ノ町の馬場の西に接する南北に連なる４筆の耕地は岩田神社の社領となっており、地字は４筆あわせて「北ノ浴」となっている。その北に続く中林下所免第十一番東ノ町の九番の１筆の地字が「東南之谷」である。この「東南之谷」の１筆は岩田神社の西に接している。「北ノ浴」「東南之谷」と地字が続くのは当該地区に谷状地形があったことを示している。池台池自体、西南隅の池口から東北隅の底ユルに走る東北東方向の浅い谷状地形を北と東に堰堤を構築して閉塞したものである。この池台池が築造された谷状地形とその延長を仮に「池台池の谷」と称することとしよう。池台池の主水源は平井出水であるが、池台池自体が肥間川出水群の東端の分流の上に乗るのかもしれない。

池台池の底ユルと東南部は高松空港跡地に入っており、発掘調査が期待される。池台池の東堰堤の東は、中林中所免第十三番馬場之西ノ町の西南部で、順道図絵には池に関連した地字が見える。底ユルの東に十三番「久保」、東堰堤の東に十二番「同所西堤下」、その東に十番「池床」の地字がある。「池床」はここに小池がかつて存在したことを示すのであろうか。「池台池の谷」は東堰堤の東に接する馬場西之町内で東北に曲り北に向かう。この「池台池の谷」の北への延長線が「北ノ浴」「東南之谷」の谷状地形なのである。「池台池の谷」の北への延長線の谷状地形は、浅いもので、幅は50m程度であったと推定される。底ユルからの水路は、馬場之西

ノ町の地字「久保」（十三番）で、松生地区を灌漑するために東南東に進む底ユル幹線と、「池台池の谷」の谷状地形が北に屈曲するのに沿って北流する水路に分れる。底ユル幹線は、松生地区を灌漑するために人工的に作られた水路と考えられ、「久保」から北流する水路は自然地形に対応した流れである。

池台池の東堰堤を北に延長する線は坪界線であるが、ここには道が通っていた。中林中所免第十五番宮西道東ノ町の西北隅の地字は「宮西道ノ東北ノはし」（一番）で、西南隅の地字が「道縁」（九番）である。道東の小字名は、８条10里の４坪・９坪と５坪・８坪の間の南北の道に由来するもので、９坪相当の宮西道東ノ町に「道の東」の名が附されたのである。また、宮西道東ノ町の北の８条10里16坪に相当する中林下所免第十一番東ノ町の「東」も「道の東」の意味であろう。ここに南北の道があったことは、それが坪界線を踏襲するものであると同時に、１町東の坪界線（おおよそ馬場が乗る線）の間に「池台池の谷」が馬場之西ノ町内で北に曲り南北に走っていたことも関係する。すなわち、池台池の末の谷を挟んで東に岩田神社・吉国寺と馬場、西にこの南北道があったのである。

③坪３・４の彩色における茶褐色顔料彩色の機能

山田郡田図南地区の坪２・４（８条10里４坪）はおおよそ第十三番馬場之西ノ町に相当し、坪３・４（８条10里９坪）はおおよそ第十五番宮西道東之町に相当する。第十三番馬場之西ノ町の東部分の微高地と茶褐色顔料で彩色された坪２・４の坪は対応する。第十五番宮西道東之町に相当する山田郡田図の坪３・４には、東側３分の２を占める茶褐色顔料で彩色された台形(部分的な今墾田の開発で白緑が重ね塗りされている)の地形がある。この台形の地形を、筆者はこれまで「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(1)(2)（概報ＩＩ）では、茶褐色顔料の彩色がなされているが故に微高地であるとも考えたことがあった。しかし、上記のように坪３・４に相当する第十五番宮西道東之町の東半分は「池台池の谷」が北に曲った谷状地形であったことが順道図絵や池台池の水利系統から判明する。したがって、坪３・４の東側３分の２を占める茶褐色顔料で彩色された台形は微高地ではなく、浅い谷状地形であることになる。実際、天平宝字７年（763）弘福寺田内校出田注文では、坪２・４が池辺田、坪３・４が池口田と称されている。これらの田名は、「池台池の谷」の北へ延長する谷状地形にふさわしい。したがって、坪３・４の描画では茶褐色顔料は微高地を表現していなかったことがわかる。坪３・４での茶褐色顔料は非水田を表しているのである。この非水田の地は、地目としては今墾が開墾される以前に畠は存在しなかったから非耕地であり、地形としては谷状地形であった。以上のように、茶褐色顔料は微高地を表現するばかりでなく、非水田・非耕地の低地をも表現する機能があったのである。但し、非水田・非耕地の描画は領内に限定され、周辺の非寺領地域のそれらの地形景観は描写されていない。

4.2.4. 坪１・１、坪１・２と池台池

①坪１・１、坪１・２の地形

山田郡田図南地区は、坪２・４の壟を第十三番馬場之西ノ町の御輿休のあたりに相当するとすることにより現地形へ比定されることは上述の如くである。山田郡田図南地区の現地比定については、さらに池台池に関連する地形が傍証になる。それは坪１・１、坪１・２の地形表現である。

坪１・１、坪１・２の地形に関連して、**3.2.2.**で述べたことを要約すると次のようになる。

a．坪１・１と坪１・２は、南半分（上半部）が欠損している。欠損部分と残存部分の境目には、波状の墨界線が継続的に残っている。波状の墨界線より上部（南部分）の欠損部には茶褐色顔料の上から白緑が重ねて塗られていた。

b．坪１・１と坪１・２の残存する北部分は、坪１・１が田140束代、坪１・２が田147束代であるから、坪１・１の欠損部分の面積が360代、坪１・２の欠損部分の面積が353代で、合計１町213代となる。

c．欠損部分の土地、すなわち坪１・１と坪１・２の茶褐色顔料着色部分の地目は畠ではない。この部分の土地の天平７年前後の開発の経過を推定できる（詳細は略）。

d．茶褐色顔料彩色部分は池台池と密接な関連を有している。

②池台池

山田郡田図南地区を現地形に比定すると、坪１・１、坪１・２、坪２・１、坪２・２、坪２・３が池台池と関連することになる。

池台池は1944年に陸軍飛行場用地として大半を接収され、西端の池口附近の約６分の１を残して埋立てられた。池台池が水利機能を失ってしまったので、「平井出水掛」（後述）からの水利は残ったが、旧池台池掛りは解体し、飛行場を迂回して敷設し直された三郎池上井幹線の掛りとなり水利体系が全く変わってしまった（但し、昭和３年に、三郎池の堰堤が嵩上げされた際に、下池・長池にも配水されるようになっていた）。池台池掛りには水利組合はなかったので水利文書は伝えられていない（なお、平井出水に関する近世後期から近代にかけての相論文書が真鍋家（林町宮西）に伝えられており概報Ⅳに紹介されている。本書第４章第３節１参照）。したがって池台池の陸軍飛行場以前の状態や水利体系については、平井出水相論以外は聞取り調査によってしかわからない。

池台（イケダイ）池は、順道図絵には池代池と記されているが、林では池台池と表記するのが一般的である（1988年、宮井、太田代談）。池台池は、林町宮西（旧山田郡林村大字下林字宮西）の西南隅に位置する。池台池の別名は、分木（ブンギ）池（分ケ池とも称する場合があるが分木池が正しい）である。分木池の別称は、後述のように、平井出水からの水を渇水時に池台池と下池に分水するために池口の手前の堰に分木を置いたことから生じた名称である（1988

年、太田氏談。1990年、太田氏談。以下の平井出水掛り・池台池掛りの水利慣行については二度の太田氏の教示による)。

池台池は、郡界を西に越えて旧香川郡上多肥村字宮尻（高松市多肥上町宮尻）の平井出水を主水源とする溜池である。池台池には、南の上林字畑の方面からの小川が２～３本流れ込んでいたが、足しにはならなかった。また、元来、「池台池掛り」の一帯は三郎池の水は入らないところであった(太田氏談)。平井出水は、香東川扇状地の旧河道である肥間川水系の東への分流上に位置する、多肥上町宮尻の桜木神社の西方から北の神社裏に連続する湧水群であり、泉の頭の出水を花泉出水とも称し(平井出水の別称)、桜木神社の北側の出水を宮の藪出水とも称する(「多肥下町周辺出水掛り図」『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅰ)。平井出水の水流は、自然地形に従えば、桜木神社裏の東北角（下池の谷頭）から下池の谷に北東方向に流れ落ち、下池を通過して長池東方を東北流するオコ川となる。

しかしながら、平井出水の水流は、桜木神社裏の東北角の下池の谷の頭で堰止められ水量の大部分を等高線に沿った給水路により50m東流させて池台池へ流れ込ませている。この給水路が池台池の西南隅の取水口に入る直前の地点で、池台池と、池台池の西・北の堰堤の外側に沿って流れて下池へ流下する水路に分流する。この分流点（池台池の池口の西の地点）に、水不足時に池台池７分、下池３分の割合で分水するための分木（分木は宮西の真鍋家にあった）が設けられたのである（太田氏談)。

池台池に入らずに池台池の池口の手前から分流して下池へ流下する用水路の灌漑地は池台池の北側の耕地で、「平井出水掛り」と称され、３反の灌漑面積を持つ(『林村史』、196頁)。平井出水掛りは、順道図絵の小字で言えば、中林下所免第七番宮西池下之町の大部分、その北の同第八番下之町、さらにその北の同第九番下池内町である（太田氏談)。

陸軍飛行場建設以前の池台池は、28.9反の「池台池掛り」を灌漑していた（『林村史』、196頁)。池台池の堰堤は、東堰堤が高さ３m、北堰堤が高さ２mで西に行くに従って堤高が低くなり、南の汀には南東の隅を除いて堰堤はなかった。池の南方（上林字畑）はちょっと高くなっており、３～４軒の家があり、それらは「畑の何々さん」と呼ばれていた。閘門は、東北隅に底ユル(高松空港跡地に入る)、そこから１町西に上ユル、さらに１町半西に竹ユルの三つがあった。各閘門の満水時の水深は、おおよそ、底ユルが２m、上ユルが１m、竹ユルが0.5mであった。池の中央には中洲（島。順道図絵には正蓮坊古跡とある）があり、そこにあった石を下池の水神に祀ってある。島にゴヤ（イグサのような葉で芋がとれる）を取りに行くと、鋳物の滓が出た。池台池は概して水が潤沢で、「昼一寸減って、夜五分戻る」と言われ、旱魃にはあまりならなかった。そこで、池台池掛りの下の「下池掛り」の人は、池台池の人のところへソーメンを持ってきたものであった。明治20年代の日焼け（旱魃）の時には、池口の内側の所にホーリ（堀）を掘って足踏み水車で水を掻き出し、池の南の汀に沿って川筋を引き底ユルの方に流

した。平井出水が水源なので、毎年、平井出水浚えを行った（現在でも５月17日から20日過ぎ頃に行う、以上、太田氏談）。

③池台掛りの水利慣行

次に太田氏より教示された、陸軍飛行場建設以前の池台池掛り（宮西地区の平井出水掛りも含む）の水利慣行を整理しておこう。なお、第120図にその概要を示した。

A．水源

１．水源は平井出水である。

２．毎年、田植の前の５月に、「平井浚え」を行った。

３．平井出水からの給水は、池台池の池口手前の堰で下池方面（平井出水掛り）と池台池に分水した。分水堰には旱魃時に分木を設けることがあった（番水と分木の関係については未調査）。

４．池水が大雨などで溢れると、池口が余水吐となって、溢れた水を下地方面に流した。

５．配水委員は「土工掛り」と呼ばれ、水口補修などを行った。

B．池台池の閘門

１．池台池には東北隅の底ユル、その西100mの上ユル、さらに西150mの竹ユルがある。

２．竹ユルの出水口には、下池への水路（平井出水掛り）から分岐した水路を中堤防と外堤防に間に引き入れ、池水渇水時の補給水に利用できるようにしてあった。

C．池台池掛りの区分

１．池台池掛り（宮西地区の平井出水掛りも含む）は、下林字宮西、松生（宮西の東）、下池（宮西の北）、一角の一部に及んだ。

２．掛りは、次のように平井出水直接１区画、池台池掛り３区画からなる（旧林村大字下林の小字と順道図絵による地字を付記する）。

１）平井出水掛り

字宮西（中林下所免第七番宮西池下之町居屋敷ノ町の約４分の３、同第八番下之町）

字下池（中林下所免第九番下池内町）

２）竹ユル掛り

字宮西（中林下所免第六番宮西池下之町、同第七番宮西池下之町居屋敷ノ町の東南約４分の１）

３）上ユル掛り

字宮西（中林中所免第十四馬場之西ノ町、中林下所免第十番下之町）

字下地（中林下所免第十四番北之堂ノ町、同第十八番北之堂ノ町、同第十五番下池東アハキノ町、同第十六番下池東アハキノ町北之町、同第十七番西ノ土居町）

字一角（中林下所免第十三番宮池西等町、同第十九番東町宮池内町、同第二十二番猫塚之町の西北の一部、同第二十番猫塚之町の西半分）

4）底ユル掛り

字宮西（中林中所免第十三馬場之西ノ町、同第十五番宮西道東ノ町）

字松生（中林中所免第十二番助ノ前之町、同第十一番今中之町、同第十番今中之町、同第九番今中之町、中林上所免第二十九番八王子之町、同第三十番田中居屋敷ノ町、同第二十八番岡ノ口町、同第二十七番大井手西等町南ノ町、同第二十六番大井手西等町道ノ上ノ町、同第二十五番大井手西等町）

字一角（中林下所免第十二番宮之浦町、同第二十二番猫塚之町の東南の大部分）

D．番水

1．旱魃時（底水不足）には番水が行われた。

2．番水の順番は以下の如くである。

(1) 第一段階

竹ユルの水が不足してくると平井出水掛りの水をいれる。

(2) 第二段・第三段階

上ユルの水が上がると第二段階として次のような番水を行う。

1）番外：僅かな面積。時の水の平井出水掛りの向う手の平井出水掛り。

2）時の水：朝6～10時の配水の区域で、多肥領の平井出水掛りの1町5～6反の田。

3）一番：平井出水掛り（林領）。一昼夜。

4）二番：上ユル掛り。一昼夜。

5）三番：上ユル掛り。一昼夜。一番・二番・三番の間、竹ユル掛りは「常水」としていつでも水を入れることのできる特権をもっていた。

底ユルが上がるとさらに第三段階として底ユル掛りも番水に入れる。

6）四番：底ユル掛り。一昼夜。

7）五番：底ユル掛り。一昼夜。

3．四番・五番への配水は、昭和10年（1935）頃の旱魃の時に一回あった。大正元年（1912）の旱魃の時は、台風が来てやらないで済んだ。二番・三番まではちょいちょい行った。

④池台池と坪1・1、坪1・2の地形

池台池は、坪1・1と坪1・2の北半部、坪2・1と坪2・2と坪2・3の南半部に所在する。坪1・1と坪1・2の南半分の1町213代の長方形の茶褐色顔料彩色部分は、一部分が開墾されるまで非水田かつ非耕地であった。おそらく、後代の小字畑や土地利用からみて北の水田より高い微高地であり、寺領外（田図描画領域外）の南にはさらに同様の地形が連なっていた

と推定される。坪１・１と坪１・２の南半分の長方形の土地区画の波状の北辺は地形の自然的な形状を描いていると考えられる。

池台池の南の汀は、東南隅を除いてほとんど堰堤がなかったが、これは南の字畑地区の微高地を南限線としてそのまま利用していたからである。この池台池の南の汀の線の形状は池台池の北と東の堰堤の嵩上げにより南に拡大していると推定されるが、基本的には山田郡田図に描かれた長方形の土地区画の波状の北辺と同様の地形であったと考えられる。すなわち、坪１・１と坪１・２の南半分の長方形の土地区画の波状の北辺は「池台池の谷」の南の端の形状を描いているのである。

山田郡田図南地区の坪毎の田の名称は、天平７年(735)田図では坪１・１に津田西口、坪１・２と坪２・１と坪２・２と坪２・３に津田、天平宝字７年（763）弘福寺田校出田注文では坪１・１に津田、坪１・２に池田、坪２・１に長田となっている。また、天平宝字７年弘福寺田校出田注文では、池台池の東の坪２・４が池辺田、同じく東北の坪３・４が池口田となっている。津田は湿潤な田という意味である。これらの地名によると、後に池台池が築造される「池台池の谷」に、天平７年以降、天平宝字７年までの間に小さな池が築造されたか、東方、北方の水田への給水のために貯水池の役割をはたした水田が池田と称されたことが推定される。

以上のように、池台池の形状と坪１・１、坪１・２の地形描写が合致すると考える。

### 4.2.5. 南地区についてのまとめ

本項での考察を要約し、宮西地区の歴史的環境と弘福寺所領についての若干の論点を提示しておこう。

①山田郡田図南地区に描かれた地形については、次のことを指摘した。

1．坪２・４（山田郡条里８条10里４坪）の壟は、東岡寺山ではなく、岩田神社参道南端の御輿休周辺の微高地である。東岡寺山は、壟比定地より南に100～200mの地点である大字上林字本村677番地（山林）で、蓮華三昧院の末寺東岡寺に因む地名で、戦国時代には上林城の西出丸が設けられていた。

2．坪３・４（山田郡条里８条10里９坪）の東３分の２を占める台形の土地は、茶褐色顔料で彩色されているが微高地ではなく、谷・谷の地形表現が地字に使用されているように池台池の基礎となっている谷が北に曲った浅い谷状地形で（池台池の底ユルからの水路が流下する谷）であった。田図の茶褐色顔料の彩色には、非水田（この場合は低地）を表示する基本的機能（したがって非耕地も表現する）があった。

3．坪１・１、坪１・２の南半部の茶褐色顔料彩色部分は、非耕地の微高地で、その北辺の形状は後に築造された池台池の南の汀の線の地形形状と対比できる。

②次に、山田郡田図南地区の歴史的環境の分析とも関連して、次のことを報告した。

1．上林地区は、1944年の陸軍飛行場建設により土地景観が改変されたが、発掘調査や旧地籍図で旧景観や旧地割りを復原することもできる。

2．下林地区の中林一帯も同様に陸軍飛行場建設により土地が改変されたが、発掘調査及び旧地籍図・順道図絵で旧景観や旧地割りを復原することもできる。

3．下林字宮西には岩田神社と吉国寺（戦国時代までは蓮華三昧院）があった。岩田神社は陸軍飛行場建設で廃絶（六条の三宮神社に合祀）した。吉国寺は明治時代には既に廃絶していた。

4．池台池の水利慣行を太田久米太郎氏よりの聞取り調査により紹介した。

③最後に、山田郡田図南地区の歴史的環境に関して今後検討すべき問題を整理しておこう。

A．山田郡田図南地区の所在する字宮西は、水利環境としては香川郡の上多肥（香川郡多配郷）の肥間川出水群の東への分流である平井出水を用水源としている。したがって、宮西の山田郡田図南地区の南300～400mの地点にあった拝師廃寺・旧拝師神社を中心とする山田郡拝師郷の中心地（桜井出水、仁池の水系）とは水系を異にしていた。近世において平井出水を巡っての下林村中林地区と上多肥村との相論があったように、弘福寺所領の南地区は、山田郡にありながら水利の上で香川郡と密接な関係を持っていた。この事実は、山田郡と香川郡の直線郡境の設定の問題とあわせて、郡という政治領域と、地形条件による水利環境に規定される個別の所領経営体や集落の関係について再検討を必要とする。また、宮西地区が近世においてその東・北の地区と共に池台池や平井出水を水源とする水利共同体を形成していたように、南地区は地形環境や近世の水利環境からみて、経営体として周辺地区と関連を有していた。弘福寺の経営体が、山田郡拝師郷や香川郡多配郷の諸集落や諸政治勢力とどのように関係して、またどのような自然環境を利用して設定され経営されていたのかを、８世紀の寺院の所領経営の事例として検討して行かなければならない。

B．弘福寺所領の南地区の比定地には、東に隣接して、創建時は不明であるが岩田神社と吉国寺があった。弘福寺の所領経営の拠点には、北地区に荘園の政所である「三宅」があるが、南地区は残されている田図の描画の範囲ではそのような管理施設は描かれていない。しかも、欠損部分にもそのような管理施設はなかったことは田図の面積集計記事からも確認できる。そこで、今後検討すべきことは、岩田神社と吉国寺が弘福寺所領の経営と関わる施設に由来する可能性である。吉国寺跡には土器が散布しており発掘調査が必要である。

C．弘福寺は９世紀以降、真言宗の勢力の下に入る。吉国寺は近世に古義真言宗大覚寺派であり、近傍の正大寺も同派である。東植田の下司廃寺からは弘福寺様式の瓦や塼が出土している。川島の丹生神社（高野（コウヤ）廃寺）も真言宗関係の遺跡と考えられる。９～10世紀の真言僧観賢は香川郡の出身と伝えられる。山田郡の古代の仏教の環境として弘福寺や真言宗の影響を検討していく必要がある。

### 4.3.南地区の現地比定

山田郡田図南地区の現地比定案は第121図に示した如くなる。これは、米倉案と結論的には同じであるが、坪２・３の壟を東岡寺山ではなく岩田神社の御輿休（御旅所）の地に比定したところが異なる。また、この現地比定案では、江戸時代の18世紀には存在していた池台池の近代における水利慣行を調査し、順道図絵により19世紀前半期の宮西地区の土地利用状況を復原して、検討の素材とすることができた。南地区に関しては若干のポイントにおける発掘調査を行っただけの段階であり、耕地や岩田神社跡・吉国寺跡・拝師廃寺・ヒチクドーなどの発掘調査も行っていない。また今後、高松空港跡地の発掘調査が進展することであろう。したがって、南地区についてはこれらの考古学的調査の展開をまって検討することが必要であるが、その前提として現地比定に関する若干の論点について示しておこう。

#### 4.3.1.平井出水との関係

南地区の田名には、湿潤な環境を表現するものが多い。山田郡田図によれば、南地区の田で田名が判明するものは、坪１・２、坪２・１、坪２・２、坪２・３、坪２・４、坪３・２、坪３・３、坪３・４とほとんどが津田と称されていた。坪１・１の田も津田西口と称されているが、この名称は南地区への水利の取入れ口として適当なものである。実際、坪１・１の西の坪が後代の池台池の水口である。津には、古代には「泉など、水の湧き出るところ」の意味があるから(『日本国語大辞典』)、津田は水の多い湿潤な田を意味していると考えられる。津田は出水などから水を導いて水の豊かな田であるというような状況を表していると考えられる。その水源と言えば、南地区の西南角から約200m西の平井出水以外にない。また、天平宝字７年校出田注文では、坪１・１が津田、坪１・２が池田、坪２・４が池辺田、坪３・４が池口田と称されている。これらの地名は、坪１・２のあたりに池が築造されたか、水量が多く堪水期には田が池の如くなることを表しているのであろう。現在、平井出水は、自然流路である下池への谷の頭で堰を設けて、谷頭を東へまくように水路を敷設して大部分を池台池・宮西地区へ分流させるようになっている。平井出水の水を自然流路である下池に流さず（下池には平井出水の伏流水が流れ込むと考えられる)、南地区（宮西地区）に流したのは、宮西地区及びその下の一帯に平井出水の潤沢な水を配水するための人為的な水利工事なのである。池台池のような大規模な池が築造されるより前の段階では、後の池台池敷に相当する一帯（坪１・１、坪１・２、坪２・１、坪２・２、坪２・３）に堪水可能な水田を作り、ダムとして利用することが必要であったと考えられる。実際に坪１・２に堰堤を有する大規模な貯水専用の池が築造されたと考えるより、ダムの機能を果す水田、あるいはごく小規模な一時的な堪水面が作られたと考えるべきであろう。坪２・４の池辺田の名称は、池の機能を果すような利用法のもとにあった坪１・２の近辺として適当であろう。また、坪３・４の池口田の名称は、同じ坪内の東側の台形部分が

第121図　南地区の比定地推定図

順道図絵で北ノ浴と称されて「池台池の谷」の流出路となっていることから適切な地形表現である。

平井出水は香川郡に属する。また、下池の谷頭の分水堰も香川郡内である。このように、山田郡に設定された南地区は、香川郡域からの用水を使用しなければ耕地経営が成立しなかったのであり、かつ南地区への平井出水からの水路の敷設は南地区のみならずその下の一帯の水利まで改善するものとなった筈である。一方、平井出水自体は香川郡の東端に位置し下池の周辺の一部を除いて、香川郡内の水田の水利とはなっていない。しかし、出水は水系として上流や近傍の出水と繋がっているので、平井出水の定期的浚渫を前提とする取水は香川郡内の出水への影響を有することになる。したがって、宮西地区に平井出水からの導水を行うことは、山田郡拝師里地区だけの問題としては処理できなかった筈である。また、宮西地区に弘福寺所領南地区を設定することも、山田郡だけの問題としては処理できなかったであろう。このように、人為的に条里地割を利用して設定された郡領域の背後にいかなる実体的な地域の経営体や政治的支配が存在したのかが、この弘福寺領南地区の分析により検討されねばならない。

**4.3.2.**南地区の経営と耕作者

北地区には三宅すなわち荘所があり、寺領田畠の耕作者である人夫（公民）の居住地が明示されている。しかし、南地区には荘所も人夫の居住地も描かれていない。ところが、南地区にはそれに接して岩田神社と吉国寺があり、これが南地区の経営や耕作者の集落と関係があるとみられる。南地区は、平井出水から導水し、後に池台池が築造されることから明らかなように宮西地区及びその下手すなわち東・北・東北の周辺一帯の水利にとって重要な部分であった。したがって、南地区の耕作者は田図に描かれた地域の東から北にかけて居住していたと想定される。

**4.3.3.**坪４・２と「×××時除」

南地区の坪４・２の西３分の１の150束は、「×××時除」と記されているが。これは、前回の検田の時に荒廃などの事情により田から除外されたことを表示してあると推定される。この部分がもと田（水田）であったことは、無彩であることから推定できる。寺領領域の畠や非耕地であるならば茶褐色顔料が塗られていた筈であるからである。坪４・２の区画は現状では大部分が下池の谷の東側の比高１～２mの段丘上に位置するが、都市計画図によると西北隅の約2.5段程の三角形の土地が約１mの崖で区切られて下池の谷の低地に落ちている。順道図絵によると、この部分は中林中所免第八番下之町の十二番下之町西北之角（下々田）及び十一番（下田）の２反１畝12歩（あるいは２反５畝27歩）に相当する。下池の谷低地の田としての悪条件により荒廃し、「×××時」に貸租対象の田から除外されたのであろう。したがって、「×××

時除」が、前回の検田、すなわち天平元年（己巳、729）班田の際に行われたとすれば、干支表記で「己巳年時除」（あるいは「己巳年定時除」）と記されていたのではないか。

## 5. 山田郡田図による寺領経営の展開

### 5.1.山田郡田図における時間層

山田郡田図は弘福寺僧縁勝が、天平７年に「田図定」の行為により描いたものであるが、そこには次の４つの時間の層が検出される。

［１］天平７年の田図定による耕地等の状況

［２］天平７年の田図定以前の検田における耕地等の状況

南地区の坪４・２の西三分の一の150束は、「×××時除」と記されているが。これは、前回の検田の時に荒廃などの事情により田から除外されたことを示すと考えられる。

［３］天平７年田図定以前の検田の時点からの耕地開発の進展

北地区の今畠墾田・畠成田のような畠墾得とされる耕地は、天平７年検田の前の検田では、今畠墾田は畠であり畠成田は荒廃水田であり、天平７年以前の段階の耕地形態が示されている。また、南地区の今墾は水田地帯の中に残されていた非耕地を水田化したもので、これも、前回の検田の時からの状態の変化を示している。

［４］天平７年田図定以降の田図への加筆

南地区の坪３・４の今墾は、集計記載に計上されていないので、天平７年以降に田図に追記されたものである。この坪３・４の台形部分には非耕地を示す（この場合は後代にサコと称されるような低地）茶褐色顔料の上から開墾を表示する白緑が重ね塗りされているが、これも天平７年以降次の検田・田図定までの間に加えられたものである。同様に、坪１・１と坪１・２の南半分の波状の墨線で区切られた部分も茶褐色顔料の上から白緑が重ね塗りされ非耕地（この場合は後代に畑と称されるような微高地）の耕地化の状態を示しているが、これも南地区の集計に計上されていないので、天平７年以降次の検田・田図定までの間に加えられたものである。現存本は写本ながらそのような田図原本の様態を忠実に模写している。なお、坪１・１は、天平宝字５年の班田で３段40歩の口分田が班給されているが、天平７年段階では田は140束代＝２段288歩しかないから、南３分の２の茶褐色顔料で彩色された非耕地地域が開発されて田となったと考えられる。この南３分の２の非耕地部分の開墾に従事した人夫がそこを天平宝字５年班田で口分田として班給されたとも考えられる。

［５］天平７年田図定以前の検田よりも前の段階

さらに、田図には、田名などに耕地開発進展の様子がうかがえる。それは、坪６・１の造田、坪９・４、坪９・５の畠田などである。これらの地名は、非水田地が水田に開発されたことを示す。従って、次の時間層が検出されるのである。すなわち、以前より畠や非耕地などが水田

化されてきたが、これは天平７年段階における今畠墾田などに見られる畠の墾田化がそれ以前から行われてきた耕地開発の事業の一環であることを示している。なお、畠田における畠からの水田化、造田における水田造成の時期は、寺領占定後かそれ以前かはわからない。

以上を、天平宝字５年班田における寺田の口分田への班給の段階と、天平宝字７年におけるそれらの寺田への返還の段階時間まで含めて時間進行に従って整理すれば、次のように整理できる。また、それを各地片ごとに整理すれば［表20］の如くなる。

０：寺領相当地の開発

１：寺領の占定

南地区・北地区とも既開発の水田を中核とする、８町、12町程度の一円所領の設定

２：和銅２年班田

寺領20町の確認

３：天平７年田図定の前の検田

耕地の開発、荒廃状況の調査、認定

４：天平７年田図定までの間

北地区；畠の田への転換、荒廃田などの畠への転換

南地区；水田地帯中の非水田の水田（今墾）への転換

５：天平７年田図定

天平７年田図定の前の段階以降の耕地開発の調査、認定

６：天平７年田図定以降

南地区；非耕地の部分的耕地化

７：天平宝字５年班田

寺領の一部を公民の口分田として班給

８：天平宝字７年

口分田の寺領への返還

**5.2.**南地区と北地区の田図の差異

次に、今後の考古学的調査・歴史地理学的調査の課題との関係で、南地区と北地区の差異について論点を示しておこう。山田郡田図からみた両地区の相違点は次のようなものである。

①田名の名称が、南地区はほとんど津田であるが、北地区は多様である。

②南地区には今墾があり、丙子年（天平８年）には租を徴収しないとある。これは、天平７年の前の検田の段階では、墾得の田として認定されておらず、天平７年に始めて田として認定されたことを示す。また、南地区には、天平７年田図定以降の非耕地（茶褐色顔料彩色部分）の一部分の耕地開発が行われている。一方、北地区には天平７年田図定で認定された今畠墾田・

| 坪 | 土地の種別 | 田の名称 | 水田開発 | 寺領の占定 | 和銅２年班田 | 天平７年田図定の前の検田 | 天平７年田図定までの間 | 天平７年田図定 | 天平７年田図定以降 | 天平宝字５年班田 | 天平宝字７年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1・1 | 田 | 津田西口・津田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田140束代 | 田の面積拡大 | 3段40歩口分田班給 | 寺田に返還 |
| | 非耕地 | | | 非耕地 | 非耕地 | 非耕地 | 非耕地 | 非耕地360代 | 一部耕地化 | | |
| 1・2 | 田 | 津田・池田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田147束代 | 田 | 1段160歩口分田班給 | 寺田に返還 |
| | 非耕地 | | | 非耕地 | 非耕地 | 非耕地 | 非耕地 | 非耕地353代 | 一部耕地化 | | |
| 2・1 | 田 | 津田・長田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田499～423束代 | 田 | 1段170歩口分田班給 | 寺田に返還 |
| | 今墾 | | | 未墾地 | 未墾地 | 未墾地 | 未墾地 | 今墾の田 | | | |
| 2・2 | 田 | 津田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田490～410束代 | 田 | | |
| | 今墾 | | | 未墾地 | 未墾地 | 未墾地 | 未墾地 | 今墾の田 | | | |
| 2・3 | 田 | 津田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田499～423束代 | 田 | | |
| | 今墾 | | | 未墾地 | 未墾地 | 未墾地 | 未墾地 | 今墾の田 | | | |
| 2・4 | 田 | 津田・池辺田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田400束代 | 田 | 140歩口分田班給 | 寺田に返還 |
| | 薗 | | | 薗 | 薗 | 薗 | 薗 | 薗100代 | 薗 | | |
| 3・2 | 田 | 津田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田１町 | 田 | | |
| 3・3 | 田 | 津田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田１町 | 田 | | |
| 3・4 | 田 | 津田・池口田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田150束代 | 田の面積拡大 | 4段90歩口分田班給 | 寺田に返還 |
| | 非耕地 | | | 非耕地 | 非耕地 | 非耕地 | 非耕地 | 非耕地350束代 | 40～49束代耕地化 | | |
| 4・2 | 田 | 不明 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田150束代 | 田 | | |
| | （不明） | | | | | 350代田から除外 | | 除350代 | | | |
| 4・3 | 田 | 不明 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田499～423束代 | 田 | | |
| | 今墾 | | | 未墾地 | 未墾地 | 未墾地 | 未墾地 | （今墾の田） | | | |
| 5・1 | 田 | 樋蒔田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田１町 | 田 | | |
| 5・2 | 田 | 芽田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田１町 | 田 | | |
| 6・1 | 田 | 造田 | 田の造成 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田450束代 | 田 | | |
| | 畠 | | | 畠 | 畠 | 畠 | 畠 | 畠50束代 | | | |
| 6・2 | 田 | 樋蒔田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田１町 | 田 | | |
| 7・1 | 田 | 屎田・原田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田400束代 | 田 | 2段70歩口分田班給 | 寺田に返還 |
| | 畠 | | | 畠 | 畠 | 畠 | 畠 | 畠100束代 | 畠 | | |
| 7・2 | 田 | 畠田・下原田 | 畠を田へ転換 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田450束代 | 田 | 50歩口分田班給 | 寺田に返還 |
| | 畠 | | | 畠 | 畠 | 畠 | 畠 | 畠50束代 | 畠 | | |

表20　山田郡田図による土地利用の変遷

| 坪 | 土地の種別 | 田の名称 | 水田開発 | 寺領の占定 | 和銅２年班田 | 天平７年田図定の前の検田 | 天平７年田図定までの間 | 天平７年田図定 | 天平７年田図定以降 | 天平宝字５年班田 | 天平宝字７年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7・3 | 田 | 人夫等田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | | |
| 7・4 | 田 | 人夫等田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | | |
| 7・5 | 田 | 人夫等田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | | |
| | 家地 | 人夫等家 | | 家地 | 家地 | 家地 | 家地 | 家地 | 家地 | | |
| 8・1 | 田 | 角道田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田１町 | 田 | | |
| 8・2 | 田 | 佐布田・垣本田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田350束代 | 田 | | |
| | | | | | | | | | | １段170歩口分田班給 | 寺田に返還 |
| | 畠 | | | 畠 | 畠 | 畠 | 畠 | 畠40束代 | 畠 | | |
| | 畠 | | | 畠 | 畠 | 畠 | 畠 | 畠110束代 | 畠 | | |
| 8・3 | 田 | 佐布口田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田10束代 | 田 | | |
| | 人夫田 | | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田 | | |
| | 人夫家 | | | 家地 | 家地 | 家地 | 家地 | 家地 | 家地 | | |
| 8・4 | 田 | 佐布田・圃依田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田70束代 | 田 | | |
| | | | | | | | | | | 田40歩口分田班給 | 寺田に返還 |
| | 畠 | | | 畠 | 畠 | 畠 | 畠 | 畠100束代 | 畠 | | |
| | 人夫等家 | | | 家地 | 家地 | 家地 | 家地 | 家地 | | | |
| 8・5 | 田 | 佐布田・井門田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田87束代 | 田 | | |
| | | | | | | | | | | 田70歩口分田班給 | 寺田に返還 |
| | 畠 | | | | | | | 畠10束代 | 畠 | | |
| | 畠 | | | | | | | 畠90束代 | 畠 | | |
| | 畠成田 | | 田 | | | 荒廃 | 畠に開墾 | 畠成田50束代 | 畠 | | |
| | 家地 | 三宅 | | 家地 | 家地 | 家地 | 家地 | 家地263代 | 家地 | | |
| 9・2 | 田 | 畠田 | 畠を田に転換 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田１町 | 田 | | |
| 9・3 | 田 | 佐布田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田150束代 | 田 | | |
| | 家地 | 人夫等家 | | 家地 | 家地 | 家地 | 家地 | 家地 | | | |
| | 畠 | 人夫等畠 | | 畠 | 畠 | 畠 | 畠 | 畠 | | | |
| 9・4 | 田 | 畠田 | 畠を田に転換 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田110田代 | 田 | | |
| | 今畠墾田 | | | 畠 | 畠 | 畠 | 畠を田に転換 | 今畠墾田150束代 | | | |
| | 畠 | | | | | | 畠 | 畠240束代 | 畠 | | |
| 9・5 | 田 | 畠田 | 畠を田に転換 | 田 | 田 | 田 | 田 | 田490束代 | 田 | | |
| | 畠 | | | 畠 | 畠 | 畠 | 畠 | 畠10束代 | 畠 | | |
| 10・5 | 田 | 柿本田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田１町 | 田 | | |
| 11・5 | 田 | 柿本田・藪田 | | 田 | 田 | 田 | 田 | 田250束代（350代か） | 田 | | |
| | | | | | | | | | | 田70歩口分田班給 | 寺田に返還 |
| | 今畠墾田 | | | 畠 | 畠 | 畠 | 畠を田に転換 | 今畠墾田140束代 | | | |
| | 畠 | | | | | | 畠 | 畠10束代 | 畠 | | |

畠成田がある。しかし、坪の中は、全て田か畠などの耕地開発が済んでおり新規に非耕地から開発された土地はない。これらのことは、南地区の開発が北地区より遅れていたことを示す。
③天平７年段階に、畠は南地区にはなく、北地区にのみある。これは、自然地形に規定されているが、同時に土地利用の二つの類型を示すともいえよう。
④北地区には耕作者の生活空間を示す人夫等の田・畠・家が描かれているが、南地区にはそれらは描かれていない。また、北地区には三宅＝荘所が描かれているが、南地区にはそのような管理施設は描かれていない。このことは、北地区と南地区の経営形態の違い、耕地集合体としての経営体の成立過程の違いを示していよう。

以上のような田図からうかがえる両地区の景観・耕地利用・経営方式の差異が、考古学的調査によりどのように明らかになるかが残された調査課題であろう。

### 5.3.弘福寺所領の水利環境

最後に、今後の研究課題として、弘福寺所領の水利環境の変遷について概略を示し、香川郡・山田郡の郡領域分割、寺領設定と寺領経営などの問題に関係するところを指摘しておこう。

弘福寺所領の北地区比定地は大池とその南の地区、南地区比定地は池台池とその北の地区であるが、この両地区の農業経営を考えるためには、前提作業として水利環境を検討しなければならない。当該地区の水利環境については本報告書において、別に詳細な報告がなされるが、ここでは極く概括的に問題点を延べておこう。

現在、林地区は三郎池土地改良区に属し、かつ香東川水系内においては凡そ第124図に示したような位置にある。また、三郎池土地改良区は、1944年の上林村から下林村南部にかけての地域の陸軍飛行場への接収により幹線水路が付替を余儀なくされ、戦後は第122・123図に示したような内部構造になっている。山田郡田図の南地区も北地区も現在は三郎池土地改良区に包摂されているが、これは17世紀に三郎池が築造され、かつ戦前に三郎池の堰堤の嵩上げ工事が行われて下池・長池にも三郎池の上井幹線から給水されるようになり、さらに陸軍飛行場建設により上井幹線が西に迂回したことによっている。元来、南地区が含まれる宮西地区は西南の香川郡内の水源である平井出水の灌漑地域であった。下池も平井出水を水源とし、長池も下池及びその下流のオコ川と共に、香川郡内の平井出水の本流でもある肥間川出水群の東流を水源としている。また、大池も近世の築造と考えられるが、権藤が明らかにしたように、大池の水源も香川郡内にある。大池及びその南の地域にあたる田図北地区の水利も香川郡を水源とすることは明らかである。

このように、林地区の香川郡との境に接する一帯は、水系上は香東川扇状地の東北方面への旧河道上にあり、元来、三郎池の谷筋の古作川の水利とは関係がなかったのである。しかし、近世における三郎池の水利開発により、三郎池の谷筋の川である古作川流域を灌漑するだけで

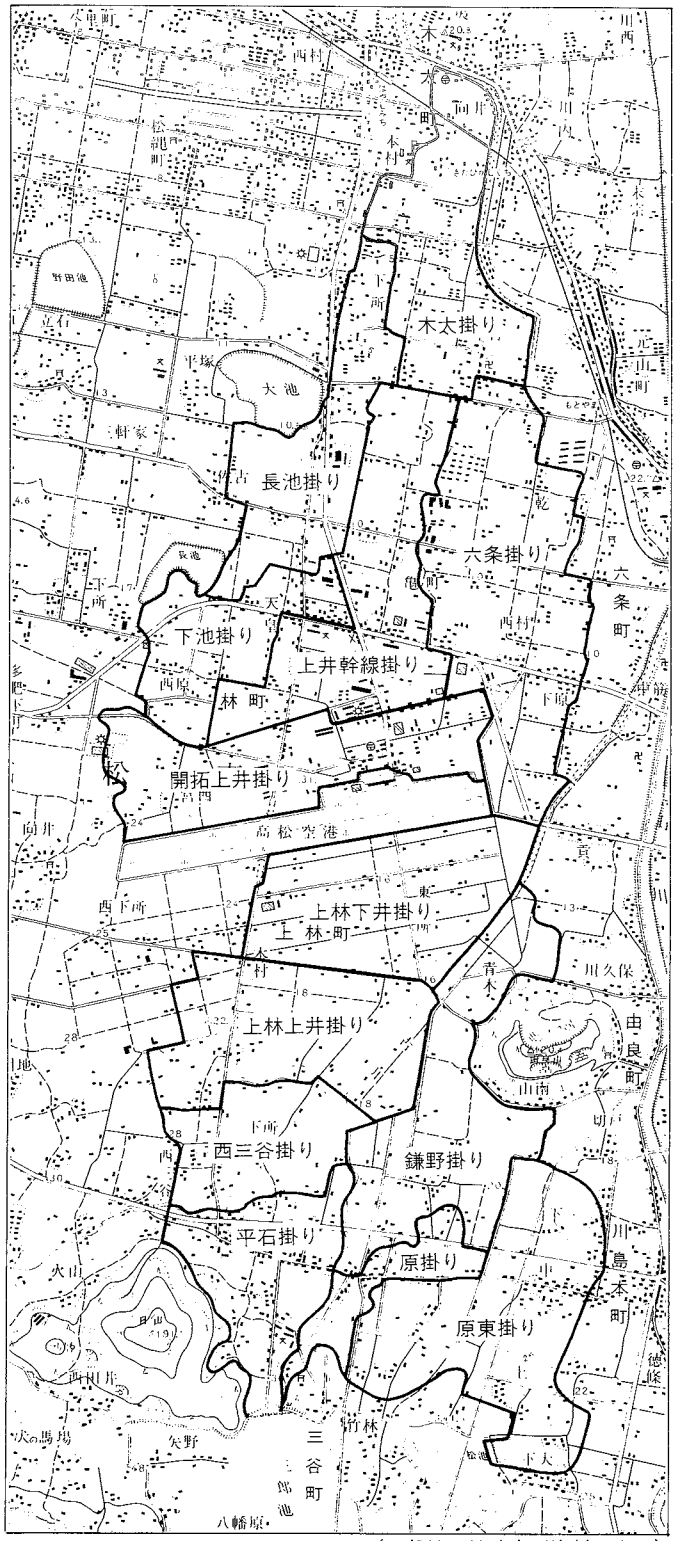


（三郎池土地改良区資料による）

第122図　三郎池土地改良区用水系統区分図

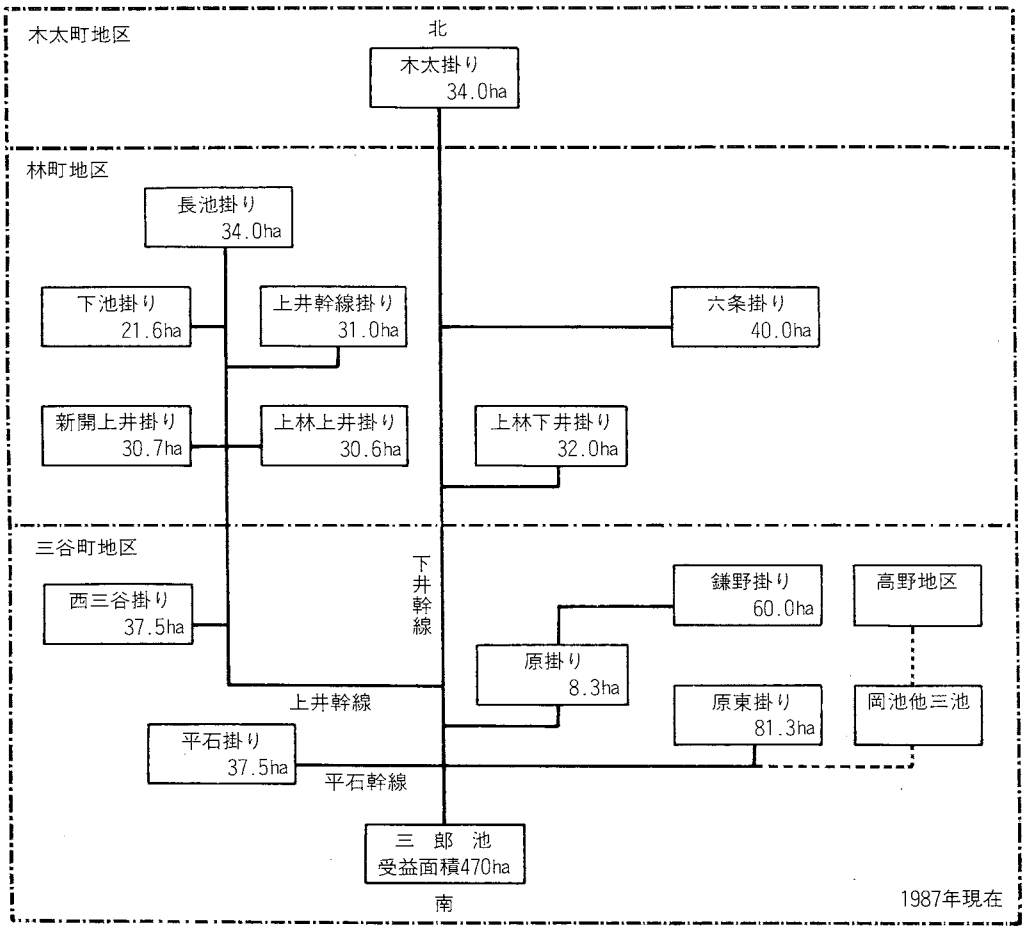


三郎池土地改良区資料による

第123図　三郎池土地改良区用水系統概念図

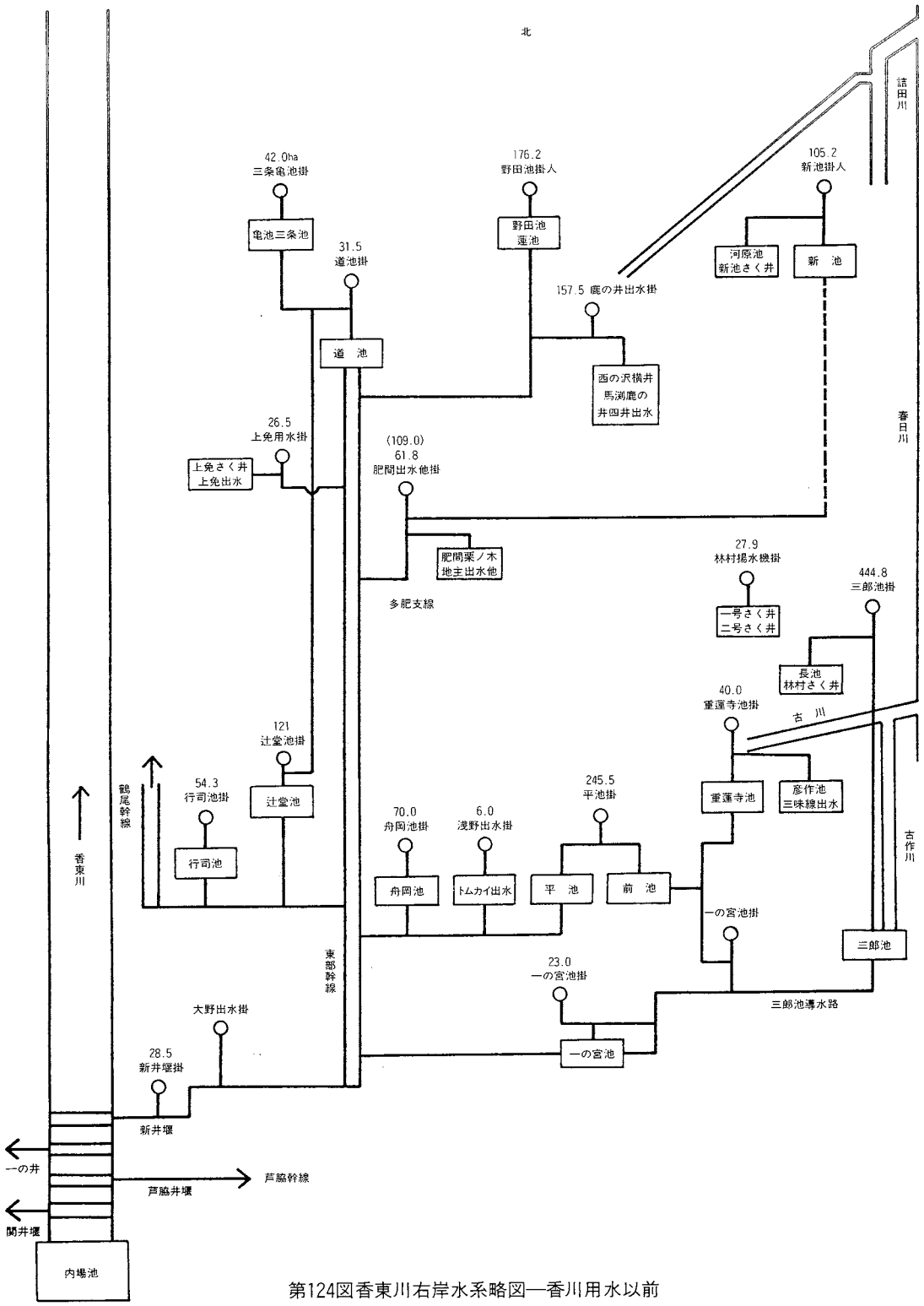


第124図香東川右岸水系略図―香川用水以前
香川用水資料館所蔵「香東川水系現況用水系統横式図」による

なく、上井幹線を古川を懸樋で渡して山田郡の西端に回し、下井幹線も古川を横断して上林地区を南北に縦断させて広く林地区から木太地区まで水を流そうとしたのである。これは、林地区の耕地に水利の安定化をもたらすための工事であった。その結果、土地改良区区画では、山田郡田図の北地区も南地区も三郎池の灌漑地域のように見えるのである。実際、現在は三郎池の水が下池にも来ているが、前述のようにこれは近現代の工事によるものなのである。このように、林地区の水利体系は、17世紀の三郎池築造と近代におけるその水系の改良により、自然地形に規定されてきた古代・中世の水利体系から大きく変化している。しかし、現代においても歴史的な水利系統が重層的に存在しており、それらを時間的に遡行することで中世・古代の水利系統を探ることが可能なのである。

以上のことは、弘福寺所領は山田郡内に所在するが、その歴史的環境、成立事情、経営形態を研究するには、田図に描かれた地域だけでなく広くその周辺地域まで調査しなければならないことを示しているのである。したがって、山田郡田図の調査は、本調査事業で完結するのではないこと、本報告書が全面的な調査の開始点であることを確認しなければならない。

本来ならば、山田郡田図の分析としては、賃租経営の分析、他の荘園経営との比較分析による古代荘園論(あるいは古代大土地所有論)、田図の描画と現実の地形環境・土地利用の関係(荘園図の史料論)などにも論及しなければならなかった。また、順道図絵により、南地区と関連深い高松空港跡地や、北地区の大池南側地区の近世における土地利用の分析も行わねばならなかった。しかし、田図の記載内容に関する客観的な検討の報告、現地比定に関する調査所見を提示することで、今後の研究の基礎データを提示できたことに本稿の意義があるのではないかと考えている。これらの研究課題には次の機会を得て取組みたい。

## 注

(1) 山田郡田図の研究のための最近の基礎資料としては下記のものが上げられる。

① 写真版

1) カラー

1.『香川県史』8古代・中世資料(1986年、香川県)の口絵写真

2.『角川日本地名大辞典』37香川県(1985年、角川書店)の口絵写真

2) モノクロ

1. 石上「山田郡田図の調査」の口絵写真

2.『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』の口絵写真

3) 釈文

1. 石上「山田郡田図の調査」

2. 石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の伝来と研究」(これは1の翻刻の誤記を訂正している)

(2) 山田郡田図の現地比定、古代の拝師（林）郷の歴史的景観の復原のための基礎作業として、林地区で下記の聞取り調査を行った。

第一回聞取り調査

日　時：1988年11月11日

場　所：高松市林出張所

参加者：調査者；石上英一、藤井雄三（高松市教育委員会）、末光甲正

情報提供者；大熊忠臣氏（林町。高松市議会議員）、宮井政雄氏（六条町。旧林村村長）、太田久米太郎氏（林町宮西）、高原カヲル氏（六条町）、真鍋繁子（林町）

第二回聞取り調査

日　時：1989年２月１日

場　所：石見茂太郎氏宅

参加者：調査者；石上英一、末光甲正

情報提供者；石見茂太郎氏（上林町本村）

第三回聞取り調査

日　時：1989年12月14日

場　所：宮井政雄氏宅

参加者：調査者；石上英一、末光甲正

情報提供者；宮井政雄氏（六条町）

第四回聞取り調査

日　時：1990年１月30日

場　所：高松市林出張所

参加者：調査者；石上英一、末光甲正

情報提供者；太田久米太郎氏（林町宮西）

聞取り調査の引用は「（某年、某氏談）」、「（某氏談）」のように記す。なお、末光甲正氏は、1988年度から「弘福寺領田図関連聞取り」調査を継続し纏めている。末光氏は宮井・太田・大熊氏からも聞取りをしている。末光氏の聞取り調査の報告はいずれ概報Ⅳ発表されるであろうが、上林城・城井、「なわすじ」などについては、一部、未発表の「弘福寺領田図関連聞取り」を利用させていただいた。末光「弘福寺領田図関連聞取り」からの引用は「末光聞取り調査」と明記した。

(3) 1988年10月８日の高松市文化講演会での石上の報告「山田郡田図と古代の高松」で配付した説明資料の「山田郡条里と弘福寺所領の比定地案」は吉国寺・東岡寺山の位置を誤って比定していた。本報告のように訂正する（吉国寺については後述）。

(4) 陸軍飛行場建設工事の設計計画や土木工事の詳細は軍関係の事業のために不明であるが、『林村史』には土木工事の様子について、「麦は大分成長して大きくなっていたがそのまま地ならしが始められた」、「手押車とトロが最上でほとんど人力に依存したのでなかなか工事は進まなかった」、「資材難のためコンクリート舗装はされず表面にバラスを入れてローラーで締めただけに終った」（130頁）、「地域内に多数の塚があったが、

西の方が高いため、東の方へ運んだ。塚その他土中からの出土品はあまり見るべきものがなかった」(125頁)と記載されている。しかしながら、幸いなことに工事が簡略であったために、空中写真によって、陸軍飛行場地域内には埋没条里地割りが観察されている（高橋学「高松平野の地形環境分析」III『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』II）ので、香川県教育委員会による空港跡地の考古学的調査が期待される。

(5) 林地区の宮井政雄・太田久米太郎・石見茂太郎氏等は、陸軍飛行場への接収、戦後の開放・開拓の当事者として、陸軍飛行場地域の資料保存、旧状の復元の検討に努力されている。その成果に期待したい。なお、宮井政雄「高松飛行場物語」1～5（『福祉はやし』7～11号、林地区社会福祉協議会、1987年3月～1989年3月、）参照。

(6) 宮井政雄氏所蔵の林地区の地籍図（旧林村所蔵の地籍図の写し）は、下記のごとくである。

山田郡上林村字切図　10葉（明治21年（1888）12月作成、同24年調整）

| | | |
|---|---|---|
| 第壱号　字青木切図 | 第弐号　字河向イ切図 | 第三号　字竹部切図 |
| 第四号　字高須切図 | 第五号　字佐道切図 | 第六号　字横田切図 |
| 第七号　字本村切図 | 第八号　字畑ヶ切図 | 第九号　字仁池添切図 |
| 第拾号　字野村切図 | | |

山田郡下林村字切図　20葉（作成年紀なし）

| | | |
|---|---|---|
| 第壱号　字宮西切図 | 第弐号　字松生切図 | 第三号　字中林切図 |
| 第四号　字青木切図 | 第五号　字大井切図 | 第六号　字平野切図 |
| 第七号　字一角切図 | 第八号　字下池切図 | 第九号　字西原切図 |
| 第拾号　字天皇切図 | 第拾壱号　字宗高切図 | 第拾弐号　字亀ノ町切図 |
| 第拾三号　字三ッ股切図 | 第拾四号　字青塚切図 | 第拾五号　字坊城切図 |
| 第拾六号　字松ノ木切図 | 第拾七号　字長池切図 | 第拾八号　字平塚切図 |
| 第拾九号　字浴切図 | 第廿号　字下所切図 | |

山田郡六条村字切図　13葉（作成年紀なし）

| | | |
|---|---|---|
| 第壱号　字上川東切図 | 第弐号　字下川東切図 | 第三号　字中筋切図 |
| 第四号　字貢切図 | 第五号　字上青木切図 | 第六号　字下青木切図 |
| 第七号　字下処切図 | 第八号　字下り原切図 | 第九号　字西原切図 |
| 第拾号　字上川西切図 | 第拾壱号　字下川西切図 | 第拾弐号　字上処切図 |
| 第拾三号　字乾切図 | | |

高松市役所の総務部固定資産税課には、旧林村管内の陸軍飛行場建設以前の状況を記載している地籍図としては下林と六条の分があるのみで、上林の分はない。また、上林・下林・六条の大字ごとの全図が旧林村役場にはあり、高松市への合併の際に移管した。しかし、宮井氏らが後にそれらを高松市の倉庫で探したところ、表紙のみ残り図面は紛失していた（1988･1989年、宮井氏談）。河野家には、以前にはもっと古い図面があり、古い地名も書かれていた（1989年、宮井氏談。順道図絵のことか）。

(7) 「岩田八幡宮由緒書」の記事は次のように整理できる。

①岩田神社の神

②延喜15年（915）　観賢、讃岐の疱瘡流行にあたり「玉藻寄洲岩清水香於類川東乃岸早瀬乃岡」に岩田神社を創祀し、その傍らに蓮華三昧院を建立する。

③元暦元年（1184）　故讃岐大守尾後左衛門基明、西海での平氏追討に参加の際に岩田神社に祈る。〔故讃岐大守尾後左衛門基明は、後藤左衛門尉基清の誤りで、基清は正治元年（1299）まで讃岐守護であった。元暦元年9月9日の讃岐国御家人へ西海合戦への参加を命じる下文（吾妻鏡）と、讃岐守護基明を合わせて作られた記事であろう〕

④文治2年（1186）5月　平氏追討に加わった基明、岩田神社に神田等を寄進する。

⑤永享5年（1433）3月　細川勝元、林入道宗宣と安富山城守盛保とに命じて岩田神社に八幡神像を安置し神田を寄進し、祭式を定め、あわせて蓮華三昧院を修造し、高木坊・東岡寺・青蓮坊を造る。この時、神内の吉国寺に属することになる。〔細川勝元は永享2年（1430）生、文明5年（1473）没であるから年代が合わない。勝元の先代は持之（嘉吉2年（1442）没）で、同年勝元が讃岐・伊予・阿波の守護となる。長禄4年（1460）田村神社壁書は、細川勝元が発給した文書であるが、奉行安富筑後入道智安・社家奉行安富山城守盛長・社家奉行林三河入道宗宣・社家奉行安富左京亮盛保が連署している。勝元による寄進・造営があったとすれば、嘉吉2年より後のことか〕

⑥戦国時代　岩田神社・蓮華三昧院は廃滅し、跡を残すばかりになる。

⑦天正10年（1582）　神内の吉国寺が焼亡したので、蓮華三昧院の院主弘朝が寺地を吉国寺の宥典に譲り、蓮華三昧院は吉国寺と寺号を改める。

⑧慶長16年（1611）　高松藩主生駒正俊、岩田神社に神田を寄進する。

⑨寛永12年（1635）　神内の吉国寺の跡に神内池を築く。

⑩万治2年（1659）　吉国寺が、大覚寺の末寺となる。

⑪高松藩主松平頼重、岩田神社に神田を寄進する。

以下、略す。

(8)　山田俊雄「正大寺物語」（『福祉はやし』3号、林地区社会福祉協議会、1985年3月）は、正大寺（現在は岩田神社跡のすぐ東に所在する）の旧地は「早瀬の岡」であるとの伝承について、「その当時の林の様子と言えば、郷東川を水源にして、東に流れる相当な大河が、上林を西から東に流れていたようで、現在、田の中で砂利を採取している西下所から東へは、いくら掘っても掘っても、丸い川石が何メートルも深く堆積している。その流れの処が俗に言う出水となって、飛行場になるまで西下所、本村、西中林、東中林、亀ノ町と点々と続いて、最後は春日川へ合流したものと考えられる。この川のほとりに小高い岡があって、川の早瀬に近いところから早瀬の岡と言われ」たと述べている。ここで言われている「東に流れる相当な大河」とは、高橋学「高松平野の地形環境分析」III（『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』II）の図〔条里地割りと微地形〕に示されている上林を東北流する旧河道の跡に相当すると思われるが、歴史時代には地表面に表れている大きな河流はなかったと考えられるから、この旧河道を早瀬と考えることができるかはなお検討を要する。岩田神社の所在地を由緒書の「早瀬乃岡」とすれば、上林に「早瀬乃岡」があったと考える必要はなくなるのではないか。

(9)　下林の中央には西南から東北に向う、香東川扇状地の旧河道がある（高橋学「高松平野の地形環境分析」

III（『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』II）の図〔条里地割りと微地形〕）。この旧河道を肥間川下流旧河道と仮に称しておこう。肥間川下流旧河道は、上多肥の肥間川（『多肥郷土誌』上では、肥間川凹窪帯と称されている）の下流に相当し、現在の水利関係の地形と合わせて説明すれば次にように表現できる（林・多肥の水利系統については、権藤典明「水利の概況」（『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』）〔多肥下町周辺出水掛り図〕・権藤典明「下多肥地区の水利概況と明治17年地籍図」（『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』II）参照）。肥間川下流旧河道は、肥間川出水の北東の地点から、東の平井出水を経由して下池の谷へと流下する東の河道と、栗ノ木出水（平井出水の西南）を経由して長池の方面に流下する西の河道に分れ、長池で合流したのち、東北流し、大池の南の地点で東北の亀池の方の河道と、西北の大池の方の河道に分れる。この肥間川下流旧河道の上に、現在は、下池・長池・大池・亀池が点在している。また、下池の北から長池の東を通過し、林道（木太から旧飛行場に至る南北道）を越えて三郎池下井幹線に注ぐ排水路はオコ川（小古川、三郎池土地改良区所蔵「三郎池土地改良区管内主要幹線図」）、大古川・奥々川・オオコ川（「民俗調査について」『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』、49・53頁）とも記載される。下林中所免に奥ノ川の小字がある（同、54頁。『東讃郡村免名録』による）。このオコ川は肥間川下流旧河道の跡の水流である。

(10) 岩田神社、吉国寺を描いた絵には、右下に「滄溟」の落款があり、奇しくも後、明治15年（1882）に山田郡田図を入手した松岡調の作画であることがわかる。

(11) 岩田神社と吉国寺跡に関する聞取り調査の要点を記しておく。

陸軍飛行場建設の際に岩田神社は土を盛っても土を取ってもいない、木の根っこが残っていた（1989年、太田氏談）。中林には天神・毘沙門・楠に塚が残っていたが、楠は大正年間に岩田神社に合祀し、あとの塚は残っていたが開墾した（1989年、宮井氏談）。

吉国寺の跡は岩田神社の東南、馬場の東で、吉岡家（岩田神社神主）があり、敷地の北西隅に直角に土塀（築地塀）が残っていたが、堂の跡は残っていなかった（1988年、太田氏談。1990年、太田氏談）。鐘は山田庵（山田説教所）に移転してあり、飛行場になるまであった（1990年、太田氏談）。瓦が吉国寺の跡から出土したとの話は知らない（1990年、太田氏談）。吉国寺跡には楠と大きな松並木があった（1990年、太田氏談）。

岩田神社の参道には松並木があり、その中間に鳥居があった（1988年、太田氏談）。

馬場の南端の御旅所（御輿休）には石で囲ったところがあり、東から西に向いて段がついていた（1990年、太田氏談）。御旅所は田の中で少し高くなっていた（1988年、太田氏談）。

# 第３節　水利と民俗

## １．高松藩領平井出水の水論について

木　原　溥　幸

### はじめに

讃岐国は降雨量が少なく、古くから水不足に悩まされてきた地域であったが、とくに近世は米を中心とする石高制社会であるところから、米の生産に不可欠の灌漑用水の確保が他の地域に増して重要な課題となった。近世初期に満濃池を始めとして多くの大きな溜池が築造されたのは、その解決のためであった。これらの溜池とは別に、河川の流域では井関による川水の利用が図られたが、一方出水による用水の確保も行われた。

溜池・井関・出水による灌漑用水の利用をめぐって、水掛り農民らの利害がからんで水の確保のための争い、いわゆる水論が各地で起った。たとえば、宝暦11年（1761）から天明２年（1782）にかけての鵜足郡土器川の西小川村の剣来ヶ端から、那珂郡郡家村の宝幢寺池への取水をめぐる両村農民の争い(1)、文政２年（1819）と天保10年（1839）に同じく土器川からの取水に関する、鵜足郡の岡田四カ村の打越池と東高篠村の羽間大池への貯水をめぐる争い(2)、安政２年（1855）の鵜足郡岡田上村の打越下池をめぐる岡田東村・栗熊西村と岡田上村・同西村の衝突(3)、寛政２年（1790）に起り、以後天保14年にかけて香東川を挟んでの、芦脇井関をめぐる香川郡東の岡村・由佐村・横井村と川東上村・川東下村の争い(4)などが史料的に確認できる。

出水をめぐる争いについては殆んど知られていないが、本稿で述べる香川郡東の高松平野のほぼ中央に位置する平井出水の水論の概要と(5)、同郡鹿ノ井出水に関する農民の嘆願書が紹介されている(6)。幸いに平井出水をめぐる水論についての史料を調査することができたので、本稿では天保４年の平井出水の水論の具体的内容や経過について詳しく紹介し、その水論をめぐる歴史的背景や特徴などについて考えてみたい。

### １．上多肥村平井出水と下林村

高松平野南部の川東から北へ、大野、寺井、百相、三名、出作、多肥、林、太田、鹿角、伏石、松縄と、ほぼ直線状の地域にかけて、出水が多く分布している。これらの一帯は旧河道に当るのではないかといわれ、その伏流水が出水となっていると考えられている。平井出水は香川郡東の上多肥村にあるが、その水掛りは殆んどが東隣郡の山田郡の下林村であった。宝暦５年（1755）当時に多肥村の溜池・出水とその水掛りは表21のとおりである(7)。表中の花泉出水を下林村では平井出水と呼んでいた。

| 水　　源 | 水　掛　高 | |
|---|---|---|
| 横市池 | 17石５斗８升８合 | |
| 十蓮寺池 | 1141．８．５．４． | 内､700石 8斗 5升 4合・上多肥、 440石・山田郡三谷上林両村掛 |
| 地王出水 | 62．６．２．４． | 内、 7石 5斗・上多肥、55石 1斗 2升 4合・下多肥 |
| 花泉 | 15．９．５．０． | |
| 新出水 | 肥間出水持加 | |
| 行泉坊出水 | 193．８．１．１． | 内、93石 5斗7 合・上多肥、 100石 3斗 4合・下多肥 |
| 波羅井出水 | （行泉坊出水之加） | |
| 小桜井出水 | 十蓮寺池持加 | |
| 桜井出水 | 山田郡上林村之掛 | |
| 肥間出水 | 232．９．７．３． | 内、 128石 5斗 9升 4合・上多肥、 104石 3斗 7升 9合・下多肥 |
| 内井出水 | 肥間出水持加 | |
| 莚渕出水 | 右同 | |
| 新出水 | 十蓮寺池持加 | |
| 八十場出水 | 右同 | |

「池泉合符録」（『香川県史・近世史料Ⅱ』）より。

表21　上多肥村の水源と水掛高

宝暦９年に香川郡東大政所（大庄屋のこと）に出された次の史料によると[8]、この年に藩庁では花泉出水を平井出水と呼ぶことに統一しているのがわかる。

大政所　　寺島彦右衛門

其方支配郡上多肥村ニ在之候平井出水、香川ゟハ花泉出水と申、山田郡ゟハ平井出水と申呼、壱ケ所ニ二名在之候、此度之通出入等ニ相成候節ハ、双方ゟ申出二名ニ相唱申ニ付、紛敷相聞候、右出水山田郡ハ余慶之水掛り、其郡江ハ少分之水掛ニ付、依之前々ゟ山田郡御普請方ゟ、右出水堀浚致来候、右出水之名御普請方へ相尋候所、平井出水と申唱候由申出候間、旁以此度相改平井出水と相極候間、其郡水掛之百姓共并村役人へも、自今以後平井出水と相唱可申候、何れも左様ニ相心得水掛之者ニも此段急度可申付候

平井出水とした理由は「山田郡ハ余慶之水掛り、其郡（香川郡東のこと）江ハ少分之水掛」ということであったが、表21をみても花泉出水の上多肥村の水掛りは15石９斗５升と少ないのがわかる。平井出水の水掛りの内訳は表22のとおりであった。下林村が147石７斗８升５合と圧倒的に多い。

| 平井出水（香川郡東上多肥村上所免） |
| --- |
| 1ヶ所・横 3間半、立 8間、深 5尺 |
| 此の水掛り高 |
| 15石 9斗 5升 ・上多肥村 |
| 147石 7斗 8升 5合・下林村 |
| 1石 8斗 ・社領 |
| 計 165石 5斗 3升 5合 |

前出「平井出水取遣一件」より。
表22　平井出水掛り高

花泉出水と平井出水との関係を述べたものに次の史料がある[9]。

一躰右（平井出水のこと）井坪辺ニ先年浄願寺と申候寺院御座候而、同寺之仏花ヲ灌キ候泉水ニ而御座候処、同寺ハ当時之御菩提所へ引候と哉、又ハ別寺ニ而潰レ候義ニ御座候哉、何様井坪計残り候ニ付、花泉と唱上多肥村之用水ニ仕候由申伝へ、則順道帳之□ニも浄願寺と有之、井坪北手ニ而寺屋□と申伝、寺跡と相見へ候場所御座候、下林村之用水平井出水と申ハ、花泉出水之側（カ）流レ続ニ而、上多肥村氏宮之乾ニ当、旱魃ニも干水不仕井坪御座候、依之ハ当時之入割場所ハ、井坪も小ク全上多肥村計之水掛りニ而御座候、尤只今平井と一流レニ相成打込ニ相成居申候而、（下略）

これによると、もともと花泉出水と平井出水は別のものであったというが、はっきりしたことは今のところ明らかでない。

平井出水が下林村にとって重要であったのは、「平井出水之義下林村ニ者殊外為ニ相成候出水御座候、其義ハ於村方ニ池三ケ所何れも皆掛井手無之候池ニ而、外々流水者一向無之土地柄ニ而、村之西南角高キ所ニ有之故村中流渡、夏者不及申、春者第一苗代水ニ仕、冬ハ右三ケ所之池江取溜置」とあることからもわかる[10]。つまり下林村には池大池・下池・長池の三つの池があるが、これらは他から水を引いてくる掛井手のない池のため水量が少なく、冬には平井出水の水をこれらの池へ取り溜めていた。

近世後期の下林村の水源とその水掛高を整理したのが表23である。下林村の最大の水源は三谷村の三谷大池（三郎池のことであろう）井手からの1055石であった。出水の中では平井出水からの147石余が最も多い水掛りであったが、先の引用史料にあったように冬には平井出水の水を三カ所の池に溜めているのであり、表中の水掛高だけが平井出水からの水ではなかったことに注意しなければならない。下林村には三谷大池井手や上多肥村の平井出水のほか、上林村の城ノ井出水、太田村の鹿ノ井出水などの下林村以外の村にある水源の水掛高が多く、他村からの用水に依存する度合が大きかったのである。なお近世後期の天保末頃の下林村の村高は1818石１斗３合であった[11]。

| 水　源 | 水　掛　高 | |
|---|---|---|
| 池大池 | 94石 3斗 4升 2合・下林村<br>5石　・田村社領<br>3石 3斗 4升 6合・上林村 | 102石 6斗 8升 8合 |
| 下池 | 217石 3斗 9升 4合 | |
| 長池 | 216石 2斗 2升 3合 | |
| 三谷大池井手（三谷村） | 213石　・三谷村<br>384石 9斗 9升 8合・上林村<br>1055石　・下林村 | |
| 鹿ノ井出水（太田村） | 19石 9斗 6升 1合 | |
| 平井出水（上多肥村） | 15石 9斗 5升　・上多肥村<br>147石 7斗 8升 5合・下林村<br>1石 8斗　・同村社領 | 165石 5斗 3升 5合 |
| 城ノ井出水（上林村） | 34石 8斗 5升 4合・上林村<br>31石 8斗 6升 1合・下林村 | 66石 7斗 1升 5合 |
| 永井出水（下林村） | 11石 5斗　・下林村 | |
| 大井出水（下林村） | 57石 3斗 7升 1合・下林村 | |
| 永泉出水（下林村） | 57石 3斗 7升　・下林村 | |
| 大屋敷栗夏出水（下林村） | 13石　・下林村 | |
| 麦塚出水（下林村） | 1石 1斗 9升 6合・下林村 | |
| 房城出水（下林村） | 1石 7斗 7升 7合・下林村 | |
| 内井１ヶ所 | 此水三谷井手落入 | |
| 坪井１ヶ所 | 同上 | |
| 穴田出水 | 同上 | |

「山田郡村々池帳」（川原家文書）より。

表23　近世後期の下林村の水源と水掛高

このように下林村にとって平井出水は灌漑用水としての重要性が高かったが、平井出水が隣接するとはいえ他村にあり、しかも農村支配行政区域としての郡も異にしているというように、平井出水と下林村は非常に特殊な関係にあった。隣村でしかも他郡に属し、平井出水への依存が高いということは、上多肥村からみると、時には下林村が平井出水の「深堀」によって「用水を掠取候底意」であるというような意識を生むことにもなっていた(12)。以下平井出水の宝暦9年の事件を先ず紹介し、次いで天保4年に始まる「入割」について詳述する。

## 2．宝暦9年の「打擲」事件

平井出水のある上多肥村の平太夫が、平井出水の「堀浚」の人足としてきていた水掛りの下林村の常右衛門と七右衛門を、「打擲」するという事件が宝暦9年（1759）に起った。原因は平太夫の田地の端の石塚に、近くの平井出水から浚えた石や砂を運びこんだことにあった。この石塚はこれ以前から平井出水の浚石などを運んでいたが、この年に「右石塚ニ浚土置せ申間敷由、其村（上多肥村のこと）組頭四郎右衛門ニ而訴出」ていたからであった(13)。

この事件のいきさつ等を示しているのが、次の史料である(14)。参考までに示しておく。

…宝暦九卯年上多肥村百姓平太夫、同地端石塚へ平井出水浚上指置候義断申出、否無之内浚土運ヒ参候人足共ヲ打擲仕、正気ヲ失ヒ痛所強、今以全快不仕候程之義、尚又右石塚ハ無年貢之土地ニ候間、右申出難承届候、且為過料鐚五貫文為差出、医師之薬礼等も可仕、自今以後かさつ成義於在之ハ、屹度仕置可申付旨平太夫へ被仰付候、尚又上多肥村庄屋兼帯大庄屋滝権兵衛、同村与(組)頭四郎右衛門共、右取計方不届之由ニ而御呵追込被仰付候、其趣意承伝居申候ハ、平太夫同地端石塚へ平井出水浚土置せ呉候様、下林村ゟ被相頼候而年々置せ候義ニ付、其度毎挨拶等御座候所、自然無其義も相成候ニ付而ハ、定り候土置場之様申成され候而ハ迷惑仕候義と奉存、土置候義断申出候所、否無之内人足共浚土運ヒ参候ニ付、兼而断申在之趣申聞候所、一旦ハ早速引払間も無ク立帰り運ニ参居申候ニ付、平太夫義人足共之先キへ指塞り、棒ヲとらへ候得者即打擲仕候処、（下略）

当時平井出水の浚は、「右（平井）出水ハ拾年已前午(寛延3)年入割ニ相成、翌未申年両年ハ香川(東脱)山田両郡之大政所立合ニ而堀浚被仰付、酉年ゟ香川(東脱)郡下多肥・上多肥、山田郡下林三ケ村之組頭出合、御堀浚請来候」とあるように(15)、香川郡東・山田郡の大政所、上多肥村・下多肥村・下林村三か村の組頭立合の下に、堀浚が行われることになっていた。引用史料に宝暦9年より「拾年已前」に「入割」があったとしているが、別の史料には「九年以前未(宝暦元)年右平井出水之側ニ小屋一筋隔、古来出水様之由□新

規之出水ヲ上多肥村百姓共堀掛在之候ニ付、平井出水之障ニ相成候間、旁以堀浚も難相成由、平井出水掛之者共ゟ訴出候間、其節両郡之御代官中同御普請奉行中両人、郷吟味中、両郡大政所、村役人共双方出合致見分候所、右上場所無之ニ付、近辺之空地石塚等ニ浚土指置候様申付候、幷堀掛候出水ヲも早速埋せ候様是又申付候、（下略）

つまり平井出水の近くに新しく出水を上多肥村の農民が掘ろうとしたため、平井出水掛りの者（下林村の農民であろう）が訴え出た時に、近くの空地や石塚へ平井出水の「浚土」を運ぶことと、新たに出水を掘ることの中止が決まったという。この時から平太夫の田地の石塚へ浚え石などを運ぶようになったのであろう。ただし別の史料には「何拾年来石土置来候石塚」ともあり[17]、宝暦元年以前からであったのかもしれない。

平太夫がそれまでの慣習を破って、「当年ゟ石土取捨申間敷様ニ」と申し出たのは何故なのか明らかでないが、上多肥村の組頭文八が「向後石塚へ浚え石土置候事無用ニいたし、痛人も下林へ引取申候而、其上内済之取計」をしたいといっていることから考えると[18]、平太夫の全く個人的な要望ではなく、上多肥村としてもそれを了解していたのではないかと思われる。結局、「石塚者検地之外、無年貢之土地ニ候得ハ、平太夫申出候迚も承届不申筈」として[19]、平太夫と上多肥村組頭四郎右衛門、香川郡東の大政所滝権兵衛が処分されている。

### 3．天保四年の「入割」

平井出水の堀浚をめぐって、宝暦９年から70年余後の天保４年（1833）に、香川郡東の上多肥・下多肥両村と山田郡下林村の間で争いが起った。宝暦９年以後の平井出水の浚えの時の状況は次のようになっていた[20]。

一香川郡(東脱)上多肥村ニ有之平井出水浚之義、六七拾年以前争論御座候由、右ニ付只今ニ至迄毎歳郷役所御出役被下、幷御普請方不及申、両郡庄屋衆中御立合、井口ニ御役所ヲ立御立合被下、浚仕候程之大切之浚場所ニ而、人夫弐拾人被仰付、随分念ヲ入浚来り居申候処、近来次第ニ振合相違、上多肥大(ママ)庄屋様始め与(組)頭幷ニ下多肥村与(組)頭中迄、皆々御揃浚場所江入込、何分浚過様ニ申立、浮草浮石之外、決而浚申間敷ト厳敷申付候間、（下略）

郷役所役人、普請方役人、両郡の関係庄屋が立ち合って人夫20人で慎重に浚えてきたが、近年には上多肥村の庄屋（香川郡東大庄屋の兼帯）・組頭や下多肥村の組頭までが立ち合って、「浮草浮石之外決而浚申間敷」と、厳しく監視されるようになっていた。なお次に引用する上多肥・下多肥両村庄屋の「口上書」には、上多肥村・下多肥村と下林村の村役人は残らず立ち会ったとしている。いうまでもなく浚人足は下林村の農民であった。

争いの発端は「去夏（天保４年のこと）浚之節最早人足共上り可然段、御普請方ゟ被仰聞候所、多数彼是騒キ候義ニ付、得聞取不申、壱弐荷だけ掻上ケ候段不埒之由、香川郡(東脱)ヨリ被仰」と

あるように[21]、浚を終了するとの合図があったにもかかわらず、下林村の浚人足がそれ以後も浚を行ったということにあった。

この「入割」の背景には、平井出水の浚をめぐっての対立があった。その対立の内容を知るために、下林村と対立する立場にある上多肥・下多肥両村の意見を次に紹介しておこう[22]。なお下多肥村は上多肥村にある波羅井出水・行泉坊出水の水掛りであったため、平井出水とも関係があった。

口　上

一私共支配上多肥・下多肥両村用水、上多肥村ニ御座候波羅井出水幷行泉坊出水と申候ハ、山田郡下林村用水、上多肥村ニ御座候平井出水ゟ少シ南西手ニ御座候、右両出水井手平井出水西、道一筋隔流付居申候、此井手筋井坪共平井出水ゟハ土地高ク御座候ニ付、平井出水深堀仕候時ハ、波羅井・行泉坊出水気引取られ、甚難渋仕候ニ付、右平井出水年々浮草浮石計浚候様相成居申候、猶右浚之節ハ香川御役所ゟ御出役在之、上多肥・下多肥村役人とも不残出合申候義ニ御座候、且下林村ゟも村役人不残、幷御普請方人遣□三人人足四拾人[23]召連罷越、浚仕せ申候義ニ御座候、然ル所人足共格別出情仕、浮草浮石而已ならす、自然底堀仕候様相成候ニ付、最早浚方指（カ）留候様下林村役人江掛合候内、暫時ニ深堀仕迷惑之次第、別而当年（天保４）浚之節、上多肥・下多肥村役人幷御出役大庭勝之丞殿ゟも、下林村庄屋代役大内伊平江最早もっこう上ケさせ候様掛合候所、承知ニ而人遣江其旨伊平ゟ申通、一統もっこう上ケさせ候所、人足壱人もっこう入候様子ニ付、人遣佐五郎ゟ厳敷申聞候者、其もっこう如何ニ而入候哉、決而不相成旨大音ニ而甚敷申聞候得共、一向聞入不申、尚又井坪ニ居申候人足壱人、其もっこう早ク指越せと呼り、一向右佐五郎申聞取用不申、石砂入かき出シ申候、右様御出役幷御普請方申聞ヲ相背キ候段、御上ヲも蔑ニ仕候道理、不届之次第ニ奉存候、依之右人足名前承度旨掛合候所、多人数之事故難相別候間、何分当年之所ハ其儘ニ而内済ニ仕呉候得ハ、来年ゟハ不束之義無之様仕せ可申旨、押寄申述候ニ付、左候得ハ来年ゟ之〆り方へ形付候得ハ、様子ニ寄当年之所ハ其儘ニ用捨仕可申哉と、色々申談候得共、一向其所ハ相談ニ相成不申候ニ付、何分右人足名前承度旨掛合之所、一通り尋候得共、一向難相別旨申答ニ御座候、如何様之多人数迚も右御法外成次第仕候者、屹度逐吟味候得ハ難別筈ハ無之義と奉存候、一躰右出水縁山崩等出来候所ニ而も無御座、又大川ニ而も引請石砂押込候所ニ而も無御座、全平地之義ニ御座候所、毎歳之浚故一通り浚ニ而も、自然深堀ニも可相成次第御座候所、人足共殊之外浚方相励、年々深堀ニ相成申候、依之既ニ石垣根石出居申候程之義ニ御座候、其（カ）所ハ御出役人中及□之義ニ御座候、右ニ付波羅井・行泉坊出水掛上多肥・下多肥百姓共、毎度憤り居申義ニ御座候間、此段御賢察之上宜被仰付可被下候、以上

己　　香川郡東下多肥村庄屋

四月　　三好秀之進

同郡上多肥村庄屋兼帯

喜多辰蔵

長文の引用になったが、この史料からもわかるように、争いの発端は浚の終了後にも下林村の人足が石砂をかき出したという点にある。しかしこれにまつわっていくつかの問題があった。これを整理すると次の諸点になろう。

①上多肥村にある波羅井出水・行泉坊出水が平井出水の深浚によって影響を受けていること。

②これまでも深浚が行われていたが、今回は人遣（普請現場で作業を指揮するもの）の佐五郎が大声で指示したのに、これを無視して石砂をかき出したこと。

③深浚をした人足の名前を下林村がはっきりさせないこと。

④平井出水は平地にあるので石砂が流れ込むところではないのに、毎年浚をしているため「石垣根石」が出てきていること。

これに対し下林村庄屋大内六左衛門は、①については「元来平井出水之筋と上手之出水とは水筋違候哉、平井出水ハ暑寒旱魃ニも出水不相更、上手之出水ハ冬春ハ出水少流□シ相見申」と、波羅出水・行泉坊出水とは水源が異っているという。②については「香川郡(東)ゟもはや浚も宜相見候間、人足上ケ候而可然段被申候ニ付、早速与(カ)頭ヲ以御普請方へ申達シ、人遣之者其段人足江申聞候得ハ、掻集御座候石砂荷出」しただけであり、故意に掻き出したわけではないという。

③についても「彼是相尋候而も相別り不申…何れ人足共之義ニ御座候得ハ御用捨被下候様、村役人始人遣之者迄御挨拶申上、御別り申候義ニ付、もはや相済候事ニ相心得居申」と、人足名は不明であり、この件はもう解決ずみと了解していたといっている。④については「石垣ハもはや七八拾年ニも相成候哉、洪水ニ崩込候所、村方ニハ存知不申、翌春承り難捨置御願可申上と奉存、組頭共見分ニ指出候所、香川郡(東)ゟ築立御座候由」と、「石垣根石」は洪水に際して香川郡東の方から築いたものであり、深浚の結果あらわれてきたのではないという(24)。

このように上多肥・下多肥両村と下林村の見解は対立したままであったが、この時に翌5年の平井出水の浚に関する意見も交換されていた。次の史料は上多肥・下多肥両村庄屋の「口上」の一節である。

…全躰人足ニ水掛百姓罷出候故、働烈敷御座候間、以来水掛百姓出シ不申様致度旨、佐五郎（人遣）・伊平（下林村庄屋代役の大内伊平）咄合之趣ちらと承候ニ付、来年ゟ不束之義無之様致せ度と之義ニ付而ハ、香川東之人足ヲ遣、幷分量石居(据カ以下同)エ呉候得ハ、御指図外ニ右様深堀仕候義無御座候而可然候、尤香川迚も上多肥・下多肥之人足ハ指出不申、殊ニ御普請

方ゟ遣候義故、一通り之人足働ハ随分相勤可申候間、（下略）

つまり水掛りの下林村から出ていた浚人足を、上多肥・下多肥両村以外の香川郡東の村から出すこと、分量石を置くと深浚がなくなるということを提案している。

これに対し下林村は、「香川郡東人足遣候義ハ容易ニ難相成、分量石ヲ居ヘ候義も難出来」と答えた。のちには「分量石之義、双方正直ニ居ヱ候義ニ御座候得ハ、可及相談ニ様子」と、分量石については今後話し合いに乗る方向になったようである[25]。分量石は「平井出水底へ分量石ヲ居候様」との言葉があり、平井出水の底へ分量石を据えるということであった。なお天保5年春に分量石の件が取り上げられたが、両者の話し合いはつかなかった[26]。

## 4．天保6年の「内済」と普請・浚

天保4年の平井出水「入割」は、翌5年になっても解決せず、「去秋（天保5）ニ至り日雇人足を以仮浚被仰付」とあるように、天保5年は「仮浚」になっている。そして下林村の水掛り農民ではなく、「日雇人足」を使って実施した[27]。

天保6年3月になると、下林村の農民たちは平井出水の浚を普請役所へ願い出た。その理由は、「去秋（天保5）八月洪水ニ而、右（平井）出水井口幷石砂多く押込井口埋れ、去秋ゟ流水以前之三分一も出流不申候、古来ハ池台池・下池両所者大体年内ニ満水仕候所、右出水流少く相成候ニ付、当年ハ一向水溜り無之、剰当春降雨少く、苗代用水ニ指当り難渋仕」ということにあったが、願い出た農民が3．40人にもなったため、「大勢徒党致候様」になった[28]。

この間の事情について下林村の久米十郎・虎右衛門・栄蔵・才助は次のようにいっている[29]。

…当正月以来照続候ニ付、池水溜りハ勿論、指当り苗代用水難渋仕候ニ付、作場出入ニくやミばなし仕候内、先達而之願ハいかが相成候事ニ哉と、又々御手元江窺ニ参リ掛候所、追々掛付口々ニ申合、先達而御村方幷大庄屋様江御窺申上候而も、右人足之不調法だけならで相別り不申候ニ付、御役所様江相窺候へ者、相別り可申と被存候、趣意相別り候へハ御断でも申上、何角用水之難渋相遁レ、尚又請作之者共ハ地主々々江申出も可仕と奉存、無何心木太村迄罷出候所、御出向被成徒党がましき仕方ニ付、早々立返り可申段被仰聞候ニ付、心付奉恐入罷帰り候義ニ御座候

引用史料中にある「先達而之願」とは平井出水の浚のことと思われるが、この「徒党がましき仕方」に対し、数は明らかでないが、下林村の農民が「所蔵」に処せられた[30]。

この下林村の徒党事件は4月のことと思われるが、5月に分量石と浚人足出方の件が問題となってきている。下林村では「庄屋与（組）頭ヲ以水掛百姓共江篤と相談致せ候処、分（盛）石之義未た相決不申、尚又人足出方等壱ケ年更と申所も不承知」という態度をとっていた[31]。

同年7月に香川郡東と山田郡の大庄屋・庄屋らは上多肥・下多肥両村と下林村の間を調停し

ようとして、「内済」に乗り出したが失敗している。かれらの「口上書」の中に両者の意見の相違がよく理解できるので、長文になるがその全文を次に紹介しておく(32)。

口　上

一山田郡下林村用水、香川郡東上多肥村之内ニ御座候平井出水、去々巳夏（天保4）浚之節人足不束之義御座候由ニ而、香川郡東上多肥・下多肥両村へ相掛候波羅井出水・行泉坊出水掛り百姓とも、故障申出入割ニ相成居申候、尤平井出水底へ分量石ヲ居候様仕候義ハ承知之趣、下林村ゟ書付ヲ以申出候ニ付、其趣ヲ以内済取扱之義、去春御指図御座候ニ付、種々取扱候得共内済相調不申候、当年も浚方延引ニ相成居申候ニ付、今一応取扱可申旨被仰聞ニ付私共出会仕、色々示合仕候所、分量石ヲ以居、幷他村人足ヲ以浚方仕候義ハ、下林村百姓共甚不承知之義ニ而、何分敷村人足ならてハ承知不仕、併敷村人足ニ而浚方之義ハ深浚ハ不仕由ニ御座候得共、上多肥・下多肥百姓共疑心相含不承知ニ付、深浚不仕と申所慥ニ潔（カ）白相立候様、立合之所者是迄之通ニ而、以来鍬ニ而浚方ハ無用ニ仕、浮石浮草取除、下林村人足手浚ニ仕候様、尤大水等ニ而崩込石砂押込等出来候砌ハ、双方出会見積ヲ以、底ニ坪候程ニ簀ヲ入かき出せ候様相成候得ハ、双方指支迷惑ハ無御座候間、内済相調可申旨私共見込決評仕候ニ付、双方村役人百姓共江申聞候所、下林村百姓とも何分右井坪之義ハ降雨之節入砂ハ勿論、作場勝手之者ハ田地中ニ而拾集候小石等捨場所ニ相成、砂交之小石ニ而兎角〆り安ク、中々手堀手浚等ニ而浚方出来不仕段申出候、且又上多肥・下多肥百姓共申分ハ、昨（カ）年ゟ度々御扱通ニ随ヒ居申候得共、下林村違皆仕候ニ付、是迄相済不申義ニ御座候間、此度迚も如何御座候哉下林村江篤と被仰聞可被下由ニ而、聢と之返答不仕義ニ御座候、依之ハ私共扱方見込之通双方和談難相調義ニ御座候間、猶御賢慮之上如何様共宜被仰付可被下候、以上

香川郡東百相村庄屋
別所嘉兵衛

未七月

同郡寺井村同
山崎又三郎
山田郡西十川村同
壺井直八
同郡北亀田村同
香西百次郎
中条権三郎
熊　甚助

右取扱仕候歩、左之通ニ御座候

一井坪浚方之義浮草浮石手堀手浚、尤出方之義簀ニ而指出可申事

一入砂之義ハ鍬簀ニ而堀浚可仕事

一右井坪ゟ下石橋迄、浚方之義前段同様

但、井坪井手筋共凸凹ニ相成候場所、手浚ニ難相成所者出役之者相談之上、鍬ニ而浚可然事

一人足遣方之義ハ、已前之通御普請方ゟ取計可仕事

一人足指出方之義ハ、以前之通取計可申事

一双方村役人罷出不申、出役之者へ相任せ可申事

分量石を据えることや他村人足を用いることについて、下林村の強い抵抗があったのがわかる。ただし下林村にしろ、上多肥・下多肥両村にしろ、調停案に対して反対しているのは村役人ではなく、「百姓」であることに注意しておく必要があろう。

この年下林村が用水不足となったため、７月に郷会所は香川郡東・山田郡の大庄屋に次のように平井出水の浚を命じた(33)。

上多肥村ニ在之候下林村用水平井出水浚之義ニ付入割ニ相成、当春（天保６）浚方相延居申一件、未調中之所暫照続ニ付、下林村掛り所用水指支、難渋之旨申出之趣無拠相聞候間、先指掛候用水之義ニ付、全此度限其方共出合、自用人足ヲ以、右出水浚為致可申候、尚右一件追而否可申聞候間其旨相心得、村役人百姓共江篤と申聞、不束之義無之様取計可申候

但、浚方之節水掛之外庄屋共之内、一両人為立合指出可申候、尚日限示合可申出候、其節役人指出候様可致候

一出人足者山田郡大庄屋共手元ニ而取計可申候

今年限りのこととして、両郡大庄屋の「自用人足」つまり人足の費用は大庄屋持ちで、両郡から上多肥・下多肥・下林各村以外の庄屋を１、２名立ち会わせ、人足は山田郡大庄屋が調達することにしている。

そして具体的には次のような方法で実施されることになった(34)。

上多肥村平井出水取扱方

一去年八月風雨之節幷当春大雨ニ、及破損候場所御普請之義、香川郡（東）・山田郡引除之郷普請奉行中人遣出会ニ而、御普請被仰付候事

但、人足ハ山田郡之内他村人足ヲ以郷普請奉行中見込次第之事

一兼而及入割候場所、浚方ハ用水時節ニ指向居申候事故、右破損所御普請済、直ニ郷普請奉行中手先ニ而浚方被仰付候事

但、上多肥・下多肥・下林村役人始百姓共、右御普請幷浚方之節壱人も罷出候義不相成候事

一右浚之節大庄屋熊甚助・中条権三郎幷庄屋共之内、山崎又三郎・別所嘉兵衛・香西百次郎・壺井直八罷出可申候事

但、香川・山田役所ゟ役人壱人つゝ罷出候事

右之通先当年切ニ被仰付候間両郡へ可申渡候事

但、来月上旬浚方可有之事

つまり天保5年8月の風雨と今年春の大雨によって破損した場所について、郷普請奉行と人遣が立ち会って普請を行うこと、人足は山田郡内の下林村以外の人足を用いること、「入割」となっている平井出水の浚は破損場所の普請後直ちに郷普請奉行の下で実施すること、浚に際しては上多肥・下多肥・下林各村役人や農民は出てきてはならないこと、普請・浚の時に香川郡東と山田郡の大庄屋、香川郡東の上多肥・下多肥両村以外の庄屋4名が立ち会うこととされた。この時の山田郡からの人足の内訳は表24のとおりである。

| |
|---|
| 平井出水西手崩込 |
| 閏7月5日　人足15人（村別　11人出人足・高野村、　4人石築・上田井村） |
| 閏7月7日　人足11人 5歩・上田井村（別、10人石取、　1人 5歩石築） |
| 計・26人 5歩（村別　11人・高野村、15人 5歩・上田井村） |
| 平井出水浚（人夫20人） |
| 閏7月7日　10人・上田井村、10人・下田井村 |
| 合　計・人足計46人 5歩（村別　11人・高野村、10人・下田井村、25人 5歩・上田井村） |

前出「平井出水取遣一件」より。

表24　山田郡人足人数計画

この普請・浚の他村人足については、下林村は反対している。当時の下林村の意見については「山田郡下林村庄屋奉願上口上書」（天保6年8月）[35]を参照していただきたいが、先述の香川郡東・山田郡の大庄屋・庄屋らの「口上書」に出てくる分量石の件については、「先達而御噺御座候大庄屋様小庄屋様御示談御見込之内ニ、分(盆)石之義ハ承知之趣紙面ヲ以申出置、追而違背仕候由ニ御座候得共、私共右分(盆)石承知仕り、紙面ヲ以申上候義覚不申」とあり、分量石についても下林村は了解していなかったのがわかる。

ところで当時の平井出水については、「入割之義ハ代官ゟ取調候義ニ付、浚之義迚も彼方申分ニ仕不申而ハ、不相済義ニ候」とあるように[36]、「入割」の解決に当っていたのは代官であり、したがって浚などについても代官の権限の下にあった。

先述した平井出水の普請について代官の竹内与四郎は、これまでのような浚ではないので下林村人足を用いることを伝えたが、上多肥・下多肥両村の農民らは、「浚可仕井埒中江崩込候ヲ取除候事故、矢張浚同様」であるとして、これに反対している。また分量石について竹内与四

郎が「近頃池々ニ段々有之義ニ候得共、甚仕方不宜、水気ハ漸々底江沈ミ候物」と、否定的な見解を示したのに対し、「分量石ハ諸田地と之争ひ、此度之義ハ双方用水之事ニ御座候、水気沈ミ候と申義ハ平井出水計ニ而ハ御座有間敷」とこれまた反論している。これに対し竹内与四郎は、「右様申分仕候得ハ、役人指出直ニ百姓ヲ吟味致せ可申哉、全村役人腰ニ而理屈申結候事」であると大いに立腹している。

代官の一人の津田次右衛門は上多肥村兼帯庄屋喜多辰蔵に、「以来深浚不致旨下林村江書付致せ、万々是迄仕来之通ニ而済せ候様、百姓共江申聞候様」と伝え、喜多辰蔵も「其段百姓共江申聞居申」していたが、上多肥村にある波羅井出水・行泉坊出水の水掛りの農民らの反対を抑えることができなかった。大庄屋中条権三郎からも、「此義ハ負而勝と申事之由与四郎（代官竹内与四郎）様ゟ兼而御申聞之由」と、代官の方針を伝えたが、両出水掛り農民らは「夫ハあちらこちら負而勝義ニ而、書付ハ如何成義ニ而も可仕候得共、既ニ一昨年御役所江大内六左衛門ゟ指出候書付面さへも、色々当時之申分変改仕居申義、猶御代官様方折々御役更等も御座候事故、書付取候而済せ候と申義ハ、両村百姓共不承知」であるといっている。

この両村農民らの意見を聞いて竹内与四郎は、「甚不届成百姓有（カ）之、手前方江右百姓共之内ゟ平井一件心配仕候間、宜頼候旨申参候者有之候、相済候と心得居申候ニ、内頼可致様無之候、甚不届申候間難捨置、百姓名前書出可申旨」と、中条権三郎へ命じたという。

以上の経過からみると、大庄屋・庄屋らは、上多肥・下多肥両村の農民と代官の間にいて、両者のいい分を単に伝えているのみであり、当事者能力を喪失しているといわざるを得ない。そして代官の方針に反対している両村の農民の強い姿勢をみることができるが、このような両村農民が強硬に主張する背景にあったのは、波羅井出水・行泉坊出水の占める重要性が高かったからであろう(37)。

この天保６年に上多肥村庄屋は、同村にある波羅井・行泉坊両出水と平井出水との関係について、次のように主張している(38)。

…一躰波羅井・行泉坊出水、先年ハ寒水等も流居申候所、近年者一向無流ニ相成、当春照続之砌抔ハ、出水底迄も白河原ニ相成、平井出水之流ヲ呑水ニ仕候程之義者、全平井出水深堀仕候故之義ニ御座候、先年ハ格別之深浚も不仕由承候得共、近年者頻ニ深浚仕候故、立合之砌色々稠敷浚指留方申聞、下林村役人幷人遣迄も浚無用之旨甚敷申聞候得共、一向聞入不申、暫時ニ堀立猶大キ成石等ヲ堀上候義も間々御座候、右之次第故根石上り候様相成居申候ニ付、百姓共甚相歎居申趣相聞申候、村役人共右掛りニ持高手作も無御座故、大任ニ立合候道理ニ相当り甚心配仕候、（中略）、元来波羅井・行泉坊掛りハ場広ニ而掛り高も弐百石余も有之、加水と申も一向無御座、平井出水ハ土地低ク御座候間、右出水水香川両村江取候義ハ少も出来不申、下林村江者自然両村之水ハ落込可申処ニ而御座候、且又平井出水本掛り

と申ハ全聊之由、色々工夫仕池掛り等江手広ニ相廻候様指配候事ニ而、既ニ井手裾ゟ漸々左右石垣築立、其度毎井手底下ケ仕候義ニ御座候、此上下林村我□増長仕候而ハ、同村ハ殊之外用水沢山ニ可相成候得共、波羅井・行泉坊掛りハ、此上彌用水衰微仕候様成行可申候、左候而ハ用水他掛り江片寄、乍恐自然御不益ニも可相成と奉存候、依之大意之処下林村ハ上多肥・下多肥之用水ヲ透取候工夫仕候故、兎角規矩相立候義ヲ嫌ヒ候様子ニ御座候、上多肥・下多肥ハ只下林村江用水取られ間敷と而已心痛ニ御座候、（下略）

波羅井・行泉坊両出水掛りの農民らは、「此上彌用水衰微仕候様成行可申」という危機感を持っていたのである。この上多肥村庄屋の意見に対して下林村は次のように反論している(39)。

水筋ハ土地之高下随ひ、通行仕候物と相見へ、山上海辺ニも清水有之、既ニひま(肥間)出水・波羅井出水撫も相双ヒ、上下ニ流レ候得共、波羅井出水深く堀候とて、ひま出水減シ候沙汰も承り不申候、平井出水少々下り候とて、行泉坊出水すき申義ハ御座有敷(間)と奉存候、既ニ平井出水上手ニ、行泉坊出水・波羅井出水・ひま出水段々ニ高ク相成居申候得共、中ニも高クひま出水格別水よく出流れ、波羅井・行泉坊・平井出水段々ニ出水少ク御座候、尚又平井出水ゟ弐三拾間下宮下通り江参候而ハ、水底二三尺も下り、三歩股辺ゟ下も至候而ハ、段々ニ下り居申候得共、少シ之すき水も無御座候

波羅井・行泉坊両出水より高所にある肥間出水が一番水の出がよく、それから波羅井・行泉坊・平井と各低地へ行くにしたがって出水量は減っているという。

なお平井出水と波羅井・行泉坊両出水との位置関係を示したのが第125図であり、平井出水からの距離を整理したのが表25である。

| | |
|---|---|
| 平井出水より行泉坊出水迄 | 指渡長さ43間 |
| 行泉坊出水より波羅井出水迄 | 28間 |
| 波羅井出水より肥間出水迄 | 10間 |
| 平井出水井坪 | 7間 |
| 平井出水より下石橋迄 | 45間 |
| 平井出水石橋より氏神丑寅角迄 | 74間 |
| 宮東角より分木池鈴口迄 | 82間 |
| 鈴口より分木池戌亥角迄 | 22間 |
| 土角より下林村境迄 | 62間 |

前出「平井出水取遣一件」より。

表25　平井出水から各出水・下林村境までの距離

## 5．天保７年の浚

天保７年７月に平井出水の浚を次の方針で行うことが、郷会所から香川郡東の大庄屋へ伝えられた(40)。

上多肥村ニ在之候平井出水浚方

一兼而及入割候場所、香川郡東・山田郡郷普請奉行中人遣出会ニ而、用水浚方被仰付候

但、人足者山田郡之内他村人足ヲ以、郷普請奉行中見込次第、尚又双方水掛村役人百姓共、壱人も罷出候ニ不及候

一浚之節大庄屋熊甚助・中条権三郎幷庄屋之内山崎又三郎・別所嘉兵衛・漆原又五郎・壺井直八罷出可申候

但、香川・山田両役所役人壱人つゝ罷出候

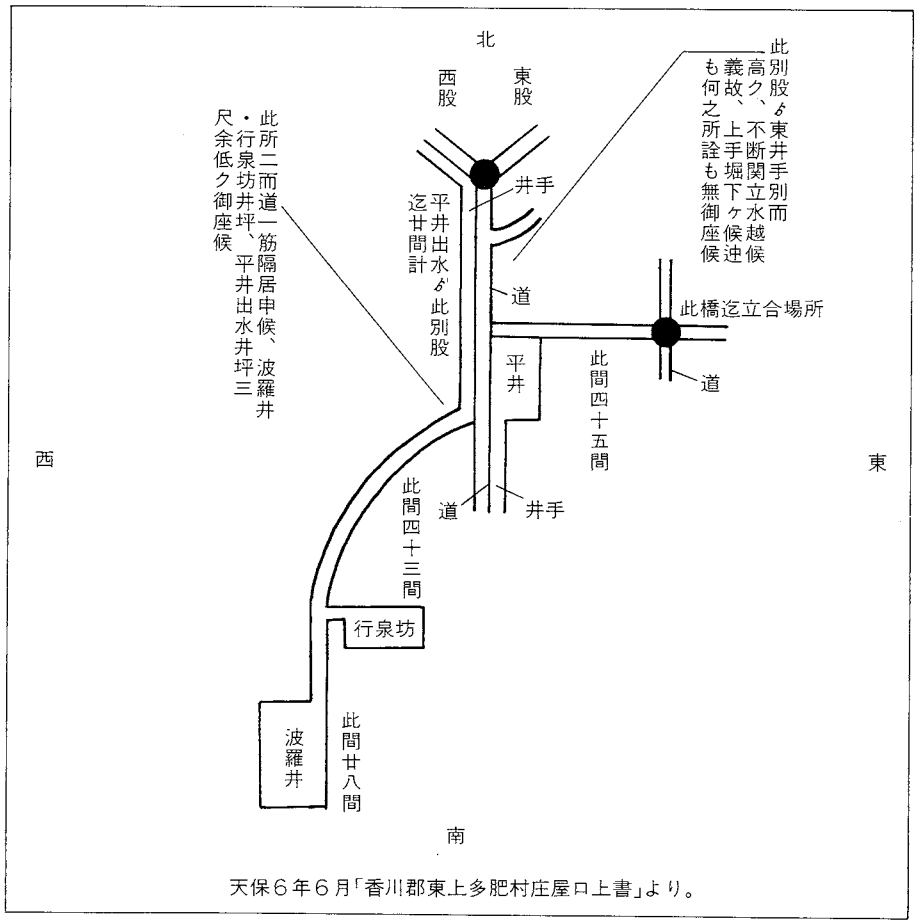


天保６年６月「香川郡東上多肥村庄屋口上書」より。

第125図　平井出水周辺図

右之通先当年切二浚方被仰付候

この浚の方法は前年の天保６年の破損場所の普請やその後の浚の方針を踏襲したものであった。

この浚の実施に対して、上多肥・下多肥両村は「昨年之処者一向跡形二者不仕旨」[41]、「用水潤沢二而郡中一統浚方延引致申候程之義」であるとして、「無用」にして欲しいとの要望を代官へ出したが[42]、聞きいれられなかった。また浚人足は20人となっているが、香川郡東の太田村の鹿ノ井出水と比較すると、この人数は多いとして、上多肥村農民34人、下多肥村農民37人が平井出水浚人足の減員を要望したが、これを受けて両村庄屋は次のように述べている。

> 鹿井出水長弐百間程幅坪三間と見込、深五厘二して比坪三拾坪、人夫三拾五人二而、壱坪壱人壱歩余当り二相成申候、平井出水立合場所長五拾間程幅坪壱間半と見込、深五厘として此坪三坪七合五勺、人夫弐拾人二而壱坪二五人三歩余当り二相成申候、其上鹿井ハ大水押込場所壱ケ所、平井江押込二相成候位之所者五ケ所御座候、又平井ハ夏向少々水落込申場所壱ケ所而已二御座候、右様二付而ハ百姓共願出之通人夫掛大二相違之義二御座候

また両村農民らは浚の時に上多肥村・下多肥村からは通知通りに１人も平井出水へ出かけていないのに、下林村からは頭取忠左衛門の倅、忠左衛門出入の者、組頭佐三郎の隣人が浚の現場にいたとして抗議している。そして「追々平井出水堀下られ候故、出水相進ミ、呑井戸毎度上り、井戸底下ケ仕、貧窮者ハ出水之水ヲ汲候様相成、是も又難渋成事二御座候」と、平井出水の深浚えによって呑水に指し支えるようになっているという[44]。

翌８年も前年と同じ方法で平井出水浚を実施することが達せられた。これに対し上多肥・下多肥両村は昨年の浚人足の減少や、下林村関係者が浚現場にいたことについての要望への返事を求めたが、代官竹内与四郎は「願之趣ハ承居申候得共、人夫減少等之義ハ裁許之節之事也、又下林村之者共申聞ヲ背キ、浚場所江罷出居り申義ハ悪敷候付(カ)、追々取計方も可有之、先指当

| |
|---|
| 平井出水浚并井手筋共（井坪長 7間・巾坪 2間 7分・深坪 1歩） |
| 此砂入 1坪 8合 |
| 人夫 4人（但持捨ノ坪二付 2人 5分掛） |
| 平井出水より石橋迄井手筋（長41間・巾坪 1間 6分・深坪 1歩） |
| 此砂入 6坪 5合 |
| 人夫14人（但 1坪 2人 3歩掛） |
| 人夫 2人・鍬取 |
| 計・20人 |

前出「平井出水取遣一件」より。

表26　天保８年７月　平井出水浚出人夫

り中村浅次郎ゟ郡村役人呼出、呵有之義ニも承り居申儀」と述べており、浚人足減少については受けいれられていない。そして竹内与四郎は、「何様深堀不致候得ハ宜義ニ而無之哉、左候得ハ人夫何程掛候迚不苦義ニ而可有之」と、浚人足の数が問題なのではなく、深浚をさせないことが重要だとの考えを伝えている(45)。なお天保８年の浚人足の夫積りは表26のとおりであり、山田郡の小村・下田井村からの出人足であった(46)。

## ６．「入割」の決着

天保９年、翌10年と、これまでと同様な方法で平井出水浚が行われた。そして天保11年７月に、天保４年以来の平井出水の「入割」についての結論が出され、藩庁から山田郡大庄屋、同下林村庄屋、香川郡東大庄屋、同上多肥村庄屋・下多肥村庄屋へ伝えられた。山田郡大庄屋らへの通知は次のものである(47)。

香川郡東上多肥村ニ在之候其郡下林村掛り平井出水浚方之義ニ付、去ル巳年（天保４）人足共不束之義在之、香川郡（東）ゟ故障申立、年々仮浚申付有之候へ共、向後浚方之義ハ巳年已前之通りニ而、人足之義者下林村右出水懸り之外百姓共之内ゟ指出可申候、両郡支配郷普請奉行立会候間、人遣共受指図、不束之浚不仕候様可申付候、依之村役人共立会候ニハ不及候間、其旨相心得、以後故障等申出間敷旨、水懸り百姓共も屹度可申渡候、

但、右浚之節水懸り百姓共、右場所へ罷出候義ハ不相成候間其段も可申渡候

天保４年までの浚に関する基本的方針は引き継ぐが、下林村から出ていた浚人足は平井出水掛り以外の下林村の農民から出すことにし、水掛り農民は浚場所へ行くことを禁止している。また香川郡東の大庄屋・庄屋へも、「村役人共出合候ニ者不及」、「浚之節右両出水（波羅井・行泉坊出水のこと）掛之者、右場所（平井出水の浚場所のこと）江罷出候義不相成」と命じている(48)。つまり郷普請奉行の管轄の下に人遣の指示によって、平井出水の浚を行おうとするものであった。

この裁決が出される前年の天保10年に、上多肥村の農民たちは次の意見を大庄屋へ提出している(49)。

…去ル巳夏（天保４）浚之節存外深浚仕候ニ付、一統迷惑ニ相成、其砌村御役人中ヲ以達々御願申上、尚又其後浚方之義も始終理不尽法外之仕方在之、私共迷惑ニ相成候ニ付、同申（天保７）八月一同連判之願書指出候程之仕合ニ御座候、右理不尽法外之浚方と申者、古法ニ相違仕、底根石ゟ六七寸余も堀下ケ候程之深浚仕御座候ニ付、私共田地江相掛候出水之流無甲斐、自然ニ井戸呑水も迷惑仕候者も出来候様成行居申義ニ御座候間、何分右下林村ゟ浚方之義者御断申上度奉存候、尤右之通堀下ケ在之候場所、在形ケ之通埋メ候上、底分量石ニ而も御居エ被下候得者、浚際限も相立候義ニ付、下林村用水掛之人足共以後罷出浚方

仕候迚も、強而私共彼是存念御願候申上候義者無御座候

平井出水の浚人足を下林村の農民から出すことに反対しているが、平井出水の底に分量石を据えた場合は深浚ができないため、下林村の水掛りの農民が浚に出てきても構わないといっている。しかしかれらの反対していた下林村の農民から浚人足が出るように、結果としては決められたのである。

裁決の方針に沿って天保11年の浚について、香川郡東・山田郡支配の郷普請奉行へ次のように達せられた(50)。

香川郡東上多肥村ニ在之候山田郡下林村掛り平井出水浚方之義ニ付、先達而ゟ引縄ニ相成居申候処、此度右浚方各へ引請被仰付候間、申合取計可申候、依之郡村役人共へ立会不及段申渡候、尤浚之義ハ下林村方出水掛り之外人足ヲ以、先鍬ニ而浮石浮草掻集メ持籠ニ而荷出可申候

「郡村役人」を立ち会わせず、「先鍬」で「浮石浮草」のみを浚えるようにしている。

## おわりに

以上、天保4年の平井出水の「入割」に関する経過や、浚をめぐる上多肥・下多肥両村と下林村の意見などを紹介してきた。「入割」以前の平井出水の浚は人足を下林村から20人出し、郷会所や普請方の役人を始め、上多肥・下多肥両村の村役人も立ち会って実施されていた。しかし「入割」結着後は、浚人足は平井出水掛り以外の下林村の農民から出し、各村役人の立会は認められず、郷普請奉行が管轄し人遣が指揮して行うことになり、上多肥・下多肥両村と下林村の水掛り農民の浚現場への立入は禁止された。「入割」以前は関係村の村役人の立会という、いわば当事者間の了解の下に行われていたのが、郷普請奉行という藩庁の直接監督の下に浚が行われることになったのである。

こうした解決の方法になった理由は、上多肥・下多肥両村と下林村の農民の浚をめぐる激しい対立があったからである。天保6年には下林村の農民が「徒党がましい」行動によって願い出ようとしていたし、香川郡東・山田郡の大庄屋・庄屋らによる「内済」に対して、それを受け入れなかったのは下林村や上多肥・下多肥両村の農民らであった。また上多肥・下多肥両村の農民は「入割」の処理に当っていた代官の解決方針にもことごとに反対していた。かかる農民の対立に一層拍車をかけたのが所属郡を異にしているということであり、両者間の不信を募らせる原因ともなったであろう。

こうした対立の背後にあったのは、米の生産が盛んになって灌漑用水の確保の必要性が高まり、両者が強く自己の側に有利な解決方法に固執したからであろう。近世の後期になると米の生産を始め、農業生産力全体が向上したが、これによって農民個々の経済的成長を促していっ

た。このような農民の動きの中で、平井出水の「入割」が起り代官の意向にも反対する態度をとるようになったのであろう。

この「入割」をめぐって大庄屋・庄屋らの村落支配者が、当事者間で解決する力を無くしていたのが象徴的であった。香川郡の大庄屋・庄屋らが代官と上多肥・下多肥両村農民の間の単なる取次的な役割しか果しておらず、村落の長としての村の取りまとめ役的性格を失っていること、また下林村の農民が村落支配者を無視し直接に浚について願い出ようとしていたことは、本文で指摘したところである。村落支配者がかつて持っていた力を失くしていき、一般農民がかれらの意向とは関係なしに行動するという状態になっていた。こうした村落支配者と一般農民との関係は、近世社会も終りに近づいた天保期にみられる特徴的な現象であるといえる。

注(1)「剣来ケ端入割旧記之内書抜指出帳」(進藤家文書)。
(2)「那珂郡羽間大池水論ニ付一件留」(十河家文書)、「那珂郡東高篠村羽間大池入割ニ付取遣書控帳」(篠原家文書)。
(3)「岡田上於打越下池ニ客水之義ニ付一件記」(十河家文書)。
(4)「芦脇井関一件願留」(丸岡家文書)。
(5)『多肥郷土史』254－273ページ。
(6)平井忠志「鹿ノ井出水今昔ものがたり」『香川用水』98・99号。
(7)表21の出典の「池泉合符録」は宝暦5年の調査記録にもとづき、寛政9年に再び調査しその結果を文政元年に修正してまとめたものであるという(『香川県史・近世史料Ⅱ』解説)。
(8)「宝暦九卯年被仰渡書写」「山田郡下林村用水上多肥村ニ在之平井出水已春浚方人足共法外之次第有之取遣一件」所収(喜多家文書)。以下断らない限り出典史料は当「平井出水取遣一件」所収である。
(9)天保10年11月「香川郡東上多肥村下多肥村庄屋口上書」。
(10)天保5年7月「山田郡下林村庄屋奉願上口上書」(真部家文書)。なお真部家の平井出水関係史料は拙稿「『平井出水』天保期水論関係文書の紹介」に翻刻している(『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅳ)。
(11)「御領分中村高大小庄屋姓名覚帳」『香川県史・近世史料Ⅰ』。
(12)「香川郡東上多肥村下多肥村庄屋口上書」(天保7年か)。
(13)注(8)に同じ。
(14)天保10年11月「香川郡東上多肥村下多肥村庄屋口上書」。
(15)「山田郡上田井村先庄屋善三郎所持書付写」。
(16)注(8)に同じ。
(17)注(15)に同じ。
(18)注(15)に同じ。
(19)注(8)に同じ。
(20)注(10)に同じ。
(21)天保5年6月「山田郡下林村百姓奉願上口上書」(真部家文書)。
(22)天保4年4月「香川郡東上多肥村下多肥村庄屋口上書」。

㉓この人足40人は注⑽の引用史料中にある人夫20人とは相違するが、「浚人足之義人数四拾人ニ而、五歩立と申究ハいつゟ定り申候哉、其義ハ不奉存」とあり（天保10年11月「香川郡東上多肥村下多肥村庄屋口上書」）、始めは40人であったが、その後半分の20人になったのであろうか。

㉔以上、天保４年６月「山田郡下林村庄屋口上書」。

㉕以上、天保４年７月「香川郡東上多肥村下多肥村庄屋口上書」。

㉖天保６年７月「香川郡東山田郡大庄屋庄屋等口上書」。なお分量石を据えることと浚との関係については今のところ明らかでない。

㉗天保６年８月「山田郡下林村庄屋奉願上口上書」（真部家文書）。

㉘天保６年４月15日「山田郡下林村惣百姓中書上」（真部家文書）。

㉙天保６年４月18日「山田郡下林村百姓久米十郎等口上書」（真部家文書）。

㉚注㉘に同じ。

㉛天保６年５月16日「山田郡大庄屋久保又三郎書状」。

㉜注㉖に同じ。

㉝天保６年７月「郷会所達」。

㉞天保６年７月28日「平井出水取扱方達」。

㉟真部家文書。

㊱天保８年６月「香川郡東上多肥村庄屋書付」。

㊲以上、天保６年６月「香川郡東上多肥村庄屋口上書」。

㊳同上。

㊴注㉗に同じ。

㊵天保７年７月「平井出水浚方ニ付書付」。

㊶天保７年８月「香川郡東上多肥村下多肥村庄屋口上書」。

㊷天保７年７月18日「香川郡東大庄屋書付」。

㊸天保７年８月「香川郡東上多肥村下多肥村庄屋奉願上口上書」。

㊹同上。

㊺注㉖に同じ。

㊻天保８年７月「香川郡東上多肥村庄屋書付」。

㊼真部家文書。

㊽同上。

㊾天保10年７月「香川郡東上多肥村ニ在之候山田郡下林村用水平井出水浚方指障人別於大庄屋宅ニ詮義口書郡控」（喜多家文書）。

㊿同「詮義口書」所収。

# 2．高松平野の水利慣行

権藤典明

## はじめに

近年まで香川県は、その灌漑用水の70％余りを溜池にもとめる日本１の溜池依存県であった。満濃池など少数を除くと、県下の代表的な溜池の多くが近世初頭に築造されたもので、その配水をめぐって複雑な水利慣行がつくられてきた。溜池のほかには、河川・出水（デスイ）（湧水）・井戸などが、灌漑用水源として用いられた。これら水源からの配水も、それぞれの慣行にしたがって利用されてきた。

こうした香川県下の水利状況は、昭和50年に香川用水が通水したことによって、大きく変容しようとしている。香川用水による年間２億4,700万ｔの給水量のうち、１億500万ｔが農業用水である。この水量は県下約２万個の溜池の総貯水量１億3,500万ｔの80％弱に当たる。香川用水の完成によって、香川県下の農村の用水不足はほぼ解消したが、半面、従来からの水利慣行はそのすがたを変えようとしている。

本稿は、現高松市域内のいくつかの土地改良区を取り上げ、その水利慣行をなるべく詳細に記録することを目的とする。その調査は土地改良区や水利組合の役員や農家での聴き取りを中心にして、これに従来の研究や郷土誌などの記述で補う方法をとった[1)]。以下、高松市域を香東川流域、太田第２土地区画整理事業の対象地域、新川・春日川流域の３つに分けて記述する。

## 1．香東川流域の水利慣行

### ①小田奈良須両池土地改良区

香東川西岸に広い灌漑区域（860ha）をもつのが、小田奈良須両池土地改良区（組合員数2,391名）である。灌漑区域は、高松市川部・岡本・円座・西山崎・檀紙・中間・飯田・御厩の各町と成合町字原又に及ぶ。かっては各町（もとの藩政村）ごとに、水利組合が組織されいた。現在は土地改良区として一体的に運営するために、これらの水利組合はその下部組織である支部に改組されている。ただし、中間町は古川左岸の中間西支部と、右岸と中間川向支部に分かれている。また、原又は１つの字だけで成合原又支部をつくり、香東川対岸の成合町の残りの区域は、一宮土地改良区に属している。

土地改良区の議決機関である総代会の定員は46人であり、各支部に表27にような定員が割り当てられている。総代会で選出される役員は理事８人・監事４人からなる。このうち理事は、各支部から１人ずつ選ばれる。ただし、中間は中間西・中間川向の両支部合わせて理事１名が選出される。また、成合原又支部からは理事は選出されない。その代わりに理事会にオブザーバー１名の参加が認められている。

| 支部名 | 総代 | 理事 |
|---|---|---|
| 川部 | 8人 | 1人 |
| 岡本 | 4 | 1 |
| 西山崎 | 5 | 1 |
| 円座 | 7 | 1 |
| 中間西 | 2 | 1 |
| 中間川向 | 1 | |
| 檀紙 | 8 | 1 |
| 飯田 | 5 | 1 |
| 御厩 | 5 | 1 |
| 成合原又 | 1 | |
| 計 | 46 | 8 |

表27　小田奈良須両池土地改良区の支部別総代・理事の定員

原又地区の主な水源は漆の井出水であり、その大半の区域はもとは両池掛りではなかった。「出水」は香川県下の各地にみられ、自然の湧水や人工的に掘削して築いた湧水を灌漑に用いるものをいう。漆の井出水は、一般の出水とは異なり、香東川に集水暗渠（「埋樋（ウズメ）」という）を設置して伏流水を集めるものである。この出水は香東川の河川改修で河床が低下したため、湧水がほとんど枯渇したので、現在原又地区は内場池の弦打幹線水路から配水されている。この地区は、昭和35年に両池の土地改良区に編入された。

また、御厩地区は主として御厩池の水掛りで、この地区ももとは両池掛りとは別であった。その後御厩池が内場池本津幹線水路から配水されるようになったため、昭和37年両池土地改良区に編入された。

両池のうち小田池（堤長1,760m、堤高9.3m、貯水量142.8万ｔ）は、寛永４年（1627）に西島八兵衛が構築したものである。西島は高松生駒藩の家臣で、満濃池の再建や高松市内の三郎池・神内池・久米池など、讃岐国内に90余の溜池を築造した。一方の奈良須池（堤長115m、堤高13m、貯水量145.8万ｔ）は、寛文４年（1664）に高松松平藩の御蔵奉行前田与三兵衛が築いたものである。前田は初代藩主松平頼重の家臣であり、頼重はその在位中に領内に400余の溜池を築かせたという。近世初頭の讃岐平野では、藩権力を背景にして多くの溜池の築造されて水利状況が改善され、新田開発が進展した。両池はその代表的な事例である。

小田・奈良須両池とも、貯水源を香東川にもとめている。小田池は、香南町由佐に設置した二の井堰から延長約５㎞の掛井出（導水路）で導水し、非灌漑期間の「寒氷（カンミズ）」を貯水する。

奈良須池も、香南町岡に設けた一の井堰から、延長約６kmの掛井手で同様にして貯水する。特に、奈良須池は直接の集水区域がほとんどないため、掛井手からの導水に多くを依存してきた。このような長大な導水路の建設も、近世の藩権力の成立によってはじめて可能になったものであろう。両池の完成によって下流にあった新池・友常池・半田池などの溜池や、一の井出水・皿井出水・宮下出水などの出水は補助水源となり、両池の水掛りに編入された。

かっての香東川には数多くの井堰（「横井」ともいう）が設置されていた。これらの横井は、河床に石・砂・菰・叺などを用いて築き立てられたたもので、出水時にはしばしば流出した。そのたびに水掛り農民は横井を再築しなければならず、そのための負担も大きかった。また、一つの横井の取水量の多寡は、その下流に位置する横井の水量に大きく影響した。このため、各横井の修築には厳しい慣行があった。例えば、香南町新池の取水源である芦脇井堰には、「井堰は高さ３尺、天幅２尺５寸を超えてはならない。築堤に使用する石は二人でかつげる大きさに限る。また石の間には山土や粘土を使用せず、必ず川砂を使うこと。さらに載せかける菰・叺は重ね合わせてはならない」という慣行があった[2)]。それでも明治21年には、二の井堰からの水路の「井出浚え」をめぐって、下流の新井堰掛りとの間に水論が起こるなど紛争が絶えなかった[3)]。

さらに、掛井手は灌漑期間中は、上流部の村の用水路として使用される。一の井堰の場合、一の井手に設けられた分木股・栴檀股・観音股の３分水点から、旧岡・由佐・横井３村（現香南町）が引水する。このため、溜池への寒水の貯水期間や、その方法をめぐって水論が発生した。一の井堰では、明治21年に各分水点における「堰留めの慣行」の存否と、奈良須池への貯水開始の時期と終了の時期をめぐって、上流の３カ村と奈良須池掛りとの間で水論が生じている[4)]。

現在は内場池築造にともない、一の井堰・二の井堰を統合した近代的な一の井堰から、一の井幹線水路を通じて、小田池・奈良須池に導水している。以前は両池とも満水になるのに約３カ月を要していたが、この幹線水路の完成によって１カ月ですむようになった。

これらの事業は、県営の香東川沿岸用水改良事業として実施された。この事業は、昭和12年の内場池（ダム）の築造に始まり、戦争中は中断された。貯水量720万ｔの池は、昭和28年に完成した。並行して、香東川に存在した10数カ所の井堰を、関井堰・芦脇井堰・一の井堰・新井堰の４井堰に統合する工事が行われた。さらに第１期工事で池西・芦脇・一の井・東部などの幹線水路、第２期工事で野田池・鶴尾・弦打・本津などの幹線水路、ついで中央幹線水路の工事が行われた。水路総延長62,581ｍに及ぶ工事は、昭和44年に完成した[5)]。これによって香東川流域の4,408haには、内場池を親池として流域内の溜池・出水などに給水する、一元的な水利系統が整備された。さらに現在は、香川用水の東部幹線水路から、奈良須

池には自然流下で、小田池はポンプ・アップにより給水を受けている。

つぎに両池の配水慣行について述べよう。小田池には本ユル・明神ユル・小ユル・横矢ユルがある。奈良須池には本ユル・西ユル・岡本ユル・丈(タケ)ユルがある。両池はそれぞれ4本のユル（樋門）から配水している。このうち小田池の小ユルと横矢ユル、奈良須池の岡本ユルと丈ユルは、これから述べる両池の計画配水には加わらず、それぞれの水掛り農家によって配水が行われる。

両池の「ユル抜き」（その年最初に樋門を開き放水すること）は、以前は6月20日午前6時に決まっていた。現在は、6月16日午前6時に行われている。小田池の本ユル・明神ユルからの用水は、幹線水路である大股と本津川支流の古川に配水するほか、現在は内場池の中央幹線水路・弦打幹線水路を利用して配水している。奈良須池の本ユル・西ユルからの用水は、大上井・中上井・大井出・円座水路の4幹線水路に配水するほか、現在は本津幹線水路を使って配水している。

小田・奈良須両池の通常の配水はつぎのとおりである。前日の午後5時までに、各灌漑地区の配水係がそれぞれの地区に必要な水量を記した「差し紙」を提出する。かっては池守、現在は土地改良区の配水主任がそれを調整して、各地区の配水量を決めて通知する。その場合、両池のユルから配水される1昼夜分の水量を「1本」と呼び、その配水量は「分・厘」を単位にして、1本に対する比率で示された。大量の用水が必要な田植期間には、本ユルから2本抜きが行われた。幹線水路への配水には各地区の配水係が立ち会い、「走り」と呼ばれる各地区の役員が用水とともに水路を走り下って、各地区まで導水した。

両池には、各60本分の貯水量があるとされ、両池の水量が30本分（両池で60本分）まで減少すると、「割り水」が実施された。これは、残りの水量を各地区の耕作面積に比例して割り当てるもので、昭和40年頃には第28表のように配分されていた。

| 支部名 | 灌漑面積 | 配水量 |
|---|---|---|
| | 反 | 本 |
| 川部 | 1568.0 | 11.26 |
| 岡本 | 763.3 | 5.48 |
| 西山崎 | 906.0 | 6.52 |
| 円座 | 1529.8 | 11.00 |
| 中間西 | 493.5 | 3.56 |
| 中間川向 | 195.1 | 1.34 |
| 檀紙 | 1667.2 | 11.98 |
| 飯田 | 1032.3 | 7.42 |
| 成合原又 | 201.1 | 1.44 |
| 計 | 8356.3 | 60 |

表28　小田・奈良須両池の「割り水」慣行

さらに両池の貯水量が減少して、一定の水位以下になると、「渡し切り」が行われた。渡し切りになると、小田池の水は川部地区内、奈良須池の水は西山崎・岡本両地区内の灌漑区域だけが使用できた。その水位は両池の各ユルごとに決められており、小田池の本ユルの場合はユルの上板まで4尺7寸、奈良須池の本ユルの場合はユルの底板まで7尺5寸の深さであった。香川用水が通水する以前には、毎年のように渡し切りが行われたという。

昭和14年のような干ばつ年には、池水の水位がさらに下がり、自然流下ではユル口から放水ができなくなってしまった。そうなると、その残った水（これを「ゴミ水」という）は、「サンザイ」区域と呼ばれる、ユル口の周囲のごく一部の灌漑区域だけが取水できた。しかし、これは上流の特権というよりも、稲の全滅を防ぎ、水掛りの農家の翌年の種モミを確保するというねらいの方が大きかったという。ただ、サンザイの場合は踏車で揚水することが必要であり、それはそのサンザイ区域の負担であった。

幹線水路から支線水路を経て各圃場への配水される。それは、以前は各地区の「水入（ミズイレ）」が担当していたが、現在は農家が各自で行っている。中間西支部だけは、現在も水入が各圃場への配水を実施している。これは中間西支部の土質が「ガラク」（砂礫質の土壌）で水利事情が悪かったためである。しかし、現在は取水のための時間がとれない兼業農家の負担を軽くするという意味の方が大きいという。

香川用水が通水した現在は、小田・奈良須両池の計画配水は、大幅に緩和されている。灌漑面積が減少した結果、香川用水と両池の水量で、灌漑区域の水田1ha当り1千tの用水量があり、用水不足のおそれはないという。現在は3日に一度のローテーションで、その日の重点地区に配水する方法がとられており、渡し切りなどの慣行が顕在化することはない。

②一宮土地改良区

一宮土地改良区は、昭和31年に高松市と合併した旧一宮村（大字一宮・成合・鹿角・三名・寺井）の村域から、香東川西岸の成合町字原又を除く区域に設置されている。現在の灌漑面積291ha、組合員数は747名である。区域内には上所出水・下所出水・竹林出水・古水出水・惣徳出水・墓ノ井出水・上井出水・下井出水など出水を水源とする水利組合と、四周を堤防で囲まれた典型的な「皿池」である行寺池・辻堂池・新池を水源とする水利組合がある。出水のうち、上所出水と下所出水は、香東川に集水暗渠を設置して取水するものである[6]。

このうち、行寺池と辻堂池は姉妹池とされる。この溜池の水掛りは、もと船岡池の水掛りであった。しかし、船岡池掛りの上流が「ガラク」であるため、溜池の水の大半を上流に使われてしまうので、現在の行寺池・辻堂池掛りの用水不足は深刻であった。そこで貞享元年（1684）にまず行寺池を、さらにのちに辻堂池を築造して、船岡池の水掛りから分離した。

辻堂池の築造時期は不明であるが、文政４年（1821）に作成された「極書」が現存しており、あるいはその少し前ではないかという。とはいえ、各池専用の用水路のほかに、行寺池・辻堂池共用の水路や、船岡池を含む３池共用の水路があるなど、その水利慣行は複雑である。

行寺池・辻堂池では、渇水期には番水が行われた。その要領は溜池からの放水量の半日分（日の出から日没までと、日没から日の出まで）を１つの「番」として、行寺池では１～７番（３昼夜半）、辻堂池では１～８番（４昼夜）に分けて配水するものであった。行寺池では１・２番を三名、３番を宮東・宮西（一宮）、４番を鹿角、５番を大所（一宮）、６・７番を行寺（寺井）に配水した。また、辻堂池では１・２番を三名、３・４番を鹿角、５・６番と７番の半分を大内（一宮）、７番の半分を中組（一宮）、８番を池尻（一宮）に配水した。両池掛りとも下流からさきに灌漑するのが慣行であった。行寺池は７番で奇数であるから、「昼水」と「夜水（ヨミズ）」が交代するが、辻堂池は８番で偶数であり、昼水地区と夜水地区が固定されていた。

番水の切り替えは、一応日の出と日没の時刻である。しかし、例えば辻堂池の２番三名と３番鹿角の切り替えの場合、溜池のユルロから両地区への分水点まで、用水が水路を流下するのに要する時間が、日の出の時刻に加算されて引き渡された。しかも溜池の水量が減少し、流速が落ちた場合には、ユルロから分水点まで実際にモミ殻などを流して、その時間を計測して、それを引渡しの時刻に加えたという。

番水の開始を提起できるのは、最下流の三名地区だけである。ただし、番水を始められるのは、池の西方を流れる御坊川の表流水がなくなってしまったときであり、流水がある限り、番水を始めることはできなかった。番水の開始は、三名地区の「フレコミ係」が各地区へ伝達した。その後降雨などがあって、溜池のユルを閉じて番水を中断することを「廃番」または「番が破れる」というが、これもフレコミ係が各地区へ伝達した。

この番水の慣行は、現在も一部行われている。現行の行寺池のユル抜きは６月15日の日の出、辻堂池が６月16日の同時刻と決められている。ユル抜きから、６月17日に香川用水からの配水が開始されるまでの間、行寺池では１～４番、辻堂池では１・２番の番水が実施されている。

各番内での配水は、地区・水路ごとに異なっており、分木（分水設備）による場合と、時間配水を行う場合とがあった。後者では、かって「香水」が行われた、これは灰を入れた箱の中で香や線香を炊き、その燃えた長さで各圃場への配水時間を計測するものである。さらに辻堂池掛りでは、「水ブニ」の慣行があった。これは、水田所有者ごとに、「石・斗・升・合」などの単位で示される配水量を権利としてあたえるもので、その配水量は各自が所有する水田面積に必ずしも比例するものではなかった。各人の水ブニを自己の所有地にどう配分

するかは各人の自由であり、水田の所有権とは別に水ブニのみが売買されることもあった。香水の場合は、例えば水ブニ1石は線香1寸の焼ける時間というように換算して、昭和24、25年頃まで行われていたという。

③鶴尾土地改良区

鶴尾土地改良区は、昭和15年に高松市と合併した旧鷲田村（大字勅使・馬場・万蔵・沖・坂田）を灌漑区域とする。内場池・香川用水から給水を受ける。現在の灌漑面積は150ha、組合員数は494人である。

この土地改良区には、出水・小溜池・排水河川を水源に、多くの水利組合が存在している。小山井出水・六条井出水・高木出水・畑の井出水などの出水を水源に、16の水利組合がある。このうち小山井出水・六条井出水・横張出水の井坪は、上流一宮地区に存在する。溜池を水源とするのは5水利組合であり、このうち亀山上池・片山池・新池は浄願寺山の山麓池、三条池と沖池は皿池である。別掲図（とじこみ）には、別に一宮地区にある新池の灌漑区域がみられる。この池はガラクに築かれた「ザル池」であり、貯水が十分にできないため、鶴尾地区ではほとんど利用されていない。このため、地区内には水利組合が組織されていない。のこりの清水川水利組合は排水河川を水源とするものである。

これらの水利組合は申し合わせ団体であり、県や市の補助金を得て実施される、溜池・水路・井戸・農道などの改修工事の事業主体になることはできない。一方、各水利組合を土地改良区に改組するには規模が小さすぎるので、高松市の指導もあり、旧鷲田村域を単位に土地改良区が設置された。しかし、土地改良区は行政との窓口になるだけで、溜池・出水などの管理や配水は、依然として各水利組合が行っている。また、鶴尾土地改良区は、総代や理事の選出も各水利組合の規模が小さいので、便宜的に大字単位に定員を割り当てている。例えば理事20名は、勅使・坂田に各5名、馬場に4名、沖・万蔵に各3名が割り当てられている。

この土地改良区内の多くの出水は、香東川の旧流路（現御坊川）に沿って流出するもので、湧出量は一般に豊富である。なかには六条井出水のように水源が枯渇したために、現在はほとんど利用されていないものもある。各出水の「井坪」（湧水口）は相互に近接しているものが多く、1つの出水が井坪を堀り下げると、周囲の出水の湧水量が減少する。このため、各井坪の清掃にも周囲の出水掛りの農民が立合う慣行があった。

また、この土地改良区内には補助水源としての井戸も数多く存在している。水路がコンクリート製に改修される以前は、井戸の新設・改築が水路の流量を減少させることがあり、高木出水掛りや畑ノ井出水などでは、明治年間に水論が生じている[7]。

出水のうち小山井出水のみは、香東川の河川敷に埋桶を設置して集水し、その水を堤防外の井坪に湧出させるものである。この出水掛りには、東股・中股・西股の３幹線水路があり、各支線水路には分木より寸・厘を単位にした定量が配水された。内場池が完成する以前の渇水期には、日の出から昼まで、昼から日没まで、日没から日の出まで、１日を３区分して番水が行われた。水掛りの農民は毎日日の出・昼・日没の３回井坪に集まり、その日の配水割当を調整しなければならなかった。また、渇水期には井坪の水位が下がるため、揚水が必要となり、水掛りの農民が交代で踏車を動かさなければならなかった。

現在、小山井出水は香東川の河床の低下で水源が枯渇してしまっており、内場池の鶴尾幹線水路を通じて供給される内場池・香川用水の水で灌漑している。圃場への配水は各農家が自由に行っている。

④船岡池土地改良区

この土地改良区は、香川郡香川町と高松市寺井町の境界に存在する船岡池の水掛りである。灌漑区域は香川町浅野の一部に掛かるほか、大半は高松市寺井町と仏生山町字神宮寺にある。現在の灌漑面積47ha、組合員数160人である。土地改良区は高松支部と香川町支部に分けられ、任期４年の理事長は、高松支部のうち仏生山町神宮寺と寺井町の農家から交代で選出されている。

船岡池は、寛文13年（1673）に築かれた。現在の池の規模は堤長650m、堤高8.2m、貯水量32万tである。池の北側で香東川右岸の洪積台地に接しており、北堤防の堤高はきわめて低い。貯水源は香東川であり、香川町大野の大野井堰から導水する。船岡池の池底は「ガラク」であり、漏水が大きいのでめったに満水になることはない。この池からの漏水は、東堤防外にある「トムカイ出水」の水源になっている。半面、池底に葵出水など７つの出水があるので、池水が３割以下に減少することもほとんどないという。

船岡池には東股・西股の２幹線水路がある。このうち東股は主として神宮寺掛りで、途中の梅檀股・薬師股などにおいて分水する。西股は寺井掛りである。神宮寺の水掛りの一部に、「サンザイ」と呼ばれる区域がある。この区域は、必要に応じて随意に水を引く権利があった。現在は香川用水の通水によって顕在化することはないが、サンザイ地区の権利は放棄されたものではないと地元で認識されている。

ところで、前述したように一宮地区の行寺池・辻堂池掛りも、もとは船岡池掛りであった。これは宝歴５年（1755）の『香川郡東村々溜池記録』にも、寺井村・一宮村・三名村・鹿角村が船岡池の水掛りとあり、他に「右四ケ村の外、仏生山領へ掛かる」とあることにもうかがえる[8)]。仏生山領とは、高松藩主松平家の菩提寺法然寺のことであり、前述のサンザイの

特権もこのことに基づくものと考えられる。

さらに明治11年、サンザイ地区の特権をめぐって訴訟がおきている。船岡池水掛りの一宮・三名・鹿角３村を原告、百相村（現仏生山町）のサンザイ地区を被告とした訴訟で、被告側がサンザイの特権を主張する根拠の１つに、原告村などがおこなう番水に、被告側が参加しないことをあげている。

被告側が主張する番水とは、船岡池からの昼または夜半日分の配水量を１つの「番」として、１・２番を三名村、３・４番を鹿角村、５・６番と７番の半分を一宮村、７番の半分と８番を寺井村に配水するものである。番水が実施されている間も、サンザイ区域は「栴檀股薬師股ノ両支流ヨリ分水シ昼夜間断ナク」取水することができた[9]。ここでも、船岡池に一宮・三名・鹿角３村が水利権をもつことが示されている。

船岡池土地改良区の現理事長からの聴き取りによると、一宮・三名・鹿角３村が水掛りを離れた後、３村を含んだ番水が実施されたとの話は聞いたことがないという。その詳細な検討は今後の課題としておきたい。

⑤平池土地改良区

平池土地改良区は、香川町と高松市仏生山町の境界に位置する平池の灌漑区域に設置されている。「定款」によるその灌漑区域は、高松市太田上町の一部、多肥上町の一部、出作町一円、一宮町の一部、仏生山町の一部、及び香川町字平池尻で、現在の灌漑面積134ha、組合員数400人である。

その後太田上町の灌漑区域は、内場池の通水後、その東部幹線水路直接掛りになり、平池掛りから分離している。また、多肥上町・一宮町の灌漑区域の農家は、各町を単位にして結成された土地改良区にも加入している。この土地改良区の総代は35名からなり、全灌漑区域を１区として行われる選挙で選出される。総代会で11名の理事と、３名の監事からなる役員が選出され、さらに理事の互選によって理事長・副理事長２名が選ばれる。

平池は治承２年（1178）に平清盛の命により、阿波民部田口成良が築造したと伝えるが、確証はない。この池は高松平野南部の洪積台地末端の侵食谷をせき止めた溜池で、堤長710ｍ、堤高９ｍ、貯水量134.9万ｔである。香川町大野の大野井堰から、非灌漑期間の香東川の「寒水」を導水して貯水する。

この池には、本ユルと西ユルがある。本ユル掛りが灌漑区域の大半を占めており、上井手・中井手・東股の幹線水路から配水される。各水路と西ユル掛りに配水委員がおかれ、配水を管理している。各水路からの配水は、下流からさきに灌漑して、しだいに上流を及ぼす「井手上がり」という方法がとられる。

現在、平池のユル抜きは内場池の放水開始の翌日と決められており、６月16日に実施される。昭和36年から現在にいたる『平池西揺記録人名帳』（以下『記録』という）によれば、昭和36、37年頃には６月23日にユル抜きが行われており、しだいに早くなってきている。しかも平成２年以降はコシヒカリを植え付えるために、６月５日前後に「加減抜き」（後述）が行われている。ユル抜きの前日には、「定浚（ジュウサラ）え」と呼ばれる水路の清掃が、水掛り農家全戸が参加して行われる。

ユル抜き後約１週間の田植期間中は、ユルを全開（これを「丸抜き」という）にして昼夜放水される。その後平池の水量が減少してくると、「加減抜き」と称してユルの一部が閉鎖され、放水量が減らされる。渇水年にさらに池水が減少すると、「大廻り出面（デメン）」と称する時間配水が実施された。その切り換えは、慣行により池中に設置された量水石（灯ろう状の石柱で、地元では「ナカズ」と呼ばれる）に基づいて判断される。大廻り出面の際の各圃場への配水は、かっては香を炊いて時間を計る「香水」が行われたが、その後は耕作面積に応じて配水時間を割り当てる「時間配水」が行われている。

前掲の『記録』には、大廻り出面の際の配水の状況が記されている。大廻り出面になると、まず、平池堤防上において配水委員会が開催され、ユルからの放水方式が決定される。『記録』には、昭和39年、42年、48年と３回の渇水年の実施状況が示されている。

| 月・日 | 記　　事 |
|---|---|
| 8・2 | 西ユル掛り農家の集会が開かれる（配水委員宅） |
| | （その前日に配水委員会が開催されたと思われる） |
| | この日から４日間、ユル閉鎖 |
| ・5 | 第１回配水始まる（３日間） |
| ・8 | 配水委員会の開催、この日から４日間ユル閉鎖 |
| ・12 | 第２回配水始まる（３日間） |
| ・15 | 配水委員会の開催、この日から４日間ユル閉鎖 |
| ・19 | 第３回配水始まる（３日間） |
| ・22 | 配水委員会の開催、この日から４日間ユル閉鎖 |
| ・26 | 第４回配水開始の予定日（降雨があり延期） |
| ・28 | 第４回配水始まる（３日間） |
| | これ以後、配水委員会についての記載無し |
| 9・3 | 第５回配水始まる（３日間） |
| ・13 | 第６回配水始まる（３日間） |

表29　昭和39年平池西揺掛りにおける「大廻り出面」

まず、昭和39年には、表29に示したように、８月２日から９月15日まで、４日間ユルを閉鎖したのち、３日間ユルを開放する「四昼夜さし、三昼夜抜き」の方法で実施された。この

間、配水期間中には配水委員と水掛り農家から選出された「人夫」が、昼夜２名ずつ配水の管理を行っており、その日当は後日各農家に賦課された。

昭和42年の場合は、「四昼夜抜き、三昼夜さし」で実施されている。第１回は９月５日から４日抜き配水が行われたが、７日午前５時にいったんユルを閉鎖している。つづいて９月13日から第２回の配水が開始されたが、14日に降雨があったため中止された。さらに22日から４日抜きで第３回配水が行われた。

昭和48年には田植後降雨がなかかったため、７月22日には、平池の貯水量が４割８分にまで減少した。この日の配水委員会で、23日から「四昼夜抜き、三昼夜さし」で大廻り出面を実施することが決定された。23日から丸抜きで配水が始められたが、25日には「半抜き」に変更された。なお、この日井出上がりの連絡が不十分であったため、水掛り農家から苦情が出ている。29日には臨時の井出浚えが実施され、30日からの４日間第２回目の配水が行われた。ついで８月３日に配水委員会を開催予定であったが、同日の内場池の配水委員会の結果をみて、再度委員会を開くことになった。５日配水委員会があり、７日から３昼夜抜きで実施することに決定し、予定通り実施されている。

平池では内場池通水後も渇水年には用水が不足したため、時間配水を余儀なくされていた。その度に水掛りの農家では臨時の井出浚えや、平年の賦借金に加えて、配水のための役員や「人夫」の日当を負担せねばならなかった。それでは香川用水の完成後の平池掛りの状況はどうであろうか。

昭和57年は空梅雨で、７月11日には池水が「五合水」以下まで減少した。このため、役員会で14日夜配水委員会を開催し、時間配水を行うように決定した。しかし、その後13日、14日に降雨をみたため時間配水が実施に移されることはなかった。この年以外に『記録』に時間配水についての記載はない。香川用水の完成によって平池掛りでは長年の用水不足からようやく解放されたといえる。

## ２．太田第２土地区画整理事業対象地区の水利慣行

①太田土地改良区

太田第２土地区画整理事業の対象地区には、太田・多肥・新池・三郎池の４土地改良区の各一部が含まれる。太田土地改良地区は、昭和15年に高松市と合併した旧太田村（太田上・太田下・伏石・松縄・今里・上福岡・観光の各町）をその区域とする。下部組織に８つの水利組合があり、現在の灌漑面積185.3ha、組合員数は675人である。香東川流域内にあり、内場池・香川用水から配水を受けている。ここでは土地区画整理地区の大部分を占めている、野田池掛りと鹿の井出水掛りについて記す。

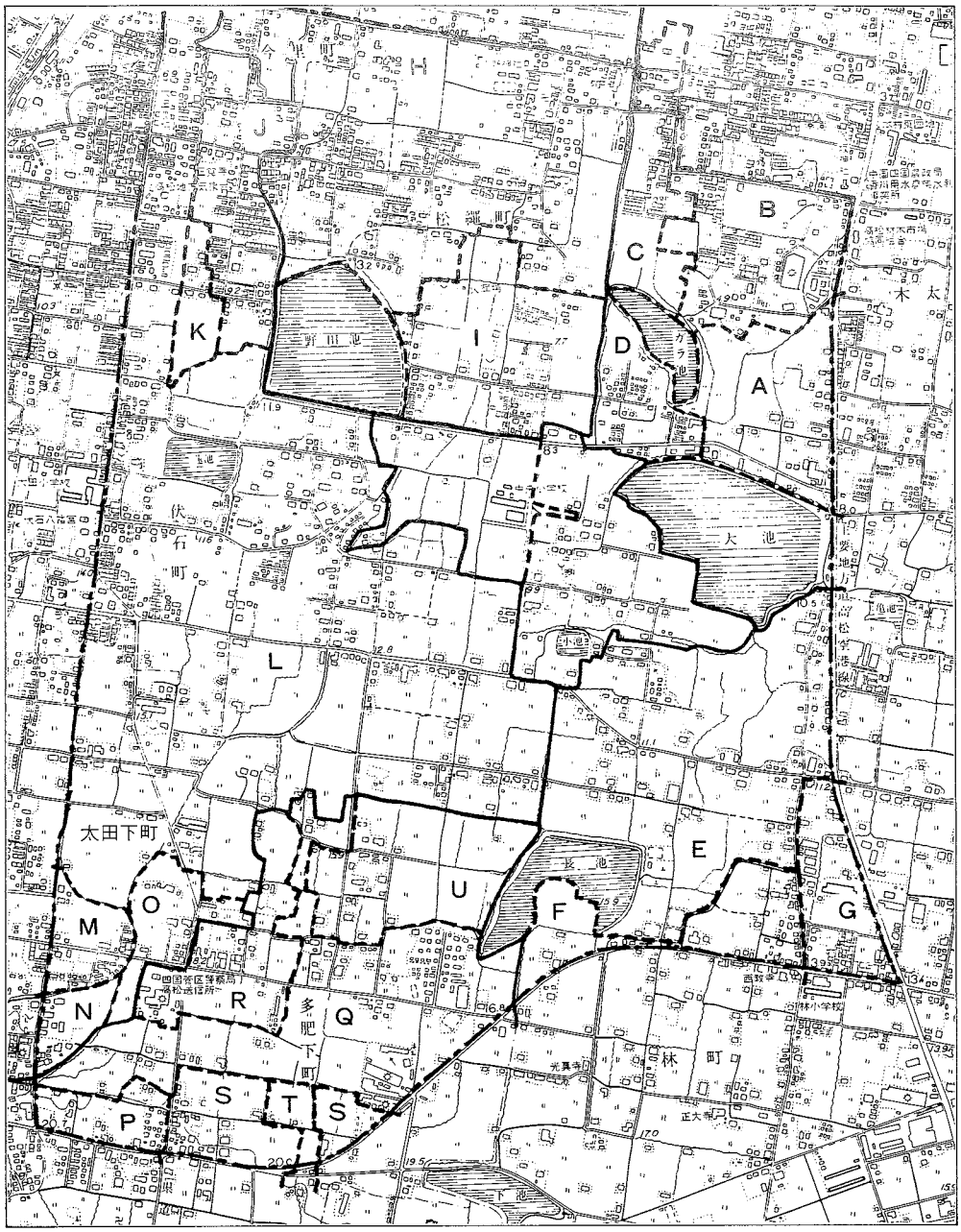


土地改良区の境界
水掛りの境界

(縮尺 1:10,000)

1．新池土地改良区
- A　角ゆる掛り
- B　本ゆる掛り
- C　境目掛り
- D　めくらゆる掛り

2．三郎池土地改良区
- E　長池掛り
- F　下池掛り
- G　土井掛り

3．太田土地改良区
- H　野田池本ゆる掛り
- I　野田池返りゆる掛り
- J　蓮池本ゆる掛り
- K　蓮池上井ゆる掛り
- L　鹿ノ井出水掛り
- M　新出水掛り
- N　土免出水掛り
- O　淀出水掛り

4．多肥土地改良区
- P　肥間出水掛り
- Q　西の沢出水掛り
- R　馬渕出水掛り
- S　栗の木出水掛り
- T　鈴木出水掛り
- U　横井出水掛り

第126図　水利概況図

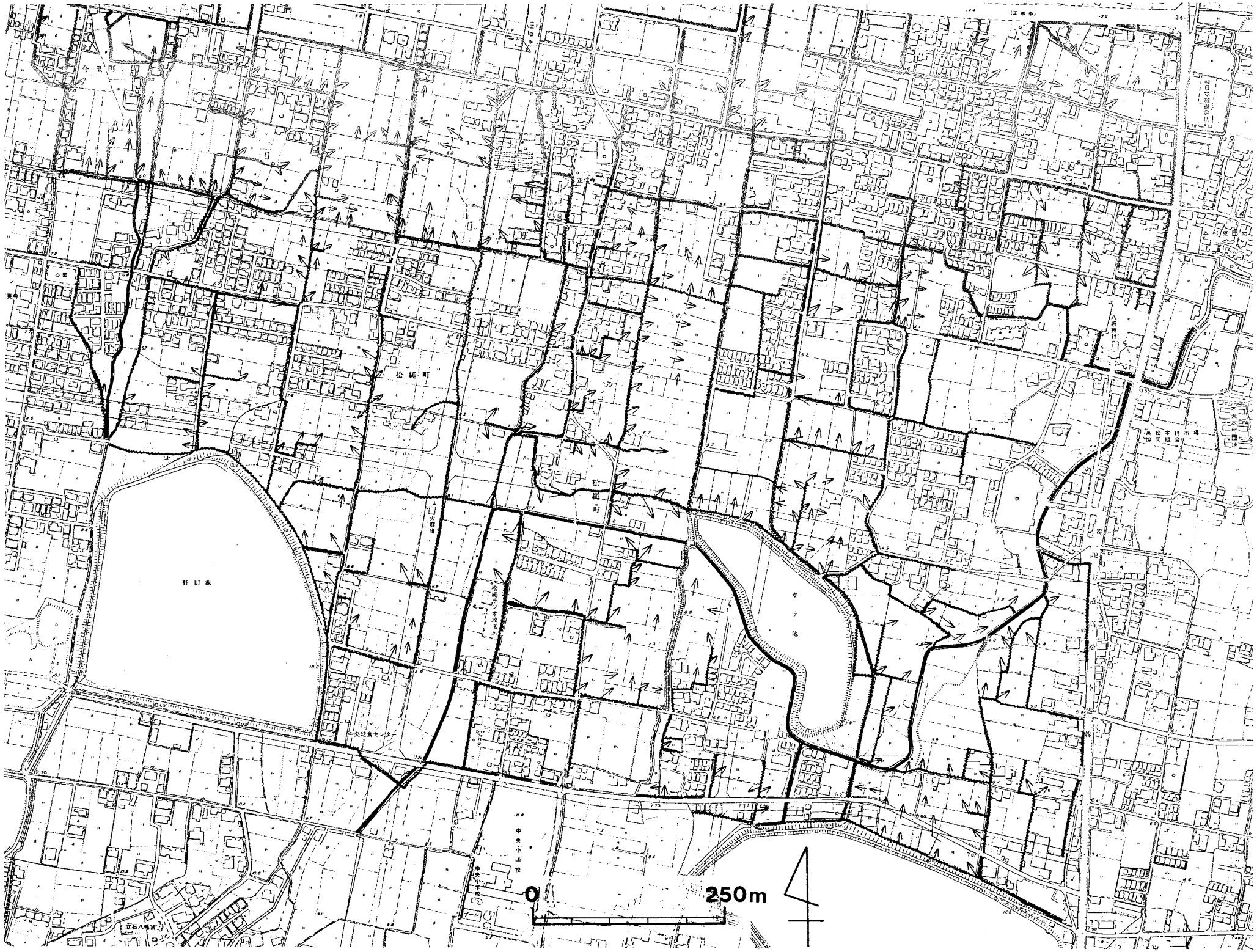


第127図　野田池・新池水掛り系統図

高松市松縄町に存在する野田池は、堤長1,105m、堤高6.2m、貯水量30.8万tで、周囲を堤防で囲まれた「皿池」である。現在の灌漑区域は松縄・今里・上福岡3町内の約80haである。この池はもと松縄村1カ村専用の溜池であったが、寛政10年（1798）に池が改修されるにあたり、その費用の大部分を福岡・今里両村が負担したことにより水掛りに編入された。

上流の出水・溜池などの余水が貯水源であり、その年最初のユル抜き（「抜きぞめ」という）は、毎年6月13日頃に行われる。田植に使用する「仕付け水」だけで、池の水量は約4割にまで減少してしまうことがあった。その後はなるべく雨水・「地水（ジミズ）」（水路を流れる上流からの余水のこと）で灌漑して、灌漑期間中にも溜池への貯水につとめる。野田池には、東北隅に本ユルと東南隅に「返りユル」とがある。

野田池の本ユル掛りの配水には、「七ツ割」と称する慣行があった。これは池の水量を7つに分割し、そのうちの四ツを松縄、二ツを上福岡、一ツを今里に配水するものである。一ツが野田池からの配水量の半日分に担当し、ユル抜き後松縄が2昼夜、ついで上福岡が1昼夜、今里が半日の配水を受ける。一ツの切り替えは日の出と日没に行われた。その際、「手の筋の慣行」と呼ばれるものがあった。これは、分水地点で手のひらをかざして、その血管が判別できるようになった時点を日の出、血管が見えなくなった時刻を日没とするものであったという。池水の「とりため費」などの水利費は、七ツ割に従うのが慣行であった。

池東南の返りユル掛りは、松縄町内の現在10haの耕地を灌漑している。このユル掛りはもとは寛政年間の池修築の際、池の敷地になって埋没した野田出水の灌漑区域であった。出水埋没の代償として、このユル掛りには七ツ割の慣行に関わらず、必要に応じて随意に取水することが認められてきた。ただし、返りユルの樋管の位置の高さは、本ユルのそれよりも高いため、池水が一定の水位より低下すると取水できなくなる。なお、返りユルという名称は他の溜池でも使われている。これは貯水時には取水口となり、配水時にはこのユルから水が出されることにちなむものである。

明治9年の干ばつが契機となって、上福岡村より、返りユル掛りのも七ツ割の慣行に含まれるとの訴訟が起こされた。この訴訟は、明治13年に東京控訴裁判所において原告側敗訴の判決が出されている[10]。

鹿の井出水は、太田下町字鹿の井にあり、幅員4.5m、長さ126m、深さ約1mで細長い水路のような形状をしている。その灌漑区域は太田下町・多肥下町の一部と伏石町一円に及び、香川県下有数の規模をもつ出水である。

はじめに鹿の井出水の起源に関する伝承を記す。この出水は、伏石町居石神社の御神体（「神石」）の刻文によると、平安末期の保安3年（1122）の干ばつ時に掘削されたという。もとより史実ではなかろうが、居石神社は同町内の伏石神社・立石神社とともに三所八幡宮

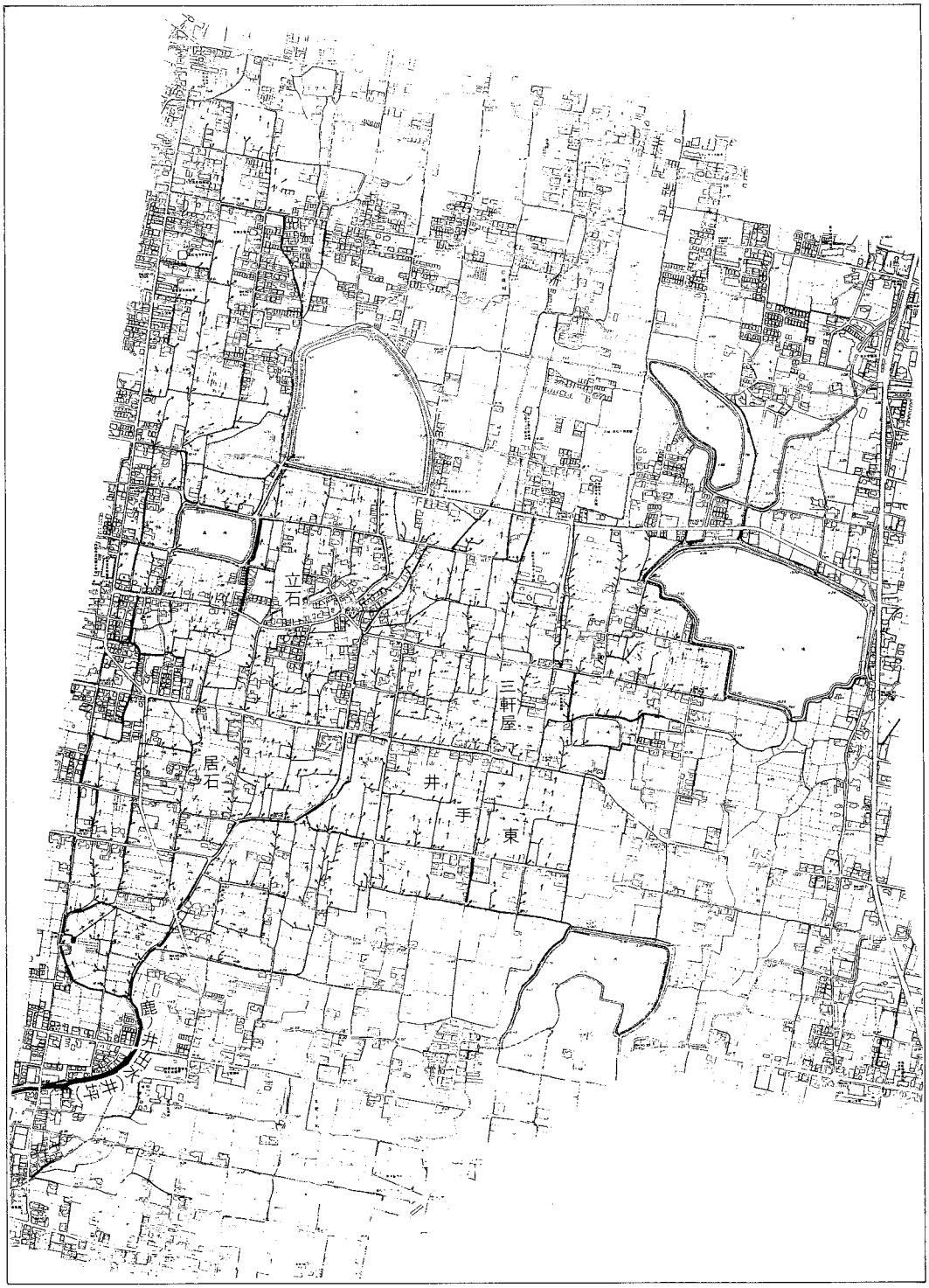


第128図　鹿ノ井出水の水掛り系統図

の１つとされ、慶長６年（1601）に建立されたという由緒がある。また、木太町新池西北隅のユル掛りや、現在は野田池掛りの松縄町字境目に、それぞれの溜池が築造されるまでは、鹿の井出水掛りであったとの言伝えが残されている。これらの事実は、鹿の井出水の起源がかなり古いことを物語るといえよう。

さて鹿の井出水の取水慣行であるが、この出水は上流「ガラク」と、下流「マツチ」（粘土質の耕土）の境界にある湧水地帯に存在しており、周辺には他の出水も多い。このため、鹿の井出水の湧出量を増加させようとして、その「井坪」を掘り下げると、周辺の出水や井戸の湧出量が減少するという関係にある。このため、鹿の井出水と周辺の多肥地区・太田地区の出水掛りとの間に、その井坪の掘り下げを認めない厳格な慣行が存在していた[11]。

その慣行の主な内容は、つぎのとおりである。①　鹿の井出水の「大浚え」（井坪の清掃）は、年に１回５月頃に実施する。②　手鍬は掘り下げないよう横がきとし、泥上げは水路からの水の落ち込み口３カ所以外は、原則として禁止である。③　人足は36名として、モッコ・ガンジキも１名とみなす。④　人足は、出水の利害に無関係な三名町の者を鹿の井出水掛りの負担で雇う。⑤　下多肥の代表者が立会う。

この慣行をめぐって、井坪を掘り下げようとする鹿の井出水側と、それを阻止しようとする下多肥・太田地区の出水側との間で、古来紛争がくり返されてきた。近年では、大正13年に鹿の井出水側が掘り下げを強行しようとしたことに発して周辺の出水から、また昭和14年の干ばつ年にも井坪の浚渫権等の存在確認をもとめて鹿の井出水側から提訴された[12]。

この取水慣行は内場池・香川用水の完成によって、現在では解消している。まず内場池の完成によって、多肥地区は内場池の太田幹線水路多肥支線から用水を補給されるようになったが、多肥下町の一部区域では受水が困難であった。そこで、昭和33年に鹿の井出水側の了解を得て、その区域には鹿の井出水掛りを通る三軒屋支線水路から配水することにした。その際に下多肥側が、鹿の井出水の取水慣行の条件を緩和することに同意した。すなわち、出水の井坪と水路に「底杭」を設置して、井坪・水路浚えの条件を緩和し、立会人も多肥側代表者５人に限ることにした。

さらに香川用水の完成によって、この地域の水利は大きく改善された。他方、三軒屋支線水路周辺で宅地化が進行したため、豪雨時の降水をすみやかに排水することが重要になった。そのために下多肥地区の西の沢水利組合の水門を改修することが必要になった。そこで、昭和55年５月に鹿の井出水・上免水利組合（太田下町）・西の沢水利組合の代表者の間で、水門の改修方法・維持管理費について協定が成立した。その際、内場池土地改良区理事の仲介で鹿の井出水の取水慣行を全面的に解放することが誓約されたのである[13]。

鹿の井出水はその湧水量に比べて灌漑面積が大きいので、つねに用水は不足がちであり、

渇水時には番水が行われた。この配水慣行は「水配」や農家の経験により運営され、成文化されていないので、その復元は困難であるが、その大要を以下に記す。

鹿の井出水の灌漑区域は、その水利権の優劣によって３つの区域に分けられる。第１は、水掛り上流に位置する太田下町・多肥下町内の区域である。太田下町内の「土俵股掛り」や「石堰掛り」の区域は、随意に取水する特権があった。また、「立石中股掛り」は太田下町東川から伏石町居石・立石内を灌漑する水路であるが、渇水時に下流伏石町で番水が実施されている間にも、東川では「番なし」と称して、随意に取水することができた。鹿の井出水三軒屋股水路に沿う、上流多肥下町内の水田も、伏石町内の番水に関係なく、随時取水することができた。

この区域内の農家は、灌漑開始前の水路の清掃に参加しないし、鹿の井水利組合の水利費も負担しない。ただ、伏石町三軒屋の水配によれば、太田下町の特権は昔からの慣行であるが、「下多肥に水利費を負担せず、掃除に参加させない」のは、正規の水利権を認めていないためだという。

第２の区域は伏石町一円である。この区域の灌漑面積は、水利組合の資料によれば約60haである。この区域には香川用水が通水するまで、渇水時には番水が行われてきた。

その例をあげると、伏石町居石・立石内を灌漑する「立石股掛り」では、区域内の水田を９番に分け、１つの番に12時間を割り当てて番水を実施した。番数を奇数とするのは、各農家の配水時間が、交互に昼水と夜水になるようにするためである。それぞれの内部の各セマチ（圃場）ごとにも配水時間が決められており、これを「分け番」と称した。配当時間には１反歩当り30～60分の差異があった。これは各圃場の減水深を考慮したものであったという。この股掛りは、鹿の井出水掛りのなかでも水利事情が悪かったため、番水が完全に解消したのは昭和50年の香川用水通水以後のことである。

前述した立石中股掛りでは、灌漑区域を７番に分けて番水を実施し、１反歩につき約１時間の配水時間であった。ただし、この股掛りは用水が比較的にゆたかであったので、戦後番水が行なわれたことはなかった。字居石・立石に関係する「ゴヨウチ股掛り」は、灌漑面積が約１町歩と小さいので、各圃場に１反歩につき２時間が割り当てられていた。字三軒屋・井出東内を灌漑する「三軒屋東股・西股掛り」では、灌漑区域が広いにも関わらず、各圃場ごとの配水時間が決められていただけで、区域内をいくつかの番に分けて配水することはなかった。同じ伏石町内の鹿の井出水掛りでも水利事情に差異があり、その配水慣行はさまざまであった。

なお、番水は水利事情の悪い、下流の農家の申し立てによって始まり、各水路末端の水田からさきに配水するのが通例である。この場合、各農家が自分で圃場に水を入れた。割当時

間が終わると、すぐ上流の農家が自分の圃場の「水口（ミナクチ）」（取水口）で、所定の板（これを「水門」と呼ぶ）で水路をせき止めた。こうして、つぎの分け番へと配水が移行した。

また、鹿の井出水掛りでは干ばつ年には、番水を行ってもなお用水が不足した。こうした場合には、水路沿いや水田内に「ホリ」と称する井戸を掘って補給した。このホリには個人で設置したものと、水路ごとに共同で設置したものとがあった。これらは補助水源として、恒常的に利用されてきたが、用水がゆたかになった現在は多くが埋没してしまっている。

鹿の井出水掛りの伏石町の農家には水路の清掃（これを「用水する」と称する）と、水利費の負担があった。水路の清掃は5月の第3日曜日に行われる。耕作面積とは無関係に農家1戸から1人の参加が必要で、水路末端の農家から清掃を始めるので、水路上流になるほど参加者が増加する。水利組合の水利費は、かっては水利組合の会計1名が全農家から徴収していた。現在は各字ごとに1、2名ずつ選出されている水利総代が集金している。この水利総代は水配を兼ね、それぞれ1～数本の支線水路の配水を担当する。

鹿の井出水掛りの第3の区域は、最下流に位置する木太町字平塚と松縄町南原内の区域である。この区域は「番外」あるいは「お天水掛り」と称されて、正規の水利権は認められておらず、上流からの余水を利用できるだけであった。その代わり水路の清掃や水利費の負担はなく、水利事情が大きく好転した現在では、かえって有利な立場になっている。平塚内にある「小池」は、田植時の補給水用に使用されてきた。

一般に出水は、上流にある溜池（鹿の井出水の場合には仏生山町平池）がユルを抜くと湧水量が増加する。それをまって田植を行うので、出水掛りの田植は溜池掛りよりは遅い。鹿の井出水掛りの場合は、内場池から配水を受けるようになるまでは、6月25日以後に田植を行い、7月上旬の「半夏」までに完了すれば良いとされていた。現在は6月17日から5、6日間、内場池から配水を行けて田植を行う。

②多肥土地改良区

多肥土地改良区は、昭和31年9月に高松市と合併した旧多肥村（現多肥上町・多肥下町・出作町）の区域に設置されたものである。現在の灌漑面積197ha、組合員数431人である。多肥上町北部・出作町は、上流にある平池・前池・住蓮寺池などの溜池掛りに含まれている。多肥上町南部から多肥下町にかけては、主として出水掛りである。土地区画整理事業の対象区域だけでも、出水掛りを単位に横井・馬渕・淀・西の沢・鈴木・栗の木・肥間の8水利組合が結成されている。ここでは比較的規模が大きい栗の木・西の沢出水について述べる。

多肥上町字出口に存在する、2カ所の出水を合わせて栗の木出水という。10年前頃からポンプで揚水している。この灌漑区域は多肥上町・下町、および林町字宮西・西原の一部で、

灌漑面積は24ha程度である。多肥上町２名、下町４名の「水配」によって配水が管理されている。

現在は内場池の東部幹線水路多肥支線を通じて、毎年６月19日・20日に供給される用水で田植を実施している。その後は各農家が水路の水を自由に圃場へ引水する、「サンザイ」を行う。多肥上町の灌漑区域内の水田は、粘土質の「マツチ」が多く、１年に４～５回灌水すれば良いという。出水の水利費は灌漑区域内は同額であり、上流と下流で水利権に大きな差異はない。ただ毎年５月末から６月10日頃までの間に実施される水路の清掃に、上流多肥上町の農家は参加せず、その日当も負担しない。

鈴木・肥間の両出水も水源が上多肥地区にあり、その水掛りは上・下両多肥地区にまたがっている。しかし、両地区の間の水利権の差異は小さく、前述した鹿の井出水掛りとは対照的である。こうした事実は、「寛永17年生駒氏惣高覚帳」に両地区に合わせて多肥村とあるように、古代・中世以来の多肥郷としても一体性があったこと、近世初期の分村後も両村で上多肥村桜木神社の氏子圏を構成していたこと、近世を通じて上多肥村庄屋が下多肥村庄屋を兼帯することが多かったことなどに基づくと考えられる。

栗の木出水の井坪の南約200ｍに、平井出水（別名花泉出水ともいい、その灌漑区域の大部分は林町にある）がある。この両出水間にも、平井出水の「出水浚え」をめぐって、紛争がくり返されてきた[14]。

つぎに西の沢出水は、多肥下町西部に存在する。その灌漑区域は多肥下町字本村・下所と林町字西原の３地区で、各地区にそれぞれ水配１名がおかれている。その水掛り区域は20ha程度で、関係農家は65戸である。

出水からの通常の湧水では田植はできないといわれ、上流の溜池がユルを抜いた後、出水の湧水量が増すのをまって田植を実施しなければならなかった。そうすると７月上旬にまで田植がずれ込むことになり、田植が１日遅れれば反別１斗の減収になったという。灌漑期間の用水も不足しがちで、昭和14年の干ばつ時には西の沢出水や北隣の肥間出水掛りでは、稲株１本ごとにドビンなどの容器で水を注ぐ、「ドビン水」が行われた。

現在は６月17日～21日までの５日間、内場池から配水される用水で田植を実施している。その際、下流の下所がさきに灌漑する。これは本村の土質の多くが砂質の「ガラク」であり、田植時には１時間程度で用水が地下に浸透してしまい、さきに灌漑しても用水がむだになってしまうためである。

水利費は灌漑区域全体で同額であり、灌漑が始まる前に行う水路の清掃も、全農家が参加する「全戸出し」である。ただ、その後水路に生えた雑草を取り除く「草むしり」には、本村の農家は参加しない。

香東川東岸の出水利用区域に位置する下多肥地区には、溜池が存在しない。しかも、一宮地区成合や鶴尾地区と同じく、出水は補助水源ではなく、それぞれが主水源としての役割をはたし、単独の水掛りをもっている。換言すれば、昭和28年内場池が完成するまで、当地区を含む香東川東岸地区には広域的な水利系統は整備されていなかったのである。それ故、出水単独掛り区域では平年でも上流の溜池が放水した後でなければ田植ができないというハンディがあり、干ばつ年には深刻な被害をまぬがれなかった。

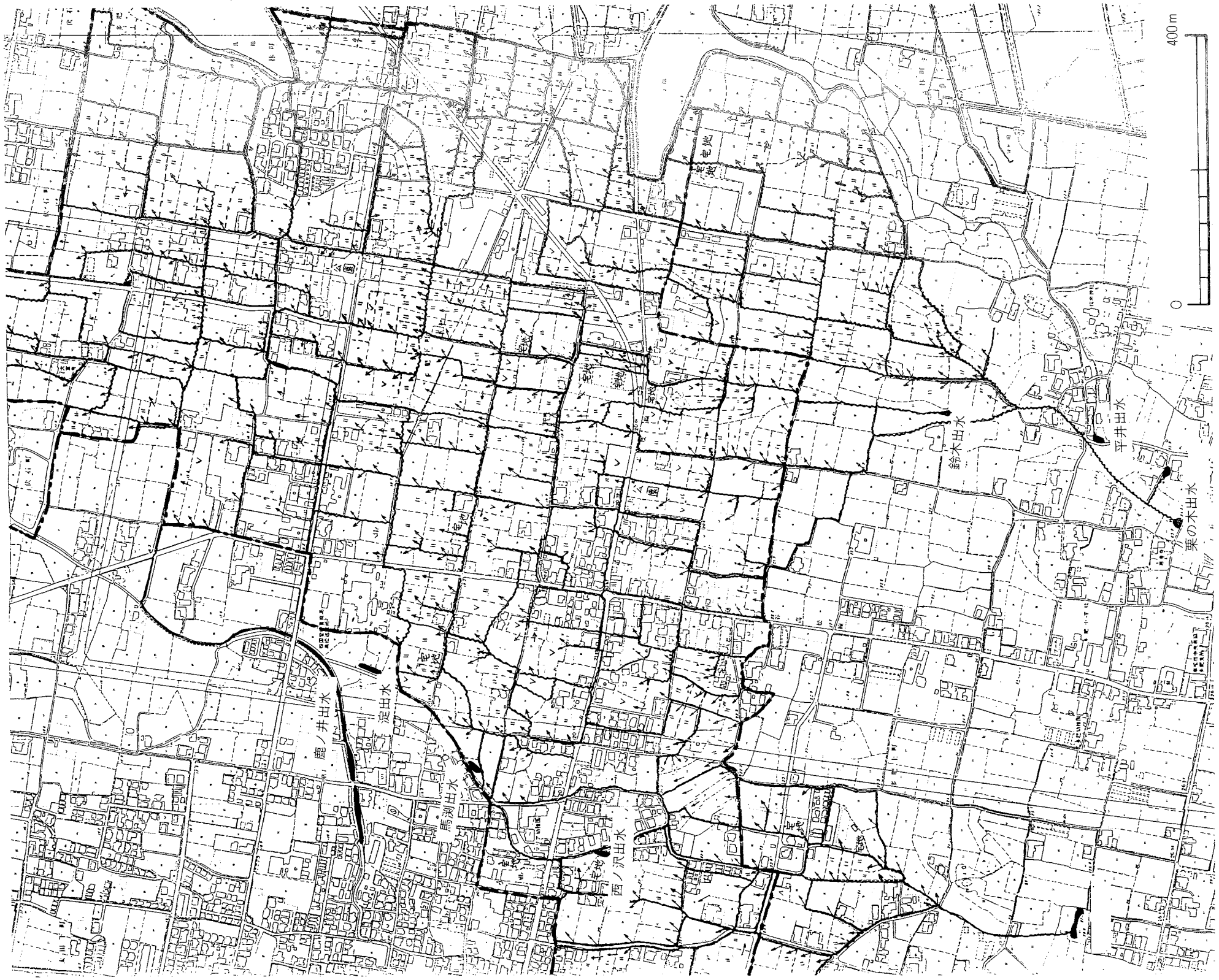


第129図　下多肥地区の水掛り系統図

③新池土地改良区

新池土地改良区は、高松市木太町字平塚に存在する新池（堤長720m、堤高6.8m、貯水量36.8万ｔ）の灌漑区域で構成されている。現在の灌漑面積は木太町内の38ha、組合員数120人である。近年は宅地開発が著しく進行しており、昭和20年頃には約90haあった灌漑面積も、現在は半減している。なお、溜池の公式な名称は新池であるが、地元ではもっぱら大池と呼んでいる。

第126図には、新池の北部にガラ池（堤長350m、堤高3.5m、貯水量4.7万ｔで、もと川原池と呼ばれた。）が存在する。この溜池は新池の補助池であり、この池の東側を流れる新池本ユルからの水路に配水していた。灌漑面積の減少により新池の貯水量に余裕が生じて、補助池が不要になったので、昭和60年３月15日、高松市の要請をいれて全面的に埋め立てられ、現在は市立木太中学校の敷地になっている。新池の貯水源は上流からの自然流水や余水であり、池の南にある導水路から取水する。内場池・香川用水のいずれの土地改良区にも加入していない。

新池には東側に返（カヤ）りユルと中ユル、東北隅に角（スマ）ユル、北側堤防中央に本ユルと、西北隅のユルの５本のユルがある。その「初抜き」は以前には６月15日に決まっていたが、現在はその前後の日曜日に行われることもある。初抜き後２日半～３日で田植を終える。田植に使用する「仕付け水」だけで、年によっては池の水量の半分を費消することがある。その後は「地水」（上流からの余水など、ユル閉鎖中に水路を流れている水をいう）をなるべく使い、必要に応じてユルを抜いて配水する。これを「入れ添え」と称している。

５つのユルのうち、中ユル掛りと角ユル掛りが合わさって角ユル掛りとなるので、新池掛りは４つの区域で構成される。現在はこの４つの水掛りの水利権は対等であるが、以前は西北隅のユルに随意にユルを抜き取水する権利があった。この慣行は、新池築造以前には、このユル掛りの区域に、太田下町鹿の井出水からの水路があったが、これが新池敷地となって埋没してしまったことに対する代償であった。

なお松縄町に隣接する、新池掛りに境目掛りがある。この区域は新池の水は使わず、もっぱら上流からの余水によって灌漑している。この区域も新池築造以前は鹿の井出水掛りであったという伝承がある。

④三郎池土地改良区

三郎池土地改良区は、高松市三谷町にある県下有数の大溜池である、三郎池によって灌漑される区域である。その灌漑区域は三谷町・川島本町・由良町・上林町・林町・六条町・木太町におよび、その灌漑面積460ha、組合員数999人である。

三郎池には３本のユルがある。このうち東ユルは原東掛りに配水し、西ユルは平石掛りに配水する。本ユル掛りは原・鎌野・西三谷・上林上井・上林下井・開拓上井・上井・下池・長池・六条・木太の11掛りに配水する。このうち三郎池直接掛りの上井掛りの一部と、三郎池の子池である下池・長池掛りの一部が、土地区画整理事業の対象地区に含まれる。

三郎池は以前から存在していた小溜池を、寛永５年（1628）に西島八兵衛が全面的に増築した。その際、集水面積が狭いため自然流水では満水にならないので、香東川から導水する約８kmの掛井手を設置した。その後いく度か堤防のかさ上げ工事が行われ、現在の規模（堤長265m、堤高14.6m、貯水量176.8万ｔ）になった。高松平野南部の洪積台地末端の侵食谷をせき止めたものであるから、堤長の割に貯水量が大きい。現在は内場池の太田幹線水路佐戸股分水点から配水を受け、さらに香川用水からも配水を受けている。

毎年６月15日前後にユル抜きが行われる。ユル抜き後、本ユル掛りの上井幹線・下井幹線では「三昼夜計画」と呼ばれる、計画配水がくり返し実施される。上井幹線について配水順序・配水時間を例示すると（［　］内は各掛りの配水時間）、三谷［19］→上林上井［20］→池台新開地［７］→開拓上井［11］→上井［15］→宮西［2.5］である。毎回午前６時にユルが抜かれるので、例えば上井掛りではユル抜き後３日目の午後３時から翌日の午前６時まで、15時間配水されるというように、毎回同一の時間帯に配水される。

各水掛り内部の圃場への配水は、水路単位に配置された水配の指示によって行われる。水配は担当区域内の支線水路ごとに、１筆の圃場への配水時間を決定する。各農家は指定された時間に、自分の圃場に用水を入れる。その場合も各農家への配水時間は、毎回ほぼ同一の時間が割り当てられるという。

また、各掛りへの配水時間はそれぞれの灌漑面積に応じて算出されたものであり、５年ごとに調査の上配水時間を調整することになっている。また、１回のユル抜き後の全体の配水時間も、昭和25年土地改良区の発足後、７日割から５日割、4.5日割を経て現在の三昼夜計画までしだいに短縮されてきている。これは、寡雨期にユル抜き後長時間待たなければ取水できなかった、水掛り下流の不利を考慮したためである。このように現在では、三郎池直接掛り内部には、通常の計画配水時に上流と下流の間で、その水利権に大きな差異は認められない。

三郎池の子池である下池は、林町字下池にあり、堤長380m、堤高2.7m、貯水量3.1万ｔである。同じく子池の長池は同町字宮西にあり、堤長780m、堤高４m、貯水量8.3万ｔである。両池の築造時期や、三郎池掛りに編入された時期は不明である。また、両池は三郎池の他の子池とは違って、親池から定期的に給水を受けることはない。

ここでは下池掛りについて記す。下池は「地水」と称する、水路を流れる上流から余水を

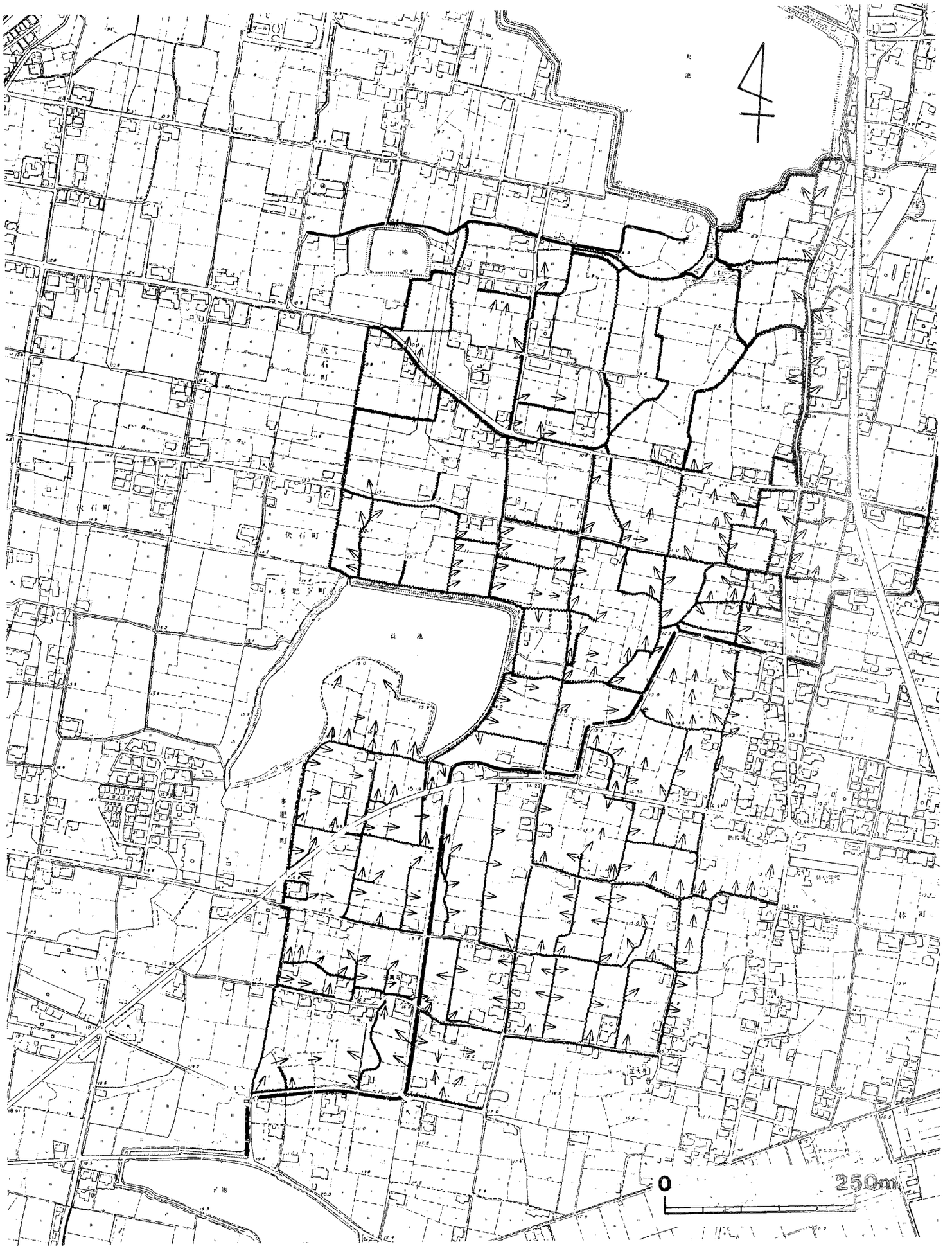


第130図　三谷三郎池・下池水掛り系統図

貯える溜池である。土地改良区の資料には三郎池からの下池導水路が記載されており、その配水量は下池の貯水状況をみて、その都度決定すると規約にうたわれている。しかし、下池掛りでは三郎池からの給水を受けたことはないという。なお、負担金は直接掛りのそれの8割である。

現在の下池掛りでは、特定の配水順序や配水時間は決められておらず、各農家は水路に用水がある間は、必要に応じて自由に引水することができる。昭和42年以前と、48年の干ばつ時には「水引き」が選出された。各農家は圃場への配水作業を水引きに一任し、かってに取水することはできなかった。また、昭和14年の大干ばつの際には「線香水」や、路車による溜池内の水の揚水も行われた。

下池掛りの各圃場の多くは、その1辺を用水路に直接接している。なかには隣接する水田から、畦畔ごしに用水を受ける「田渡し」を行うものもある。田渡しを行うのは、同一人の所有する圃場間が多いが、一部に親族間で行っている例もみられる。なお、下池掛り内の大小の用水路は、すべて「川」と呼ばれており、固有の名称をもつものはない。

## 3．新川・春日川流域の水利慣行

①四箇池土地改良区

四箇池土地改良区は「四箇池」と通称される6つの溜池によって灌漑される区域である。その前身は、明治41年に設立された「四箇池普通水利組合」であり、昭和25年に土地改良区に改組された。現在の灌漑面積は1,136ha、組合員数2,316人に上り、香川県下では有数の規模をもつ。

この土地改良区は、溜池と幹線水路の維持・管理、計画配水の実施をおもな機能としており、その他香川用水の管理や、高松市への上水道の供給なども担当している。このため、支線水路の改修や農道の整備などは、旧村を単位に別に設置された8つの土地改良区（東植田・西植田・川島・十川・川添・林・前田・木太）が実施している。

| 選　挙　区 | 総　代 | 理　事 |
|---|---|---|
| 1（西植田） | 12人 | 2人 |
| 2（東植田） | 8 | 1 |
| 3（十川・前田） | 23 | 4 |
| 4（川島） | 20 | 3 |
| 5（川添） | 20 | 3 |
| 6（林） | 6 | 1 |
| 7（木太・春日） | 11 | 2 |
| 計 | 100 | 16 |

表30　四箇池土地改良区の地区別総代・理事の定員数

総代の定員は100名であり、表30のように７つの選挙区から選出される。役員には理事16名と監事４名があり、理事は第１～７選挙区に、その定員が割り当てられている。理事のなかから理事長・第１理事・第２理事が選ばれる。

四箇池のなかでは、まず最初に神内池（堤長142m．堤高13.8m、貯水量155万ｔ）が、寛永13年（1626）に西島八兵衛によって築造された。つづいて正保３年（1646）に城池（堤長117m、堤高13.5m、貯水量155万ｔ）が建造された。その後の新田開発による用水不足に対処するために、寛文12年（1672）には松尾池（堤長150m、堤高12.5m、貯水量138万ｔ）、さらに文久３年（1863）には公渕池（堤長245m、堤高22m、貯水量110万ｔ）が築かれた。これら４個の溜池は、いずれも高松藩の藩営工事として築造されたもので、四箇池の呼称はこの４つの溜池に基づいている。

さらに明治中期以降、「讃岐三白」の１つであった、サトウキビの栽培が衰退して、稲作への転作が増加したため、用水の不足が深刻になった。そこで、大正２年に神内上池（堤長125m．堤高27m、貯水量64万ｔ）が築かれた。これらの池のうち、春日川支流の朝倉川水系の谷をせき止めた城池・公渕池を「東池」、支流天満川・葛谷川水系に位置する神内上池・神内池・松尾池を「西池」と呼んでいる。

昭和27年以来、集水面積の大きい神内上池の堤防のかさ上げ工事と、貯水源に余裕があるこの池から松尾池・城池・公渕池へ導水する延長5,659mの水路を建設する県営四箇池導水事業が実施され、昭和35年に完成した。この工事によって、５つの溜池を一体的に利用することが可能になった。

いま１つの坂瀬池（堤長390m、堤高５m、貯水量36万ｔ）は、寛永元年（1624）に築造された。この池は公渕池下流の朝倉川に貯水源をもとめており、その水掛りの周囲は、四箇池掛りに取り囲まれている。昭和37年に坂瀬池は、四箇池土地改良区に編入された。

四箇池の配水慣行は、常水区域と番水区域とで大きく異なる[15]。まず、常水区域は各溜池の池尻にある、各池の直接掛りである。その区域は東植田・西植田・川島・十川地区の一部約200haである。この区域の農家は、溜池から放水中は随時必要限度の用水を取ることができる。また、溜池の水位が慣行による、指定の水位以下に低下したとき、残った池水は「残し水」として、常水区域専用の用水となる。

坂瀬池を除く５個の溜池からの水は、常水区域を灌漑しつつ、春日川の支流を流下し、西植田内で春日川に合流する。合流後の流水は、川北集水口でせき止められ、春日川幹線水路に導水される。昭和10年に完成したこの幹線水路は、春日川の流路に平行して、川添地区内の「木太・香伯頭首工」まで南下する。この幹線水路の途中には19の井口があり、そこから番水区域に配水する。

(1) 4日割

| 日 | 配水地区 |
|---|---|
| 第1日 | 坂元、田井、小村本村 |
| 第2日 | 高野、小村下所、西十川、下田井、六条 |
| 第3日 | 元山、東山崎、西十川、南亀田、亀田、六条古川 |
| 第4日 | 木太、春日、六条下分、前田西 |

(2) 6日割

| 日 | 配水地区 |
|---|---|
| 第1日 | 坂元、田井、小村本村 |
| 第2日 | 高野、小村下所、西十川、下田井、六条 |
| 第3日 | 東山崎、西十川、南亀田、亀田 |
| 第4日 | 元山、前田西、六条古川 |
| 第5日 | 木太、春日、六条下分 |
| 第6日 | (調整日) |

(3) 7日割

| 日 | 配水地区 |
|---|---|
| 第1日 | 坂元、田井、小村本村 |
| 第2日 | 高野、小村下所、西十川、下田井、六条 |
| 第3日 | |
| 第4日 | 東山崎、西十川、南亀田、亀田 |
| 第5日 | 元山、前田西、六条古川 |
| 第6日 | 木太、春太、六条下分 |
| 第7日 | 元山、木太 |

表31　四箇池の計画配水表

番水区域内の配水は、田植期間と一般の灌漑期間とで異なる。田植期間中は「4日割」と称する配水計画が実施される。これは四箇池の灌漑区域を4つに分け、表31のように配水する。番水区域ではほぼ上流から下流に向かって灌漑が行われる。

ユル抜きは6月16日、17日の前後に行われる。ユル抜きの時刻は、かっては日の出の時刻であったが、現在は午前5時に決められている。ユル抜きから1日間の水は、「川浚え」と称して、特定の区域に配水することはしない。4日割は川浚えの翌日から始まり、通常は2回くり返されて、この期間に田植を終える。また、4日割の期間中ユルは、昼夜を通じて開放されたままで閉鎖されない。

田植が終わって通常の灌漑期間に入ると、第31表のように「6日割」または「7日割」による番水が実施される。6日割による配水区域は、第1日と第2日は4日割の場合と変わらず、第3日～第5日の配水区域が一部組み代えられている。第6日は調整のための日で、用水が不足している地区へ配水する。7日割に基づく計画配水は、第1～3日は4日割の場合の第1日と第2日に配水を受ける地区へ、それぞれ1.5日ずつ配水される。第4～6日は、6日割の場合第3～5日に配水を受ける地区に配水され、第7日には下流の元山・木太地区が再度配水を受ける。

6日割と7日割の場合は4日割とは違って、ユルからは午前5時から午後5時までの間放水され、夜間は閉鎖される。灌漑期間中は、6日割か7日割による番水が9月中旬までくり返され、通常第15回配水でその年の灌漑期間を終了する。春日川幹線水路から支線水路への分水は「親割」と呼ばれ、その水路に関係する各集落の水配・土工が立ち会って分水される。

四箇池の幹線水路には、いま1つ公渕池からの十川幹線水路があり、東植田と東十川内を灌漑している。この幹線水路の配水については、土地改良区からの指示は出されず、灌漑区域内の農家の協議によって配水が行われている。この幹線水路の水掛りには、香地池・鷲池・雀池などの補助池（「カス池」と呼ばれる）が多くみられる。

この四箇池の配水慣行は、香川用水通水後の現在もほとんど変化していない。田植は基本的に四箇池の水を利用して行うものとされ、香川用水は、主として一般灌漑期間中の補給水として位置づけられている。しかし香川用水からの受水によって、田植終了時や灌漑期間終了時に溜池に残っている水が、大幅に増加したのは確かであり、潜在的な水不足は一応改善された状況になっている。

春日川幹線水路から分水された用水は、従来から春日川の川床に設置されていた井堰（「横井」ともいう）からの水路を利用して、末端の水田に送られる。これらの井堰は現在も使用されており、「地水」と呼ばれる春日川の表流水を取水し、幹線水路からの用水と合わせて利用している。この地水は6日割・7日割などの番水とは関係なく、毎日取水することができる。これらの井堰は昭和20年代には63個あったが、現在は2、3の井堰が統廃合されている。また、これらの井堰の大部分は、現在も土俵を用いて築かれており、その水掛りの農家によって毎年築かれ、修復されている。

支線水路からの各圃場への分水は、集落を単位に組織されている、「土工（トコウ）会」と呼ばれる組織によって行われる。小村町下所の土工会の例では、地区内をさらに3区分（西免場・大荒・下免場）して配水する。この配水には、「土工」（土工会の代表）のもと3地区の代表が立ち会い、各圃場への配水は「水引き」の手によって行われた。現在は、各農家が自己の圃場に取水している地区が多いが、上田井地区では、土質が「ガラク」であるため減水深が大き

いので、現在も水引きが各圃場への配水を行っている。

また、干ばつ年には「瀬掘り」が行われることがあった。これは四箇池の貯水が減少して「残し水」となり、番水区域への配水が行われなくなったとき、春日川の川床を掘って、その伏流水を地水として井堰から取水して使用するものである。ただし、その瀬掘りの許される場所や距離は、慣行により各井堰ごとに決められていた。

②古高松土地改良区

古高松土地改良区は、昭和31年に高松市と合併した古高松村（現高松町・新田町・春日町）と、高松市屋島西町字百石を灌漑区域に、昭和25年に設立された。現在の灌漑面積は227ha、組合員数は565人である。

高松町東部の竜王山山麓にある宝池・小山池・八ツ池などの溜池や、新川と右岸の平坦部に位置する久米池などの溜池が水源である。現在、区域内の溜池は71個であり、それぞれに水利組合が結成されている。各水利組合には組合長・池守などの役員がおり、各溜池の維持・管理を担当している。

土地改良区の議決機関は総代会であり、50名の総代は、土地改良区全域を１つの選挙区とする選挙で選出される。総代会において理事22人、監事４名の役員が選出され、理事の互選によって理事長が選ばれる。また、古高松土地改良区は、県営香川用水地区新川沿岸水路事業によって造成された施設の維持・管理などのため、新川沿岸土地改良区連合に所属している。

ここでは、土地改良区内で最大の灌漑面積をもつ久米池（堤長620m、堤高4.5m、貯水量35.2万ｔ）について紹介する。この池は西島八兵衛が、寛永14年（1637）に今日の新田町・春日町を干拓地として造成した際、その用水源として築いたものという。取水源は新川であり、以前は久米池南方約１kmの西前田地区の勘定井堰から取水していた。現在は東山崎町の山崎井堰から導水している。毎年１月10日頃導水路の「川浚え」を実施し、それから貯水する「寒水取り」である。約１～２カ月で満水になる。現在は、香川用水からも約11kmの導水路で配水を受けている。

久米池には東ユル・本ユル・春日ユルの３本のユルがあり、東ユルからの水路は新田町東部の上掛り、本ユルからの水路は新田町、春日ユルからの水路は上流の新田町から春日の水田を灌漑する。いずれも上流からさきに、しだいに下流へと灌漑していく。

以前、久米池の貯水は田植が終了した時点で、その２～３割を残すだけになり、灌漑期の補給水が不足することがあった。このため、新川の諏訪井堰（大揺ともいう）からも流水を直接に取水して、用水の不足を補った。この諏訪井堰は、竜王山麓の宝池・小山池・八ツ池

の貯水源でもあり、毎年11月から翌年４月末まで揚水している。

６月15日前後にユル抜きをする。ユル抜きから約１週間の田植時期の用水は、「荒伏（アラフセ）」と呼ばれる。その後は連続して「入添（イレソエ）」と称する補給水を給水する。この間降雨があったときを除いて、ユルは昼夜とも開放されたままである。「水入」３名が分水を管理する。各圃場への給水は、水入が行う場合と、各農家が行う場合がある。もっぱら夜間に自分の圃場へ引水する兼業農家も存在する。

かつて渇水期には、「線香水」も行われた。戦後実施されたことはないが、四箇池と同じく、「日焼け年」（干ばつ年）には「残し水」の慣行があり、最後の池水は溜池近辺の一部の区域だけが取水できた。これは上流の特権という側面よりも、翌年の水掛り全農家の種モミを確保するというねらいの方が大きかったという。残し水となるのは、溜池内の水位が下がり、自然流下でユルロから配水できなくなったときであり、その場合には２台の踏車を上下に連ねて、揚水する必要があった。

久米池では、明治10年に水論が発生している。その原因は、下流東潟元・西潟元両村が久米池の水掛りであるとして、荒伏・入添の区別なく両村への配水を要求したのに対して、新田・春日両村がこれを拒否したためである。争いは訴訟に持ち込まれ、松山裁判所高松支部・大阪上等裁判所の判決を経て、さらに東京上等裁判所で争われた。その判決を前に和解が成立したという[16)]。

その和解の内容は不明確であるが、その後東潟元・西潟元両村では新川河口に取水口を設置して、そこから久米池の池水を導き相引川北側の区域を灌漑していた。新川の余水利用で潟元地区は用水が十分であるので、昭和28年に久米池掛りからはなれたという。現在は新田町・春日町・屋島西町字百石が灌漑区域である。

久米池の灌漑区域では都市化が進行し、水田が減少している。かっては370haあった灌漑面積は、最近では170haに減少している。ことに市街化区域に編入された百石では、水田はほとんどなくなってしまった。非農家が増加したため、家庭のゴミが水路に投入されたり、家庭からの排水が水路に混入して水質を悪化させるなど、新たな問題が生じている。

他方、５月20日前後の日曜日には、水掛りの農家の参加による「川浚え」（用水路の清掃）が実施される。集落によっては自治会での合意に基づき、非農家がの川浚えに参加しているところがある。

## 終わりに

高松市内のいくつかの土地改良区について、その取水慣行や配水慣行をみてきた。土地改良区によって取り上げた視点がマチマチであり、調査が不十分なものも含まれるが、高松市の土

地改良区に共通する課題を指摘して、結びに代えたい。

市内の土地改良区では、いずれも市街地化が進行し、区域内に非農家が増加することによって、さまざまな問題が発生している。その１つは、水質の問題である。前掲の平池西ユル掛りの『記録』には、昭和48年の項に公害のために水質が汚染されたとの記事がみられる。また、奈良須池は、香川用水から高松市の上水道へ供給される、用水の調整池としての役割を果たしており、土地改良区では、その水質に維持にかなり気を使っている。久米池掛りでみたように、混住化社会を前提とすると、その地域全体で溜池の水質をまもる方策が不可避であろう。

香川用水の通水によって用水はゆたかになったが、半面、一宮地区新池のようにほとんど貯水できない溜池や、市内に数多い出水のなかには水源が枯渇したため、しだいに放置されようとしているものがある。これらの溜池や出水をきちんと保存し、地域社会の環境保全に活用することが必要であろう。

（注）

1）桂重喜（1962）:『讃岐の池と水』、香川清美ほか（1975）:『讃岐のため池』に高松市内の溜池に関する記述がある。
香川県の水利を概観した竹内常行（1941）：「香川県に於ける灌漑状況の地理学的研究」（地理学評論17－11、12、のち同著『日本の稲作発展の基盤』に所収）や、高桑糺（1976）：「讃岐平野の農業水利」（香川大学教育学部研究報告１、第41号）に、高松平野に関する記述がある。

2）中原耕男（1968）：「近世香東川における水利」（『香川県文化財報告　第９号』）

3）辻唯之（1974～75）：「判決録にみる讃岐灌漑水利慣行の実態（一）～（五）」（香川大学経済論叢46－４・５・６、47－２・３、47－４・５・６、48－３）

4）前掲３）

5）香川県（1970）：『県営香東川沿岸用水改良事業概要』

6）『一宮村史』（1965）

7）前掲３）

8）前掲６）

9）前掲３）

10）『太田農協史』（1976）

11）『多肥郷土史』（1981）

12）前掲11）

13）前掲11）

14）前掲11）、および本報告書所載の木原論文を参照

15）西角和夫（1988）：「ため池かんがいと水利組織－香川県四箇池土地改良区の事例」（『全土連三十年史』所収）
四箇池池土地改良区（1950）：「管理計画書」

16）『古高松郷土誌』（1972）

# 3　太田地区周辺の民俗的調査

## ――ムラの伝統的空間構成を中心に――

内　田　忠　賢

### 1　はじめに

都市近郊に位置する農村は、都市化の進展や市街地の拡大に伴なって、景観的・社会的に著しい変化を余儀なくされる。本報告書が対象とするフィールド、高松市南部の区画整理対象地区（以下太田地区とする）は、まさにこの状況にある。太田地区では、高松市の市街地がその北辺に迫り、また北西部の琴平電鉄沿線の宅地化が急速に進んでいる。しかも現在、太田地区で行われている区画整理事業は、この地区の農村景観の変化を加速させるだろう。道路の整備、農地の効率化など、この事業の持つプラス面は大きい。ただ、奈良時代から脈々と続いた讃岐の伝統的な農村景観が消えることに間違いはない。そこで小稿は、この農村景観の記録と分析を目的とする。その視点と方法は以下のとおりである。

都市近郊村落を把握する際には、マクロな視点で都市圏全体から各村落を位置付け、類型化する方向と、ミクロな視点から都市化する村落を記述する方向が考えられる。小稿は一般化を目的としておらず、讃岐の一地域の特徴を引き出すため、後者の立場を採る。このミクロな視点からの研究として、農業経営や土地利用の変化を着目する方法、旧住民と新住民の混住化を扱う方法、そして村落景観や社会組織の変化を記述する方法、などが想定される。しかし第一の方法を採るには調査のタイムスパンが短すぎる。また太田地区内での混住化の程度はばらつきが大きく、この地域の特色を見るには第二の方法は必ずしも適当ではない。そこで小稿では、この地域の特徴をトレースするのに適当であり、筆者が関心を持つ第三の方法を採用する。その理由をもう少し述べておこう。

讃岐の農村を特徴づける景観として、条里制の地割を伝える耕地形態や、雨の少ない気候のため発達した水利網、そして集落の散村形態、などが指摘できよう。しかし、よりミクロな視点から村々を観察すると、散在する地神（じじん）塔・水神祠・墓地など宗教的なランドマークが目立ち、しかもこれらが讃岐特有の農村景観を構成していることに気付く。そして、地神塔は耕地に、水神祠は水利網に、墓地は散村に対応する重要な歴史的・社会的ランドマークである。これらは宗教施設として、寺社に比べナイーブな存在である。したがって農村の都市化が進行する際、景観はもちろん人々の記憶から消えてゆくだろう。そこで、伝統的な共同体の「風景」を構成し、記憶する、これらのランドマークを「名もなき文化財」として早急に記録しなければならない。そして、それらを伝統的な共同体の中で、社会的・文化的に位置付ける必要がある。そこで本稿では、共同体（ムラ）の伝統的な空間構成に注目する[1)]。むろん、この視点は、村落の景観や社会を記述する際の、ひとつの側面に着目したにすぎない。しかし、

この地域を現時点で考える場合、不可欠な視点であろう。しかも本報告書では、耕地や村落の形態、水利に関して、詳細かつ貴重な分析が別稿で用意されて、小稿の欠を補う構成となっている。そこで小稿では次のような順序で報告をする。

まず太田地区内での踏査および聞き取りにより得られた生のデータを整理、提示し、それらに若干の考察を加える。次に、これらのデータを生かし、讃岐特有の伝統的村落組織である免場を、太田区周辺の6旧藩政村を対象に、大まかな復原を試みる。そして、さらに太田地区周辺の旧村のうち、都市化の影響のもっとも少ない地区をフィールドとして、伝統的な農村の「風景」を記述し、免場の残存状況を検討し、その復原を行う。

## 2　太田地区の調査結果

本章では、都市化以前の農村の姿を記録することを第一の目的とし、分布調査の結果を報告する。ある種の民俗学的調査とも言えるが、空間に視点を絞るため、民俗学特有の調査項目に基づく悉皆調査は行っていない。また、聞き取りにより得られた地名調査と土地所有状況の調査の結果は、事例数が少ないものの、村落空間を考える上で貴重なデータなので併せて記録しておく。

なお太田地区の位置は本報告書の冒頭に示されているが、ズームインしてこの地区に含まれる現在の大字（町）名とその境、字名とその境を第131図に示しておく。大字界・字界の線が直線状となる箇所が多く、それらは条里地割に沿っている。

### 1）民間信仰的ランドマーク

#### a）地神塔（第132図）

地神は田の神、土地の神であり、五穀豊饒に関わると言われる。この神を祠る地神塔は香川県各地に分布し、その形態は5角柱・6角柱が一般的である（図版18－1）。

かつて地神は免場をその信仰の単位としていたとされる。免とは、近世において各藩政村を細分化した領域であり、讃岐独特の年貢徴収の単位と思われる。免は「上所」「下所」といった「免」名が示すように、土地条件と年貢率の対応をも含む属地的な単位である。一方、免に対応する免は、基本的に、社会組織を基盤にする属人的な単位であったと考えられる。しかし免場も一定の空間的範囲を含む用語であり、免とほぼ同じ領域を指示していたことに間違いはない。その免場ごとに、祭祀など社会生活が営まれていた。そして旧免場を受け継ぐ集落単位で、現在も地神は信仰されている。

その祭礼は、田の神を迎え、送る春・秋の彼岸（現在では春分・秋分の日にもっとも近い日曜日）、讃岐で言う「社日（しゃにち）」の日に行われる。社日に地神塔に供え物をし、地

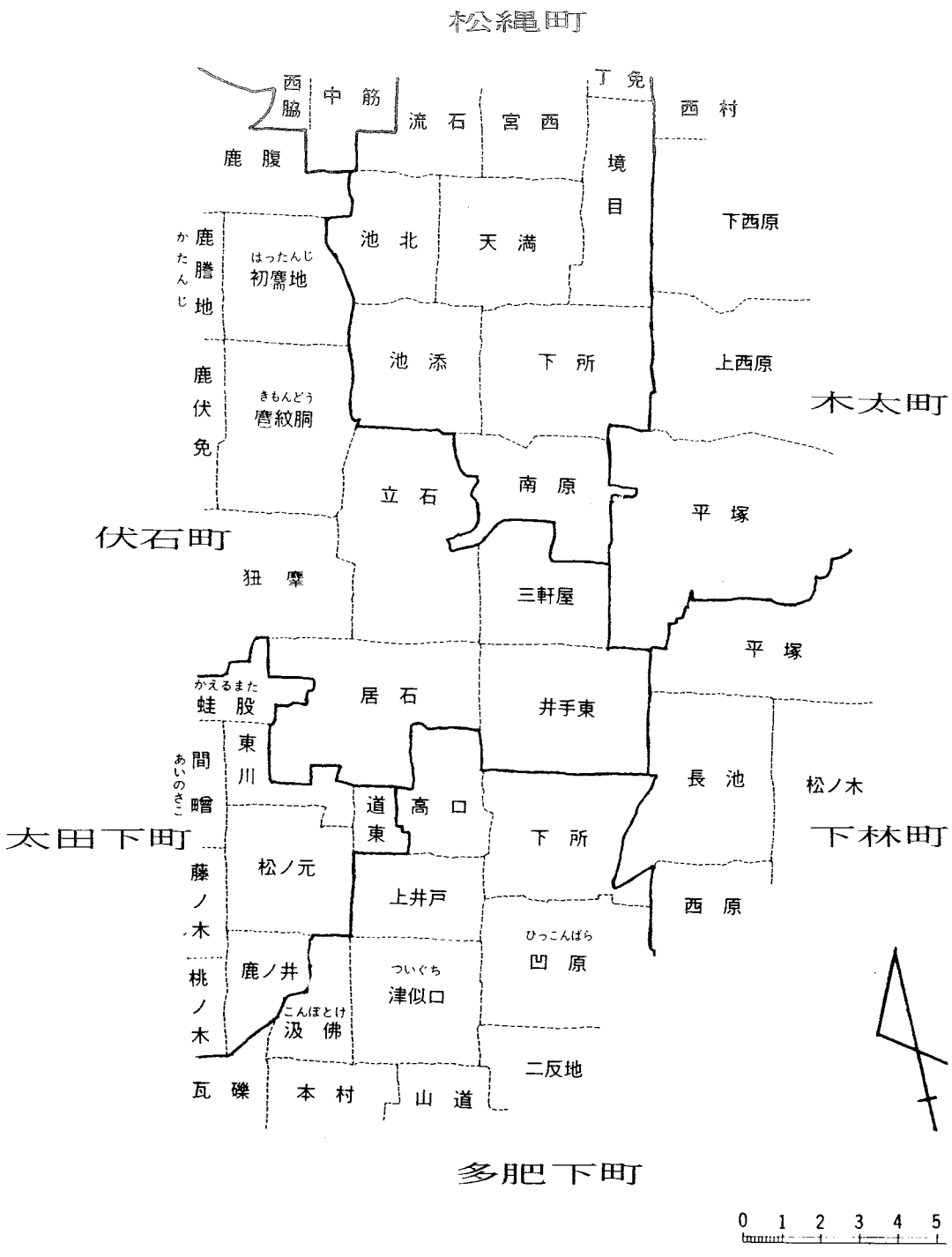


第131図　太田地区の字名

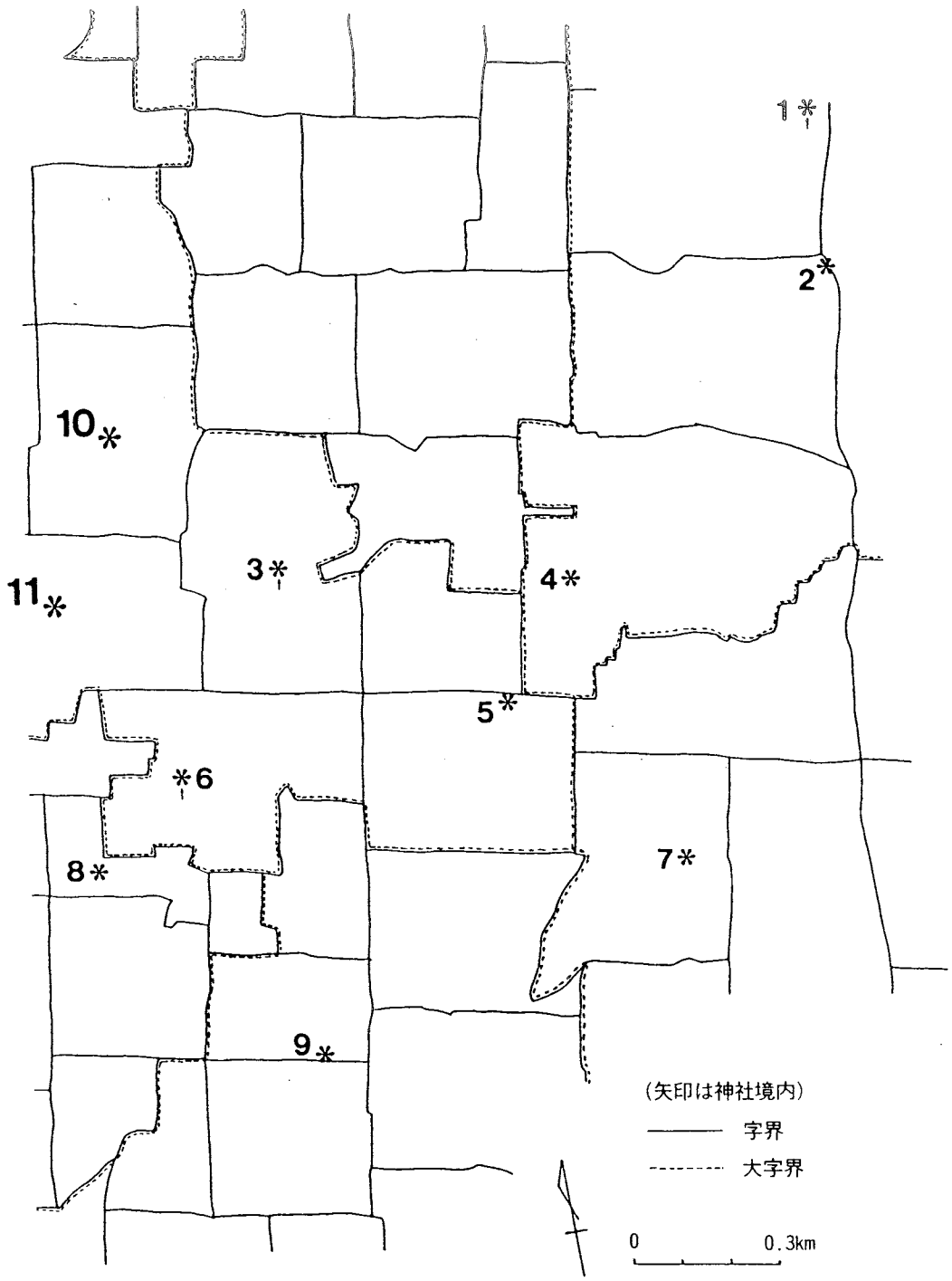


第132図　太田地区の地神塔

区の神主がお祓いする。そして頭屋（その年の祭礼の責任者。当屋、陶屋とも書く。２人のケースが多い。）の家で会食（押し鮨とウドンなど）をして終える。かつては地神塔脇の田の畦で食事をしたという[2]。

この地神塔に関して、熊田正美が県東部地方で網羅的な調査をしているが[3]、太田地区周辺では分布の確認さえ行われていない。

さて太田地区には11基の地神塔が残っている。いずれも５角柱の形態で、側面に埴安姫命・少彦名命・大己貴命・天照大神・倉稲魂命の名が刻まれている。これらの位置的な特徴は、神社の境内や公民館の敷地内に多いことである。土地の神たる所以であろうか。列挙すれば、次の５地点である（数字は第132図の地点に対応する）。

１：下西原　八坂神社境内　　３：立石　　立石八幡宮境内

６：居石　　居石八幡宮境内

２：上西原　上西原公民館前　　４：平塚　　平塚公民館横

現在の信仰圏を正確に画定するほど精密に調査できなかったが、聞き取りの結果を記しておく。

５：「三軒屋の人が祀る」（字としては井出東に位置する。三軒屋と井出東を併せた領域を指した証言。）

６：「居石の人が祀る」　　10：「亀紋胴の人が祀る」

11：「丑寧の人が祀る」

いずれにせよ字に近い単位で信仰されていることが推測される。また旧免場との関連は第３章で言及する。

b）水神祠など（第133図）

ここで「水神祠など」としたのは、水神の祀る祠と形態が類似する小石祠を総称するためである。小石祠の中に水神と記した石が封じてある場合はともかく、何も記さない丸石を封じた場合が多く（図版18－２）、観察上は判断できない。聞き取りの結果でも何の祠か伝えられていない場合が多く、水路や溜池に沿って位置するとの理由で水神祠であると断定できない。ここでは形態が切妻屋根、平入りで大きさがほぼ同じ小石祠を同種のものとして扱わざるをえない。ただし県内で、道祖神（サイノカミ・オフナトサン）や屋敷神の祠と、水神祠は形態が類似することを留意しなければならない。小倉健治は県内各地の小祠を調査しているが、やはり信仰の把握が難しいことを指摘している[4]。また太田地区周辺での小祠の分布調査は行われてはいない。

さて太田地区では15例の小石祠が確認される。池の堤防止（第133図の２・７・12）や用水（堀）の傍ら（５・９・11・13）に位置する小石祠は水神祠である可能性が高い。これは聞

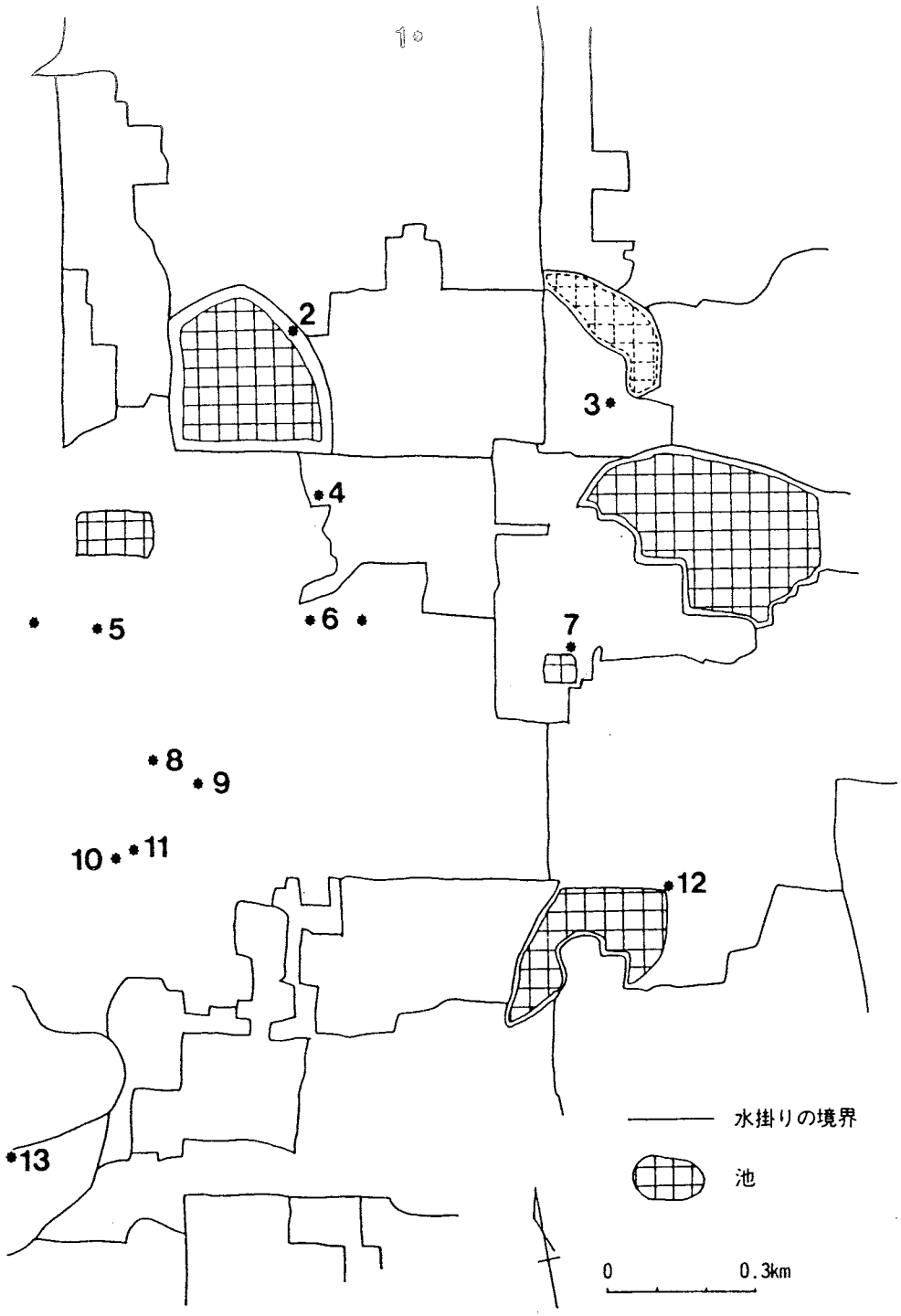


第133図　太田地区の小祠

き取りの結果や水神石の封入から判断した。他の小石祠のうち塚と伝えられる例（3・4・8）も見られる。第133図では、権藤典明の調査による水掛りの境界を記入したが[5]、水掛り域と水神祠との対応（2・7・12）も推測される。

c）地蔵（第134図）

地蔵信仰は全国各地に見られ、信仰の状況も多様である。地蔵は冥土への道案内、地獄での救済者であり、子供を守護する仏とも言われる。香川県内では一般的に、8月22日・23日に地蔵盆を行う。この地蔵盆が免場を単位として行われていた、という説もある。いずれにせよ地蔵尊の網羅的調査や地蔵信仰の地域的特徴に関する研究は県下では、ほとんどなされていない[6]。

太田地区では20例の地蔵尊（地蔵群も1例と数えて）が確認される。地蔵尊はその位置から、大きく2種類に分類される。

第一に、辻や路傍に位置する例（11例）である[7]。これらの地蔵盆の対象となっていると考えられる。旧免場ごとに残っているかの確証はないが、字に近い単位で祀っているようだ。たとえば11の地蔵尊（図版18－3）は汲仏（こんぼとけ）という字がその祭祀圏となっている。これらの地蔵尊を設置した年代も、近世の例（9）から最近の交通事故による設置例（8）まで様々である。

第二に、墓地の入口や墓地内に位置する例である。太田地区の墓地は、墓碑に記された没年の観察や聞き取りの結果から、近世以降その位置を変えていないと判断される。したがって、これらの地蔵尊の設置も近世に遡る可能性がある。また規模の大きな墓地には六地蔵も見られる（G、図版18－4）。

d）その他（第135図）

以上で扱わなかった民間信仰的ランドマークについて触れておきたい。

まず不動尊は溜池の堤防上に位置し、いずれも池での水死事故に関係すると伝えられる（A図版18－5、B）。ただし祭祀の有無は確認できなかった。

つぎに遍路道標については、すでに川田裕文が詳しく報告しており[8]、村落と直接的な関連も少ないと考えられるので、省略する（図版18－6）。

以上が太田地区の民間信仰的ランドマークに関する調査結果である。これらは、その残存状況や住民の方のお話から判断して、やはり都市化の進む当地区の北部から順に消滅しつつある。

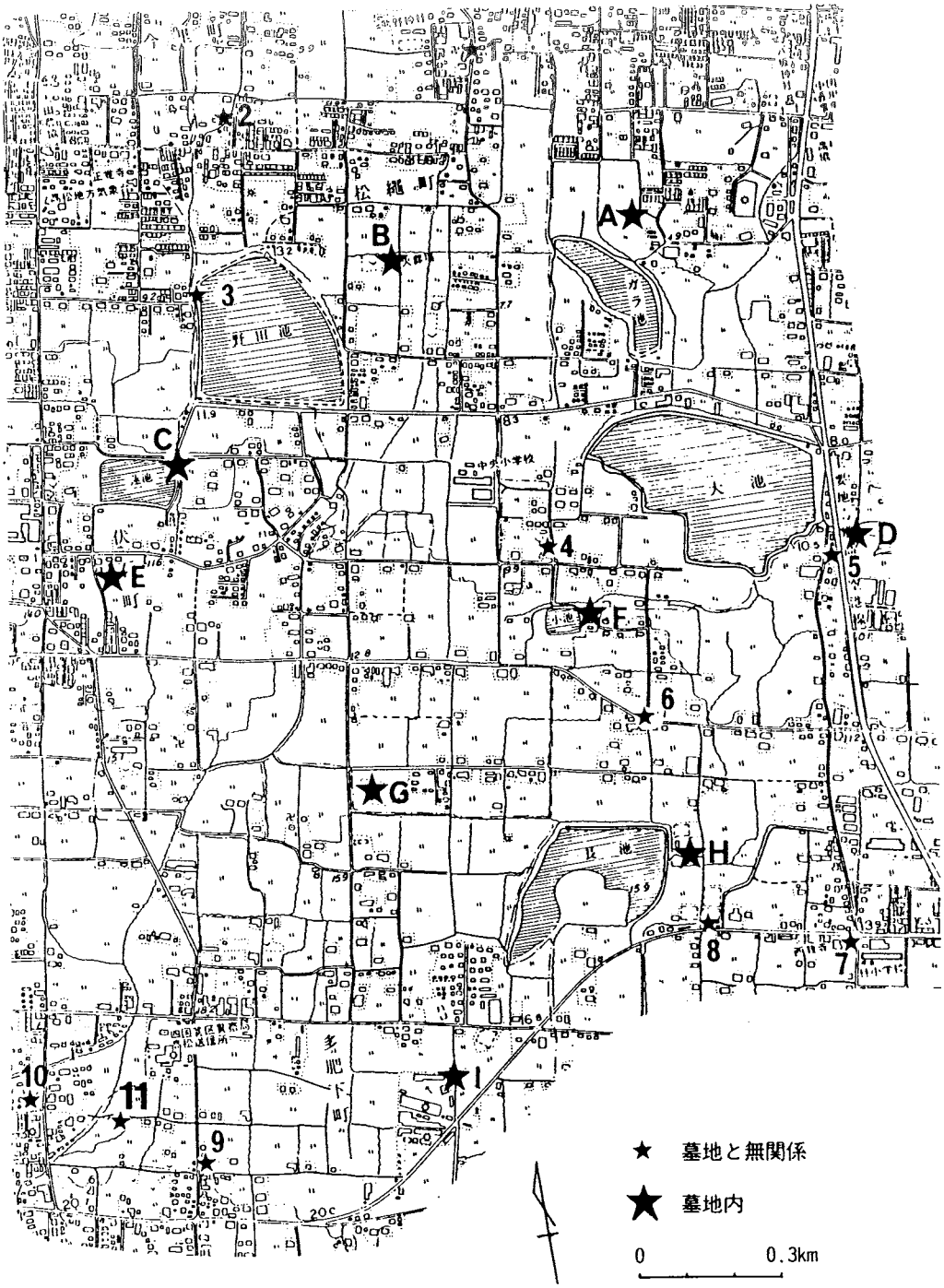


第134図　太田地区の地蔵尊

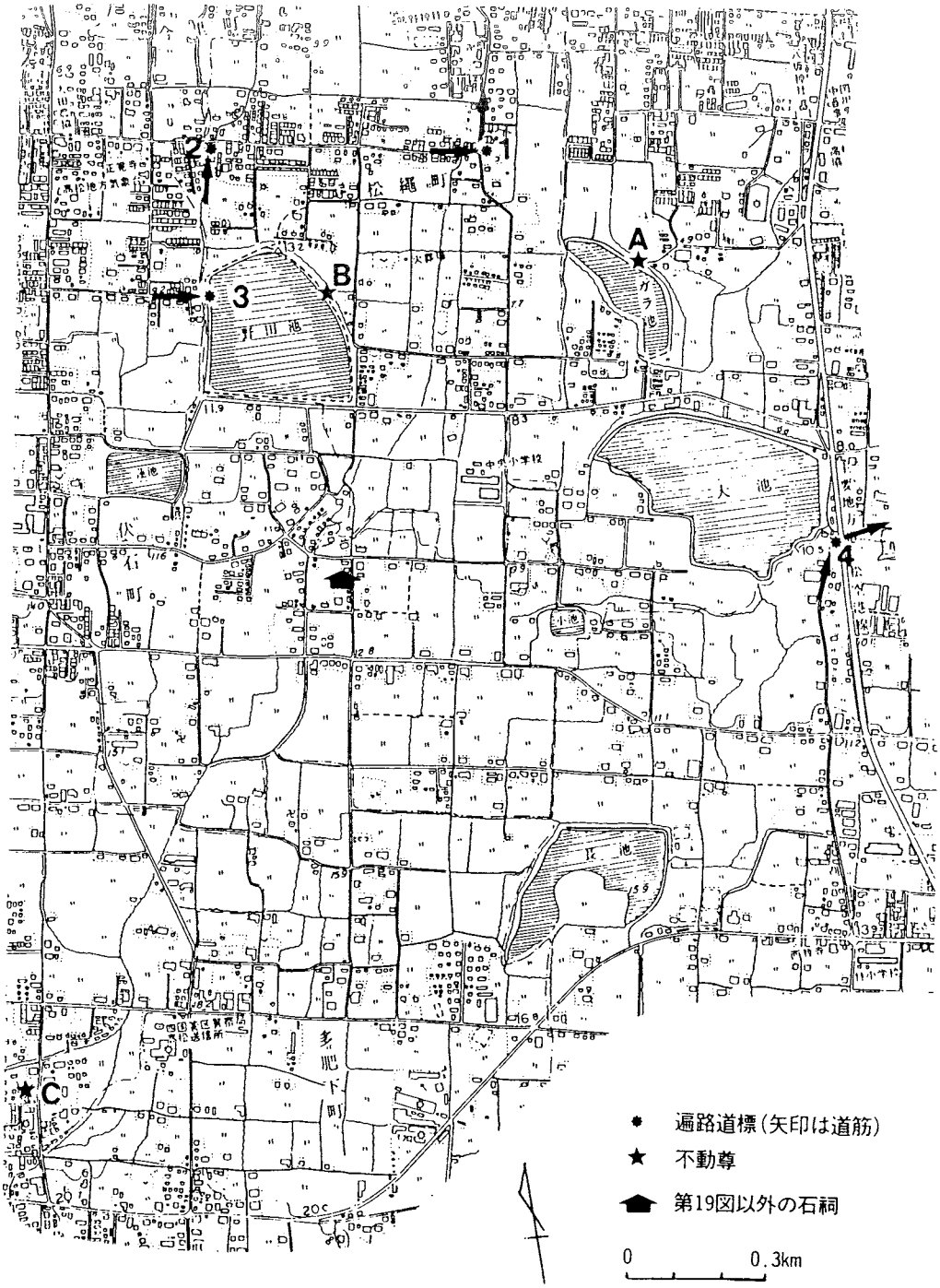


第135図　その他

2）民俗地名（第136－1～5図）

すでに今岡重夫が太田地区東南部の小地名について報告している（第136－6図）[9]。これに追加する意味で、地名の網羅的収集を行った。方法は主として農家の方、特にお年寄りからの聞き取りに依った。収集した地名は、結果として水利関連のものばかりであった。やはり現在でも水掛りが、農家の方にとって重要な関心事なのだろう。

一方、水田や畑の一筆毎に民俗地名（通称）が伝えられることを想定したが、調査の範囲では、そのような地名は残っていない。自分が所有し、耕す土地に、民俗地名を与える習慣は、現在では存在しない。

3）土地所有状況（第137－1～3図）

耕地に関する民俗地名を収集する過程で、8戸の農家（A～H）から所有・経営をする土地（a～h）の分布状況を聞き取ることができた。なお調査結果は、農家のプライバシーに関わる内容なので、分布では匿名とし、その分布状況のみ示してある。

一般に散村形態の農村では、経営耕地の大部分を散居農家の屋敷まわりに集める、いわゆる耕地囲繞制が特徴とされる。讃岐の散村地域である太田地区の場合も例外でなく、8戸の農家とも屋敷まわり、ないしは近距離に耕地を所有している。もっとも遠いF家の場合でも屋敷と耕地の直線距離は約250mにすぎない。太田地区の東、旧六条村の乾集落を分析した石原潤は、この状況が農地改革以前はもとより明治以前に遡りうることを指摘している[10]。

3　太田地区周辺の免場

前章1－aで触れたように、讃岐の伝統的な社会生活は、藩政村を細分化した免場を単位として営まれていた。したがって讃岐のかつての農村を記述する際に、免場の復原は欠かすことができない。そこで太田地区周辺をフィールドに、主として地名から旧免場を復原したい。また前章で示したデータなども、適宜、参考にする。ただし太田地区周辺でもっとも農村景観を残す多肥地区に関しては、次章で詳細に検討する。

基本的な地名資料は、『東讃郡村免名録』（近世後期、以下『免名録』と略す）と高松市作成の現字名地図である（一部で順道絵図などの補助資料も利用する）。『免名録』には近世後期に存在した免名とその下の小地名が記録されている。それらの多くは現在も字名などに伝えられているので、地名の対応関係から免場の復原が可能となる。また、現在の地神信仰の状況など、聞き取りによるデータも参考になる。

さて検討に入る前に、いくつかの確認をしておきたい。

まず行政単位の確認である。現在の大字（町）は近世後期の藩政村と対応している。近世前

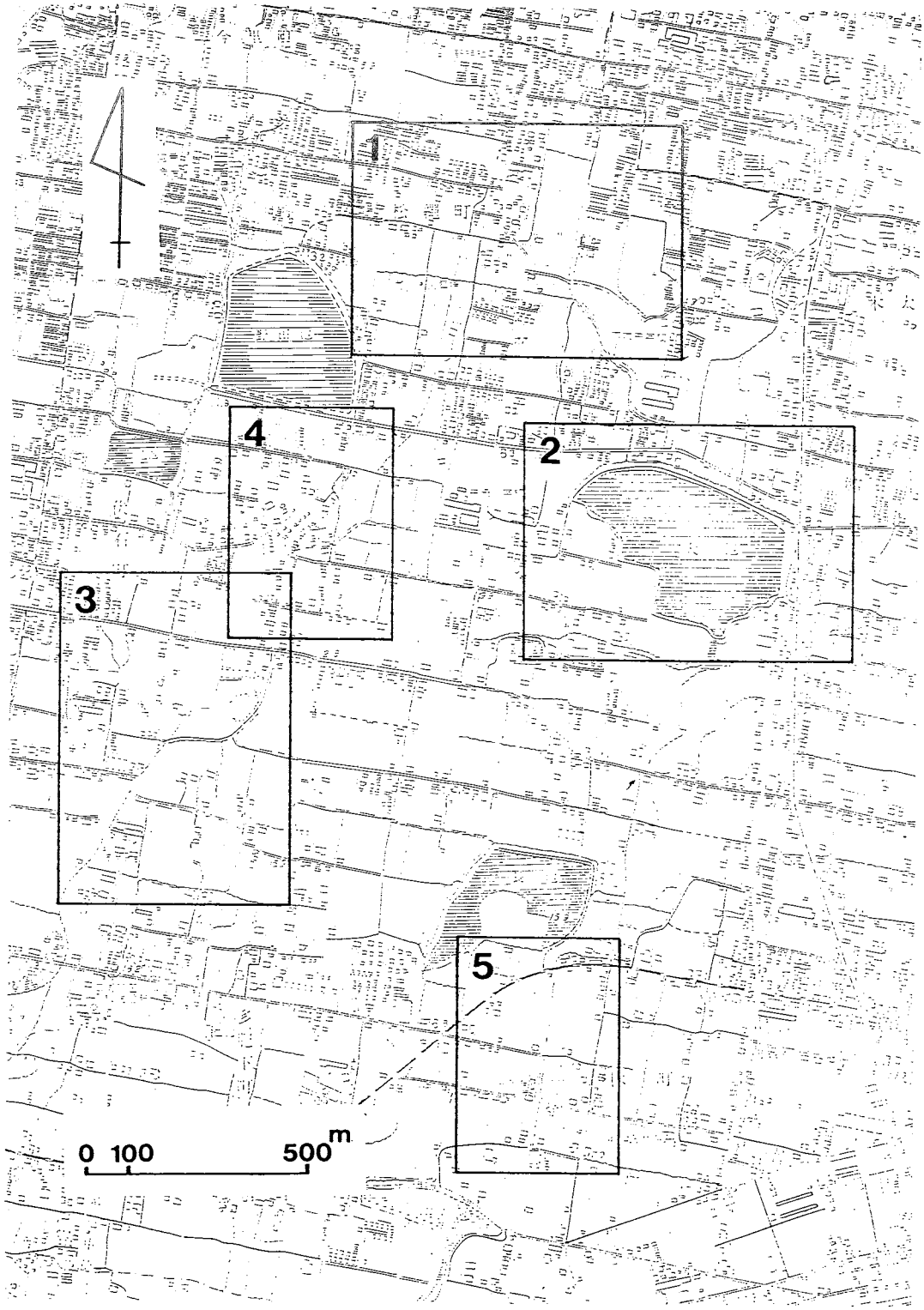


第136図　地名調査

第136－1図　地名調査（松縄北部）

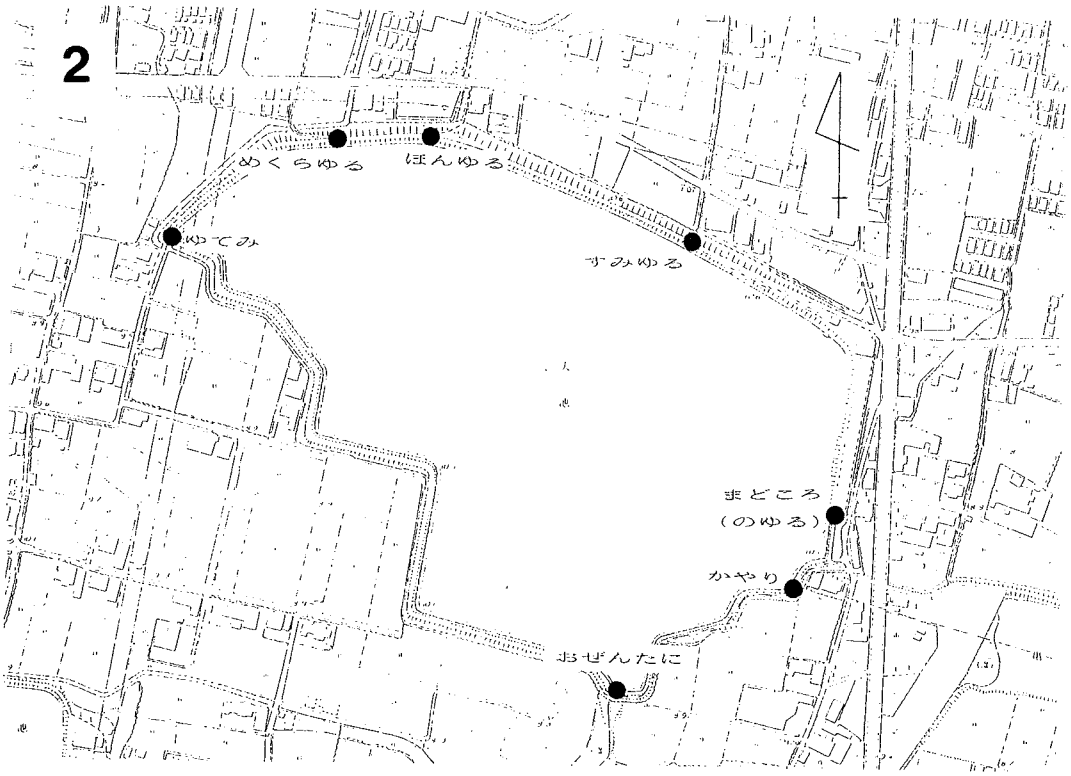


第136－２図　地名調査（大池周辺）

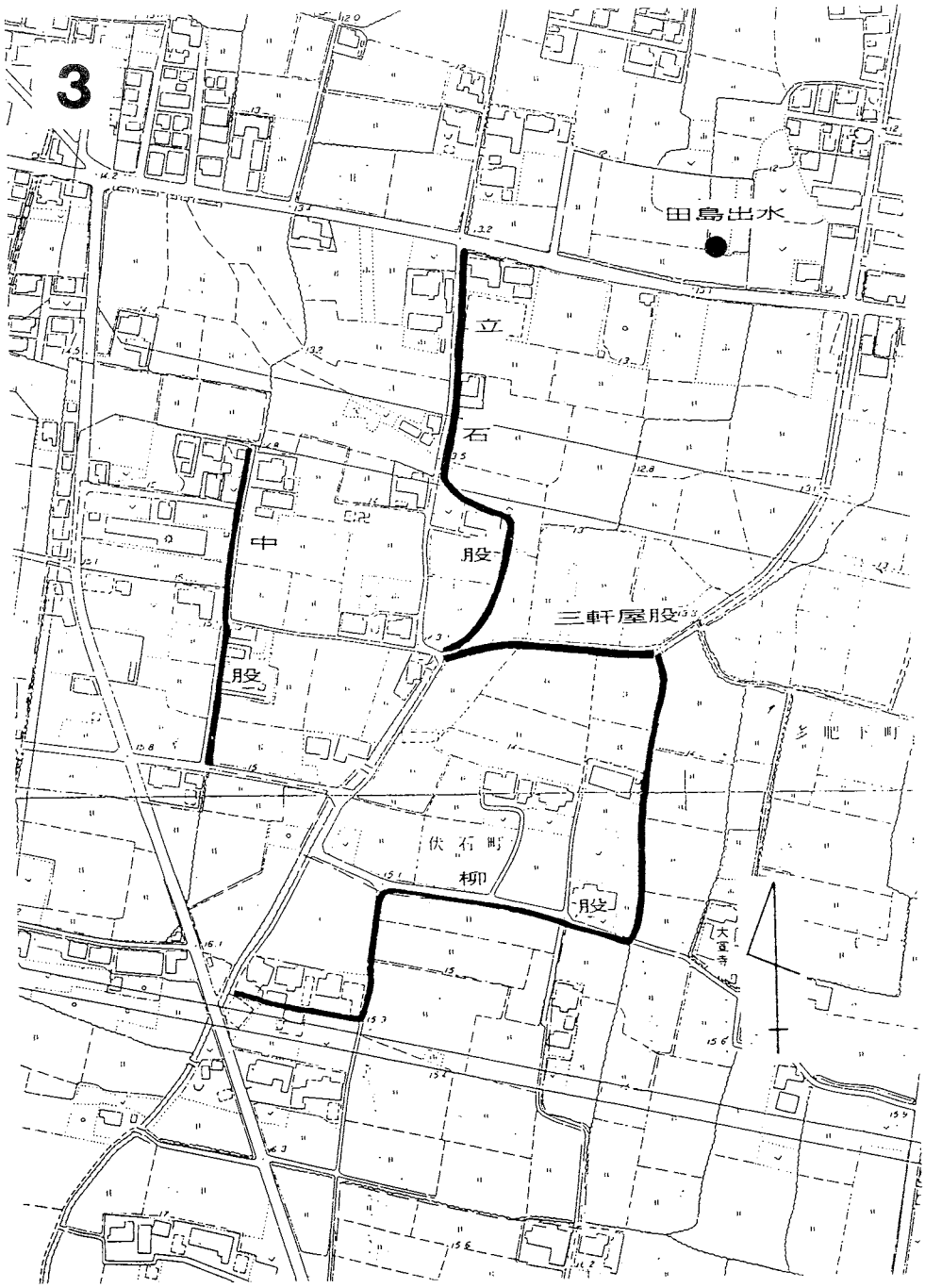


第136－3図　地名調査（伏石周辺）

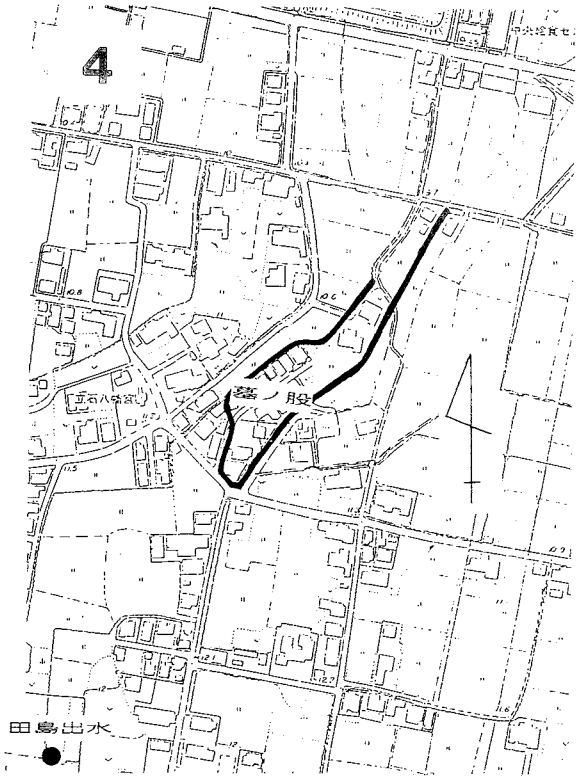


第136-4図　地名調査（野田池南部）

第136-5図　地名調査（長池南部）

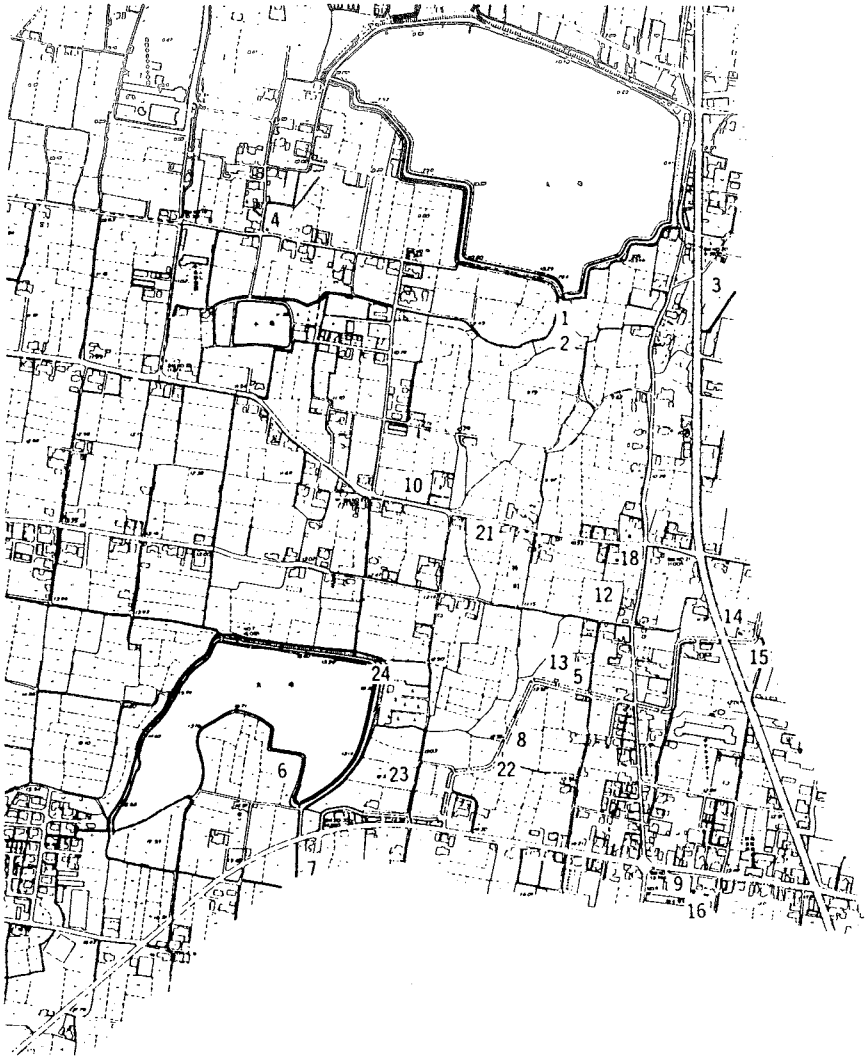

1．オコゼタニ　2．タカマル
3．ハラブチ　4．ヒラツカ
5．ドンドロ　6．ハヤセガオカ（早瀬が丘）
7．ゾウバラ　8．オコガワ（奥々川、大古川）
9．フダノツジ（札の辻）　10．カジヤジ
11．ヒコサレ　12．オゼマチ
13．オゼマチ　14．コシマキ（ナガレジ）
15．フナキツバ　16．ツカハザ（カカハダ）林小学校
17．ムナタカ　18．ハスイケ（出水）アズキ洗い伝説
19．ツカ（オチャチン）　20．ツカ
21．出水　22．出水
23．古井戸　24．ワンヅカ

第136－6図　太田地区東南部の地名（今岡重夫による）

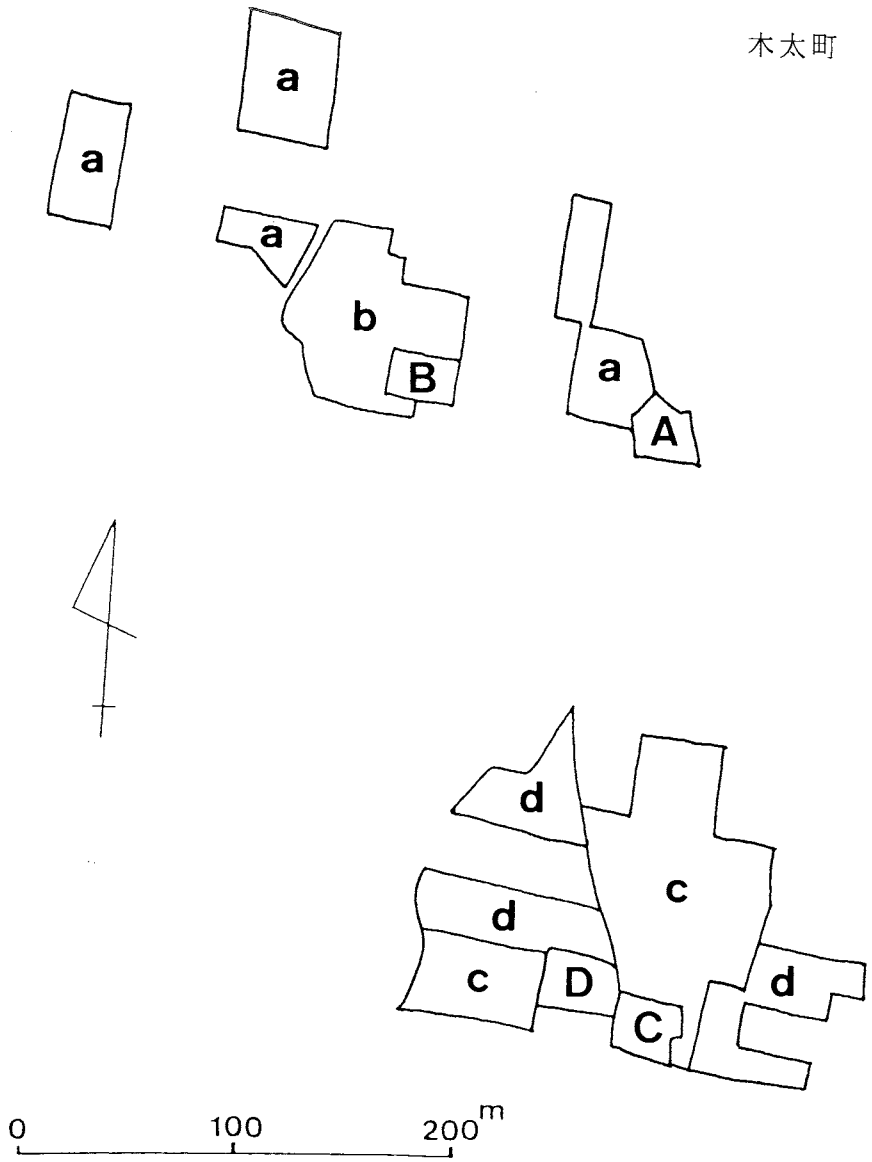


第137－1図　土地所有状況（その1）

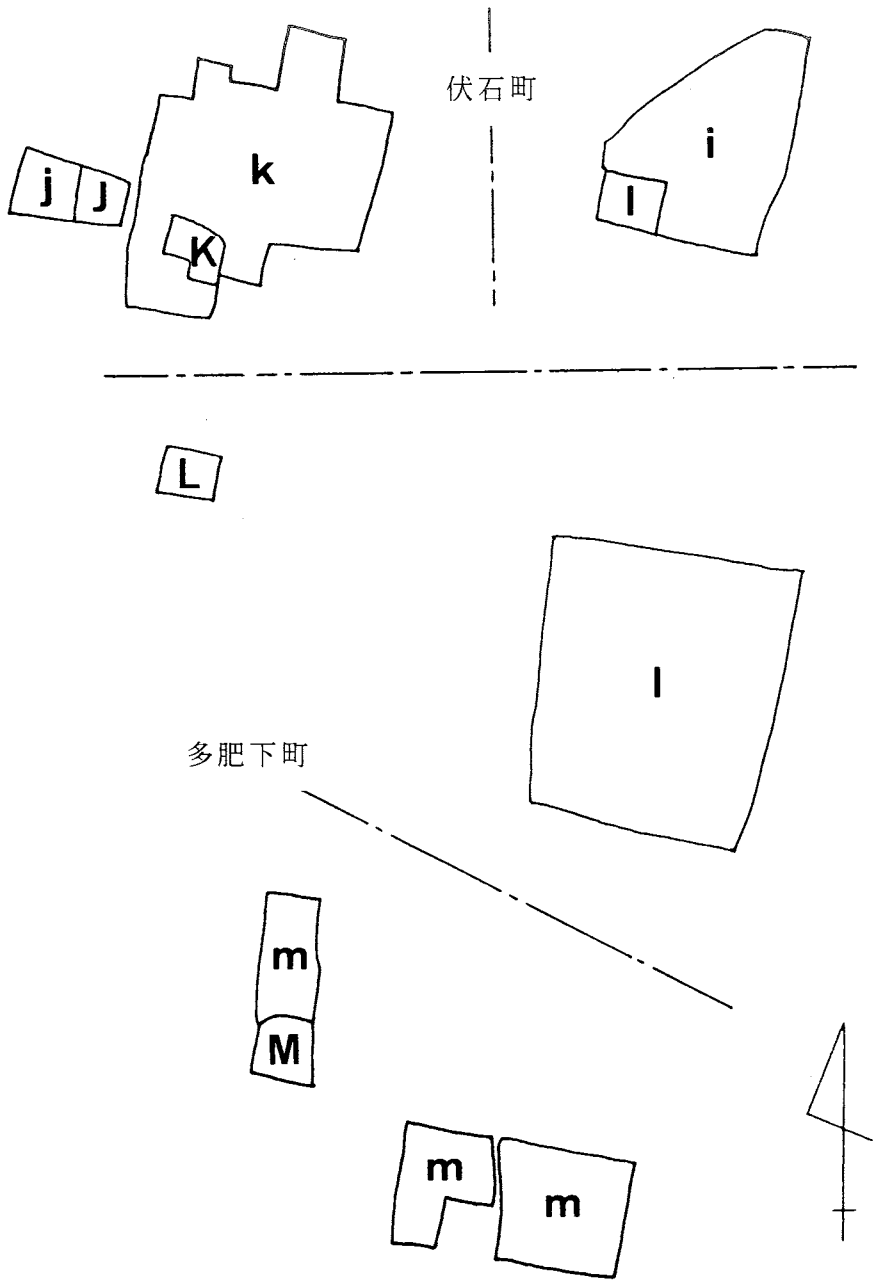


第137－２図　土地所有状況（その２）

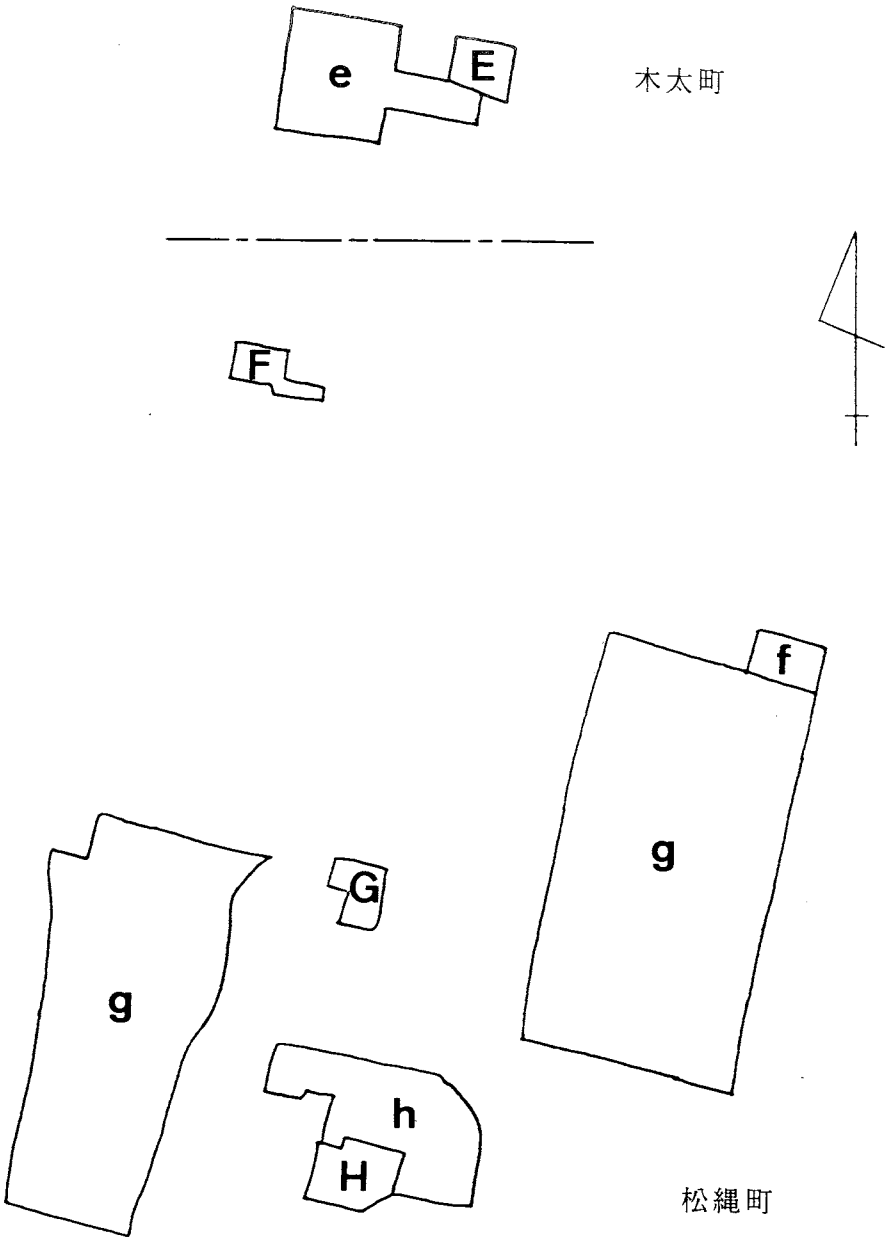


第137－3図　土地所有状況（その3）

〔木太村〕

| | |
|---|---|
| **中村免** | 本村　札場　東行寺　城屋敷 |
| **西村免** | 西村　仮家 |
| **東村免** | 向井 |
| **小原免** | 小西 |
| **中筋免** | 中塚 |
| **西原免** | 下所 |
| **平塚免** | 平塚 |
| **西原下所免** | かわら池 |
| **福岡入免** | 野間 |
| **洲端免** | すべり　詰田川　御万茶屋　永松　泉屋敷 |
| **下川原免** | 高洲 |
| **今村上所免** | 今村 |
| **今村下所免** | 今村 |
| **上川原免** | 川ノ向 |
| **下池部免** | 本村 |
| **東原免** | 向井 |
| **川東免** | 川の内　才かち |
| **夷村免** | えびす |
| **夷川西免** | 札場 |
| **夷川西新開免** | 札場 |
| **道下免** | すべり |
| **浜免** | 新開　高畑　三瓶淵 |

〔松縄村〕

**上所免**
**中所免**
**下所免**

流石　天神　丁面　かり家　堂床　土居

〔伏石村〕

**上所免**
**中所免**
**井手東免**
**畑方免**

立石　三軒屋　川原　御殿角

〔大田村〕

**上所免**
**中所免**
**下所免**
**南原免**
**野畑免**
**悪所免**
**屋敷畑免**
**南原下所免**

太田原　横田　柿木原　為屋敷
藤ノ木　東川　平塚　間夫
法花堂　願成寺　高須　太田橋
松ノ本　塔ノ墓　茶ゑん
一本松　天神塚　神子正　竹鼻
鎌田　松ノ内　小原　竿　東門

〔下林村〕

| | |
|---|---|
| **国久免** | 馬田　六反地 |
| **中林上所免** | 岡　天満　森繁　株藪 |
| **中所免** | 宮地　今中 |
| **下所免** | 松ケ鼻　塚はざ　池ノ内　宮西　青木 |
| **下林上所免** | 松ノ木　宗鷹　天皇　札ノ辻 |
| **中所免** | 奥ノ川　横田　亀ノ町 |
| **下所免** | 原淵　西原　三軒屋　浴　平塚 |
| **六条入免** | 柳満　そから |

〔上林村〕

| | |
|---|---|
| **原免** | 野村　仁池 |
| **下所免** | 竹部　青木　高丸 |
| **勘右衛門池免** | 野村 |
| **上所免** | 本村　角井　東光寺 |
| **中所免** | 行当　石田池　横井　水鎌 |
| **吉岡免** | 原　三反地 |

表32『東讃郡村免名録』に記される免名・小地名

期に規模の大きい藩政村が設定されたが（寛永年間の『生駒領高覚帳』参照）、近世後期には規模に応じてそれらを細分化して村とした（『免名録』や『天保郷帳』参照）。細分化した村はそのまま明治の行政村になるが、明治23年に合併政策により村はほぼ近世前期の規模に戻された。そして昭和15年に太田村（太田・伏石・松縄）と木太村が、昭和31年には多肥村（下多肥・上多肥・出作）と林村（下林・上林・六条）が高松市に編入される。現在の大字（町）は明治後期から昭和初期の村を再び細分化したもので、近世後期から明治前期の村の単位とほぼ一致する。したがって現大字を単位として、『免名録』の免場の復原をすることは、適当であると思われる。ただし近世の太田村は、現在、太田上・下町と２つの大字に分かれている。

次に『免名録』の免名・小地名の記載形式についてである。それには２つのタイプがある。まず山田郡（上林・下林・木太の各村を含む）では、免名とその下の小地名が免ごとに列記してあり、小地名も免場を復原する際の資料となる。一方、香川郡（太田・松縄・伏石および下多肥・上多肥・出作の各村を含む）では、免名は列記されるが、その下の小地名は村ごとに末尾にまとめて記されるので免場を復原する際、役に立たない。

また作成した地図の表現法について確認する。字を示した地図（第138～143の各１図）では、アルファベット上の傍点（”）は字名が免名と一致することを示し、傍点（’）は字名が免の下の小地名と一致することを示す。また免場の復原図（第138～141・143の各２図および第142－３図）では点線の範囲が、免場の大まかな領域を表している。

１）木太町（第138－１・２図）

字名（以下、〈　〉で表現する）と免名（以下、「　」で表現する）が、ほぼ一致する。北から順に検討しよう。

ａ〈西浜〉ｃ〈中浜〉ｄ〈東浜〉は「浜」に対応する。「浜」の小地名で新開があり、ｆ・ｇ・ｈ・ｌが関係しそうだが、「夷川西新開」が他にあること、新開という地名は一般的すぎるので、４つの字との対応関係は保留する。

「福岡入」は木太町の北西隣に福岡という地名があり、入免という扱いなので、２のような位置関係になろう。

ｄ〈洲端道下〉ｅ〈洲端〉は「洲端」に対応する。

ｆ〈西新開〉は〈夷村〉の北隣に位置しするので、「夷川西新開」であろう。

ｊ〈夷村〉ｏ〈中筋〉ｓ〈東村〉ｖ〈小原〉ｗ〈今村下所〉ｙ〈平塚〉ｚ〈東原〉Ａ〈今村上所〉は、そのまま免名が残っている。

「西村」の小地名には西村と仮家があり、ｍ〈仮家〉ｑ〈西村〉に対応する。

「中村」には本村という小地名があり、ｎ〈中村〉ｒ〈本村〉に対応する。

ｋ〈下川東〉ｐ〈中川東〉ｔ〈上川東〉は「川東」に対応する。

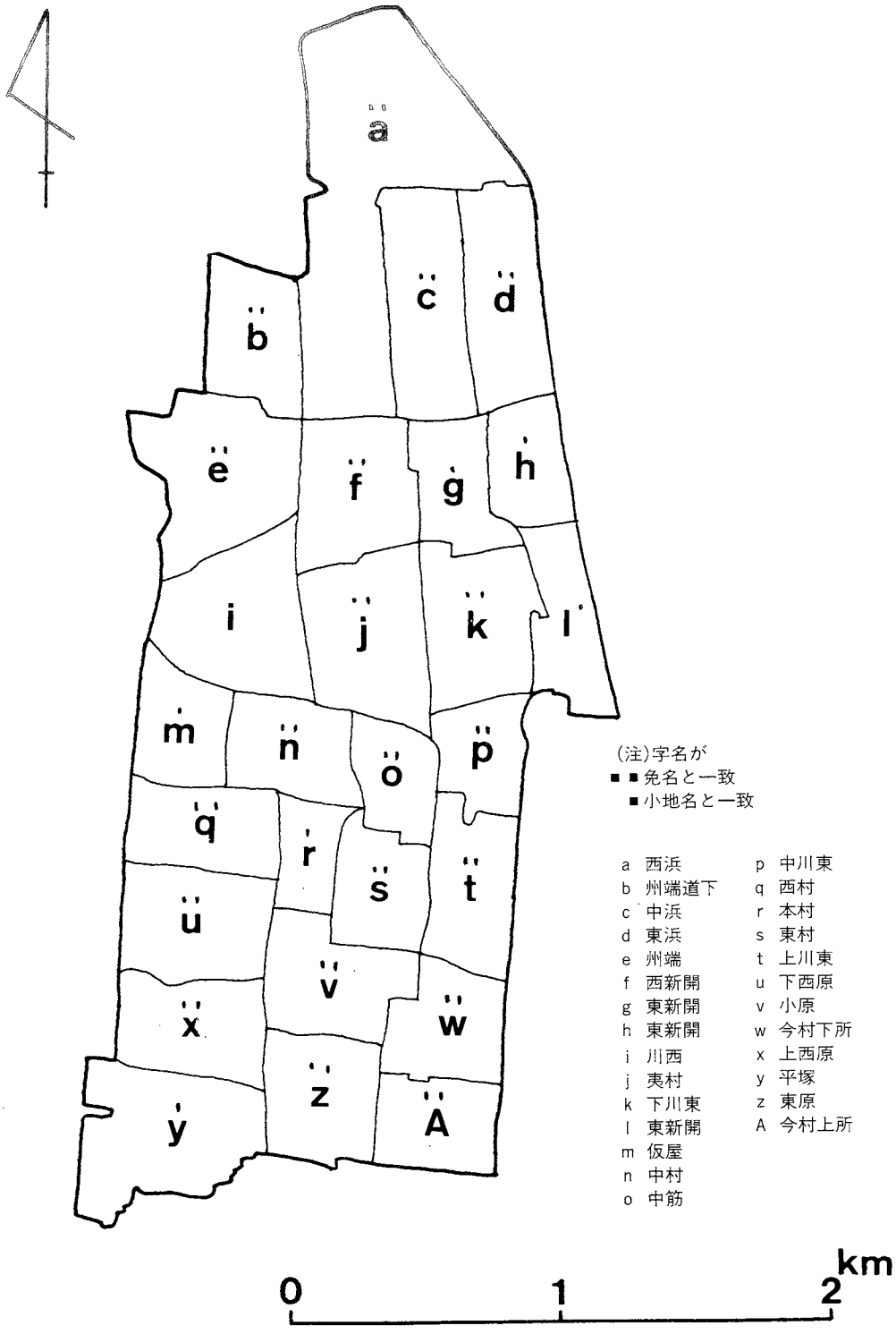


第138－1図　木太町の字

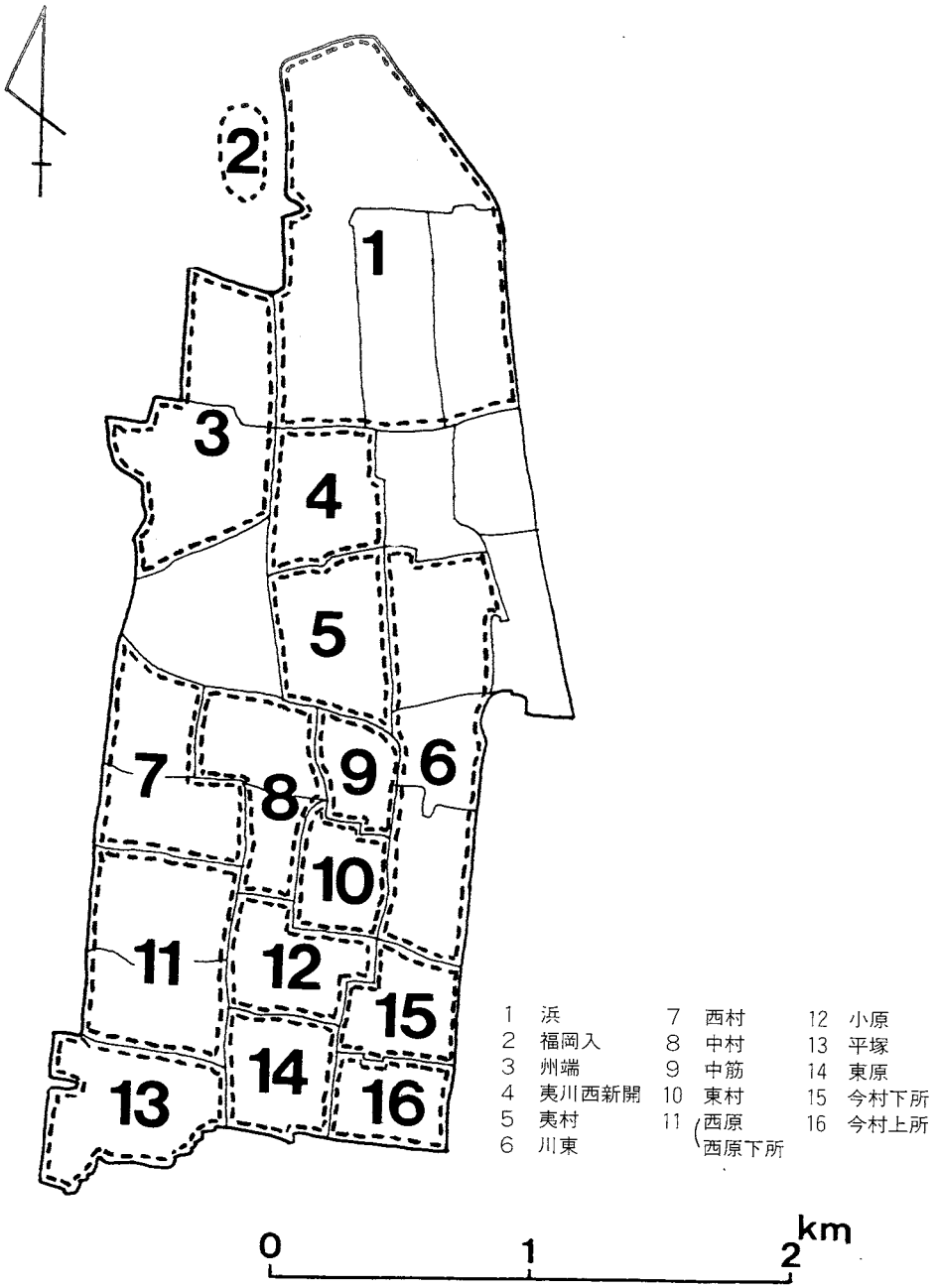


第138－2図　木太村の免場

u〈下西原〉x〈上西原〉は「西原」「西原下所」いずれかに対応するだろう。

地神信仰を太田地区に限って言えば、q（八坂神社境内）x（宮前公民館）yに地神塔があり、7・11・13の免場に対応している。

2）松縄町（第139－1・2図）

前述のように『免名録』の香川郡の記載形式では、免と小地名との関係が分からない。a〈下免〉は「下所」であろうが、小地名の流石・天神はb・e〈天満〉に対応することが分かるにすぎない。ただ、この地区に免場が3つしかないので、他地区の例から考えて、南北に免場が並ぶように思われる。したがって、1の範囲を大まかに推定した。また、この地区では、すでに地神塔が消滅しているので、現状は参考にならない。

3）伏石町（第140－1・2図）

松縄町の場合と同じく、旧香川郡なので小地名が参考とならない。

j〈井出東〉は免名を、g〈立石〉h〈三軒屋〉は小地名を残す。jの地神の信仰圏はほぼh・jの範囲であり、免場は4つなので、「井手東」は大まかに1の範囲と推定した。太田地区ではe・fに地神塔が確認でき、聞き取った限りでは、その信仰圏はそれぞれの字で完結している。

4）太田上・下町（第141－1・2図）

琴平電鉄沿線のこの地区は、現在、2町に大字を分けているが、かつては太田村であった。そこで旧村単位で検討する。

g・j・k・l・m・n・D・H・I・Nの字は小地名を伝えているが、旧太田村は旧香川郡なので、前述のように字名は免場の復原に役立たない。「下所」関連の字名としてはa〈下下所〉b〈中下所〉e〈西下所〉がある。またh〈上所〉は免名を伝えている。免場が8つあるので、「下所」「上所」は大まかに1・2の範囲と推定した。ただしF〈上免〉という字名や、「南原下所」という免名があるが、hとFが離れていること、この地区の南部に字として〈原〉地名が多いことから、上記の推定に影響はない。

5）林町（第142－1～3図）

この地区は旧下林村である。また、この地区には『山田郡下林村順道絵図（文化15年）』（第142－2図、以下、『絵図』と略す）が伝えられるので、小字レベルでの検討が可能である（『絵図』の地名は［　］で表現する）。また免名には中林・下林が冠される場合があるが、この地方では一般に南から順に上・中・下と名付けるので（ただし上所・中所・下所は土壌の良否、年貢徴収の目安の呼称と考えられる）、中林は下林の南に位置すると考えて良い。『免名録』の記載では「国久」から「下所」までが中林、つまり南部、「下林上所免」から「六条入」までが下林、つまり北部と考えられる。では、北から順に検討しよう。

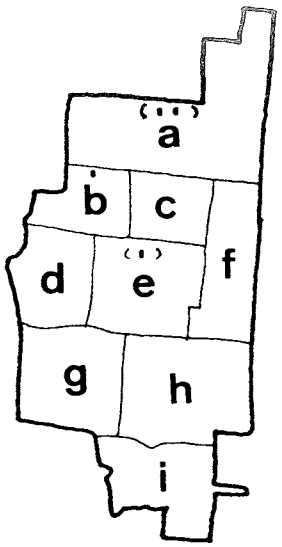


a 下　d 池北　g 池添
b 流石　e 天満　h ？
c 宮西　f 境目　i ？

第139－１図　松縄町の字

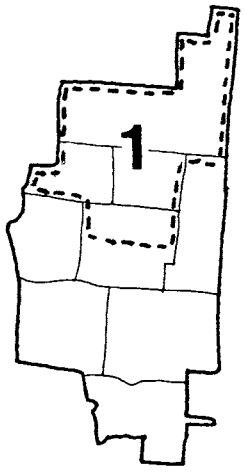


1　下所

第139－２図　松縄村の免場

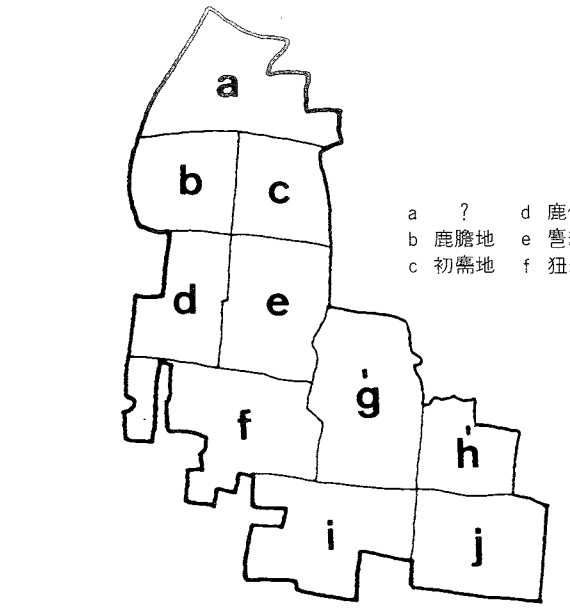


a　?　　d 鹿伏　g 立石　　j 井手東
b 鹿膽地　e 亹紋胴 h 三軒屋
c 初鬲地　f 狃壟　i 居石

第140－１図　伏石町の字

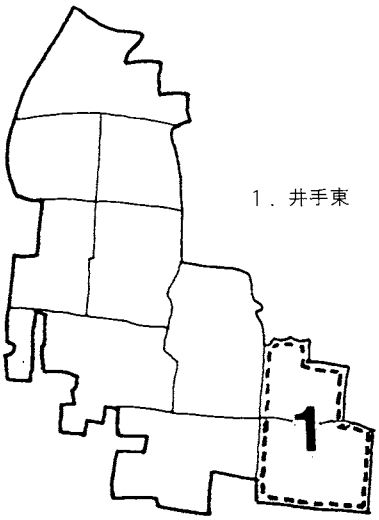


1．井手東

第140－２図　伏石村の免場

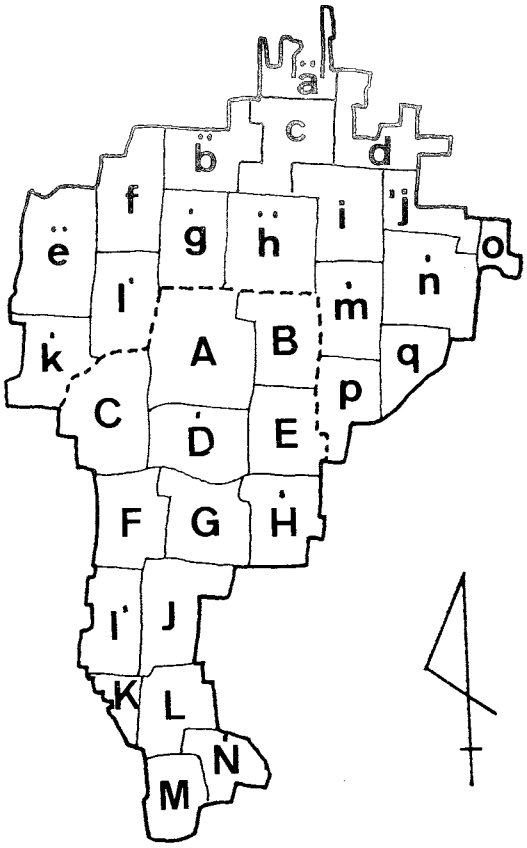


| 太田下町 | | 太田上町 | |
|---|---|---|---|
| a | 下下所 | A | 皿井 |
| b | 中下所 | B | 東分 |
| c | 須川 | C | 銚地原 |
| d | 蛙股 | D | 茶園 |
| e | 西下所 | E | 下原 |
| f | 藍谷 | F | 上免 |
| g | 東横田 | G | 寺ノ元 |
| h | 上所 | H | 小原 |
| i | 間瞽 | I | 高州 |
| j | 東川 | J | 今原 |
| k | 間夫 | K | 西原 |
| l | 竹ノ鼻 | L | 中原 |
| m | 藤ノ木 | M | 上原 |
| n | 松ノ元 | N | 松ノ内 |
| o | 道東 | | |
| p | 桃ノ木 | | |
| q | 鹿ノ井 | | |

第141－1図　太田上・下町の字

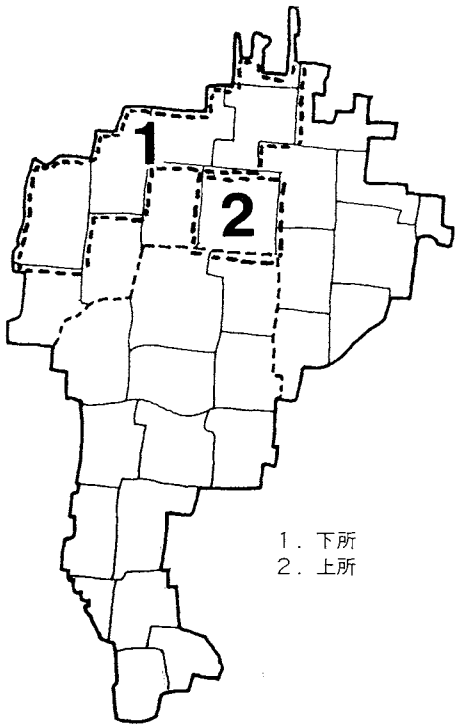


第141－2図　太田村の免場

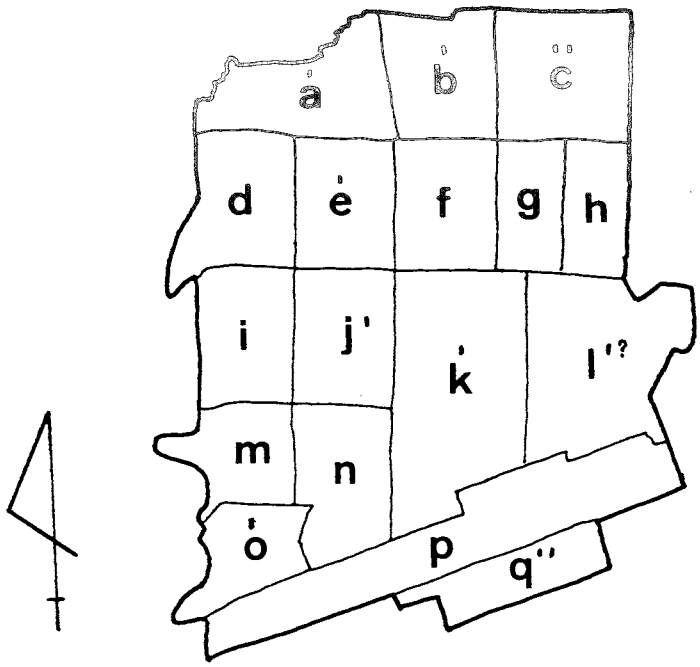


a 平塚
b 浴
c 下所
d 長池
e 松ノ木
f 坊城
g 青塚
h 三ツ股
i 西原
j 天皇
k 宗高
l 亀ノ町
m 大池
n 一角
o 宮西
p 平野
q 中林

第142－１図　林町の字

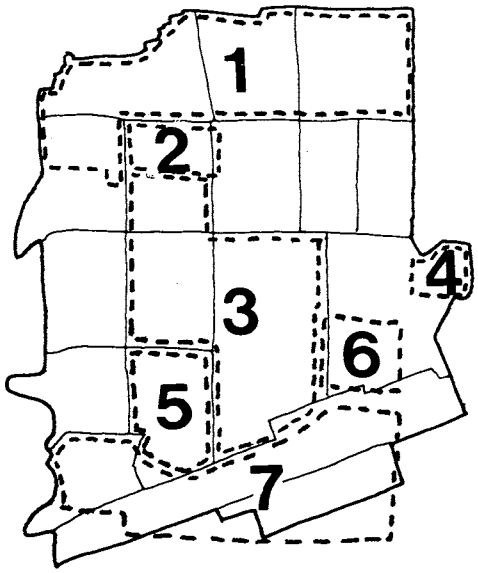


1 下所
2 下林中所
3 下林上所
4 六条入免
5 中林中所
6 国久
7 中林下所

第142－３図　下林村の免場

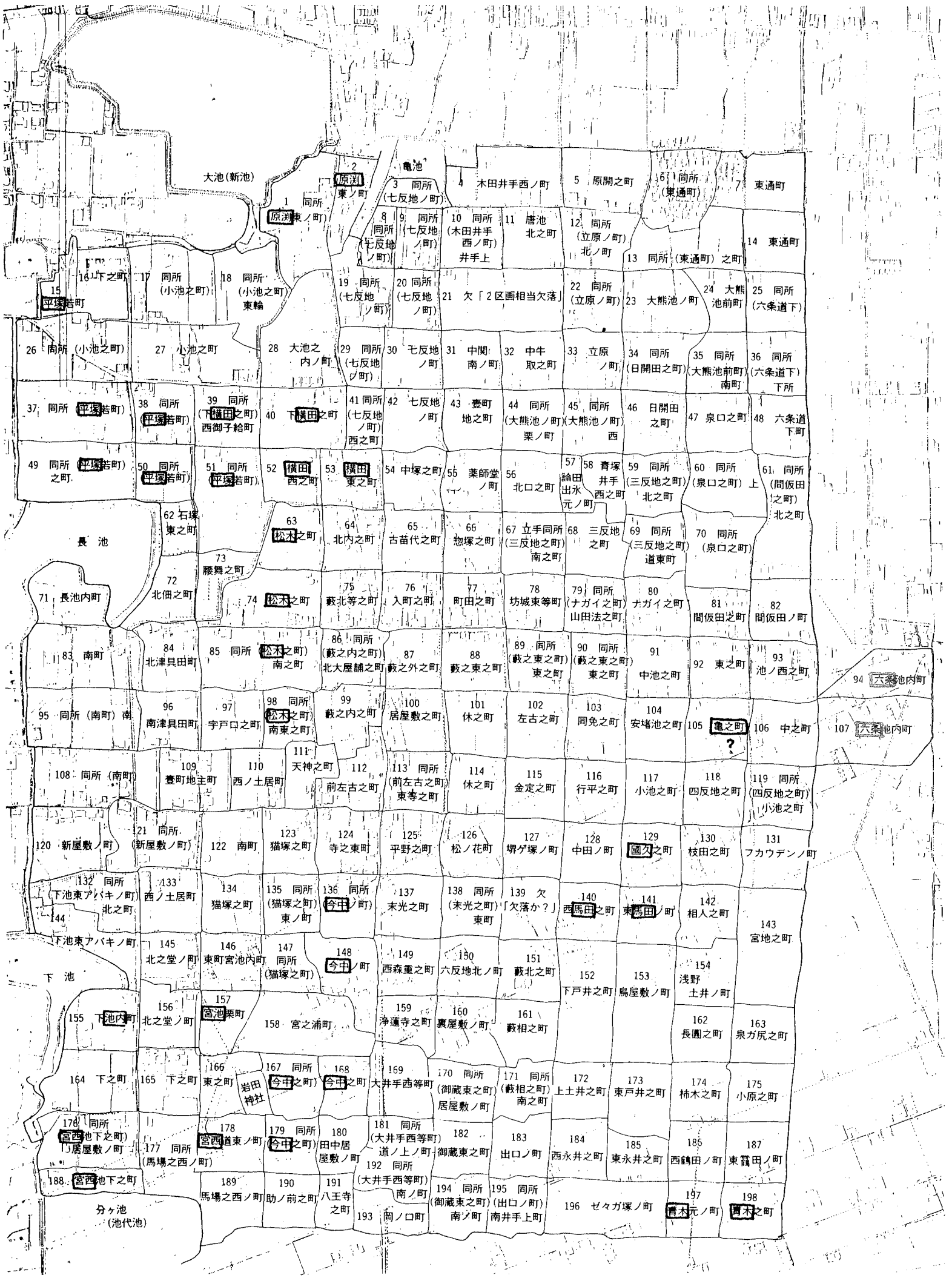


第142－2図　下林村の小地名(□は免名・小地名と一致)

c〈下所〉は免名、a〈平塚〉b〈浴〉は「下所」の小地名である。「下所」の小所名は［原渕東ノ町］［平塚若町］とも関連を持つ。したがって「下所」は1の範囲と推定される。

「(下林) 中所」では小地名が、1〈亀ノ町〉［亀之町］と［下横田之町］［横田西之町］［横田東之町］とに関連を持ちそうである。ただし、前者と後者は南北に隔たっており、前者は南部、すなわち中林の範囲に含まれる可能性あるので、とりあえず「(下林) 中所」は2の範囲を推定しておきたい。

「下林上所」では小地名が、字e〈松ノ木〉j〈天皇〉k〈宗高（小地名の宗鷹に対応)〉として伝えられる。また『絵図』にも［松木之町］とあるので、この免場は3の範囲と考えられる。

「六条入」は入免であるから、六条村に突き出た部分、4の範囲に当たるだろう。『絵図』でも［六条池内町］として下林村内に記入されている。

「(中林) 中所」は、『絵図』の［今中之町］［東町宮池町］［宮池栗町］が小地名の今中・宮地に対応すると考えられ、5の範囲を想定した。

「国久」は、『絵図』の「國久之町」、［西馬田之町］［東馬田之町］が免名および小地名の馬田に対応すると考えられ、6の範囲を想定した。

「(中林) 下所」は、小地名がO〈宮西〉として伝えられ、『絵図』の［下池内町］［宮西池下之町］［宮西道東ノ町］［青木元之町］［青木之町］が小地名の池ノ内・宮西・青木に対応すると考えられ、7の範囲を想定した。

なお地神塔はd・m・kで確認されたが、免場との対応は不明である。また、この地区の南部は、昭和初期の空港建設により地割が大きく改変された。第142－3図は、かつての地割を考慮して、復原した。

6）上林町（第143－1・2図）

免名と対応する字名はない。「上所」はb〈本村〉付近で1の範囲、「原」はe〈野村〉i〈仁池添〉の付近で2の範囲、「下所」はd〈竹部〉の付近で3の範囲と想定される。ただし「勘右衛門池」にも小地名として野村があるが、とりあえず上記の想定を示しておく。またdの東隣に青木という地名があり、「下所」の小地名に一致する。なお、この地区は全体に、昭和初期の空港建設により地割が大きく改変された。第143－1図で旧免場は、かつての地割を考慮して復原した。

下多肥・上多肥・出作の3大字（町）以外の太田地区周辺地域を対象に、伝統的な村落のまとまりであった旧免場の復原を試みた。これらの免場のうちいくつかは、その姿を変えながら、現在まで伝えられている。その領域も多少は変化があろうが、地神信仰をはじめ一定の社会的機能を果たしている。この組織・領域が、かつての常会や現在の自治会などの組織・領域とど

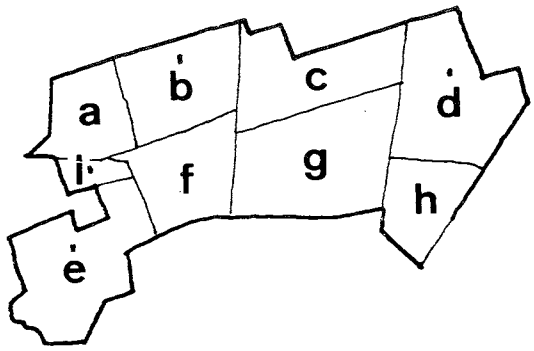


a　畑
b　本村
c　横田
d　竹部
e　野村
f　高須
g　佐道
h　川向
i　仁池添

第143－1図　上林町の字

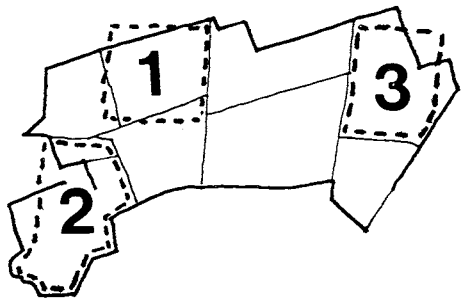


1　上所
2　原
3　下所

第143－2図　上林村の免場

のように関連しているかは興味のある問題であるが、未調査である。

## 4　多肥地区の祭祀的空間構成

本章では、これまでの視点・方法を発展させる方向で、ひとつ村落を対象に、伝統的な村落結合の一側面の記述する。具体的に言えば、多肥地区（多肥下町・多肥上町・出作町）の祭祀的な空間構成を素描し、伝統的な村落組織、つまり免場を空間的に復原する。この作業が必要な理由を述べておこう。

第１章で扱った地区は、区画整理対象地区であって、その範囲に６つの大字（町）つまり旧村を一部分ずつ含んでいる。太田地区は村落の単位ではない。ところが本稿で問題としているのは、伝統的な共同体の空間組織である。したがって、村落を単位として同様の検討を加えなければならない。

また第２章では、主として地名を手がかりに、免場を復原した。その際、地神信仰などかつての村落結合を示すデータは、太田地区の範囲でのみ参考とした。理由のひとつは、太田地区以外でデータが多く得られないからである。６つの大字（町）の多くが都市化が進んだ地域となり、農村景観をあまり残していない。まして伝統的な祭祀組織や祭祀対象は残っていない。逆に言えば、だからこそ農村景観が残る太田地区の区画整理が必要だったのである。しかし伝統的な村落結合を伝えるデータ無しでは、ムラの姿を正確にトレースできない。そこで都市化の進んでいない地区をフィールドに取り上げ、聞き取り調査などで得られたデータをも参考にして空間構成を考えなければならない。

この２つの前提から、太田地区周辺において適切なフィールドを求めれば多肥地区しかないだろう。この地区は高松市街からもっとも離れ、しかも西隣りの林地区（林町・上林町）のように大きな改変を受けていない。したがって伝統的な農村景観をよく残しており、祭祀組織や祭祀対象の調査には適切と思われる。

多肥地区は３つの大字（多肥下町・多肥上町・出作町）から成る。近世後期から初代初頭にかけて、この大字はそれぞれ下多肥村・上多肥村・出作村であったが、明治23年に出作村の南部が百相村に合併され、同時に出作村の北部は上・下多肥村と一緒に多肥村として統合された。したがって、多肥上・下町の村落的結合は、両町の境界が移動していないことと相まって、その内容や結合力が変化しながらも存在してきたと考えられる。一方、出作町は近代初頭まで旧出作村の一部であった、旧多肥村を構成した時期もあるので、、本章では出作町を含めた多肥地区を対象に検討する。

なお第144～148図に記入した境界は字界であり、字名は第148図を参照されたい。

1）祭祀的空間構成の要素

a）神社・地神塔（第144－1～3図）

〈多肥上町〉

この字には、境内を持つ神社が3社ある。それは桜木・天満天・妙同石の3神社である。桜木神社以外は常住の神主がいない。

桜木神社（地図中の1）は多肥上・下町の総社である。したがって、この神社の祭礼の頭屋は、毎年、上・下町それぞれ1名がその任に当たる。その頭屋役は、両町とも一年交代で、地区（頭組）別に当たる順番が決まっている。上町は「妙同石～南部～中部～向井～出口～中所～道佐古～上西」下町は「本村（一部）～本村二部～下所」という順で（第149図参照）頭屋役が当たる[11]。また獅子組は下所・出口・南部・上西・向井の5地区に残り、1991年10月5日の祭礼（図版18-6）では各々、先頭・一番～四番という順序が与えられていた。そして編笠神楽の神楽組は上町の出口・向井に残っている[12]。いずれにせよ、頭組・獅子組・神楽組という社会組織の単位は地神信仰の単位とほぼ同じと考えられる。

天満天（2）・妙同石（3）は桜木神社の境外末社とされるが、それぞれ中部・妙同石地区の鎮守とも言われている。

地神塔では地図中の4注目される[13]。これは上西集会所の敷地内に立つ。現在、上西（上多肥西原）自治会がこの集会所を利用すると同時に、地神塔の管理も行う。つまり免場がそのまま自治会に移行したと考えられる例である。

〈多肥下町〉

地神塔が2基残る。1は下所集会所のある字、上井戸に立つ。この付近が下所免と考えられる。

〈出作町〉

東原の小桜神社（於桜龍王社）に地神塔が1基残る。また熊野神社は出作町だけでなく隣の仏生山町を含む地区の総社である。

b）小石祠（第145－1・2図）

小石祠の分布は判明したものの、信仰の現状は聞き取りの限りでは不明である場合が多い。ここでは調査分の若干のコメントを記しておく。なお踏査では多肥下町に小石祠はない。

〈多肥上町〉

1が前述の船頭荒神である。2（西原荒神）と5は、それぞれ大井家・太田家の屋敷神であったと伝えられるが[14]、詳細は不明である。3（御崎権現）・4（野郷神社）は野郷（字）の人々に祭祀されるという。また6・7は庚申神社・庚申堂と呼ばれ、7は立石と仏

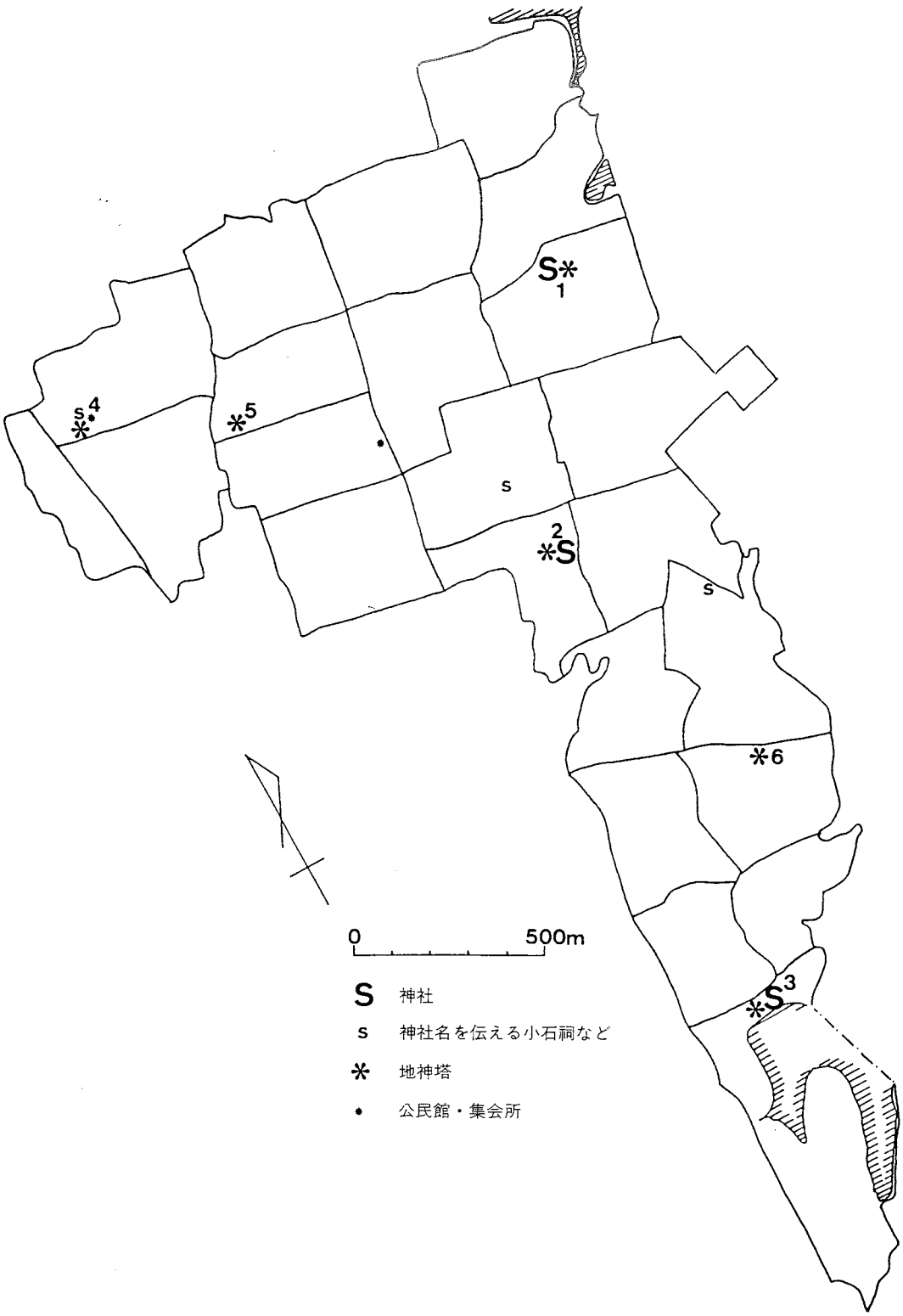


第144－1図　神社と地神塔（多肥上町）

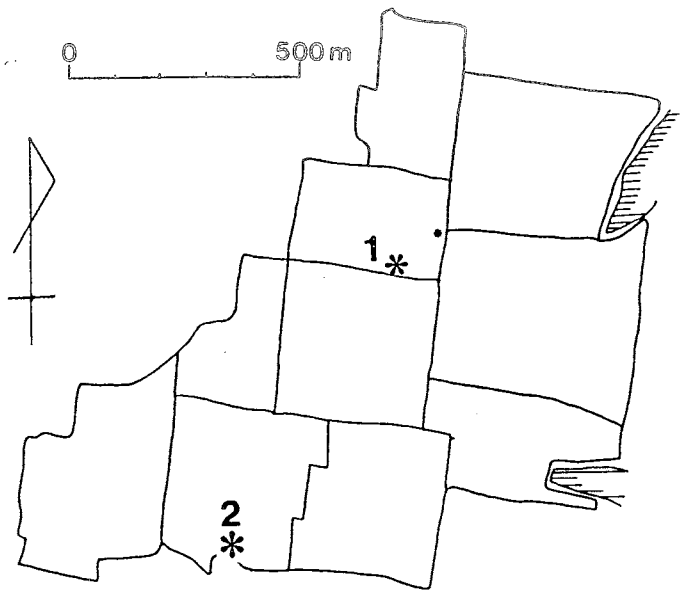


第144－２図（多肥下町）

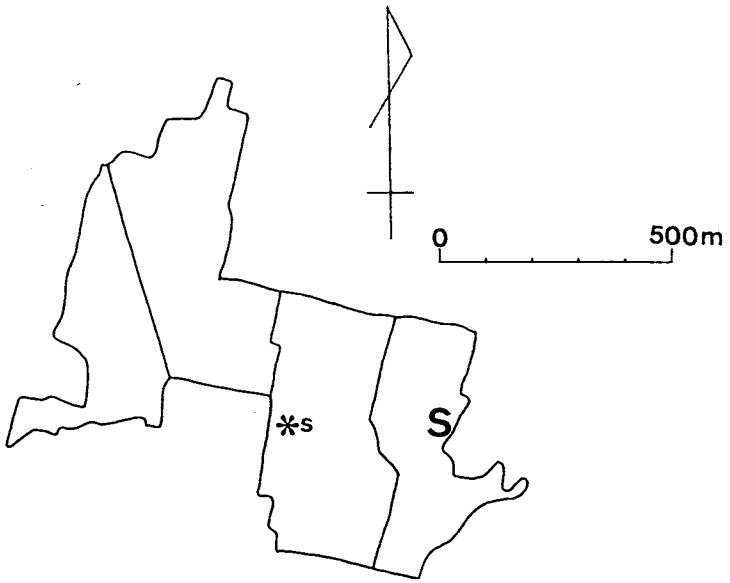


第144－３図（出作町）

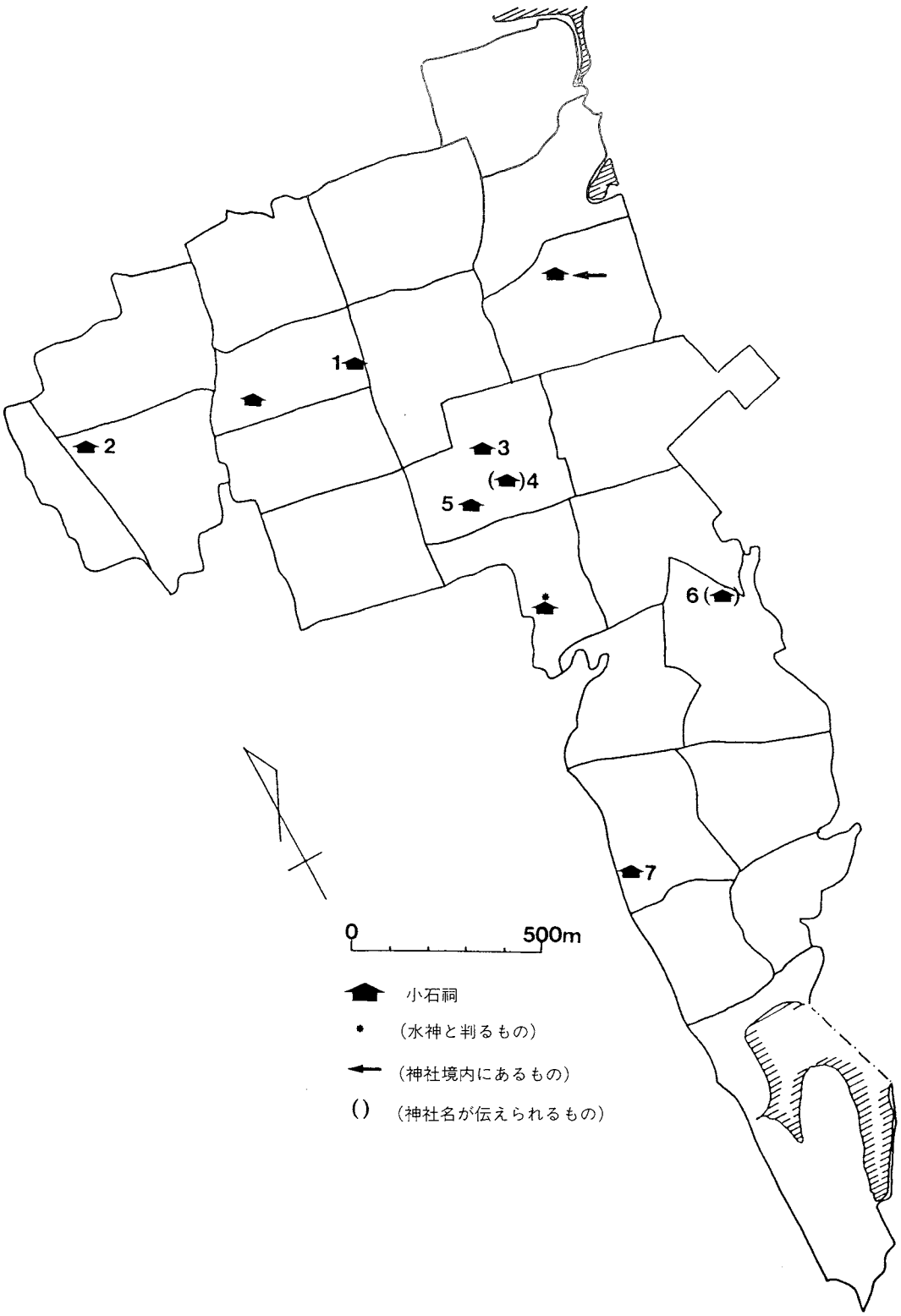


第145－1図　小石祠（多肥上町）

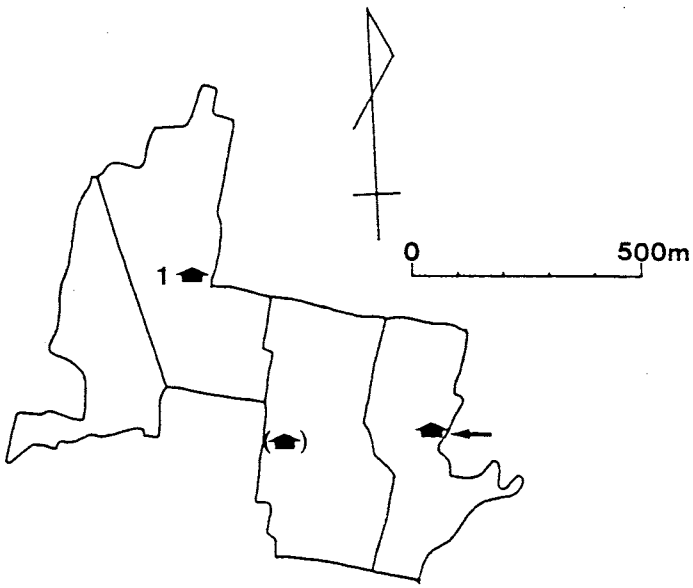


第145－２図（出作町）

生山町旭町の人々に祭祀される[15]。

〈出作町〉

1（赤塔荒神）は野口家の屋敷神であるという。

c）寺院・墓地・地蔵（第146－1～3図）

多肥地区の寺院は、他地区の人々と関連が深い。たとえば下町の大宣寺（4、浄土真宗）の本堂庫裡の改築（大正7年）時に、寄付者は下多肥村外の25地区に及ぶ。逆に、多肥地区の人々の旦那寺は、伝統的に他地区に広がっている。たとえば明治2年の宗門改帳によれば、上多肥村の人々の旦那寺は村外25寺、高松平野一帯に広がっている[16]、この2つの事実から、寺院は伝統的にムラの領域を越えて機能すると考えられる。

また散村が卓越するこの地方では、共同墓地が比較的少なく、家（一族）ごとの墓地が散在する傾向があり、多肥地区も例外ではない。

地蔵尊は、六地蔵が共同墓地の入口に、その他が街道沿い（1・2）や集落のはずれ（5）に位置する。これらの位置は近世後期以降、移動していないと考えられる[17]。

d）その他の民間信仰的ランドマーク（第147－1～3図）

金比羅の小石祠に関し、1は小田の人々が管理・祭祀（年1回）し、熊野神社境内の2は大正7年に愛敬神社（これも小石祠）と合祀され、熊野神社が管理する。

また出作町の馬頭観音は街道沿いに位置し、明治11年に設置されたという。

なお、この地区に分布する石碑は、いずれも民間信仰に関係のない記念碑（戦後）である。

2）空間構成

a）現字名と旧免名（第18－1～3図）

第3章で行った作業を、多肥地区で行う。聞き取りによれば、この地区では日常的に大字を細分化した地名を使う場合が比較的多い。しかも人々は字をムラの最小領域として捉えている様にも思え、時には字を免場と呼び替えていると思われる場合もある。まず、現在の字名とかつての免名（『免名録』参照）の比較をする。

〈多肥上町〉

西原・中所・天満・横市・長塚・妙同石（字名は東西に分れる）の6免名が字名として伝えられる。また免の下の小地名と一致する字名は彦作・前邸（前屋敷）・出口の3つである[18]。

〈多肥下町〉

免名を伝える字は下所のみである。また汲仏（こんぼとけ）・津以口（ついくち）・凹原

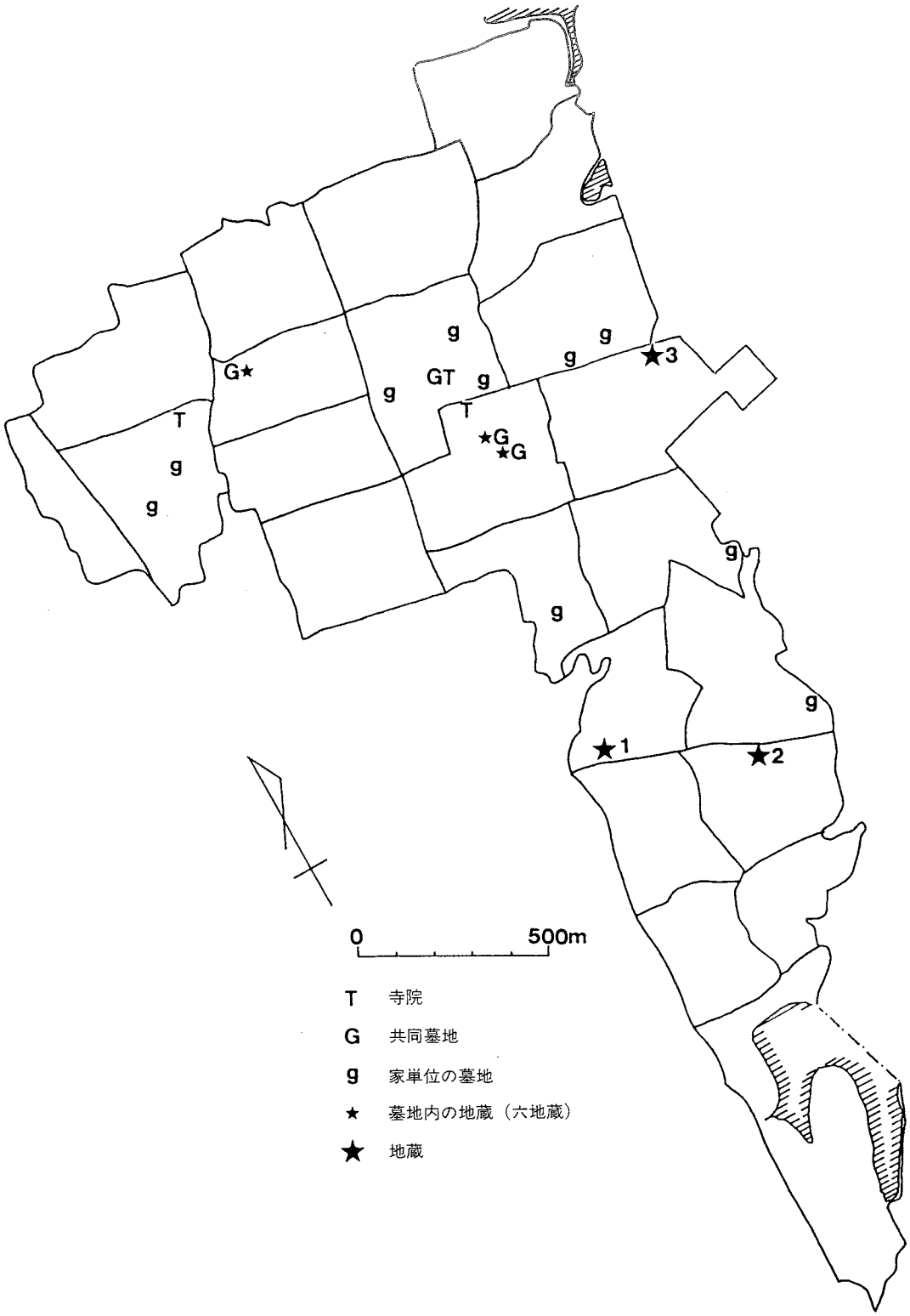


第146－1図 寺院と地蔵（多肥上町）

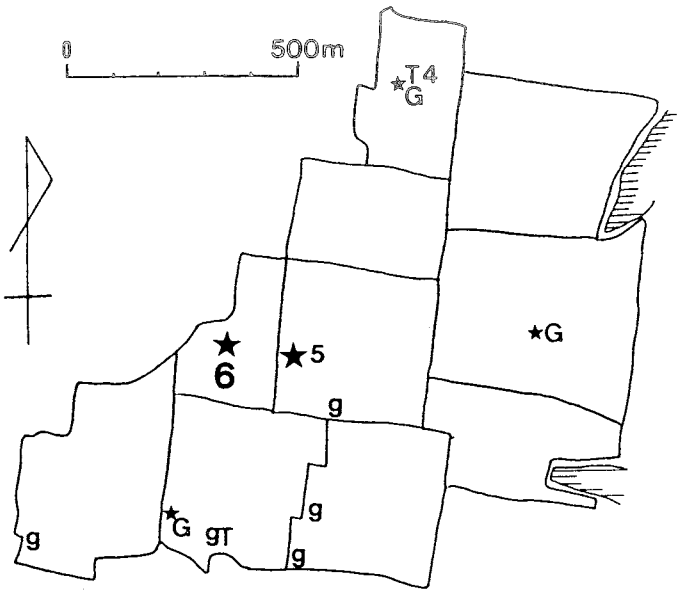


第146－２図（多肥下町）

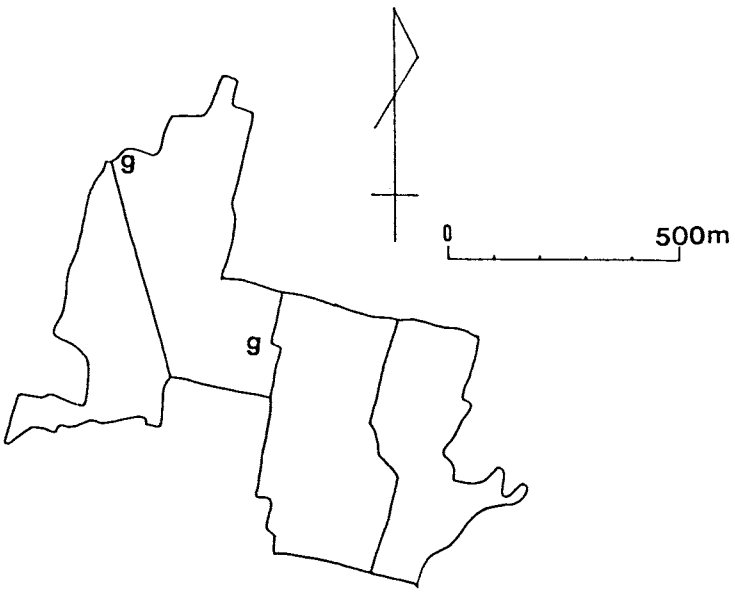


第146－３図（出作町）

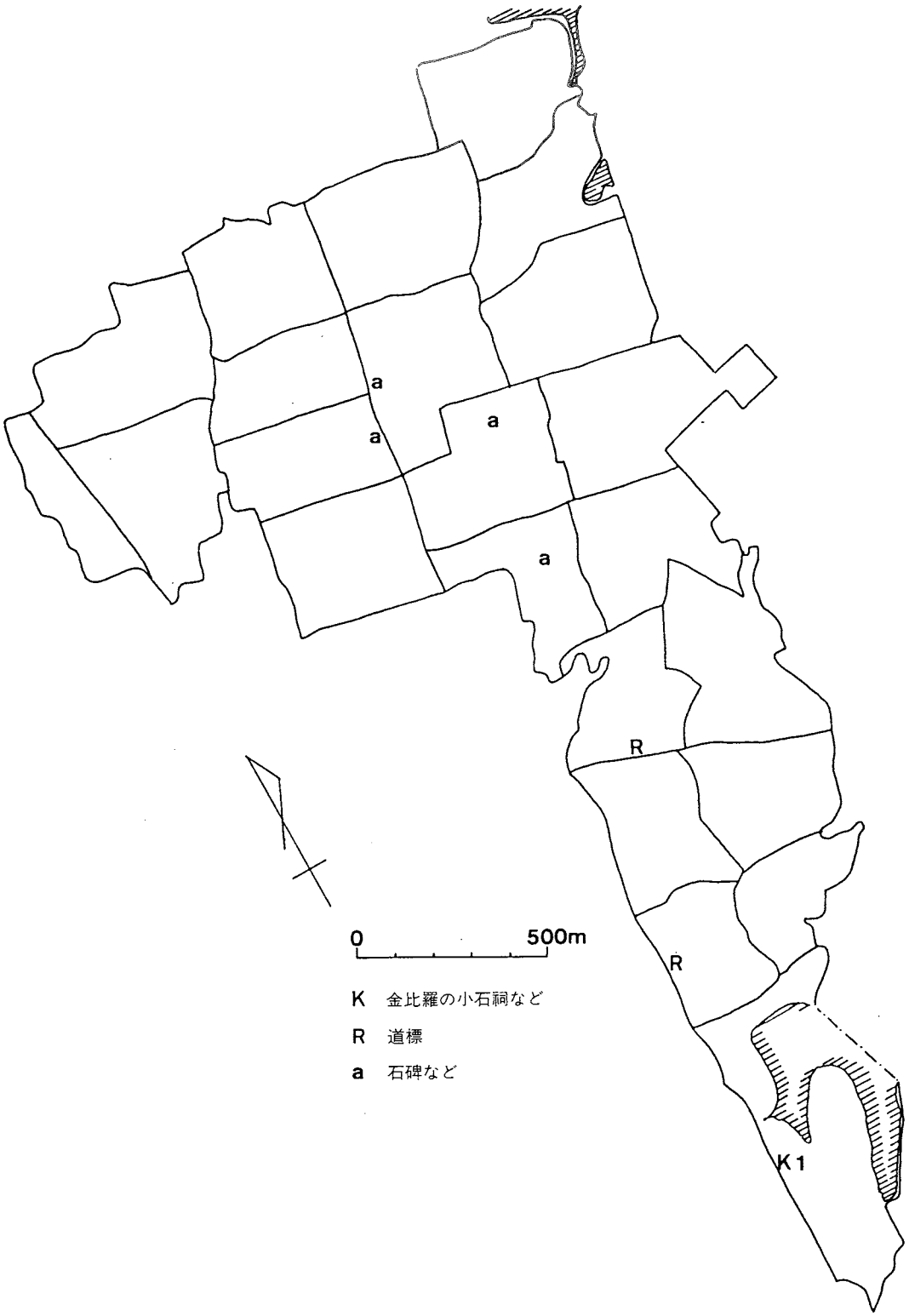


第147－1図 その他（多肥上町）

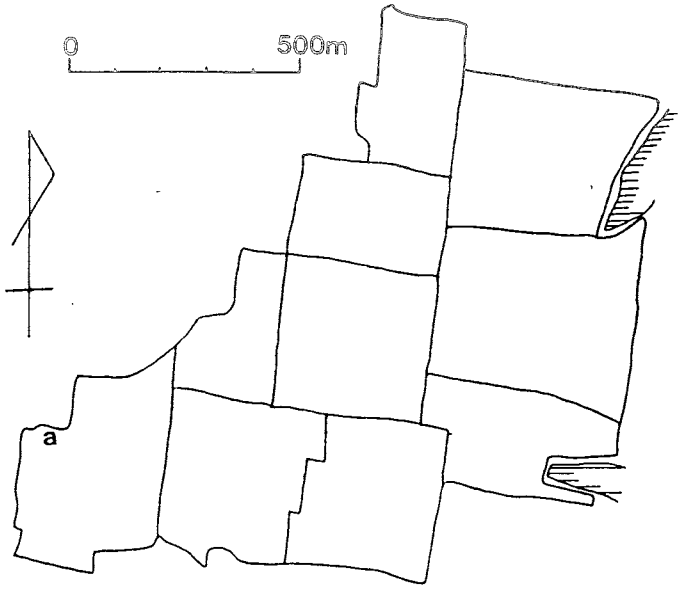


第147－２図（多肥下町）

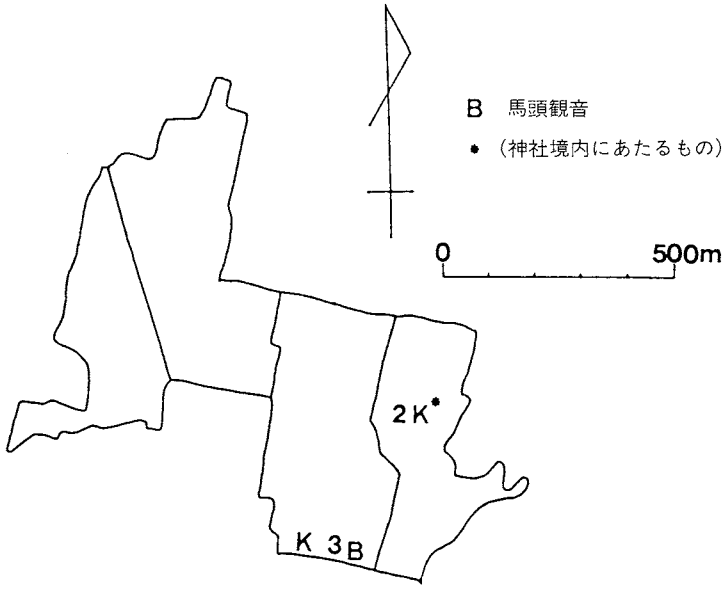


第147－３図（出作町）

第148－１図　現字名と旧免名

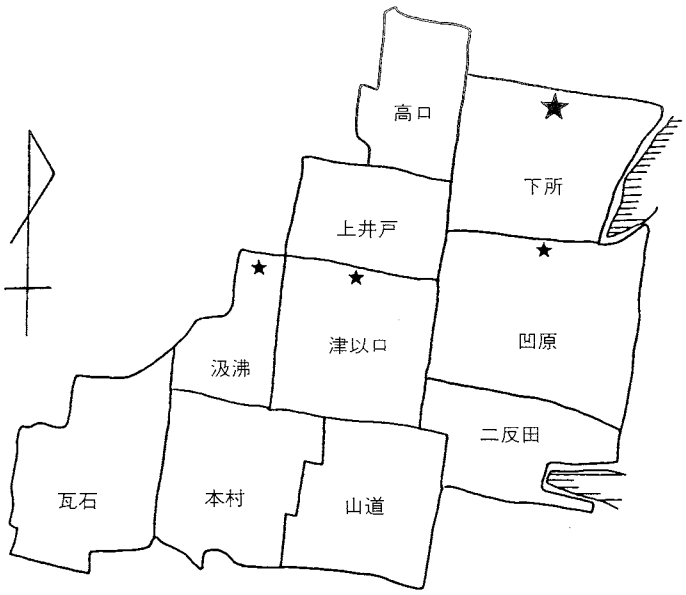


第148－２図（多肥下町）

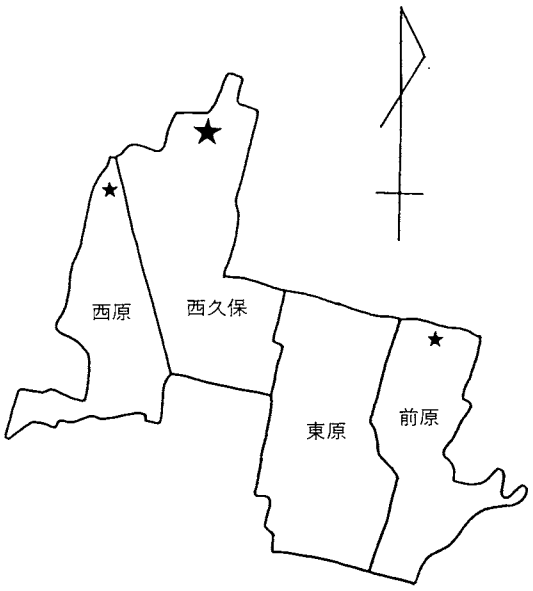


第148－３図（出作町）

〔上多肥村〕

**上所免**
**中所免**
**下所免**
**西原免**
**天満免**
**横市免**
**妙田石免**
**長塚免**

荒　彦作　前屋敷　作木　分木　野口　高木　向井
出口　北門　道ざこ　まとふ場　皿地　当石　さどう

〔下多肥村〕

**上所免**
**中所免**
**下所免**
**帰来色**

法連坊　東輪　上毛　堂贈　京免　地王　上ノ土居
乃上　岸ノ下　ついロ　片吹　くん仏　うわえと　鳥塚
めくり　かう　ひつこん原　原ふち　辻の池　佃　小原
河奈田

〔出作村〕

**上所免**
**中所免**
**下所免**
**新開免**
**西久保免**
**畑方免**

前原　西原　松ノ上　松ノ下　志茂町

表33多肥の免名と小地名

（ひっこんばら）という旧小地名が字名として残る。

〈出作町〉

西久保の１免名、西原、前原の２小地名が字名として残る。前述のように出作村は現仏生山町にその一部が属するので、他の免場は仏生山町に及ぶと考えられる。

b）免場の復原

以上のように地名から一部の免場の位置が大まかに復原できる。そこで現在の村落組織から、より正確に免場の復原を行う。ただし桜木神社の祭礼などでは、出作町は多肥のムラ領域に含まれない。つまり明治23年の下多肥・上多肥・出作の、３村合併以前、多肥は上・下でひとつのムラ領域を形成していたように思われる。近世前期の多肥村のまとまりである。したがって、出作町はあくまでも参考とする。

現在の桜木神社の祭祀組織（頭屋組）の領域は、第149図の11地区になり（ただ祭祀組織は属人的単位であるので、領域の境界は必ずしも正確に線引きできない。）この頭屋組は地神祭祀の単位としても機能する。地神塔の分布（第150図）を見ると出口には塔がないが、桜木神社境内の地神塔は出口の地神も合祀している。また出口では地神は掛け軸の形態でも祭祀される。ちなみに妙同石の小田にも掛け軸の地神があり、向井では地神塔だけでなく地神の掛け軸が頭屋宅に飾られる。

また本章１－ａでの考察の他、次の事実が免場の復原に参考となる。

多肥上町の字松ノ内の船頭荒神は、天保８年の桜木神社の記録では上所免に位置するとされる。また出口付近が上所免とも伝えられる。したがって上所免は松ノ内と出口の２字の範囲に重なる可能性がある。

多肥下町の上井戸（字）に「下所集会所」がある。ここを利用する人々は、ほぼ上井戸・下所・高口の範囲に住むようである。この範囲は下所免の領域であろう。免場の領域が現代に伝えられる事例である。

以上の事実と、前述の地名の検討を参考にすれば、多肥地区の免場はある程度、復原できる。その結果が第151図である。この領域が現在の各種の村落組織の領域と如何に連関するかは今後の課題であろう。

## 5　おわりに

小稿ではムラの伝統的空間構成を記述した。その成果についてまとめておこう。

１）太田地区周辺の民俗調査を空間の側面から行い、その分布を記録した。都市化の進むこの地域の「名もなき文化財」の記録である。

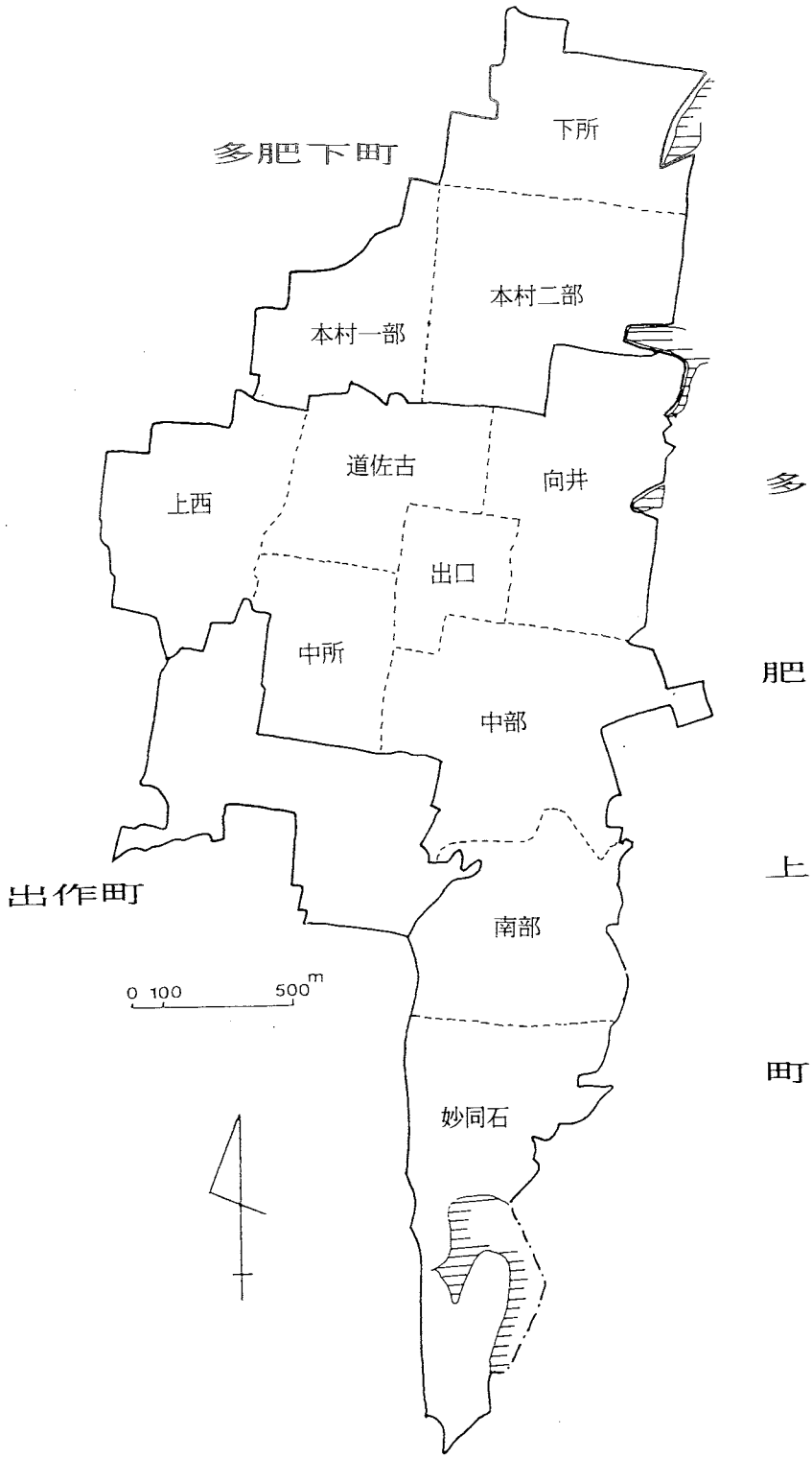


第149図　現在の地神祭の地区

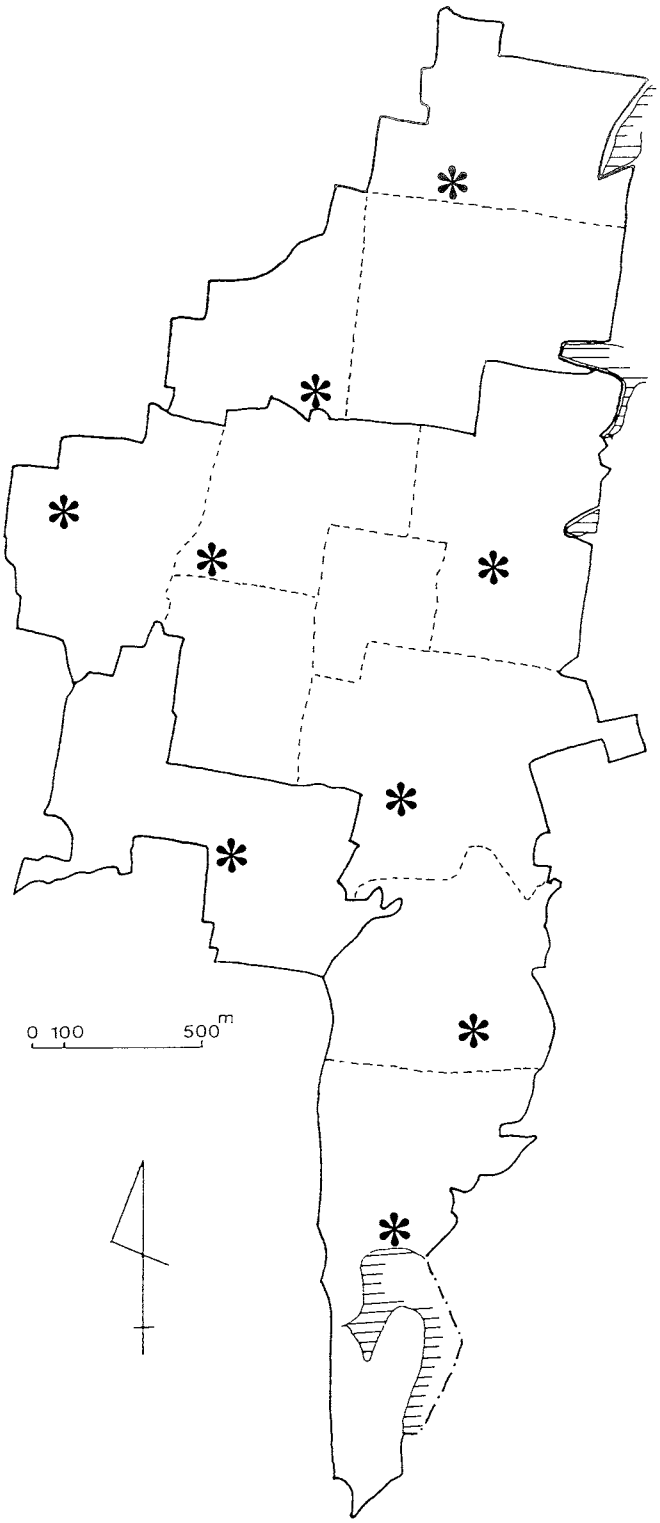


第150図　地神塔の分布

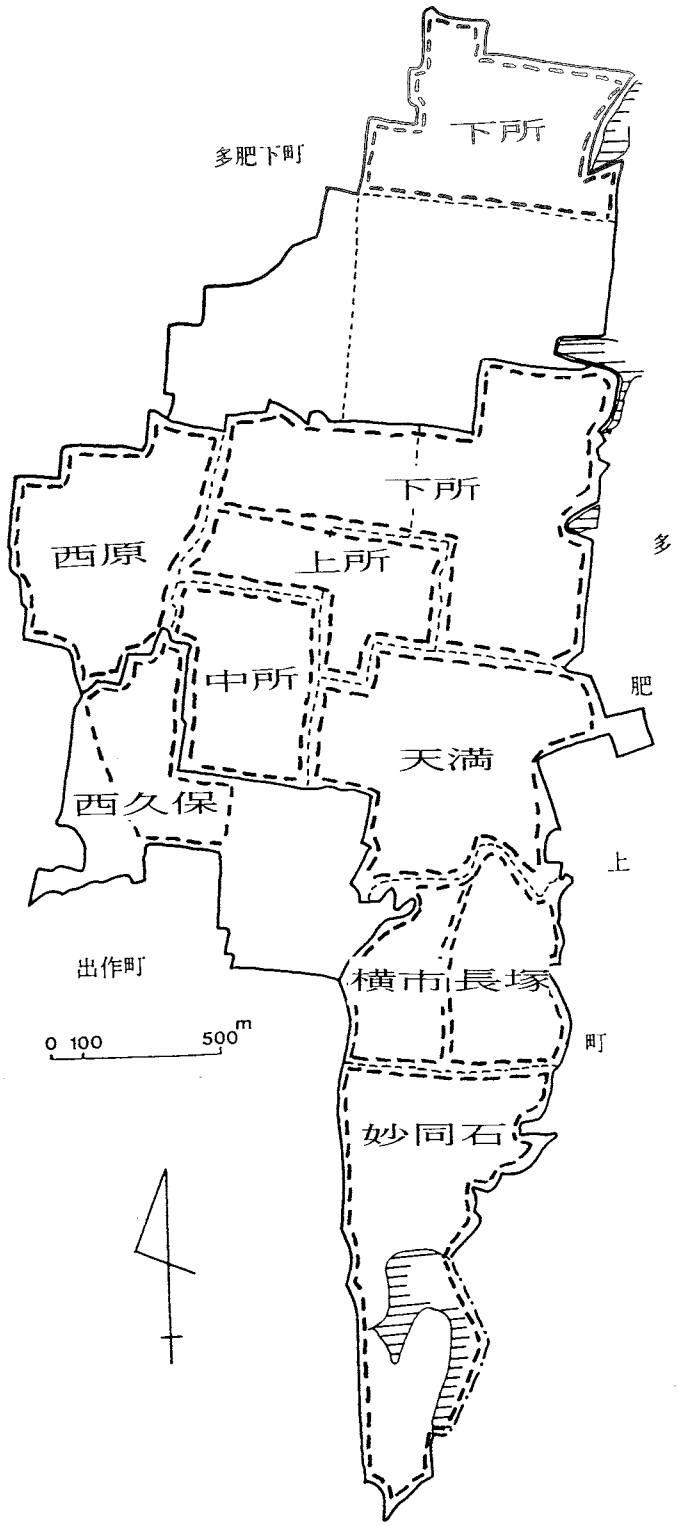


第151図　多肥の免場

2）太田地区周辺の伝統的空間構成の基礎となる免場の復原を行った。免場という単位はやがて痕跡も残さなくなるだろう。しかし讃岐のムラを考える場合、欠かせない研究対象である。

3）以上の作業を多肥地区というムラ領域を事例に、より詳細に行った。都市化の影響の少ないこの地区では、ムラの伝統的空間構成がよく残っており、免場の復原も比較的正確に行うことができたと考えている。

小稿のような視点・対象による調査は、踏査・聞き取りが主となるので、データの粗さが問題となる。今後のより精密な調査が必要である。また「伝統的」という言葉も「近世後期を基礎にした」と簡単に言い換えられまい。ムラの形成過程を考えねばならない。つまり空間構成が如何なるプロセスを経て現在の村落組織、たとえば町内会に連続、あるいは断絶したかを検討しなければならない。この他にも課題は数多くある。

小稿の調査結果が、今後の研究によって精密になり、あるいは訂正され、生かされれば幸いである。

〈謝辞〉聞き取り調査では、当該地域の多くの方にお世話になりました。また地名・土地所有状況の調査では、香川大学教育学部地理学研究室（稲田ゼミ）の学生諸君の協力を得ました。この場を借りして、お礼申し上げます。

## 註

1）村武精一『祭祀空間の構造』東大出版会、1984年
宮家　準「共同体の伝承とコスモロジー」（宮家編『仏教と日本人９・民俗と儀礼』所収）春秋社、1986年
2）中原耕夫「讃岐の地神祭」瀬戸内海歴史民俗資料館年報４、1979年
3）熊田正美「大川郡の地神塔の分布と形態」香川県自然科学館研究報告５、1983年
〃　「香川県東部の地神塔の分布と形態」同報告６、1984年
4）小倉健治「大越町の小祠」香川県自然科学館研究報告３、1981年
〃　「五色台周辺の小祠」同報告４、1982年
5）権藤典明「水利の概要」高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報（高松市教育委員会）、1987年
6）植村孝一郎「五色台周辺の地蔵菩薩と地域のかかわり合い」香川県自然科学館研究報告３、1981年
佐藤正文「香川県東部における石仏と庶民信仰」同報告５、1983年
7）10の地蔵は現在、馬渕繊維工場の北（この工場が祭る熊野大権現内）に位置するが、昔は東南の辻にあったと伝えられる。
8）川田裕文「遍路道路査」香川県自然科学館研究報告１、1979年
〃　「香川県の遍路道路査（２）」同報告２、1980年
9）今岡重夫「民俗調査について」高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概要（高松市教育委員会）、1987年
10）石原　潤「集落形態と村落共同体」人文地理17－１、1965年、49～56頁
11）多肥郷土史編集委員会『多肥郷土史（後編）』1981年、331～338頁
12）喜多家蔵『氏神八幡宮御祭礼向醵人取扱留』（天保15年）には、獅子の巡行は「出口～西原～向井～野郷～

荒（現在の小田）～中所」と記され、上多肥村の中だけであったことが分かる（前掲註11、337頁）

13) 形態的に特筆すべき地神塔がある。5は角柱ではなく、小石祠に五神の名を刻んだ石が納められている。6は五角柱だが、五神は「竜田大神・大年神・保食神・御年神・若年神」と記される。

14) 前掲註11、239頁。他地方の事例だが地神が屋敷神・祖先神とされる場合もある（志村直子「兵庫県の地神信仰」地域文化2、1975年）。

15) 信仰内容については次の報告が参考になる。
吉田時義「香川県中部の庚申塔・庚申祠・庚申堂について」香川県自然科学館研究報告10、1988年
〃　「香川県西部地域の庚申塔・庚申祠・庚申堂と庚申講」同報告11、1989年

16) 前掲註11、356頁～361頁。

17) すべての共同墓地に近世後期の墓石がある。地蔵も19世紀前半のものが多い。1は弘化年間、2は文化年間、4は文政年間と記される。いずれも移動したとの伝承はない。ただし3は昭和32年に別の場所から移されたという。

18) 多肥上町北西部の字名として、南原・平塚・松ノ内がある。『免名録』には上多肥村に隣接する太田村の免名・小地名として南原・南原下所および平塚・松ノ内が記される。しかし近世後期以降、両地区の境界は移動していないので、これらの字名と免名は無関係と考えられる。

# 第５章

# 調査のまとめ

# 調査のまとめ

現存する最古の田図として知られる弘福寺領讃岐国山田郡田図は、初期荘園の時代をさかのぼる時期の寺領の状況や条里制の初源的形態を示す資料として、古くから注目を集めてきた。そして、山田郡田図に記載された地域～比定地～は関心の的として、多くの研究が積み重ねられてきた。

しかし、今回のように、面としての調査を主眼に、発掘という考古学的な手法を採用して実態に迫ろうとした試みは行われなかった。加えて、歴史学・地理学等の分野から総合的に比定地を考察したことは、画期的であると自負する次第である。

また、調査は、古代を中心とした高松平野の歴史的景観の復原や、文化の源流を追う作業の連続でもあった。今後、高松平野の古代を語るうえで、これらの成果が大いに利用されることであろう。

調査を実施するにあたって、それを成就させるための核心をなす事柄の一つとして、山田郡田図の理解が必要であった。

多和文庫への来歴、記載事項の忠実な分析等が行われた。この調査によって、山田郡田図が原本である可能性は完全に否定されないまでも、11世紀後半から12世紀初頭にかけて、原本に極めて忠実に写されたものと結論づけられた。

平成3年6月21日に山田郡田図が重要文化財に指定されたが、これは本調査事業の成果の一つにあげられよう。調査従事者の一人として、吉報と受け止めたし、調査の進捗に勢いがついたのも事実である。

山田郡田図の内容や記載された数値等についても分析を行った。例えば、おおよその位置に同一地目をまとめたり、誇張した表現も認められるという。

山田郡田図が条里を記載しているところから、高松平野のほぼ全域に広がる条里遺構の理解が必要である。地図上の条里プランの分布を抽出し、さらには野原郷に関する安楽寿院文書、多肥郷に関する福井県の熊野神社文書等から復原が試みられた。

現在伝わる弘福寺文書のうち「山田郡弘福寺田内校出田注文」の記載等を媒介に、山田郡田図の地域を地図上に指定することができる。

このようにして、導きだされた比定地が、大池周辺（北地区）と、分ケ池周辺（南地区）である。この比定地は、米倉二郎氏等が提出した論に合致する。

また、地元住民を対象にした聴取調査も非常に有効であった。特に、比定地南地区周辺は、戦時中の飛行場建設によって著しく改変されているが、当時を知る人の証言によって往時の復原が可能になった。なかでも、東岡寺山の問題等は、比定作業に一定の成果をもたらした。

なお、飛行場建設により旧地形が失われた付近も航空写真によれば、旧地割が読み取れる。現在、香川県埋蔵文化財調査センターが発掘作業を進めているので、近い将来、その状況が明らかになるであろう。

水利の調査も精力的に実施した。特に水利慣行の大幅な変更が予想される区画整理区域については、集中的に行った。鹿ノ井出水灌漑や、大池（新池）や野田池の水配等、興味ある事実が明らかになった。

水利慣行に関する近世文書の調査も行った。多肥地区の平井出水の水利慣行を記録した文書によって、讃岐という干害常襲地帯にあって、用水の確保にどのように取り組んだかを理解することができる。

また、順道図絵の発見も、調査成果の一つにあげられよう。江戸時代後期の下林地区を記録したこの絵図から得られた情報は多い。例えば、各耕地に与えられた位付は、当時の復原に非常な力となった。

民俗的調査も実施した。区画整理では、信仰対象等が移動することもあって、位置の確認等を行った。特に、多肥地区を集中的に実施し、祭祀的な空間構成について、考察してみた。今後、高松市域、香川県域のムラや免場の研究を進める必要が認められる。

次に、地形のうえから理解が必要である。本調査実施以前には、地形を細かく分析する事は、行われていなかったが、地形を細分することにより、土地の利用形態を推測することも可能となった。

例えば、調査対象となった林地区周辺は、古代以降において非常に安定した土地柄で、大規模な洪水は起こり得ず、従って堆積自体もさほど顕著ではない。これは付近の高松平野で実施された発掘調査でも証明されている。何れの調査地でも旧河道等特別な箇所を除いては、遺構検出深度は全体に浅い。

これらの調査を尊重しながら、北地区を中心に発掘調査実施地が決定された。

発掘調査全体で、遺物の量は極めて少なく、かつ柱穴・土塀等の遺構も溝が検出されたのみで、遺構自体も多くない。発掘によって得られた遺物・遺構等の情報量は、豊富とはいえない。

さらに、調査地一帯は瓦土等の採土が、そこかしこで実施されており、昭和62年度の調査地ほぼ全域、平成元年度の調査地一部で、採土跡が確認された。このような条件下で、遺物・遺構等を対象とした発掘調査を実施すれば、結果は満足のいくものとならなかったであろう。

山田郡田図は本来、田や畠を記載した地図である。従って本調査は、水田遺構を検出することが宿命づけられていた。そのためには、高度な発掘技術の習得が求められた。

実際には、周囲の微地形等を理解したうえで、慎重な土壌・土層観察を繰り返すことによって水田遺構を検出することができた。もちろん、ごく少量の遺物も時代を定めるうえで貴重で

あった。

このようにして、第Ⅵ層が山田郡田図の時代も含む古代から中世にかけての水田面・耕地面と認められた。また、弥生時代後期・前期に属すると考られる不定形小区画水田も、昭和63年度から平成元・２年度にかけて検出された。水田発掘の技術は、他の遺跡発掘にも受け継がれ、各時代の水田が検出されている。

このような、発掘の成果に対し、水田耕作の有無を科学的な見地から証明したのが、プラントオパールや、花粉分析である。今回は、地質・土壌調査と密接に関連させて実施することにより、旧耕地面の規定・植生・気候等の復原、地層の堆積状況の復原等が可能となった。ちなみに、第Ⅵ層では稲作の存在が推定され、弥生時代後期（第Ⅷ層）・前期（第Ⅸ層）の不定形小区画水田検出面でも同様である。

平成２年度から平成３年度にかけての調査において僅かながら凹状の地形が認められることが判明した。これが山田郡田図に描かれている細長い谷状もしくは流路状の「佐布田」ではないかとの検討が重ねられることとなった。

そして「弘福寺領讃岐国山田郡田図」の比定地は決定的ではないものの、考古学的手段以外によって得られた成果等をも総合的に加味すれば、現比定地で問題はないとの結論が導かれた。

南部比定地の調査等、早急に実施しなければならない事柄は多く残されている。今後なお一層弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地を含めた高松平野の歴史を明らかにしていく必要がある。

最後になりましたが、委員会に参集された方々や関係者・関係機関の御協力に御礼を申しあげます。

弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会
委員長　木原溥幸

# 図　　版

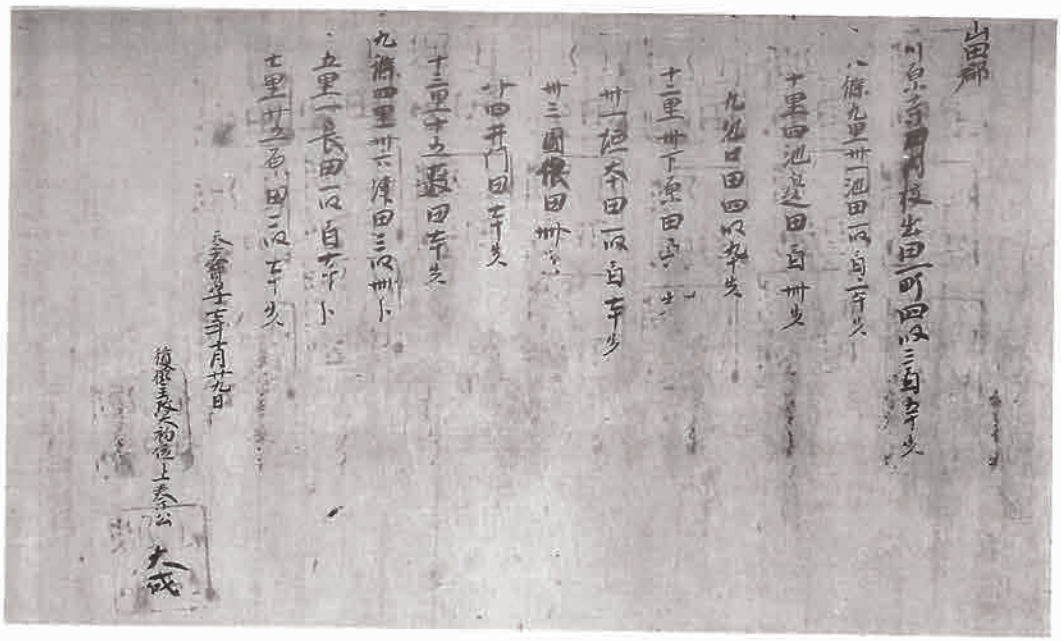

天平宝字７年山田郡弘福寺田内校出田注文

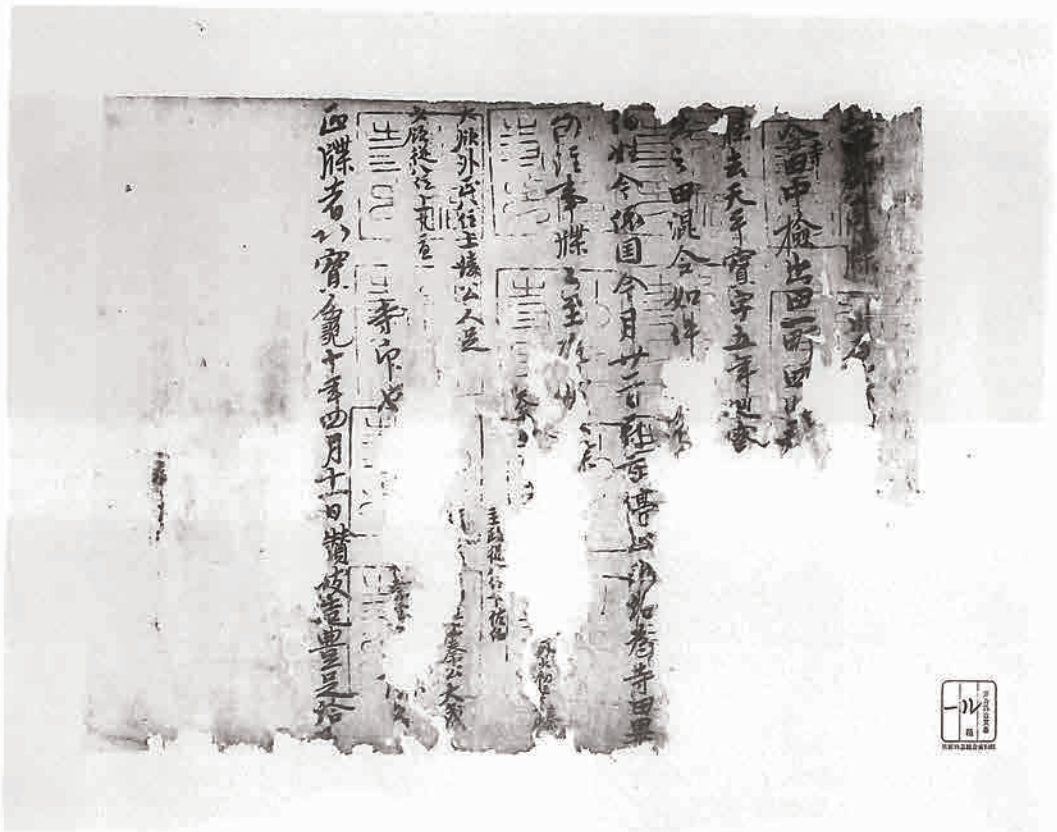

天平宝字年間山田郡司牒案

図版2

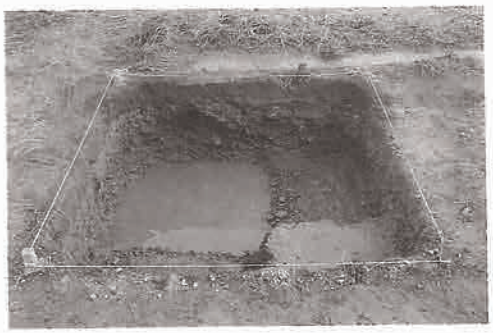

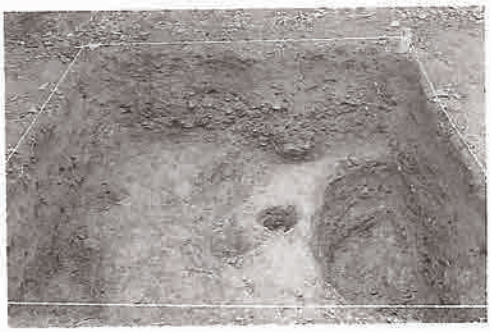

詳細分布調査グリッド完掘状況

発掘調査Ａ区写真

発掘調査Ｅ・Ｆ・Ｇ区写真

発掘調査B区写真

発掘調査B区写真

発掘調査Ｂ区写真

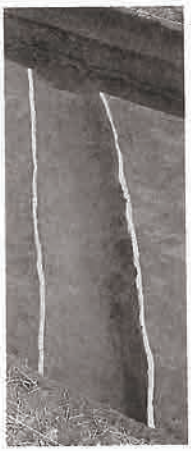

発掘調査Ｃ区写真

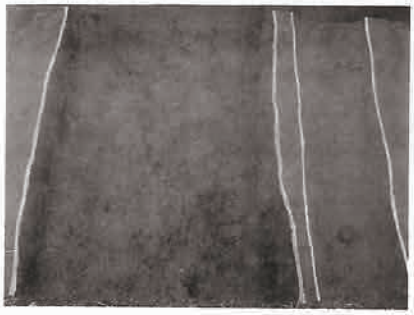

発掘調査Ｃ区写真

発掘調査C・D区写真

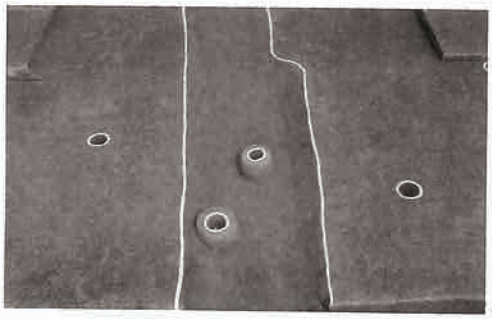

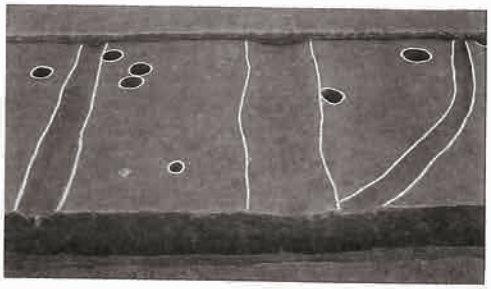

発掘調査Ｄ区写真

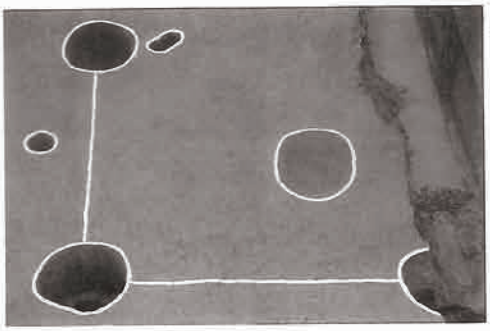

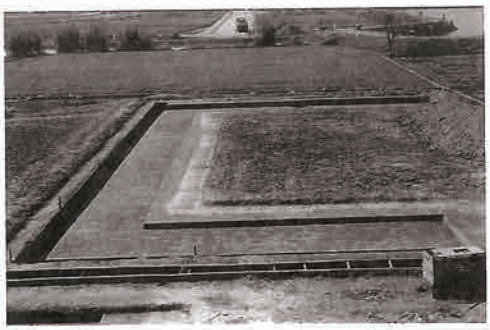

発掘調査Ｄ区写真、調査区遠景写真

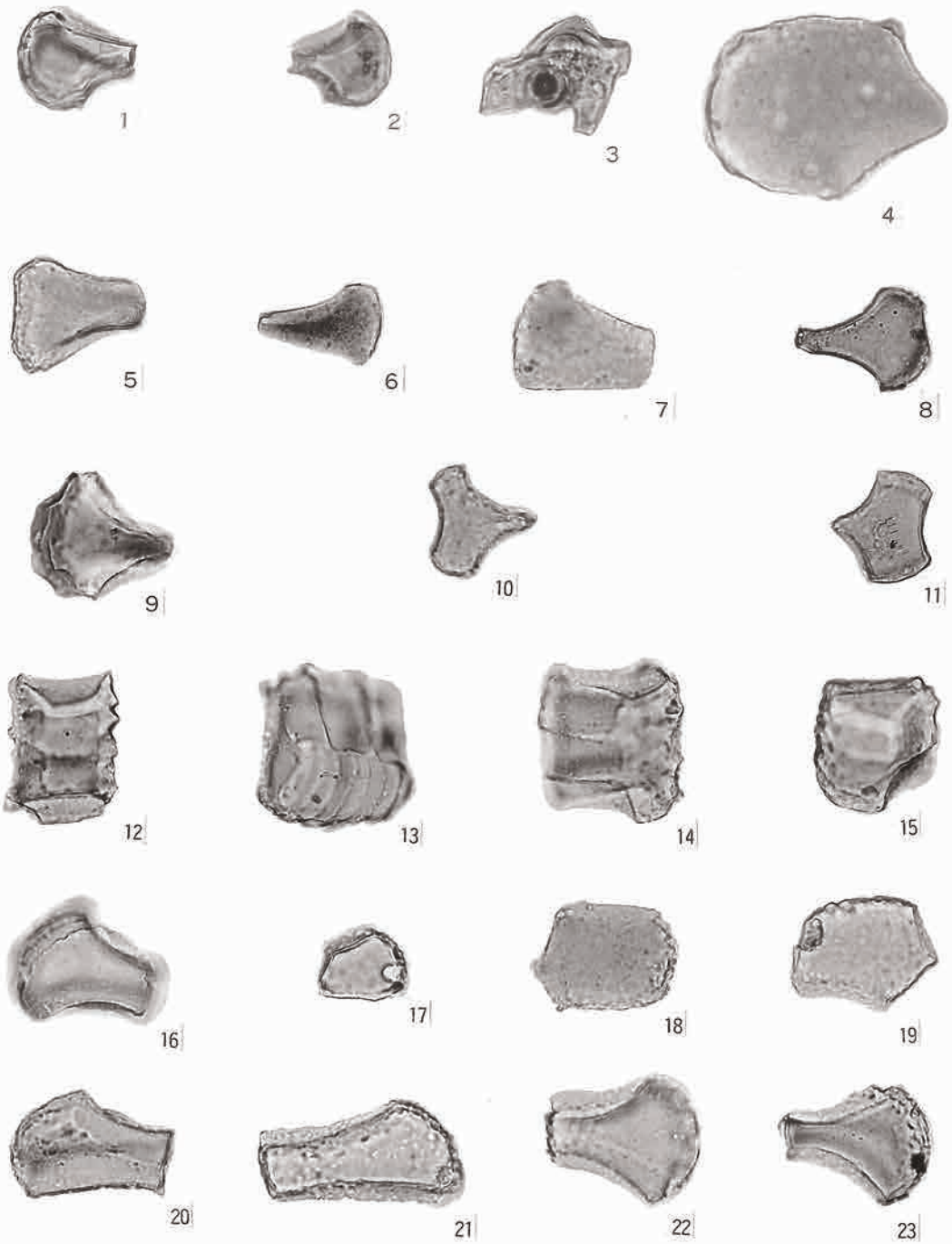


1・2　イ　ネ　　3　イネモミ　　4　ヨシ属
5～8　ウシクサ属　　9　サヤヌカグサ属　　10・11　シバ属
12・13　ネザサ節型　　14・15　タケ亜科B型　　16・17　オカメザサ属型
18・19　クマザサ属型　　20～23　メダケ節・ヤダケ属型　　(×200)

花粉化石・プラントオパール(1)

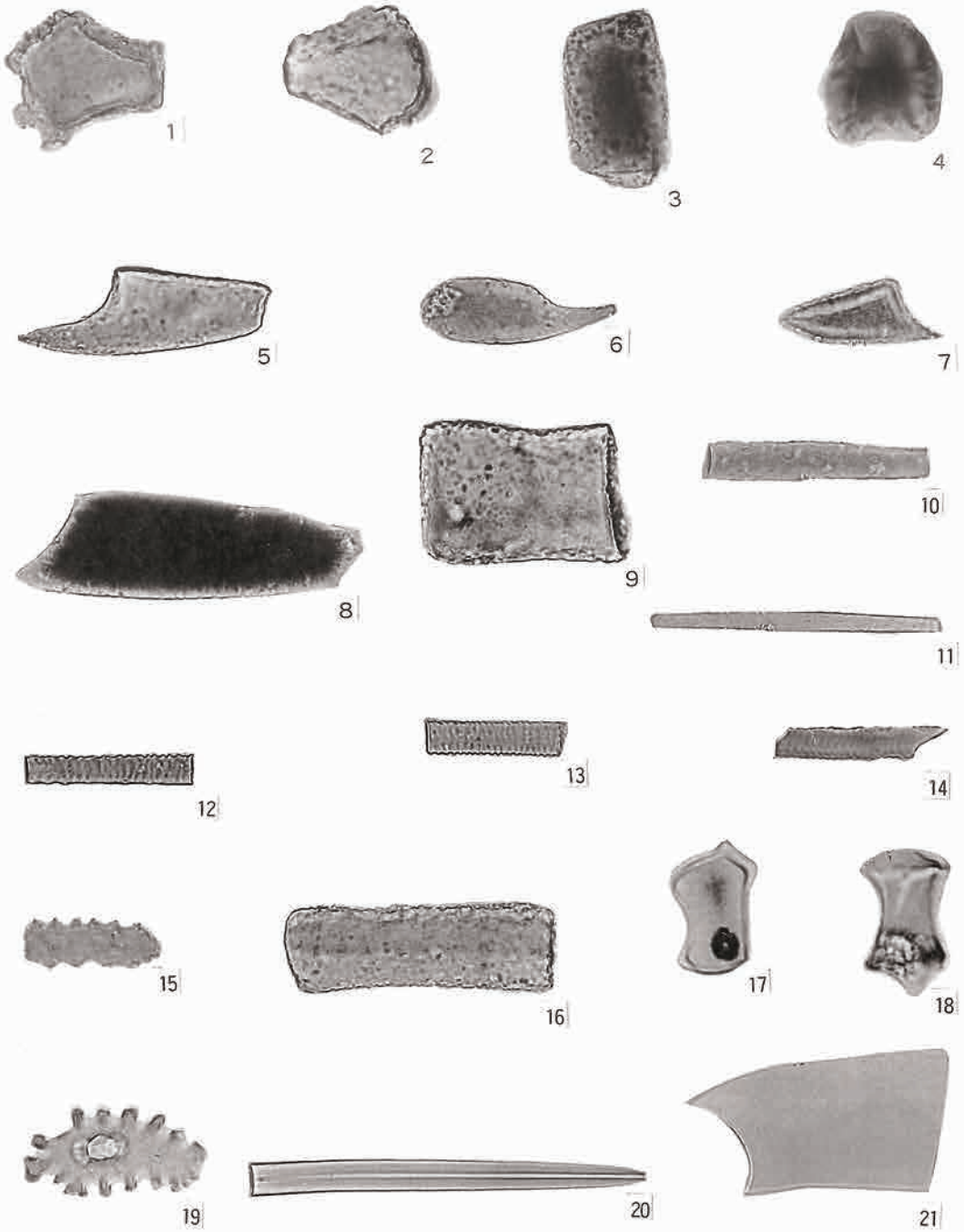


1・2　ナリヒラダケ属型　3　機動細胞柱状　4　機動細胞不明
5～8　刺状細胞　9　板状細胞A型　10・11　棒状細胞丸状A型
12～14　棒状細胞丸状B型　15　棒状細胞鋸歯状　16　棒状細胞角状
17～19　不明　20　動物珪酸体　21　火山ガラス
(17・18×400、21×100、その他×200)

花粉化石・プラントオパール(2)

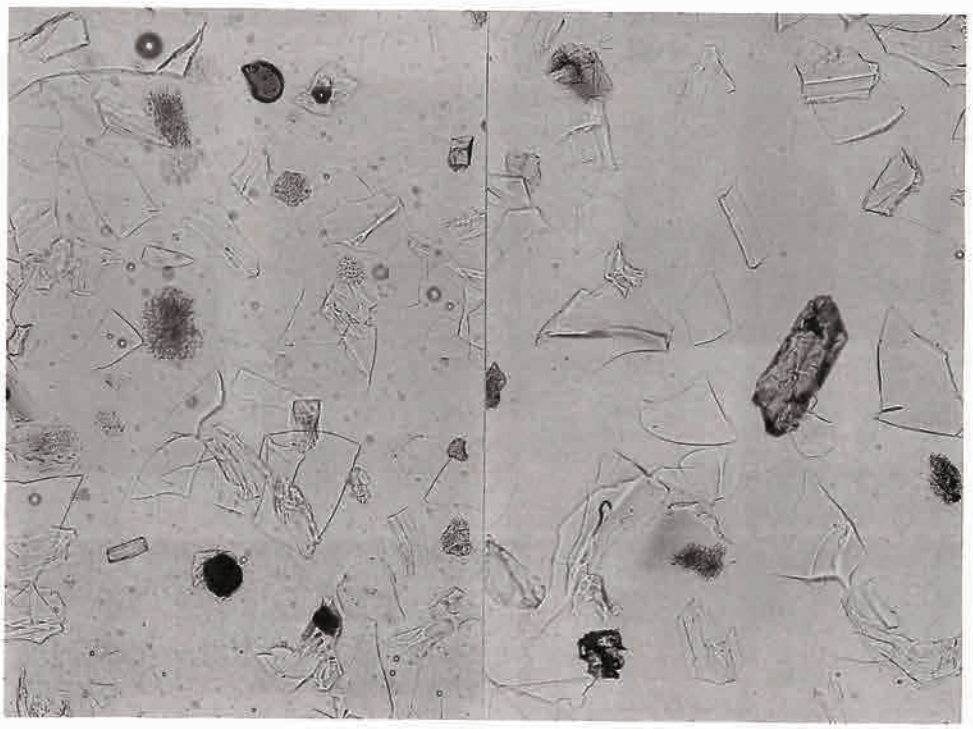

アカホヤ検出状況と顕微鏡写真

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1 吉国寺・岩田神社跡　2 分ヶ池取水口
3 桜木神社　4 平井出水
5 下池南側の谷筋　6 田図南地区比定地周辺
7 高野廃寺　8 下司廃寺塔跡
9 宝寿寺跡　10 坂田廃寺跡

田図南地区周辺写真

1

2

3

4

5

6

7

8

1 小田池　2 奈良須池
3 辻堂池　4 平池
5 舟岡池　6 鹿ノ井出水
7 野田池本ユル　8 三郎池
9 公渕池　10 久米池

9

10

水利慣行関係写真

1

2

3

4

5

6

太田地区周辺の民俗調査

# 讃岐国弘福寺領の調査

弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書

平成４年３月発行
監　　修　弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会
編集・発行　高松市教育委員会
印　　刷　高東印刷株式会社